

# 国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of  
National Institute for Land and Infrastructure Management

No.1203

March 2022

## まちづくりに資する「優れた公共デザイン」 の実現手法に関する手引き（案）

緑化生態研究室

Manual on realization approach “high-quality public space design” for urban and community development

Landscape and Ecology Division



国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan



## まちづくりに資する「優れた公共デザイン」 の実現手法に関する手引き（案）

岩本 一将 \*  
舟久保 敏 \*\*  
西村 亮彦 \*\*\*  
大石 智弘 \*\*\*\*

### Manual on realization approach “high-quality public space design” for urban and community development

IWAMOTO Kazumasa \*  
FUNAKUBO Satoshi \*\*  
NISHIMURA Akihiko \*\*\*  
OHISHI Tomohiro \*\*\*\*

#### 概要

平成17年の景観法施行以降、景観行政が全国に普及する中、公共施設の整備についてより一層の景観への配慮を行うことで、観光開発やまちづくりの観点における魅力向上につながることを期待されている。

本手引きは、優れた公共デザインの取組に着目し、各事業に関わったステークホルダーの役割等を分析した上で、優れた公共デザインを実現するためのポイントを取りまとめたものである。

キーワード：公共空間、公共デザイン、景観、まちづくり、合意形成

#### Synopsis

The high-quality public spaces have a good influence on regional development and invite diverse activities. In Japan, after the enactment of the Landscape Law in 2005, particularly discussed the way to realize them.

This manual provides the points for realizing the high-quality public spaces with some perspectives: the roles of the stakeholders, implementation structures, and so on, through national and international projects.

**Key Words : public design, public space, landscape, urban development, Consensus building**

- 
- \* 緑化生態研究室 研究官 Researcher, Landscape and Ecology Division  
\*\* 前緑化生態研究室 室長 Former Head, Landscape and Ecology Division  
\*\*\* 前緑化生態研究室 研究官 Former Researcher, Landscape and Ecology Division  
\*\*\*\* 緑化生態研究室 室長 Head, Landscape and Ecology Division

表紙写真：水辺で屯い、交流する人々（Maastricht）

## はじめに

平成17年の景観法施行以降、景観行政が全国に普及する中、公共施設の整備についても、より一層の景観への配慮、デザインの質的向上が課題となっている。そのような状況において、近年、各地の地方公共団体が多様な連携の体制を構築した上で取組を展開するようになってきている。

このようなことから、国土技術政策総合研究所・緑化生態研究室では、平成30年度から令和2年度にかけて、地方公共団体における優れた公共デザインの取組を支援することを目的として、先行する事例をもとに、体制構築の枠組みを体系的に整理した上で、それぞれの手法の利点や課題、技術的な留意事項等に関する調査・研究を進めてきた。

本手引きは、その研究成果の1つとして、優れた公共デザインの取組に着目し、各事業に関わったステークホルダーの役割に着目して整理し、優れた公共デザインを実現するためのポイントを取りまとめたものである。

本手引きの構成や読み方については、この後の本文に記載しているが、事業担当者の方々には、本手引きを積極的に活用し、優れた公共デザインに向けた取組を具体的に実践いただくことを期待したい。

最後になるが、本手引きの取りまとめにあたっては、次頁に示す有識者の方々へのヒアリングを実施し、有益なご助言をいただいた。ここに記して、感謝の意を表するものである。

また、事例調査へのご協力や資料提供をいただいた多くの地方公共団体の関係者にも、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室室長  
大石 智弘

□令和元年度：国内事例に関する有識者ヒアリングのメンバー

---

桂 有生 横浜市都市整備局企画部都市デザイン室  
末 祐介 中央復建コンサルタンツ株式会社 計画系部門  
高尾 忠志 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター、長崎市景観専門監  
福島 秀哉 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻  
三牧 浩也 柏の葉アーバンデザインセンター  
山口 敬太 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻

※敬称略、五十音順、所属等は当時

□令和2年度：海外事例に関する有識者ヒアリングのメンバー

---

藤村 龍至 東京藝術大学美術学部建築科、RFA  
山口 敬太 京都大学大学院工学研究科社会基盤工学専攻

※敬称略、五十音順、所属等は当時

# 目次

## 本手引きについて

---

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 手引きの目的・活用方法..... | 2 |
| (1)手引きの目的.....      | 2 |
| (2)読み手の対象.....      | 2 |
| (3)本手引きの活用方法.....   | 2 |
| (4)事業に登場する関係者.....  | 3 |
| (5)本手引きで扱う事例.....   | 3 |
| 2. 手引きの全体構成.....    | 4 |

## 第1章 優れた公共デザインの実現手法に関する基本的な考え方

---

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. 優れた公共デザインとは.....       | 8  |
| (1)公共デザインについて.....        | 8  |
| (2)優れた公共デザインについて.....     | 9  |
| 2. 事業の進め方.....            | 16 |
| (1)優れた公共デザインを実現するために..... | 16 |
| (2)事業段階.....              | 18 |

## 第II章 各ポイントの詳細と実現方策

---

|  |    |
|--|----|
| 本章について .....                                       | 22 |
| ポイント① 地域のビジョンを確認のうえ、<br>事業の進め方を共有する .....          | 24 |
| ポイント② 地域のビジョンを反映できる、<br>能力の高い計画・設計者を選定する .....     | 29 |
| ポイント③ 地域のビジョンに即した<br>計画・設計を遂行する .....              | 33 |
| ポイント④ 計画・設計時に地域のビジョンに即した<br>計画・設計意図を複数年度共有する ..... | 40 |
| ポイント⑤ 施工時に地域のビジョンに即した<br>計画・設計意図を共有する .....        | 43 |
| ポイント⑥ 地域に寄与する<br>適切な管理運営を行う .....                  | 45 |

## 第III章 ポイント実現に向けた体制構築

---

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 本章について .....                | 50 |
| a. 委員会 .....                | 54 |
| b. アドバイザー .....             | 63 |
| c. 監理業務委託(非常設) .....        | 75 |
| d. インハウス(常設) .....          | 78 |
| e. 主体間連携まちづくり推進組織(常設) ..... | 83 |

## 第IV章 事例集（国内編）

---

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 各事例の概要.....                   | 94  |
| 各ポイントと事例の対応.....              | 98  |
| 事例集の読み方.....                  | 100 |
| 1. ゆいの広場ひらり.....              | 103 |
| 2. ナギテラス.....                 | 109 |
| 3. (仮称)花畑広場・シンボルプロムナード.....   | 115 |
| 4. 富山市まちなか賑わい広場「グランドプラザ」..... | 121 |
| 5. 西仲橋.....                   | 127 |
| 6. 女川駅前レンガみち周辺地区.....         | 133 |
| 7. 大槌町中央公民館吉里吉里分館.....        | 139 |
| 8. 上西郷川 里川の再生.....            | 145 |
| 9. 糸貫川清流平和公園の水辺.....          | 151 |
| 10. 警固公園.....                 | 157 |
| 11. 南池袋公園.....                | 163 |
| 12. とおり町 Street Garden.....   | 169 |
| 13. 佐賀城公園ころざしのもり.....         | 175 |
| 14. 中尊寺通り.....                | 181 |
| 15. あそべるとよたプロジェクト             |     |
| ・豊田市都心地区空間デザイン基本計画.....       | 187 |
| 16. 新川千本桜沿川地区.....            | 193 |
| 17. グランモール公園.....             | 199 |
| 18. 出島表門橋及び出島表門橋公園.....       | 205 |
| 19. 花園町通り.....                | 211 |
| 20. OM TERRACE.....           | 217 |
| 21. 柏の葉アクアテラス.....            | 223 |
| 22. 木津川遊歩空間 トコトコダンダン.....     | 229 |

## 第V章 事例集（海外編）

---

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 掲載事例について .....                       | 236 |
| 事例集の読み方 .....                        | 237 |
| 1. Chicago Riverwalk Expansion ..... | 241 |
| 2. Uptown Normal Roundabout .....    | 253 |
| 3. Levy Park .....                   | 265 |
| 4. Wynyard Quarter .....             | 277 |
| 5. Dakpark .....                     | 289 |
| 6. Water Square Benthemplein.....    | 301 |

# 本手引きについて

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 手引きの目的・活用方法 ..... | 2 |
| (1) 手引きの目的 .....     | 2 |
| (2) 読み手の対象 .....     | 2 |
| (3) 本手引きの活用方法 .....  | 2 |
| (4) 事業に登場する関係者 ..... | 3 |
| (5) 本手引きで扱う事例 .....  | 3 |
| 2. 手引きの全体構成 .....    | 4 |



多くの人が集まり、多様な使われ方がされている広場（Brussels）

## 1. 手引きの目的・活用方法

### (1) 手引きの目的

2005年の景観法施行以降、公共施設及び公共空間の整備についても、より一層の景観への配慮、デザインの質的向上が目指されている。政策の観点においても、景観やデザインの質的向上は我が国の重要な政策課題のひとつであり、「国土形成計画」（2015年8月）における「環境保全及び景観形成に関する基本的な施策」の中では、「美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用」が主な施策のひとつとして挙げられている。また「明日の日本を支える観光ビジョン」（2016年3月）においても「景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上」が掲げられている。

近年ではこのような状況において、各地の地方公共団体が多様な体制のもとで様々な取組を展開し、優れた公共空間が多く創出されている。しかしながら、事業担当者は景観への配慮及びデザインの質的向上と併せて、円滑な事業の遂行が求められており、それらを実行する過程には様々な課題が未だ多く存在していることが想定される。

本手引きは、平成30年から令和2年度において後述する「優れた公共デザイン」の定義に該当する国内22事例、海外6事例に対する調査を実施し、優れた公共施設及び公共空間の創出に際して必要なポイントを把握した上で、それらをわかりやすく解説することで、地方公共団体における取組を支援することを目的としている。

### (2) 読み手の対象

本手引きは、各地方公共団体の事業担当者を主たる読者として想定している。しかしながら、優れた公共施設および公共空間を創出するためには、計画・設計業務に携わる有識者や民間事業者、地域住民の役割も重要であることから、地方公共団体の事業担当者に限らず、公共空間の創出に関わる人々に幅広く読まれることを期待する。

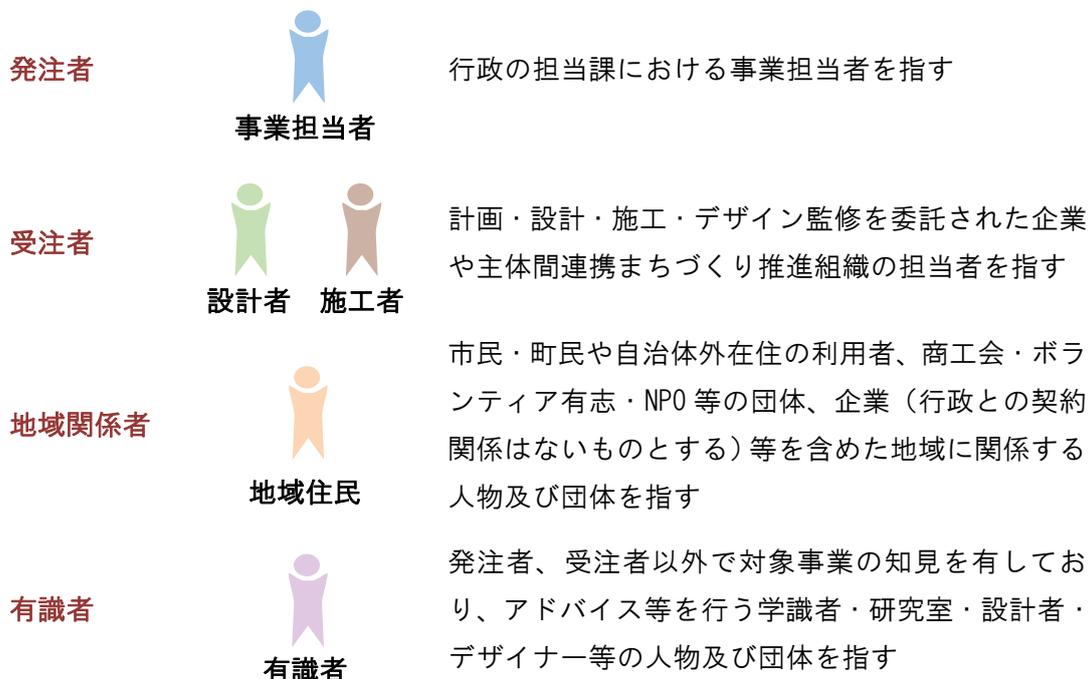
### (3) 本手引きの活用方法

優れた公共施設及び公共空間の創出を実現するためには、実際に公共事業を進める地方公共団体、特に事業担当者の果たす役割が大きいことから、本手引きは事業担当者の視点から具体的な取組を進めるための手引きを意図して構成している。また、本手引きでは機能や空間の配置・規模・形状・素材に関する専門的なデザイン手法を取り扱うのではなく、事業の質を向上させるためのポイントについて整理している。

多種多様な公共事業の事業担当者が本手引きを手取ることを想定し、扱う事業の種類を広げて網羅的に整理することで可能な限り一般化したポイントを示している。しかし、各地域の特性や施設の種別、関係者の置かれた状況は千差万別であるため、本手引きに記載の内容を踏襲した上で、各事業担当者が主体となって、事業固有の工夫や解決策を検討するための参考資料として活用されることが望ましい。

#### (4) 事業に登場する関係者

本手引きで扱う公共事業の関係者は大別すると以下の4主体であり、各主体の定義は下記の通りである。



#### (5) 本手引きで扱う事例

本手引きの作成に際して 調査対象とした28事例は、事業実現のプロセスや体制構築の観点において参考となる情報を得ることができたものである。28事例の一部においては、調査時点（※）において施工中もしくは供用を開始して間もない事例も含まれているが、より多様な公共空間を分析対象とし、かつ最新の事例を紹介することを意図して、本手引きの事例として選定している。

※国内事例は令和2年3月31日時点、海外事例は令和3年3月31日時点の内容。

## 2. 手引きの全体構成

本手引きは「本手引きについて」と「第Ⅰ章 優れた公共デザインの実現手法に関する基本的な考え方」「第Ⅱ章 各ポイントの詳細と実現方策」「第Ⅲ章 ポイント実現に向けた体制構築」「第Ⅳ章 事例集（国内 22 事例）」「第Ⅴ章 事例集（海外 6 事例）」の 5 章で構成されている。

本手引きの章立てと主な記載内容

| 章のタイトル                        | 主な記載内容  |
|-------------------------------|---|
| 本手引きについて                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本手引きの目的や想定する主な読者、活用方法、事業に登場する関係者、対象とした事例について記載</li> </ul>  |
| 第Ⅰ章 優れた公共デザインの実現手法に関する基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公共デザイン」「優れた公共デザイン」「地域のビジョン」「高質な空間」「デザインマネジメント」等の用語の定義について整理</li> <li>・ 優れた公共デザインを創出するためのポイントを 4 つの事業段階別に整理し、各段階で留意すべき点について記載</li> </ul> |
| 第Ⅱ章 各ポイントの詳細と実現方策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業段階別に網羅的に整理したポイントを実現するためのさまざまな方策を、実例を挙げながら解説、紹介</li> </ul>  |
| 第Ⅲ章 ポイント実現に向けた体制構築            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業担当者のみでは実現の難しいポイントについて、実現の可能性を高める体制構築に関する情報を抽出し、実例を挙げながら整理</li> </ul>   |
| 第Ⅳ章 事例集（国内編）                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公共デザイン」の質的向上を図るために参考となるポイントを多数含む国内 22 事例の概要を紹介</li> </ul>   |
| 第Ⅴ章 事例集（海外編）                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公共デザイン」の質的向上を図るために参考となるポイントを多数含む海外 6 事例の概要を紹介</li> </ul>  |

## 本手引きについて

冒頭はこの手引きについての解説

1. 手引きの目的・活用方法

2. 手引きの全体構成

## 第1章 優れた公共デザインの実現手法に関する基本的な考え方

### 1. 優れた公共デザインとは

(1) 公共デザインについて

(2) 優れた公共デザインについて

1. では何をもって「優れた公共デザイン」なのかを再確認

### 2. 事業の進め方

(1) 優れた公共デザインを実現するために

(2) 事業段階

2. は「優れた公共デザイン」を実現するための事業の進め方についての概要です

事業の各段階で押さえておきたいポイントと…

効果的な取組体制の二軸から…

## 第2章 各ポイントの詳細と実現方策

## 第3章 ポイント実現に向けた体制構築

## 第4章 事例集 (国内編)

| 事業段階       | ポイント                                 | 実現方策 |
|------------|--------------------------------------|------|
| 1<br>事業構想時 | ① 地域のビジョンを確認のうえ、事業の進め方を共有する          |      |
|            | ② 地域のビジョンを反映できる、能力の高い計画・設計者を選定する     |      |
| 2<br>基本設計時 | ③ 地域のビジョンに即した計画・設計を遂行する              |      |
|            | ④ 計画・設計時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を複数年度共有する |      |
| 3<br>施工時   | ⑤ 施工時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を共有する        |      |
| 4<br>管理運営時 | ⑥ 地域に寄与する適切な管理運営を行う                  |      |

| 体制と参照事例                             |
|-------------------------------------|
| a. 委員会<br>a-1. 委員会+WG<br>a-2. 審議会   |
| b. アドバイザー<br>b-1. 直接依頼<br>b-2. 登録派遣 |
| c. 監理業務委託                           |
| d. インハウス                            |
| e. 主体間連携<br>まちづくり推進組織               |

先行事例から導き出した実現方策を、具体的に解説

第4章は第1章～第3章の内容ともリンクしているので、参照しながらどこから読んでもOK!

第5章は海外事例において実践されている実現方策などを紹介

## 第5章 事例集(海外編)



# 第 I 章.

## 優れた公共デザインの 実現手法に関する 基本的な考え方

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 1. 優れた公共デザインとは .....        | 8  |
| (1) 公共デザインについて .....        | 8  |
| (2) 優れた公共デザインについて .....     | 9  |
| 2. 事業の進め方 .....             | 16 |
| (1) 優れた公共デザインを実現するために ..... | 16 |
| (2) 事業段階 .....              | 18 |



広場としての機能を有し、多様なアクティビティを誘発する図書館（Delft）

## 1. 優れた公共デザインとは

### (1) 公共デザインについて

これまで土木分野において、デザインという言葉は「土木デザイン」や「景観デザイン」といった用語が時代と共に使用されてきた<sup>※1</sup>。本手引きでは新たに「公共デザイン」という言葉を用いて「公共性を有する空間のデザイン」を意味して用いている。ただし本手引きにおける「公共デザイン」は、空間のみのデザインを扱うのではなく、後述するように事業全体のマネジメントや供用後の管理運営も含めて用いていることに留意されたい。

※1：近年までの言葉の変遷や、土木分野におけるデザインの取組の経緯については、「まちを再生する公共デザイン」（山口敬太、福島秀哉、西村亮彦編著、学芸出版社、2019）に詳しい。

#### 1) 公共性について

「公共性を有する」とは、近年、民間事業においても公共性の高い空間が創出されている例が増加していることを鑑み、地方公共団体が実施する事例のみに限定して適用される内容ではないことを意図したものである。

すなわち、民間事業においても本手引きで扱うポイントや実現方策は共通する部分が多いことが想定されるため、民間事業の関係者にも広く活用されることを期待している。

#### 2) デザインについて

一般的に「デザイン」という言葉は、物理的・空間的な形状、機能の操作や創出に対して用いられることが多いため、事業担当者が「公共デザイン」を検討する際に高い専門知識やセンスが必要であると認識されているケースも少なくない。しかし、本手引きでは「デザイン」という言葉を用いて、物理的・空間的な形状や機能の操作に限らず、発注方式・体制といった事業全体のマネジメントや、供用後の適切な管理運営も含めた概念としている。

そのため必ずしも空間設計に関する専門知識やセンスが必要となるわけではなく、本手引きで紹介する各ポイントを遂行すること自体が「デザイン」行為の一部である」とご認識いただきたい。

特に各ポイントの中には、事業担当者が主体となって実行する方策もあることから、事業の「デザイン」を実施される際、具体的な参考となるよう留意して本手引きを作成した。

なお上述した物理的・空間的なデザインについては、公共事業実現のプロセスで事業担当者が関わらなければならない場合も存在すると思われる。しかし、その際には検討対象の空間に対して美しさ・醜さのみを判断基準とするのではなく、後述するように「地域が目指すビジョンに適合するかどうか」の視点を持って総合的に判断されることが望ましい。

事業担当者が日頃遂行している業務も「デザイン」行為の一部だったということか…！

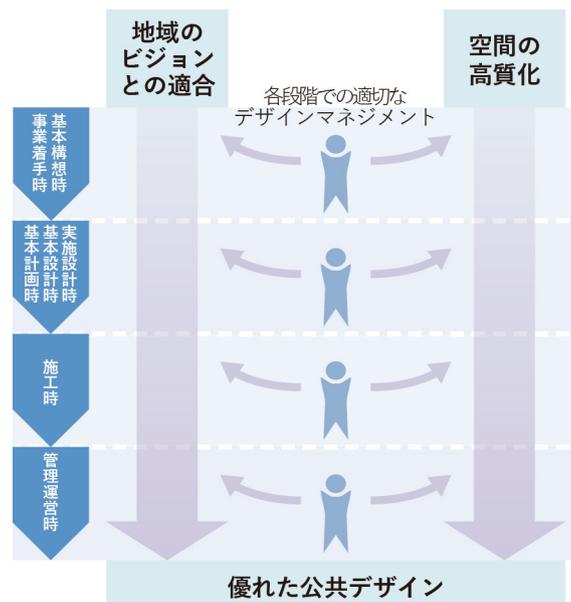


## (2) 優れた公共デザインについて

公共空間のデザイン検討には、「景観検討やデザイン検討された空間は費用が多大にかかる」や「景観は装飾や化粧であり必ずしも必要無い」といった意見が挙がることもある。

本手引きでは、優れた公共デザインを「地域のビジョンに適合しているかどうか」「空間が高質であるか」という2つの視点で評価している。すなわち、費用や装飾、化粧といった意匠に関する概念ではなく、事業規模や予算の大小に限らず、地域が目指す方向性に適合していることが最も重要であることを示している。そのため事業箇所や地域によっては、シンプルなデザインが地域のビジョンとして適合し、空間の高質化へと結びつく場合もあることに留意されたい。

そして、優れた公共デザインを創出する手法を本手引きでは「デザインマネジメント」と表現している。当然ながら「デザインマネジメント」に唯一解は存在しないが、今回は国内22事例より抽出した「ポイント」を整理し、「デザインマネジメント」の概念と併せて紹介している。



優れた公共デザインとデザインマネジメントの関係

今手掛けている事業も  
優れた公共デザインを  
目指せるかもしれない…



### 1) 地域のビジョンについて

「地域のビジョン」とは、各自治体や特定のエリアが目指す方向性であり、そのビジョンの中で各事業が位置づけられていることが望ましい。加えて、その事業によりビジョンの方向性が達成されることによって「優れた公共デザイン」が創出される。すなわち、各自治体や各事業が置かれている状況、たとえば自治体の立地特性や人口、事業の規模や優先度によらず、「優れた公共デザイン」を達成することは可能である。

事業担当者に求められることは、まずは地域のビジョン・要望を的確に把握したうえで、担当する事業のビジョンを明確にし、管理運営時までに関わる様々な主体とそのビジョンを共有し続けることである。しかし、実際には「地域のビジョンが無い」、「担当する事業と結びつくビジョンがわからない」等に思い悩む事業担当者もいると想定される。この点に該当する事業担当者は、コラム「地域のビジョンとは」(p.12)に記載の内容を参照されたい。

### 2) 高質な空間について

「地域のビジョン」が策定された場合においても高質な空間が実現しなければ優れた公共デザインとはならない。「高質な空間」の定義については、「用」「強」「美」<sup>※2</sup>の3点がそろっている空間を指すものとする。

これら「用」「強」「美」を満たすためには、決して事業担当者及び設計者らによる独善的なセンス・自己表現は避けなければならない、地域に関する様々な主体との適切な意見交換及び意思決定が必要である。この点を満たすには、次頁で示す優れた公共デザインを進める際のポイントと実現方策が有効である。  
 ※2：「用」「強」「美」については、「景観用語辞典」(篠原修編、彰国社、2007)における「景観と美学」の項目を参照。

### 3) デザインマネジメントについて

本手引きで整理したデザインマネジメントにおける「ポイント」を次頁に示す。整理に際して設定した事業段階及び各ポイントの詳細は第II章にて後述する。

基本的には事業担当者が各ポイントを実現する上で主体的な役割を担うことが望ましいが、全ての状況でその役割を果たすことができるわけではない。そのため、状況に応じて必要となる職能を有する受注者や有識者を見つけ出し、協力・分担することでその役割を担うことも可能である。次頁の図では、各方策を実現する上で効果的であると考えられる取組体制をアイコンで示した。ただし、この体制の提示も唯一解を示しているわけではない。各自治体や各事業が置かれている状況によって解決策は異なるため、本手引きを参考に、慎重かつ適切に実行するための参考資料として活用されれば幸いである。

| 用語         | 本手引きにおける定義                              |
|------------|---|
| 公共デザイン     | ・「公共性を有する空間のデザイン」のこと                    |
| 優れた公共デザイン  | ・「地域のビジョンに適合している」「空間が高質である」こと           |
| 地域のビジョン    | ・各自治体や特定のエリアが目指す方向性のこと                  |
| 高質な空間      | ・「用」「強」「美」の3点がそろっている空間のこと               |
| デザインマネジメント | ・優れた公共デザインを創出する手法(本手引きにおけるポイント・実現方策)のこと |

本手引きで使用する用語と定義

| 事業段階                | ポイント   | 実現方策  | 方策を実現可能な取組体制  |
|---------------------|--|---|---|
| 1<br>基本構想時<br>事業着手時 | <p>① 地域のビジョンを確認のうえ、事業の進め方を共有する</p> <p>② 地域のビジョンを反映できる、能力の高い計画・設計者を選定する</p> | <p>①-1 地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する</p> <p>①-2 地域住民を含めて地域ビジョンを共有する</p>  | <p>委 ア イ 主</p> <p>委 ア イ 主</p>                             |
|                     |  | <p>②-1 デザインや景観を含めた十分な予算を確保する</p> <p>②-2 計画・設計者をコンペティション方式やプロポーザル方式で選定する</p> <p>②-3 能力の高い計画・設計者を見極める目利きを確保する</p>                             | <p>委 イ 主</p> <p>委 ア イ 主</p>                               |
| 2<br>基本計画時<br>実施設計時 | <p>③ 地域のビジョンに即した計画・設計を遂行する</p> <p>④ 計画・設計時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を複数年度共有する</p> | <p>③-1 計画・設計時に調整できる役割をもつ者を確保する</p> <p>③-2 庁内組織全体で設計意図を共有する</p> <p>③-3 複数の施設や事業で部局間や行政間を超える関係性を築く</p> <p>③-4 管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する</p> | <p>委 ア 監 イ 主</p> <p>委 イ</p> <p>委 イ 主</p> <p>委 ア 監 イ 主</p> |
|                     |  | <p>④-1 能力の高い計画・設計者を継続して選定する</p> <p>④-2 前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する</p>   | <p>委 ア イ 主</p>  |
| 3<br>施工時            | <p>⑤ 施工時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を共有する</p>                                       | <p>⑤-1 施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する</p> <p>⑤-2 デザイン監修業務を発注する</p>   | <p>委 ア イ 主</p>  |
| 4<br>管理運営時          | <p>⑥ 地域に寄与する適切な管理運営を行う</p>   | <p>⑥-1 管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する</p> <p>⑥-2 改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する</p>  | <p>委 イ 主</p> <p>委 ア イ 主</p>                               |

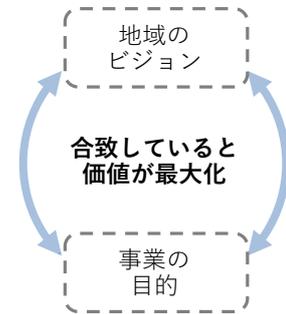
凡例：委 委員会 ア アドバイザー 監 監理業務委託 イ インハウス 主 主体間連携まちづくり推進組織

優れた公共デザインを進める際のポイントと実現方策並びに取組体制

## コラム：地域のビジョンとは？

### ①地域のビジョンとはなにか

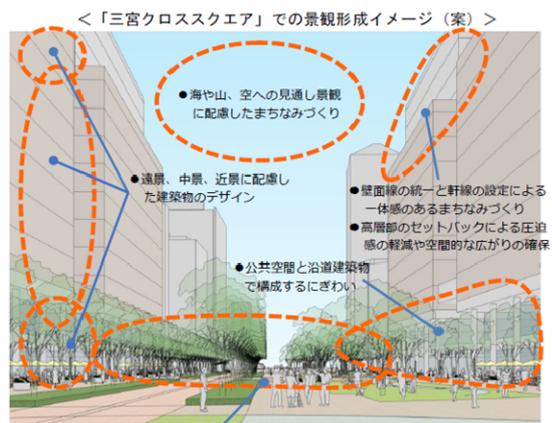
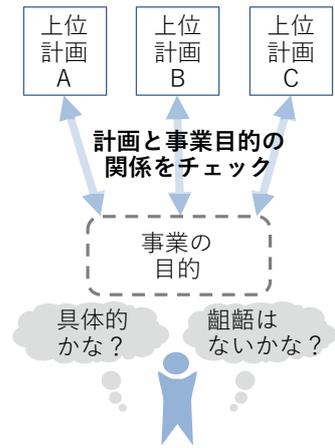
- ・地域のビジョンとは、地域の目指す方向性（目標・アウトカム等）が具体化されている上位・関連計画のことである。
- ・各事業目的は必ず設定されているが、それが地域の方向性と常に適合しているか否かの確認は必要である。これらが適合することによって、地域に対する優れた公共デザインとしての事業効果（価値創出）が最大化される。
- ・ハード整備を具体的に示すことが常に必要というわけではなく、下図のようにエリアごとの方向性を示し、適宜関係者間でその内容を共有することも有用である。



まちのイメージと都市構造図（「近江八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015年10月）より）

②地域のビジョンがあるかをチェックしよう

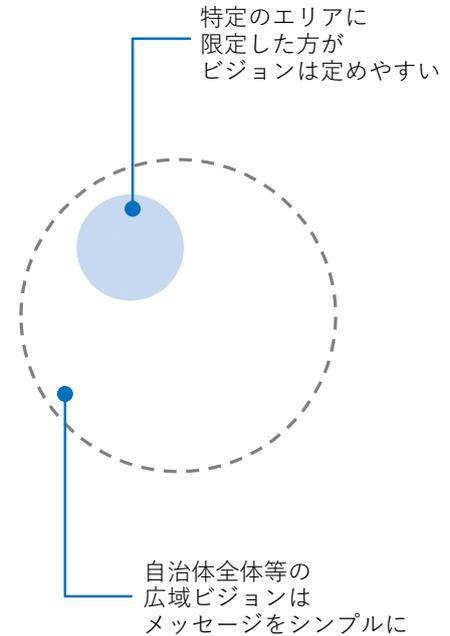
- ・上位・関連計画の中で、各事業担当者が持つ事業と関連する計画を抽出し、その中で**事業に関するエリアの計画があるか**をチェックしよう。
- ・上位・関連計画は都市計画マスタープランや景観計画といった法定計画を常に指すわけではなく、まちづくり・地域計画等が該当する場合もある。
- ・先に述べたように方向性がエリアごとに決められている場合だけではなく、下図のように上位・関連計画での位置づけにより、広域から狭域まで多層的に設定される場合もある。それぞれの計画において齟齬がないよう留意されたい。
- ・計画と事業を照らし合わせ、**計画の記載内容が抽象的で判断しづらいものであれば、まず計画を具体化する**ことによる地域のビジョンの明確化と共有が必要である。



広域から狭域に至るビジョンが策定されている「神戸三宮「えき〜まち空間」基本計画」

### ③地域のビジョンの立て方・具体化

- ・地域のビジョンの具体化が必要な場合、必ずしも新たに法定計画を定める必要は無く、**対象とする事業が「地域の方向性の何を達成するのか」について庁内組織や地域住民の間で共有**することが重要である
- ・そのツールとして、前述したまちづくり・地域計画に加えて、「**デザインノート**」を活用する取組も行われている。この取り組みに関する具体的な情報については、第II章 ポイント①-1や第IV章 事例集を参考に、事業担当者として取り組むことができる、参考事例を探してもらいたい。
- ・また広域でビジョンを共有している事例として、長崎市の「まちぶらプロジェクト」がある。エリアが広域であるほど、関係者が増加するため、**シンプルなキーワード**でビジョンを伝えることが有効である。
- ・なお長崎市「まちぶらプロジェクト」は対象区域を5つに分け、エリアごとのまちづくりの方針を地域住民と作成・共有し、大学・企業・市民団体等の多様な組織と連携を図りながらまちづくりを進めている。次頁にプロジェクト概要とエリアごとのまちづくりの方針を掲げる。



### 平野地区 デザインノート

このデザインノートの内容は、あくまで現時点の案であり、今後の村民のみなさんとの議論やまちづくりの動向によって更新されます

**■平野地区 空間づくりの方針（案）**

地区の中心に、住民から来訪者までが、「地域の祭りなどの暮らしとの出会い」や「山との出会い」を重ねることができる場所をつくる

□ 湖畔のひろば

湖畔に富士山を望む大集客場所。湖畔の様々な活動が生まれ、平野地区の暮らしが感じられる広場として整備するの望ましい。

○ フットパスコース  
・山中まちづくり委員会（村民運動）

■ 平野交差点周辺 <H29年北工区完成 H30年度整備予定>

・地域のコミュニティをつなぐ“結”の広場  
※地区活動拠点となる駅前中心（近隣商業地区）  
※利用者も訪れる平野駅前広場  
※中山山麓の駅前広場

★ 平野テニス村  
★ ワカサギの人工湖化

凡例

○ まちづくり活動・ソフト（村民運動） 村民が主体となって行っているもの  
■ 整備事業・ハード <構 想> 実現まで十分不明瞭・協議が途切れているもの  
<計 画> 実現に向けた検討・協議がすすんでいるもの

□ 将来へ向けた考察

◎ 湖畔のひろば

◎ 山の中湖の学校

◎ 平野口児童福祉施設

◎ 平野交差点周辺

◎ 山中まちづくり委員会

◎ 山の中湖の学校

◎ 平野口児童福祉施設

◎ 平野交差点周辺

◎ 山中まちづくり委員会

デザインノートの例（山中湖村・平野地区、2019年1月時点、山中湖村提供）

# まちぶらプロジェクト

## 陸の玄関口 (長崎駅周辺)



九州新幹線西九州ルート  
JR長崎本線連続立体交差事業  
長崎駅周辺区画整理事業

## 海の玄関口 (松が枝周辺)



2バス化の検討



## まちなか

新大工  
**市**



中島川・寺町・丸山  
**和**



浜町・銅座  
**商**



東山手・南山手  
**洋**



**中**  
館内・新地



### ●まちづくりの方針

- ・新大工エリア：商店街・市場を中心としたふだん着のまち
- ・中島川・寺町・丸山エリア：和のたたずまいと賑わいの粋なまち
- ・浜町・銅座エリア：長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち
- ・館内・新地エリア：中国文化に触れ、食を楽しむまち
- ・東山手・南山手エリア：異国情緒あふれる国際交流のまち

まちぶらプロジェクトより抜粋

## 2.事業の進め方

### (1) 優れた公共デザインを実現するために

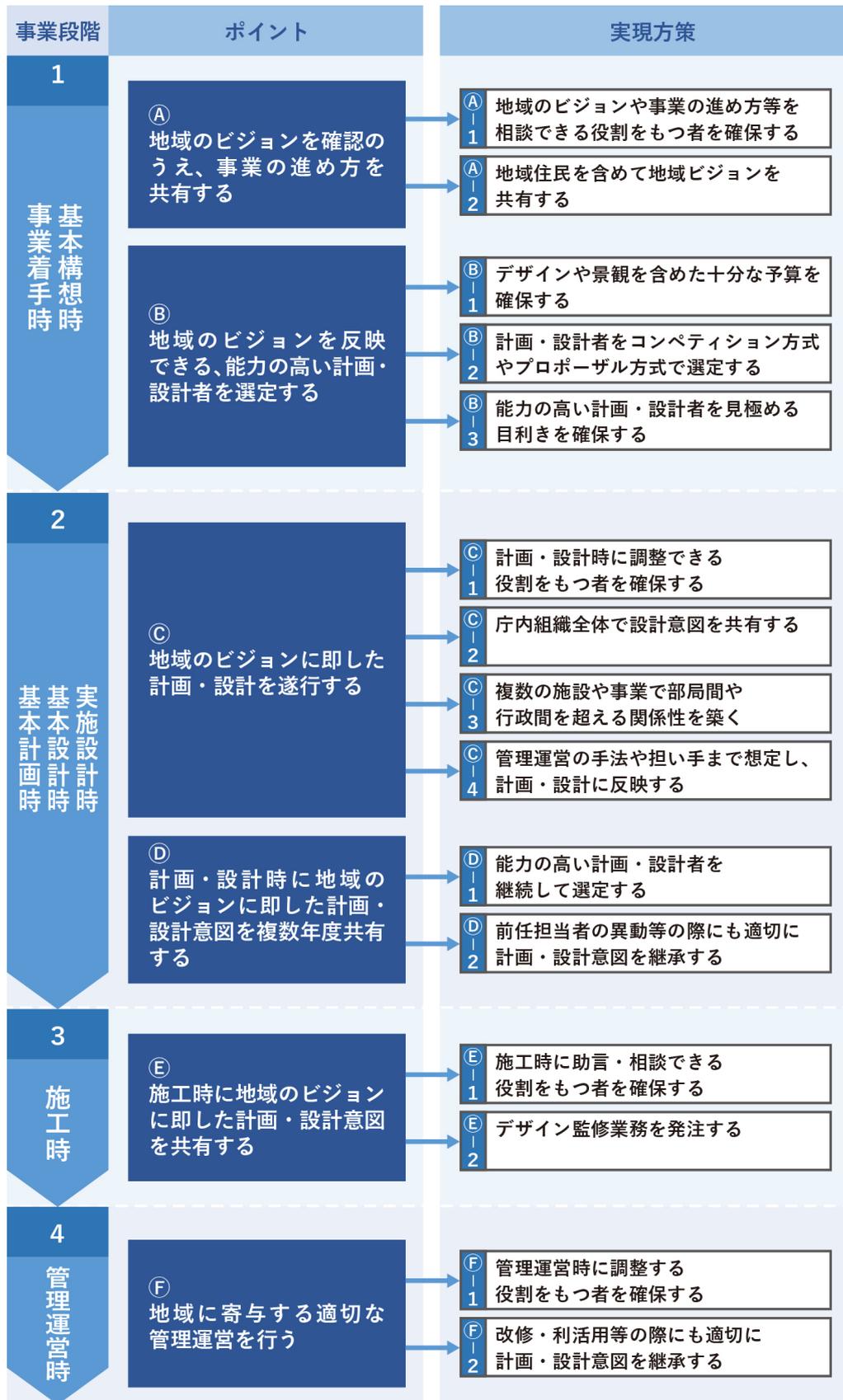
次頁と第II章では、具体的に各ポイントとその実現方策について4つの事業段階に沿って示している。

これらの内容は国内22事例の調査より整理されたものであり、先行事例において実施されたデザインマネジメントを学ぶ上でも非常に有用な知見であるといえる。まずは、各ポイントに沿って「1. 事業着手時・基本構想時」から「4. 管理運営時」までの4段階に対して一貫したデザインマネジメントを行うことが望ましい。しかしながら、例えば「3. 施工時」の事業を現時点（本手引きを手に取った時点）で抱えている事業担当者においても、該当する事業段階のポイント及び実現方策に取り組み、質の向上を図ることは非常に有効である。すなわち、次頁以降で示す内容については、必ずしも全てを実現させることに注力する必要はない。各自治体、各事業担当者の置かれている状況に応じて、特に重要だと思われるポイント、もしくは実現可能なポイントを探り、対応するための参考にされることが望ましい。

また事業段階の前半に位置づけられている「1. 事業着手時・基本構想時」及び「2. 基本計画時・基本設計時・実施設計時」にポイントが集中していることもここで特記する。これは、実際に優れた公共デザインを実現している事例において事業段階の前半で様々な工夫が施されていることに起因している。

また、事業の位置づけやポイントの実現のためには、それぞれの状況に応じて適した体制構築があることも本調査を通じて明らかとなった。そのため、各ポイントの実現に際して適した体制構築及びその体制の説明を第三章で解説している。





優れた公共デザインを進める際のポイントと実現方策

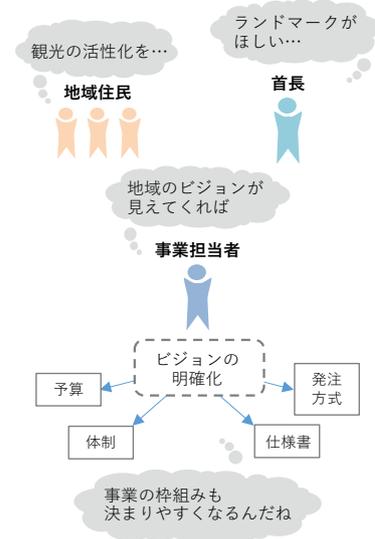
## (2) 事業段階

本手引きにおいて示す4つの事業段階は以下の通りである。

### □ 1. 事業着手時・基本構想時

- ・ **事業が立案され、予算確保や体制構築、仕様書作成を実施する段階**である。
- ・ 事業の枠組みを構築するこの段階で特に重要なポイントは、まず**地域や事業のビジョン・目的を明確にし、庁内で共有**することである<sup>※3</sup>。そうすることで、適切な発注方式や予算規模を把握することが期待できる。
- ・ 重要なポイントの2つ目は**適切な発注方式の選定・遂行**である。事業に応じて、一般競争入札ではなく提案者の技術力を問うプロポーザル方式を選択することで、当該事業に必要な能力を有する設計者を選定することが可能となる。この段階で適切な設計者を選ぶことは、以降において有識者を招聘する必要も少なくなり、円滑な事業の遂行を期待することが出来る。

※3 ビジョンの立て方についてはコラム「地域のビジョンとは」(p.12)を参照。



### □ 2. 基本計画時・基本設計時・実施設計時

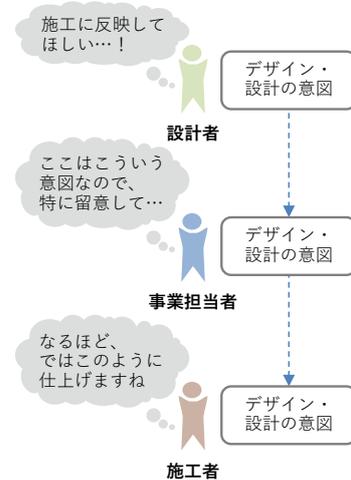
- ・ 事業発注により**計画・設計者が選定され、計画・設計が進捗する段階**である。
- ・ この段階で地域や事業のビジョン・目的が明確になれば、**計画・設計に対する庁内調整や地域住民との合意形成が比較的容易となる**。
- ・ また当段階は同一事業においても複数回の業務発注（基本計画／基本設計／実施設計等）及び複数年度にわたることが一般的であるため、**地域や事業のビジョンをしっかりと継承するためのツール**を検討・確保しておくことも重要である。
- ・ 加えて当段階は、関係機関・関係者が多様化し、他方でデザインや景観を考慮した具体的な空間を決定する段階でもある。そのため、意思決定や合意形成、デザインの調整に多くの時間が必要と想定される場合は、あらかじめ**適切な体制構築**をすることが有効である。



□ 3. 施工時

- ・前段階の設計に基づいて工事が発注され、施工が進捗する段階である。
- ・この段階では、デザイン・設計の意図を適切に施工者へ伝達することが重要となる。土木分野では一般的に施工監理業務は発注されないことから、事業担当者がデザイン・設計の意図や地域のビジョンを理解し、適切に監理することが必要となる。ただし、状況に応じてデザイン監修業務※4を別途発注することもこの段階における質の高さを確保するためには有効である。

※4 土木分野ではまだデザイン監修業務を発注することが一般的ではないが、先行してその取組を実現している事例を第II章(p.44)、及び第IV章 事例集にて紹介している。



□ 4. 管理運営時

- ・施工が完了・供用開始し、管理運営を行う段階である。
- ・この段階では、設計者や施工者の関与がなくなり、自治体内においても整備担当部局から管理担当部局へ所管が移行する場合がある。そのような状況でアクシデントや経年劣化による改修が必要となった場合、デザイン・設計の意図が適切に所管移行先の事業担当者へ継承され、地域のビジョンや事業の目的に沿った対応がなされることが重要である。
- ・また公園や緑地、河川等の日常・イベント時の管理運営が必要となる施設では、あらかじめ地域の担い手と協働して管理運営を行っていくことができる関係性を築くことも重要となる。





# 第II章.

## 各ポイントの 詳細と実現方策

|  |    |
|--|----|
| 本章について .....                                     | 22 |
| ポイントA 地域のビジョンを確認のうえ、<br>事業の進め方を共有する .....        | 24 |
| ポイントB 地域のビジョンを反映できる、<br>能力の高い計画・設計者を選定する ...     | 29 |
| ポイントC 地域のビジョンに即した<br>計画・設計を遂行する .....            | 33 |
| ポイントD 計画・設計時に地域のビジョンに即した<br>計画・設計意図を複数年度共有する ... | 40 |
| ポイントE 施工時に地域のビジョンに即した<br>計画・設計意図を共有する .....      | 43 |
| ポイントF 地域に寄与する<br>適切な管理運営を行う .....                | 45 |



小さな工夫で公共空間の新たなアクティビティを誘発 (Leiden)

# 本章について

本章では、優れた公共デザインを進める際のポイントの詳細について解説するとともに、各ポイントを実現するために効果的と思われる実現方策を、実例とともに紹介する。なお、ここで取り上げた実現方策で全てを網羅しているわけではなく、各事業で前提となる様々な条件等も異なることに留意いただきたい。本手引きは、**事業担当者自らがポイントの本質を理解し、それを実現するために最良のオリジナルな方策を導き出す**ヒントとして活用いただき、事例集の内容と併せて参考にされたい。

①から⑥まで  
6つのポイントの  
概要解説

1つのポイントに  
対し2~4手法  
(計15手法)  
の実現方策を記載

**ポイント①：地域のビジョンを確認のうえ、事業の進め方を共有する**

- 事業発注時や基本構想を検討する段階においては、地域のビジョンが明確化されているか確認することが重要である。
- また発注方式や体制等についても、この段階で明確となっていれば、その後の事業進捗が円滑になることが多い。

**実現方策A-1：地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する**

**□実現方策の概要**

発注時に地域のビジョンや事業の進め方に関するノウハウが十分でない場合、相談できる役割を持つ者を確保することが重要である。また計画・設計時においても事業進捗に合わせて相談できる役割が必要となることが多い。

一方、発注前に外部の人へ相談することはコンプライアンス上現実的ではない。そのためこの段階では、行政内でノウハウを有する議員の確保、あるいは有識者等に監修業務を委託すること等が理想的であるといえる。

**■実現方策A-1-①：アドバイザー制度の活用及び自主的な発掘**

相談できる役割を持つ者が必要な場合、まず地域に**景観アドバイザー**が設置されているか確認し、制度があれば活用することを推奨する。当制度は第II章にて説明する「b-2.アドバイザー・登録派遣」に該当しており、詳細は後述する。また「e.主体間連携まちづくり推進組織」も同様の役割を有していることがあり、地域に当該組織がある場合は相談することが望ましい。

景観アドバイザー制度が無い場合でも、自主的に発掘することは可能である。例えば「事例16. 新川千本桜沿川地区」（東京都江戸川区）では、江戸情緒あふれる川づくりというビジョンがあり、そのビジョンを担保するため自主的に監修者を発掘し、設計者へ実際の設計業務を委託する前に（株）NHKアントへ監修委託を行っている。このように、**有識者へのつながりが無くとも事業担当者の発意・行動によっては必要な役割を確保することは可能である**。このように自主的に発掘したアドバイザーは「b-1.アドバイザー（直接依頼）」に該当する。

**■実現方策A-1-②：主体間連携まちづくり推進組織等の活用**

発注等に関して企画・調整できる組織が地域にある場合、事業の進め方等を相談・委託することも可能である。

例えば「事例22. 木津川遊歩空間トコトコダンダン」（大阪府大阪市）では、大阪府の事業であるプラットフォーム形成支援事業を大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）が受注者として実施し、**コンベスキームや地域住民との合意形成手法等の事業の進め方を構築している。**

形成されたプラットフォーム (enoco 提供)

**■事業概要**

- 木津川遊歩空間アイデアデザインコンペ
- 2022年10月10日～10月22日 コーポレーション
- 2022年10月10日～10月22日 参加者による提案募集と公募審査実施の公開
- 2022年10月22日～2023年1月2日 公募審査実施と審査結果の公表
- 2023年1月2日～2023年1月2日 公募審査結果の公表
- 2023年1月2日～2023年1月2日 公募審査結果の公表
- 2023年1月2日～2023年1月2日 公募審査結果の公表

**■実現のメリット**

- コンベスキームに地域の魅力を込める
- 個人での応募を可能にする
- 実績や能力を見込んだスキームを構築する
- 連携推進をさらに発展させる

事例紹介 (enoco 提供)

事例集ともリンクしながら  
1つの実現方策に対し  
1~3方向からの具体的な  
アプローチ手法を紹介

本章の読み方

## コラム：相談はお早目に

| 事業段階                                   | ポイント                                | 実現方策   |
|--|-------------------------------------|--|
| 1<br>基本構想時<br>事業着手時<br>(1~3年)          | ①地域のビジョンを確認のうえ、事業の進め方を共有する          | ①-1 地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する<br>①-2 地域住民を含めて地域ビジョンを共有する                                  |
|  | ②地域のビジョンを反映できる、能力の高い計画・設計者を選定する     | ②-1 デザインや景観を含めた十分な予算を確保する<br>②-2 計画・設計者をコンペティション方式やプロポーザル方式で選定する<br>②-3 能力の高い計画・設計者を見極める目利きを確保する |
| 2<br>基本計画時<br>基本設計時<br>実施設計時<br>(1~3年) | ③地域のビジョンに即した計画・設計を遂行する              | ③-1 計画・設計時に調整できる役割をもつ者を確保する<br>③-2 庁内組織全体で設計意図を共有する<br>③-3 複数の施設や事業で部局間や行政間を超える関係性を築く            |
|  | ④計画・設計時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を複数年度共有する | ④-1 管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する<br>④-1 能力の高い計画・設計者を継続して選定する<br>④-2 前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する  |
| 3<br>施工時<br>(1~2年)                     | ⑤施工時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を共有する        | ⑤-1 施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する<br>⑤-2 デザイン監修業務を発注する   |
| 4<br>運営管理時                             | ⑥地域に寄与する適切な管理運営を行う                  | ⑥-1 管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する<br>⑥-2 改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する                                      |

事業の時間軸とポイントの分布

### ①事業の時間軸とポイントの分布

- ・上図は、本手引きで示したポイントおよび各事業段階、そして各事業段階で要する一般的な年数を示している。事業着手から供用開始までは各段階で少なくとも1年要すると考えると最短3年が必要となり、事業の規模や事業対象地の制約条件によっては、それ以上の時間も必要となる。行政機関では、一般的に事業担当者が3年程度のサイクルで異動することを鑑みれば、**異動に伴う事業の留意点やノウハウを円滑かつ確実に継承することを早い段階から想定し、その方法を確立しておく**ことは、事業の質を保つためには非常に重要である。
- ・加えて、上図より事業初期の「事業着手時・基本構想時」、「基本計画時・基本設計時・実施設計時」にポイントが集中する傾向を読み取ることができる。これは、**事業を円滑に進捗させるためには、事業初期に発注方式や体制等の全体の枠組みを構築することが重要であることを示している**といえる。

### ②有識者を事業担当者自ら確保する

- ・アドバイザー制度が設立されていたとしても、事業の目的や役割に沿った相談相手が見つからないと判断した場合には、**事業担当者が自らWEB・書籍等で探索**することを推奨する。第IV章 事例集には、自らの事業に近い事例の有識者を抽出できるよう、関与した有識者を可能な限り掲載している。
- ・初対面の有識者の場合でも、問題なく相談に乗っていただけることも多い。例えば「事例15. あそべるとよたプロジェクト・豊田市都心地区空間デザイン基本計画」（愛知県豊田市）は、事業担当者自らが有識者を探し出し、連絡を取り、関与いただくことになった事例である。
- ・なにより、優れた公共デザインを実現させるためには、上記①で記載したように、可能な限り**事業初期に相談へ行く**ことが適切であることをまずは念頭に置いていただきたい。

## ポイント①：地域のビジョンを確認のうえ、事業の進め方を共有する

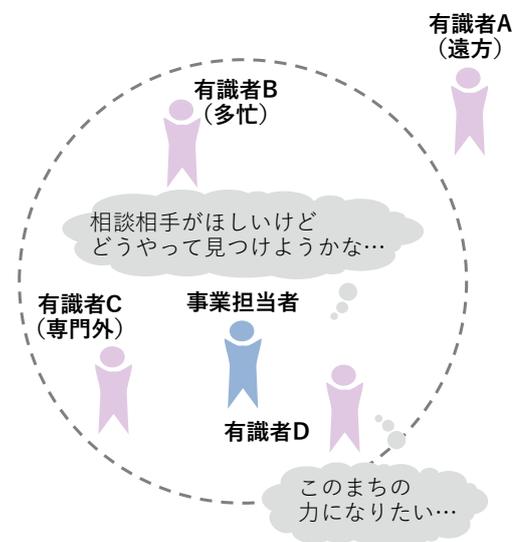
- ・事業発注時や基本構想を検討する段階においては、地域のビジョンが明確化されているか確認することが重要である。
- ・また発注方式や体制等についても、この段階で明確となっていれば、その後の事業進捗が円滑になることが多い。

### 実現方策①-1：地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する

#### □実現方策の概要

発注時に地域のビジョンや事業の進め方に関するノウハウが十分ではない場合、相談できる役割を持つ者を確保することが重要である。また計画・設計時においても事業進捗に合わせて相談できる役割が必要となることが多い。

一方、発注前に外部の人間へ相談することはコンプライアンス上現実的ではない。そのためこの段階では、行政内でノウハウを有する職員の確保、あるいは有識者等に監修業務を委託すること等が理想的であるといえる。



#### ■実現方策①-1-①：アドバイザー制度の活用及び自主的な発掘

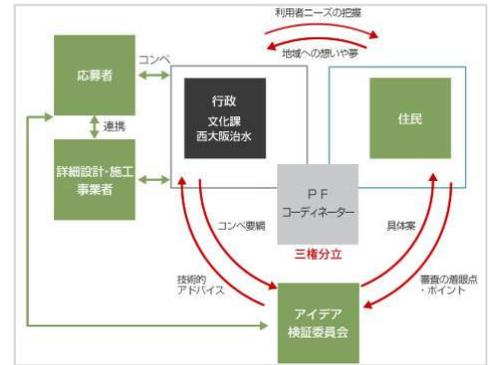
相談できる役割を持つ者が必要な場合、まず地域に景観アドバイザー制度が設置されているか確認し、制度があれば活用することを推奨する。当制度は第三章にて説明する「b.アドバイザー (b-2.登録派遣)」に該当しており、詳細は後述する。また「e.主体間連携まちづくり推進組織」も同様の役割を有していることがあり、地域に当該組織がある場合は相談することが望ましい。

景観アドバイザー制度が無い場合でも、自主的に発掘することは可能である。例えば「事例16. 新川千本桜沿川地区」(東京都江戸川区)では、江戸情緒あふれる川づくりというビジョンがあり、そのビジョンを担保するため自主的に監修者を発掘し、設計者へ実際の設計業務を委託する前に(株)NHKアートへ監修委託を行っている。このように、有識者へのつながりが無くとも事業担当者の発意・行動によっては必要な役割を確保することは可能である。このように自主的に発掘した事例は第三章「b.アドバイザー (b-1.直接依頼)」に該当する。

■実現方策①-1-②：主体間連携まちづくり推進組織等の活用

発注方式や体制等に関して企画・調整できる組織が地域にある場合、事業の進め方等を相談・委託することも可能である。

例えば「事例 22. 木津川遊歩空間トコトコダンダン」（大阪府大阪市）では、大阪府の事業であるプラットフォーム形成支援事業を大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）が受注者として実施し、コンペスキームや地域住民との合意形成手法等の事業の進め方を構築していた。



形成されたプラットフォーム (enoco 提供)

|   |  |
|---|--|
| <p><b>事業概要</b></p> <p>» <b>木津川遊歩空間アイデアデザインコンペ</b></p> <p>都市魅力を高める河岸の遊歩空間を整備するため、公募のコンペによってデザインアイデアを募集した。アイデアがあれば誰でも応募できるように、応募資格要件を基本的に設けなかった。その結果全国から40件の応募があり、公開プレゼンテーション審査を経て、若手建築家の岩瀬諒子氏による「だんだんばたけでハマベをつくる一立売畑のマーケットプレイス」が選ばれた。詳細設計は別途土木設計を受託した事業者が行うが、岩瀬氏はデザイン責任者として継続して遊歩空間整備に関わるようにした。</p> <p>-----</p> <p>2012年9月28日～10月23日：コンペ募集期間<br/>                 2012年11月9日～12月1日：enocoにて一次審査を通過した優秀作5作品の公開<br/>                 2012年12月11日～2013年1月31日：<br/>                 津波・高潮ステーションにて一次審査を通過した優秀作5作品の公開<br/>                 2013年2月1日：公開プレゼンテーションの実施、岩瀬諒子氏の案を最優秀デザイン提案に決定<br/>                 2013年3月2日～3月31日：enocoにて最優秀デザインプランの公開展示</p> | <p><b>実施のコツ！</b></p> <p>» <b>コンペ要項に地域の想いを込める</b></p> <p>コンペの実施に先立って地域住民を対象としたワークショップを重ね、地域の想いを公募の要件に盛り込んだ</p> <p>» <b>個人での応募を可能にする</b></p> <p>個人で活動している若手デザイナーにも門戸を広げることで、既存にはない斬新なアイデアが多数集まった</p> <p>» <b>実現可能性を見据えたスキームを用意する</b></p> <p>コンペの選考は2段階とし、一次審査を通過した5作品については、土木設計の専門家が技術やコストについて検証を行い、実現可能なアイデアへとブラッシュアップした上で、二次審査へと臨むというスキームを開発した</p> <p>» <b>最優秀提案をさらに発展させる</b></p> <p>最優秀提案者はデザインだけでなく、地域を対象としたワークショップへの参加を義務づけ、意見交換を通じて地域の想いをデザインに反映することを求めた</p> |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>通常であれば行政主導で標準的な土木インフラが整備されることを、若手建築家の斬新なアイデアが採用されることになりました。岩瀬氏は土木設計に関する知識や実績はありませんでしたが、アイデア検証委員会を設置し、土木設計施工を担う事業者と連携するスキームとしたことで、そのアイデアを具現化することができました。設計時にも地域住民とのワークショップを重ね、デザイナーと住民、そして行政が三位一体となって空間整備を進めていきました。</p> </div>    |  |

事業紹介 (enoco 提供)

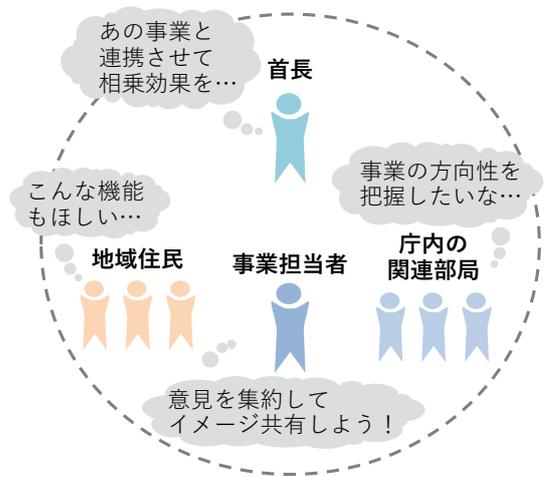
実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

□実現方策の概要

発注時に地域のビジョンがあり、加えて関係者間でそれを共有することができていれば、**事業の目的や達成点が明確な状態と考えることができる。**

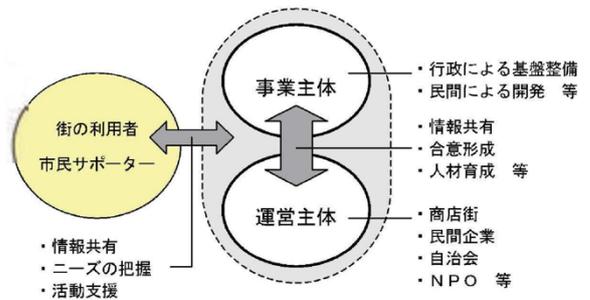
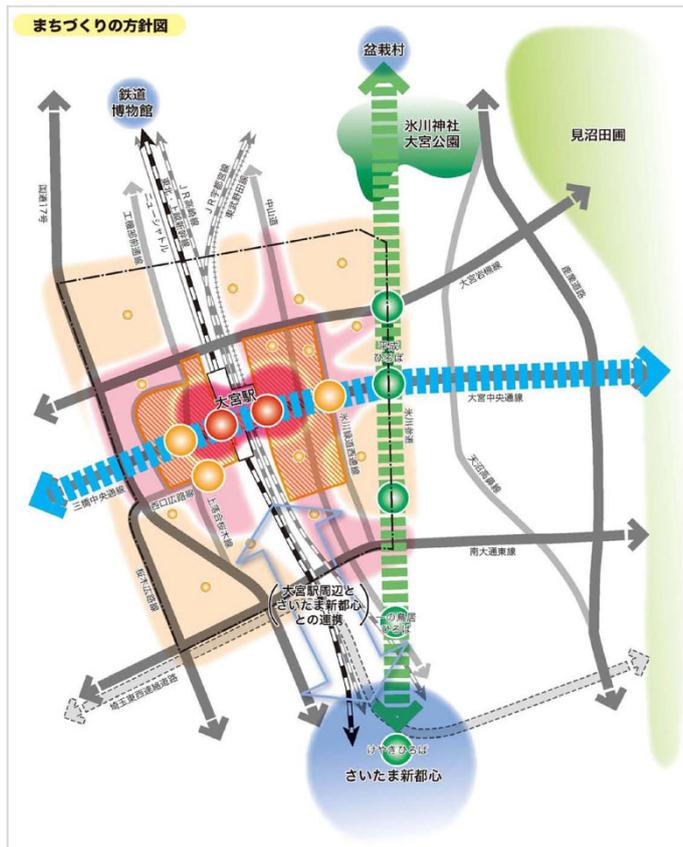
また、**事業の予算確保や体制構築がより適切となる可能性が高く、庁内調整や地域住民との合意形成も円滑に進む**ことが期待できるため、次の計画・設計段階における課題も少なくなる。

一方、地域のビジョンが明確化・共有されていない場合、掛けるコストや時間が明確でなくなってしまう、事業の効果も小さくなってしまふ恐れがある。



■実現方策①-2-①：地域ニーズの把握によるビジョンの明確化

上位・関連計画が策定されているが、よりビジョンを明確化したい際には、**地域ニーズを把握すること**が有効である。例えば「事例 20. OM TERRACE」（埼玉県さいたま市）では、「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」が上位・関連計画として策定されており、その中で「おもてなし機能」という方針が示されていた。「おもてなし機能」（下図における「おもてなし体感空間」）の具体的な内容を決定するため、「大宮駅東口駅前公有地有効利用検討業務」が発注され、ワークショップを開催することで地域住民の意向を計画・設計に反映させている。



左：まちづくりの方針図  
右：戦略ビジョンの運営体制の考え方（「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」より、さいたま市提供）

**まちづくりの方針**

- おもてなし都心ゾーン**
  - ターミナル街区 (駅前広場)
  - おもてなし機能集積ゾーン
  - 駅前辺接合市街地ゾーン
- シンボル都市軸**
  - 東西シンボル都市軸
  - 氷川参道歴史文化軸
- おもてなし体感空間**
  - おもてなし歩行エリア
  - おもてなしひろば
  - 駅弁
  - まるなか
  - ひるば
  - ひるば
  - ミニ
  - ひるば
- 都心活動を支える交通基盤**
  - 外周道路
  - 地域内幹線道路

○通過交通と公共交通をきむ地域アクセスの役割分担を回り、おもてなしのまちづくりを支えます。

### ■実現方策①-2-②：キーワードによるビジョンの共有

事業を展開する場合、**明確な計画が無くとも、エリアの方針を表現するシンプルなキーワード等を関係者間で共有**することが有効に機能することがある。この場合、その後の段階で適宜ビジョンの策定や方針修正を行い、関係者間で共有することを継続することで良い。

例えば「事例12. とおり町 Street Garden」（広島県福山市）においては、商店街における空き店舗やアーケードの老朽化、また市制100周年という契機が重なり、「日本一の商店街にしたい」という思いがキーワードとして関係者間で共有されていた。またそのキーワードを進捗させるため、予算確保等に活用できるツールが商店街活性化事業計画（本通地域「とおり町ストリートガーデン計画」推進事業）となっていた。

その上で、以下の観点から設計者を選定している。

- ①自然を取り込むことに能力のある建築士であること
- ②福山市に事務所がある若手建築家であること
- ③発信力が強く世界的に通じる可能性のある設計士
- ④本通に愛着をもち、交流体験があること

このように、地域のビジョンが明確であり、また設計者選定の思想が具体化されたことで、「日光も雨風も感じるアーケード」のテーマのように自然を取り込んだ優れた公共デザインが実現された。



とおり町 Street Garden  
((C) Koji Fujii/Nacasa&Partners.Inc)

### ■実現方策①-2-③：地域計画の作成（デザインノート・コンセプトブック）

本手引きにおける地域計画とは、「都市計画マスタープラン」のような法定計画を必ずしも指すわけではなく、**地域が目指す方向性を認識・共有するための機能が備わった計画**を意図している。計画を新たに作成する場合、その地域に住まう人々や活動する団体の意見を伺い、それらを汲み取った内容を反映させた計画とすることが理想的であるといえる。

「事例7. 大槌町中央公民館吉里吉里分館」（岩手県大槌町）では、大槌町の復興デザインを「デザインノート」というイメージ図と協議記録等が一体となった資料を地区ごとに作成し、各計画の基本構想として位置づけて、事業連携や地区住民との情報共有の手段の1つとしていた。デザインノートは「大槌町中央公民館吉里吉里分館」の発注仕様書にも明示される等、**検討初期に計画された意図をその後に継承する効果**を発揮した。

このほかにも、上記と近い目的・役割の事例として、「事例1. ゆいの広場ひらり」（山梨県山中湖村）のデザインノートや、「事例2. ナギテラス」（岡山県奈義町）の「タウンプライド・グランドデザイン」が挙げられる。次頁に、各地域計画の抜粋を示すため、同様の目的・役割を達成したい事業担当者は参考にされたい。

※ビジョンの立て方についてはコラム「地域のビジョンとは」（p.12）を参照。

**1. <みんなが集まるまちの広場>**  
 地区のコミュニティの核となる場所をつくるために、海の輪沿いの町の中心部に公民館とまちの広場をセットで設ける。さらに、みんなが自然と広場に立ち寄るために、広場の周りには日常的に利用する郵便局や商業施設を配置する。

**■平面図①(5=1/1000)**

**■パース①**

**■公民館参考事例 (武蔵野公園 (東京都武蔵野市))**

**■公園参考事例 (ふらっとスクエア (徳島県三好市))**

**■併設する参考事例 (日向市駅前広場 (宮崎県日向市))**

**■地区別 WG、WS での意見**

**【配置について】**

- みんなが集まりやすいように、広場や公益施設はセットで配置するのが良い。健康診断等でバスが2台程度くる。併設にして、他の場所も積極的に利用できるような空間が良い (2WG)
- 公民館は地域の中心 (区画整理区域内) に配置される事が地域としての意見である (2WS)
- 公民館は歩いて行ける所が良い。歩いて行ける所であれば駐車場はそれ程必要ではないかもしれない (2WS)
- 国道を渡らずに行けるように (2WS)
- 公民館、広場を中心にまちづくりを行う (2WS)
- 郵便局は町の中心にあった方が良い (2WS)
- 郵便局は多くの方が行きやすい場所が良い。国道沿いでも、まち中で良い (2WS)
- ローソンなど国道を渡る人が多く使うものは国道沿いに、地域のみんなが歩いていけるようなもの、例えばパーマ屋さんなどはまちの広場の周りになる方が良い (2WS)

**【デザインについて】**

- 世代をこえて集える場所にした、必ずしも公園という設えにせずとも、使いやすい場所にして欲しい (2WG)
- 空き地のようなイメージでも良い。芝生が湧いて邪魔になる場合もある (2WG)
- 使からも分かりやすいように、公民館などの公共施設は特徴あるものにして欲しい (2WG)
- 駐車場は他の公共施設と併用して台数を確保する (2WS)
- 公民館の前庭のように、みんなが集まってくるような場所にした (2WS)
- 広場に手押しポンプの井戸を置く。ぶっこみ (ライブを打ち込む) でも良いが、長持ちさせるには、穴を掘った方が良い。昔は街中に井戸がいくつもあった (2WS)
- 周囲を芝生にして、楕をつけない方が良い (4WG)
- 車止めの替わりに樹木を植える (4WG)
- 今後はもっと具体的なデザインの検討を行っても良いのではない (5WG)

**【使い方について】**

- ラジオ体操や盆踊りができると良い (2WG)
- 普段は広場として利用でき、必要な時は駐車場としても使えるような設えが良い (2WS)
- さまざまな使い方ができるようなしつらえが良い (2WS)
- 道と広場を一体的にデザインして、イベント時には誰もが広場的に使えるように (4WG)
- ローソン、海苔堂の販売店舗、美容院、郵便局などは公民館の周囲に集まって欲しい。駐車場を共有できればお洒落利用者も互いに便利である (4WG)
- 文化は大切なので、吉里吉里地区でも文化的なものにお金を掛けられるのは良いことだと思う。公民館の中にそのような機能があっても良い (5WG)

**【その他】**

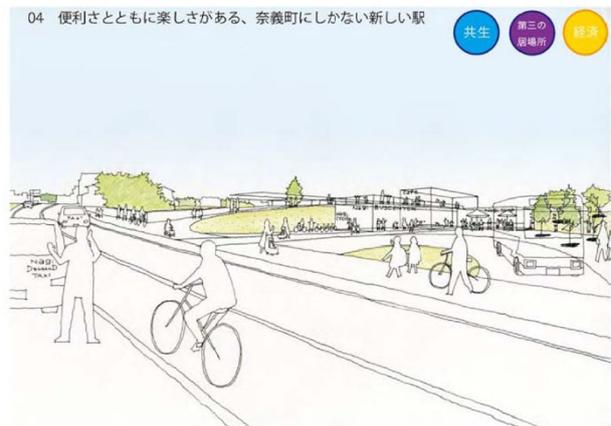
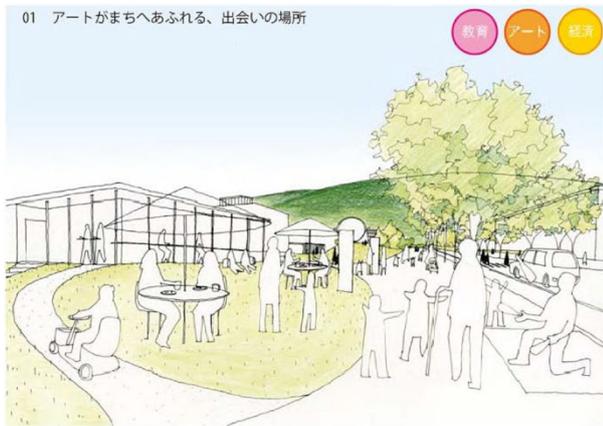
- 公園の名称も大事である (2WG)

※2WG：第二回地区別 WG、2WS：第二回復興まちづくりワークショップ  
 4WG：第四回地区別 WG、5WG：第五回地区別 WG

Scale=1/2,000

35

大榎町デザインノート (2014年、大榎町) より抜粋 (大榎町提供)



奈義タウンプライド・グランドデザイン (奈義町提供)

## ポイント③：地域のビジョンを反映できる、能力の高い計画・設計者を選定する

- ・地域のビジョンがある場合、それを計画・設計へ的確に反映できる能力の高い計画・設計者を選定することは重要である。
- ・また地域のビジョンが明確で無い場合でも、計画・設計者からの提案によって明確化されることもあるため、それぞれの事業で適切な発注方式を検討することが必要である。

### 実現方策③-1：デザインや景観を含めた十分な予算を確保する

#### □実現方策の概要

デザインや景観に関する検討・設計業務の歩掛は、「設計業務等標準積算基準書」（国土交通省）や「ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン」（（一社）ランドスケープコンサルタント協会）等で設定されておらず、一般的に設計者等の見積を活用し予算確保を行っている。

事業実施に際して、見積のみでは歩掛ほど一般的な説得力が乏しく、デザインや景観を加味するための項目を事業へ組み込むための必要性を明確に上長や財務関係課に伝えるためには、より説得力のある手法やツールを用いて適切な予算を確保することが必要である。

デザイン検討業務には歩掛がないのか…

事業担当者

まずは三社見積をとってみよう！

#### ■実現方策③-1-①：庁内合意形成のために説得力のある手法やツールを整える

本手引きで紹介する事例の多くは、デザインや景観に関する業務が発注されており、歩掛がなくとも予算が確保されている。本来は歩掛があれば良いが、デザインや景観に関する検討項目は歩掛換算することが難しく、必然的に複数の計画・設計会社から見積を取り、上長や財政関係課へ説明していることが多い。

「デザインや景観に関する業務の理解が得られにくい」ことが懸念点であれば、事業予算が確定するまでに庁内で作成されている上位・関連計画や、ポイント①で前述したような地域計画を活用し、デザインや景観検討の必要性を説くことが必要である。

実際に「事例 17. グランモール公園」（神奈川県横浜市）の事例では、上位計画で都市の軸線や、先進的なまちづくりを進める「環境未来都市」といった地域のビジョンが示されていたため、環境に配慮した公園づくりに必要なデザイン検討について庁内で説明が容易となった。

## 実現方策②-2：計画・設計者をコンペティション方式やプロポーザル方式で選定する

### □実現方策の概要

能力の高い設計者を選定するためには、コンペティション（設計競技方式）やプロポーザル方式（技術提案書競技方式）により、業務価格だけでなく**技術力を選定する方式を採用**することが有効である。

一方、コンペティションやプロポーザルは仕様書・実施要領の構築や行政内手続きに時間がかかることが一般的であり、事業期間に余裕が無い場合は採用されないことがある。

また選定委員会等の立ち上げ等を実施するためにはノウハウも必要となる。



### ■実現方策②-2-①：「土木設計競技ガイドライン・同解説+資料集」の活用

土木学会は公共デザインの質向上を図るため、それらの設計に「デザインコンペティション方式」を導入するためのガイドライン『**土木設計競技ガイドライン・同解説+資料集**』を出版している。

本書は「第I部 原論」、「第II部 ガイドライン」、「第III部 資料」から構成されている。第I部では、これからの国土・地域づくりにデザインを競い合う発注形式を導入することの意味について、効用・歴史・法律の観点から述べている。

第II部では、具体的にコンペを実施運営するうえで重要な事項を、共通編、実施編、分野別編に分けて指針を示し、その解説を加えている。

第III部では、事業担当者が規定する実施要綱、募集要項、その他の様式について、サンプルを集録している。

上記について、当ポイントに関連するところが多いため、併せて参照されたい。

なお、本書の中にも記載されている「相談・問い合わせ先」(<http://www.designcompe.info/>)に相談すれば、**ノウハウの具体的なアドバイスを得ることも可能**である。



『土木設計協議ガイドライン・同解説+資料集』

■実現方策⑧-2-②：プロポーザル公募時における要件等の工夫

本手引きにて紹介する複数の事例においては、募集要項や仕様書を掲載しているため参考とされた。ただし掲載している仕様書は各事業の目的や役割に応じて構築されているため、事業担当が事業目的に沿って仕様書を構築する際の参考として活用いただきたい。

例えば「事例14. 中尊寺通り」（岩手県平泉町）は、**プロポーザル公募時の要件を工夫**した代表的な事例である。本業務は、別途発注する電線共同溝や道路の詳細設計を統括するとともに、道路デザイン検討会等の委員会運営しながらデザインを行うものであった。

そのため全体をマネジメントしながら、優れた道路デザインを短期にまとめあげる能力のある設計者が求められていた。形式としては簡易型プロポーザル業務であり、代表的な公募上の工夫を以下に示す。

- ① コンサルタント登録していないデザイン事務所も参加できるよう、J V参加を可能としたこと
- ② 技術士等の資格に加えて、景観分野における過去の実績、受賞歴を求める資格要件としたこと
- ③ 技術提案を特定する基準にも受賞歴を含め、かつその受賞歴は全国レベルのものに限ったこと

以下に「県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）全体意匠及び景観設計管理業務委託」のプロポーザル時における「業務説明書」の一部を示す。なお以下に示すのはあくまでも募集時の内容であり、設計時の実施項目とは異なる点に留意されたい。

| <p>同種業務：道路景観設計業務等、道路デザインに関する業務<br/>新取業務：景観ガイドライン策定業務等、広く景観を対象とした業務、若しくは、定額地区等の整備を対象とした業務</p> <p>イ 手持ち業務<br/>平成22年7月16日現在の手持ち業務<br/>管理技術者及び担当技術者：全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数（500万円以上/件）が10件未満であるもの。<br/>① 現地調査は、業務の初期段階で実施するものとする。<br/>② 業務の打合せ回数は8回とし、第1回及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。<br/>③ 調査は、各種関連法令、技術基準等に基づき実施するものとする。<br/>④ 検討に必要な資料が発注者が所有しているものは貸与する。</p> <p>⑥ 成果品<br/>本業務の成果品は、電子成果品（紙成果品1部を含む）とする。<br/>① 報告書 C D 2枚（紙1部）<br/>② 図面 C D 2枚（紙1部）<br/>③ 概算書 C D 2枚（紙1部）<br/>④ 数量計算書 C D 2枚（紙1部）<br/>⑤ 鳥瞰図 C D 2枚（紙1部）</p> <p>2 技術提案を求める具体的内容<br/>「景観重要公共施設に関する基本事項（平泉町景観計画（案）平成20年3月平泉町）を基本とし、沿道空間の考え方となる“まちなみの方向性（平成22年3月中尊寺通りまちなみ整備検討会作業部会）」と調和のとれた意匠に基づき、中尊寺通りを際立たせ、景観に配慮するべき対象を5つ以上列挙し、意匠の方向性を提案すること。また、道路を含めたまちなみ全体のイメージパースを3地区毎に1地区当たりA3判1枚に示すこと。</p> <p>3 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先<br/>(1) 参加表明書の作成様式<br/>別紙様式第2号とする。<br/>(2) 記載上の留意事項<br/>① 登録状況<br/>建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況を記載すること。なお、特定共同企業体による業務実施を行う場合は、代表構成員について記載すること。<br/>② 保有する技術職員の状況（専門分野別の技術職員の状況）<br/>ア 専門分野は、業務内容に応じた必要分野を適宜設定すること。<br/>イ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記載をしないこと。<br/>ウ 資格は、技術士、RCC等とする。なお、特定共同企業体による業務実施を行う場合は、全構成員の総計を記載し、括弧内に構成員毎の内訳を示すこと。<br/>③ 同種または類似の業務の実績<br/>ア 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。なお、特定共同企業体による業</p> | <p>務実施を行う場合は、代表構成員について2件を記載し、残りの1件は、代表構成員以外の実績を記載すること。<br/>イ 会社としての実績は、公示の日から過去5年以内に完成した業務を対象とする。<br/>ウ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、公示した対象業務において提案を求められている技術的事項を中心に記載すること。<br/>④ 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況<br/>イ 配置予定の管理技術者について記載すること。<br/>イ 最近の主たる業務経歴は、公示の日から過去5年以内に完成した業務について記載すること。<br/>ウ 同種又は類似の業務の実績及び景観・デザインに関する受賞歴（全国規模を対象）<br/>⑤ 同種又は類似の業務の実績及び配置予定の管理技術者の資格、主たる業務経歴については、これを証する契約書、資格者証等の写しを添付すること。<br/>(3) 問い合わせ先<br/>〒021-8503 岩手県一関市山町7-5<br/>東商店建築研究所 第一土木センター 道路河川環境課 菅原、阿部<br/>電話 0191-26-1418 内線312、313<br/>FAX 0191-26-1425<br/>電子メール yashiro@stref.tnate.jp<br/>電子メール koi@stref.tnate.jp</p> <p>4 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法<br/>(1) 提出期限 平成22年7月16日午後5時まで<br/>(2) 提出場所 3(3)に同じ。<br/>(3) 提出方法 概略として持参又は郵送、若しくはファックス又は電子メールによることとする。ただし、郵送、若しくはファックス又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認すること。なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。<br/>・使用可能なソフトは以下のとおりとする。<br/>・ファイル形式はMicrosoft Word2000形式以下、Microsoft Excel2000形式以下、Just System一式Ver.10形式以下及びPDFファイル形式に限る。<br/>・ファイル形式は1メガバイト以内とすること。<br/>・プリントアウト時に規程の枚数内になるように設定しておくこと。<br/>・プリントアウト時に規程の枚数内になるように設定しておくこと。</p> <p>5 説明書に対する質問の受付期間、受付場所、受付方法及びその回答方法<br/>(1) 受付期間 平成22年6月18日午前9時から平成22年7月14日午後5時まで<br/>(2) 受付場所 3(3)に同じ。<br/>(3) 受付方法 持参、郵送、ファックス又は電子メールとする。<br/>ただし、郵送、ファックス又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認すること。<br/>(4) 回答方法 質問を受け付けた日から起算して3日以内かつ参加表明書の提出期限の前日の午後5時までにファックス又は電子メール等で回答すること。</p> <p>6 技術提案書の提出者に要求される資格要件<br/>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。<br/>(2) 次のいずれにも該当しないものであること。</p> | <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者。<br/>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く）。<br/>ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき規定する再生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）。<br/>エ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者。<br/>(3) 公示日以後に建設関連業務の委託契約において使用する東岩建設士に係る指名停止等措置基準に基づき指名停止を受けている期間がないこと。<br/>(4) 歴史的景観資源に特に配慮する必要があることから「委託契約に係る指名競争入札参加資格名簿（建設関連業務）」に記載されている1者、又は、同名簿に記載されているものを代表構成員とする2者以上による特定共同企業体方式による業務実施とする。なお、特定共同企業体方式における業務実施の場合、代表構成員以外のものは同名簿に登録されている必要はない。<br/>(5) このプロポーザル方式及びその後の契約の締結について、不正又は不誠実な行為をしないことを誓約できる者であること</p> <p>7 技術提案書の提出者を選定するための基準<br/>6の要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価事項</th> <th>評価の観点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 登録状況</td> <td>建設コンサルタント登録規程及びその他の登録規程に基づき登録状況</td> <td>当該業務の実施に必要な専門分野に登録されているか</td> </tr> <tr> <td>2 技術職員の状況（専門分野別）</td> <td>当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況</td> <td>有資格の職員は十分にいるか<br/>有資格者の経験は豊富か</td> </tr> <tr> <td>3 同種又は類似の業務の実績（会社）</td> <td>同種又は類似業務の内容</td> <td>当該業務の内容に近い業務の実績があるか<br/>類似業務において特に配慮した技術的事項が、当該業務の実施に当たり参考となるか</td> </tr> <tr> <td>4 配置予定の管理技術者の資格等</td> <td>資格<br/>業務経歴<br/>経歴</td> <td>当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか<br/>豊富な業務経験を有しているか<br/>過去に、各種成績簿、免許取得など、業務に徹底的に取り組んでいるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手持ち業務の状況</td> <td>当該業務を遂行するに十分な余裕があるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>景観・デザインに関する受賞歴</td> <td>デザイン的能力・実績があるか</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種又は類似の業務</td> <td>実績があるか</td> </tr> </tbody> </table> | 評価項目 | 評価事項 | 評価の観点 | 1 登録状況 | 建設コンサルタント登録規程及びその他の登録規程に基づき登録状況 | 当該業務の実施に必要な専門分野に登録されているか | 2 技術職員の状況（専門分野別） | 当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況 | 有資格の職員は十分にいるか<br>有資格者の経験は豊富か | 3 同種又は類似の業務の実績（会社） | 同種又は類似業務の内容 | 当該業務の内容に近い業務の実績があるか<br>類似業務において特に配慮した技術的事項が、当該業務の実施に当たり参考となるか | 4 配置予定の管理技術者の資格等 | 資格<br>業務経歴<br>経歴 | 当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか<br>豊富な業務経験を有しているか<br>過去に、各種成績簿、免許取得など、業務に徹底的に取り組んでいるか |  | 手持ち業務の状況 | 当該業務を遂行するに十分な余裕があるか |  | 景観・デザインに関する受賞歴 | デザイン的能力・実績があるか |  | 同種又は類似の業務 | 実績があるか |
|--|---|---|------|------|-------|--------|---------------------------------|--------------------------|------------------|---------------------------|------------------------------|--------------------|-------------|---|------------------|------------------|---|--|----------|---------------------|--|----------------|----------------|--|-----------|--------|
| 評価項目   | 評価事項  | 評価の観点   |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |
| 1 登録状況   | 建設コンサルタント登録規程及びその他の登録規程に基づき登録状況   | 当該業務の実施に必要な専門分野に登録されているか  |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |
| 2 技術職員の状況（専門分野別）   | 当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況   | 有資格の職員は十分にいるか<br>有資格者の経験は豊富か  |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |
| 3 同種又は類似の業務の実績（会社）   | 同種又は類似業務の内容   | 当該業務の内容に近い業務の実績があるか<br>類似業務において特に配慮した技術的事項が、当該業務の実施に当たり参考となるか   |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |
| 4 配置予定の管理技術者の資格等   | 資格<br>業務経歴<br>経歴  | 当該業務の実施に必要な専門分野の資格を有しているか<br>豊富な業務経験を有しているか<br>過去に、各種成績簿、免許取得など、業務に徹底的に取り組んでいるか   |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |
|  | 手持ち業務の状況  | 当該業務を遂行するに十分な余裕があるか   |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |
|  | 景観・デザインに関する受賞歴  | デザイン的能力・実績があるか  |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |
|  | 同種又は類似の業務   | 実績があるか  |      |      |       |        |                                 |                          |                  |                           |                              |                    |             |   |                  |                  |   |  |          |                     |  |                |                |  |           |        |

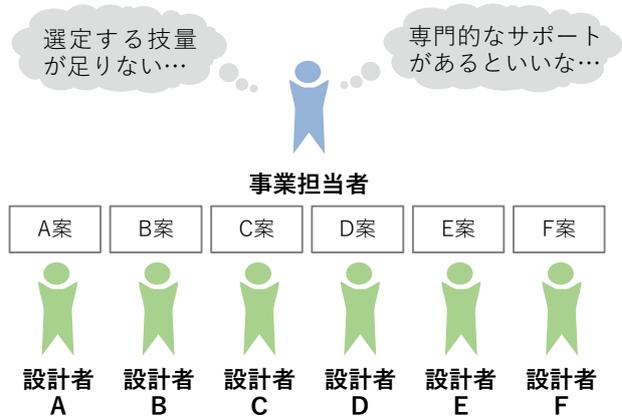
「県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）全体意匠及び景観設計管理業務委託」業務説明書より抜粋（岩手県提供）

**実現方策③-3：能力の高い計画・設計者を見極める目利きを確保する**

□**実現方策の概要**

デザインや景観に関するコンペティションやプロポーザルを実施する際には、地域政策に精通した事業担当者に加え、**提案された技術进行评估し選定するための専門知識（目利き）を確保**することが必要である。

デザインや景観に関する知見の深い職員が行政に属している場合は問題ないが、そうではない場合は外部の有識者を招聘することが望ましい。



■**実現方策③-3-①：外部有識者の招聘**

デザインや景観に関する知見の深い職員が行政に属している場合は問題ないが、そうではない場合は外部の有識者から提案を評価するうえでの観点等について意見をもらい、能力が高く地域に適した技術者を選定するためのサポートを受けることが有効である。

「事例3. (仮称)花畑広場・シンボルプロムナード」(熊本県熊本市)では、プロポーザルの選定委員は事業担当者のみで構成しているが、必要に応じて外部の有識者から意見を伺うことができる体制とし、選定の際のサポートを受けていた。

「事例15. あそべるとよたプロジェクト・豊田市都心地区空間デザイン基本計画」(愛知県豊田市)では、プロポーザル前に事業担当者が過去の優れた公共デザイン事例を探索し、そこから適切な知見・経験を有する有識者を自ら抽出・連絡した上で、有識者にプロポーザルの選考委員となってもらっている。

このように、事業担当者自らの発意と行動によって、有識者は招聘できる可能性があることから、**目利きが必要となる場合は積極的な探索が有効**である。

## ポイント③：地域のビジョンに即した計画・設計を遂行する

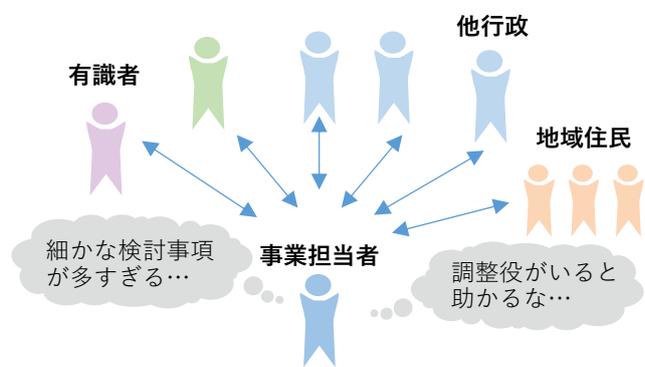
- ・計画・設計段階においては、地域のビジョンに適合するよう事業を進めることが重要である。
- ・ただし庁内外で多数の関係者が生じる段階であるため、合意形成等のマネジメントは必須となる。この際には、供用後の管理運営を見据えておくことも重要となる。

### 実現方策③-1：計画・設計時に調整できる役割をもつ者を確保する

#### □実現方策の概要

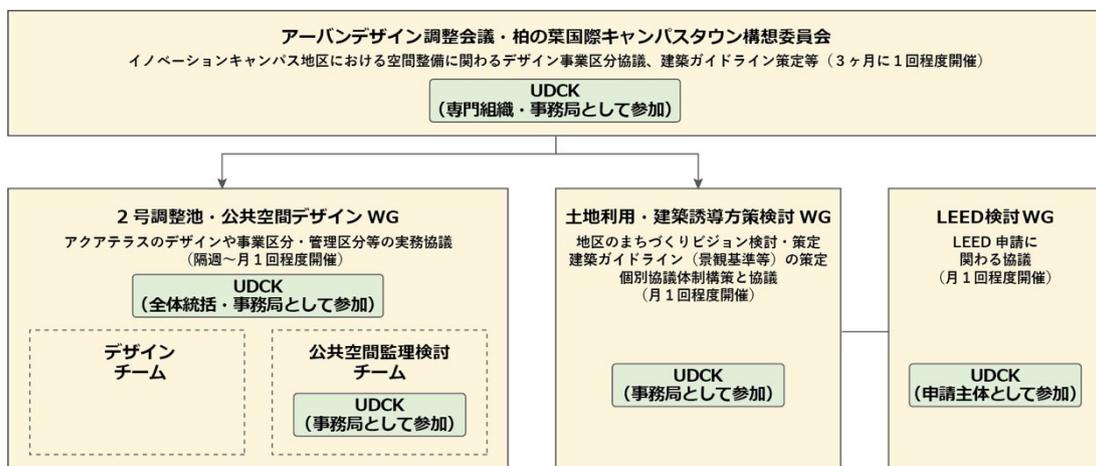
関係者が多い事業の場合、決定する事項や、どのような段取りでどの主体に決定してもらうか等の調整コストが多くなる。

その際、調整を主な役割とする者を体制として配置することで手戻りを防ぎ、円滑な事業進捗を実現することができる。実際に海外においては、このようなデザインマネジメントが業容として認知されている。



#### ■実現方策③-1-①：主体間連携まちづくり推進組織の活用

「事例 21. 柏の葉アクアテラス」（千葉県柏市）では事業関係者が非常に多いことから、全体を統括する委員会に加え、各テーマに応じたワーキンググループ（以下WG）が設けられていた。その上で、個別の会議・打合せにも柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）の副センター長や担当ディレクターが可能な限り出席し、全体をつなぐ役割を果たしていた。このような体制があったことによって、全体の意思統一を円滑に図ることが可能となった。



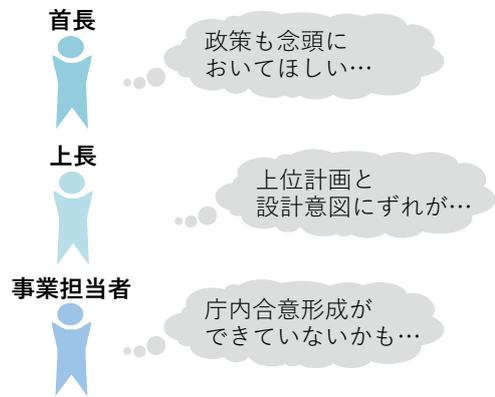
各会議とUDCKの関係図

実現方策③-2：庁内組織全体で設計意図を共有する

□実現方策の概要

庁内での意思決定を行う際に、**首長（権限の川上）から事業担当者（権限の川下）まで事業目的や設計意図が共有されている**ことが重要である。設計意図が共有されていない場合、手戻りが生じやすく、円滑な事業進捗が困難となるためである。

設計意図を共有する方策には、**関係者が一堂に集まる場を設定**することや、**庁内調整を主眼とする役割を確保**することが考えられる。

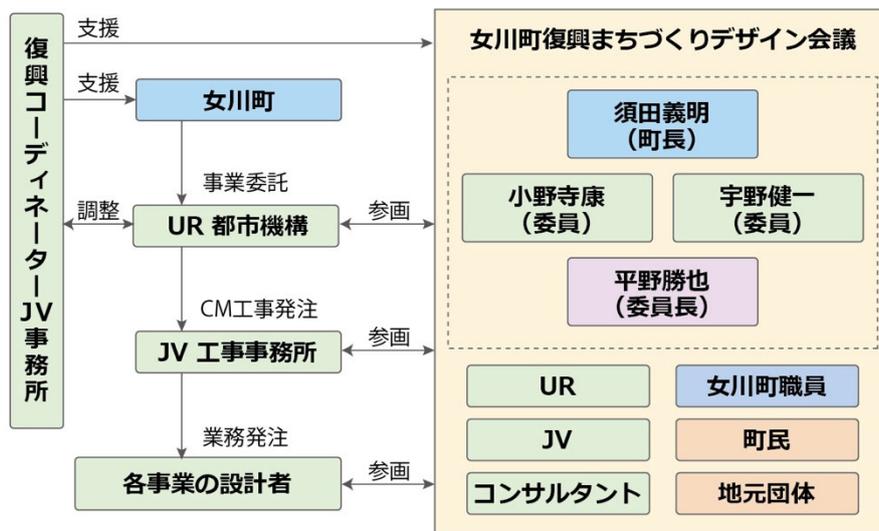


■実現方策③-2-①：関係者が一堂に介する場の設定

ポイントを実現するためには、意思決定の権限を持つ上長を含めて業務打合せを行うことが望ましい。ただし上長も多くの業務を監修する必要があることから、必ずしも打合せに参加できないことを考えると、設計のポイントを共有するために委員会等の体制を設けることが考えられる。委員会については、第三章で概説しているため参考にされたい。

**委員会や庁内合同会議等の会議体を設けることで、上長に加え、関係者・関連部局が一堂に介するため、調整・意思決定が容易になる。**一方、会議体の設立・運営には多少労力を要することが留意点である。

「事例6. 女川駅前レンガみち周辺地区」（宮城県牡鹿郡女川町）の事例では、復興事業という背景もあるが、上長だけでなく首長も会議体に参加しており、設計の意図が庁内のトップまで共有される場となっていた。そのため上長の理解も得やすく、事業を円滑に進めることに貢献している。



女川町復興まちづくりデザイン会議の構成及び関係図

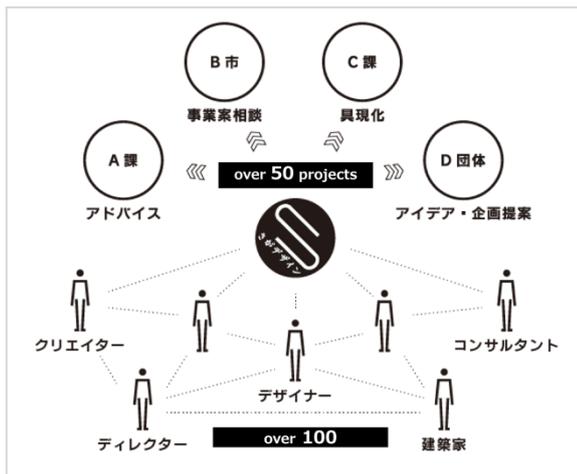
■実現方策③-2-②：庁内関係部局の活用

「事例 13. 佐賀城公園ころごしのもり」（佐賀県佐賀市）では、事業担当課に加え、全庁的な政策・企画の立案・調整を図るという意味で首長に近い部局である「政策課さがデザイン」担当が設計・施工時の打合せに参加し、**全体を俯瞰しながら首長の意見を伝える役割**を持っていた。

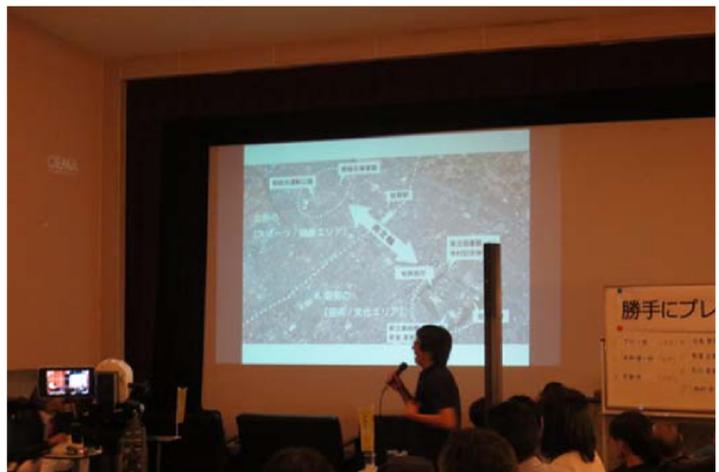
「さがデザイン」とは、総合計画 2015 の基本理念「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を実現するため、施策を推進する上で佐賀らしさを磨く視点の1つである。その視点から新たに県庁内に「政策課さがデザイン担当」が設けられた。

組織の縦割りや担当者の異動、トップダウン的な意思決定のあり方といった一般的な行政の中では、プロモーションやコミュニケーションを伴う事業や施策について統一性や一貫性の担保は難しく、また画一的なものになってしまう傾向があるが、県庁内の部局を越えた「さがデザイン」を通して、事業構想の段階からデザインの視点を加えることにより独創性のある事業や施策を創出している。

またこの事例は、「勝手にプレゼン FES」というクリエイター主催のイベントから事業化された。このイベントは佐賀県出身、もしくは縁のあるクリエイターたちが知事に対し、自由なアイデアの提案を行うイベントであり、このことで**首長含め庁内関係部局で事業目的が共有されていた**ことも効果的であった。



さがデザインが担う役割  
(佐賀県提供)



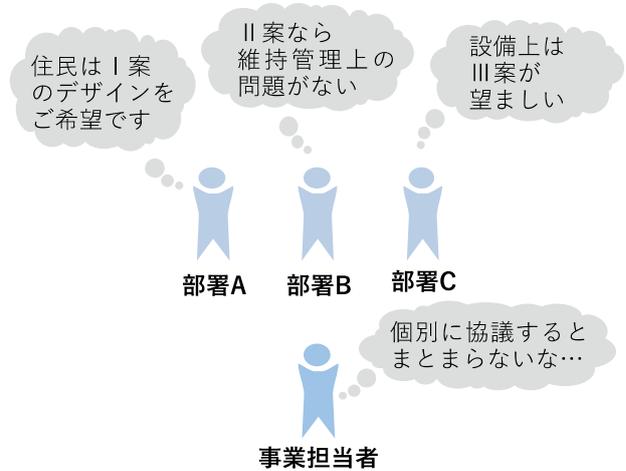
2016年「勝手にプレゼン FES」  
(株) OpenA のプレゼン状況  
(佐賀県提供)

**実現方策③-3：複数の施設や事業で部局間や行政間を超える関係性を築く**

□ **実現方策の概要**

どのような事業でも、関係機関協議と呼ばれる隣接する施設や他部局との調整が発生する。その際、関係機関や関係者が多い場合は、それを調整し、理解を得るのに時間がかかってしまい、その後に行われる景観やデザイン検討の時間を圧迫してしまう。また調整先が他の行政や民間施設である場合、その調整コスト（時間的・金銭的損失）はさらに高まる。

関係機関協議は、事業を実施する場合は常に念頭に置く必要があり、その調整コストを低減する方策を検討する必要がある。



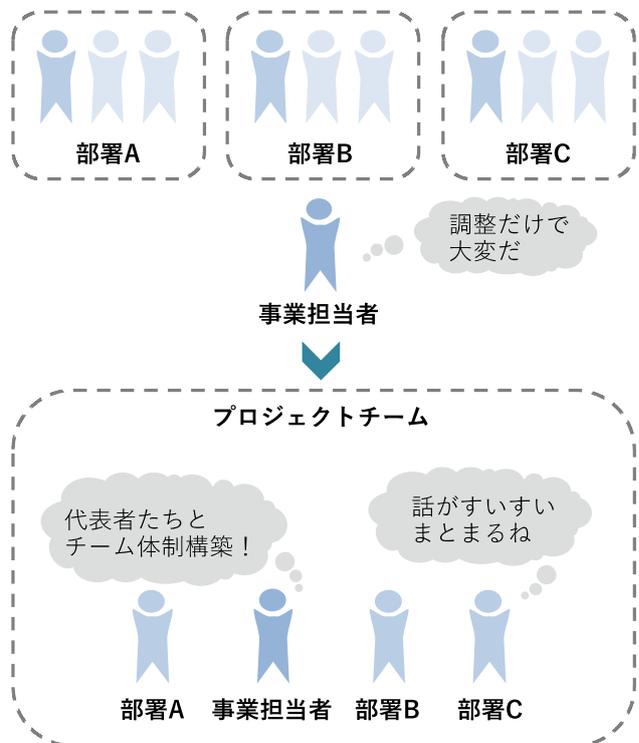
■ **実現方策③-3-①：部局横断プロジェクトチームの構築**

各自治体の主要事業であったり、複合的な事業であったりする場合は、複数の担当課によりプロジェクトチームを構築し、調整コストを下げる事が考えられる。

「事例2. ナギテラス」（岡山県奈義町）では、複数の課が関与する複合的な事業であったため、自主的に希望した若手職員を中心としたプロジェクトチームを部局横断で構築し調整を行っていた。



プロジェクトチームによる調整の様子  
 (奈義町提供)



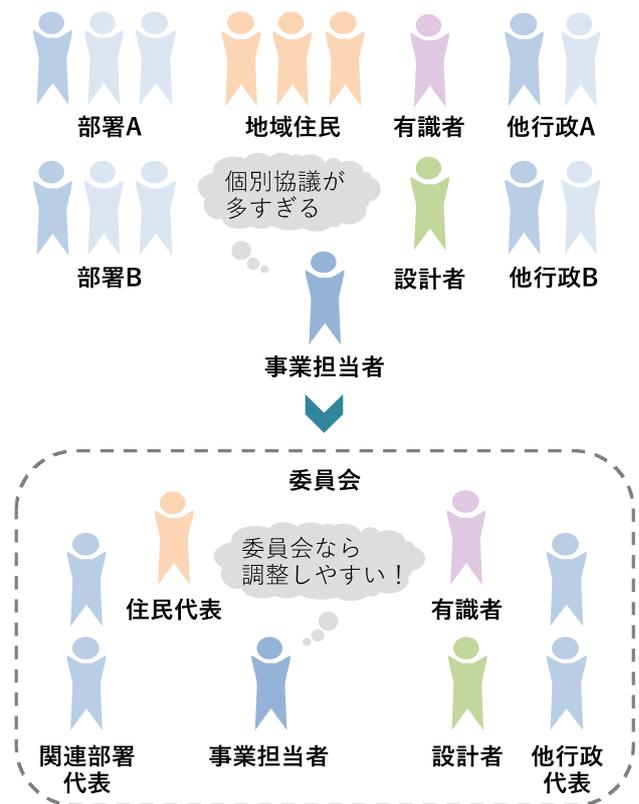
■実現方策③-3-②：委員会の設立

個別の関係機関協議で合意形成や調整が困難である場合は、**関係部局の職員が参加する委員会を新たに設立**することが適切である。委員会は他行政（自治体の事業であれば県、国）が参加することも可能である。

調整したい議題を委員会にて議論・決定とすることで、必ずしも個別に協議を行う必要は無い。また部局ごとに意見が異なるといった個別協議のデメリットも、委員会により1つの結論となるため、調整コストを下げる事が可能である。

ただし委員会開催までに、委員の選定や要綱の作成、また各部局への事前説明等、下準備が相応に必要であることに留意されたい。また委員会の取組体制としての詳細は、第三章に示すため参考にされたい。

「事例9. 糸貫川清流平和公園の水辺」（岐阜県本巣郡北方町）では、土地区画整理事業に伴い、公園敷地を河川区域に設定したことにより、公園設計の初期段階から河川管理者である県職員も参画する体制が必然的に出来上がっていた。このことにより、複数の自治体を跨いで設計思想を共有し、管理者による境目を感じさせない空間整備を実現することができた。



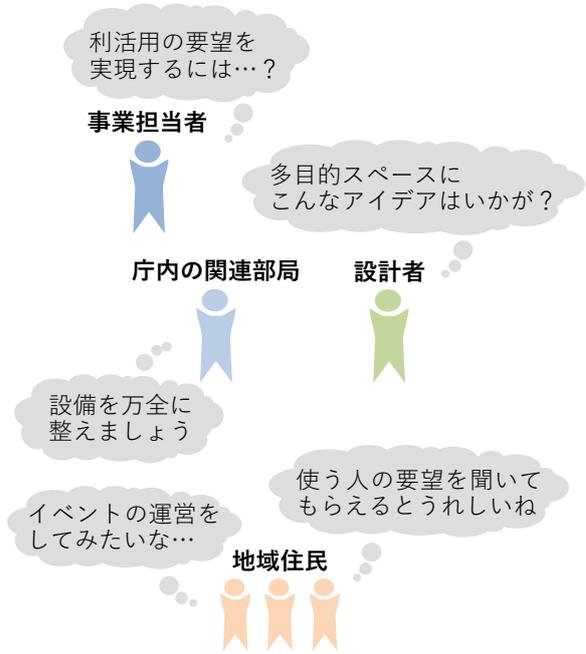
管理者による境目を感じない糸貫川清流平和公園の水辺  
(北方町提供)

実現方策③-4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する

□実現方策の概要

供用後の空間が実際に使われ続けるためには、**計画や設計段階で、管理運営時における適切な使い方・運営のされ方が想定されている**ことが重要である。想定されないまま計画・設計を行った際、「管理運営時」において課題が生じ、ポイントを実現することが難しくなってしまう。

「想定されている」とは、具体的には地域住民・団体や運営事業者といった**日常的な管理運営の担い手**が抽出されていることや、担い手候補に対する働きかけを行うことを指す。また、想定されていればイベント等を開催する際に、十分なスペースや搬入・搬出のルートが欠如している、電気・水道・下水等のインフラが不足している等を防ぐことも可能である。



■実現方策③-4-①：ワークショップによる利活用の想定・担い手の抽出

方策の1つ目として、**地域とのワークショップ (WS) により利活用や担い手の抽出を行う**ことが考えられる。

「事例8. 上西郷川 里川の再生」(福岡県福津市)では、2005年度の基本設計時のデザイン検討から80回を超えるWSが行われ、徹底的な地域住民参加が進められた。整備後の植栽管理体制、イベントの企画運営等に関しても地域住民・福津市職員・九州大学らで協議・決定に至っている。

そして、供用後に「上西郷川日本一の郷川をめざす会」が設立され、環境学習等の利活用が自発的に行われている。



ワークショップの風景 (福津市提供)

■実現方策③-4-②：暫定利用による利活用の想定

今後開発が生じる場所において、暫定利用による空間活用を実施し、その後の整備にフィードバックする手法が考えられる。

「事例3. (仮称)花畑広場・シンボルプロムナード」(熊本県熊本市)では、施工開始まで時間的猶予がある開発予定地を暫定利用されており、将来的に隣接する花畑・辛島公園と一体的なオープンスペースになる予定である。

2019年12月時点では熊本市が直接運営しており、暫定利用を通じてイベント業者にヒアリングを行い、電気容量の確保、分電盤や給排水設備の使いやすい配置等、将来的な利活用も加味した内容を設計に取り入れている。

■実現方策③-4-③：利活用に関する業務発注等による空間の使われ方の確認及び担い手の育成

一般的に、管理運営の想定は計画・設計業務にて検討することが多いが、利活用に関する業務を別途発注することにより、実際の空間の使われ方を確認してプログラムを組むと共に、空間利用の担い手を育成していくことなどに取り組むことも可能である。

例として、「事例15. あそべるとよたプロジェクト・豊田市都心地区空間デザイン基本計画」(愛知県豊田市)では、空間の計画・設計・施工に関する業務(つくる)と空間の利活用・維持管理に関する業務(つかう)をそれぞれ別業務として発注しており、双方を同時進行させることで、関係者間で互いの状況をフィードバックしながら事業を進めた。



新豊田駅東口駅前広場の第1期工事完了後の利活用の様子(豊田市提供)

## ポイント④：計画・設計時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を複数年度共有する

- ・計画・設計段階は複数年度にまたがることが多く、事業担当者や設計者が年度によって変わってしまうことがある。
- ・そのような際には、これまでの経緯や地域のビジョン、事業目的を継承・共有することが優れた公共デザインの実現には重要である。

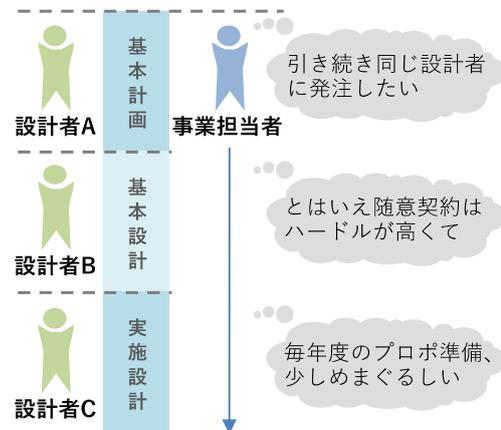
### 実現方策④-1：能力の高い計画・設計者を継続して選定する

#### □実現方策の概要

公共事業では、予算の仕組みや「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の観点より随意契約を行うことは珍しく、単年度発注が一般的である。

他方、複数年度業務や工事監理業務等を発注することによって、計画・設計者が継続して業務に関わることで、時間損失の低減による円滑な業務実施を実現させている事例も複数存在する。

この方策は、優れた公共デザインを実現するためのポイント、すなわちビジョンの共有や設計意図の継承に、非常に有用な方法である。



#### ■実現方策④-1-①：複数年度での発注

「事例 18. 出島表門橋及び出島表門橋公園」（長崎県長崎市）では、事業特性から 24 ヶ月の期間で計画・設計業務を一括発注した。

一括発注とした大きな理由は、国指定史跡「出島」との一体的で、かつ、魅力ある整備を実現するために、文化財や構造設計、景観デザイン等に関する高いレベルでの総合的な専門性が必要であり、それが基本計画・基本設計・実施設計を通じて一貫して維持される必要があったためである。手続きとしては地方自治法に基づく債務負担行為として実施した。

#### ■実現方策④-1-②：随意契約の工夫

「事例 17. グランモール公園」（神奈川県横浜市）では、基本計画業務をプロポーザル形式にて実施し設計者を選定した後、基本設計・実施設計・工事監理業務を随意契約にて発注している。横浜市においても随意契約を行うことは一般的ではないが、客観的な根拠とともに財政部局に対して説明することで、随意契約を適宜実現させている。

なお、客観的な根拠に関しては前年度の業務実績から判断されることが多い。品確法の観点から随意契約の可否は慎重に行うことが当然であるが、判断基準として「対象となる設計はその前提となる設計（基本計画・基本設計等）と一貫性を持たせる必要があるか」、「設計者が施設の概要及び敷地の条件等を熟知しているか」等が考えられる。

**実現方策①-2：前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する**

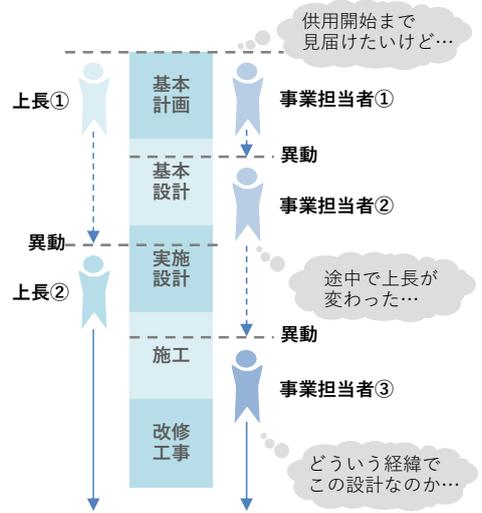
□ **実現方策の概要**

事業担当者は一般的に、数年おきに異動が生じる一方、公共事業は計画から施工まで単年度で完了することは少なく、**異動等に伴う引き継ぎがほぼ全ての事業で発生する。**

各事業担当者がこれまでの検討結果を書類作成等で引き継いでいたとしても、新しい事業担当者が経緯を十分に把握することは難しく、その結果発注の遅延に伴って設計期間が短くなってしまふことや、これまでの決定事項を再確認する時間が追加が必要となることも考えられる。

また異動が担当者レベルではなく上長である場合は、これまでの決定事項が覆ることもある。

**これらの問題を予め見越した調整**を行うことが望ましい。



■ **実現方策①-2-①：異動時期の調整**

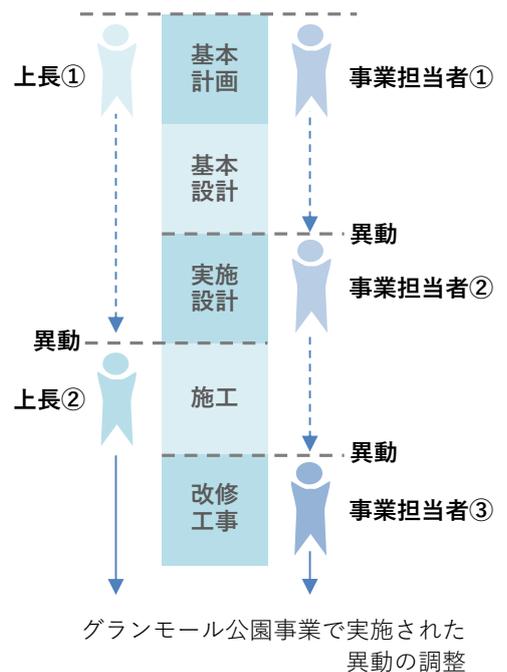
業務における円滑な引き継ぎを実現させるためには、事業担当者の異動に対する配慮も必要である。

例えば「事例 17. グランモール公園」（神奈川県横浜市）の事業では、**主に実務を行う担当者と係長級の職員の異動を最低1年度以上ずらす**ことにより、異動前後のノウハウや経緯について円滑に継承していた。

また同事業においては、**計画・設計・施工の段階に応じた担当者の異動**としていた。具体的には①基本計画～基本設計（2012～2013年度）、②実施設計～主要な再整備工事（2014～2016年度）、③付帯する再整備工事（2017年度）の3段階で担当者の異動があったが、

- ①：再整備の基本的な考え方をまとめる段階
- ②：①を踏まえた実施設計とその設計意図を施工に反映する段階
- ③：①、②の流れを踏まえて付帯する施設改修等を行う段階

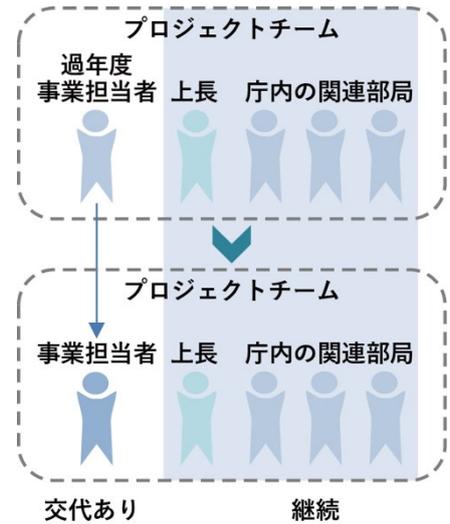
となっているため、担当者の異動により基本的な考え方や設計意図の反映に苦慮することなく、事業全体のノウハウ等がスムーズに継承された。



■実現方策⑩-2-②：プロジェクトチームの構築

前述した「実現方策⑩-3-①：部局横断プロジェクトチームの構築」は、事業単位で形成されるため、計画・設計意図の継承の際にも有効である。**複数の事業担当者・関係部局によりチームを構築しておくことで、事業のノウハウが継承されないといった異動等のリスクが低減**されるためである。

事業単位のチームは自治体によっては「室」といった名称で形成されることもある。職員の異動が伴うため簡易ではないが、「室」もプロジェクトチームと同様に、新たな職員の増員や部局の再編ではなく、現在の職員を再編することによるリスク低減方策の1つである。



■実現方策⑩-2-③：デザインノート・コンセプトブック等による引継

新しい事業担当者にとって、過年度の多大な業務報告書全てに目を通すことは容易でなく、有効な引き継ぎ方法とはいいい難い。そのため、**業務初期の構想、計画の段階において、事業や対象とするエリアのポイントを明記した資料を作成**することは円滑な引き継ぎを実現する上で非常に有効である。

例えば「事例15. あそべるとよたプロジェクト・豊田市都心地区空間デザイン基本計画」（愛知県豊田市）では、「都心の未来デザインブック」と呼ばれる資料にデザインの考え方・ポイントが示されており、引き継ぎ時の有効なツールとしても機能している。



**はじめに**

豊田市は、平成28年3月に「都心環境計画」を策定・公表しました。同計画においては、都心におけるにぎわい創出を行うことで、選ばれる都心を目指し、公共空間の活用「つかう」と公共空間の再整備「つくる」を両輪で進めることとしています。

都心におけるにぎわい創出には、その公共空間等における統一したデザインと使い方の検討がなされた居心地の良い空間を作り上げていくために、市民とともに空間デザインを考えていく必要があります。

この空間デザインにおいては、段階的な空間整備を基本とし、これまで、まちの使い方やあり方に関し、市民ワークショップ等を通じて、市民のみならず意識共有を図りながら、にぎわいのある都心の実現に向けた検討を進めてきました。

本冊子「都心の未来デザインブック（豊田市都心地区空間デザイン基本計画）」は、豊田の“都心の未来のあるべき姿”を描いたもので、今後も、市民のみならずと更なる検討を行い、豊田の都心をつくっていききたいと思います。

豊田市

目次

**第1章**  
とよたの都心の未来

1-1 ステートメント / 理念 ..... 03

1-2 豊田市都心地区空間デザイン基本計画で思い描く未来 ..... 07

午後 2 時頃 東口まちなか広場の祝祭風景

午後 2 時頃 東口まちなか広場の日常風景

正午頃 西口デッキ広場の風景

午後 5 時頃 シティプラザの風景

午後 7 時頃 停車場線の休日の風景

**第2章**  
「カスタマイズとよた!」でつくる  
新しいとよたの都心

2-1 市民参加によるデザイン決定プロセス ..... 15

2-2 「カスタマイズとよた!」の8つのポイント ..... 17

**第3章**  
新しいとよたの都心デザイン・マネジメント

3-1 矢作口と毘森口（やはぎぐちとひもりぐち） ..... 23

3-2 広場のデザインイメージ ..... 25

3-3 アーバンファニチャーのデザインイメージ ..... 27

3-4 まちなかのユニバーサルデザイン ..... 29

3-5 都心のマネジメントイメージ ..... 31

**第4章**  
ロードマップ

4-1 今後のスケジュールと段階整備 ..... 33

事業のポイントが示された豊田市の「都心の未来デザインブック」（豊田市提供）

## ポイント⑤：施工時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を共有する

- ・ 施工者へ事業目的や設計意図を共有・継承することが優れた公共デザインの実現には重要である。
- ・ 土木事業においては、一般的に設計意図の反映・施工時の変更対応が工事監理業務として発注されることは少なく、事業担当者が担うことが多いが、必要に応じて相談できる役割を確保することが望ましい。

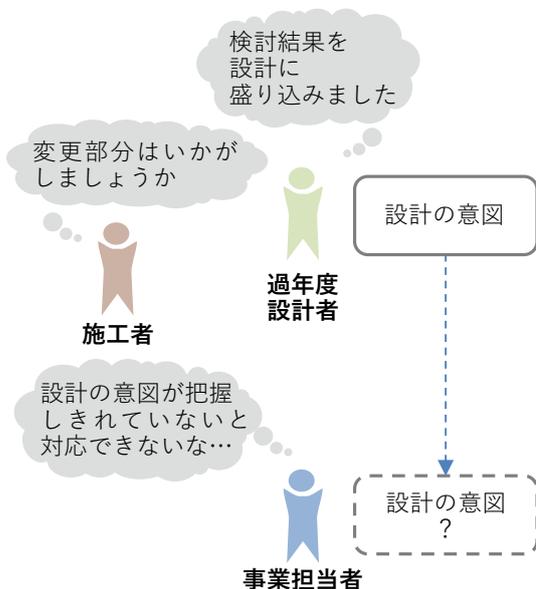
### 実現方策⑤-1：施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する

#### □実現方策の概要

デザインビルド等の形式を除き、一般的な土木分野の公共事業は設計と施工が分離されていると共に、工事監理は建築分野と異なり設計者へ継続して発注されることは少ない。

そのため設計段階で検討された設計の意図が施工者へ適切に伝達されないことも多く、また設計時からの変更が生じた際の相談相手もいないことが多い。

事業担当者が設計意図を十分に理解し、伝達及び諸問題へ対応することで代替が可能であるが、事業担当者の負担を低減するためにも、的確に伝達する役割をもつ者を確保する必要がある。



#### ■実現方策⑤-1-①：助言・相談できる役割の確保

「事例5. 西仲橋」(東京都中央区)や「事例9. 糸貫川清流平和公園の水辺」(岐阜県本巣郡北方町)、「事例10. 警固公園」(福岡県福岡市)は各地域の大学の有識者が施工時に関与していた事例である。設計者への監理業務委託が難しく、施工時に事業担当者として悩むことがある場合は、大学の有識者などへ積極的に相談することも有効だといえる。



→施工現場協議

ベンチや園内舗装などの石材や表面の仕上げなど、公園デザインに関わる細部の検討はできるかぎり施工現場にて行い、見直し作業を繰り返しながら確認・調整し、最終決定していった。

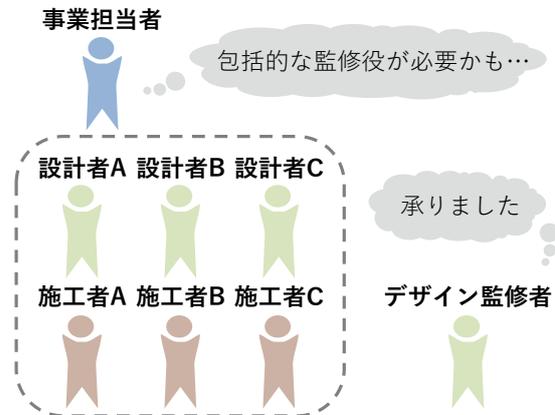
施工現場協議の様子  
(福岡大学景観まちづくり研究室提供)

実現方策⑤-2：デザイン監修業務を発注する

□実現方策の概要

本項目におけるデザイン監修業務とは、**施工時**での「**設計意図の伝達及び工事監理業務**」を指す。計画・設計時における「他設計業務をデザイン監修する業務」については、第III章の「c.監理業務委託（非常設）」において詳述する。

土木分野の前例は少ないが、「実現方策⑤-1-②：随意契約の工夫」と関連して、実績や根拠があれば行っている事例は存在するため、事例に沿って以下に方策案を示す。具体的な仕様書等については、第IV章を参考とされたい。



■実現方策⑤-2-①：施工時におけるデザイン監修業務の事例

○「事例1. ゆいの広場ひらり」（山梨県山中湖村）の例

本事業では（株）イー・エー・ユーが基本設計を実施し、随意契約にて**実施設計時の設計監修、及び施工時のデザイン監理業務**を受注した。これは、（株）イー・エー・ユーが実施した基本設計案に対して、実施設計の段階では複数の設計者が関わっていたため、基本設計からの一貫したトータルデザインを実現し、質を担保することが狙いであった。

○「事例13. 佐賀城公園ころざしのもり」（佐賀県佐賀市）の例

佐賀城公園周辺の**全体ディレクション業務**が（株）OpenA に随意契約で発注された。当該業務にて、施工時まで監修することで、設計意図が施工者へ適切に伝達され、良質な空間が創出された。

○「事例17. グランモール公園」（神奈川県横浜市）の例

横浜市の公園事業では、**設計・発注・工事監督の担当者は同一部局となる**ことが一般的であり、設計意図を施工に反映することが可能である。

グランモール公園の事例では、施設の意匠性や独自性が非常に高いことから、デザイン意図が十分に発揮されるよう、随意契約で**デザイン監理業務**が発注された。

当該業務では、デザイン監理者が監理する施設（舗装、水景、ベンチ等）、確認する内容（パターン、施工図・割付図等）、確認する方法（サンプル、モックアップ、実寸製作、CG等）を定め、施工の進捗状況に応じて発注者、デザイン監理者、施工者の3者で検討・確認・決定を行っていた。

なお、上記以外の一般的な施設の施工監理は、発注者と施工者の2者で行っている。

## ポイント⑥：地域に寄与する適切な管理運営を行う

- ・管理運営時に積極的な利活用が求められる場合、地域住民・団体や運営事業者との適切な連携を図ることが重要であり、そのための体制構築が求められる。
- ・また地域のビジョンを継承し、ビジョンに即した改修・利活用を行うことも必要である。

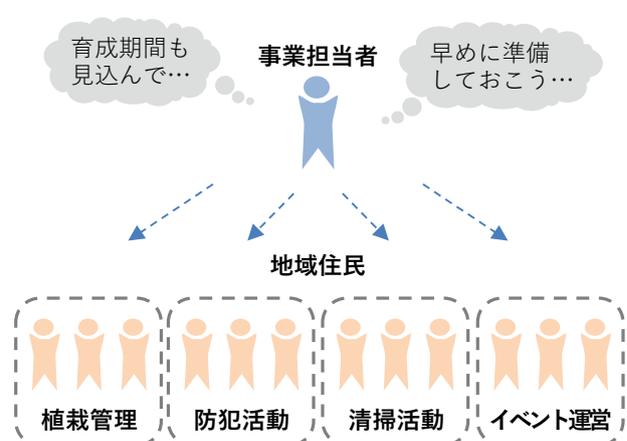
### 実現方策⑥-1：管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する

#### □実現方策の概要

日常的に利活用される空間に対しては、**地域住民・団体や民間事業者等の管理運営の担い手を確保**することが望ましい。また担い手の確保に加えて、その**調整を行う体制の構築**も必要となる。

このような体制が構築されていない場合、事業担当者の調整等の負担が増加し、積極的な利活用が困難となる場合がある。

そのような体制構築等の進め方について、以下に実現方策を述べる。



#### ■実現方策⑥-1-①：官民による調整組織の設立

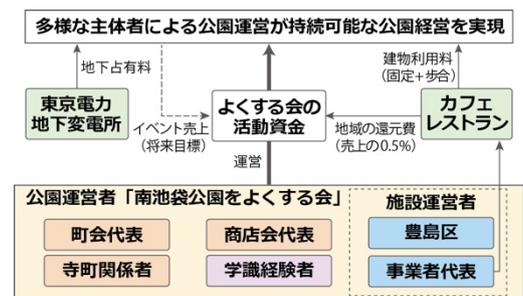
「事例11. 南池袋公園」（東京都豊島区）では、公園運営を実施する主体の必要性について、2016年ごろ地域住民が中心となって議論されてきた。

運営の体制としては、**税金に頼らない公園運営の体制づくりを当初から計画し、実施**している。具体的には、公園の維持管理費は東京電力変電所の地下占有料と東京メトロ有楽町線の地下占有料に加え、カフェ・レストラン事業者の建物使用料を資金源としている。カフェ・レストランの建物使用料については、固定分とは別に一定金額以上の売り上げが発生した場合には歩合分で10%を徴収している。

#### (7) 営業に関する遵守事項・メニュー等

- ① メニューは、利用者のニーズに合った品揃えとし、利用しやすい価格帯とすること。
  - ② 食事に伴うアルコールを提供できる。
  - ③ 利用区域内のゴミ回収は出店者が行うものとする。
  - ④ 共用トイレについても、日々の清掃・クレンリネスを条件とする。
  - ⑤ 2階については、地域貢献施設としての運用を行うこと。
- ※但し内容は出店者決定後、豊島区と協議するものとする。

「豊島区立南池袋公園カフェ・レストラン設置管理運営業務事業者募集要項」の一部を抜粋



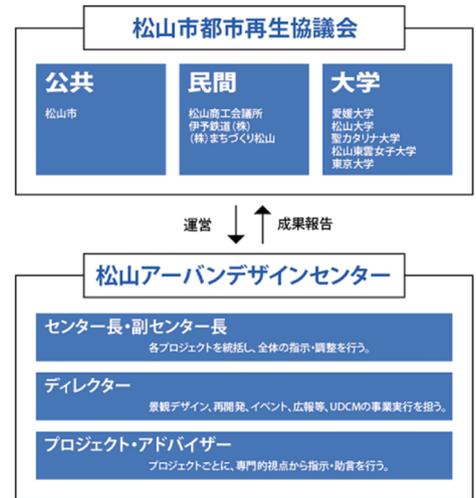
南池袋公園の運営の体制

■実現方策⑥-1-②：主体間連携まちづくり推進組織による企画・調整

「事例 19. 花園町通り」（愛媛県松山市）では、2015年7月ごろから地域住民、学生、公募参加者によるワークショップを通じ、空間の使い方を含めた議論が始まった。

まず松山市、花園町西通り商店街振興組合、花園町東通り商店街組合の3者が管理等に関する協定を締結した。具体的には①散水に必要な上下水道料金②地域のまちづくりに資するイベントで使用する電気料金、上下水道料金については松山市が負担し、道路植栽への散水は地域の商店街が無償で実施している。

2019年1月には、公民学の連携でまちづくりを推進する松山アーバンデザインセンター（UDCM）が沿道に移転し、地域の道路利活用の取り組みに対する助言や活動支援を行っている。行政がフォローしづらい地域の動きや利活用について UDCM が支援を行うことで、賑わい創出に寄与している事例である。



UDCM の体制や関係 (松山市・UDCM 提供)



花園町通りの利活用の様子 (Photo by Norihito Yamauchi)



花園町通りに移転した UDCM (撮影：宮畑周平 (瀬戸内編集デザイン研究所))

■実現方策⑥-1-③：庁内の別部局による地域との調整

「事例 16. 新川千本桜沿川地区」（東京都江戸川区）をはじめとして、江戸川区では設計・施工を担当する部局とは別に、地域と区を繋ぐ窓口を生活振興部の各事務所（新川千本桜の会の場合は葛西事務所）が担っている。当該事務所には、「この地域で取り組みたいことがあるが地元の誰に相談すればよいか」といった他部局からの相談がある。

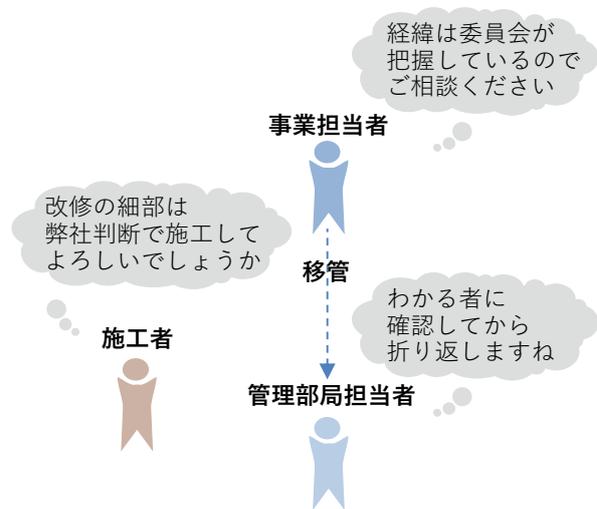
新川に関係した主な活動は新川千本桜まつり、ウォーキングイベント、清掃活動である。また整備された橋の橋名は、土木部が区民から募集し、新川千本桜の会で選定している。

## 実現方策⑥-2：改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する

### □実現方策の概要

管理運営時において、維持管理等の観点から空間の改修が必要な場合や、利活用による空間の一部改変が必要な場合がある。その際、地域のビジョンや計画・設計時の意図を可能な限り継承することが重要である。

設計者や施工者は、業務完了後、つまり管理運営時は頻度高く関与しないことが多く、また管理所管が他部局へと移り、当初の事業担当者の手を離れている可能性があるため、**改修時にどのように設計意図を継承するかが重要**となる。



### ■実現方策⑥-2-①：委員会等の体制の継続

「事例4. 富山市まちなか賑わい広場『グランドプラザ』」(富山県富山市)は、**事業初期に設立された委員会が名称を変えながら継続した例である。**すなわち事業の目的、設計意図が委員会により継承されており、運営方針や活用方策についても議論されている。

このように委員会等の体制を継続することでビジョンを継承し、利活用・改修時に活かすことが可能となる。

|                         | グランドプラザ活用委員会  |
|-------------------------|---|
| 事業着手時<br>基本構想時          | 第1回 曲輪通り並びに周辺の状況、グランドプラザ利用のあり方について、施設の利用に係る法制度について<br>第2回 整備計画、管理・運営方策について<br>第3回 整備の方向、管理・運営方法について   |
| 基本計画時<br>基本設計時<br>実施計画図 | 第4回 基本設計について<br>第5回 利用上の制約の整理、マーケットリサーチ案、類似施設の紹介  |
| 施工時                     | 第6回 マーケットリサーチ結果、グランドプラザ活用策、大型ビジョン活用策、管理運営方法について<br>第7回 愛称について、活用方策の検討、管理運営計画の検討<br>第8回 大型ビジョン選定結果、活用方策の検討、管理運営計画の検討、広報、今後の課題と進め方  |
|                         | グランドプラザ運営協議会  |
| 管理運営時                   | 第1回 グランドプラザ運営協議会の設立について、富山市まちなか賑わい広場条例についてグランドプラザの概要、グランドプラザの運用方針、グランドプラザの運営計画<br>第2回 利用状況調査、グランドプラザの運営状況、グランドプラザオープンによる変化、グランドプラザの評価、グランドプラザの使用実績、グランドプラザ運営事務所の活動<br>第3回 |

委員会における議題一覧

### ■実現方策⑥-2-②：庁内体制による意図の継承

「事例18. 出島表門橋及び出島表門橋公園」(長崎県長崎市)においては、景観・デザインに関する分野の高度な専門知識を有する景観専門監が監修者(スーパーバイザー)として庁内に属している。**景観専門監は設計に加え、市民ワークショップも監修していることから、デザインの意図を継承し、かつ空間の質を保ったまま利活用に関する調整を行うことが可能**である。利活用の際に設計意図を再確認することが必要となった場合には、景観専門監から設計者へ確認することも実施されている。

なお、本体制における留意点等は第三章の「d.インハウス(常設)」を参照されたい。



# 第Ⅲ章.

## ポイント実現に向けた 体制構築

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 本章について .....            | 50 |
| a. 委員会 .....            | 54 |
| b. アドバイザー .....         | 63 |
| c. 監理業務委託 .....         | 75 |
| d. インハウス .....          | 78 |
| e. 主体間連携まちづくり推進組織 ..... | 83 |



路上で展開されるアクティビティ（San Francisco）

## 本章について

優れた公共デザインを進める際のポイントを実現するためには、**適切な体制構築も重要**である。本章では、国内 22 事例の調査より把握した各体制の特徴や留意点を紹介する。

なお、既に事業が進捗し、体制が構築されている場合は、事業担当者がこれらの体制を大幅に変更することは一般的ではない。そのため、本章の内容を通して、各自治体で**従来より用いられている体制の特徴を把握し、適切に運用することが望ましい**。

新たに体制を構築する場合においては、事業の背景や自治体の規模、達成すべきポイントがそれぞれ異なることから、各事業担当者が本手引きの情報をもとに適切な体制を選択していただきたい。

### ○取組体制の種類

#### a.委員会

- a-1. 委員会+ワーキンググループ（非常設）
- a-2. 審議会（常設）

#### b.アドバイザー

- b-1. 直接依頼（非常設）
- b-2. 登録派遣（常設）

#### c.監理業務委託（非常設）

#### d.インハウス（常設）

#### e.主体間連携まちづくり推進組織（常設）

- ・ 主に有識者が事業に助言を行う体制が「a.委員会」と「b.アドバイザー」である。それぞれ事業単位で設置される体制（非常設）と、複数の事業を対象として設置される体制（常設）で区分されるため、本手引きでは両者を紹介する。
- ・ 計画・設計段階で、その業務のデザインや景観に関する監理・チェック業務を別途民間企業に委託する体制が「c.監理業務委託」である。
- ・ 一方、事業の調整や公共デザインを専門とする部局・ポストを自治体の庁内に設ける体制が「d.インハウス」である。
- ・ これらに該当せず、かつエリア内において、官民連携を前提とした市街地・公共空間整備や地域経営を推進・補助するための体制が「e.主体間連携まちづくり推進組織」である。
- ・ これらの体制は独立したものではなく、自治体の規模や予算に応じて複数の体制を組み合わせることが可能である。

|       |                                 | a<br>委員会 | b<br>アドバイザー | c<br>監理業務委託 | d<br>インハウス | e<br>主体間連携まちづくり推進組織 |
|-------|---------------------------------|----------|-------------|-------------|------------|---------------------|
| 事例 1  | ゆいの広場ひらり                        | 委        |             | 監           |            |                     |
| 事例 2  | ナギテラス                           |          | ア           |             | イ          |                     |
| 事例 3  | (仮称) 花畑広場・シンボルプロムナード            | 委        |             |             |            |                     |
| 事例 4  | 富山市まちなか賑わい広場「グランドプラザ」           | 委        |             |             |            |                     |
| 事例 5  | 西仲橋                             | 委        | ア           |             |            |                     |
| 事例 6  | 女川駅前レンガみち周辺地区                   | 委        |             |             |            |                     |
| 事例 7  | 大槌町中央公民館吉里吉里分館                  | 委        |             |             |            |                     |
| 事例 8  | 上西郷川 里川の再生                      | 委        | ア           |             |            |                     |
| 事例 9  | 糸貫川清流平和公園の水辺                    |          | ア           |             |            |                     |
| 事例 10 | 警固公園                            | 委        | ア           |             |            |                     |
| 事例 11 | 南池袋公園                           |          |             | 監           |            |                     |
| 事例 12 | とおり町 Street Garden              | 委        |             | 監           |            |                     |
| 事例 13 | 佐賀城公園 ころざしのもり                   |          |             | 監           | イ          |                     |
| 事例 14 | 中尊寺通り                           | 委        |             | 監           |            |                     |
| 事例 15 | あそべるとよたプロジェクト・豊田市都心地区空間デザイン基本計画 | 委        | ア           | 監           |            |                     |
| 事例 16 | 新川千本桜沿川地区                       |          |             | 監           |            |                     |
| 事例 17 | グランモール公園                        | 委        |             |             | イ          |                     |
| 事例 18 | 出島表門橋及び出島表門橋公園                  | 委        |             |             | イ          |                     |
| 事例 19 | 花園町通り                           | 委        | ア           |             |            | 主                   |
| 事例 20 | OM TERRACE                      |          |             |             |            | 主                   |
| 事例 21 | 柏の葉アクアテラス                       | 委        |             |             |            | 主                   |
| 事例 22 | 木津川遊歩空間トコトコダンダン                 | 委        |             | 監           |            | 主                   |

国内 22 事例が採用した取組体制

下図に各ポイントと体制の関係を再掲する。次頁以降では、本章の読み方を示したのちに、各体制の特徴及び該当する取組を紹介する。また本章の最後には、紹介した各体制の概要として、「主な役割や特徴」などの項目を一覧表にして掲載している。

| 事業段階                | ポイント   | 実現方策  | 方策を実現可能な取組体制  |
|---------------------|--|---|---|
| 1<br>事業着手時<br>基本構想時 | <p>① 地域のビジョンを確認のうえ、事業の進め方を共有する</p> <p>② 地域のビジョンを反映できる、能力の高い計画・設計者を選定する</p> | <p>①-1 地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する</p> <p>①-2 地域住民を含めて地域ビジョンを共有する</p>  | <p>委 ア イ 主</p> <p>委 ア イ 主</p>                       |
|                     |  | <p>②-1 デザインや景観を含めた十分な予算を確保する</p> <p>②-2 計画・設計者をコンペティション方式やプロポーザル方式で選定する</p> <p>②-3 能力の高い計画・設計者を見極める目利きを確保する</p>                             | <p>委</p> <p>委 ア イ 主</p>                             |
| 2<br>基本計画時<br>実施設計時 | <p>③ 地域のビジョンに即した計画・設計を遂行する</p> <p>④ 計画・設計時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を複数年度共有する</p> | <p>③-1 計画・設計時に調整できる役割をもつ者を確保する</p> <p>③-2 庁内組織全体で設計意図を共有する</p> <p>③-3 複数の施設や事業で部局間や行政間を超える関係性を築く</p> <p>③-4 管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する</p> | <p>委 ア 監 イ 主</p> <p>委</p> <p>委</p> <p>委 ア 監 イ 主</p> |
|                     |  | <p>④-1 能力の高い計画・設計者を継続して選定する</p> <p>④-2 前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する</p>   | <p>委 ア</p> <p>イ 主</p>                               |
| 3<br>施工時            | <p>⑤ 施工時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を共有する</p>                                       | <p>⑤-1 施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する</p> <p>⑤-2 デザイン監修業務を発注する</p>   | <p>委 ア イ 主</p>                                      |
| 4<br>管理運営時          | <p>⑥ 地域に寄与する適切な管理運営を行う</p>   | <p>⑥-1 管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する</p> <p>⑥-2 改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する</p>  | <p>委</p> <p>委 ア イ 主</p>                             |

凡例： 委 委員会    ア アドバイザー    監 監理業務委託    イ インハウス    主 主体間連携まちづくり推進組織

優れた公共デザインを進める際のポイントと実現方策並びに取組体制

### (1) 各体制紹介ページの読み方

各体制の紹介ページについては、それぞれ以下のような内容で整理した。

第三章 ポイント実現に向けた体制構築

**体制記号と名称**

**a. 委員会**

「a-1委員会+ワーキンググループ（非常設）」

**体制の概要や設置に適した背景**

- 体制の概要や設置に適した背景
  - ・序内に委員会を設立すると共に、スケジュールがタイトな場（a）を設ける体制である。
  - ・実施する場合は、自治体内のWGを対象とする場合がある。
  - ・委員会については、設計により設置の有無を決定することが多い。他方WGは、需要に応じて事業担当者の発意により設置できる場合がある。

**事業の中での主な役割**

- 地域ビジョンの設定・共有によるデザインマネジメント**（第1章における主にポイントA、E、E、F）
  - 地域ビジョンの新たな設定や共有、またビジョンを有する地域全体に対して、事業の必要性や優先順位を設定する等のデザインマネジメントが可能である。
- 能力の高い計画・設計者の選定（主にポイントB）**
  - 事業発注時に委員会がある場合は、委員が能力の高い計画・設計者を目利きすることが可能である。
- 迅速な対応・調整（主にポイントC）**
  - WGにより高頻度でデザイン調整を行うことが可能であり、期間が限られている事業に適合性が高い。
- 部局間の連携と継続性（主にポイントG、H）**
  - 委員会やWGでは、事業の関係者が一箇所に集いデザインに関する協議を行うことから、行政の部局を超えて一体的なデザインを検討することが可能である。また体制は年度を超えても継続することから、事業担当者の異動等によるリスクも低減される。
- 継続的な関与（主にポイントE）**
  - 委員会やWGを施工時まで継続すれば、デザイン調整としてディテールまで関与することが可能である。

**留意点**

- 権限の有効性**
  - 非常設であることが多いため、「a-2.審議会」と比較してこの体制の権限が小さく、また首長の意向により消失するリスクがある。

54

第三章 ポイント実現に向けた体制構築

**各体制につき1~2事例を紹介**

事例 a-1-①：山中湖村デザイン戦略会議

**取組の背景や経緯**

●**取組の背景・経緯**

○**経緯の概要**

- ・山梨県山中湖村では、2013年6月の富士山の世界遺産登録を契機に地域計画・景観整備事業及び住民主体のまちづくりが推進された。
- ・具体的には2013年度より、エコミュージアムの理念\*に基づく地域資源の発掘、活用に向けた村民主体の活動の支援と、村の玄関口である3地区の交差点（平野・明神・旭ヶ丘）をはじめとする村全体のデザイン戦略に基づく空間整備を一体的に推進する取組が始められた。
- ※「エコミュージアム」とは「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発展過程を史的に探究し、自然、文化、産業遺産等を現地に於いて保存し、育成し、展示すること」を指す

○**デザイン戦略会議設立の背景**

- ・山中湖村は3地区の交差点に加えて、多くの公共空間整備上の課題を抱えており、これらの課題を解決するための事業を立ち上げ、村全体のデザイン戦略に適切に位置づけながら推進する必要があった。

●**取組の体制**

- ・2013年度より山中湖村は東京大学景観研究室に委託研究を委託し、調査・研究を進めている。また大学は地域住民、行政、各事業の計画、づくりや空間デザインの実践活動を行っている。
- ・2014年度より、「①村の公共空間に関するデザインの方向性の明確化」「②総合的な観点に基づく戦略的な空間デザインの実施」、「③地域の特徴を活かした質の高い空間デザインの実現」、の3点に関するアドバイスをうけ、山中湖村デザイン戦略会議（以下、デザイン戦略会議）が設置された。
- ・デザイン戦略会議は「山中湖村第4次長期総合計画」に位置づけられ、村長と関係各課の代表、有識者と事務局で構成されており、公共空間整備に関わるコンサルタントやデザイナーが適宜参加する柔軟な運用が行われている。

**取組体制の概要**

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

第4条 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の任期期間とする。（特別委員）

第5条 会議に出席に規定する委員のほか、特に空間デザインに関し意見を聴く必要があると認めるときは、若十名の特別委員を置くことができる。

第6条 特別委員の任期は、会議が必要と認める期間とし、1年以内とする。

第7条 特別委員は、会議に出席する必要がある期間が終了したときは、その任を解く。（協議）

第8条 会議は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

(1) 山中湖村の空間デザイン戦略に関すること。

(2) 公共空間整備に際するものうち、村が会議からの意見を必要と認めること。

(3) その他村長が必要と認めること。

第9条 会議又は村長が必要と認めた場合は、委員及びまちづくりに関連するプロジェクト関係者等による協議会（ワーキンググループ）を開催し、全体の空間デザイン戦略を踏まえた具体的な空間デザイン検討及び当該プロジェクト間相互の連携を図ることとする。

山中湖村デザイン戦略会議設置要綱の一部を抜粋（山中湖村提供）

55

第三章 ポイント実現に向けた体制構築

**デザイン検討・調整のフロー**

- ・デザイン戦略会議の下には、各事業の連携を図りながら具体的なデザイン案の検討・議論を行うWGが設置されている。
- ・2017年9月までは検討対象別にWGを設置していたが、同年10月より一本化されている。
- ・デザイン調整会議やWGにからかれない細かな小規模事業に関しては、能力のある計画・設計者が有識者と相談しながらネットワーク軽く活動していることが資の担保に寄与している。
- ・デザイン調整会議は、村全体のマネジメントを行うことで、まちのビジョンや重要な事業を明確にする役割を持っているため、地域が進んで事業を行いやすいという特徴を持つ。なお観光等の他分野における事業は扱っていない。

**デザイン検討・調整を行う上での工夫**

○**事業上流段階での工夫**

- ・東京大学景観研究室が実施している山中湖村の研究においては、近世集落の生業、土地利用とそれを支えた村落共同体の特徴が、インフラ整備と観光地化の中でどう変化してきたかが整理され、その中で変わらない特徴が各集落中心部に残ることが示された。
- ・このような学術的知見（成果）は、デザイン戦略会議において共有され、まちづくりに向けた村全体のデザイン戦略の考え方の基礎に位置づけられた。

○**「デザインノート」の作成**

- ・デザイン戦略会議では、地域資源、公共で予定している整備計画・構想のイメージ、地域住民によるまちづくり活動等を整理し、本手引きの第1章に示した、地区ごとに1枚の絵にまとめた「デザインノート」（p.14）を作成している。

56

**デザイン検討・調整のフロー**

**デザイン検討・調整のフロー図**  
(読み方は次頁参照)

57

**デザイン検討・調整を行う上で当該事例が特に工夫している点を具体的に記載**

## (2) デザイン検討・調整のフロー図の読み方

事例内に記載したデザイン検討・調整のフロー図の読み方は以下の通りである。

### 1) タイトル項目について

事業に登場する関係者名（発注者、受注者、地域関係者、有識者）の定義は「本手引きについて」（P.3）に、事業段階の定義は第I章（P.18、P.19）に記載したとおりである。

### 2) 委員会等について

委員会等は薄黄色で囲っているが、発注者や受注者が参加している場合でも囲いには含めていない。

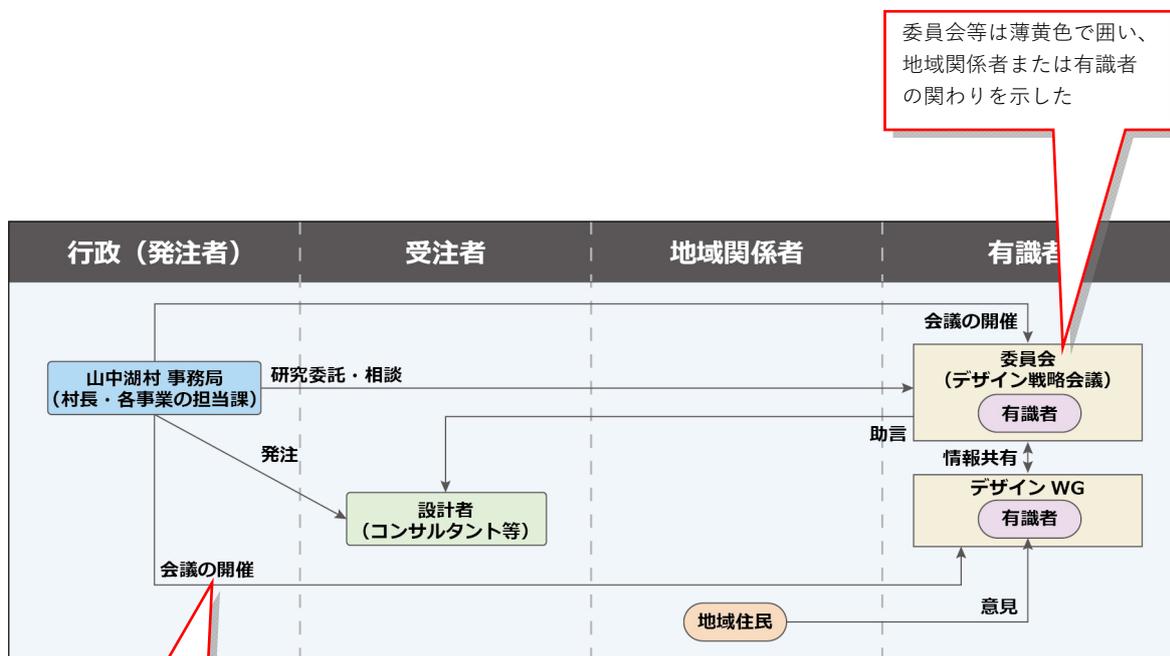
### 3) ワークショップ（WS）等、地域住民との合意形成の場について

受注者が参加している場合でも特に図示はしていない。

### 4) 関係性について

矢印に属する文字は両者の関係性を表すが、以下に例示するように便宜上詳細かつ多岐にわたる内容を簡潔に表現している。

- ・発注：委託、再委託、請負を含む
- ・会議の開催：事務局としての参加を含む
- ・助言：立案や相談の対応を含む
- ・意見：地域関係者等の自発的な提案や、アンケート、ヒアリング調査、WS 等を通じた意見聴取を含む



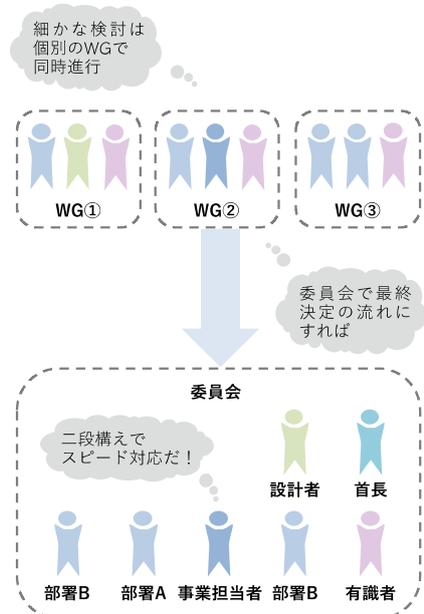
デザイン検討・調整のフロー図の例

## a. 委員会

### a-1. 委員会 + ワーキンググループ（非常設）

#### □体制の概要や設置に適した背景

- ・ 庁内に委員会を設立すると共に、スケジュールがタイトな場合や個別の議論が必要な場合等にワーキンググループ（WG）を設ける体制である。
- ・ 自治体内の主要な事業を対象とする場合と、特定のエリアもしくは自治体全域を対象とする場合がある。
- ・ 委員会は庁内の方針により設置を決定することが多い。一方でWGは事業担当者の発意で設置できる場合がある。



#### □主な役割や特徴

##### ●地域のビジョンの設定・共有によるデザインマネジメント（第II章における主にポイントA、C、E、F）

地域のビジョンの新たな設定や共有、またビジョンを有する地域全体に対して、事業の必要性や優先順位を設定する等のデザインマネジメントが可能である。

##### ●能力の高い計画・設計者の選定（主にポイントB）

事業発注時に委員会がある場合は、委員が能力の高い計画・設計者を目利きすることが可能である。

##### ●迅速な対応・調整（主にポイントC）

WGにより高頻度でデザイン調整を行うことが可能であり、期間が限られている事業に適応性が高い。

##### ●部局間の連携と継続性（主にポイントC、D）

委員会やWGでは、事業の関係者が一堂に介しデザインに関する協議を行うことから、行政の部局を超えて一体的なデザインを検討することが可能である。また体制は年度を超えても継続することから、事業担当者の異動等によるリスクも低減される。

##### ●継続的な関与（主にポイントE）

委員会やWGを施工時まで継続すれば、デザイン監修としてディテールまで関与することが可能である。

#### □留意点

##### ●権限の有効性

設置が比較的容易である一方で、非常設であることから「a-2. 審議会」と比較してこの体制の権限が小さく、また首長の意向により消失するリスクがある。

## □事例 a-1-①：山中湖村デザイン戦略会議

### ■取組の背景・経緯

#### ○経緯の概要

- ・山梨県山中湖村では、2013年6月の富士山の世界遺産登録を契機に、地域振興、観光振興に向けた地域計画・景観整備事業及び住民主体のまちづくりが推進されている。
- ・具体的には2013年度より、エコミュージアムの理念※に基づく地域資源の発掘、活用に向けた村民主体の活動の支援と、村の玄関口である3地区の交差点（平野・明神・旭ヶ丘）をはじめとする村全体のデザイン戦略に基づく空間整備を一体的に推進する取組が始められた。  
※「エコミュージアム」とは「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発展過程を史的に探究し、自然、文化、産業遺産等を現地において保存し、育成し、展示すること」を指す。

#### ○デザイン戦略会議設立の背景

- ・山中湖村は3地区の交差点に加えて、多くの公共空間整備上の課題を抱えており、これらの課題を解決するための事業を立ち上げ、村全体のデザイン戦略に適切に位置づけながら推進する必要があった。

### ■取組の体制

- ・2013年度より山中湖村は東京大学景観研究室へ研究を委託し、大学では地域資源に関する調査・研究を開始した。また、大学は地域資源に関する受託研究に加えて地域住民、行政、各事業の計画・設計者との協働による、まちづくりや空間デザインの実践活動を行った。
- ・2014年度より、「①村の公共空間に関するデザインの方向性の提示」、「②総合的な観点に基づく戦略的な空間デザインの実施」、「③地域の特徴を活かした質の高い空間デザインの実現」、の3点に関するアドバイスを行うため、山中湖村デザイン戦略会議（以下、デザイン戦略会議）が設置された。
- ・デザイン戦略会議は「山中湖村第4次長期総合計画」に位置づけられ、村長と関係各課の代表、有識者と事務局で構成されており、公共空間整備に関わるコンサルタントやデザイナーが適宜参加する柔軟な運用が行われている。

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第4条 会議に前条に規定する委員のほか、特に空間デザインに関し意見を聴くため必要があると認めるときは、若干名の特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、会議が必要と認める期間とし、1年以内とする。

3 特別委員は、前項に規定する必要と認める期間が終了したときは、その任を解く。

（協議）

第5条 会議は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

(1) 山中湖村の空間デザイン戦略に関すること。

(2) 公共空間整備に関するもののうち、村が会議からの意見を必要と認めること。

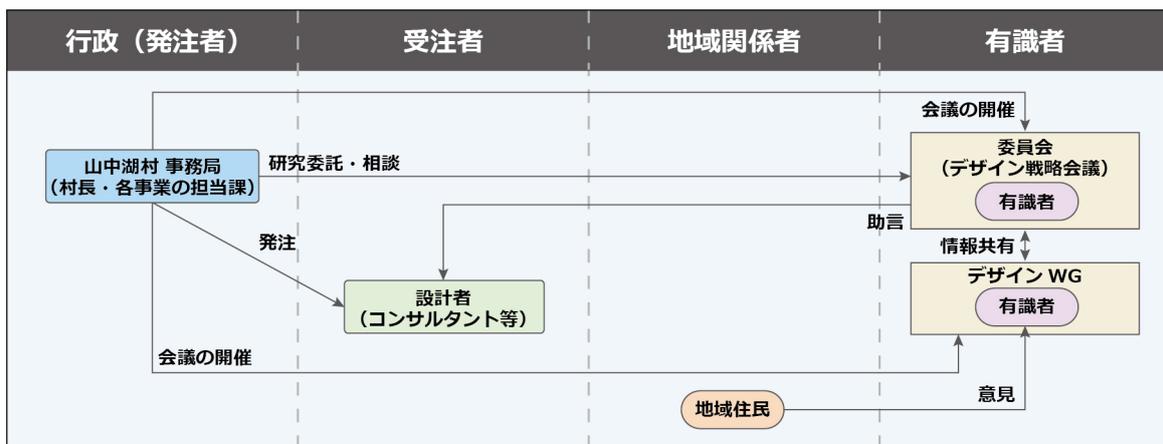
(3) その他村長が必要と認めること。

2 会議又は村長が必要と認めた場合は、委員及びまちづくりに関連するプロジェクト関係者等による協議会（ワーキンググループ）を開催し、全体の空間デザイン戦略を踏まえた具体的な空間デザイン検討及び当該プロジェクト間相互の連携を図ることとする。

山中湖村デザイン戦略会議設置要綱の一部を抜粋（山中湖村提供）

■デザイン検討・調整のフロー

- ・デザイン戦略会議の下には、各事業の連携を図りながら具体的なデザイン案の検討・議論を行うWGが設置されている。
- ・2017年9月までは検討対象別にWGを設置していたが、同年10月より一本化された。
- ・デザイン調整会議やWGにかからない細かな小規模事業に関しては、計画・設計者が有識者と情報共有や相談を行った上で適宜関与していたことが質の担保に寄与している。
- ・デザイン調整会議は、村で行われる公共事業のマネジメントを行うことで、まちのビジョンや重要な事業を明確にする役割を持っているため、地域が連担して事業を行いやすいという特徴を持つ。なお、観光等の他分野における事業は検討対象として扱っていない。



デザイン検討・調整のフロー図

■デザイン検討・調整を行う上での工夫

○事業上流段階での工夫

- ・東京大学景観研究室が実施している山中湖村の研究においては、近世集落の生業、土地利用とそれを支えた村落共同体の特徴が、インフラ整備と観光地化の中でどう変化してきたかが整理され、その中で変わらない特徴が各集落中心部に残ることが示された。このような学術的知見（成果）は、デザイン戦略会議において共有され、まちづくりに向けた村全体のデザイン戦略の考え方の基礎に位置づけられた。

○「デザインノート」の作成

- ・デザイン戦略会議では、地域資源、公共で予定している整備計画・構想のイメージ、地域住民によるまちづくり活動等を整理し、本手引きの第1章に示した、地区ごとに1枚の絵にまとめた「デザインノート」（P.14、P.27）を作成している。

## □事例 a-1-②：熊本駅周辺地域都市空間デザイン会議

### ■取組の背景・経緯

#### ○経緯の概要

- ・熊本駅周辺地域では、九州新幹線の建設を大きな契機として、連続立体交差事業や市街地再開発事業、区画整理事業等の基盤整備が進められていた。
- ・魅力的な都市空間を創出するためには、公共事業と民間の開発事業によって創出された空間のデザインが統一性を持ち、またそれを長期にわたって調整しながらまちづくりを進める必要があった。
- ・そのような背景から、「駅として使いやすく、公園として居心地良く、街として暮らしやすい熊本に育まれた文化に根ざした都市空間」をデザインテーマに掲げ、2006年に「熊本駅周辺地域都市空間デザイン会議」（以下、デザイン会議）が設立された。
- ・デザインを考える上で、「出会の景・木立の景・水辺の景」という3つの「景」を設定し、個性と調和、連続性が共存する都市空間の構成を図っている。



駅前空間「出会の景」



駅前空間「木立の景」



駅前空間「水辺の景」  
(全て熊本市提供)

### ■取組の体制

#### ○体制の概要

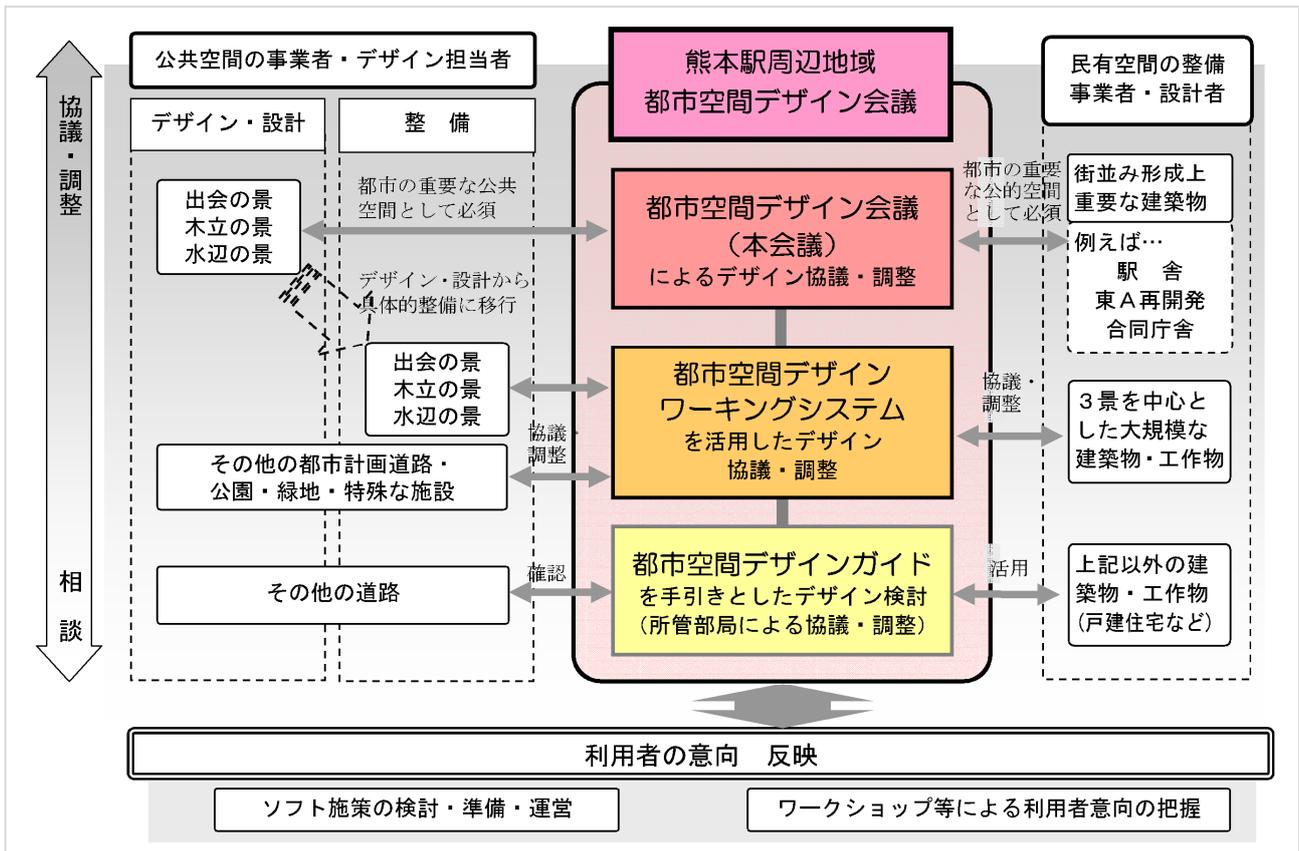
- ・デザイン会議は「都市空間デザイン会議（本会議）」、「都市空間デザインワーキングシステム」（以下、DW）、「都市空間デザインガイド」で構成されている（次頁の図）。本地域の空間構成上重要な3つの景の公共空間や街並み形成上重要な施設整備の調整を本会議で、3つの景に含まれない公共空間や本会議の対象とならない大規模な建築物等の施設整備の調整をDWで、それ以外についてはデザインガイドを活用することで、デザインの統一性、一貫性を図っている。
- ・DWは行政、民間事業者（設計者含む）と地域の有識者3名（田中教授・星野准教授（熊本大学）、原田教授（崇城大学））で構成されている。
- ・デザイン会議設立当初は熊本県と熊本市が事務局となっていたが、2012年の政令指定都市への移行後は、熊本市が事務局となっている。

#### ○開催頻度

- ・これまでに本会議を12回、DWを193回開催している（2020年2月末時点）。
- ・DWについては、月に1回の頻度で開催しており、地域の有識者、行政、民間事業者が適宜参加し、密な協議を行っている。

■デザイン検討・調整のフロー

- ・DW のデザイン調整の流れは、基本的には行政、民間事業者から検討案を提示し、有識者がアドバイスをを行っている。
- ・有識者は地元の大学に勤務していることから、設計時よりも、事業の進捗に合わせたデザイン調整が可能となり、上質な都市空間の形成が図られている。



デザイン協議・調整の場と対象施設の関係図  
 (「都市空間デザインガイドー本編ー」より、熊本市提供)

■デザイン検討・調整を行う上での工夫

○デザイン意図が継承されるツールの作成

- ・都市空間デザインの考え方を示す「都市空間デザインガイドー本編ー」と、それを達成するためのデザインの具体例を示す「手引き編」を策定することで、DWによる議論が長期事業及びその後にまで継承される工夫を、デザイン調整とともに進めている（前頁図及び下図を参照）。
- ・なお熊本駅周辺都市空間デザイン会議の取り組みは下記URLを参照することで、詳細を確認することができる。

( [https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=4229&class\\_set\\_id=3&class\\_id=666](https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=4229&class_set_id=3&class_id=666) )



「公園のような駅 駅のような公園」より（熊本市提供）

## a-2. 審議会（常設）

### □体制の概要や設置に適した背景

- ・ 市内に審議会を常設し、自治体内の景観・歴史・文化等の観点から重要なエリアで実施される公共・民間事業の双方に対してアドバイスを行う体制である。
- ・ 審議会の議題となる事業は一般的に要綱等で決まっており、事業面積や延長、高さ等により規定されていることが多い。
- ・ 審議会は外部有識者を複数名招聘することが一般的であり、その設置にあたっては「a-1.委員会+ワーキンググループ」と同様に、委員・有識者の選定や設置要綱を準備する必要がある。

### □主な役割や特徴

#### ●エリア全体の不特定・複数の大規模事業のデザイン監修 （第II章における主にポイントA、C、E、F）

歴史や景観上特に重要なエリアにおける事業に対するアドバイスを通じて、エリア全体でのデザインコントロールが可能である。

#### ●権限の有効性（主にポイントE）

常設であるため、自治体内で認知されていることが多く、有識者の意見の権限が比較的大きいことが多い。例として、審議会の意見を反映しない場合、建築確認申請や着工等ができない仕組みとなっていることもある。

### □留意点

#### ●開催頻度及び事業選定要件

審議会の開催頻度は比較的少ないため、審議会にかかる要件について工夫が必要である。

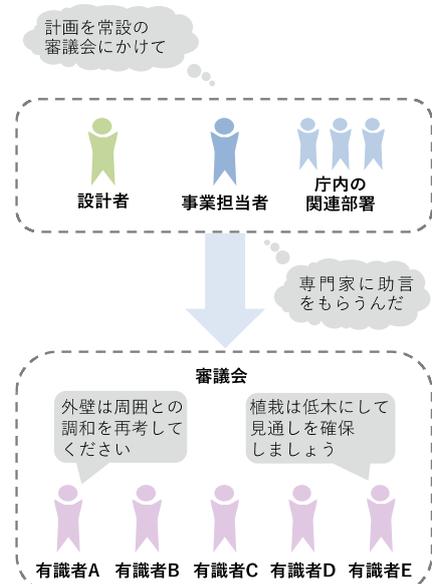
※工夫については「まちを再生する公共デザイン」（山口敬太、福島秀哉、西村亮彦編著、学芸出版社、2019）を参照。

#### ●小規模事業への関与

開催頻度が少ないことから、大規模事業のレビューが優先され、小規模な事業は選定されないことが多い。

#### ●継続的な関与

細かなディテール等に対する審議・助言等は実施しないことが多いため、運用の工夫が必要である。



## □事例 a-2-①：奈良市景観審議会

### ■取組の背景・経緯

---

#### ○経緯の概要

- ・奈良市景観審議会は、景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区、風致地区の区域内における行為の規制、並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申・建議を行うものである。
- ・具体的には、景観計画や風致地区、屋外広告物条例を定めるために、景観審議会及び部会を設けている。
- ・ただし、それぞれで設定されていた目的が達成された部会（風致地区の選定、屋外広告物条例の作成）は既に解散しており、2020年現在においては、景観計画の見直しを目的とする景観計画策定部会のみ活動している。

#### ○景観計画策定部会について

- ・奈良市景観計画は概ね5年を目安に定期的に内容を検討し、必要に応じて改正を行う事となっていることから、景観計画策定部会は奈良市景観計画改正の事項を調整・審議させるため設置された。
- ・ただし景観計画策定部会においては、景観計画の内容に関する事業についても調整・審議を行っている。

### ■取組の体制

---

#### ○景観審議会

##### ●委員選定について

- ・委員会を所管する都市整備部都市計画課において委員を選定している。
- ・部会の委員は、奈良市景観審議会の委員から専門性のあった委員を都市整備部都市計画課にて選定している。

##### ●審議会の頻度について

- ・委員の招集の都合上毎月は開催できないため、審議会は年4回程度行っている。

##### ●委員数や任期について

- ・委員数：12名
- ・任期：2年
- ・委員構成：学識経験者、その他市長が適当と認める者

#### ○景観計画策定部会

- ・委員数：6名
- ・任期：2年
- ・委員構成：奈良市景観審議会委員の中から会長が指名

■デザイン検討・調整のフロー

景観審議会と各部会は以下のような関係となっている。

なお、前述したように、当初の目的を達成した部会（風致地区の選定、屋外広告物条例の作成）については、既に解散している。



デザイン検討・調整のフロー図

■デザイン検討・調整を行う上での工夫

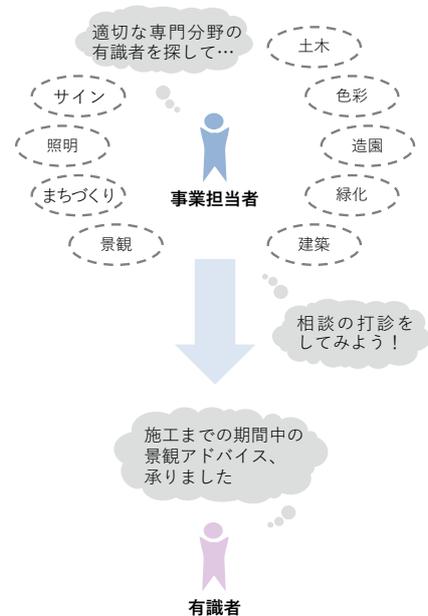
- ・事業選定の際に、公共事業（建造物のデザイン等）も審議会における議題としていているところに特徴がある。つまり審議会は、公共が連携して該当エリアにおける建造物のデザインの向上を図るための取組体制として機能している。

## b. アドバイザー

### b-1. 直接依頼（非常設）

#### □体制の概要や設置に適した背景

- ・事業単位で有識者に対し直接アドバイスを求める体制である。
- ・後述する「b-2.登録派遣」と異なり、制度化・組織化されていないことが多い。
- ・アドバイスを求める議題は事業担当者によって設定でき、また有識者は1～2名程度であるため有識者と事業担当者の日程調整のみで打合せを実行することが可能である。
- ・このように、他の体制に比べ自由度が高いことが特徴である。



#### □主な役割や特徴

##### ●自治体内の特定の個別事業に対するデザイン監修

（第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F）

発注時から管理運営時まで、どのようなタイミングでも個別相談を行うことで、有識者が頻度高く助言等を行うことが可能である。

##### ●住民との合意形成支援（主にポイントA）

ワークショップ等、専門的なノウハウが必要な場合、有識者が助言等を行うことが可能である。

#### □留意点

##### ●有識者とのネットワーク

相談する有識者が地域に少ない、または見当たらない場合は、別途国・県等へ相談することが望ましい。

##### ●有識者への依頼内容の明確化

アドバイスの期間や頻度、謝金の有無等に加え、デザインをどこまで担うのか明確にすることが望ましい。

##### ●権限の有効性

事業に対する決定権は有さないが、担当者と密に連絡をとることにより、有識者の意図を事業に反映させることは可能である。

##### ●大規模事業への関与

関係者が多い事業の場合は関係者間での設計意図の共有や合意形成が重要であり、委員会等の他の体制と併用することが考えられる。

□事例 b-1-①：ぐんまの風景を魅せるインフラ整備モデル事業

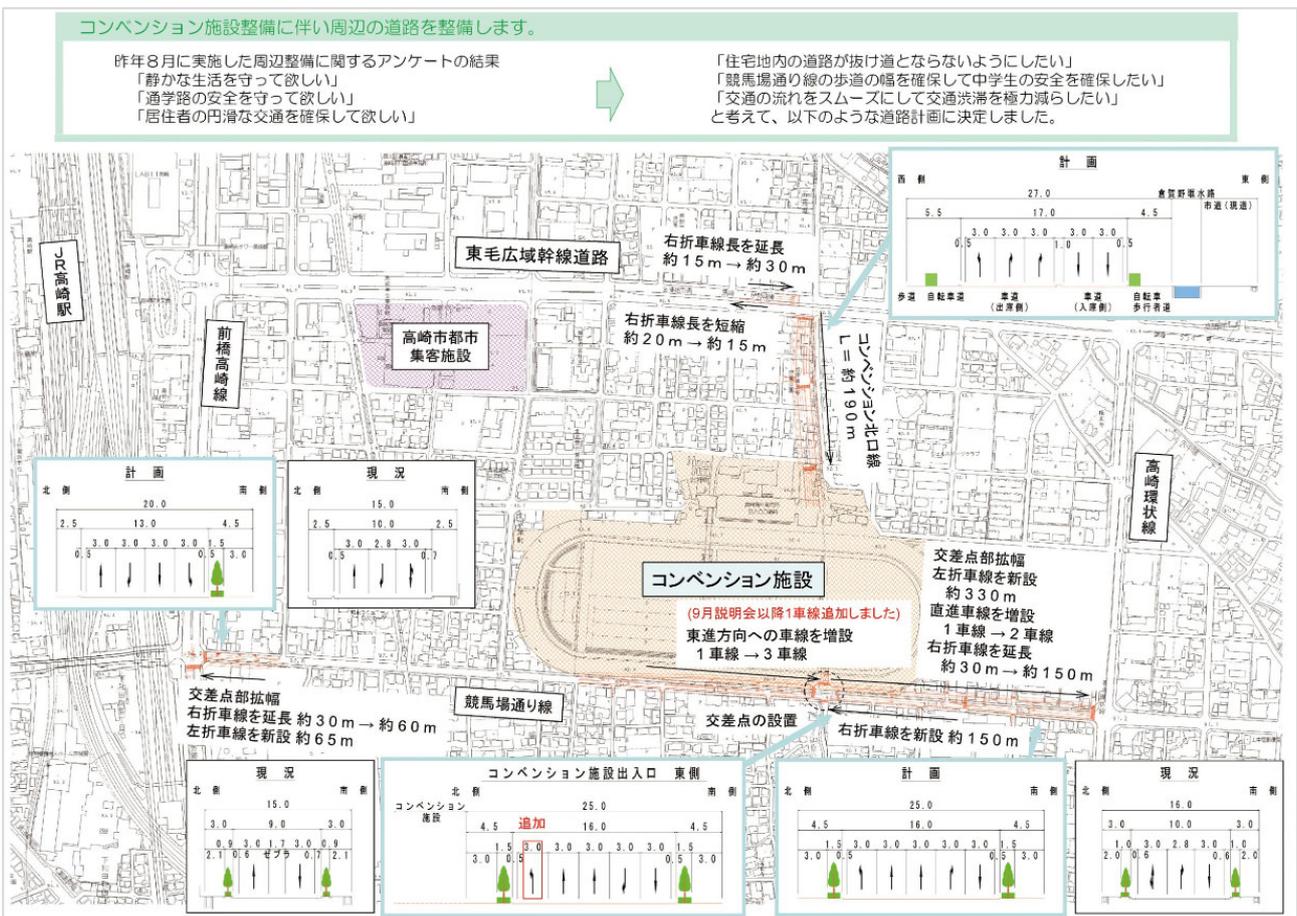
■取組の背景・経緯

○取組体制設立の背景

- ・群馬県県土整備部では、「道路を走りながら、ぐんまの山々や街並みなど周囲の風景」を魅せることや、「人々が歩きたくなる道路」、「触れたい河川空間」をつくることにより、「もっと住みたくなる・もっと訪れたくなる・もっと自慢したくなる」ぐんまを創ることを目的として、「ぐんまの風景を魅せるインフラ整備事業」を立ち上げた。
- ・モデル事業の1つとして、Gメッセ群馬（群馬コンベンションセンター）のアクセス道路である都市計画道路の「コンベンション施設北口線」と「競馬場通り線」が改修事業の対象地となった。
- ・これら2路線のデザインについては、景観デザインの有識者（学識者+デザイナー）による助言のもと、県職員自らがインハウスのデザイナーとして主体的に実施することとし、職員の景観デザインに対する理解を深める目的を兼ねて事業を行うこととなった。

○検討の前提条件

- ・これらの事業対象路線については、アンケート調査等によって地域ニーズを把握した上で、2015年度に道路設計が完了しており、また地元への周知も済んでいた。そのため「道路構造の変更を伴う景観デザインはできない」という制約条件のもとでスタートした取組であった。



地元周知資料（「街づくり通信第4号」、群馬県提供）

## ○検討経緯

### ■県による発注と学識者への依頼

- ・第一に、県が景観デザイン業務を地元コンサルタント会社に発注した。これは、有識者による指導が入ることも前提とした業務発注であった。
- ・その後、景観デザインの学識者である福島秀哉助教（東京大学）に、事業の景観デザイン部分を担当する群馬県職員に助言をしていただくことを県が依頼した。

### ■学識者からの体制構築の提案

- ・学識者が依頼を受ける条件として、県職員とこれから行う基本設計を一貫して実現するため、地元コンサルタント会社と協力してデザイン検討を進めるデザイナーの参画が提案された。
- ・またデザイナーには基本設計段階から参画をお願いし、施工時のデザイン監理までを有識者（以下、学識者とデザイナーを指す）が継続的に参画できる体制を取れるよう県に依頼し、県はそれを了解した。

### ■有識者による助言（第1回）

- ・まち歩きによる現地調査（有識者＋県職員）を行い、有識者からは、県職員作成案に対して次の意見があった。
  - ①地域住民や来訪者が道路をどのように使うかを十分考慮して検討されたデザインではない。
  - ②利用者目線でみて、道路の中でどこが大事かを考えてデザインしていない。
  - ③素材やディテールにおいて竣工時が一番きれいで、その後は劣化していく整備はよくない。

### ■有識者による助言（第2回）

- ・地域住民や来訪者に道路がどのように使われるのかを分析するワークショップを開催し、事業路線の中で、利用者目線で利用頻度の高い箇所を景観デザイン検討の対象として抽出した。
- ・道路デザイン検討のベースとなる分析結果として整理し、複数提案の検討の共通項とした。

### ■有識者による助言（第3回）

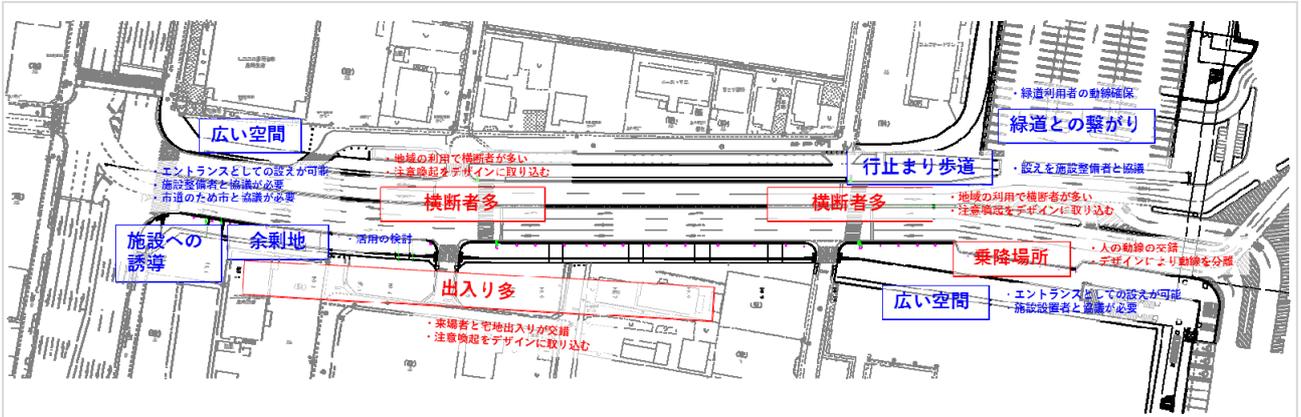
- ・第2回を踏まえて県職員がコンセプトとデザイン案を作成し、会議を通して有識者が意見を出した。

### ■有識者による助言（第4回）

- ・第3回を踏まえ、県職員がコンセプト案とデザイン案を修正し、前回と同様の会議を開催した。その結果、コンベンション施設北口線について3案、競馬場通り線について2案が最終候補の案として決まった。

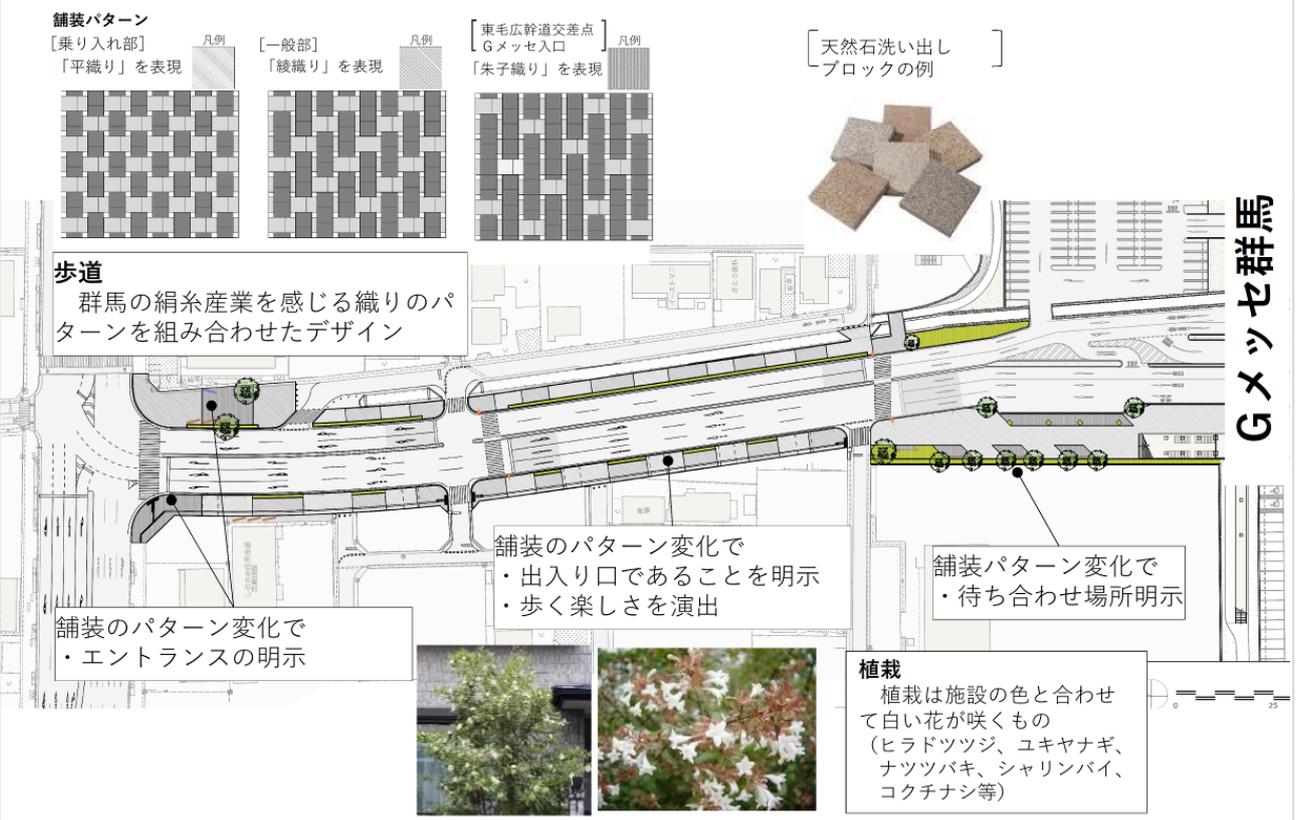
### ■県内部の手続

- ・部長協議、副知事協議を経て、最終的に知事が複数の景観デザイン案の中から各道路事業につき1案を選定した。



都市計画道路 コンベンション施設北口線の分析結果（群馬県提供）

「群馬の絹糸産業を感じる」案



都市計画道路 コンベンション施設北口線の決定案（群馬県提供）

### ■取組の体制

- ・有識者（学識者）：福島秀哉（東京大学大学院助教）
- ・有識者（デザイナー）：山田裕貴（（株）Tetor）
- ・景観デザイン会議参加者：
  - 群馬県高崎土木事務所職員（主たる道路の景観デザインの担当職員）
  - 群馬県県土整備部都市計画課職員、産業経済部コンベンション施設整備課職員
  - 景観デザイン設計業務受注業者
- ・オブザーバー：Gメッセ群馬の建築及び外構の設計者

### ■デザイン検討・調整のフロー

- ・地元コンサルタント会社への発注では、「有識者による助言を前提とした景観デザイン設計」であることを仕様書に記載した上で、指名競争入札を行った。受注業者は、委託業務の中で県職員の提案を整理・図化する補助業務を行った。
- ・デザイン全体の監修に対する謝金は、地元コンサルタント会社の委託業務費より支払われている。
- ・学識者に加えてデザイナーが関与する体制を整えた理由として、学識者がスタートアップ時の枠組み作りや方針を形成する際に主体的に関与し、事業がある程度進捗した段階からは、デザイナー主導のもとで事業を進めることができる体制へ移行することが意図されていたためである。



デザイン検討・調整のフロー図

### ■デザイン検討・調整を行う上での工夫

- ・Gメッセ群馬のデザインコンセプトに合わせ、トータルデザインを行えるように関係する職員や施設設計者も会議へ参加した。

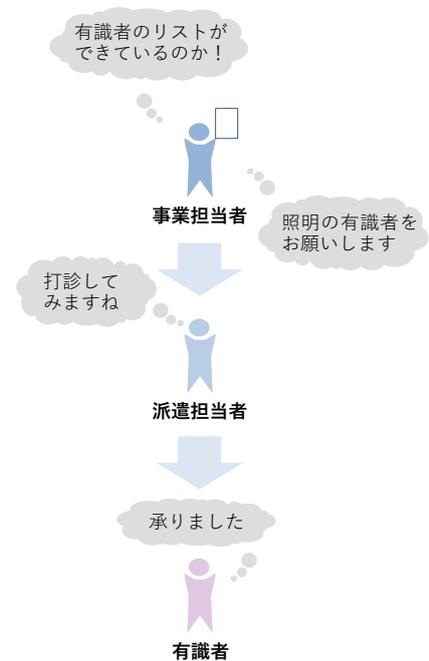
### ■取組による効果と課題

- ・景観デザインの学識者及びデザイナーのアドバイスにより、短期間かつ制約が多い中でも、県職員が景観検討のポイントを理解しながら道路デザインを考え、提案することが可能となった。
- ・また、デザインを実現するために必要な関係機関との調整において、県職員が前例踏襲にとらわれず、より良い景観デザインの創出に向けて積極的かつ前向きな協議を実行するなど、取り組みに対する姿勢の変化も確認された。
- ・県では、今後も多くの景観に配慮した公共事業に取り組む予定があるが、有識者とのつながりが希薄な現状において、指導する有識者をいかに発掘するかが課題となっている。ただし、このような取り組みが他の自治体においてモデルケースとして認知されれば、有識者のアドバイスだけでなく、計画・設計者が監理業務委託として受注することが容易になる可能性があるといえる。

## b-2.登録派遣（常設）

### □体制の概要や設置に適した背景

- ・ 不特定・複数の事業に対し、有識者より直接アドバイスを求める体制である。
- ・ 前述した「b-1.直接依頼」と異なり、「景観アドバイザー制度」等の名称で制度化・組織化されている。
- ・ 制度化されることで、有識者は数名から十数名が常時リストアップされ、事業に適したアドバイザーを派遣してもらうことが可能である。
- ・ 「b-1.直接依頼」と同様の点として、アドバイスを求める議題は事業担当者によって設定でき、また有識者と事業担当者の日程調整のみで打合せを実行することが可能である。
- ・ 事業担当者にあたっては、自らの自治体や県、国が景観アドバイザー制度等を設置しているか、まず確認することが必要となる。
- ・ 当制度を新規に設立する場合は、複数の有識者を選定することや、システムの構築に多大な労力がかかることに留意されたい。



### □主な役割や特徴

#### ●自治体内の不特定かつ個別事業のデザイン監修

（第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F）

行政や地域が行う景観形成事業に対して、どのようなタイミングでも助言等を行うことが可能である。委員会と比べ、小規模な事業でも有識者を派遣できる。

#### ●住民との合意形成支援（主にポイントA）

ワークショップ等、専門的なノウハウが必要な場合においても、登録している有識者を派遣することが可能である。

### □留意点

#### ●大規模事業への関与

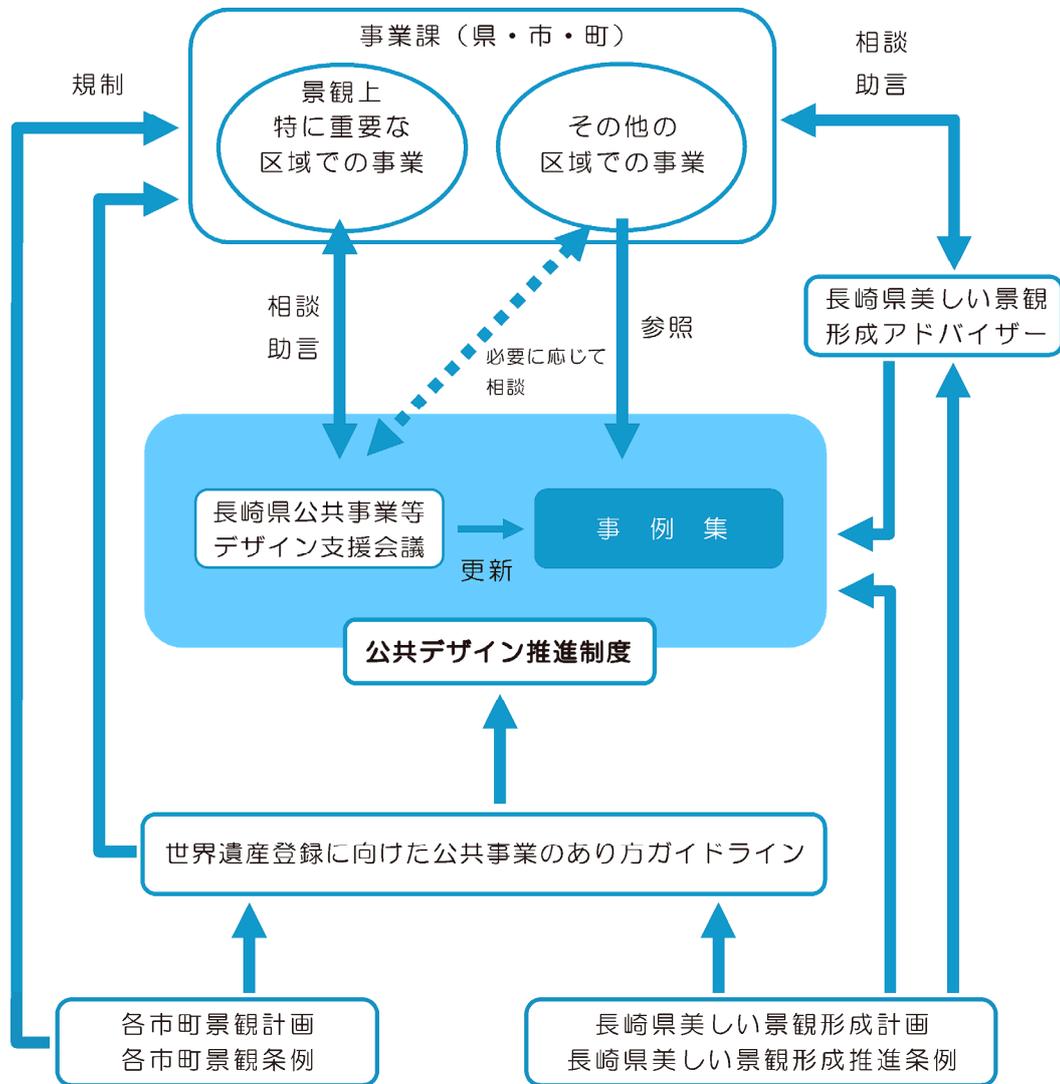
関係者が多い事業の場合は関係者間での設計意図の共有や合意形成が重要であり、委員会等の他の体制と併用することが考えられる。

□事例 b-2-①：公共デザイン推進制度・美しい景観形成アドバイザー

■取組の背景・経緯

○経緯の概要及び取組体制設置の背景

- ・長崎県では固有の自然・歴史・文化的背景から特徴的な景観が形成されてきたが、近年の経済活動や産業構造の変化等により、その独特な景観が失われつつある。
- ・このような中、2003年の「長崎県美しいまちづくり推進条例」（2011年に「長崎県美しい景観形成推進条例」に移行）の施行に伴い、美しい景観を形成するための各種施策を推進している。具体的には、「a-2.審議会」に該当する「公共デザイン推進制度」と、本項「b-2.アドバイザー（登録派遣）」に該当する「長崎県美しい景観形成アドバイザー（以下、美しい景観形成アドバイザー）」である。2つの制度は密接に関係することから、ここでは両者について紹介する。



各制度の位置づけ（「景観に配慮した公共事業事例集」より、長崎県提供）

## ■取組の体制

---

### ○公共デザイン推進制度

#### ■位置づけ

- ・公共デザイン推進制度は、「長崎県美しい景観形成推進条例」の第4条第3項（県の役割）に基づき実施されている。
- ・また、長崎県総合計画「チャレンジ2020」の中にも位置づけられており、「長崎らしい景観形成・まちなみ環境整備の推進」のため、「（中略）景観に配慮した公共事業の取組により、県内各地の特色ある景観づくりと良好な景観の整備を推進し、長崎の魅力ある景観とまちなみを保全・創出」することが記載されており、県全体で景観に配慮した公共デザインが推進されるよう制度設計が執り行われている。
- ・具体的には、県及び県と一体となって市町村が行う建造物等の整備事業並びに県の重要な景観・まちづくり関係施策の対象区域内で市町村が行う建造物等の整備事業のうち、地域景観への影響が大きい事業について、「長崎県公共事業等デザイン支援会議」において検討し、有識者による助言を行っている。
- ・また、ガイドライン(景観に配慮した公共事業事例集)の作成により、地域の魅力ある景観形成を先導し、市町村や民間の施設整備への波及を図っている。

#### ■体制

- ・建築、都市計画、土木、ランドスケープ等の分野の有識者5名で構成される「長崎県公共事業等デザイン支援会議」を設置し、公共施設等に対するデザイン支援を行っている。
- ・必要に応じて、「公共デザイン推進制度」においても「美しい景観形成アドバイザー」により有識者を派遣することができる。

#### ■実績

- ・2003年より、合計114件の公共事業にデザイン評価を行った。

### ○美しい景観形成アドバイザー

#### ■位置づけ

- ・アドバイザー派遣制度は県条例に記載されており、あらかじめ登録した関係分野の有識者を派遣し技術的支援を行うものである。

#### ■体制

- ・アドバイザーには幅広い分野から36名の有識者を選定し、必要に応じてアドバイザーの増減等を行いながら制度を運用している。

#### ■実績

- ・2018年度は29回（延べ41名：126時間）派遣し、うち市町村及び民間の事業にそれぞれ2回、19回派遣した。
- ・2019年度は35回（延べ32名：105時間）派遣し、うち市町村及び民間の事業にそれぞれ8回、14回派遣した。

## ■デザイン検討・調整のフロー

---

### ○公共デザイン推進制度

- ・「公共デザイン推進制度」のフローは下記の通りであり、次頁に全体像を示す。
  - ①事務局と各事業課との協議により、対象事業を選定する。
  - ②長崎県公共事業等デザイン支援会議の委員による現地調査を行う。
  - ③支援会議に事業概要を説明し、設計の基本的方向性について助言を受ける。
  - ④事業課において、助言に配慮しながら設計作業を行う。
  - ⑤支援会議に設計案を説明し、デザインについての具体的な助言を受ける。
  - ⑥事業課において、助言に配慮しながら設計を完了させ、工事を実施する。
  - ⑦工事の完了後、支援会議の委員による現地調査を行い、成果を検証する。

### ○美しい景観形成アドバイザー

- ・県がアドバイザー派遣の申請を住民や市町村並びに県の機関から受けた場合、登録されている関係分野の有識者を派遣し、技術的な支援を行う。

## ■デザイン検討・調整を行う上での工夫

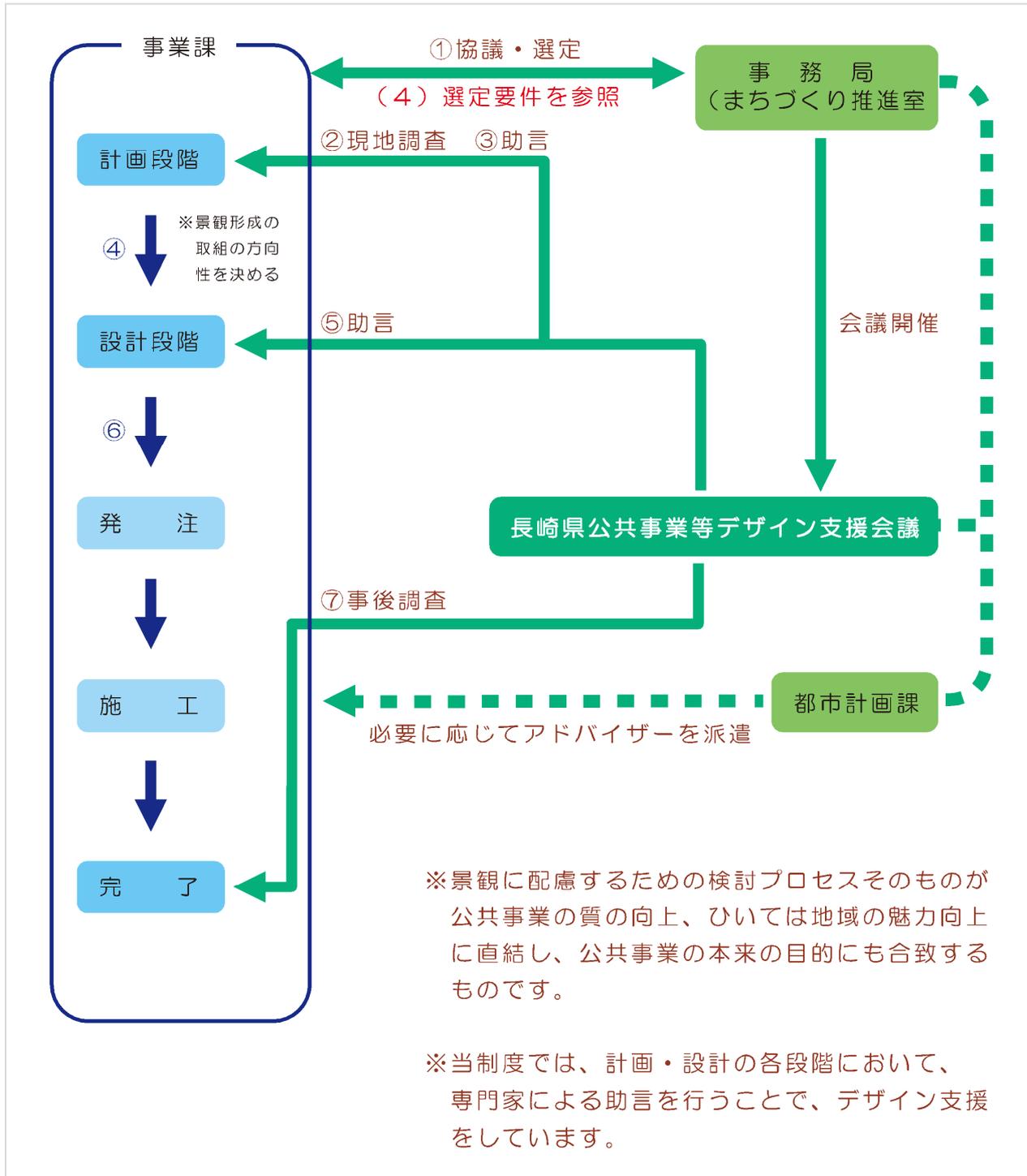
---

### ○公共デザイン推進制度

- ・長崎県公共事業等デザイン支援会議には、事後調査が含まれていることが特徴であり、事後調査によりデザインの質の最終確認が実施されている。

### ○美しい景観形成アドバイザー

- ・デザインの検討及び調整については、事業が円滑に推進できるよう事務局が委員及びアドバイザー事業課や市町村と連携を図りながら実施している。アドバイスの内容としては、景観まちづくりに関わる事業や景観資産の修景・保全の方法等、多岐にわたり、県内各地において活用されている。また、アドバイザーが派遣される初回協議時は、議論の進め方を確認するために、事務局の担当者も協議の場に参加することが一般的である。加えて、事務局ではアドバイザーの意見が当該事業にどれだけ反映されたかの確認も行なっている。



公共デザイン推進制度のデザイン検討・調整のフロー図  
(「景観に配慮した公共事業事例集」より、長崎県提供)

□事例 b-2-②：佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度

■取組の背景・経緯

○経緯の概要及び取組体制設置の背景

・地域の美しい景観づくりを促進していくことを目的に、県、市町村、事業者、県民が協働して2009年に佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度を設け、地域における景観・まちづくりを支援している。アドバイザーによる支援の内容は以下の通りである。

- 伝統的な建造物を核とした景観づくりや地域づくり
- 景観に配慮した魅力的な住宅街・商店街づくり
- 道路・河川等の土木事業や公共建築等の設計における景観配慮の観点からのアドバイス
- 屋外広告物の大きさや配置、色彩等に関するアドバイス

■取組の体制

○委嘱・契約関係（佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度実施要綱第2条）

・知事は、景観づくりに関して専門的な知識や経験を有する者のうちから、適当と認められる者をアドバイザーとして委嘱するものとする。

○任期（佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度実施要綱第3条）

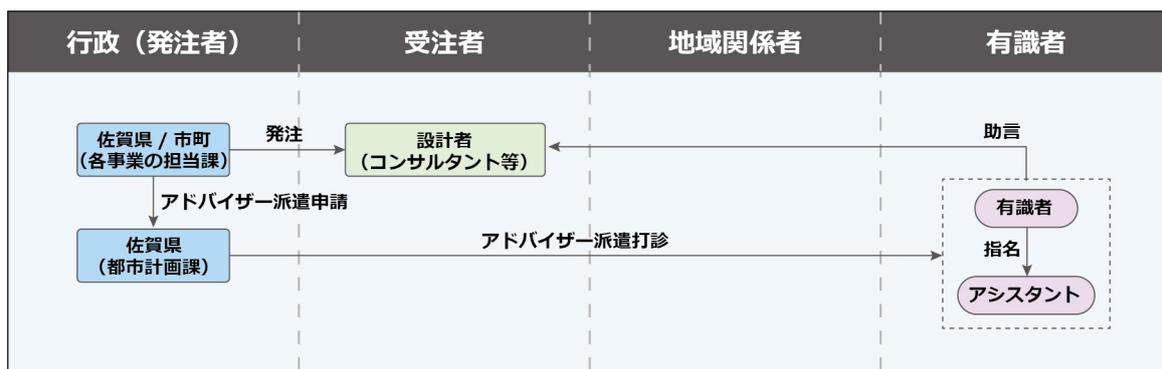
・アドバイザーの任期は5年とし、再任を妨げないものとする。

○報酬体系

・アドバイザーの派遣に係る謝金や旅費等の費用は全て佐賀県で負担している。

■デザイン検討・調整のフロー

・アドバイザーの派遣を希望する場合は、審査に必要な事項を示した書面を知事に申請し、知事が適当であると認めたのちに適切な分野のアドバイザーを選定し、派遣の依頼を行う。



デザイン検討・調整のフロー図

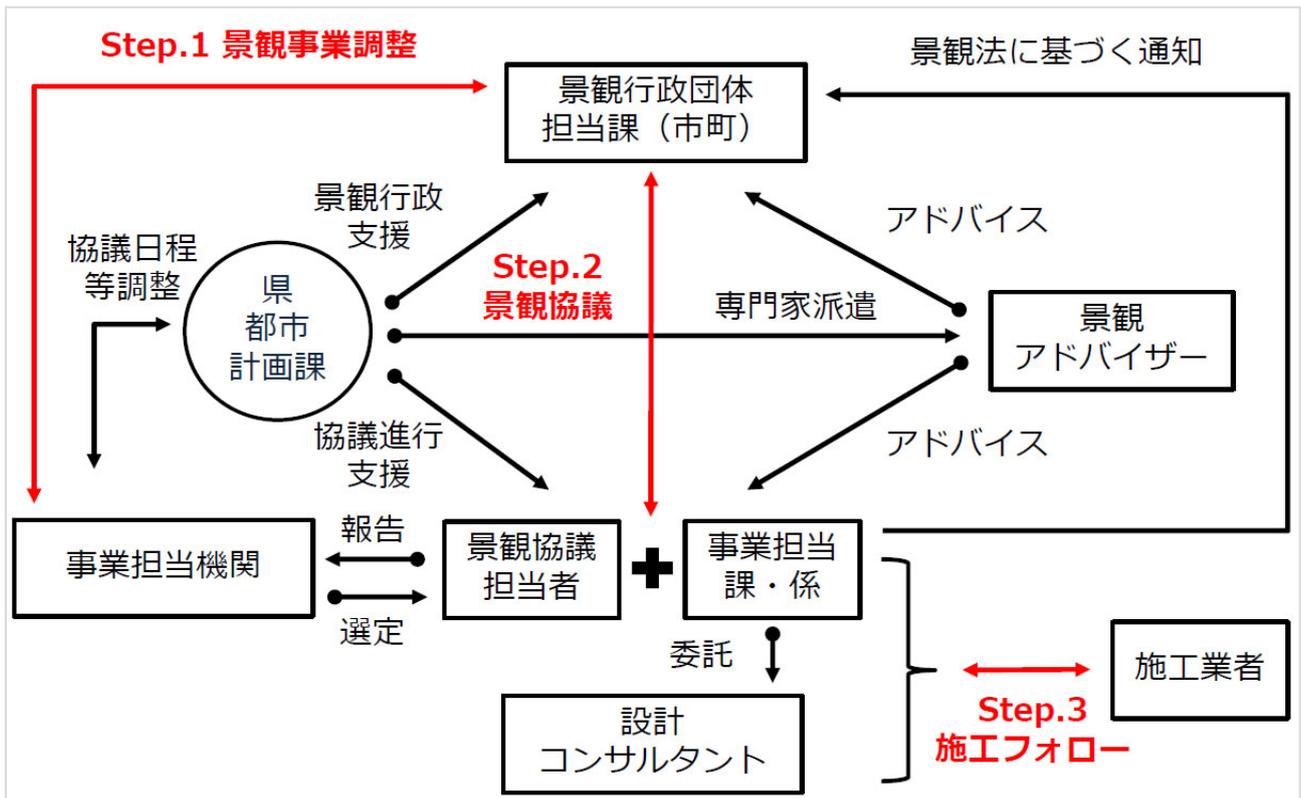
■デザイン検討・調整を行う上での工夫

- ・アドバイザーには、景観まちづくりに関する多種多様な分野の有識者が登録されており、事業に応じた指導や助言等を受けることができる。
- ・また公共事業等の助言だけでなく、勉強会等の場での講演等、多岐にわたってアドバイザーを活用することができる。

## コラム：景観協議推進制度（佐賀県）

本制度は、「佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度」と同様に、優れた公共デザインを実現するために佐賀県が独自に採用している制度体系である。佐賀県では、本制度と「佐賀県美しい景観づくりアドバイザー制度」を組み合わせることで事業を進めているため、前述のアドバイザー制度と合わせて、本制度をコラム形式にて簡単に紹介する。

- ・アドバイザー制度とは別の制度として佐賀県が運用する「景観協議推進制度」は、2016年に策定された。本制度は、県が実施する公共事業のうち、景観法に基づく景観行政団体への通知・協議が必要なものについて、設計の段階で協議を行う仕組みを導入し、手続きや進め方を整備したものである。
- ・協議回数は事業担当者の負担や、成果品の質を考慮し、年3回を目安としている。
- ・円滑な協議進行に向けて、都市計画課が事業担当者とアドバイザーの間に入り調整等を実施している（下図を参照）。



景観協議推進制度の実施体制（佐賀県提供）

## c. 監理業務委託（非常設）

### □体制の概要や設置に適した背景

- ・単独もしくは複数の事業について、計画・設計業務が発注された際、その業務のデザインや景観に関する監修業務を別途民間企業に委託する体制である。
- ・前述した「b-1.直接依頼」の有識者の役割を、民間企業が担う構図となる。なお、ここでは施工時のデザイン監修業務は含まないものとする。
- ・「b-1.直接依頼」では地域によっては有識者が発掘・選定できない可能性を抱えるが、当体制では民間企業に発注することから、比較的人材の確保は容易だといえる。
- ・一方、明確な仕様が組みづらいため、監理・チェックの範疇やその方法については、発注者と受注者間の協議・裁量で決定することが必要となる。

### □主な役割や特徴

#### ●自治体内の特定の個別事業に対するデザイン監修 (第II章における主にポイント◎)

民間企業へ発注・委託することで、計画・設計業務に対する助言等を行うことができる。一般的に、空間のコンセプトや機能・規模・形状の大枠はデザイン監修者によって立案されることが多く、その方針に準じて別業務の民間企業が計画・設計を行う。

### □留意点

#### ●委託内容の明確化

デザイン監修は業務項目が明確となっていないことが多く、前例もしくは他都市で実施された監修の内容をもとに業務項目を設定することが必要である。

#### ●発注の容易性

土木分野におけるデザイン監修業務の発注実績は比較的少ないことから歩掛が無く、発注前の庁内調整時に丁寧に説明を行い、理解を得る必要がある。



□事例c-①：豊田市都心地区空間デザイン基本計画におけるデザイン監修

■取組の背景・経緯

○経緯の概要

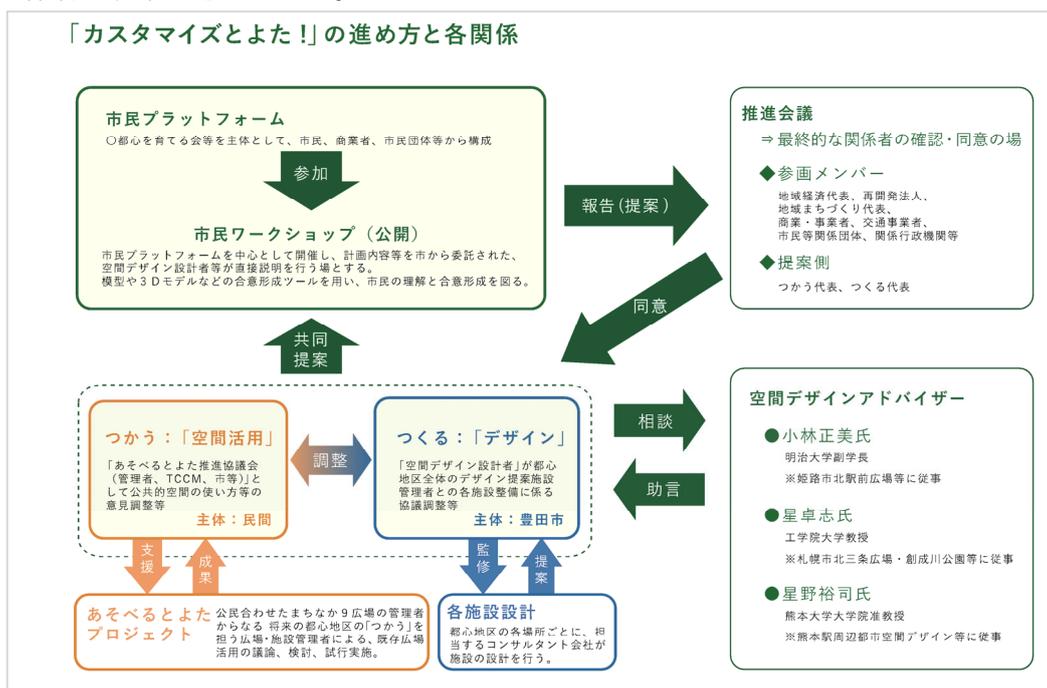
- ・豊田市は名古屋市の東方に位置し、県下最大の市域と県下2番目の人口約42万人（2016年6月1日時点）を有する中部圏の経済を支える中核都市のひとつである。また、トヨタ自動車（株）の企業城下町として発展してきた。
- ・市は「第3期豊田市中心市街地活性化基本計画」に基づき事業を実施しており、その運営に関しては豊田市中心市街地活性化協議会や、その下部組織であり具体的な事業の推進・調整及び誘導等を行う官民連携の推進組織「豊田シティセンターマネジメント（TCCM）」において活発な協議が行われ、事業が推進されている。

○「つかう」と「つくる」の取組

- ・1988年10月に完成した豊田市駅の西口にあるペDESTリアンデッキは、現在通勤・通学者等で約2万2千人/日の通行量がある。しかし利用者のほとんどが、ペDESTリアンデッキを豊田市駅と愛知環状鉄道の新豊田駅間の移動にしか利用していないため、空間が十分に活用（「つかう」）されておらず、まちへ回遊することがない等の課題があった。
- ・市民や来訪者等にとって魅力的なエリアとなっていくためには、豊田市駅の東口についても使いやすく、行きやすく、憩いたくなる新たなまちの顔を創出（「つくる」）することで、東西をつなぎ、回遊性を高めることが求められた。
- ・そこで、豊田市はデザイン監修を民間企業に委託し、まちの賑わい創出と商業活性化のため「つかう」と「つくる」が両輪となって、駅東口・西口双方の検討を進めている。

■取組の体制

- ・取組の体制は以下の通りである。

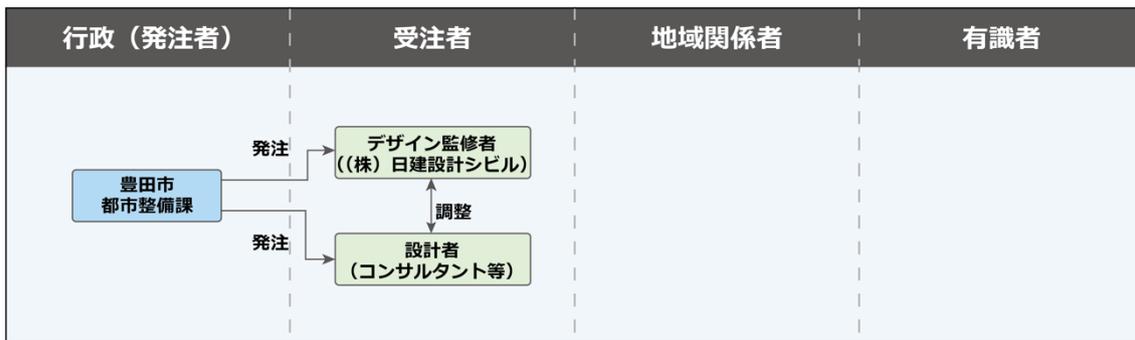


取組の体制（「都市の未来デザインブック～豊田市都心地区空間デザイン基本計画」より、豊田市提供）

■デザイン検討・調整のフロー

○デザイン監修者の関与方法

- ・ 1年間に検討されるデザイン監修の対象事業数があらかじめ決まっているため、デザイン監修者との契約はそれに応じて予算計上している。
- ・ デザイン監修の進め方として、デザイン監修者と設計者の仲介として行政が入り、進捗確認を行っている。
- ・ デザイン監修の明確な基準が定められていないため、デザイン監修者の裁量によるところが大きいのが現状であり、本事例ではデザイン監修者も平面・断面イメージ図の作成に関わって事業が進められた。



デザイン検討・調整のフロー図

■デザイン検討・調整を行う上での工夫

- ・ デザイン監修者は、「つくる」に加えて、駅前ペDESTリアンデッキ等の「つかう」に対する意見も踏まえたトータルデザインを行政と調整している。

## d. インハウス（常設）

### □体制の概要や設置に適した背景

- ・自治体の庁内に各事業の調整や公共デザインを専門とする部局・ポストを設ける体制である。
- ・自治体内で大規模事業が複数進行し、各事業でデザイン調整が必要とされる場合や、デザインの質の向上が求められる場合に、首長の発意により設置されることが多い。
- ・部局を設置する際は多大な労力が必要になるが、第II章にて前述したプロジェクトチームや室の設置でも調整機能を代替することが可能である。
- ・後述する景観専門監等のように有識者を1名雇い入れることも「インハウス」の体制として有効である。

### □主な役割や特徴

#### ●自治体内の不特定かつ複数事業のデザイン監修

（第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F）

事業規模の大小や発注時や管理運営時の事業段階を問わず、自治体内の事業に助言等を行うことができる。

#### ●発注前の対応（主にポイントA）

庁内に常勤しているため、発注の仕様や体制等についての相談を受けることが可能である。

#### ●コンサルタント的立場としての提案（主にポイントA、C）

庁内のコンサルタント的立場として、他事業に対して自主的に提案を行い、デザイン調整を行うことができる。

#### ●事業担当者への教育（主にポイントD）

庁内勉強会等を行うことで、事業担当者のデザインへの意識向上を図ることができる。

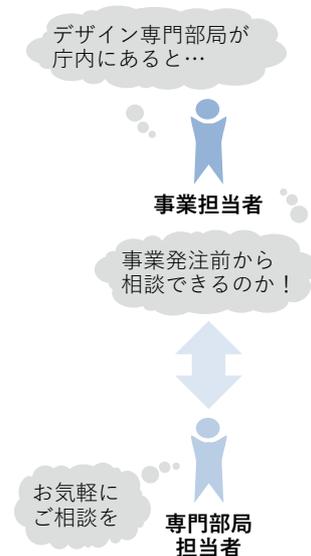
#### ●迅速な対応性（主にポイントC、E）

庁内に常勤しているため設計者に委託していない事業や委託期間外でもデザイン調整を行うことが可能である。

### □留意点

#### ●権限の有効性

部局・ポストの位置づけによっては、審議会と比べ権限が小さく、また首長の意向により消失してしまうリスクがある。



□事例 d-①：横浜市都市デザイン室

■取組の背景・経緯

○取組体制設置の背景

- ・1965年に横浜市が6大事業を発表し、それを進める部局として企画調整局が成立。1971年には「都市デザイン担当」が専門職員として採用された。その後、1982年の機構改革により「都市デザイン室」として正式に都市計画局内へ位置づけられた。
- ・横浜市都市デザイン室では「魅力と個性のある人間的な都市の実現」を基本理念とし、歩行者空間や歴史的建造物等を尊重すると同時に、「みなとみらい」のような新しいデザインにも積極的に取り組んでいる。
- ・横浜市の景観行政の特徴として、景観法・景観計画に基づく基準の運用に加え、景観条例に基づき質の高い景観を目指して協議できるシステムとなっている。

■取組の体制

- ・横浜市の景観制度は、景観条例を所管する景観調整課、主にデザイン協議を担当する都市デザイン室、特定の地区を担当する各エリア担当課によって運用されている。
- ・都市デザイン室は自治体の課としての位置づけで、2019年1月時点で常勤7名、専門職（嘱託）1名が勤務している。
- ・2018年10～11月にかけて公募された「都市デザイン専門職募集案内」によれば、以下の職務内容・募集要件となっている。
- ・なお「国際港都横浜にふさわしい都市の美観を高め、及び魅力ある都市景観の創造を図る」ことを目的とする市長の諮問機関＝横浜市都市美対策審議会が都市デザイン室の所管となっている。

都市美対策審議会

| 氏名        | 所属等                                       |
|-----------|---|
| 西村 幸夫(会長) | 神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究機構構長・教授/東京大学名誉教授(都市デザイン) |
| 大西 晴之     | 横浜商工会議所                                   |
| 加茂 紀和子    | 名古屋工業大学工学部社会工学科教授(建築)                     |
| 国吉 直行     | 横浜市立大学客員教授(都市デザイン)                        |
| 小林 徹      | 公職市民委員                                    |
| 真田 純子     | 東京工業大学環境・社会理工学院准教授(景観)                    |
| 鈴木 智恵子    | 公益財団法人日本文藝家協会会員                           |
| 関 和明      | 関東学院大学名誉教授(建築史)                           |
| 中島 美紅     | 公職市民委員                                    |
| 野原 卓      | 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授(都市計画)            |
| 福岡 孝則     | 東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科准教授(ランドスケープデザイン)      |
| 矢澤 夏子     | 神奈川県弁護士会 弁護士                              |
| 山家 京子     | 神奈川大学工学部建築学科教授(都市計画)                      |

|  |
|--|
| <p><b>1 職務内容</b></p> <p>(1) 横浜市内における都市デザインに係る企画及び調整に関すること</p> <p>ア 公共事業や景観に大きな影響を与える民間事業におけるデザインの協議・調整業務</p> <p>イ 横浜市都市美対策審議会への付議案件調整業務</p> <p>ウ 地域における個性や魅力ある空間づくりの推進及び賑わい創出等の空間演出に関する企画立案・事業の調整業務</p> <p>エ 都市デザイン業務に関するアーカイブ及び、庁内外に向けた都市デザインのPRに関する業務</p> <p>オ その他必要に応じ、都市デザインに関する他部署からの相談案件等に対する助言、検討会・委員会等への参加、デザイン調整に関する業務</p> <p>(2) その他局長が必要と認めること</p> <p><b>2 採用予定人員</b></p> <p>1名</p> <p><b>3 募集要件</b></p> <p>次の要件をすべて満たしている方が対象です。</p> <p>(1) 建築・土木等の計画・設計または事業企画の分野、もしくは都市計画、環境デザイン、ランドスケープ等都市デザインに関連する分野で5年以上の実務経験を有していること。もしくは、大学等において、同様の分野で教育または研究業務を5年以上行っていること。(実務経験と教育・研究業務の合計で5年以上でも可。)</p> <p>(2) 建築、土木、都市計画、環境デザイン、ランドスケープ等都市デザインに関連する分野を大学等において専攻した者であること。</p> <p>(3) 年齢が平成31年4月1日現在で30歳以上45歳未満であること。</p> <p>(4) 横浜の都市デザインについて関心があり、実践的取組に意欲があること。</p> |
|--|

職務内容及び募集要件  
 (「横浜市都市整備局都市デザイン専門職  
 《嘱託員募集案内》」横浜市HPより)

横浜市都市美対策審議会 委員名簿  
 (横浜市HP(2020年3月13日時点)より)

■デザイン検討・調整のフロー

- ・都市デザイン室が単独事業を行う以外に、委員会・アドバイザー、制度等を組み合わせ、**市内のコンサルタント的立場として、デザイン調整**を行っている（景観条例・協議地区、公共施設景観ガイドブック、みなとみらいデザイン調整会議・都市美対策審議会、アドバイザー制度、コンセプトブック等）。ただし、事業への関与手法は検討チームに加わる場合や、加わずに景観調整のみを行う場合等、様々である。また、他にも市内調整から設計会議への参加も行っている。



デザイン検討・調整のフロー図（市内案件の場合の一例）

■デザイン検討・調整を行う上での工夫

- ・横浜市がデザインビルド方式で発注を進めた新市庁舎の事業者選定時には、「横浜市新市庁舎デザインコンセプトブック」を都市デザイン室が作成し、市民に市庁舎のまちづくりにおける役割を提示すると共に、プロポーザル参加者のデザイン指針としても提示した。また「横浜市新市庁舎デザインコンセプトブック」以外にも複数のコンセプトブックを作成しており、事業者の選定過程や評価基準等とリンクさせることで、デザインの質的向上に繋がる気風を施している。
- ・都市デザイン室が検討チームとして事業に関与する際は、行政の立場からだけではなく、事業者・設計者の意図と横浜市のまちづくりとして望む方向、その両立が可能なデザインを提案することに努めている。
- ・また都市デザイン室は、都市デザイン研究会、UD 通信（メールマガジン）、アーバンデザイナー養成講座等の広報・普及活動も企画・実施している。



都市デザイン研究会の様子（横浜市提供）

左：「横浜市新市庁舎デザインコンセプトブック」  
右：「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」（横浜市提供）

## □事例 d-②：長崎市景観専門監

### ■取組の背景・経緯

---

#### ○経緯の概要

- ・長崎市では、公共事業として長崎駅周辺や新市庁舎等、民間事業として新大工町等における市街地再開発事業等の大型施設の建替え・建設がそれぞれ進んでおり、都市空間を形成する上での大きな転換期を迎えていた。
- ・そのような背景があり、市長が「ここから 10 年間で重要な期間」と定め、各公共施設及び公共空間の価値を向上させ、より良い空間を創出させることを意図して、「長崎市景観専門監」の設置を決定した。
- ・長崎市景観専門監は、職員を現場で指導する「家庭教師」的な役割で、2013 年 4 月に設置された。  
**景観専門監に与えられたミッションは「長崎市が行う公共事業のデザインの指導と管理」及び「長崎市職員の育成」の 2 点**である。

※なお「長崎市景観専門監」の役割と成果は「新都市 2020 年 3 月号」（（公財）都市計画協会）に詳しく紹介されている。

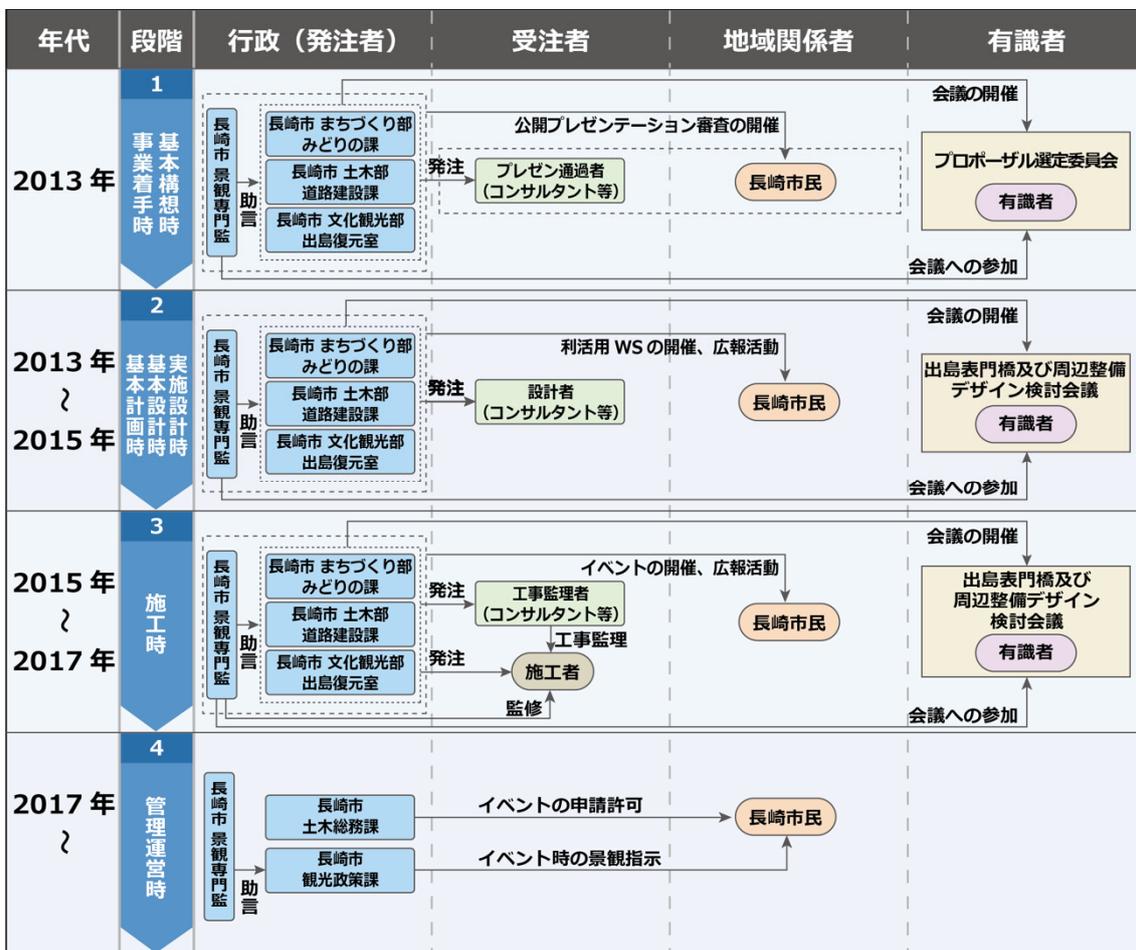
### ■取組の体制

---

- ・景観専門監として任命されたのは高尾忠志氏（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター准教授）であった。高尾氏は市のインハウスに設置され、景観デザイン分野の観点から監修者（スーパーバイザー）として活動している。
- ・景観専門監の受け入れ窓口は「まちづくり部まちづくり推進室（2018 年 4 月からは「景観推進室）」が担っており、まちづくり推進室にデスクも設置されているが、あらゆる部局の事業が景観専門監の監修対象となっている。
- ・景観専門監の階級は「次長級」と設定され、また市長直属の位置づけであることから、現場でプロジェクトを進める課長級以下の全職員が指導対象となる。
- ・景観専門監は週に 1 回、市庁舎にて勤務する非常勤職員であるため、2020 年 3 月現在では、月に 5～6 回程度の頻度で勤務している。

■デザイン検討・調整のフロー

- ・ 監修の対象となる事業は、「長崎市景観計画」の景観形成重点地区内の事業、一般地区内の規模の大きな事業、その他市長が景観専門監に監修するよう判断した事業、担当課から監修の申し入れがあった事業等である。そのため、景観専門監は景観に関わるものであれば役所内の全部局および全事業に参加することが可能である。
- ・ 市長直属の位置づけであるため、各課から独立した立場として統合機能を発揮することができる。
- ・ 下図は「事例 18. 出島表門橋及び出島表門橋公園」整備時のフローである。事業発注前には、複数の課と事業の枠組み等についての協議、関係機関や県との調整、計画・設計時には設計業務における調整や市民に対する広報等の仕組みづくり、施工時には設計の意図の施工者への伝達、供用後はイベント時の景観指示等、事業の準備段階から一貫して多岐にわたるデザインマネジメントを行う。



デザイン検討・調整のフロー図

■デザイン検討・調整を行う上での工夫

○技術系職員の技術研鑽と向上

- ・ 毎年3～4月に、職員を対象とした研修講座「まるかじり講座」に登壇し、1年間の活動報告を行っている。「まるかじり講座」の3年目には、土木、建築、農林、文化財等の幅広い分野の職員7名に3分間スピーチをしてもらい、パネルディスカッションを行う等、若手を中心とした職員全体の技術研鑽や啓発活動を行っている。
- ・ また、2017年度には、「さるくツアー」と銘打って景観専門監の監修プロジェクトの現場を担当職員が解説するイベントを5回開催し、景観デザインに関する理解醸成にも寄与している。

## e. 主体間連携まちづくり推進組織（常設）

### □体制の概要や設置に適した背景

- ・エリア内において、官民連携を前提とした市街地・公共空間整備や地域経営を推進・補助するための体制である。
- ・特定のエリアにおける多様な関係者の主体的な参画や費用負担を促すことが可能な場合、行政による決定に基づいて設置・運営が行われる。
- ・エリア内の公共事業・民間事業について、構想・計画段階から管理運営段階に至るまで、継続的に協議・調整を行うことができる体制となる。
- ・組織形態によっては、独自財源を持ち、自ら事業主体となることも可能である。

### □主な役割や特徴

#### ●官民連携によるまちづくりや地域経営の推進

（第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F）

多様な関係者の参画や事業に応じて業務の受注・発注のどちらも引き受けることが可能な組織として、エリアマネジメントを担うことができる。また管理運営に関する地域の担い手育成やまちの情報発信といったソフト面での活動も役割の1つである。

#### ●自主計画の策定及び協議によるデザインコントロール

（主にポイントC、E、F）

関連事業に対してガイドライン等の自主計画を策定することでデザインマネジメントを行うことができる。また事業者の協議相手となり助言等を行うこともできる。

#### ●迅速な対応性（主にポイントC、E、F）

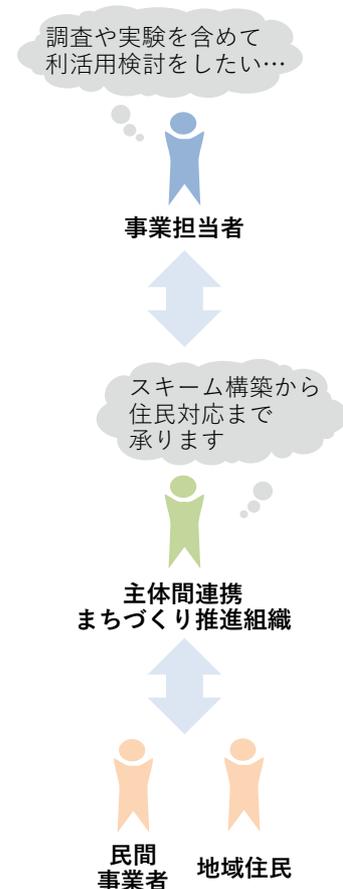
主体間連携まちづくり推進組織のスタッフは常勤職が多く、設計者に委託していない事業や委託期間外においてもデザインマネジメントを行うことが可能である。

### □留意点

#### ●設置の容易性

設置の際には、①常勤職員や施設運営のためのランニングコスト、②適切な有識者の確保、③組織の位置づけや意志決定方法等のポイントを抑えつつ、当体制の果たす役割が多岐にわたることに留意した検討が必要である。

なお、設置を検討する場合においては、エリアで求められている役割を明確にした上で、他体制での代替も含めて勘案することが望ましい。



## □事例 e-①：アーバンデザインセンター大宮（UDCO）

### ■取組の背景・経緯

---

#### ○大宮駅周辺の状況

- ・大宮駅周辺は、県内随一の商業・業務機能が集積するエリアとして知られるが、現在は老朽化した建物が多いことや、災害に備えた強靱性の確保等も含めて、新たな時代に向けた都市再生、まちづくりの推進が求められている。
- ・大宮駅周辺地域では、2010年に行政・市民・有識者が一体となって作成した「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」で掲げるまちの将来像「東日本の顔となるおもてなしあふれるまち」を目指してまちづくりが進められており、大宮区役所の移転・建替事業や市民会館おおみやの再開発事業への機能移転等、公共施設の再編と連動した具体的なプロジェクトが始まろうとしている。
- ・このような大宮駅周辺のこれまでのまちづくりや国土づくりの方向性を踏まえ、市民、行政、企業、教育・研究機関等、様々な主体が広く連携しまちづくりを推進する基盤として2017年3月に「アーバンデザインセンター大宮（UDCO）」が設置された。

#### ○UDCO設置の背景

- ・「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」策定の翌年に発生した東日本大震災を契機に、まちづくりの機運が再び高まった。
- ・当時先進的な取組を進めていた千葉県柏市のUDCKを見学した地元まちづくり団体は、市長の清水勇人氏へと要望を提出し、その後に市長が浦和と大宮へUDCの設置を公約した。
- ・2016年12月には「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」の推進を目的として一般社団法人アーバンデザインセンター大宮が設立され、翌2017年に運営が開始された。
- ・なお2013年から実施されていた「大宮駅東口プロジェクト」等の産官学民によるまちづくり活動は、地元団体との協働関係を深めていた東洋大学及び東京藝術大学により実施されていた。このような活動が発展するかたちで「まちラボおおみや」が設置され、その運営が現在のUDCOへ引き継がれた。

#### ○UDCOの目的と基本理念

- ・UDCOは、「まちラボおおみや」を活動拠点に、大宮の人々が新たな時代のまちづくりを考え、各々の取組みを活性化し、それらを相互に連携、相乗効果を生み出していくことを目指している。
- ・UDCOの基本理念は、「産+官+学+民」の連携である。それぞれの立場で活動するこれらの主体が、広く連携しまちづくりを推進する基盤として機能するため、「（一社）アーバンデザインセンター大宮」がUDCOを運営している。

## ○UDCOの3つのアクション

### ●Public Action デザインマネジメント

- ・「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」に掲げられた4つの「優先的に取り組むべきプロジェクト」(大宮駅グランドセントラルステーション化構想や公共施設再編等の大宮駅周辺地域で進められている各種事業)を通じて、大宮の公共空間を中心としたエリアマネジメントの体制づくりを目指したデザインコーディネートやその仕組みづくりを行う。

### ●Design Research Action 公共空間利活用・調査研究

- ・公共空間を中心としたエリアマネジメントの体制づくりを目指し、街路公共空間利活用の社会実験や、デザインコーディネートの仕組みづくりに向けた調査研究等を行う。

### ●Platform Action 産官学民連携・情報発信

- ・大宮のまちづくり団体や企業、大学、行政の活動を支援し、それぞれとの連携を深めていくとともに、それらの取組に関する情報を発信することで、産官学民のプラットフォーム機能を構築し、大宮らしい都市文化の形成を目指す。市民がまちづくりに関わる機会(ワークショップ等)の創出やまちづくり団体の活動支援、HPやSNS等による情報発信にも取り組んでいる。

## ■取組の体制

- ・組織体制は以下の通りである。

○センター長：工藤和美(東洋大学建築学科教授、シーラカンズ K&H(株) 代表取締役)

○副センター長・ディレクター：藤村龍至(東京藝術大学建築科准教授、RFA 主宰)

○副センター長・ディレクター：内田奈芳美(埼玉大学人文社会科学部研究科准教授)

○サブディレクター・デザインリサーチャー：石黒卓

○デザインリサーチャー：新津瞬

○デザインリサーチャー：入矢佳紀

○デザインリサーチャー：葛西優香

○スタッフ：土田泰子

- ・なお、さいたま市から(一社)アーバンデザインセンター大宮に対して、約3,500万円の業務委託を行っている(2019年度)。

## ■デザイン検討・調整のフロー

### ○デザイン等検討・調整の体制

- ・大宮駅周辺地域戦略ビジョンの推進を役割とするUDCOが、プロジェクト毎に、産・官・学・民それぞれの主体と多様な連携関係を構築しながら協議・調整を行っている。



産・官・学・民と連携するUDCO  
(UDCO 提供)

## ■デザイン検討・調整を行う上での工夫

- ・さいたま市がUDCOを都市再生推進法人に指定し、また市と都市利便増進協定も結ぶことで、エリアマネジメント主体として社会実験等の活動を行いやすい環境を整えている。

## ■取組に基づく代表的な事業の概要

### ○おおみやストリートテラス[Design Research Action]

- ・ 駅を中心とする市街地の更新や公共施設再編、都市計画道路整備等、漸進的に開発事業が進行する大宮駅周辺では、各事業期間中に生まれる建物解体後の跡地や道路予定区域等といった低未利用地に対して、その期間に街の賑わいを途切れさせることなく、事業後も人々の多様な営みが継続する仕組みづくりが求められる。
- ・ 本取り組みは、都市計画道路の道路予定区域<sup>※1</sup>を含む低未利用地を沿道と一体的に利活用して店舗・休憩・飲食スペース等を設え、沿道に経済効果と賑わいを創出することを目的とした社会実験である。2017年から3ヶ年にわたり継続的に開催し、大宮の一連の都市再生事業を活性化することを試みている。
- ・ 「おおみやストリートテラス」の活動は、まず都市計画道路の道路予定区域（ストリート）を対象とし、供用開始後の利活用とその運営の仕組みをUDCOがマネジメントするものである。そのことで、事業着手まで空地となっているストリートを試験的に活用しつつ、供用開始後の利活用へスムーズに展開していくことを見据えている。
- ・ また、大宮は駅周辺の賃料が非常に高く、新規に個人店を出店するのは容易ではない。しかし、今後の都市再生の動きのなかで街に魅力をもたらすためには、多彩な個人店の存在が重要であり、そのプレイヤーを見つけることも同じく重要である。この活動では、街路という公共空間を使い、大宮における街の新たなプレイヤーを見つけ育てていく「ストリート・インキュベーション」<sup>※2</sup>として、その実践を進めている。

※1：「道路予定区域」とは、道路法第91条に規定される、道路として供用されることが決定された区域を指す。

※2：「ストリート・インキュベーション」とは、街路上で、新たな事業者・都市活動・街への関与をインキュベートする器を設け、都市街路文化を創出することを指す。



おおみやストリートテラスの様子（UDCO 提供）

## ○URBAN DESIGN TALK他 [Platform Action]

- ・大宮のまちづくり団体をはじめ、多くの市民が大宮に興味を持ち、街への想いを話し合い、そしてまちづくりに参画することができる関わりをつくるのがUDCOの役割の1つとなっている。そのため、これまでにUDCOは専門家のレクチャーを交え大宮のこれからを議論する「URBAN DESIGN TALK」、進行中のまちづくり事業をテーマとして広く市民と議論を深める「UDCO MEETING」、地域のプレイヤーが登壇し食事と共に和気あいあいと議論する街の語らい・交流の場「OM SALONE」、地域全体で進行中の事業を概括し、専門家と共にパネルディスカッションで議論を深める「UDCOシンポジウム」など、これまで延べ1700名以上（2020年2月末時点）の市民等にまちづくりへ関わる機会を提供している。

## ○公共施設再編連鎖型まちづくりのプロジェクトチーム支援 [Public Action]

- ・大宮駅周辺地域では、さいたま市の「大宮駅東口周辺公共施設再編／公共施設跡地活用全体方針」に基づき、大宮区役所、大宮図書館、大宮小学校、市民会館おおみや等の公共施設について、老朽化・耐震化に課題を抱える施設の移転や跡地活用・建物活用等の方針が検討されている。UDCOでは、庁内担当各課を横断して公共施設再編計画を検討するプロジェクトチームを支援し、課題・与条件の整理や都市機能検討の支援を行う役割も果たしている。



左：URBAN DESIGN TALKの様子 右：プロジェクトチーム会議の様子（UDCO提供）

## ■取組による効果と課題

### ○地域住民との連携

- ・地域住民の意見を取り入れるためのワークショップ等を行うことで、事業の計画策定時において地域の状況や要望が反映された具体性の高い内容を取り入れることができている。

### ○設立・運営時の課題

- ・設立当初は、地域関係者等との良好なコミュニティを形成するために多くの時間を要した。
- ・さいたま市が業務委託しているため、運営時における各取組の内容をチェックする必要があり、UDCOの事務的な手続きが多くなることが課題である。そのため、今後は他部局やまちづくり団体等からの仕事を増加させ、自立的な組織になることに取組む必要がある。

## □事例 e-②：信州地域デザインセンター（UDC 信州）

### ■取組の背景・経緯

---

#### ○取組の背景

- ・長野県では、予算の減少に伴う公共事業の規模縮小や、まちづくり活動に必要な職能の高度化・専門化を背景として、行政職員のみで「まちづくり」を主導することは困難だと認識していた。
- ・そのような中、県・市町村の協働によるまちづくりを進めることの機運が高まり、2018年度から「長野県総合5か年計画」が開始され、その一環として“未来続く魅力あるまちづくりの実現”がチャレンジプロジェクトの1つに位置づけられた。
- ・そして、2018年5月に全国でまちづくりに係る事業の実施や支援を行っているUR都市機構と「まちづくりに関する包括連携協定」を締結した。その後、まちづくり活動を実施・サポートするための体制を整えることが必要であったことから、有識者等が常駐し、まちづくりの支援を行っている「アーバンデザインセンター（UDC）」の活動や組織体制を参考に、市町村のまちづくりを支援する広域型のUDC「信州地域デザインセンター（UDC 信州）」を設立した。

#### ○設立の目的と検討状況

- ・UDC 信州の設立にあたり、2018年5月に「信州地域デザインセンター（仮称）設置検討委員会」を県が立ち上げた。
- ・全国初となる「広域型のUDC」となることから、UDC イニシアチブの代表理事でもある出口敦氏（東京大学教授）を委員長に検討を進めた。主に議論されたのは、「“広域”や“地域デザイン”の定義」「県庁との役割分担」「体制」等であり、現地視察やケーススタディ等を行いながら2019年2月に報告書がまとめられた。
- ・UDC 信州の設置目的は「しあわせ信州創造プラン2.0に位置づけた「市街地の活性化と快適な生活空間の創造」及び“未来に続く魅力あるまちづくりの実現”を市町村やその他の多様な主体と協働して進めていくため」であり、具体的なテーマとしては、以下の4つを掲げた。
  - ①公民学が連携し、具体的なまちづくりを実践する
  - ②多様な視点や広域的な視点でまちづくりを捉える
  - ③県内外のまちづくり情報を共有する
  - ④まちづくり人材<sup>※</sup>を育成する

※まちづくり人材：「まちづくりディレクター」や「まちづくりの担い手」

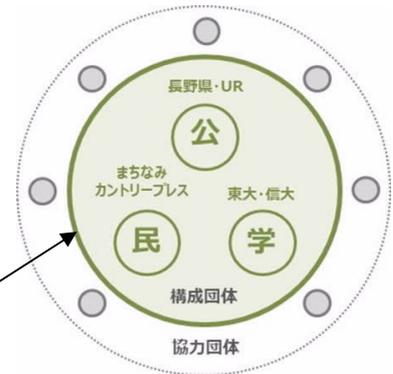
## ■取組の体制

- ・信州地域デザインセンター（UDC 信州）は、5つの構成団体が連携したまちづくりのためのプラットフォーム（任意団体）であり、2019年8月に設立された。

### ○信州地域デザインセンター（UDC 信州）の構成団体

- 公：長野県、UR都市機構
- 民：（株）まちなみカントリープレス
- 学：信州大学、東京大学

UDC信州  
信州地域デザインセンター



UDC 信州の構成団体（UDC 信州提供）

## ■取組の運営スキーム

### ○スタッフ

- ・センター長：出口敦（東京大学）
- ・副センター長：林靖人（信州大学）、三牧浩也（東京大学）
- ・チーフコーディネーター：長野県職員1名
- ・コーディネーター：荒川清司（（株）まちなみカントリープレス）

UR都市機構職員1名、長野県職員1名

UR都市機構（案件に応じて随時職員を派遣）

- ・アドバイザー：新雄太（東京大学）他

※下線太字の3名がオフィスに常駐

### ○オフィス

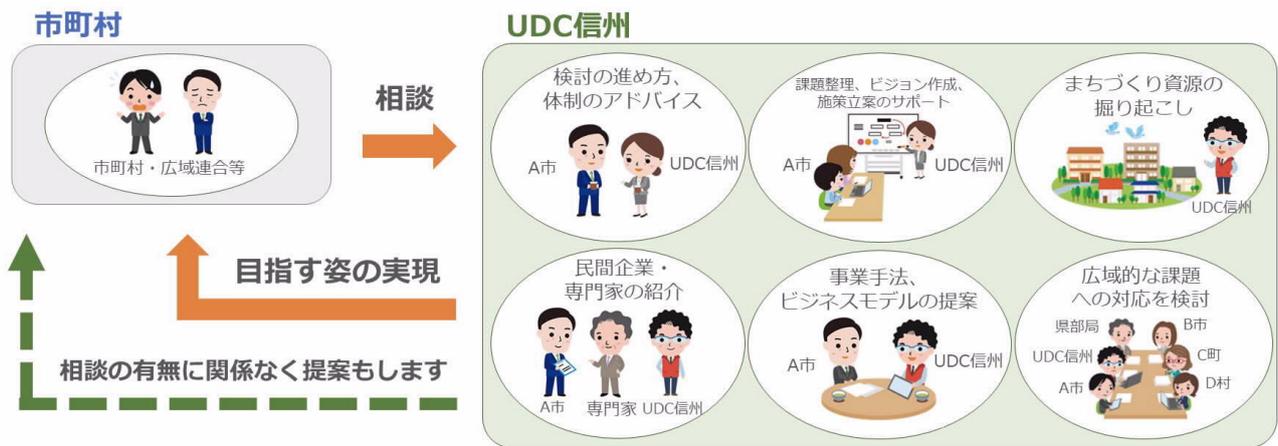
UDC 信州は、まちづくりのためのプラットフォームであることから

- ・公・民・学に関わる様々な方が集まりやすい場所であること
  - ・状況に応じて、週末や夜間でも集まりやすい場所であること
- 等を理由に、県庁の中ではなく「まちなか」にオフィスを設置した。



外観及び内観（UDC 信州提供）

■デザイン検討・調整のフロー



デザイン検討・調整のフロー図（UDC 信州提供）

■デザイン検討・調整を行う上での工夫

○まちづくり支援

- ・市町村等の行政組織がまちづくりを検討する際、一般的には「組織内での検討」⇒「有識者（大学等）を入れた検討」⇒「住民や民間企業等を入れた検討」⇒「事業化」と段階を踏んでいくことが多いが、「事業化」の段階で行政より UDC 信州へ相談を受けてもサポートできる内容は限定的である。そのため、UDC 信州では、可能な限り「組織内での検討」段階からサポートに入り、「問題は何か？目指す姿はどんなものか？そのギャップとなる課題は何か？」などを一緒に考え、その上で、誰とどんなスキームで進めていくかを決めていくように活動している。

○アドバイザーの派遣

- ・UDC 信州では相談内容に応じてアドバイザーを市町村との打ち合わせ等に同席させており、これまでに空き家・空き地活用の有識者やスモールビジネス・交流人口創出の有識者等をマッチングしている。
- ・打合せの場所については、現地を基本としているが、県域全てを効率良くカバーするためにWEB 会議システムも活用している。

○人材育成

- ・定期的に「まちづくりセミナー」を開催し、座学だけではなく、開催地（県内）の課題解決をテーマにしたケーススタディや、県外への先進地視察等も行っている。

○情報発信

- ・現在は主に Facebook（一般向け）やメール（市町村向け）での情報発信になっているが、今後は、HP の立ち上げ、ニュースレターの発行等も行い、情報発信の幅を広げることを検討している。

○各体制の概要

| 体制       | 常設・非常設       | 対象  | 主な役割や特徴   | 留意点   | 委員数等の規模の目安                                     | 打合せ等の頻度の目安                       | コストの目安          |
|----------|--------------|---|---|---|--|----------------------------------|-----------------|
| a.委員会    | a-1. 委員会 +WG | 非常設<br>自治体全域<br>または<br>特定のエリア内の複数の事業<br>または<br>個別事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のビジョンの設定・共有によるデザインマネジメント<br/>(第II章における主にポイントA、C、E、F)<br/>地域のビジョンの設定や共有、またビジョンを有する地域全体に対して、事業の必要性や優先順位を設定する等のデザインマネジメントが可能である。</li> <li>●能力の高い計画・設計者の選定(主にポイントB)<br/>事業発注時に委員会がある場合は、委員が能力の高い計画・設計者を目利きすることが可能である。</li> <li>●迅速な対応・調整(主にポイントC)<br/>WGにより高頻度でデザイン調整を行うことが可能であり、期間が限られている事業に適応性が高い。</li> <li>●部局間の連携と継続性(主にポイントC、D)<br/>委員会やWGでは、事業の関係者が一堂に介しデザインに関する協議を行うことから、行政の部局を超えて一体的なデザインを検討することが可能である。また体制は年度を超えても継続することから、事業担当者の異動等によるリスクも低減される。</li> <li>●継続的な関与(主にポイントE)<br/>委員会やWGを施工時まで継続すれば、デザイン監修としてディテールまで関与することが可能である。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●権限の有効性<br/>設置が比較的容易である一方で、非常設であることから「a-2. 審議会」と比較してこの体制の権限が小さく、また首長の意向により消失するリスクがある。</li> </ul>   | 有識者委員：<br>3～5名程度                               | 委員会：<br>年1～5回程度<br>WG：<br>月に1回程度 | ・委員への<br>謝金・旅費  |
|          | a-2. 審議会     | 常設<br>自治体全域<br>または<br>特定のエリア内の複数の事業                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●エリア全体の不特定・複数の大規模事業のデザイン監修<br/>(第II章における主にポイントA、C、E、F)<br/>歴史や景観上特に重要なエリアにおける事業に対するアドバイスを通じて、エリア全体でのデザインコントロールが可能である。</li> <li>●権限の有効性(主にポイントE)<br/>常設であるため、自治体内で認知されていることが多く、有識者の意見の権限が比較的大きいことが多い。例として、審議会の意見を反映しない場合、建築確認申請や着工等ができない仕組みとなっていることもある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●開催頻度及び事業選定要件<br/>審議会の開催頻度は比較的少ないため、審議会にかかる要件について工夫が必要である。</li> <li>●小規模事業への関与<br/>開催頻度が少ないことから、大規模事業のレビューが優先され、小規模な事業は選定されないことが多い。</li> <li>●継続的な関与<br/>細かなディテール等に対する審議・助言等は実施しないことが多いため、運用の工夫が必要である。</li> </ul>  | 有識者委員：<br>3～5名程度                               | 審議会：<br>年1～5回程度                  | ・委員への<br>謝金・旅費  |
| b.アドバイザー | b-1. 直接依頼    | 非常設<br>自治体内の個別事業                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体内の特定の個別事業に対するデザイン監修<br/>(第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F)<br/>発注時から管理運営時まで、どのようなタイミングでも個別相談を行うことで、有識者が頻度高く助言等を行うことが可能である。</li> <li>●住民との合意形成支援(主にポイントA)<br/>ワークショップ等、専門的なノウハウが必要な場合、有識者が助言等を行うことが可能である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●有識者とのネットワーク<br/>相談する有識者が地域に少ない、または見当たらない場合は、別途国・県等へ相談することが望ましい。</li> <li>●有識者への依頼内容の明確化<br/>アドバイスの期間や頻度、謝金の有無等に加え、デザインをどこまで担うのか明確にすることが望ましい。</li> <li>●権限の有効性<br/>事業に対する決定権は有さないが、担当者と密に連絡をとることで、有識者の意図を事業に反映させることは可能である。</li> <li>●大規模事業への関与<br/>関係者が多い事業の場合は関係者間での設計意図の共有や合意形成が重要であり、委員会等の他の体制と併用することが考えられる。</li> </ul> | 有識者：<br>1名～                                    | 打合せ：<br>月に1～2回程度                 | ・有識者への<br>謝金・旅費 |
|          | b-2. 登録派遣    | 常設<br>自治体内の複数の事業                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自治体内の不特定かつ個別事業のデザイン監修<br/>(第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F)<br/>行政や地域が行う景観形成事業に対して、どのようなタイミングでも助言等を行うことが可能である。委員会と比べ、小規模な事業でも有識者を派遣できる。</li> <li>●住民との合意形成支援(主にポイントA)<br/>ワークショップ等、専門的なノウハウが必要な場合においても、登録している有識者を派遣することが可能である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模事業への関与<br/>関係者が多い事業の場合は関係者間での設計意図の共有や合意形成が重要であり、委員会等の他の体制と併用することが考えられる。</li> </ul>   | 登録有識者：<br>・都道府県<br>10～30名程度<br>・市町村<br>3～10名程度 | 活用実績：<br>年5～25件程度                | ・有識者への<br>謝金・旅費 |

| 体制               | 常設・非常設 | 対象                  | 主な役割や特徴   | 留意点   | 委員数等の規模の目安   | 打合せ等の頻度の目安   | コストの目安                   |
|------------------|--------|---------------------|---|---|--------------|--------------|--------------------------|
| c.監理業務委託         | 非常設    | 自治体内の個別事業           | <p>●自治体内の特定の個別事業に対するデザイン監修<br/>(第II章における主にポイントC)</p> <p>民間企業へ発注・委託することで、計画・設計業務に対する助言等を行うことができる。一般的に、空間のコンセプトや機能・規模・形状の大枠はデザイン監修者によって立案されることが多く、その方針に準じて別業務の民間企業が計画・設計を行う。</p>  | <p>●委託内容の明確化<br/>デザイン監修は業務項目が明確となっていないことが多く、前例をもとに適切に設定することが必要である。</p> <p>●発注の容易性<br/>土木分野におけるデザイン監修業務の発注実績は比較的少ないことから歩掛が無く、発注前の庁内調整時に丁寧に説明を行い、理解を得る必要がある。</p>                              | ※民間企業の規模による  | 打合せ：月に1～2回程度 | ・業務委託費                   |
| d.インハウス          | 常設     | 自治体内の複数の事業          | <p>●自治体内の不特定かつ複数事業のデザイン監修<br/>(第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F)</p> <p>事業規模の大小や発注時や管理運営時の事業段階を問わず、自治体内の事業に助言等を行うことができる。</p> <p>●発注前の対応性(主にポイントA)<br/>庁内に常勤しているため、発注の仕様や体制等について相談を行うことが可能である。</p> <p>●コンサルタント的立場としての提案(主にポイントA、C)<br/>庁内のコンサルタント的立場として、他事業に対して自主的に提案を行い、デザイン調整を行うことができる。</p> <p>●事業担当者への教育(主にポイントD)<br/>庁内勉強会等を行うことで、事業担当者のデザインへの意識向上を図ることができる。</p> <p>●迅速な対応性(主にポイントC、E)<br/>庁内に常勤しているため設計者に委託していない事業や委託期間外でもデザイン調整を行うことが可能である。</p> | <p>●権限の有効性<br/>部局・ポストの位置づけによっては、審議会と比べ権限が小さく、また首長の意向により消失してしまうリスクがある。</p>   | 職員：1名～       | 常勤にて対応       | ・職員への給与                  |
| e.主体間連携まちづくり推進組織 | 常設     | 特定のエリアまたは自治体内の複数の事業 | <p>●官民連携によるまちづくりや地域経営の推進<br/>(第II章における主にポイントA、B、C、D、E、F)</p> <p>多様な関係者の参画や事業に応じて業務の受注・発注のどちらも引き受けることが可能な組織として、エリアマネジメントを担うことができる。また管理運営に関する地域の担い手育成やまちの情報発信といったソフト面での活動も役割の1つである。</p> <p>●自主計画の策定及び協議によるデザインコントロール<br/>(主にポイントC、E、F)</p> <p>関連事業に対してガイドライン等の自主計画を策定することでデザインマネジメントを行うことができる。また事業者の協議相手となり助言等を行うこともできる。</p> <p>●迅速な対応性(主にポイントC、E、F)<br/>主体間連携まちづくり推進組織のスタッフは常勤職が多く、設計者に委託していない事業や委託期間外においてもデザインマネジメントを行うことが可能である。</p>          | <p>●設置の容易性<br/>設置の際には、①常勤職員や施設運営のためのランニングコスト、②適切な有識者の確保、③組織の位置づけや意志決定方法等のポイントを抑えつつ、当体制の果たす役割が多岐にわたることに留意した検討が必要である。<br/>なお、設置を検討する場合においては、エリアで求められている役割を明確にした上で、他体制での代替も含めて勘案することが望ましい。</p> | 常勤スタッフ：5名程度～ | 常勤にて対応       | ・業務委託費<br>もしくは<br>職員への給与 |

# 第IV章.

## 事例集（国内編）

|                                |     |   |     |
|--------------------------------|-----|---|-----|
| 各事例の概要 .....                   | 94  | 10. 警固公園 .....                                | 157 |
| 各ポイントと事例の対応 .....              | 98  | 11. 南池袋公園 .....                               | 163 |
| 事例集の読み方 .....                  | 100 | 12. とおり町 Street Garden .....                  | 169 |
| 1. ゆいの広場ひらり .....              | 103 | 13. 佐賀城公園ころごしのもり .....                        | 175 |
| 2. ナギテラス .....                 | 109 | 14. 中尊寺通り .....                               | 181 |
| 3. （仮称）花畑広場・シンボルプロムナード .....   | 115 | 15. あそべるとよたプロジェクト<br>・豊田市都心地区空間デザイン基本計画 ..... | 187 |
| 4. 富山市まちなか賑わい広場「グランドプラザ」 ..... | 121 | 16. 新川千本桜沿川地区 .....                           | 193 |
| 5. 西仲橋 .....                   | 127 | 17. グランモール公園 .....                            | 199 |
| 6. 女川駅前レンガみち周辺地区 .....         | 133 | 18. 出島表門橋及び出島表門橋公園 .....                      | 205 |
| 7. 大槌町中央公民館吉里吉里分館 .....        | 139 | 19. 花園町通り .....                               | 211 |
| 8. 上西郷川 里川の再生 .....            | 145 | 20. OM TERRACE .....                          | 217 |
| 9. 糸貫川清流平和公園の水辺 .....          | 151 | 21. 柏の葉アクアテラス .....                           | 223 |
|                                |     | 22. 木津川遊歩空間 トコトコダンダン .....                    | 229 |



自転車と歩行者が重ならないようにデザインされている橋梁（Purmerend）

## 本章について

本章では、優れた公共デザインを進める際のポイントを実践している国内事例を紹介する。第I章～第III章の内容と併せて参考にされたい。

### （1）各事例の概要

本手引きで紹介する各事例の位置と概要を以下に示す。



各事例の位置

| 事例名（立地）  | 写真  | 主要施設<br>または主要事業  | 事業規模   | 実施期間                 |
|--|---|--|--|----------------------|
| 1<br>ゆいの広場<br>ひらり<br>（山梨県南都留郡<br>山中湖村）         |                            | 【新設】<br>・広場<br>・体験施設<br>・管理棟<br>・バス待合所・観光案内所<br>・多目的スペース | 【敷地面積】<br>・1,141.99㎡（北工区）<br>・2975.66㎡（南工区）<br>・1,090.15㎡（バス待合所・観光案内所） | 2013年5月～<br>2018年8月  |
| 2<br>ナギテラス<br>（岡山県勝田郡<br>奈義町）                  | <br><small>撮影：大倉英揮</small> | 【新設】<br>・多目的施設<br>・広場                                    | 【建築諸元】<br>・構造：木造<br>・延床面積：322㎡<br>・屋外面積：3,250㎡<br>・階数：地上2階             | 2016年9月～<br>2019年3月  |
| 3<br>（仮称）花畑広場<br>・シンボルプロムナード<br>（熊本県熊本市）       |                            | 【新設】<br>・広場  | 【敷地面積】<br>・約8,000㎡   | 2015年～               |
| 4<br>富山市まちなか<br>賑わい広場<br>「グランドプラザ」<br>（富山県富山市） |                           | 【新設】<br>・屋根付き<br>・多目的広場                                  | 【敷地面積】<br>・約1,400㎡<br>【建築諸元】<br>・構造：鉄骨造<br>・階数：地上1階                    | 2004年～<br>2007年8月    |
| 5<br>西仲橋<br>（東京都中央区）                           |                          | 【架替】<br>・橋梁<br>・橋詰<br>・取付道路                              | 【橋梁諸元】<br>・橋長：39.7m<br>・全幅：13.5m<br>・構造：鋼単純合成床版橋                       | 2011年5月～<br>2014年3月  |
| 6<br>女川駅前<br>レンガみち<br>（宮城県牡鹿郡<br>女川町）          |                          | 【新設】<br>・駅前広場<br>・プロムナード「レンガみち」                          | 【駅前広場面積】<br>・約900㎡<br>【レンガみち諸元】<br>・幅員：15m<br>・延長：170m                 | 2013年4月～<br>2015年12月 |

| 事例名（立地）                              | 写真  | 主要施設<br>または主要事業                    | 事業規模   | 実施期間                 |
|--------------------------------------|---|------------------------------------|--|----------------------|
| 7 大槌町中央公民館<br>吉里吉里分館<br>（岩手県大槌町）     | <br>撮影：木内俊克                              | 【新設】<br>・公民館<br>・広場                | 【敷地面積】<br>・539.77㎡<br>【建築諸元】<br>・建築面積：317.55㎡<br>・延床面積：419.88㎡<br>・構造：木造<br>・階数：地上2階 | 2012年11月<br>～2018年3月 |
| 8 上西郷川<br>里川の再生<br>（福岡県福津市）          |    | 【新設】<br>・洪水調整池<br>【改修】<br>・河川空間    | 【諸元】<br>・河川延長：900m<br>・調整池：0.6ha   | 2005年～<br>2015年9月    |
| 9 糸貫川清流平和公園の水辺<br>（岐阜県本巣郡北方町）        |    | 【改修】<br>・河川空間                      | 【敷地面積】<br>・1.15ha  | 2013年3月～<br>2015年3月  |
| 10 警固公園<br>（福岡県福岡市）                  |   | 【改修】<br>・公園                        | 【公園面積】<br>・約1.1ha  | 2010年～<br>2012年11月   |
| 11 南池袋公園<br>（東京都豊島区）                 |                                        | 【改修】<br>・公園<br>・カフェ・レストラン<br>・備蓄倉庫 | 【公園面積】<br>・7,818.50㎡<br>【建築諸元】<br>・建築面積：265.27㎡<br>・延床面積：439.65㎡<br>・構造：鉄筋コンクリート造    | 2009年～<br>2016年3月    |
| 12 とおり町<br>Street Garden<br>（広島県福山市） | <br>(C) Koji Fujii/Nacasa&Partners.Inc | 【改修】<br>・アーケード<br>・道路              | 【諸元】<br>・延長435m<br>・幅員8m   | 2011年～<br>2016年7月    |
| 13 佐賀城公園<br>こころざしのもり<br>（佐賀県）        |                                        | 【改修】<br>・広場                        | 【敷地面積】<br>・約0.8ha  | 2016年～<br>2018年3月    |
| 14 中尊寺通り<br>（岩手県平泉町）                 |                                        | 【新設】<br>・道路<br>・小公園<br>・照明等付属施設    | 【諸元】<br>・延長：約1.4km<br>・幅員：7～9m   | 2003年～               |

| 事例名（立地）   | 写真  | 主要施設<br>または主要事業  | 事業規模  | 実施期間   |
|---|---|--|---|--|
| 15 あそべるとよたプロジェクト※ <sup>1</sup> ・<br>豊田市都心地区<br>空間デザイン<br>基本計画※ <sup>2</sup><br>(愛知県豊田市) |                                  | 【改修】<br>・広場等の利活用<br>※ <sup>1</sup><br>・広場等の利活用を<br>踏まえた再整備<br>※ <sup>2</sup> | 【検討対象地】<br>・豊田市駅周辺の7エ<br>リアにおける公共・<br>民間の広場や空地※ <sup>1</sup><br>・豊田市駅及び新豊田<br>駅周辺の公共の都市<br>施設※ <sup>2</sup> | 2015年<br>4月～※ <sup>1</sup><br>2016年<br>4月～※ <sup>2</sup> |
| 16 新川千本桜<br>沿川地区<br>(東京都<br>江戸川区)   |                                  | 【新設】<br>・人道橋<br>・多目的施設等<br>【改修】<br>・耐震護岸<br>・緑道<br>・広場                       | 【延長】<br>・約3km   | 2002年～<br>2015年3月  |
| 17 グランモール公園<br>(神奈川県<br>横浜市)  | <br>撮影：フォワードストローク                | 【改修】<br>・公園  | 【公園面積】<br>・23,102㎡  | 2012年～<br>2017年1月  |
| 18 出島表門橋及び<br>出島表門橋公園<br>(長崎県長崎市)   | <br>撮影：牛木伸行                     | 【新設】<br>・人道橋<br>・公園<br>・トイレ<br>・キャノピー  | 【橋梁諸元】<br>・橋長：38.5m<br>・全幅：4.7m<br>・構造：2径間鋼連続<br>鋳桁橋<br>【公園面積】<br>・約3,500㎡                                  | 1982年～<br>2017年11月                                       |
| 19 花園町通り<br>(愛媛県松山市)  | <br>Photo by Norihito Yamauchi | 【改修】<br>・道路  | 【諸元】<br>・街路延長：約250m<br>・幅員：約40m   | 2010年～<br>2017年9月  |
| 20 OM TERRACE<br>(埼玉県<br>さいたま市)   |                                | 【新設】<br>・トイレ、<br>・駐輪場<br>・多目的広場  | 【敷地面積】<br>・敷地面積：240.61㎡<br>【建築諸元】<br>・建築面積：173.00㎡<br>・延床面積：179.25㎡<br>・階数：地上1階<br>・構造：鉄骨造                  | 2014年～<br>2017年4月  |
| 21 柏の葉<br>アクアテラス<br>(千葉県柏市)   |                                | 【新設】<br>・調整池<br>・親水施設  | 【調整池諸元】<br>・敷地面積：23,753㎡<br>・貯留容量：73,721㎡<br>・外周：約800m  | 2012年～<br>2016年11月                                       |
| 22 木津川遊歩空間<br>トコトコダダン<br>(大阪府大阪市)   |                                | 【改修】<br>・河川敷地内の<br>遊歩道<br>・広場空間  | 【諸元】<br>・広場面積：4,300㎡<br>・延長：240m  | 2011年～<br>2017年3月  |

## （2）各ポイントと事例の対応

ここでは、前述した各事業段階のポイント・実現方策とその具体的な対応方法、参考事例を示している。

本章で紹介する国内の 22 事例は、全て「優れた公共デザイン」を実現しているものであり、表中に記載された多くのポイントに対応していた。その上で、他の地方公共団体においても汎用性が高く、ポイントに対して特に有効であると判断した内容について、既に第II章で紹介しているものについては枠内を薄黄色に着色し、本章次頁以降で紹介しているものについては●印を付している。

|      | 1 事業着手時・基本構想時  |  |   | 2 基本計画時・基本設計時・実施設計時  |   |  |   | 3 施工時 |   | 4 管理運営時 |   |
|------|--|--|---|--|---|--|---|-------|---|---------|---|
|      | (A) 地域のビジョンを確認のうえ、事業の進め方を共有する<br>(A-1) 地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する<br>(A-2) 地域住民を含めて地域ビジョンを共有する | (B) 地域のビジョンを反映できる、能力の高い計画・設計者を選定する<br>(B-1) デザインや景観を含めた十分な予算を確保する<br>(B-2) 計画・設計者をコンペティション方式やプロポーザル方式で選定する<br>(B-3) 能力の高い計画・設計者を見極める<br>目利きを確保する | (C) 地域のビジョンに即した計画・設計を遂行する<br>(C-1) 計画・設計時に調整できる役割をもつ者を確保する<br>(C-2) 庁内組織全体で設計意図を共有する<br>(C-3) 複数の施設や事業で部局間や行政間を越える関係性を築く<br>(C-4) 管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する | (D) 計画・設計時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を複数年度共有する<br>(D-1) 能力の高い計画・設計者を継続して選定する<br>(D-2) 前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する | (E) 施工時に地域のビジョンに即した計画・設計意図を共有する<br>(E-1) 施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する<br>(E-2) デザイン監修業務を発注する | (F) 地域に寄与する適切な管理運営を行う<br>(F-1) 管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する<br>(F-2) 改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する |   |       |   |         |   |
| 事例1  | ゆいの広場ひらり   | ●  |   |  |   |  |   |       | ● |         |   |
| 事例2  | ナギテラス  | ●  |   |  |   | ●  |   |       |   |         |   |
| 事例3  | (仮称) 花畑広場・シンボルプロムナード   |  | ●   |  |   |  | ● |       |   |         |   |
| 事例4  | 富山市まちなか賑わい広場「グランドブラザ」  |  |   |  |   |  |   |       |   |         | ● |
| 事例5  | 西仲橋  |  |   |  |   |  |   | ●     |   |         |   |
| 事例6  | 女川駅前レンガみち周辺地区  |  |   |  | ●   |  | ● |       | ● |         |   |
| 事例7  | 大槌町中央公民館吉里吉里分館   | ●  |   |  | ●   |  |   |       |   |         |   |
| 事例8  | 上西郷川 里川の再生   |  |   |  |   |  | ● |       |   |         |   |
| 事例9  | 糸貫川清流平和公園の水辺   |  |   |  |   | ●  | ● |       | ● |         |   |
| 事例10 | 警固公園   |  |   |  |   |  |   | ●     |   |         | ● |
| 事例11 | 南池袋公園  | ●  |   |  |   |  |   | ●     |   | ●       |   |
| 事例12 | とおり町 Street Garden   | ●  |   |  |   |  | ● | ●     |   |         |   |
| 事例13 | 佐賀城公園ころざしのもり   |  |   |  |   | ●  |   |       | ● |         |   |
| 事例14 | 中尊寺通り  |  | ●   |  |   | ●  |   | ●     |   |         |   |
| 事例15 | あそべるとよたプロジェクト・豊田市都心地区空間デザイン基本計画  |  |   | ●  |   |  | ● |       | ● |         |   |
| 事例16 | 新川千本桜沿川地区  | ●  |   |  |   |  |   |       |   | ●       |   |
| 事例17 | グランモール公園   |  |   |  |   |  |   | ●     | ● |         |   |
| 事例18 | 出島表門橋及び出島表門橋公園   | ●  |   |  |   |  |   | ●     |   |         | ● |
| 事例19 | 花園町通り  |  |   |  |   |  |   |       |   | ●       |   |
| 事例20 | OM TERRACE   | ●  |   |  |   |  |   | ●     |   |         |   |
| 事例21 | 柏の葉アクアテラス  |  |   | ●  |   |  |   |       |   |         |   |
| 事例22 | 木津川遊歩空間トコトコダンダン  | ●  |   | ●  |   |  |   |       |   |         |   |

凡例：  第II章にて掲載 ● 本章にて掲載

各ポイントを特徴的に実現している事例

### (3) 事例集の読み方

事例集には、各事例の基本情報に加えて、地域のビジョンや事業経緯、関係主体などを記載し、最終項目に「事業の質を担保する工夫と実践上の留意点」として、各事例において実施されている「実現方策（第II章参照）」の内容を示している。

各事例は6頁で整理し、具体的には以下のような構成となっている。

事例番号と名称

#### 事例1. ゆいの広場ひらり

■施設の基本情報

立地：山梨県南都留郡山中湖村  
 事業主体：山中湖村  
 実施期間：2013年5月～2014年（構想期間）  
 2014年～2016年3月（設計期間）  
 2016年9月～2018年8月（北工区は2017年7月に竣工）  
 設計費：約1,000万円（基本設計業務、建築・土木の総額）  
 約2,000万円（実施設計業務、建築・土木の総額）  
 施工費：約4億9,000万円（北工区、南工区の総額）

施設の基本情報：

□敷地面積：1,141.99㎡（北工区）  
 2,975.66㎡（南工区）  
 1,090.15㎡（バス待合所・観光案内所）

□建築面積：主屋（体験施設）木造平屋建て148.45㎡（北工区）  
 長屋門（管理棟）木造2階建て127.08㎡（北工区）  
 バス待合所・観光案内所 木造平屋建て126.27㎡（南工区）  
 あずま屋（多目的スペース）木造平屋建て95.18㎡（南工区）

□主要施設（主要事業）：広場、体験施設、管理棟、バス待合所・観光案内所、多目的スペース  
 □主な受賞歴：都市景観人賞 都市空間部門 特別賞（2019年）

事例の立地や種別、規模など基本情報



ゆいの広場ひらり（山中湖村提供）

地域のビジョン、事業の経緯や位置づけについて

第IV章 事例集 (国内編)

■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

・山中湖村では、「エコミュージアム」の理念に基づく地域資源の発掘・活用に向けた村民主体の活動の支援（山中湖村エコミュージアム基本計画）と、村の玄関口である3地区（平野、明神、旭ヶ丘）交差点をはじめとする村全体のデザイン戦略に基づく空間整備を一体的に推進する取組みが2013年度より始められている。

※「デザイン戦略」を実現するための「デザイン戦略会議」の詳細は、第III章を参照。

・「エコミュージアム」とは「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発展過程を史的に探究し、自然、文化、産業遺産等を現地において保存し、育成し、展示すること」を指す。このエコミュージアムの理念の「魅力を考え、まちづくりを進めるための基本計画」であり、地域資源の一体的な取組みにおいて、湖畔の「ゆいの広場ひらり」の整備が重要な事業として位置づけられていた。

○平野交差点の整備

・平野交差点の整備事業では、バスターミナルの敷地及び北の2つの古民家（敷地を含む）を一体的に改修することが計画された。改修した北側の古民家を多目的施設として活用し、南側には地域の祭事のための広場を新設、そして交差点周辺を「ゆいの広場ひらり」として一体的に整備した。

・山中湖村と富士急行、学識者の産官学がデザイン戦略会議を介して連携した事業である。

■整備内容

○計画コンセプト

「地域のコミュニティをつなぐ 結のひろば」

○北工区の考え方や整備内容（次頁図における主屋、長屋門、ケヤキ広場）

・北工区では、空き家となっていた旧平野屋古民家（主屋と長屋門）を改修した。

・江戸末期または明治初期に建てられたと推測される主屋は、既存の骨組みをそのまま活かして、地域の活動や来訪者の応接に使えるコミュニティ施設として再生した。長屋門には、施設の管理機能のほか、打合せスペースや公共トイレを配置している。

・北工区は2017年7月に先行してオープンした。

○バス待合所・観光案内所の考え方や整備内容

・待合所としての機能に加え、気候やイベント等に応じた様々な利用に展開できるよう構造・環境面等から配慮し設計を行っている。

・2017年7月に先行してオープンした北工区に続き、2018年3月には富士急行のバスターミナルがオープンし、スポーツ合宿等を目的とする利用者が多く訪れている。

○南工区の考え方や整備内容（次頁図におけるみなみの広場、富士見テラス）

・南工区は周辺との空間・デザイン面で連続性を考慮しながら、地域の祭事やイベントを開催できる広場を整備した。

コンセプトや整備の特徴等整備内容について

第IV章 事例集 (国内編)

平面図・側面図・断面図等

主棟 (旧平野警察官舎の改修)  
・本館改修 (1F: 展示室、2F: 受付)  
・2F: 旧警察官舎の改修

展示棟 (旧平野警察官舎の改修)  
1F: 展示室  
2F: 旧警察官舎の改修

バス待合所 (新設)  
・バス乗降スペース  
・乗客待合スペース

あずま屋 (旧平野警察官舎の改修)  
・旧展示室  
・旧受付

みなみの広場  
・旧展示室の改修  
・旧受付の改修

平面図 (山中湖村提供)

第IV章 事例集 (国内編)

■組織体制

○事業主体: 山中湖村  
○施設運営者: 山中湖村  
(一社) エコミュージアム推進事業

○委員会: 山中湖村デザイン戦略会議 (委員長: 中井祐教授 (東京大学景観研究室))

【広場全体】

- 基本計画: (株) イー・エー・ユー
- 基本設計: (株) イー・エー・ユー  
(株) 文化財保存計画協会  
(株) アルメック VPI  
SUGAWARADAIKU 建築事務所
- デザイン監理: (株) イー・エー・ユー  
(株) 文化財保存計画協会

【北工区・南工区】

- 実施設計: (株) 馬場設計
- 施工者: 富士急建設 (株)

【バス待合所・観光案内所】

- 実施設計: SUGAWARADAIKU 建築事務所

事業に関わった  
主な関係者を記載

段階ごとの  
体制変遷図  
(読み方は次頁に記載)

| 年代                  | 段階 | 行政 (発注者)     | 受注者   | 地域関係者        | 有識者             |
|---------------------|----|--------------|---|--------------|-----------------|
| 2013年               | 1  | 山中湖村<br>企画発注 | 企画設計者<br>((株) イー・エー・ユー)<br>設計者<br>(コンサルタント等)  | 会議の開催        | デザイン戦略会議<br>有識者 |
|                     | 2  | 山中湖村<br>企画発注 | 企画設計者<br>((株) イー・エー・ユー)<br>設計者<br>(コンサルタント等)  | 会議の開催        | デザイン戦略会議<br>有識者 |
| 2016年<br>~<br>2018年 | 3  | 山中湖村<br>企画発注 | 企画設計者<br>((株) イー・エー・ユー)<br>設計者<br>(コンサルタント等)<br>施工者                                 | 会議の開催        | デザイン戦略会議<br>有識者 |
|                     | 4  | 山中湖村<br>企画発注 | 企画設計者<br>((株) イー・エー・ユー)<br>設計者<br>(コンサルタント等)<br>施工者<br>監理者<br>(一社) エコ<br>ミュージアム推進事業 | 地域関係者<br>有識者 |                 |

体制変遷図

第IV章 事例集 (国内編)

■発注方式

○基本計画時の発注方式

- (株) イー・エー・ユーにデザイン戦略会議の事務局を設け、この会議で「山中湖村主要3地区 (平野、明神、旭ヶ丘) 交差点周辺デザイン及び基本計画業務」を随意契約方式で発注した。

○平野交差点における基本設計時の発注方式

- 平野交差点に関しては、基本計画のコンセプトに基づく基本設計を実行するため、(株) イー・エー・ユーに基本設計業務を随意契約方式で発注した。

○平野交差点における実施設計の発注方式

- 実施設計は指名競争入札で地域の設計事務所 ((株) 馬場設計) に発注した。
- 防衛省の「民生安定施設事業」の補助金を得ることを意図していたことから、地域で補助金取得に向けた手続の経験が豊富な設計事務所を選定する必要があった。
- 一方で工区によって複数の実施設計者におかれており、基本設計からの一貫した全体デザインを実現し質を担保するために、デザイン監理業務を (株) イー・エー・ユーに随意契約方式で発注した (『平成27年度施行山中湖村平野交差点詳細設計デザイン監理業務委託』)。

■設計仕様

- 『平成27年度施行山中湖村平野交差点詳細設計デザイン監理業務委託』の仕様書を示す。

1. 目的

本仕様書は、山中湖村平野交差点について、昨年度成果である基本計画の成果を踏まえ、当該発注される交差点の詳細設計業務や広場、市民館の詳細設計業務等、各設計内容の確認および各種調整のデザインコントロールおよび事業マネジメントを行うこととを目的とするものである。

2. 委託業務の内容

(1) 平野交差点周辺の詳細設計に関するデザイン監理

- 別途発注しない設計がなされる平野交差点・道路の詳細設計、広場・市民館の詳細設計、新設行政舎の設計等についての、各設計内容の確認および各種調整
- 地区住民との意見交換や関係機関との協議結果等を踏まえた詳細デザイン方針および具体的なデザイン設計

(2) まちづくりの取り組みに対する支援・資料提供等

- 地区住民に対するヒアリング・情報収集
- まちづくりに関する委員会等への参加・資料提供
- エコミュージアム構想に関する取り組みとの連携および情報提供等
- 山中湖村デザイン戦略会議 (デザインWG含む) および関係機関協議等への参加・資料提供等

3. 山中湖村が行う支援

山中湖村が所有する図面、設計書及び各種資料について、業務を委託する期間において、これを無償で提供するとする。また山中湖村は、発注者が行う各種調査および交通施設・建築物の検討について、技術的なサポート体制を築くものとする。

【平成27年度施行山中湖村平野交差点詳細設計デザイン監理業務委託】仕様書の一部を抜粋 (山中湖村提供)

各段階での発注方式  
やその経緯について

設計仕様の項目では、  
仕様書も用いて解説

第IV章 事例集 (国内編)

■上位計画

○「山中湖村第4次長期総合計画 後編」

この総合計画では、第一に質の高い観光振興策を推進するとともに、第二に、回遊性を高めるための空間として「ゆいの広場ひらり」が位置する平野交差点の事業に取り掛かり、その他の主要な交差点 (明神・旭ヶ丘) においても現在デザイン協議が進んでいる。

また本計画は、防衛省への事業補助申請、地権者交渉 (借地契約等)、村議会への説明 (事業費の確保) に活用された。

地域への寄与等の  
事業効果について

■事業効果

- 整備前は空き家が目立っていたが、バスの待合所や観光案内所等が分かりやすく整備されたことや、雨天時の休憩場所が創出される等、地域住民の日常的な利便性が向上した。
- 交通上の危険性より祭事の開催場所を他へ移していたが、2019年より25年ぶりにこの場所 (ゆいの広場ひらり) で開催することができた。

■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

○実現方策A-2: 地域住民を含めて地域ビジョンを共有する

- 公共の整備計画 (ハード) から、住民の取り組み (ソフト) まで、各地区の将来像を一枚の絵で表した「デザインノート」を作成していたことで地域のビジョンが明確となり、その後の事業進捗が円滑に進められた。
- また前述のとおり、交通面での安全性が確保されたことによって25年ぶりに祭事が本来の場所で開催されている等、地域コミュニティの形成に寄与するデザインである。

○実現方策B-2: デザイン監理業務を発注する

- デザイン監理は設計・施工段階とも定例会を開催し、基本的には3者 (行政・設計者・(株) イー・エー・ユー) で行っていたが、デザインの詳細等、専門性の高い事項については設計者・(株) イー・エー・ユーの2者で協議を行っていた。これにより「協議」を1段階に引き上げ、決裁という形を取った。

上位計画の概要や事業  
との関係について

工夫や実践上の留意点を  
第II章で取り扱った実現  
方策と関連づけて記載

### （４）体制変遷図の読み方

事例内に掲載した体制変遷図の読み方は以下の通りである。

#### 1) タイトル項目について

事業に登場する関係者名（発注者、受注者、地域関係者、有識者）の定義は「本手引きについて」（P.3）に、事業段階の定義は第Ⅰ章（P.18）に記載したとおりである。

#### 2) 継続的な関与について

複数の段階で同じ主体が記載されている場合、その主体が継続して関わっていることを示している。

#### 3) 委員会等について

委員会等は薄黄色で囲っているが、行政（発注者）や受注者が参加している場合でも囲いには含まれていない。

#### 4) ワークショップ（WS）等、地域住民との合意形成の場について

受注者が参加している場合でも特に図示はしていない。

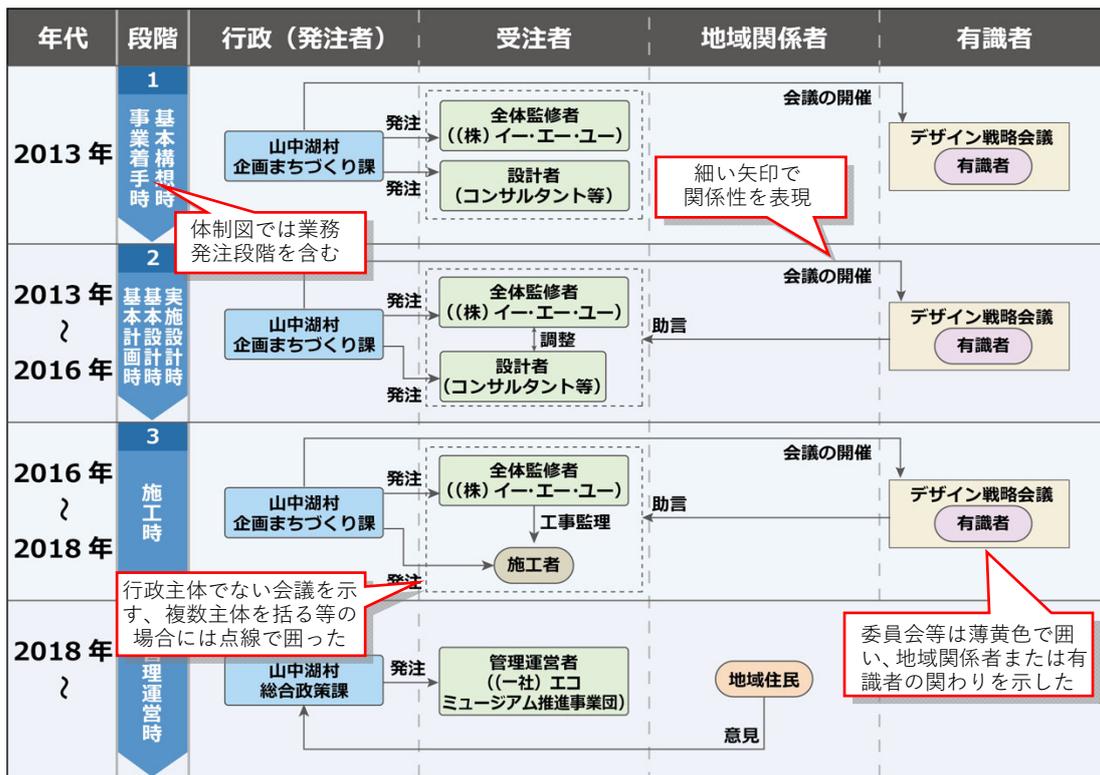
#### 5) 行政主体ではない会議等について

行政主体ではない会議を示す、複数主体を括る必要がある、等の場合には点線で囲った。

#### 6) 関係性について

細い矢印に属する文字は両者の関係性を表すが、以下に例示するように便宜上詳細かつ多岐にわたる内容を簡潔に表現している。

- ・発注：委託、再委託、請負を含む
- ・会議の開催：事務局としての参加を含む
- ・助言：立案や相談の対応を含む
- ・意見：地域関係者等の自発的な提案や、アンケート、ヒアリング調査、WS 等を通じた意見聴取を含む



体制変遷図の読み方

# 事例1. ゆいの広場ひらり

## ■施設の基本情報

立地：山梨県南都留郡山中湖村

事業主体：山中湖村

実施期間：2013年5月～2014年（構想期間）

2014年～2016年3月（設計期間）

2016年9月～2018年8月（北工区は2017年7月に供用開始）

設計費：約1,000万円（基本設計業務、建築・土木の総額）

約2,000万円（実施設計業務、建築・土木の総額）

施工費：約4億9,000万円（北工区、南工区の総額）

施設の基本情報：

□敷地面積：1,141.99㎡（北工区）

2,975.66㎡（南工区）

1,090.15㎡（バス待合所・観光案内所）

□建築面積：主屋（体験施設）木造平屋建て148.45㎡（北工区）

長屋門（管理棟）木造2階建て127.08㎡（北工区）

バス待合所・観光案内所 木造平屋建て126.27㎡（南工区）

あずま屋（多目的スペース） 木造平屋建て95.18㎡（南工区）

□主要施設（主要事業）：広場、体験施設、管理棟、バス待合所・観光案内所、多目的スペース

□主な受賞歴：都市景観大賞 都市空間部門 特別賞（2019年）



ゆいの広場ひらり（山中湖村提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・山中湖村では、「エコミュージアム」の理念に基づく地域資源の発掘・活用に向けた村民主体の活動の支援（「山中湖村エコミュージアム基本計画」）と、村の玄関口である3地区（平野、明神、旭ヶ丘）交差点をはじめとする村全体のデザイン戦略に基づく空間整備を一体的に推進する取り組みが2013年度より始められている。

※「デザイン戦略」を実現するための「デザイン戦略会議」の詳細は、第III章を参照。

- ・「エコミュージアム」とは「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発展過程を史的に探究し、自然、文化、産業遺産等を現地において保存し、育成し、展示すること」を指す。このエコミュージアムの理念を取り入れて、住民が自ら「山中湖村ならではの暮らしの魅力」を考え、まちづくりを進めるための仕組みについて整理したものが「山中湖村エコミュージアム基本計画」であり、地域のビジョンとなっている。
- ・これらの一体的な取り組みにおいて、湖畔の回遊性を高めるための事業がいくつか展開され、その中で、3地区交差点の1つである平野交差点の再整備が観光と地域の拠点という2つの機能を兼ねていたため、地域にとって重要な事業として位置づけられていた。

### ○平野交差点の整備

- ・平野交差点の整備事業では、バスターミナルの敷地及び南北の2つの古民家（敷地を含む）を一体的に改修することが計画された。改修した北側の古民家を多目的施設として活用し、南側には地域の祭事のための広場を新設、そして交差点周辺を「ゆいの広場ひらり」として一体的に整備した。
- ・山中湖村と富士急行、学識者の産官学がデザイン戦略会議を介して連携した事業である。

## ■整備内容

---

### ○計画コンセプト

「地域のコミュニティをつなぐ 結のひろば」

### ○北工区の考え方や整備内容（次頁図における主屋、長屋門、ケヤキ広場）

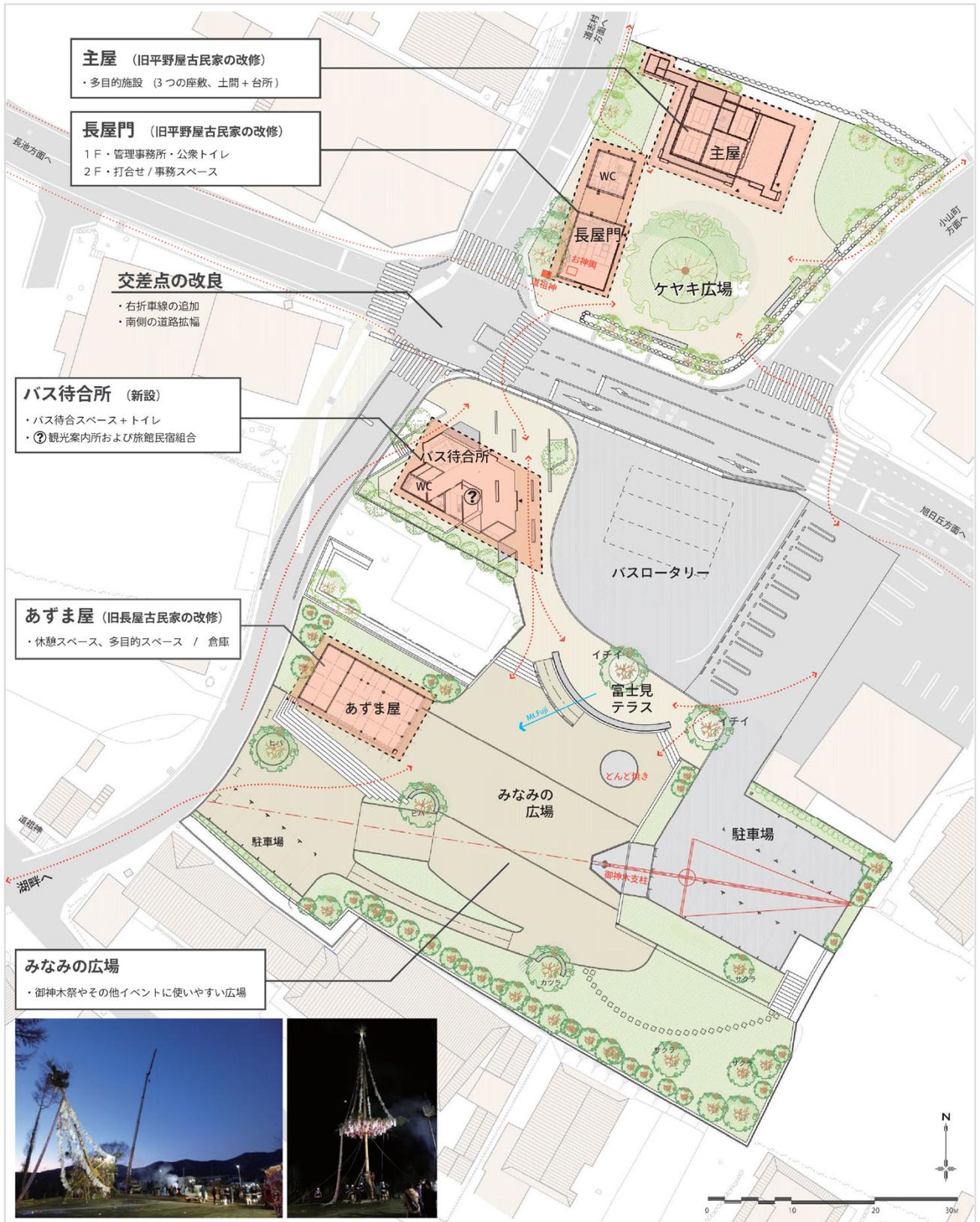
- ・北工区では、空き家となっていた旧平野屋古民家（主屋と長屋門）を改修した。
- ・江戸末期または明治初期に建てられたと推測される主屋は、既存の骨組みをそのまま活かして、地域の活動や来訪者の応接に使えるコミュニティ施設として再生した。長屋門には、施設の管理機能のほか、打合せスペースや公共トイレを配置している。
- ・北工区は2017年7月に先行してオープンした。

### ○バス待合所・観光案内所の考え方や整備内容

- ・待合所としての機能に加え、気候やイベント等に応じた様々な利用に展開できるよう構造・環境面等から配慮し設計を行っている。
- ・2017年7月に先行してオープンした北工区に続き、2018年3月には富士急行のバスターミナルがオープンし、スポーツ合宿等を目的とする利用者が多く訪れている。

### ○南工区の考え方や整備内容（次頁図におけるみなみの広場、富士見テラス）

- ・南工区は周辺との空間・デザイン面で連続性を考慮しながら、地域の祭事やイベントを開催できる広場を整備した。



平面図（山中湖村提供）

■組織体制

○事業主体：山中湖村

○施設運営者：山中湖村

（一社）エコミュージアム推進事業団

○委員会：山中湖村デザイン戦略会議（委員長：中井祐教授（東京大学景観研究室））

【広場全体】

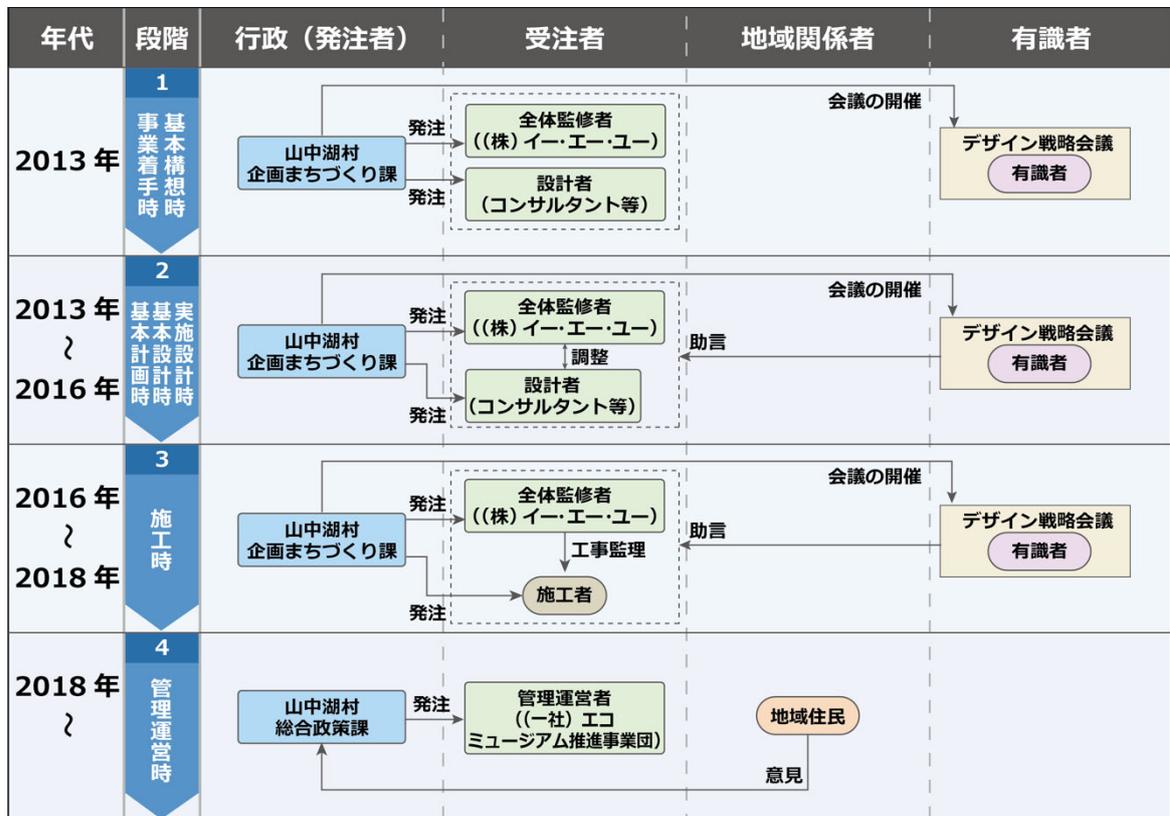
- ・基本計画：（株）イー・エー・ユー
- ・基本設計：（株）イー・エー・ユー  
（株）文化財保存計画協会  
（株）アルメック VPI  
SUGAWARADAI SUKE 建築事務所
- ・デザイン監理：（株）イー・エー・ユー  
（株）文化財保存計画協会（古民家）

【北工区・南工区】

- ・実施設計：（株）馬場設計
- ・施工者：富士急建設（株）

【バス待合所・観光案内所】

- ・実施設計：SUGAWARADAI SUKE 建築事務所



体制変遷図

## ■発注方式

### ○基本計画時の発注方式

- ・（株）イー・エー・ユーにデザイン戦略会議の事務局を発注しており、その関連で「山中湖村主要3地区（平野、明神、旭ヶ丘）交差点周辺デザイン及び基本計画業務」を随意契約方式で発注した。

### ○平野交差点における基本設計時の発注方式

- ・平野交差点に関しては、基本計画のコンセプトに基づく基本設計を実行するため、（株）イー・エー・ユーに基本設計業務を随意契約方式で発注した。

### ○平野交差点における実施設計の発注方式

- ・実施設計は指名競争入札で地域の設計事務所（（株）馬場設計）に発注した。
- ・防衛省の「民生安定施設事業」の補助金を得ることを意図していたことから、地域で補助金取得に向けた手続きの経験が豊富な設計事務所を選定する必要があった。
- ・一方で工区によって複数の実施設計者に分かれており、基本設計からの一貫した全体デザインを実現し質を担保するために、デザイン監修業務を（株）イー・エー・ユーに随意契約方式で発注した（「平成27年度施行山中湖村平野交差点詳細設計デザイン監理業務委託」）。

## ■設計仕様

- ・「平成27年度施行山中湖村平野交差点詳細設計デザイン監理業務委託」の仕様書を示す。

### 1. 目的

本仕様書は、山中湖村平野交差点について、昨年度成果である基本設計内容を踏まえたうえで、別途発注される交差点の詳細設計業務や広場・古民家の詳細設計業務等との内容調整を行うことで、整備全体のデザインコントロールおよび事業マネジメントを行うことを主たる目的とした業務委託の仕様を定めるものである。

### 2. 委託業務の内容

#### (1) 平野交差点関連の詳細設計に関するデザイン監理

- 1) 別途発注ないし検討がなされる平野交差点・道路の詳細設計、広場・古民家の詳細設計、新設待合所の設計等についての、各設計内容の確認および各種調整
- 2) 地区住民との意見交換や関係機関との協議結果等を踏まえた詳細デザイン方針および具体的なデザインの検討

#### (2) まちづくりの取り組みに対する支援・資料提供等

- 1) 地区住民に対するヒアリング・情報収集
- 2) まちづくりに関する発表会等への参加・資料提供
- 3) エコミュージアム構想に関する取り組みとの連携および情報提供等
- 4) 山中湖村デザイン戦略会議（デザインWG含む）および関係機関協議等への参加・資料提供等

### 3. 山中湖村が行う支援

山中湖村が所有する図面、設計書及び各種資料について、業務を委託する期間において、これを無償で提供するものとする。また山中湖村は、受託者が行う各種調査および交通施設・建築物の検討について、技術的なサポート体制を築くものとする。

「平成27年度試施行山中湖村平野交差点詳細設計デザイン監理業務委託」仕様書の一部を抜粋（山中湖村提供）

## ■上位計画

### ○「山中湖村第4次長期総合計画 後期基本計画」（2015年4月、山中湖村）

- ・この総合計画では、第一に質の高い景観を創出することを目指し、そのための先導的な姿勢を「山中湖村デザイン戦略会議」等を通じて示した。第二に、回遊性を高めるための空間として「ゆいの広場ひらり」が位置する平野交差点の事業に取り掛かり、その他の主要な交差点（明神・旭ヶ丘）においても現在デザイン協議が進んでいる。
- ・また本計画は、防衛省への事業補助申請、地権者交渉（借地契約等）、村議会への説明（事業費の確保）に活用された。



交差点の状況（「山中湖村第4次長期総合計画後期基本計画」（2015年4月、山中湖村）より、山中湖村提供）



交差点等進行中の事業（山中湖村提供）

## ■事業効果

- ・整備前は空き家が目立っていたが、バスの待合所や観光案内所等が分かりやすく整備されたことや、雨天時の休憩場所が創出される等、地域住民の日常的な利便性が向上した。
- ・交通上の危険性より祭事の開催場所を他へ移していたが、2019年より25年ぶりにもとの場所（ゆいの広場ひらり）で開催することができた。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

- ・公共の整備計画（ハード）から、村民の取り組み（ソフト）まで、各地区の将来像を一枚の絵で表した「デザインノート」を作成していたことで地域のビジョンが明確となり、その後の事業進捗が円滑に進められた。
- ・また前述のとおり、交通面での安全性が確保されたことによって25年ぶりに祭事が本来の場所で開催されている等、地域コミュニティの形成に寄与するデザインである。

### ○実現方策②-2：デザイン監修業務を発注する

- ・デザイン監修は設計・施工段階とも定例会を開催し、基本的には3者（行政・設計者・（株）イー・エー・ユー）で行っていたが、デザイン面の詳細等、専門性の高い事項については設計者・（株）イー・エー・ユーの2者で協議を行っていた。その上で、行政に対して協議した内容を報告し、決裁という形を取った。

## 事例2. ナギテラス

### ■施設の基本情報

立地：岡山県勝田郡奈義町

実施期間：2016年9月～（構想期間）

2017年4月～2018年3月（設計期間）

2017年9月～2018年3月（施工期間：建築）

2018年6月～2019年3月（施工期間：外構）

設計費：約2,500万円（調査測量及び設計）

施工費：約2億9,000万円

実施主体：奈義町

施設の基本情報

□主要施設：観光案内所、バス待合所、多目的スペース、レンタルオフィス、  
交流スペース、イベント展示スペース、チャレンジショップ、みんなの庭

□構造：木造

□延床面積：322㎡

屋外面積：3,250㎡

□階数：地上2階



ナギテラス（撮影：大倉英揮）

### ■事業の経緯と位置づけ

---

- ・2015年、町民等によって奈義町の将来構想を計画することを目的に「素案策定委員会」が立ち上がり、町民2000人を対象としたアンケート調査や、子育て世代から高齢者までを対象とした各種グループヒアリング等が実施され、「奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。本事業は、この総合戦略に基づく事業の一貫として実施されたものである。
- ・当該総合戦略に基づく事業としては、子育て中の母親や第2のチャレンジ世代<sup>※1</sup>を中心としたワークシェアリングを展開する「しごとスタンド」、2019年プリツカー賞受賞者の磯崎新氏の設計による奈義町現代美術館の一棟を改修しイタリアンレストランにコンバージョンした「レストラン棟」、そして、地域に新たな情報・交通・交流拠点として、またあらゆる世代の第3の居場所<sup>※2</sup>として建設した「多世代交流広場ナギテラス」等がある。
- ・ナギテラスは、町の中心部である奈義町役場のほぼ正面に位置し、基幹道路である国道沿いの民営宴会場の跡地に整備した。これは、町の中心部に新しい交流拠点を設けることで人々の流入・利用を促し、まちの衰退を食い止めること等が意図された。
- ・整備にあたっては、建築、土木、植栽、色彩等様々な有識者が連携し、周辺の風景に対して開かれた空間を整備すること、建物の中から外へ、外から中への利便性、景観、デザイン性、色彩、奈義らしさ等様々な観点から検討し、奈義の豊かな自然と景観を体現する施設となっている。

※1：「第2のチャレンジ世代」とは50～60代を指す（「奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく）。

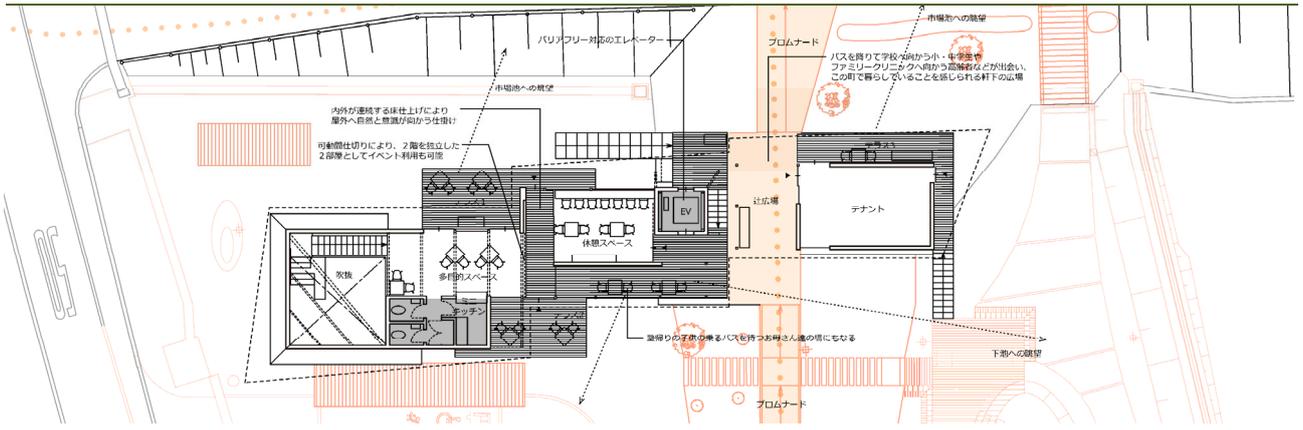
※2：「第3の居場所」とは、自宅や職場とは別にある居心地の良い場所のこと。サード・プレイスともいう。

### ■整備内容

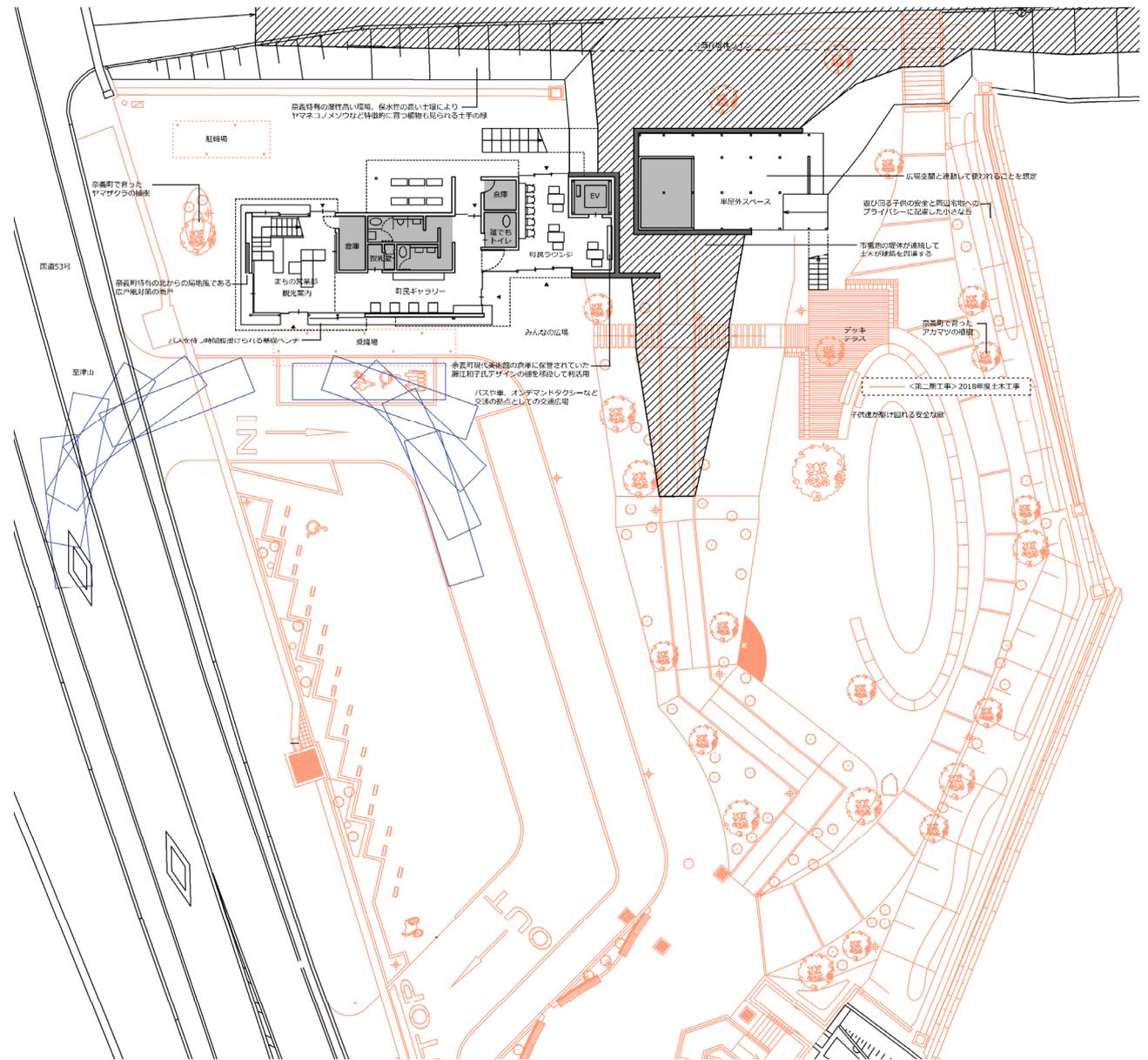
---

- ・ナギテラスは、複数の機能（観光案内所、バス待合所、多目的スペース、レンタルオフィス、交流スペース、イベント展示スペース、チャレンジショップ、みんなの庭等）を持ち合わせている。
- ・3つの小さな棟が集合した建築は、多方向に延びる屋根が特徴的な外観を持ち、「日本3大局地風」の1つとして知られる「広戸風」の強風をいなすとともに、まちの全ての方向に対して多様な見え方となる形状とした。また、多様な利用方法を想定し、スケールや形状の異なるデッキ（テラス）、室内空間が用意された現在では、現代美術館のサテライト機能も果たしている。
- ・また、「みんなの庭」と名付けられた外部空間は、町の中心エリアの回遊路となる隣接する市場池（ため池）と接続した土手がナギテラスを貫き、連続的な動線を実現するとともに、バスが発着する交通広場と広場空間を緩やかに分節する。周辺や建築との滑らかな連続性を築きつつ、まとまりの良い居場所を提供している。
- ・植栽計画では住民を交えたワークショップ（WS）等を通じて、地域の植栽に対する丁寧な調査を行い、コセ（広戸風から家屋を守る防風林）を構成するヤブツバキやケヤキ、クヌギ等の中高木、ミツマタ等の低木、土手や畔から直接移植したカキドオシ、ヤマネコノメソウ等の地被植物によって多様に構成されている。みんなの庭は、奈義の豊かな自然や風景を体感し、安らぎとくつろぎのスペースにもなっている。
- ・ナギテラスが地域住民の「場」として認識されるように、室内の壁塗りや屋外の芝張りを住民参加型のWSによって実施開催している。施設の愛称は、小学6年生を対象として、自分の気に入った場所やこの場所でのどんな気持ちになるか等をみんなで話し合うWSを行い、集めたキーワードをもとに愛称案を考え、投票によって決定した。まちと建築をつなぐ「テラス」奈義町の未来を明るく「照らす」場所としてナギテラスと名付けられた。

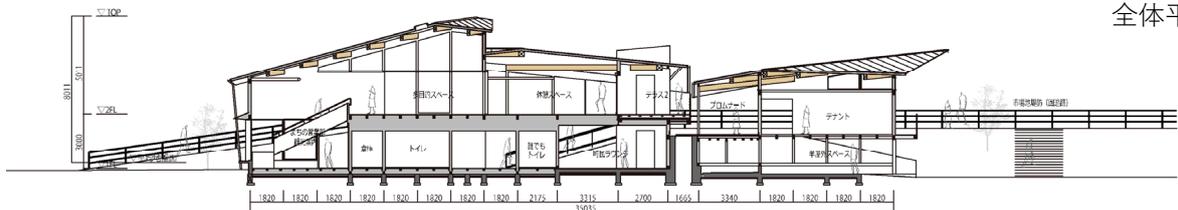
第IV章 事例集（国内編）



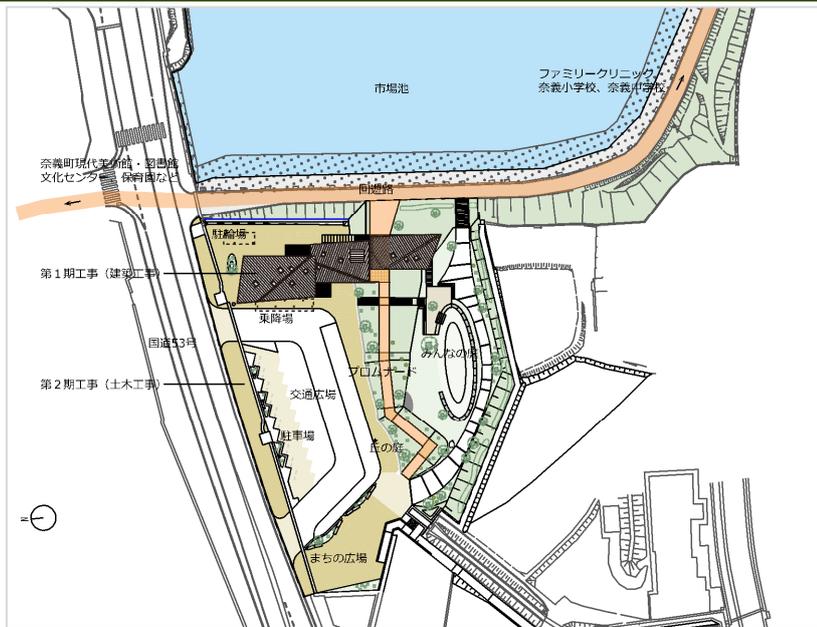
2階平面図



全体平面図



断面図（本頁の図版は全て奈義町提供）



配置図  
(奈義町提供)

■組織体制

- 事業主体：奈義町
- 施設運営者：奈義町
- 有識者：奈義町ランドデザイン統括監/星野裕司（熊本大学准教授）
- 設計者：Eureka（エウレカ）（建築設計）  
 (株) Tetor（土木・景観設計）  
 清右衛門・佐々木知幸（植栽計画）

| 年代                  | 段階         | 行政（発注者）  | 受注者  | 地域関係者                 | 有識者                   |
|---------------------|------------|--|--|-----------------------|-----------------------|
| 2016年<br>～<br>2017年 | 1<br>基本構想時 | 奈義町まちづくり戦略室<br>会議の開催<br>職員プロジェクトチーム<br>まちづくり戦略会議 | 設計者（コンサルタント等）<br>発注<br>受託発注者（地域再生推進法人）<br>指示<br>助言 |                       |                       |
| 2017年<br>～<br>2018年 | 2<br>基本設計時 | 奈義町まちづくり戦略室<br>会議の開催<br>職員プロジェクトチーム<br>まちづくり戦略会議 | 設計者（コンサルタント等）<br>発注<br>受託発注者（地域再生推進法人）<br>指示<br>助言 | 説明会の開催<br>地域住民        | 有識者（ランドデザイン統括監）<br>助言 |
| 2018年<br>～<br>2019年 | 3<br>施工時   | 奈義町まちづくり戦略室<br>会議の開催<br>職員プロジェクトチーム<br>まちづくり戦略会議 | 設計者（コンサルタント等）<br>発注<br>工事監理<br>施工者<br>指示<br>助言     | 説明会の開催<br>広報等<br>地域住民 | 有識者（ランドデザイン統括監）<br>助言 |
| 2019年<br>～          | 4<br>管理運営時 | 管理運営者 奈義町  |  | 調整<br>地域住民            |                       |

体制変遷図

※職員プロジェクトチーム：課室横断の調査及び企画を担当  
 まちづくり戦略会議：庁内における合意形成と情報共有

## ■発注方式

### ○基本計画・基本設計・実施設計・施工監理時の発注方式

- ・町から地域再生推進法人に随意契約で発注した。地域再生推進法人では、各種アンケート調査や町民WS、町プロジェクトチームと連携した構想等の策定を行い、設計、植栽計画等の各分野については、必要に応じて各事業者にも再委託契約を行った。施工については、町内の業者に対し、町から指名競争入札を行った。
- ・内閣府の地方創生拠点整備交付金を活用していたため、より迅速な事業遂行が求められる中で、地域再生推進法人との連携によって官民連携を円滑に進めることができた。

## ■設計仕様

- ・以下、設計仕様に記載は無いが、設計・施工段階での合意形成の工夫を示す。
- ・当事業を町民参加のものとするため、2016年12月から2017年5月にかけてアンケート調査や役場ロビーにおける模型の展示を通して、町民から整備する施設の機能等に関する意見や提案を求めた。加えて、事業の進捗状況等については、各段階において町民説明会や隣地・水利関係者等への説明をきめ細かく行い、町民の当施設への理解と意識の醸成を図った。
- ・植栽については、外部有識者と町内の有識者で植栽調査を行い、当施設の植栽はすべて町内に自生している植物で構成すること、また、植栽や芝貼り等は、今後も末永く町民に愛される広場となるよう「みんなの庭」と名付けて、町民による野草の移植や芝貼り等も実現している。



町民参加による設計・施工の様子  
(奈義町提供)

## ■上位計画

### ○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2015年、奈義町）

### ○「奈義町まちづくり総合計画」（2016年、奈義町）

- ・「元気な経済のあるまちづくり」を進めるために、総合計画をもとに、「タウンプライド」と「ランドデザイン」を検討している。
- ・タウンプライドとは、町の文化や歴史、自然や景観、生活環境に基づいた、町民の誇りや変わらない心のよりどころであり、町の目指す姿をまとめている。
- ・ランドデザインは、まちづくりの哲学となるタウンプライドを基に、50年後の奈義町がどのような町になっているのかを描き、「見える化」する役割を持つ。
- ・これらの哲学や計画において、「ナギテラス」が拠点として位置づけられている。

### ■事業効果

- ・ナギテラスを利用した多彩なWSや奈義町の植物を使ったクリスマスリース作り、隣接する市場池の柵塗り替えによる修景等、奈義町美しいまちづくり景観条例を制定し、景観計画を2020年4月から施行する奈義町にとって、ナギテラスは景観まちづくりの中核・シンボルを担う施設になっており、景観まちづくりの取組がまちに徐々に浸透しつつある。
- ・ナギテラスへの写真スタジオの出店や、これまで町内では見られなかった一夜限りのワインバー、グローバルカフェ等の企画イベントや、バスの待合所を整備したことで、中学校を卒業後、異なる学校へ通う高校生達にとって、ナギテラスは再会の場ともなっている。また、小中学生においては、放課後の集い場として宿題等をする風景も多々見受けられる。
- ・交通面においては、ナギテラスが町内交通の拠点となり、2路線のバス運行や乗合交通、ドアツードア等、町の公共交通の起点として主に高齢者や高校生が利用している。そうしたことで、自然と多世代での出会いや会話が生まれる仕組みとなっている。



利活用の様子（奈義町提供）

### ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

#### ○実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

- ・上位計画の項に記載した「タウンプライド」と「グランドデザイン」の策定を検討した際には、専門部会や委員会を擁する「タウンプライド協議会」を設け、ワークショップや意見交換会において地域住民と内容を逐次共有しながら協働して作り上げた。

#### ○実現方策②-3：複数の施設や事業で部局間や行政間を超える関係性を築く

- ・庁内の各部局から若手の有志で職員プロジェクトチームを立ち上げ、ナギテラス全体の使い方やデザイン、利活用のヒアリングを行うことで、職員自身のスキルアップ、地域の問題・課題発見能力の形成、町民とのコミュニケーション数の増加、そして、企画・立案したことが実際にカタチになるといったモチベーションの向上等にもつながっている。
- ・また、計画から設計まで一貫して地域再生推進法人に委託することから、公的事業としての位置づけを明確にしつつ、民間的柔軟な発想やスピード感のある事業実施が可能となっている。
- ・加えて、構想、計画、建築、外構等、各段階において模型等を展示し、町民にオープンなかたちで事業を進めることで、町民の協力体制や意見提案がしやすい方式等、町民とのコンセンサスを形成しながら事業を進めている。

## 事例3.（仮称）花畑広場・ シンボルプロムナード

### ■施設の基本情報

立地：熊本県熊本市中央区花畑町・桜町

事業主体：熊本市

実施期間：2015年～

設計費：－

施工費：－

施設の基本情報：

□面積：約 8,000 m<sup>2</sup>

□主要施設：広場

□主な受賞歴：まちなか広場賞 特別賞（2015年）

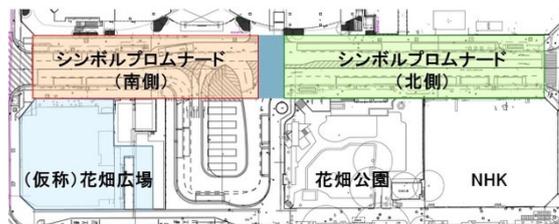


（仮称）花畑広場・シンボルプロムナード鳥瞰  
（熊本市提供）

## ■事業の経緯と位置付け

### ○経緯の概要

- ・「(仮称)花畑広場・シンボルプロムナード」は、サンロード新市街と交通センターの間に位置する、旧産業文化会館跡地に暫定整備され、2015年6月から供用を開始している。
- ・暫定整備された広場は、中心市街地の賑わい創出を目指し、「シンボルプロムナード及び花畑・辛島の両公園を含めた将来のオープンスペース」(以下、オープンスペース)の整備にあたっての意見聴取等のための実験的な取組を行うものである。
- ・実験的な取組を通して、隣接する交通センター一帯の再開発工事期間中の新たな賑わいを創出していくとともに、市民の憩いの空間としての役割を担うことが期待された。
- ・なお、使用許可にあたっての判断基準は、以下のいずれかに該当する場合である。
  - ①中心市街地の活性化に寄与すること
  - ②まちづくりの機運の醸成に資すること
  - ③広場の設置に関する意見や情報収集をすること
  - ④広場の運営または活用促進に寄与する人材の発掘または育成をすること
- ・シンボルプロムナードは、2015年10月から仮バスターミナルとして運用していたが、隣接する再開発施設内のバスターミナル開業及び仮バスターミナルの撤去に伴い、暫定整備の第Ⅱ期として、2019年9月からはシンボルプロムナードも含めた約8,000㎡を貸し出している。



貸出可能範囲（熊本市提供）

### ○桜町・花畑周辺地区の概要

- ・隣接地において民間による二つの再開発事業計画（桜町地区再開発事業、花畑地区再開発事業）が進む中、その間を通る（通称）シンボルロードを歩行者空間化するという地域住民の要望や首長の意向等を受けて、シンボルロードを歩行者空間化し、シンボルプロムナードと位置づけることとした。
- ・当該事業は2008年頃から議論があり、2012年3月策定の「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」にて具体的に公表された。
- ・また、(仮称)花畑広場部分を広場化することは、2012年11月の熊本市議会にて公表されている。

## ■整備内容

### ○広場空間の創出

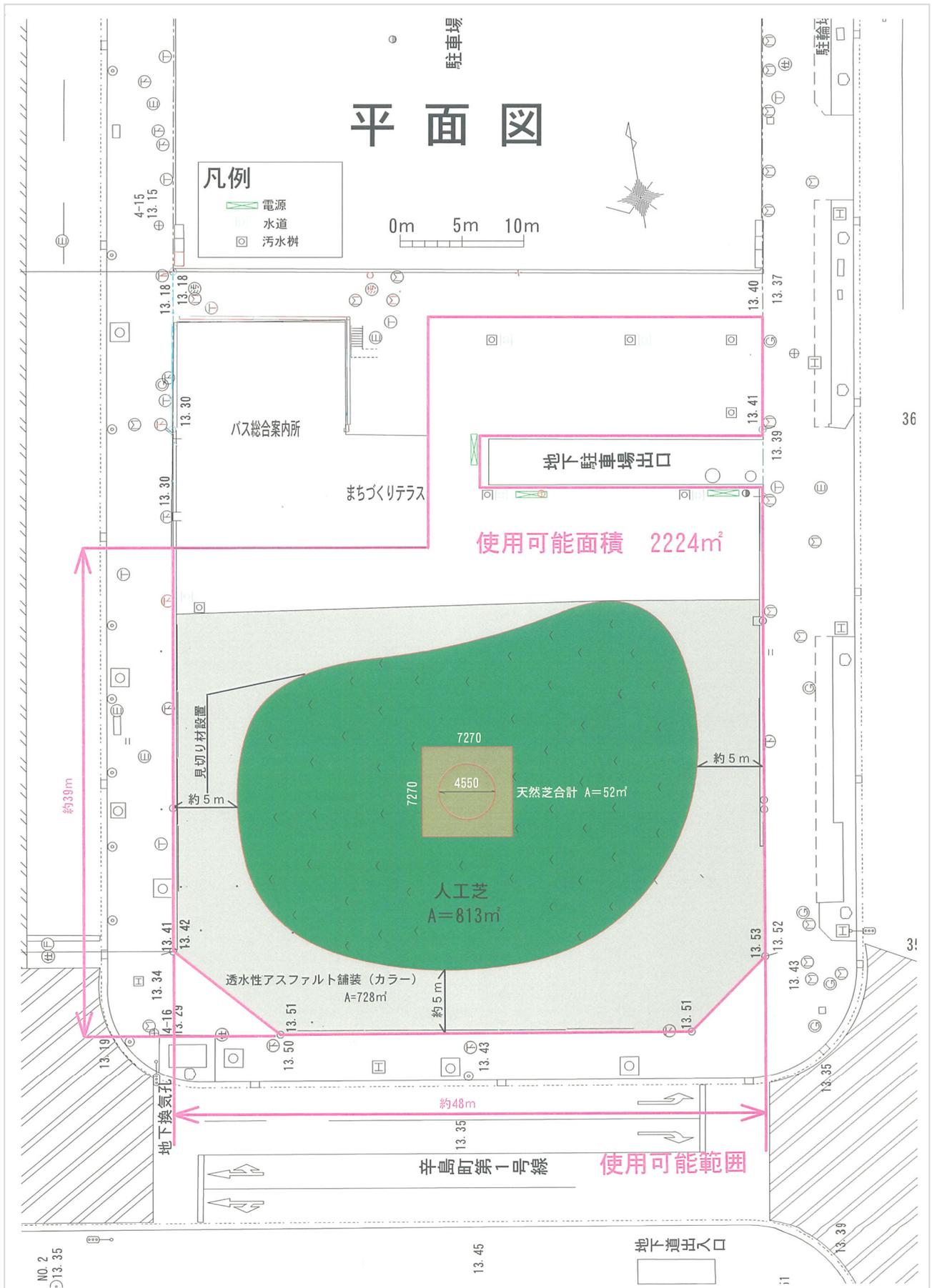
- ・暫定整備であるため大規模な整備は行っておらず、中央に人工芝を整備している。

### ○舗装

- ・舗装は透水性アスファルトであり、白色系である。

### ○設備

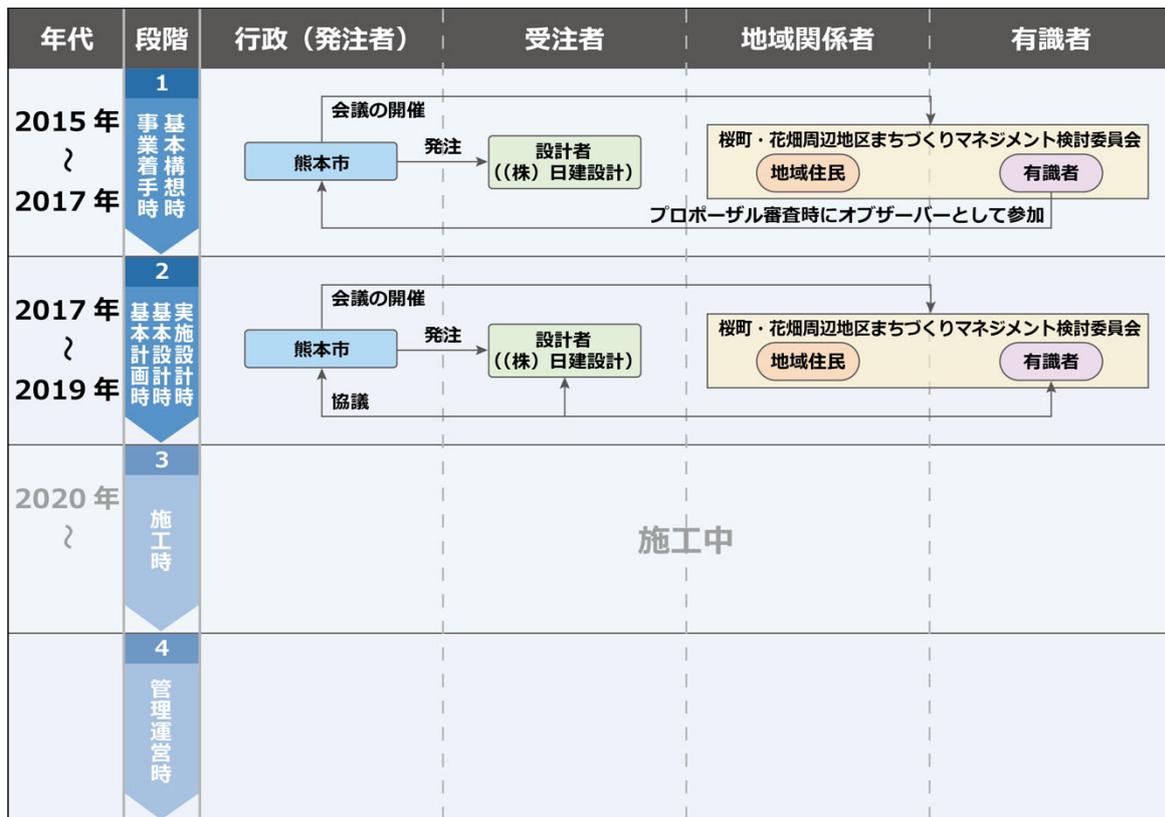
- ・給水設備5ヶ所、排水設備7ヶ所、分電盤3ヶ所（約45kVA）の利用が可能である。



(仮称) 花畑広場の平面図 (熊本市提供)

■組織体制

- 事業主体：熊本市
- 施設運営者：熊本市
- 委員会：桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会及び部会
  - ・「まちづくりマネジメント検討委員会」は有識者、関連する事業者、地元協議会、地元商業団体、市民、行政関係者からなる。
  - ・委員会は年に2回程度開催される。整備・デザインに関する作業部会は月に2回程度である。



体制変遷図  
(図はオープンスペースの整備に関する変遷を示す)

■発注方式

○基本設計時の発注方式

- ・オープンスペースの基本設計の発注はプロポーザル方式で行った。

○詳細設計時の発注方式

- ・オープンスペースの実施設計の発注は総合評価方式で行った。

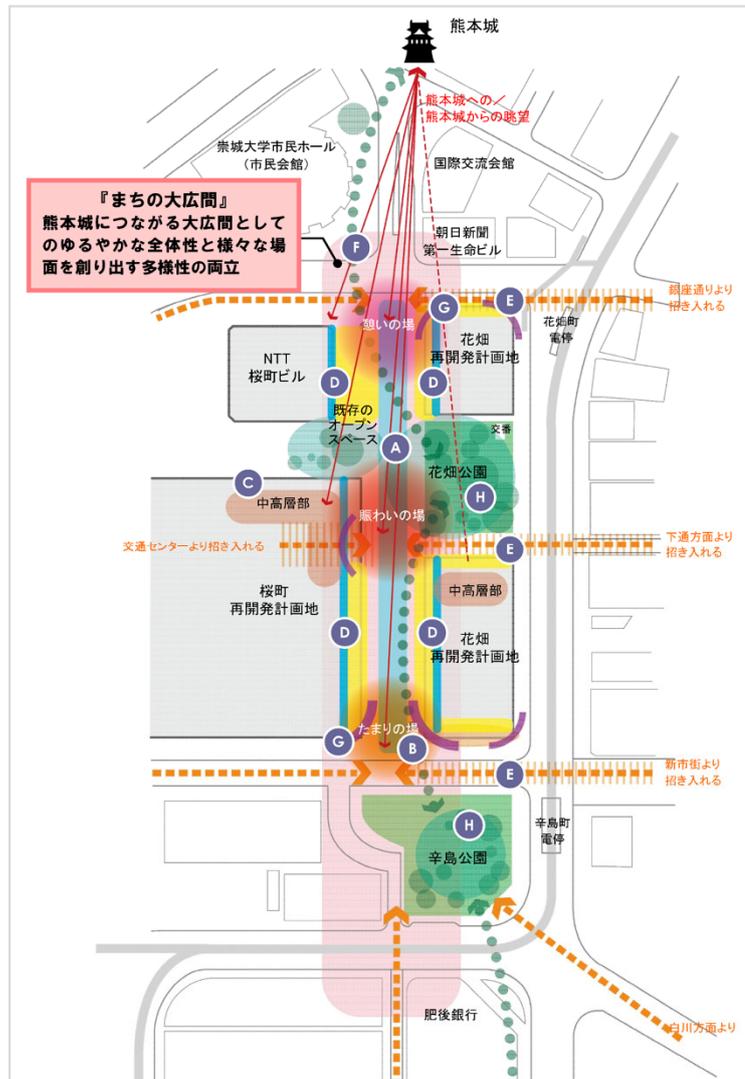
■設計仕様

- ・暫定広場自体の設計は熊本市が直営で実施している。

■関連事業

○シンボルプロムナード構想

- ・熊本市は、2012年4月の政令指定都市の移行を契機に、九州・東アジアの交流拠点都市としてより一層の成長を図ることによって、国内外から「選ばれる都市」となることを目指している。
- ・そのような中、熊本城の本格復元による入場者数の増加や、2011年3月にオープンした桜の馬場・城彩苑が賑わいを見せる一方、中心市街地では歩行者通行量が減少傾向にあり、熊本城周辺の回遊性の向上が重要な課題となっていた。
- ・このため、桜町・花畑周辺地区の通称シンボルロードを大規模な全面歩行者空間とすることを決定し、この歩行者空間に面した民地内のセミパブリック空間と合わせて「人が主役のシンボルプロムナード」として位置づけることにより、市民や観光客が歩くことを楽しめる空間として賑わいの創出や回遊性の向上を進めていくこととした。



空間・景観デザインの考え方  
 (「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」より、熊本市提供)

## ■上位計画

---

### ○「熊本市総合計画」（2016年、熊本市）

### ○「熊本市都市マスタープラン」（2016年、熊本市）

### ○「熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）」（2017年、熊本市）

- ・総合計画や都市マスタープランに本事業を位置づけることにより、事業化や庁内合意形成が容易となり、市有地の有効な利活用を行うことができた。
- ・また中心市街地活性化基本計画により、社会資本整備総合交付金の拡充対象となっている。

## ■事業効果

---

### ○賑わいの継続的発現

- ・暫定利用ではあるが、早期に供用を開始したことで、周辺が再開発等による工事期間中であっても新たな賑わいが創出されている。
- ・本事業担当者は「利用者が増えて、新しくまちなかにオープンスペースが生まれた際の使い方を体感できている」と考えており、利用者のアクティビティが盛んになっている様子を感じ取っている。

### ○災害時の活用

- ・熊本地震に際しては、辛島公園含め、プレハブやテントを建ててボランティアセンターを設けてボランティアの受け入れを行う場所として利用された。このため、事業担当者曰く「周辺から多くの人が避難してきて、都心部にオープンスペースがある利点があった」ことが実感された。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

---

### ○ポイント③－3：能力の高い計画・設計者を見極める目利きを確保する

- ・オープンスペースの基本設計の委託業者選定のためのプロポーザル選定委員会は市の職員のみで構成されていたが、オブザーバーとして田中智之氏（熊本大学教授）、星野裕司氏（熊本大学准教授）からも意見を聴取した。

### ○ポイント③－4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する

- ・暫定供用を行うことにより、広場の管理運営のノウハウが蓄積され、憩いや賑わいの場を創出するために必要なこと等オープンスペース全体の空間の質について議論することが可能となった。
- ・現在の（仮称）花畑広場部分に天然芝を敷く計画があったが、イベント等による利用が多く見込まれるため、維持管理の面を勘案して人工芝や石張りが採用された。一方で、「憩い」や「くつろぎ」をコンセプトとしたアクティビティの創出を見込んでいる辛島公園には、天然芝を敷くことを予定している。

## 事例4. 富山市まちなか賑わい広場 「グランドプラザ」

### ■施設の基本情報

立地：富山県富山市総曲輪

事業主体：富山市

実施期間：1992年～2004年（構想期間）

2004年～2005年（設計期間）

2006年3月～2007年8月（施工期間）

設計費：約700万円（委員会運營業務）

約800万円（基本設計業務）

約5,100万円（実施設計業務）

約1,800万円（工事監理業務）

施工費：約14億4,000万円

施設の基本情報：

□敷地面積：約1,400㎡（約21m×約65m）

□主要用途：屋根付き多目的広場

□主体構造：鉄骨造

□階数：地上1階

□設備：大型映像装置、可動式舞台（床下収納庫）、電気、通信、給排水設備、モバイルグリーン

□備品：イス、テーブル、照明、音響 他

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 奨励賞（2017年）

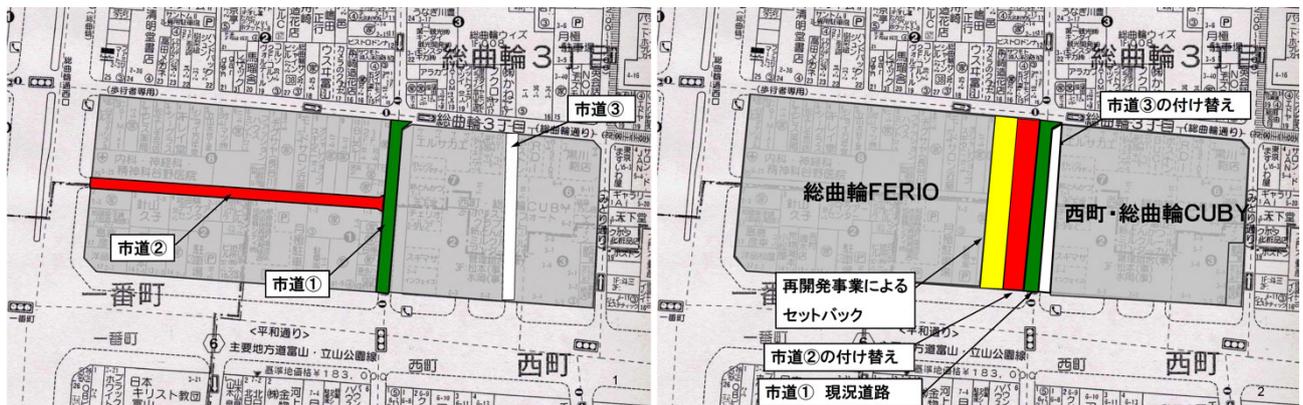


富山市まちなか賑わい広場「グランドプラザ」  
(富山市提供)

## ■事業の経緯や位置づけ

### ○地域のビジョンにおける事業の位置づけ

- ・市では「中心市街地活性化基本計画」に基づき、まちの賑わいを一体的に創出するため、「賑わいを呼ぶ空間整備」事業における1つの取組としてグランドプラザ整備事業を位置づけた。
- ・市の主要な商店街であった総曲輪通り商店街に隣接して、2つの再開発事業（立体駐車場及び商業施設）が計画されており、両地区の間に創出される空間を活用して、市民が集まる街のセンターを整備する取組が始まった。
- ・当初は隣接する商業施設のバックヤードとして活用される予定であったが、「富山の気候風土に適した屋根付きの広場として使用するほうが望ましい」という富山市長及び助役の発意により広場へ構想が変更された。



当初の構想（左図）と変更後の構想（右図）（富山市提供）

### ○委員会の設立や運営

- ・計画・設計時には、市民も参加する「グランドプラザ活用委員会」が2004年に設置され、適切な運営に寄与する計画・設計に関するアドバイスを行っている。
- ・完成から2年半の市直営での管理を経て、2010年度からは指定管理者が管理を行っている。

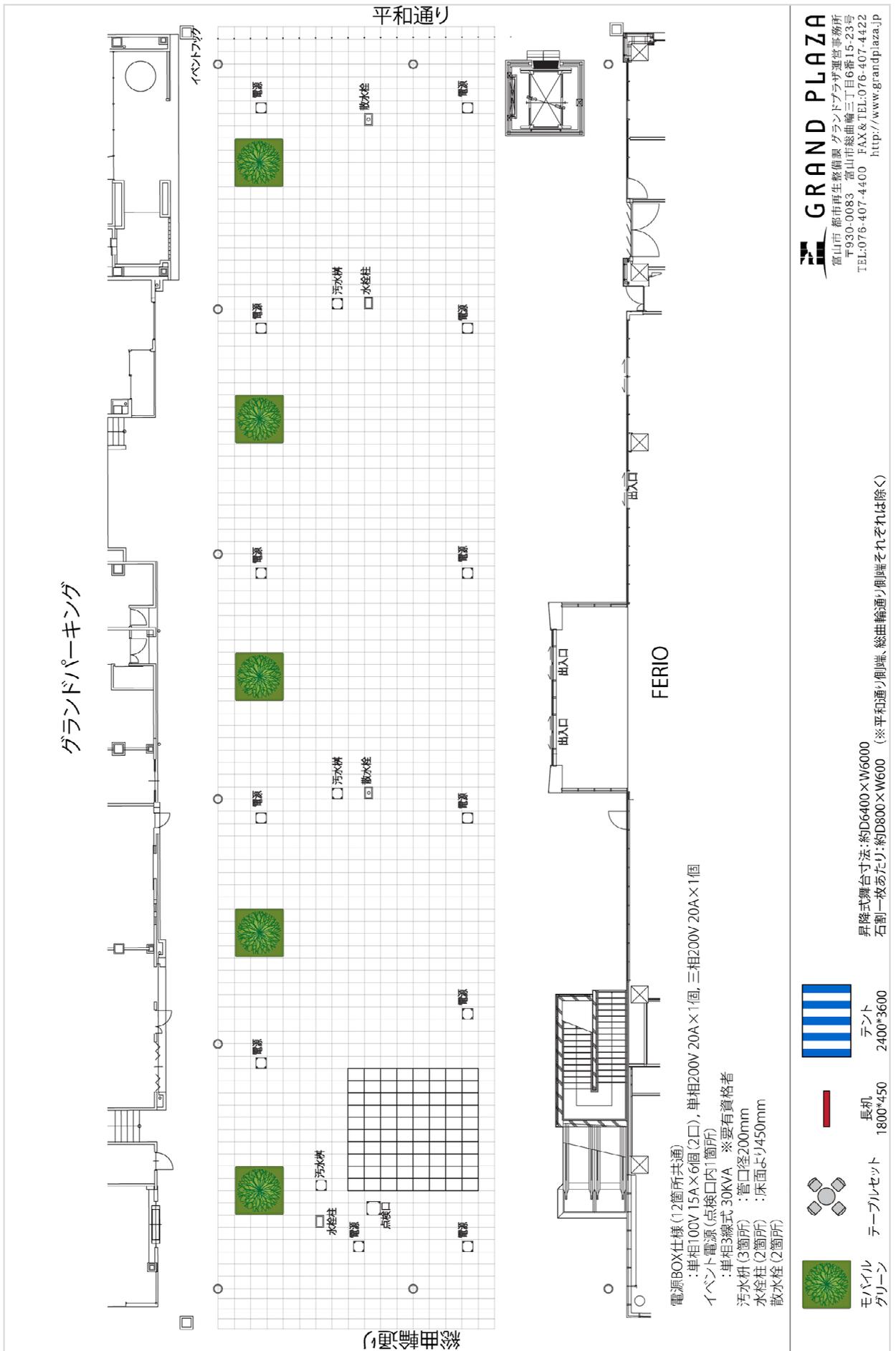
## ■整備内容

### ○屋根付き広場の特徴

- ・建物にかかる荷重を隣接する商業施設に分散させることにより、柱、梁などの構造体が軽快なものとなり、そのことがガラス張りの解放的なイメージをより際立たせ、立ち入りやすい印象を与えている。
- ・また、屋根がかかっているながら壁面の換気・通風が充分確保されているため、屋外に近い環境となっている。

### ○プログラムを想定した設備機器

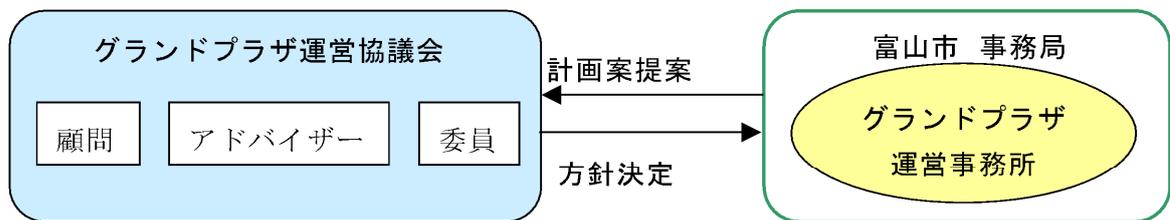
- ・主に以下に示すような設備を設置することにより、様々なイベントに合わせた空間形成を可能とした。
- ・277インチの大型LEDディスプレイを正面に設置。
- ・無機質な空間に緑を演出するため、「モバイルグリーン」という容易に移動可能な樹木を5基設置。
- ・倉庫兼用の昇降式舞台、12ヶ所の電源ボックス、3ヶ所の汚水枘、4ヶ所の給水栓を床下に設置。



グランドプラザ基本配置図 (富山市提供)

■組織体制

- 事業主体：富山市
- 施設運営者：指定管理（（株）富山市民プラザ）
  - ・グランドプラザは、市街地再開発事業区域内の「市道」を1ヶ所に集約した土地であるため、道路法、道路交通法等の範囲内での使用に制限されることから、市道の用途を廃止し広場条例にて管理している。
- 委員会：グランドプラザ活用委員会
  - ・「グランドプラザ活用委員会」は、管理運営時にも「グランドプラザ運営委員会」へと名称を変更しながら継続して設置され、運営の方針等を確認・検討している。
- 設計者：（株）日本設計



|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 運営協議会の目的 | グランドプラザが富山のまちなかの賑わい拠点として有効に活用させること |
| 運営協議会の役割 | グランドプラザの運営方針の決定と運営計画の承認            |

委員会の位置づけや目的（第1回運営協議会（2007年9月）資料より、富山市提供）

| 年代                  | 段階               | 行政（発注者）                                       | 受注者   | 地域関係者  | 有識者 |
|---------------------|------------------|---|---|--|-----|
| 1992年<br>～<br>2004年 | 1<br>基本構想<br>着手時 | 会議の開催<br>富山市都市整備部<br>都市再生整備課                  | 発注<br>設計者<br>((株)日本設計)                        | グランドプラザ活用委員会<br>地域住民   | 有識者 |
| 2004年<br>～<br>2006年 | 2<br>基本設計<br>計画時 | 会議の開催<br>富山市都市整備部<br>都市再生整備課                  | 発注<br>設計者<br>((株)日本設計)                        | グランドプラザ活用委員会<br>地域住民   | 有識者 |
| 2006年<br>～<br>2007年 | 3<br>施工時         | 会議の開催<br>富山市都市整備部<br>都市再生整備課                  | 発注<br>設計者<br>((株)日本設計)<br>↓ 工事監理<br>発注<br>施工者 | グランドプラザ活用委員会<br>地域住民   | 有識者 |
| 2007年<br>～          | 4<br>管理運営時       | 会議の開催<br>管理運営者（～2009年）<br>富山市都市整備部<br>都市再生整備課 | 発注<br>指定管理者<br>(2010年～)                       | グランドプラザ運営協議会（～2008年）<br>地域住民<br>↑ イベント支援<br>イベント企画者<br>(NPO法人) | 有識者 |

体制変遷図

## ■発注方式

- ・「グランドプラザ基本設計業務」として、プロポーザル方式にて発注された。

## ■設計仕様

- ・設計業務発注時に、グランドプラザ活用委員会により検討されたプログラムと、設計業務との連携が提出要領にて下図のように明示された。

### （仮称）グランドプラザ基本設計業務の概要並びに 同業務に係わる技術提案書等の提出要領

#### I （仮称）グランドプラザの基本設計業務

##### 1. 業務概要

###### 1) 必要性

富山市の総曲輪地区においては、大型商業施設や専門店などが集積する魅力ある拠点づくり並びに集客の基盤となる駐車場の整備を目指して、2つの市街地再開発事業を進めており、これらの整備効果を高めるために、両再開発事業の間に位置する公共空間（以下、「（仮称）グランドプラザ」という。）の賑わいの創出を目指し、多くの人が魅力を感じる整備のあり方等を検討しています。

これを実現するためには優れた建築空間を創造することが極めて重要であり、これを達成しうる設計者を登用することが必要と認識されています。

###### 2) 業務内容

（仮称）グランドプラザ基本計画書を踏まえて、（仮称）グランドプラザの広場並びに屋根の意匠、構造、設備に関する基本設計を行います。

###### 3) 検討体制

（仮称）グランドプラザの基本計画策定に係わり（仮称）グランドプラザ活用委員会が設置されています。また、その下部組織として同デザイン部会が設置されています。基本設計業務はこのデザイン部会への出席、意見交換を重ねながら具体化していくものとなります。

また、必要に応じて活用委員会にも出席するものとします。

##### ■ 部会の構成メンバー

部会長：森 俊偉（金沢工業大学教授）

委員：島倉敏彦（西町商店街振興組合理事長）

委員：松井健資（総曲輪商盛会理事長）

委員：柳井雅也（富山大学教授）

委員：望月明彦（富山市助役）

顧問：加藤 源（（株）日本都市総合研究所代表取締役）

##### 2. 履行期限

履行期限は、平成16年12月初旬～平成17年3月中旬を予定しています。

「（仮称）グランドプラザ基本設計業務の概要並びに同業務に係わる技術提案書等の提出要領」より（富山市提供）

## ■上位計画

### ○「中心市街地活性化基本計画」（1999年、富山市）

- ・ グランドプラザ整備運営事業は、当時の「中心市街地活性化基本計画」における「賑わいを呼ぶ空間整備」事業における1つの取組であった。

## ■事業効果

### ○利活用の状況や交通体系との連携

- ・ 2009年12月に、市内電車環状線「セントラム」が開業し「グランドプラザ前」電停が設置されたことにより、多くの利活用や賑わいが創出されてきた。
- ・ 整備後10年以上が経過するが、年間100以上（稼働率：休日100%、平日89.5%（2018年度実績））の様々なイベントが開催されている。
- ・ またグランドプラザ前では、施設完成前に比べて2倍程度の歩行者数を維持している。



グランドプラザの利活用の様子  
（富山市提供）

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○ポイント⑥-2：改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する

- ・ 基本設計業務の発注前の段階で、利活用が先行して検討され、また運営に関する委員会も設立されたことにより、設計における要件が明確となった。
- ・ 当初、「グランドプラザ」の空間は隣接する商業施設のバックヤードとして整備することが検討されていた。しかし、市長及び助役の発意で広場空間として整備する案へと変更され、その際の地域のビジョンや事業目的が明快であったことにより利活用を重視したデザイン及び委員会の継続へと繋がった。

## 事例5. 西仲橋

### ■施設の基本情報

立地：東京都中央区月島

事業主体：中央区

実施期間：2008年～（構想期間・当初設計期間）

2011年5月～2011年12月（修正設計期間）

2011年6月～2014年3月（施工期間）

設計費：約3,300万円

施工費：約7億9,000万円

施設の基本情報：

□橋長：39.7m（取付道路延長：約115m（勝どき側）、約25m（月島側））

□全幅：13.5m（取付道路幅員：12.5m）

□構造：鋼単純合成床版橋

□その他施設：ベンチ、旧西仲橋木杭展示、説明サイン

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 優秀賞（2017年）



西仲橋の夜景（中央区提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・西仲橋は東京都中央区の月島川に架かる橋長約 40m の橋梁である。もんじゃストリートとして有名な月島西仲通り商店街と、近年再開発が著しい勝どき地区を結ぶ街路に位置し、周辺には月島川沿いの桜並木や石積護岸等、歴史を感じさせる風景が残り、小規模な橋ではあるが区民の生活動線上、重要な橋であった。
- ・旧西仲橋は、昭和 30 年代に架け替えられ、その後、床板改修や高欄等の修景工事が行われた。今回、区の長寿命化修繕計画や歩行環境の改善のための架け替えを実施することになり、架け替えに際しては最新の耐震基準のもと、防災性の向上を図ることとなった。

### ○橋梁計画

- ・本橋梁は、月島川沿いの桜並木や石積護岸等、歴史的な風景等の中心に位置し、この地区を象徴する橋梁であったため、有識者を委員長とした西仲橋景観意匠検討委員会が立ち上がり、設計チームとともに、橋梁と周辺空間との一体的なデザイン検討が行われた。具体的には、隣接する月島地区と勝どき地区を繋ぐ西仲橋により、人々の利用を促し、賑わいの創出を目指した。
- ・一方、景観検討は 2011 年 8 月から 12 月にかけて実施されたことに対して、本橋梁の工事は同年 6 月より開始されていたため、当初設計の上部工の重量を超えない範囲での検討が求められた。
- ・また、橋下の航路限界高と周辺地盤のレベルから縦断勾配が急であるという歩行上の課題や添架される水道管が橋梁の構造上、主桁の外側に露出しており外景観からの見え方が課題として挙げられていた。

## ■整備内容

---

### ○デザインコンセプト

- ・再開発等により急速に風景が変貌している月島・勝どき地区の現状を踏まえ、地域の歴史継承や地区の核となる川による空間の創出を目指し、①地区の歴史や文化の継承、②月島川の魅力と水辺への回遊性の向上、③佇みたくなる空間の創出をコンセプトとした。

### ○橋梁側面のデザイン

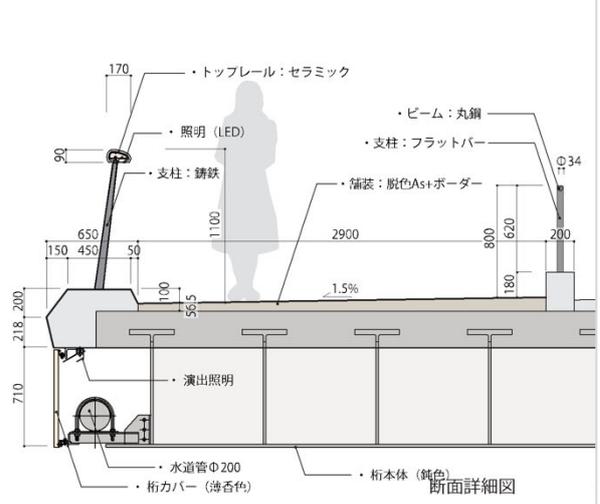
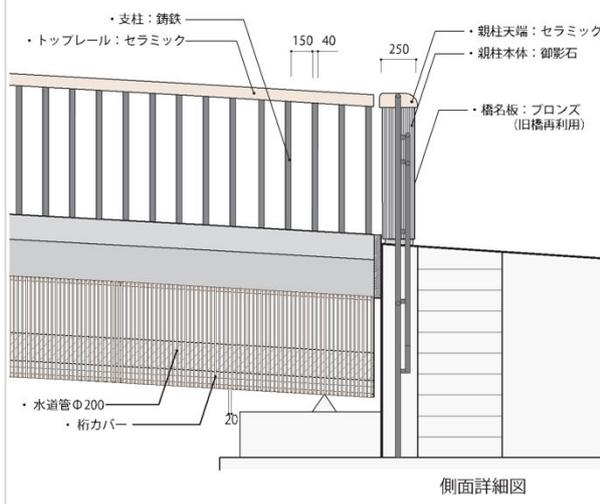
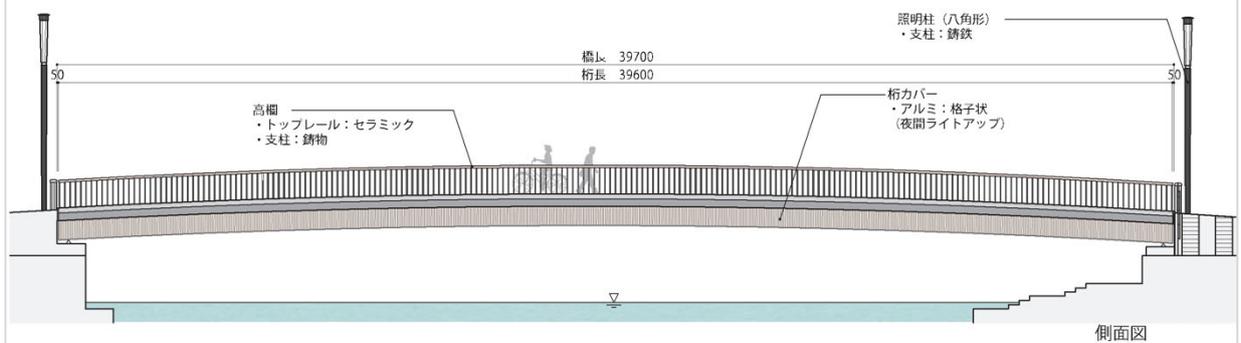
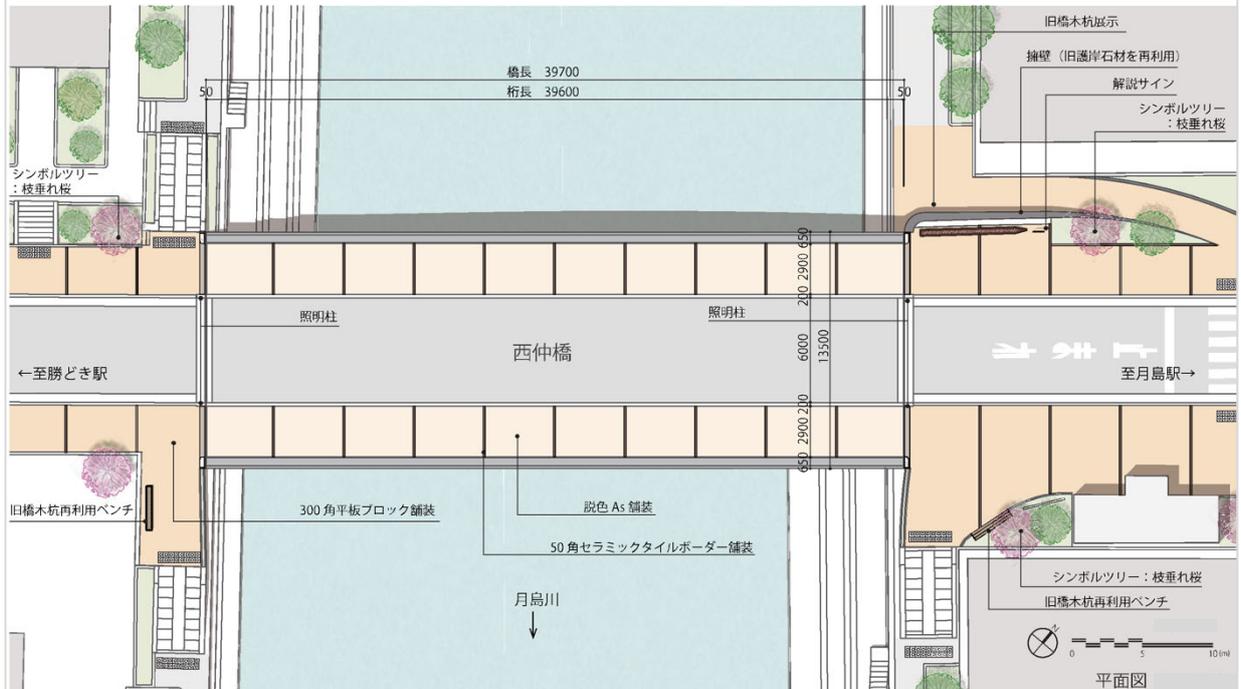
- ・上部工の詳細設計では水道管を主桁の外側面に添架する設計条件ではあったが、縦断勾配や桁配置の微修正による線形の工夫と露出配管としていた水道管を桁カバーで隠すことにより、橋梁側面の多様な見え方を生み出すデザインとした。

### ○橋上空間のデザイン

- ・橋から望む月島川の眺めを活かすため、橋上に佇める空間の創出を目指した。具体的には橋を外側から見たときに縦格子状の桁カバーと調和する繊細なバラストタイプの高欄を選定し、そのトップレールには暖かみがあり手触りの良いセラミック、支柱には鋳物を採用し、柔らかいイメージを醸し出した。さらに、落ち着いた色彩の歩道舗装（脱色アスファルト舗装）との組み合わせにより、その場所にいつまでも居たいという心地よさが感じられる空間とした。

### ○歴史を継承するデザイン

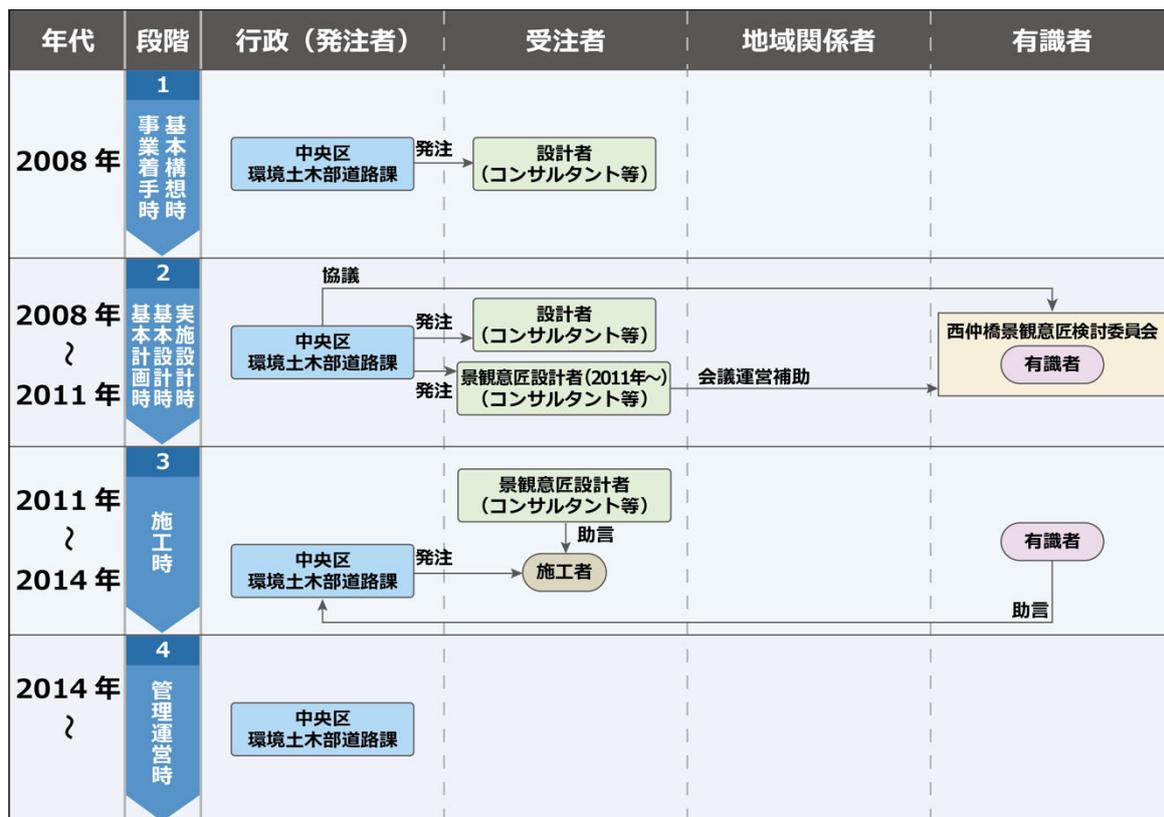
- ・旧西仲橋の橋台と橋脚の杭に使用されていた米松の杭は、丁寧に撤去し、状態の良いものは防腐処理後ベンチ等に使用すると共に、石積護岸については擁壁として再利用することで、西仲橋や月島川等の周辺地域の歴史を再現した。



平面図・側面図等 (中央区提供)

■組織体制

- 事業主体：中央区
- 施設運営者：中央区
- 委員会：西仲橋景観意匠検討委員会（委員長：二井昭佳（国土館大学教授））
- 設計者：
  - ・景観意匠設計（橋梁、橋詰、接続道路）：（株）エイト日本技術開発  
（株）イー・エー・ユー（協力者）
  - ・橋梁本体詳細設計：（株）建設技術研究所（当初）



体制変遷図

## ■発注方式

---

- ・中央区からの指名競争入札による発注を受け、西仲橋のデザインは、(株)エイト日本技術開発と(株)イー・エー・ユーが担当し、2011年から2012年にかけて詳細設計を行った。
- ・下部工の詳細設計終了後、西仲橋景観意匠検討委員会が設置され検討が行われた。2011年8月から12月にかけて3回の委員会と1回のWGが行われた。

## ■設計仕様

---

設計業務における特記仕様書の一部を以下に示す。

### ○委託の目的

- ・「西仲橋架替工事による特別区道中月第805号線の良好な歩行、走行環境の実現に向けた調査・検討を行うとともに、月島川の周辺景観と調和する橋梁意匠や街路デザイン、水辺景観の形成について検討する。併せて、舗装、橋梁付属物、取付道路、緑地帯、護岸（橋梁接続部）、テラス（階段部等）その他関連施設の詳細設計を行うもの」とされていた。

### ○景観意匠設計（検討・設計内容）

- ・「西仲橋の架橋位置は、隅田川と朝潮運河を結ぶ月島川上で、月島地域の中心、西仲通りの延長にあり街のシンボリックな橋梁である。このことから月島川を主軸とした街と調和した橋梁意匠について検討するとともに、舗装、橋梁付属物（高欄、横断防止柵、橋梁灯、景観照明、親柱等）についても、色や形状を含め具体的に検討・設計を行う」こととされていた。
- ・「舗装材選定に際しては、バリアフリーの観点から滑りやすさ、素材感等について十分な検討」が求められ、「橋梁灯の検討においては、周辺道路の照度等を調査し、計画に反映させ照度分布図を作成する」こととされていた。
- ・また、「緑地帯（緑地帯付属物含）テラス階段やその周辺（付属物含）及び都営勝どきアパート1号棟、5号棟の階段、植栽、通路、仮設歩道橋設置部等についても位置、形状及び設置物を具体的に検討・設計を行う」こととなっていた。

## ■上位計画

### ○「中央区橋梁長寿命化修繕計画」（2004年3月）

- ・本計画に西仲橋は耐震性の向上と歩行環境の改善が必要と位置づけられていた。

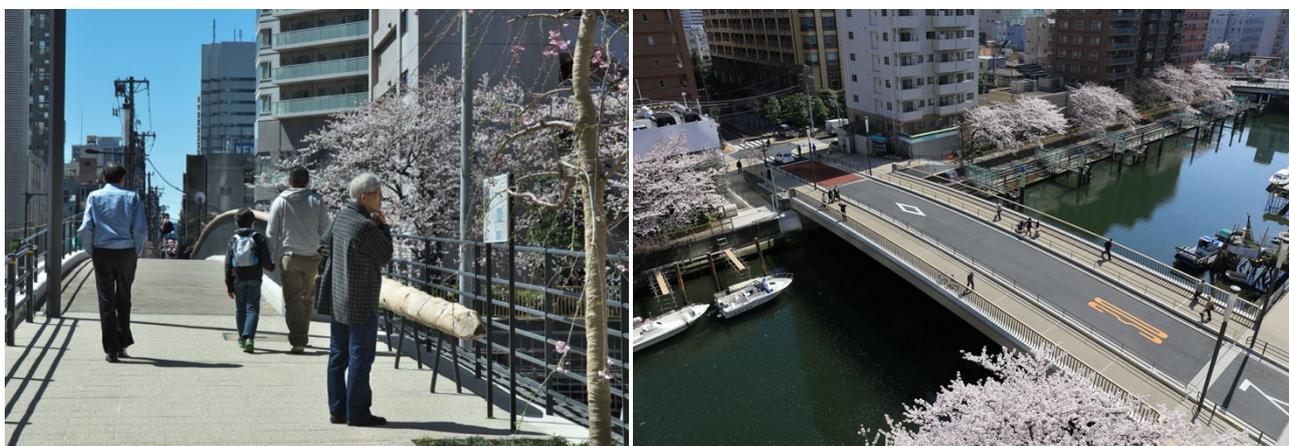
## ■事業効果

### ○橋梁整備後の周辺への影響

- ・竣工後、西仲橋に隣接する都営住宅や橋台沿いにはシダレザクラが植えられ、月島川の桜並木と調和する空間が創出されている。

### ○取付道路

- ・取付道路についても、舗装や道路付属物等に橋梁上と同様のデザインを採用することで、街路の景観性を高めると共に、地域の回遊性を向上させることに貢献している。



取付道路及び鳥瞰（中央区提供）

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策⑤-1：施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する

- ・区の担当者や設計・施工チームが密に連絡を取り、色彩検討会や室内及び現地のライトアップの検証実験など継続的な協議の上で進められたことが特徴である。
- ・橋と桜並木の美しい月島川との繋がりや、旧西仲橋の素材を転用したベンチの橋詰広場への設置等、地域の歴史を可視化することで、橋の上で佇めることや、様々な人で賑わうことが可能な空間となっている。
- ・全体デザイン検討では内容に応じて模型やモックアップを用いて検討を行った。



モックアップによる照明検討の様子  
（中央区提供）

## 事例6. 女川駅前レンガみち周辺地区

### ■施設の基本情報

立地：宮城県牡鹿郡女川町

事業主体：女川町・（独法）都市再生機構（UR 都市機構）

実施期間：2013年～（構想期間）

2013年4月～2015年3月（設計期間）

2013年4月～2016年12月（施工期間）

設計費：－

施工費：約28億円（レンガみちを構成する施設の設計・施工等に関わる総事業費）

施設の基本情報：

□規模：地区総面積 約7.0ha

駅前広場（面積約900㎡）

プロムナード「レンガみち」（幅員15m、延長170m）

□主要施設：シーパルピア女川（5,200㎡）

地元市場ハマテラス（4,300㎡）

女川町まちなか交流館（2,800㎡）

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 最優秀賞（2019年）

グッドデザイン賞（2018年）



女川駅前レンガみち周辺地区の鳥瞰  
（女川町提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○地域のビジョンにおける事業の位置づけ

- ・東日本大震災による被災1ヶ月後に設立された民間組織「女川町復興連絡協議会」は、町の新たな将来像「海を眺めてくらすまち」を描いた。
- ・2013年6月、2年後にせまった女川駅開業と「まちびらき」に向けて、駅前にぎわい拠点に立地する業種や歩行者プロムナード、区画道路の整備方針等を検討するために、町内の商業事業者が中心となって「女川町中心市街地商業エリア復興協議会」を設立した。

### ○女川町復興まちづくりデザイン会議の発足

- ・女川町役場は、整備に関する計画意図やエンドユーザーとなる町民の想いを吸収し、それを設計に反映させるための場として「女川町復興まちづくりデザイン会議（以下、デザイン会議）」を発足させ、この場での議論を踏まえた設計が反映される仕組みを整えた。
- ・「女川町中心市街地商業エリア復興協議会」で先進事例の視察やワークショップを開催した上で、デザイン会議を経てプロムナードへの導入機能を方向づけした。その結果、①プロムナードを歩行者専用空間とすること、②プロムナードをレンガ等の固い舗装とすること、③魅力的な夜の景観を演出すること、④震災前の町割りを踏襲した区画道路の線形を採用すること等が決定された。
- ・その後もデザイン会議では、町長や行政職員、施工者、デザイナー、町民が一同に会し、オープンな場でまちのデザインについて議論した。また、技術的・専門的な課題を解決するための議論を深めるため、デザイン会議の下部組織として検討部会を組織し、集中的に議論を進めた。デザイン会議は、2013年度は16回、2014年度は11回開催された。

## ■整備内容

---

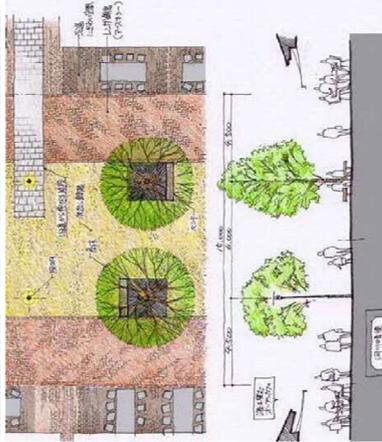
- ・当地区には、女川町の中心的な商業・業務機能、交流機能、公共施設が集約された。これらの施設の価値を最大限に発揮し、にぎわいを創出するための仕掛けとして、モニュメンタルな女川駅と駅前広場を起点に、女川を象徴する海へ向かってまっすぐに伸びたシンボル・プロムナード「レンガみち」がデザインされた。
- ・この沿道にテナント型商店街「シーパルピア女川」、まちの居間となる「女川町まちなか交流館」、観光物産施設「地元市場ハマテラス」、女川の水産業を体験できる「あがいんステーション」が連続し、まちの骨格を形成している。
- ・また、レンガみちを主軸として無料の町営駐車場をサテライト型に配置することで、地区全体の回遊性を高め、面的に「歩く」楽しさを実現している。
- ・これらのデザインは、デザイン会議において、すべて一体的に検討が進められてきた。施設配置から建物のセットバックや屋根形状、壁面の色彩・素材等細部に至るまで入念に調整を行うことで、道路と建物が一体となった景観を形成している。

## プロムナード「レンガみち」

駅前広場とレンガみちは、舗装、ベンチ、植栽、照明灯等ディテールを統一することで、海へと連続した空間となるようデザインした。直線的に伸びたレンガみちが権威的な印象とならないよう、様々な樹種から構成される2列並木や、種々のレンガベンチを配置し、緑状の公園通りとしてデザインした。さらに歩道建物の設計者とも綿密にデザイン調整し、建物と道路空間との一体的利用を図った。

シーバルビア女川では、舗装やデッキテラスがレンガみちに移み出しつつ、切妻屋根の深い軒によってレンガみちと一体感のある空間を作り出した。

シーバルビア女川周辺の自立再建店舗・事業所では、店舗再建時に地元委員会と建物デザインについて事前協議を行い、統一感のある街並みの形成に取り組んでいる。周囲の町営駐車場（無料）は、分散配置することで、地区内での交通交差を抑制し、歩いて楽しめる空間としている。



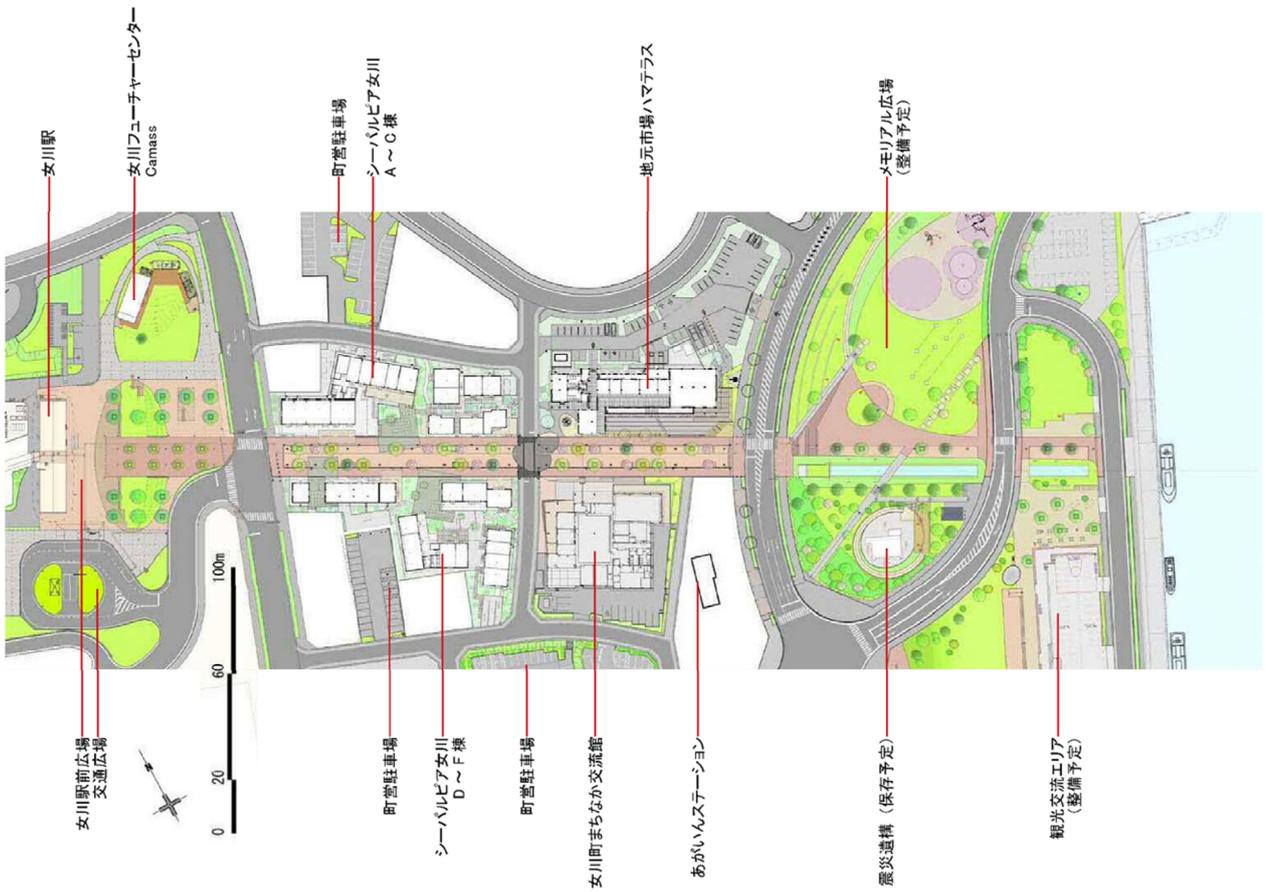
駅前広場レンガみちのイメージスケッチ



レンガみちの賑わい（正面は女川駅）



秋刀魚取漁祭時の駅前広場レンガみち。海を背景に、連続的・一体的に利用されている

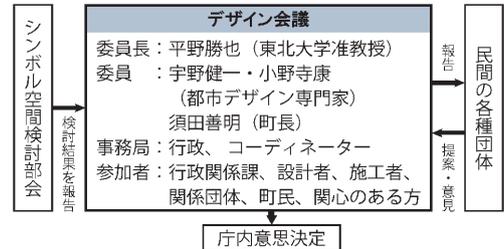


女川駅前レンガみち周辺地区の整備概要（女川町提供）

■組織体制

- 事業主体：女川町・（独法）都市再生機構（UR 都市機構）
- 施設運営者：女川みらい創造（株）
- 委員会：女川町復興まちづくりデザイン会議、女川駅前商業エリア景観形成推進協定運営委員会
- コーディネーター：（株）建設技術研究所・中央復建コンサルタンツ（株）JV
- 設計者：

- ・プロムナード設計者：（有）小野寺康都市設計事務所
- ・建築設計者：東環境・建築研究所  
（シーパルピア、ハマテラス）
- ・ランドスケープ設計者：（株）プラットデザイン



会議体の関係図  
（女川町提供）

| 年代                  | 段階          | 行政（発注者）        | 受注者   | 地域関係者  | 有識者                         |
|---------------------|-------------|----------------|---|--|-----------------------------|
| 2013年               | 1<br>事業構想手時 | 公共部分発注者<br>女川町 | コーディネーター<br>（(株)建設技術研究所・中央<br>復建コンサルタンツ(株)JV）<br>発注業務支援<br>（(独法)UR都市機構）<br>CMR<br>（おなかわまちづくりJV）<br>設計者<br>（コンサルタント等）        | 民間事業発注者<br>（女川みらい創造（株））<br>商業施設部分設計者<br>（コンサルタント等）<br>地域住民 | 女川町復興まちづくり<br>デザイン会議<br>有識者 |
| 2013年<br>～<br>2015年 | 2<br>基本設計時  | 公共部分発注者<br>女川町 | コーディネーター<br>（(株)建設技術研究所・中央<br>復建コンサルタンツ(株)JV）<br>発注業務支援<br>（(独法)UR都市機構）<br>CMR<br>（おなかわまちづくりJV）<br>設計者<br>（コンサルタント等）        | 民間事業発注者<br>（女川みらい創造（株））<br>商業施設部分設計者<br>（コンサルタント等）<br>地域住民 | 女川町復興まちづくり<br>デザイン会議<br>有識者 |
| 2013年<br>～<br>2016年 | 3<br>施工時    | 公共部分発注者<br>女川町 | コーディネーター<br>（(株)建設技術研究所・中央<br>復建コンサルタンツ(株)JV）<br>発注業務支援<br>（(独法)UR都市機構）<br>CMR（施工者）<br>（おなかわまちづくりJV）<br>工事監理者<br>（コンサルタント等） | 民間事業発注者<br>（女川みらい創造（株））<br>商業施設部分設計者<br>（コンサルタント等）<br>地域住民 | 女川町復興まちづくり<br>デザイン会議<br>有識者 |
| 2017年<br>～          | 4<br>管理運営時  | 公共部分発注者<br>女川町 |   | エリアマネジメント<br>（女川みらい創造（株））                                  |                             |

体制変遷図

## ■発注方式

- ・レンガみち周辺地区のうち公共施設の整備は、女川町全体の復興事業の一環として進められたものであるため、直接的には UR 都市機構が発注し CMR（鹿島・オオバ女川町震災復興事業共同企業体（おながわまちづくり JV））が設計・施工を受注する形となっていた。そのため、町と CMR は直接的に契約を交わしてはいない。
- ・なおコーディネート業務は単年度契約であり、毎年プロポーザルで発注されている。

## ■設計仕様

- ・「女川町中心部地区女川浜駅周辺工区外整地その他実施設計他業務」にて発注されており、プロムナード周辺部分は以下の通りである。

### （16）プロムナード周辺実施設計業務

#### ①デザイン検討及び駅前広場の詳細設計

駅前広場含むプロムナード全体のデザイン検討、駅前広場の詳細設計を行う。

- ・業務計画  
デザインに関する設計を進めるために必要となる業務計画を立案し、業務計画書を作成する。
- ・プロムナード全体デザインコンセプトの検討  
今回実施する検討範囲全体のデザイン検討を行う。
- ・駅前広場に関するデザイン検討  
駅前広場のデザイン案の検討は、模型やパースを作成して行う。なお、デザインの検討結果は、デザイン会議に提示し審議する。その結果に基づき詳細設計を実施する。
- ・プロムナード及び周辺に関するデザイン検討  
模型等を用いて、プロムナード及びその周辺のデザイン案の検討を行う。その結果に基づき詳細設計を実施する。
- ・駅前広場の詳細設計図面作成
  - ・全体計画平面図
  - ・主要断面図、仕上げレベル・寸法図
  - ・施設配置図および詳細図（舗装、ウッドデッキ、縁石、施設（煉瓦ベンチ、煉瓦擁壁、ボラード、横断防止柵等））
  - ・植栽配置図
  - ・雨水排水系統図、縦断面図、構造図（宅内排水計画の作成と雨水幹線への取り付けまで）
  - ・照明配置図、照度分布図、電気配線図、照明器具詳細図
- ・駅前広場の数量算出
- ・概算事業費の算出
- ・打合せ協議  
デザイン検討および設計に係る打合せ協議に適用する。打合せ回数は3回以上とする。
- ・報告書とりまとめ  
デザインに関する検討および設計に係る内容を報告書として取りまとめる。

#### ②プロムナードの詳細設計

- ・プロムナードの設計に関する条件整理  
計画条件として必要な項目を整理し、条件設定が必要となる課題抽出を行う。それに基づき設計条件の設定を行う。
  - ・計画条件の整理
  - ・課題の抽出
- ・プロムナードの詳細設計図面作成
  - ・全体計画平面図
  - ・主要断面図、仕上げレベル・寸法図
  - ・施設配置図および詳細図（舗装、ウッドデッキ、縁石、施設（煉瓦ベンチ、煉瓦擁壁、ボラード、横断防止柵等））
  - ・植栽配置図
  - ・雨水排水系統図、縦断面図、構造図（街路計画の修正が必要な場合）
  - ・照明配置図、照度分布図、電気配線図、照明器具詳細図

「女川町中心部地区女川浜駅周辺工区外整地その他実施設計他業務」仕様書より抜粋（女川町提供）

## ■上位計画

### ○「女川町復興計画」（2011年9月、女川町）

### ○「女川町まちづくりデザインのあらまし 第2版」（2014年11月、女川町）

- ・上記の計画は復興の方針が網羅的に整理されており、まちづくりの方針を対外的に説明するための資料として有効だったと共に、関係者が多い事業であるため、一部期間において具体的な復興の道標として活用された。

## ■事業効果

### ○来訪者の増加

- ・シンボル空間（女川駅前のレンガみちを軸としたエリア）の主要施設が揃った2017年5月のゴールデンウィークでは、特別なイベントを実施しなかったにも関わらず町人口の10倍を超える7万7千人の来訪者が訪れ、各商店・飲食店は“売るのが無い”状態になるほどの盛況であった。
- ・これは震災前には無かった光景であり、官民が一体となって整備してきた都市空間が多くの人を惹き付ける魅力となっている。
- ・なお2014年6月にエリアマネジメント組織「女川みらい創造（株）」が官民出資で立ち上げられ、レンガみちにおけるイベントの実施やシーパルピア女川の運営を行っている。
- ・レンガみちを舞台として、年間で大小50以上のイベントを実施されている他、2017年には2組の新郎新婦がレンガみちをバージンロードに見立てた屋外結婚式を挙げる等、さまざまな場として活用されている。



利活用の様子（女川町提供）

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策◎-2：庁内組織全体で設計意図を共有する

- ・地域にあるべき空間の将来像を継続的に議論しブラッシュアップするための場である「女川町復興まちづくりデザイン会議」により、空間の将来像を具体化するに適した設計者の選定が可能になったと共に、「シンボル空間検討部会」は複数事業の設計者の相互連携と調整の場となっていた。

### ○実現方策◎-4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する

- ・計画・設計の初期段階から、ワークショップやデザイン会議等へ町民や商業事業者が参加し、意見表明をできる機会を用意したことで、プログラムを踏まえたデザインが可能となった。

### ○実現方策◎-2：デザイン監修業務を発注する

- ・施工時においては、コーディネート業務とは別途、プロムナード設計者がデザイン監理を行い、デザインの質を担保した。

## 事例7. 大槌町中央公民館吉里吉里分館

### ■施設の基本情報

立地：岩手県大槌町吉里吉里

事業主体：大槌町

実施期間：2012年～2016年（構想期間）

2012年11月～2014年3月（計画期間）

2016年11月～2017年3月（設計期間）

2017年6月～2018年3月（施工期間）

設計費：約4,000万円

（うち約2,500万円が計画業務であり、  
「デザインノート」が成果品の一部）

施工費：約1億4,000万円（公民館のみ、広場含まず）

施設の基本情報：

主要施設：公民館、広場

規模：敷地面積：539.77㎡

建築面積：317.55㎡

延床面積：419.88㎡

構造：木造、ベタ基礎

階数：地上2階



落成式の様子（撮影：木内俊克）

■事業の経緯や位置づけ

- ・大槌町は東北地方岩手県における太平洋沿岸部の町であり、人口は約 1.2 万人である。その中で吉里吉里地区は大槌湾の北、船越湾に面する人口 2 千人強の地区であり、2011 年の東日本大震災で被災し、大槌町が進めている復興計画に基づき復興が進んでいる。
- ・2012 年 6 月、町内全体の被災施設対応方針の概要が整理され、吉里吉里公民館は国補助金を一部財源とする災害復旧事業として位置づけられた。
- ・その後 2013 年の大槌デザイン会議・地区別ワーキンググループ (WG) にて、「まちの広場」と称された公園の配置検討が進み、公園は現在の中心に近い位置とされた。それに伴い公園と隣接した土地に公民館の敷地が設定され、コミュニティ形成の上で重要となる主要施設として公民館が「デザインノート」に位置づけられた。「デザインノート」は、大槌町の地区別 WG において地域住民や有識者が議論し、その成果を、空間を示すスケッチとその根拠となる住民意見から構成したものである。



大槌町中央公民館吉里吉里分館の位置づけ（「大槌デザインノート」（2014 年、大槌町）より、大槌町提供）

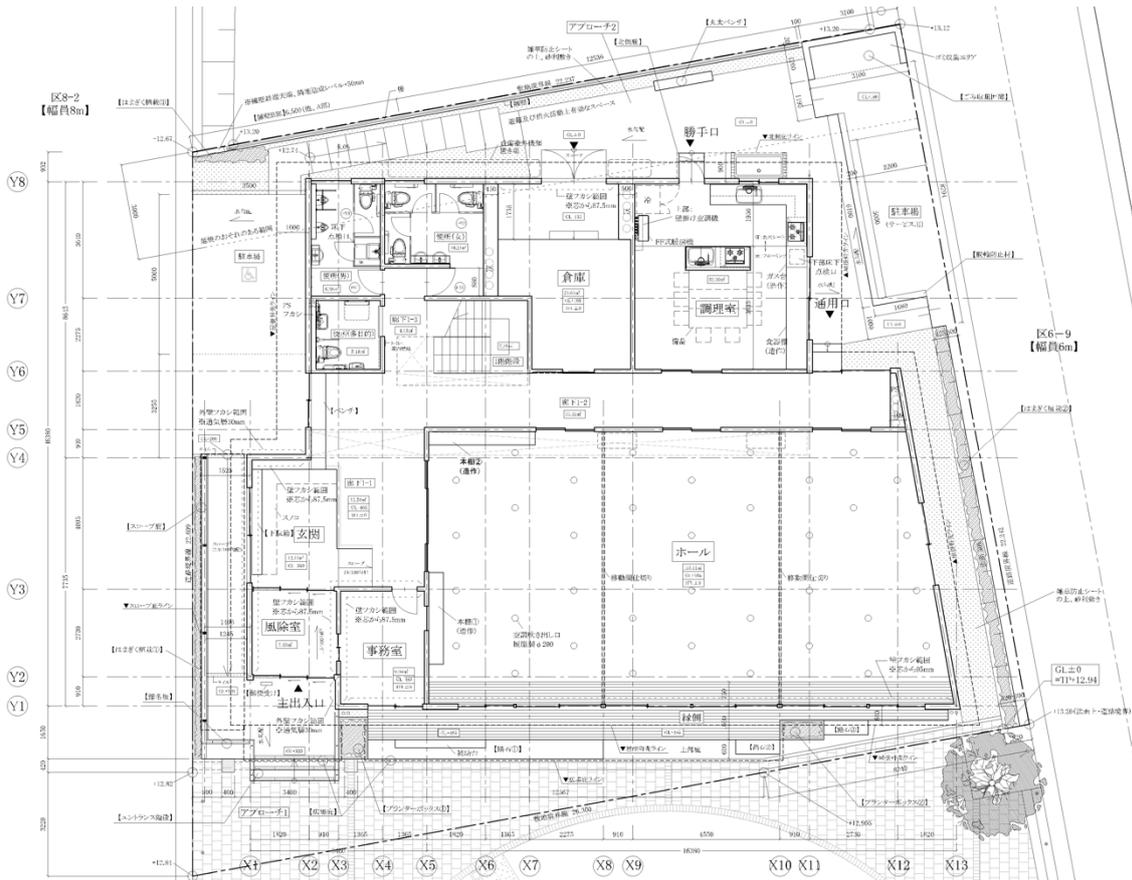
■整備内容

○前提条件

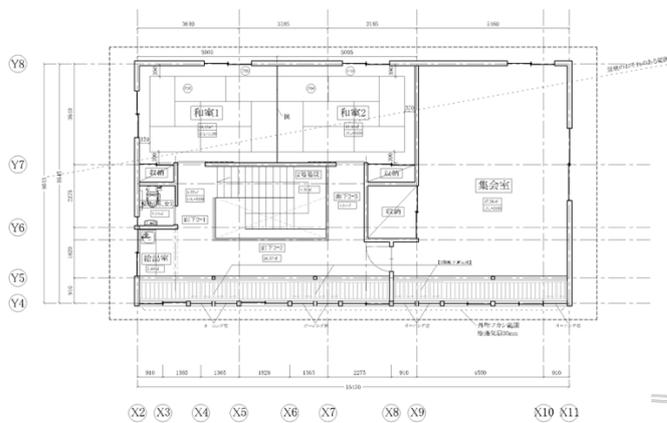
- ・敷地となる区画整理区域内は、災害危険区域外ではあるが東日本大震災における浸水実績があるため避難所としての役割は負わず、より高台にある保育園・小学校・中学校等が地区の避難所として位置づけられた。

○諸元

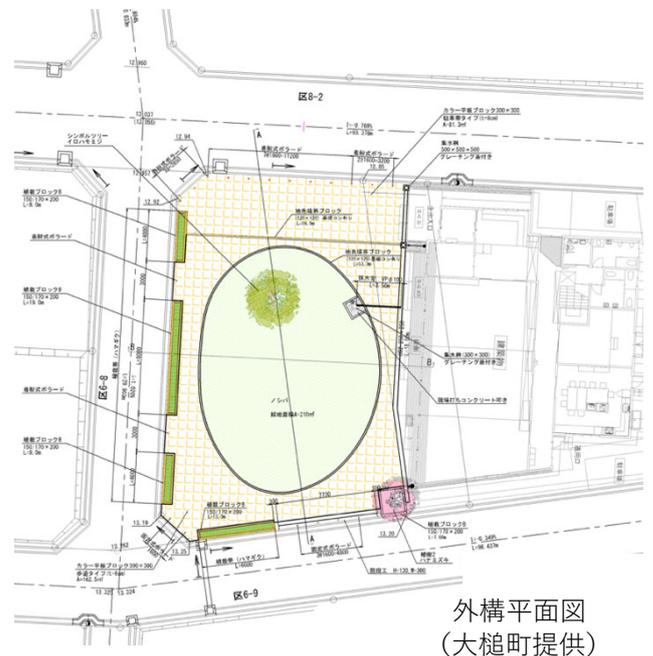
- ・敷地面積約 540 m<sup>2</sup>に、集会室等の機能を有する公民館及びまちの広場が整備された。公民館のゾーニング等は地域住民とのワークショップを通じて決定された。



1階平面図 (大槌町提供)



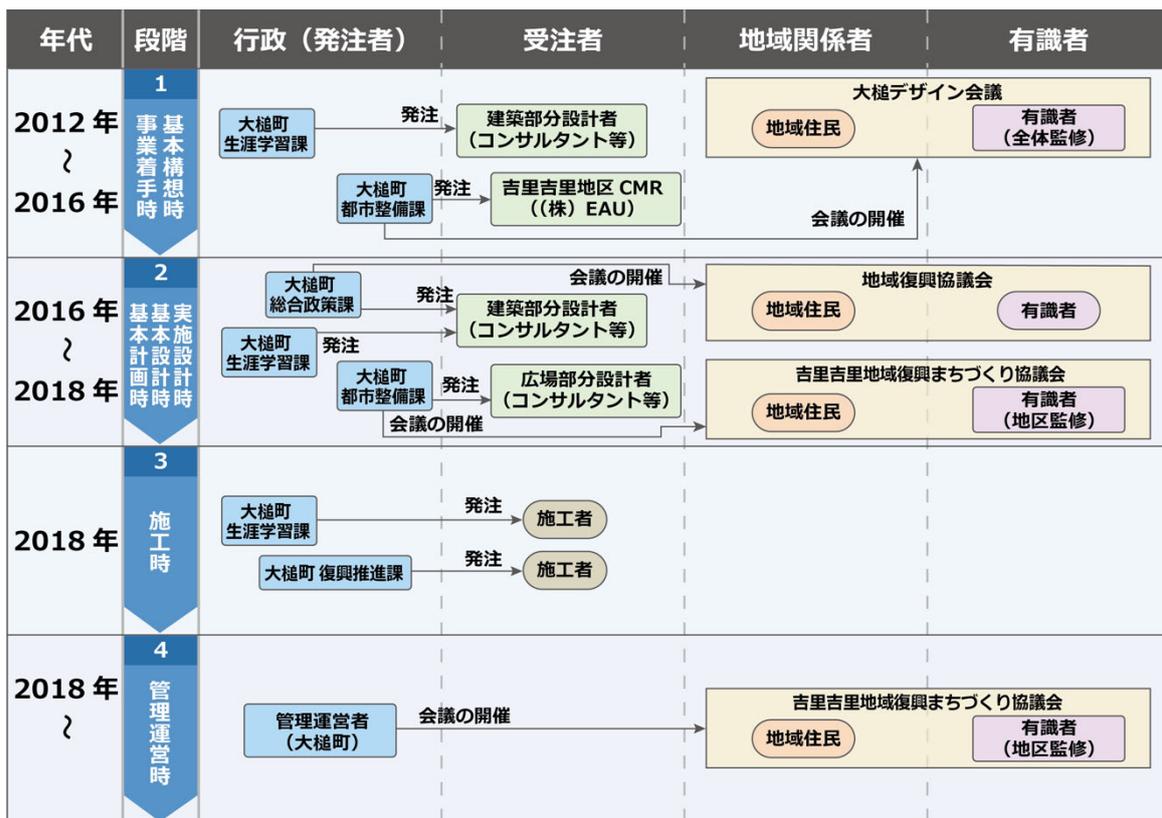
2階平面図 (大槌町提供)



外構平面図 (大槌町提供)

■組織体制

- 事業主体：大槌町
- 施設運営者：大槌町
- 委員会：大槌デザイン会議（2014年まで）、地域復興協議会
- 設計者：
  - ・基本設計：（株）東京建設コンサルタント
  - ・実施設計・監理：北光コンサル（株）
  - ・設計監理協力：喜多裕、木内俊克、田中雅之、友寄篤
  - ・構造：福山弘構造デザイン
  - ・設備（基本設計）：（株）KD PLANNING
  - ・設備（実施設計・監理）：（株）テーテンス事務所
  - ・照明・電気：（有）EOS plus
  - ・積算：原建築積算
  - ・景観設計：（株）イー・エー・ユー
  - ・全体監修：二井昭佳（国土館大学教授）



体制変遷図

■発注方式

○基本設計

- ・競争入札によって（株）東京建設コンサルタントに発注した。（株）東京建設コンサルタントはデザイン会議の運営も担っていたため、吉里吉里地区の地域住民の思いも良く理解しているうえ、地域復興協議会を通じた人脈の繋がりから喜多氏を設計協力者として指名し、基本設計を行った。

○詳細設計

- ・競争入札によって地元の北光コンサル（株）に発注し、北光コンサル（株）側から喜多氏に設計協力者として業務を行う依頼をした（デザイン会議や協議会の内容を踏まえて設計を行うため）。

■設計仕様

- ・設計仕様は以下の通りであり、関連計画としてデザインノートが位置づけられていた。

| 項目                  | 業務内容                                  | 対象                       |   |
|---------------------|---------------------------------------|--------------------------|---|
| 基本設計に係る業務           | (1) 設計条件等の整理                          | (i) 条件整理                 | × |
|                     |                                       | (ii) 設計条件の変更等の場合の協議      | × |
|                     | (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ             | (i) 法令上の諸条件の調査           | × |
|                     |                                       | (ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ  | × |
|                     | (3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ |                          | × |
|                     | (4) 基本設計方針の策定                         | (i) 総合検討                 | × |
|                     |                                       | (ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明  | × |
| (5) 基本設計図書の作成       |                                       | ×                        |   |
| (6) 概算工事費の検討        |                                       | ×                        |   |
| (7) 基本設計内容の建築主への説明等 |                                       | ×                        |   |
| 実施設計に係る業務           | (1) 要求等の確認                            | (i) 建築主の要求等の確認           | ○ |
|                     |                                       | (ii) 設計条件の変更等の場合の協議      | ○ |
|                     | (2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ             | (i) 法令上の諸条件の調査           | ○ |
|                     |                                       | (ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ  | ○ |
|                     | (3) 実施設計方針の策定                         | (i) 総合検討                 | ○ |
|                     |                                       | (ii) 実施設計のための基本事項の確定     | ○ |
|                     |                                       | (iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明 | ○ |
| (4) 実施設計図書の作成       | (i) 実施設計図書の作成                         | ○                        |   |
|                     | (ii) 建築確認申請図書の作成                      | ○                        |   |
| (5) 概算工事費の検討        |                                       | ○                        |   |
| (6) 実施設計内容の建築主への説明等 |                                       | ○                        |   |
| 設計意図の伝達に関する業務       | (1) 設計意図の伝達 ・ 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等  | ×                        |   |
|                     | (2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等 | ×                        |   |

5) その他

- ・岩手県建設工事設計要領書（建築工事編）
- ・岩手県建設工事設計要領書（電気設備工事編）
- ・岩手県建設工事設計要領書（機械設備工事編）
- ・いわて公共建築環境配慮指針
- ・まちづくりユニバーサルデザインガイドライン（岩手県）
- ・地震・津波対策アクションプログラム（岩手県）
- ・大槌町デザインノート（大槌町）

「2016 年度吉里吉里地区公民館実施設計業務委託仕様書」より抜粋（大槌町提供）

## ■上位計画

### ○「大槌町復興計画」（随時改訂、大槌町）

- ・本復興計画は地域の承認を得ている案に基づいているため、土地の位置（換地）を決定する復興事業（区画整理事業等）において住民の理解が得やすかったという。

### ○「大槌町デザイン会議成果 大槌デザインノート」（2014年、大槌町）

- ・復興基本計画からさらに具体性のある意見をまとめているため、復興・復旧事業において土地の位置や空間形成に関わる内容を決める際には確たる拠り所となっていた。

## ■事業効果

- ・大槌町中央公民館吉里吉里分館が町の中心に移ったことで従前よりもアクセスしやすくなり、公民館と一体となった広場ができたことで、お祭り等にも利用され利便性が上がっている。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

- ・デザインノートというツールや、作成に関与した景観分野の有識者が設計・施工時に継続的に関与していたため、当初の計画意図やビジョンが関係者に適切に伝達された。
- ・また災害復旧費では通常従前の規模と同等のものをつくることになるが、デザイン会議や地域復興協議会を通して、住民参加で地区の大きな構想から具体的な使い方まで様々なスケールで議論することで住民にとって利便性の高い施設をつくることができた。



調整時に活用されたパースや模型  
(大槌町提供)

### ○実現方策②-2：庁内組織全体で設計意図を共有する

- ・設計時に、前提となる公園設計者との調整を実施し、建築・土木によるトータルデザインを実施した。
- ・具体的には、公園の雨水処理の側溝を法定敷地境界沿いではなく、公民館敷地側に引き込み、建物との位置関係上違和感の少ない配置を提案し、公園管理の関係各課の了解を得た。
- ・このことで、舗装仕上げも公園と公民館敷地間で同一かつ境界なしの舗装とできたと共に、実施に関わる関係各課と施工者の横の繋がりを生んだ。



建築と公園の境界部の取り合い  
(撮影：木内俊克)

## 事例 8. 上西郷川 里川の再生

### ■施設の基本情報

立地：福岡県福津市福間南

事業主体：福津市

実施期間：2005年～（構想期間）

2006年7月～2009年2月（設計期間）

2008年9月～2015年9月（施工期間）

設計費：約4,500万円

施工費：約8億9,000万円

施設の基本情報：

□延長および面積：河川900m+洪水調整池0.6ha

□主要施設：河川および洪水調整池、

環境配慮型空石積み工、捨石工、法面土羽工、

落差工（石積み式）3基、瀬淵工1基、

道路橋（RC床版橋2橋、ボックスカルバート橋3基）

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 最優秀賞（2016年）



上西郷川の風景  
（福津市提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○地域のビジョンにおける事業の位置づけ

- ・福津市は 2005 年に合併して誕生した市である。合併当時は公共下水道の整備が遅れており、上西郷川も護岸がコンクリートで固められ、生き物も少なく、水際に近づくことも難しかった。また、上西郷川は洪水も頻発しており、住民からは暗渠化する希望が出される等、川と地域の繋がりも希薄化していた。
- ・敷地条件としては、合併特例による都市基盤整備（(独法) UR 都市機構による土地区画整理事業）に加えて、JR 福間駅の移転改修、田畑だった区域の整備等で、河川敷の用地をまとめて確保できるという状況があった。
- ・市は合併前から下水処理場を整備し、また「西郷川リバー基本計画」を策定しており、合併した 2005 年に早速「上西郷川かわづくりワークショップ」を地域と行政が一緒になって 11 回にわたって開催し、「かわづくり構想」「川の駅整備構想」等を作成した。
- ・2008 年からは九州大学と連携を結び、行政・地域・大学が協働しながら事業を進めている。

## ■整備内容

---

### ○デザインコンセプト

多自然川づくり「治水と環境を統合した河川デザイン」

### ○設計プロセス

- ・2005 年に行った基本設計段階では、ワークショップ（WS）を開催しながらプランを作成し、川面に向けて芝生を植えたり、公園のような通路を設けたりするようなものが多かった。
- ・2008 年に九州大学大学院の島谷氏等の意見を聞き、片側は石積みの擁壁、片側は川面までの土の斜面という基本構想は変えないが、川のあり方を根本的に見直し「多自然川づくり」というコンセプトのもと設計を進めた。

### ○整備の考え方

- ・空間を確保し川幅を 2 倍に広げることによる治水能力の向上に加え、河川景観及び自然環境の改善を目指した。
- ・土羽護岸部は、水の蛇行の曲線と周囲の起伏の曲線を馴染ませることで自然な河川景観を創出した。
- ・川の中の整備では、周辺工事で発生した巨石や近隣流域で余った間伐材を活用した水制等、リサイクルの点からも工夫がなされ、瀬や淵等の水の流れが河川自身の営力で維持されている。

### ○地域住民との協働

- ・デザイン検討は徹底的な住民参加で進められ、河川計画案や河畔の植樹計画から、整備後の維持管理体制、整備後のイベントの企画運営等に至るまで、上西郷川に関わる全てのことを地域住民・福津市・九州大学で協議して決定している。
- ・2007 年～2016 年現在までに 80 回を超える WS やイベントが協働で開催された。
- ・整備後の草刈りが地域自治区によって主体的に行われ、小学校児童の環境教材としても活用され環境改善の工事を実施する等、地域住民自身がつくりながら使い続ける川づくりが展開されている。

# かみさいどうがわ 上西郷川の 多自然川づくり

## 川の自然を再生



改修前

改修後

上の写真は改修前の上西郷川で、右の写真が改修後の上西郷川です。川本来の自然環境の再生と、人と川とのつながりの再生を目標として改修を行いました。自然が再生されただけでなく、洪水に対しても安全な川となっています。

サマシドコロ、熱帯魚類、上西郷川のシンボルフィッシュです。川の自然が再生され生き物も増えてきています。

## 多自然川づくりとは



多自然川づくり

多自然川づくりとは、自然の営みを模倣に入れた河川管理のことです。洪水を防ぐことに加えて、自然環境、景観、地域の人の暮らしなどへの配慮をも行うのが特徴です。福津市では、「西郷川リバー基本計画」をつくり、「今つくる、心に響くふるさと」を合言葉に西郷川流域の環境改善に取り組み、上西郷川における多自然川づくりも、この一環として九州大学の鳥谷研究室と連携して取り組んでいます。上西郷川のように、川のための空間を広く確保し、様々な自然再生の工夫を行った本格的な多自然川づくりは、西日本ではじめての取り組みです。今後は、川の自然がどのように回復していくか、地域の皆さんも一緒に見守っていただけたら幸いです。

多自然川づくりによって、子どもたちが生物と触れあえる環境になりました。



## 上西郷川のみどころ



1 洪水調整池: 洪水を防ぐために雨水をためる池です。メダカなどの魚やトンボの仲間が多く見られます。エビの仲間などを見ることが出来ます。



2 木杭工: 木杭の周りは水深が浅く、細い砂や泥が溜まっています。稚魚やエビの仲間などを見ることが出来ます。



3 水間幅が狭いところは水深が浅く、ヨシノボリの仲間などが多く生息しています。



4 間伐材水間: この周りは、溝、淵、よどみなど多様な地形が形成され、生息する生物の種類も豊富です。



5 白石: 石の周りは涼になっていて、キリンガエや、ヤマトシジキなど大きな魚を見ることが出来ます。



6 目撃: 流れがほとんどなく、稚魚、オタマジャクシ、巻貝の仲間などが生息しています。



7 川に続くスロープ: 緩やかな傾斜のスロープでバリアフリーに水際近くを見ることが出来ます。

## 川づくりの話し合い



上西郷川では、地域の方々、九州大学、福津市と話し合いをしながら、川の整備や川とのつきあひ方について計画を立ててきました。現在は、「日本一の郷川(さとがわ)にしよう」を合言葉に、様々な活動に取り組んでいます。川づくりの仲間に入ってくれたい人を募集しています。この川に愛する人みんなを協力して、これから上西郷川をみんなに愛される川にしていきたいです。

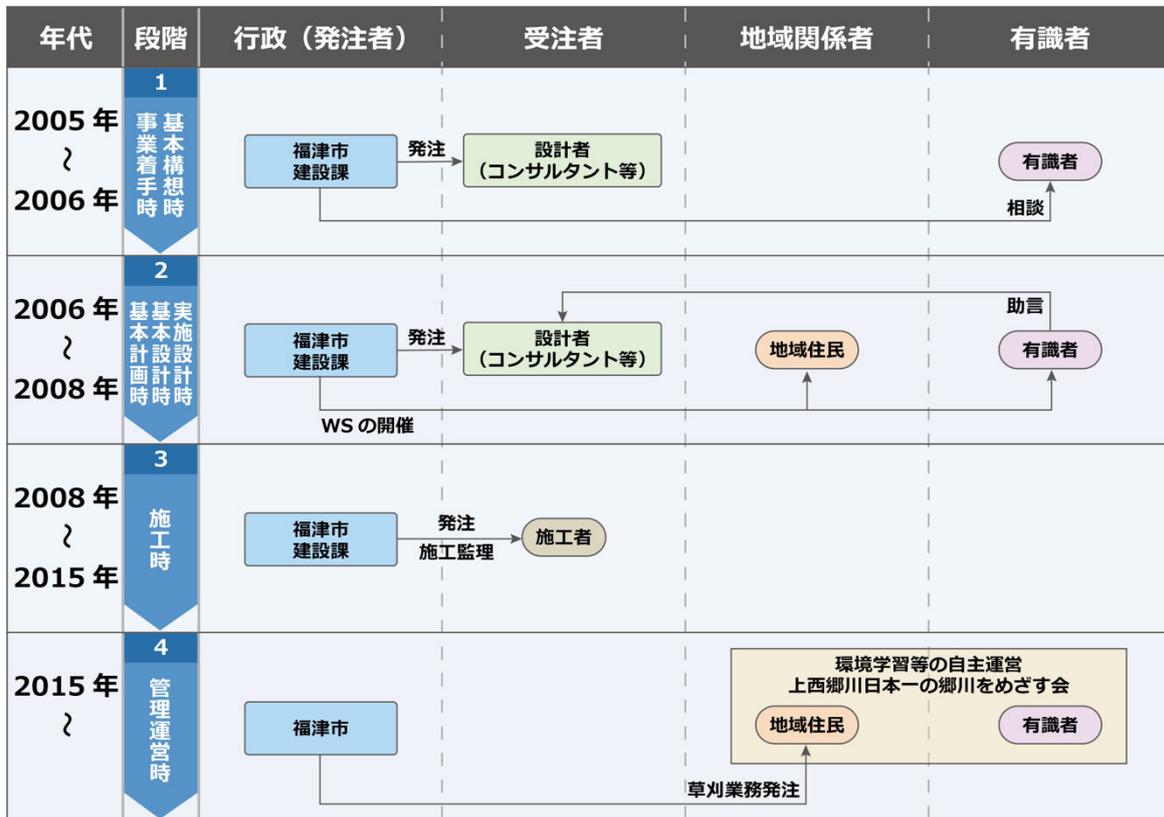
## 子どもたちの大切な川



上西郷川は、地域の子どもたちの遊び場であると同時に、学習の場にもなっています。日本一の郷川(さとがわ)にするためにも色々なアイデアを出してきています。

■組織体制

- 事業主体：福津市役所建設課河川公園係
- 施設運営者：福津市（芝刈りを自治会に委託）
- 委員会：上西郷川日本一の郷川をめざす会（地域組織）
- 有識者：九州大学流域システム工学研究室
  - ・実施設計時の2008年度に福津市は九州大学と協定を結んでいる（学術、技術的支援⇄研究フィールド）。本協定の契機は、当時の整備担当が島谷氏の講演を聞きに行っていたことであった。
- 設計者：
  - ・代表設計者：（株）富士総合技術コンサルタント宗像事務所
  - ・設計協力者：（株）オオバ九州支店
- 施工協力者：福津市立福間南小学校
  - 上西郷川日本一の郷川をめざす会



体制変遷図

### ■発注方式

---

#### ○基本設計・実施設計時の発注方式

- ・基本設計、実施設計は以下の業務名で一般競争入札にて行った。
- ・基本設計：自然あふれる川づくりに伴う橋梁及び川の駅実施設計委託（洪水調整池）（2005年度）
- ・実施設計：上西郷川改修詳細設計委託業務（2008年度）

### ■設計仕様

---

#### ○基本設計・実施設計時

- ・一般的に連続した河川整備を行うためには、一ヶ所でも取得できない用地があった場合は実施することができない。本事業は、土地区画整理事業と合わせて整備できたことで、必要な用地を取得することができた背景がある。
- ・2005年度の基本設計では、住民とのWSを行いながら設計を進めた。基本的には市と大学、地域住民でWSを行い、そこで出てきた意見を設計者と協議しながら反映させ、大学に設計を確認するという流れを繰り返していた。

### ■上位計画

---

#### ○「西郷川リバーズ計画」（2000年、福津市）

#### ○「福津市緑の基本計画」（2008年3月、福津市）

- ・「西郷川リバーズ計画」による主要な事業が「上西郷川の改修・遊歩道等の整備」であった。またこれら2つの上位計画に主要な事業として位置づけられていたことにより、円滑な庁内合意形成の実現に寄与した。

## ■事業効果

### ○環境学習の推進

- ・改修後、周辺小学校が総合学習の場になっているほか、子どもたちの遊び場にも使われている。
- ・また調整池付近には①急な増水に注意 ②深みに注意 ③けがに注意 ④一人で遊ばない、という注意事項の看板が建てられ、総合学習の際に川との安全なつきあい方を浸透させる手助けとなっている。



利活用の様子  
(福津市提供)

### ○河川敷の維持管理

- ・WS では、地域住民の間から「草が生えるままにしていたら、全体に繁茂してしまう」等の批判もあったが、工事が進み新しい川の姿が見え出してから減少した。
- ・また市は地域の自治会に年6回の草刈りを委託しており、行政が公園の草刈りをする場合は年3回が限度なので、委託によって河川敷の維持管理もより進むという結果になった。
- ・ただし、草刈りの事業費を負担する必要は生じている。

### ○河川周辺の変化

- ・上西郷川の位置は昔からの地域と、新しく区画整理され新住民が住む地域に挟まれており、石積みの護岸がある方が旧住宅地、草むらの上の道路から中に入った地域が新住宅地である。
- ・河川に関する活動に参加してきたのは旧住宅地の住民が大半だが、施工完了から5年ほど経って新住民の関心も高まってきた。
- ・また福津市は合併後の区画整理等によって、合併当時約5万6千人だった人口が、この10年間で約6千人増加したうえ、上西郷川の改修が寄与して地価も上昇している。

## ■事業の質を担保する工夫とその効果や実践上の課題・留意点

### ○実現方策◎-4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する

- ・80回以上に及ぶWSを通して、構想段階から整備後まで行政・地域・大学が協働し議論を進められたことにより、大きな反対もなく地域住民が利用しやすい整備となった。
- ・整備後にはWSの参加者が中心となり地域組織「上西郷川日本一の郷川をめざす会」を立ち上げ、構想・計画からの意思を汲みながら維持管理を行っている。

## 事例9. 糸貫川清流平和公園の水辺

### ■施設の基本情報

立地：岐阜県本巣郡北方町

事業主体：北方町・岐阜県県土整備部岐阜土木事務所

実施期間：2013年～（構想期間）

2013年3月～2014年3月（設計期間）

（町事業：2013年3月～2014年3月 県事業：2013年8月～2014年3月）

2014年5月～2015年3月（施工期間）

（町事業：2014年5月～2015年3月 県事業：2014年7月～2015年3月）

設計費：約620万円（公園設計）

施工費：約1億9,800万円（町整備事業費）

約4,500万円（県整備事業費）

施設の基本情報：

□面積：1.15ha

□立地環境：糸貫川高水敷及び土地区画整理事業地内

□主要施設：町施工分：敷地造成工、張芝工、せせらぎ水路、高木植栽

県施工分：石積護岸工、張芝護岸工、親水散策路、木工沈床

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 優秀賞（2016年）



糸貫川清流平和公園の水辺  
（北方町提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・北方町は、県内の市町村の中で最も面積が小さく、人口密度が高い自治体であり、「人間都市」「公園都市」を目標に各施策を進めている。本事業の対象となった北方町高屋地内では、商業施設や住宅等を誘致することを目的に土地区画整理事業が進められており、その一環として土地区画整理事業によって創出された公園用地と糸貫川の高水敷に清流平和公園を整備することとなった。
- ・公園敷地は岐阜県が管理する糸貫川の河川区域から隣接する敷地へとまたがっており、本事業は、河川管理者である県による河川整備と、町による公園整備を協働して行う「かわまちづくり事業」によって整備された。
- ・背景として、北方町が「地域住民の憩いの場となる、自然と触れ合える親水公園を整備したい」という思いから始まっており、整備構想(案)は周辺自治会やPTA等地域住民のワークショップ(WS)を5回開催して作成された。

## ■整備内容

---

### ○設計コンセプト

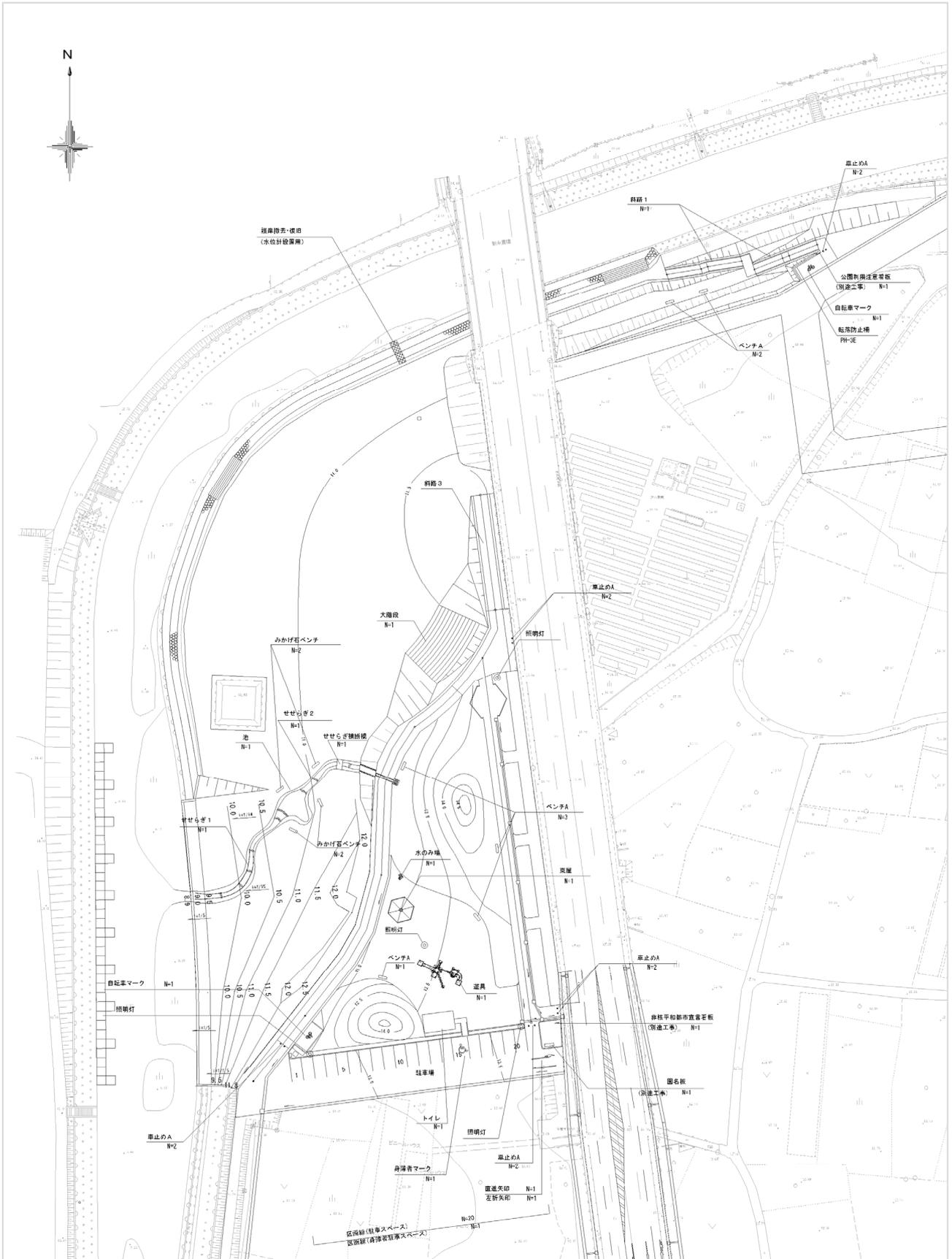
- ・整備前の対象地は糸貫川に沿った広い高水敷に草むらが広がっており、その敷地は低水路・高水路・地盤が高い平地と、それらを隔てる護岸・法面によって、三段に分断されていた。
- ・当初の計画では河川と公園の管理境界を明確にする意図もあり、元の地形をそのまま用いた設計となっていたが、清冽な水が流れる糸貫川に面した土地の可能性を最大限引き出すため、「水辺をまちにひらく」ことをコンセプトに掲げ、河川と公園の空間の一体化を意図した計画へと大幅な方針転換を図った。

### ○実現に向けた課題

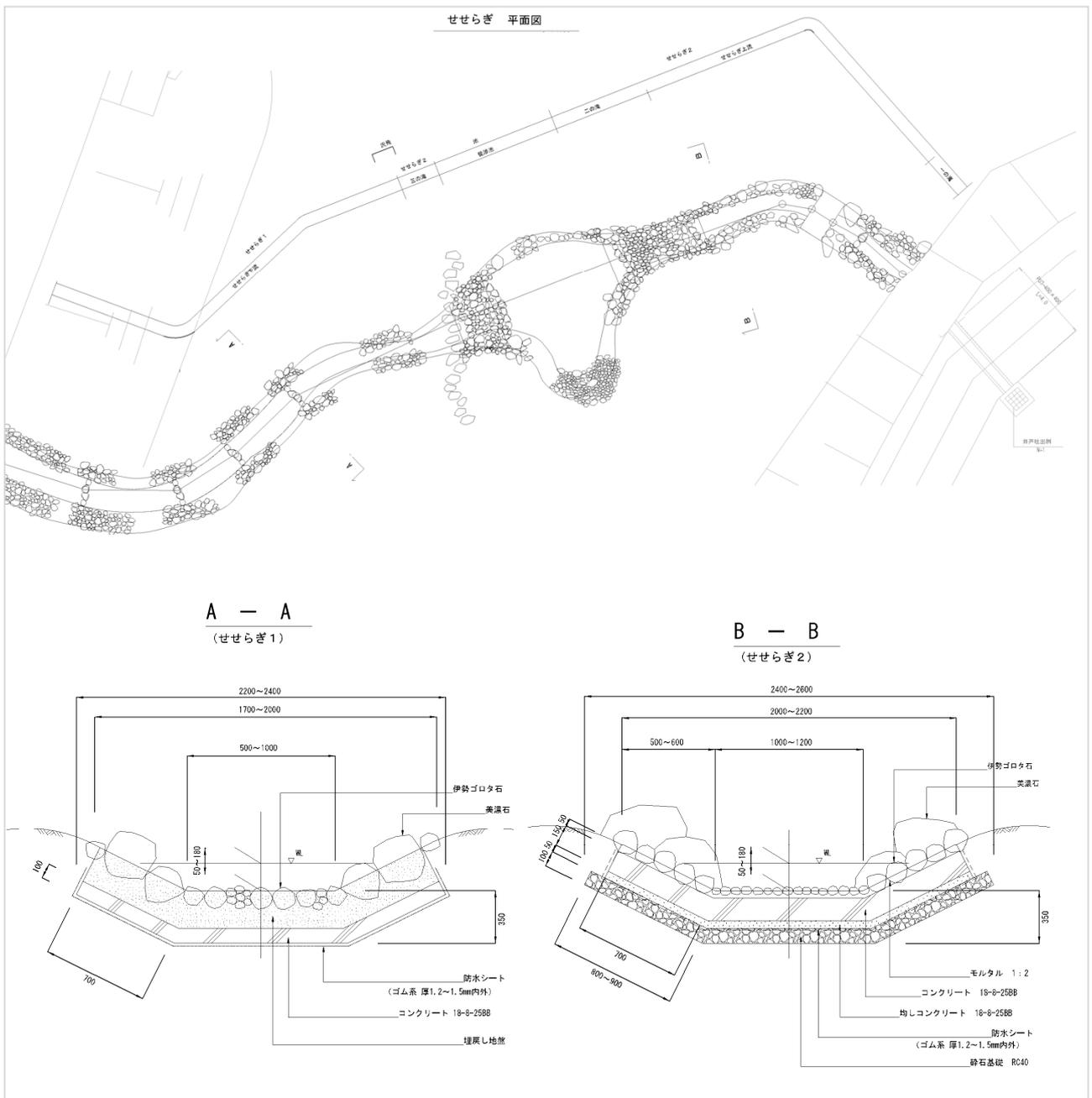
- ・このコンセプトを実現するためには、河川管理上の技術面・制度面での複数の課題をクリアする必要があった。特に既設護岸の撤去及び河川内への植樹にあたっては、洪水時の流れの数値計算による安全性の検討や、撤去後の維持管理に関する責任の明確化等によりこれを実現した。

### ○整備の概要

- ・本整備のデザインの特徴は、河川と公園の境目を無くして一体的な空間を形成したことである。これを実現するために、既設護岸の一部区間を撤去し、階段状であった地形をなだらかな緩傾斜へと処理した。
- ・さらに、せせらぎ状の水路を公園から川へと利用者を誘導する仕掛けとして配置することにより、公園利用者が自然に水辺へと誘われる動線を形成した。
- ・配置した東屋・ベンチからは公園から水辺に至る広々とした空間を一望でき、小さな子どもをもつ母親らも安心して子ども達を遊ばせることができる空間となっている。



糸貫川清流平和公園図面 (北方町提供)



せせらぎに関する平面図・標準断面図（北方町提供）

■組織体制

○事業主体：北方町・岐阜県

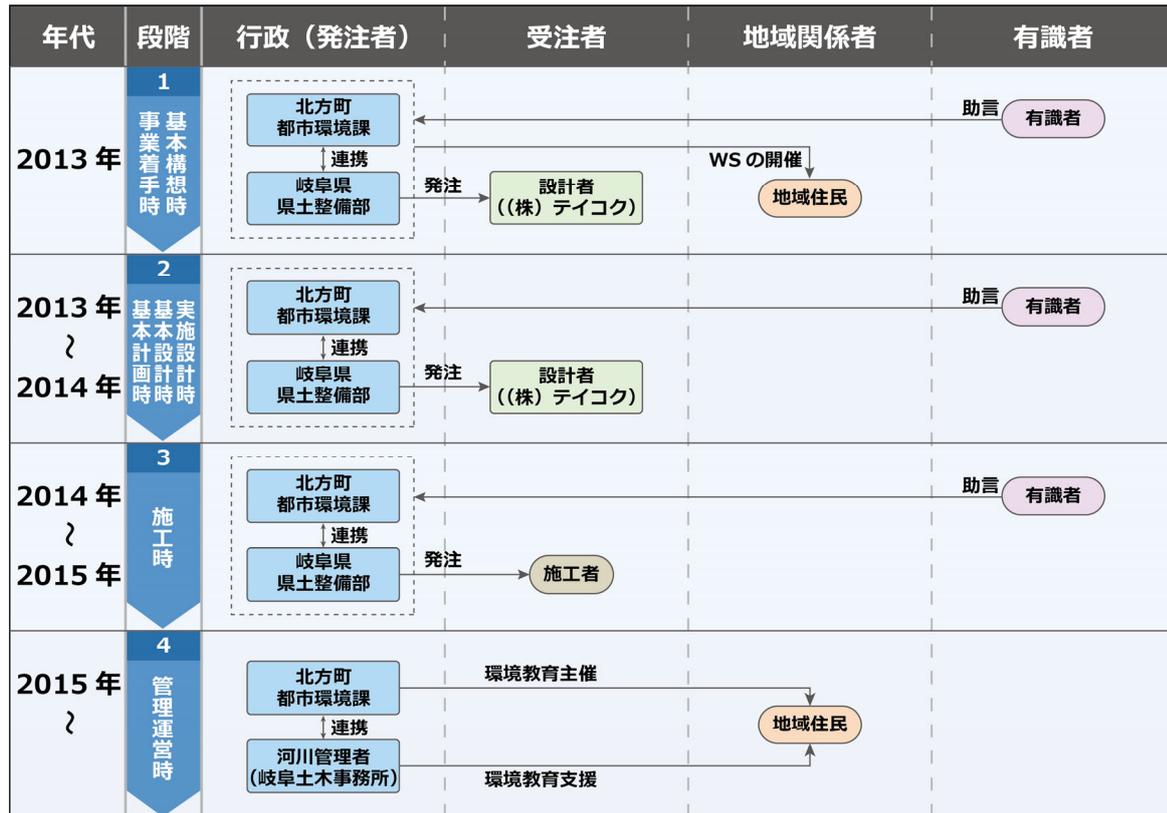
○施設運営者：北方町・岐阜県

○設計者：

・代表設計者：（株）テイコク

・設計協力者：岐阜大学

国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センター



体制変遷図

■発注方式

○基本構想・実施設計時の発注方式

・基本構想・実施設計が一体となった指名競争入札による発注を行った。

■設計仕様

・以下に仕様書のうち、業務目的の部分を抜粋する。構想から設計までを一貫するにあたって、WSの意見を計画に反映させる旨が記載されている。

1. 業務目的

本業務は、高屋西部土地区画整理区域内にある 一級河川糸貫川の遊水池と高屋西部土地区画整理事業により創出された公共用地を一体的に、北方町の河川公園として整備するために、「(仮称)北方町河川公園」の基本構想及び実施設計を行うものである。本業務を進める上で地域住民等の意見を取り入れるために、ワークショップを開催し、基本構想及び実施設計の内容に反映させるものとする。

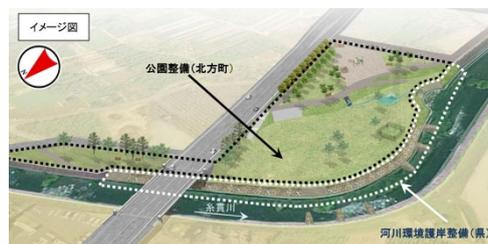
「(仮称)北方町河川公園基本構想・実施設計業務委託」仕様書より抜粋

## ■上位計画

### ○「北方町かわまちづくり計画」（2013年11月、岐阜県・北方町）

### ○「都市再生整備計画 北方中南部地区」（2012年、北方町）

- ・「北方町かわまちづくり計画」を2013年8月に国へ申請した後、同年11月に登録され、これにより河川管理者である岐阜県が護岸の改修を行い、北方町と連携して公園整備を進める役割分担が方針として決定された。



かわまちづくり計画における県・町の区分（北方町提供）

## ■事業効果

### ○親水空間の利用増加

- ・糸貫川は市街地を流れているため、古くから水辺を利用した散策路等を整備してきたが、これらの散策路と川の水面との間には高低差があったために、川の中に入って遊ぶ子ども達を見ることはなかった。しかし清流平和公園が2015年3月に完成し、地域の憩いの場として多くの家族連れや子ども達に利用され、親水エリアに設けたせせらぎ水路から糸貫川に入って遊ぶ子ども達を多数見ることができる。
- ・また、公園の供用開始後も逐次利用状況を確認し、糸貫川の左岸（公園側）の寄り洲に石の小道を新たに設置することで親水空間のアクセシビリティを改善したことで、川遊びに夢中になった子ども達がどこからでも公園に戻れるようになった。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策◎-3：複数の施設や事業で部局間や行政間を超える関係性を築く

- ・土地区画整理事業に伴い公園敷地を河川区域に設定したため、公園整備の初期段階から河川管理者（県職員）も参画しており、先行の公園設計に合わせた護岸設計等、河川と公園の空間の一体化というコンセプトの共有がしやすい体制となっていた。

### ○実現方策◎-4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する

- ・WSに加え、生物調査で希少な水生生物を確認できたことから、河川の瀬替えや床堀などを実施する際には、地元の小学生や高校生との共同で生物保護活動を実施した。
- ・このように整備プロセスから地域住民と協働を行ってきたことが、整備後の環境教育の推進につながっている。実際に北方町では2015年度から全ての小学校（4年生）を対象に、清流平和公園において川を題材とした総合学習を実施している。
- ・また、河川管理者である県の岐阜土木事務所は職員を講師やスタッフとして派遣し総合学習を支援すると共に、環境教育と併せて水難事故の防止に向けた啓発活動にも取り組んでいる。
- ・さらに、本事業を契機に河川環境の保全に取り組む地元団体が立ち上がり、北方町や地元の農林高校等と連携して環境教育や清掃活動を実施しており、地域住民の河川美化に対する意識向上に努めている。

### ○実現方策◎-1：施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する

- ・水環境分野の有識者と連携して多自然川づくりの最新の技術を取り入れるとともに、工事関係者で仕上がりのイメージを共有しながら工事を進めることで質の高い親水空間を生み出した。

## 事例 10. 警固公園

### ■施設の基本情報

立地：福岡県福岡市中央区天神

事業主体：福岡市

実施期間：2010年～2011年（構想期間）

2011年7月～2012年3月（設計期間）

2012年6月～2012年11月（施工期間）

設計費：約700万円

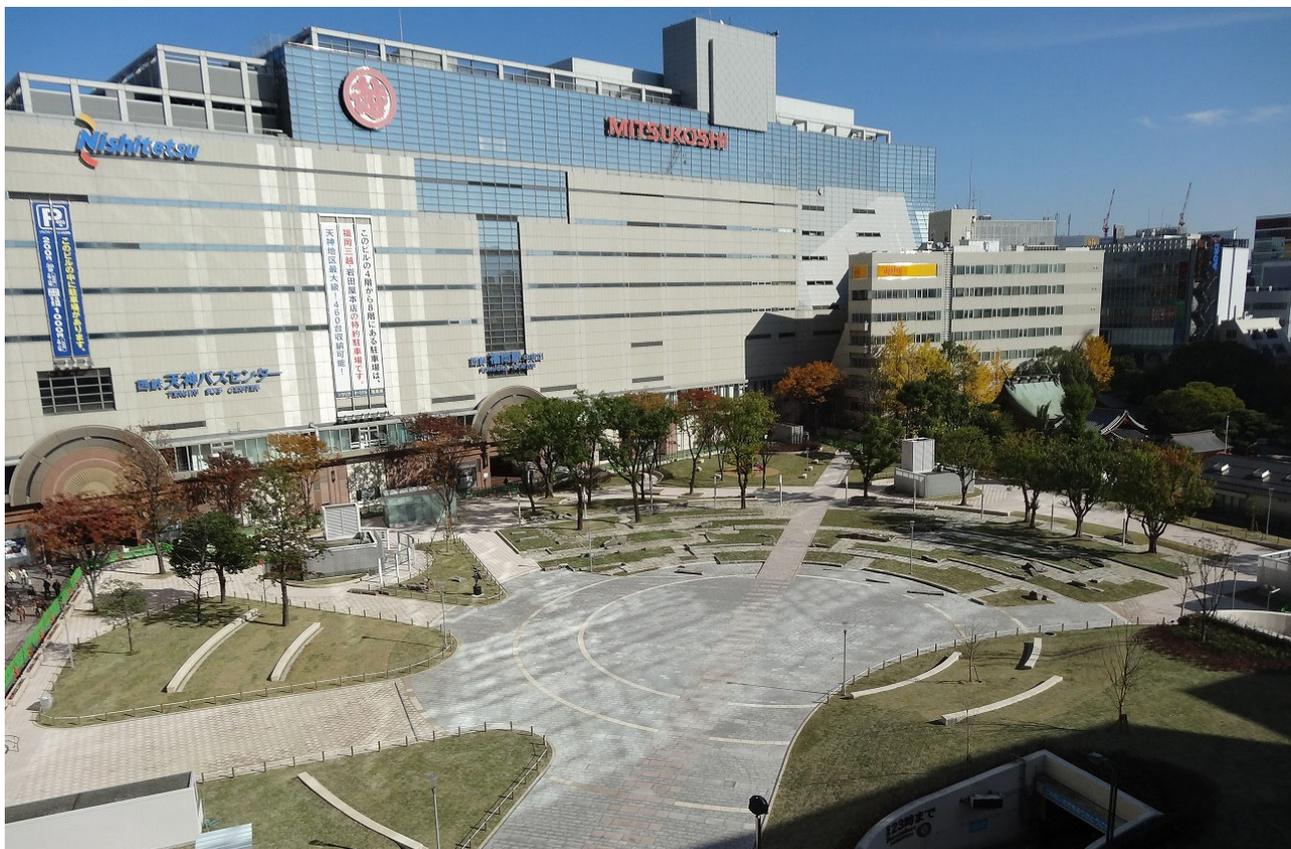
施工費：約3億9,000万円

施設の基本情報：

□面積：約1.1ha

□主要施設：中央園路、中央広場、南側通路、公衆トイレ、ベンチ、地下駐車場・駐輪場への出入り口等

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 最優秀賞（2014年）  
グッドデザイン賞（2014年）



警固公園を鳥瞰から望む  
(福岡市提供)

## ■事業の経緯や位置づけ

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・かつての警固公園には高い築山や老朽化したトイレ等によって多くの死角が存在し、若い女性を狙った性犯罪やハント族と呼ばれる集団がたむろする等、夜間にはほとんど人通りの見られない危険な公園であった。また深夜のスケートボードによる騒音や落書きといった迷惑行為の被害も後を絶たない状況であった。
- ・これを受け福岡市は、園内の見通しを改善する防犯対策を主軸に警固公園再整備事業を2012年度より本格的にスタートさせた。

## ■整備内容

### ○デザインコンセプト

「防犯と景観の両立」

### ○計画の考え方

- ・単に公園の防犯事業という位置づけでなく、都市景観の一部として警固公園の存在感が高められる計画を目指した。
- ・特に見通し改善によって見えてくる街の風景を園内の借景として取り込み、逆に周囲からは園内の様子や来園者の活動、休憩する姿が十分かつ魅力的に眺められるようデザインした。
- ・そうした園内外の視線交錯と共に改修後の公園の魅力が周囲に伝播することで、来園者の増加と人目が増えることによる防犯効果向上を図った。

### ○主な整備内容

- ①築山を撤去し、新たに中央園路を設け、利用者の往来と見通しの向上を図った。
- ②旧公園に対する市民の愛着に配慮し、改善前に多くの利用があった石のベンチは、園内全体の段差を無くしたうえで以前の形に再配置した。
- ③演出照明を内蔵した石のベンチを円弧状に新設し、芝生内に入れ込むことで騒音となっていたスケボージャンプ等の迷惑行為を抑制させた。
- ④園内の植栽配置を調整し、隣接するソラリアプラザ2階カフェ、西鉄福岡駅ホームから園内が見通せるようにした。
- ⑤南側通路において死角を形成していた公衆トイレを人目につきやすい公園東部に移設、さらに通路自体の線形を直線化し、見通し改善を図った。
- ⑥中央広場を設置し、市民の活動場所として利用しやすい空間を目指した。
- ⑦公園西側に上記石のベンチを配した小高い「みはらしの丘」を新設し、中央広場や園内全体の光景が楽しめる休憩スペースとした。



見通しの良い中央園路  
(福岡市提供)



みはらしの丘  
(福岡市提供)



休憩施設としての境界部  
(福岡市提供)



■組織体制

- 事業主体：福岡市
- 施設運営者：福岡市
- 委員会：警固公園対策会議（後の警固公園利用推進会議）
  - ・企画は警固公園対策会議では行わず、審議事項が来た場合に協議する仕組みである。
- 有識者：柴田久（福岡大学工学部社会デザイン工学科准教授（当時））
  - ※行政担当者は福岡県警察から柴田氏の紹介を受けた。当時福岡大学・景観まちづくり研究室では、防犯まちづくりの研究対象の1つとして、警固公園の利用実態調査等を行っていたことから、柴田氏は再整備の工事発注時の実施設計をはじめ、現場での石舗装の仕上げ監修等、多くのことにアフターフォローとして協力した。なお模型を作成する等の機会には、行政から模型作成委託として福岡大学景観まちづくり研究室に発注を行った。
- 設計者：
  - 代表設計者：（株）アーバンデザインコンサルタント
  - 設計協力者：福岡大学工学部社会デザイン工学科景観まちづくり研究室

| 年代                  | 段階                  | 行政（発注者）   | 受注者   | 地域関係者            | 有識者       |
|---------------------|---------------------|---|---|------------------|-----------|
| 2010年<br>～<br>2011年 | 1<br>基本構想時<br>事業着手時 | 福岡市公園緑地部<br>公園建設課<br>↓<br>会議の開催<br>警察 参加                  | 発注<br>設計者<br>(株)アーバンデザインコンサルタント                     | 警固公園対策会議<br>地域住民 |           |
| 2011年               | 2<br>実施設計時<br>基本計画時 | 福岡市みどりのまち推進部<br>みどり整備課<br>↓<br>会議の開催<br>警察 参加             | 発注<br>設計者<br>(株)アーバンデザインコンサルタント                     | 警固公園対策会議<br>地域住民 | 助言<br>有識者 |
| 2011年<br>～<br>2012年 | 3<br>施工時            | 福岡市みどりのまち推進部<br>みどり整備課<br>↓<br>発注                         | 発注<br>工事監理者<br>(公財)福岡市緑のまちづくり協会<br>↓<br>工事監理<br>施工者 |                  | 助言<br>有識者 |
| 2012年<br>～          | 4<br>管理運営時          | 管理運営者<br>福岡市みどりのまち推進部<br>みどり運営課<br>中央区維持管理課<br>↓<br>警察 参加 |   | 警固公園対策会議<br>地域住民 |           |

体制変遷図

■発注方式

- 基本設計・詳細設計時の発注方法
  - ・基本設計と詳細設計業務は指名競争入札で行い、地域の設計者が選定された。

## ■設計仕様

- ・以下、設計仕様に記載は無いが、利活用や設備等に関する整備上の制限を示す。
- ・機能の制約として県の条例があり、昼間 70 デシベル、夜 8 時以降は 65 デシベル以下に制限されていることで、音楽活動等を行うことは難しい立地環境である。
- ・また隣接する警固神社は土・日曜日に結婚式を行うことが多いことから、音楽活動等を行うことは難しい。
- ・このような立地環境から、電気・水道等の設備は最低限の整備となっている。

## ■上位計画

### ○「新・緑の基本計画」（2009 年 5 月、福岡市）

- ・工事発注におけるまちづくり交付金（現都市再生整備計画事業）活用時に、当計画に記載があることで整備根拠の明確化に寄与していた。

## ■事業効果

### ○利用者数の増加

- ・公園利用者は年間 10 万人を超えており、年々増加している（2017 年現在）。

### ○隣接商業施設の改修等、周辺への波及効果

- ・供用開始から 1 年後、隣接するソラリアプラザが公園側の外壁を改修し、リニューアルオープンした。プラザの広報室は「刷新した警固公園の美しい眺望を最大限に活かすため、南側外壁をガラスにする」と伝え、プラザ館長も「改修を機にこれまで背を向けてきた公園側に玄関口を置きたかった」と述べた。このことで公園側の店舗は「警固公園が一望できるカフェ」として売上を向上させている。
- ・公園に隣接する警固神社宮司からは「再整備後、神社の参拝客が増加した」との報告もあり、公園の再整備が治安改善と共に周辺への波及効果をもたらしていることが確認された。

体感治安に対するアンケート調査（福岡大学景観デザイン研究室）



「治安が良くなったか。」との質問に対して、「良くなった。」「どちらかと言えば良くなった。」の回答が 100%であり、「変わらない。」「悪くなった。」との回答は皆無だった。

### 警固公園対策会議での防犯効果についての報告

#### 少年補導件数（公園内）

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 改修前（H23.12～H24.11） | 31 件   |
| 改修後（H24.12～H25.11） | 20 件   |
| 増減率                | -35.8% |

治安に関する整備効果  
（福岡市提供）

■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

○実現方策⑤-1：施工時に助言・相談できる役割をもつ者を確保する

- ・有識者が積極的に関与すると共に、防犯といった地域のビジョンが明確であれば、優れた公共デザインが創出されるという事例である。
- ・大学の研究室が主体的に調査・研究のフィールドとしている場所であり、協議会関係者から有識者を紹介してもらうことで、デザイン監修を受けることができた。
- ・また安心安全のまちづくりに向けての情報交換の場として設立された「警固公園対策会議」が、公園再整備の計画・設計、施工、管理運営と各段階に合わせて、役割を変えながら存続することでハードからソフトまで地域住民や大学が継続して関わることができている。
- ・なお研究室では継続的に利用者の動線等に関するモニタリングを行っており、整備前後の効果を把握している。

○実現方策⑥-2：改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する

- ・警固公園の芝生はセントオーガスチンという品種で、暑さに強く踏圧にも強いとされているが、想定以上の公園利用者の多さにより表土が剥がれ、供用開始から5年で園内の芝生はほぼ無くなっている状況である。そのため、年に1回、設計にかかわった柴田氏とその学生ら主導による芝張りイベントが実施されている。
- ・「警固公園対策会議」は「警固公園利用推進会議」へと名称を変更し、新たな警固公園の利活用等を検討する場として機能し続けている。利用者の増加により、騒音の発生、ゴミやたばこのポイ捨て、便所の汚れ、といった管理上の課題の拡大、芝生の損傷・消滅等、公園施設の維持・改修に係る新たな課題も発生しているため、再整備によって生み出された健全な「賑わい」と誰もが快い「秩序」ある公園利用との共存を、どのように図っていくかが今後の論点となる。



多様な利活用の様子（福岡市提供）

## 事例 11. 南池袋公園

### ■施設の基本情報

立地：東京都豊島区南池袋

事業主体：豊島区

実施期間：2009年～2014年（構想期間）

2014年4月～2014年8月（第Ⅰ期設計期間）

2014年11月～2015年3月（第Ⅱ期設計期間）

2014年10月～2015年3月（第Ⅰ期施工期間）

2015年6月～2016年3月（第Ⅱ期施工期間）

設計費：約4,100万円

施工費：約5億7,000万円

施設の基本情報：

□敷地面積：7,818.50 m<sup>2</sup>

□建築面積：265.27 m<sup>2</sup>

□延床面積：439.65 m<sup>2</sup>

□構造：鉄筋コンクリート造、直接基礎

□主要施設：公園、カフェ・レストラン、防災倉庫

□主な受賞歴：グッドデザイン賞（2017年）



南池袋公園の全景  
（豊島区提供）

■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・豊島区は2014年、都内23区唯一の「消滅可能性都市」に指定されたが、この状況（逆境）を糧として公園や道路といった緑のある公共空間を官民が一体となって活用できるまちづくりを進めている。南池袋公園は、2015年に完成した豊島区新庁舎に続く官民協働事業である。
- ・事業の背景として、2007年に東京電力から南池袋公園の地下に変電設備を設置したいという話が持ち込まれた。それに併せて南池袋公園に地下駐輪場を設ければ、グリーン大通り沿いの路上駐輪も解消でき、①老朽化していた南池袋公園の再整備、②放置自転車の解消、③東京電力は変電用地確保、と3つの課題を一度に解決できることになった。

|       |  |
|-------|--|
| 戦前    | 根津嘉一郎氏所有の雑木林「根津山」が広がる  |
| 1945年 | 城北大空襲により池袋周辺が一面焼野原に  |
| 1946年 | 被災復興土地区画整理事業により被災した区内の寺院が現在の公園隣接地に移転   |
| 1951年 | 現在の場所に「雑司が谷公園」として開園  |
| 1966年 | 住居表示の変更に伴い「南池袋公園」に改名   |
| 1975年 | 地下鉄有楽町線の工事に伴い公園の再整備  |
| 1995年 | 城北大空襲で亡くなられた方を弔う<br>第1回「根津山小さな追悼会」開催<br>(以後毎年4月13日開催)  |
| 2009年 | 東京電力地下変電所工事に伴い公園を閉鎖  |
| 2013年 | 第1回地元住民説明会   |
| 2014年 | 第2回地元住民説明会<br>東京電力地下変電所工事完了<br>第1回類似参考事例の視察<br>池袋南自転車駐輪場オープン<br>第3回地元住民説明会                             |
| 2015年 | 豊島区新庁舎開庁にあわせて公園I期オープン<br>カフェレストラン事業者選定プロポーザル<br>第2回類似参考事例の視察<br>隣接するグリーン大通りでオープンカフェの社会実験<br>第4回地元住民説明会 |
| 2016年 | 「南池袋公園をよくする会」準備会立ち上げ<br>南池袋公園グランドオープン<br>「南池袋公園をよくする会」スタート   |

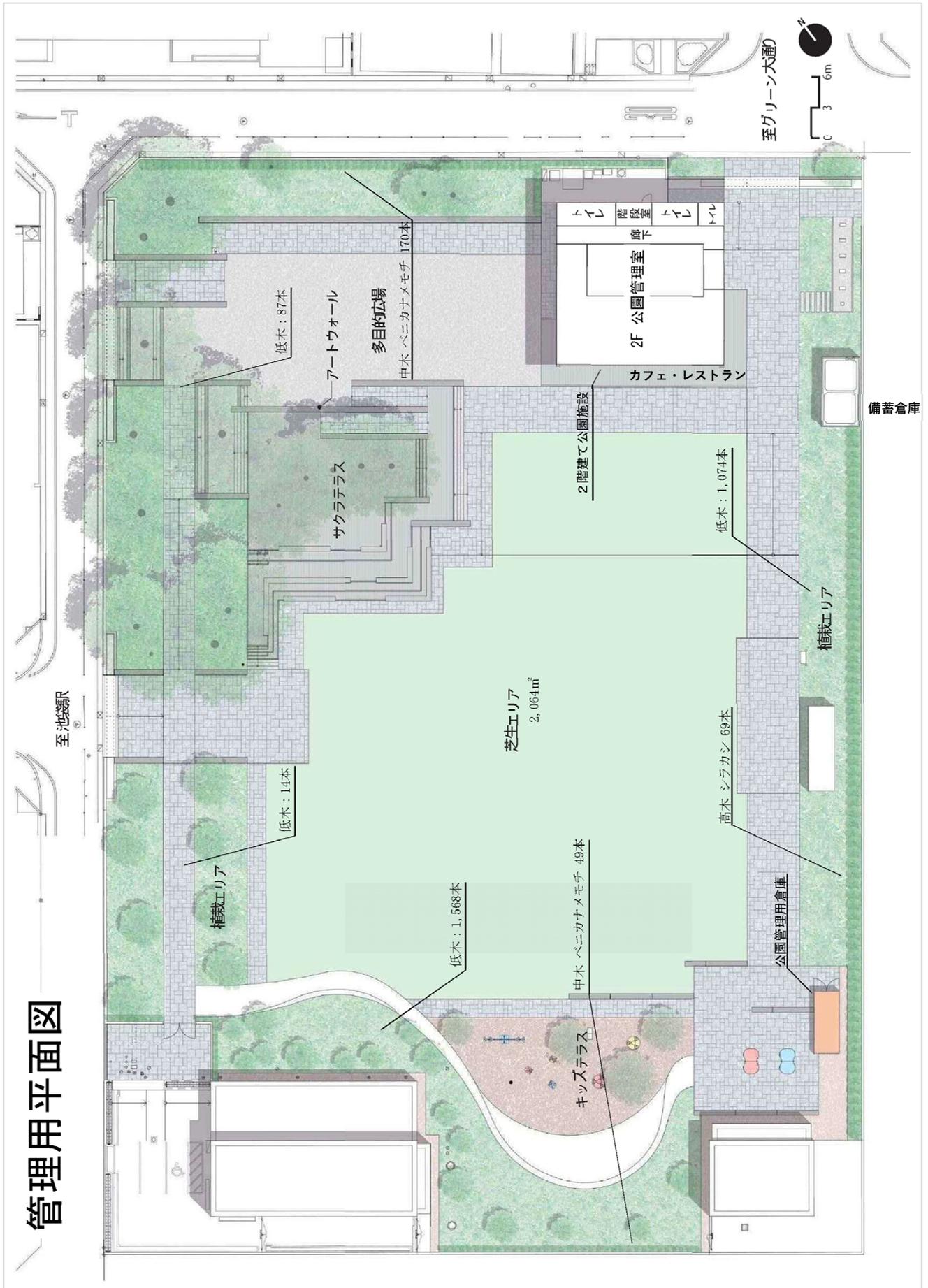
事業の経緯

○地域住民との合意形成過程

- ・整備工事のため、2009年より公園が一時閉鎖された間、地域住民とのワークショップ（WS）を行ったが、町会や商店会の強い反対があり、合意形成が保留された。地域からの最低条件は3点で、①子どもや女性が集える公園、②ホームレス等が居住しない安全・安心な公園、③毎日でも寄れる憩いの場であった。
- ・そのような状況の中、2011年3月に東日本大震災が発生し、帰宅困難者がまちに溢れる事態となった。これにより公園が担うべき役割を改めて考える機会となり、まずは区が「南池袋公園整備基本計画をつくり、地域に提示する」という方向へ転換されていった。
- ・公園を庁内で計画するにあたり、豊島区の新庁舎にてランドスケープデザインを行っていた（株）ランドスケープ・プラスに相談をしながら、計画案を作り上げていった。
- ・計画では南池袋公園を「都市のリビング」として位置づけ、災害時は炊き出し支援を、日常時は賑わいの核となるカフェ・レストランを併用しながら、売上の一部を「地域貢献費」として公園の運営に使える仕組みを考案した。
- ・2016年からは地域住民の参加による持続可能な公園経営を行うための運営組織「南池袋公園をよくする会」を立ち上げ、新たな運営手法を実践している。

■整備内容

- ・敷地中央に芝生広場を、周辺に遊具・デッキを配置した。
- ・建築は、南東に帰宅困難者対策の備蓄倉庫、公園トイレ、公園管理所、カフェ・レストランといった各機能をコンパクトに配置した。

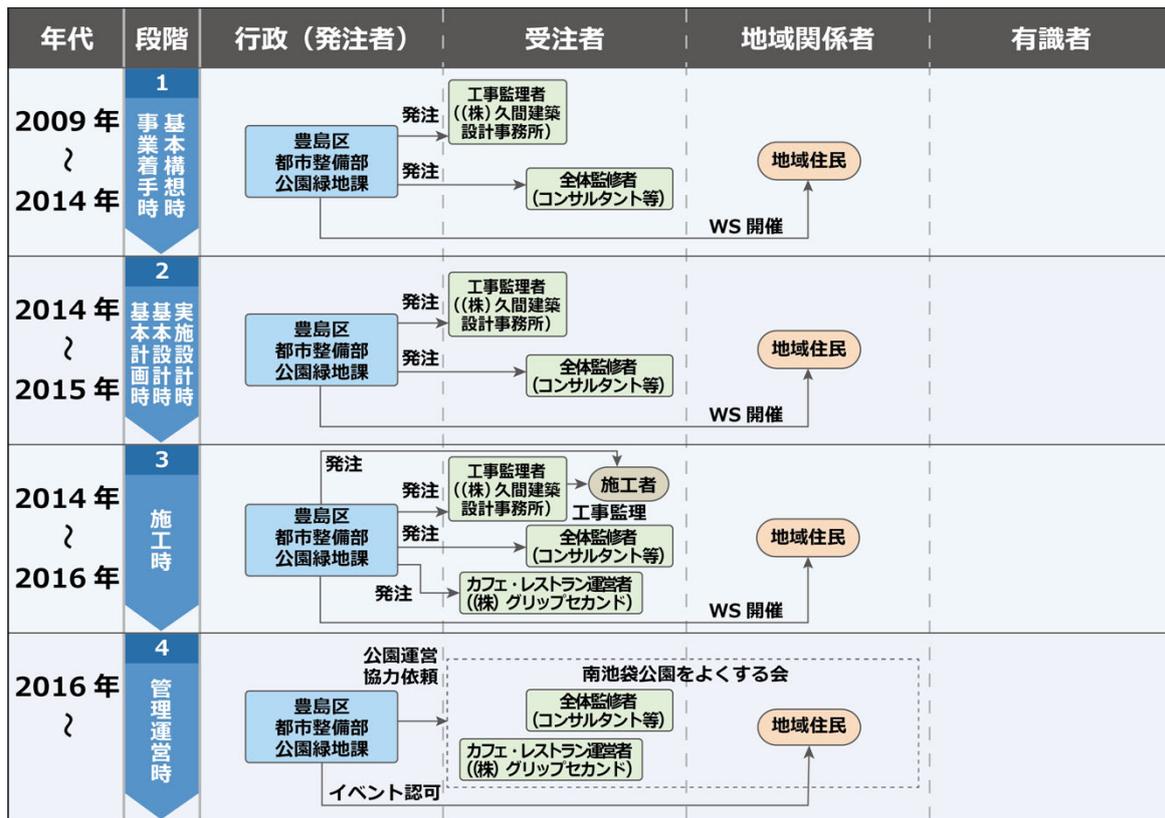


管理用平面図

平面図（豊島区提供資料に一部追記）

■組織体制

- 事業主体：豊島区
- 施設運営者：南池袋公園をよくする会
- 設計者：
  - ・代表設計者：（株）ランドスケープ・プラス（全体監修及び公園設計）
  - ・設計協力者：（株）久間建築設計事務所（建築）  
（株）トミタ・ライティングデザイン・オフィス（照明）  
氏デザイン（株）（サイン）



体制変遷図

■発注方式

○当初の発注方式

- ・2009年に「南池袋公園改修ワークショップ運営及び基本計画策定業務請負」が競争入札によりコンサルタントへ発注されていた。

○再設計時の発注方式

- ・地域住民からの反対を受け、庁内で再検討し、その相談役及び設計として（株）ランドスケープ・プラスへは特命随意契約にて発注した。

■設計仕様

○民間事業者の公募

- ・過年度業務の報告書にて通常のカフェ・レストランでは運営は難しいことが指摘され、事実、公園周辺に出店したカフェが早々に撤退する等、運営的に難しいことが予見される状況であった。そのため3ヶ月程度の募集要項作成期間を経て、2016年1月に募集を行った。
- ・カフェ・レストランの事業者はプロポーザルにより選定された。行政内部における議論の末、公募条件に共用トイレの清掃も含まれていた。
- ・10事業者の応募の中から選定されたのは、(株)グリップセカンドである。選定事業者の提案の中でも、レストラン運営をオール豊島区民で行うと共に“公園へ行く”という区民の習慣づくりにまで言及されていたことが評価された。

|  |   |
|--|---|
| <p>8. 店舗設置に関すること</p> <p>(1) 店舗構造</p> <p>① 店舗は、豊島区が建造するRC造二階建ての指定部分に内装・設備工事の上、設営し、建物全体及び店舗部分で建築基準法、その他関係法令の規定に適合させるものとする。</p> <p>② 内装、設備及び什器備品等の合計上載荷重は、2900N/m<sup>2</sup>以内とする。大型什器等を設置する際は、豊島区に確認すること。</p> <p>(2) 店舗等の設計</p> <p>店舗(サイン、看板、店舗装飾等を含む)の設計は、事業コンセプト及びデザインに関する基本的事項に沿って行うこと。また、設計・仕様・工事方法について、豊島区と協議し、承認を受けること。</p> <p>(3) 設置範囲</p> <p>店舗等は、営業時に屋外に設置する椅子及びテーブル等も含め、すべて利用区域内に納めること。※各区画への電気・給排水等の配管引込みについては、別途協議によるものとする。</p> <p>(4) 留意・制限事項(※基本的には協議による)</p> <p>① 設備機器等は、屋外に露出する場合、目隠し等を設置するなど、配慮すること。</p> <p>② 店舗の周辺には、景観を阻害する物は出さないこと。</p> <p>③ 店舗の屋根及び外壁、サッシュ、ガラス面には原則として何も設置できない。</p> <p>9. 事業コンセプト</p> <p>(1) コンセプトの考え方</p> <p>南池袋公園整備の主たる目的は、「日常的に人々が憩える空間整備に加え、災害時の帰宅困難者対策を担う機能を備える」ことにある。本公園は、都市のオアシス空間であり、老若男女問わず幅広い人たちの憩いの場となるべき場所であるが、閉鎖前の南池袋公園は、住所不定者などが滞留する公園といったイメージを持つ地域生活者も少なくない。立地的にも風営施設や繁華街などに隣接しており、若いファミリー層などが子供を連れて遊びに来たいと思える立地環境ではない。そこで、公園整備の方向性を検討した。</p> <p>(2) 公園整備の方向性</p> <p>① 健全なイメージを創り出す。</p> <p>② 年間を通して賑わいを創り出す。</p> <p>③ 小さな子供から高齢者まで、幅広い人たちが安心して集える場を創り出す。</p> <p>④ 災害時の帰宅困難者を受け入れる場を創り出す。</p> | <p>⑤ “国際アート・カルチャー都市としま”(※)の一端を担う公園を創り出す。<br/>※参考URL: <a href="https://www.city.toshima.lg.jp/kohe/27155/031960.html">https://www.city.toshima.lg.jp/kohe/27155/031960.html</a></p> <p>(3) 運営の考え方</p> <p>出店者においては、単なる店舗運営にとどまらず、公園の健全化や安心・安全な街づくりの発想を持ち、豊島区と連携しながら地域貢献やイベントの企画運営にも積極的に取り組んでもらえる出店者を選定する。</p> <p>(4) グランドコンセプト</p> <div style="text-align: center; background-color: #f0f0f0; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>南池袋 COMMON PARK</b></p> <p>地域住民のみんなが安心して集える都市のオアシス広場<br/>新たなイメージを創り出す地域貢献型施設運用の実施</p> </div> <p>10. デザインに関する基本的事項</p> <p>本施設は事業コンセプトに基づき、公園内の安全・安心の憩いの場、拠点としてシンプルで合理的な構造の中に、公園設計コンセプトになじみできるだけ開放的かつ明るいイメージで内外空間の連続性・一体的デザインを指向している。そのため店舗客席部分は全面ガラスサッシュの外装とし、天井面は内外連続した同一面とすることで、内外ともガラス越しに空や緑の風景を望むイメージとする。また、店舗デザインにおいては以上を前提にした設計とし、設計が進む中で公園、施設全体のイメージ・店舗デザインのイメージを共有し、下記色彩・サイン・看板等を含め豊島区と協議・調整するものとする。</p> <p>(1) 色彩</p> <p>豊島区アメニティ形成条例、同施行規則を遵守すること。</p> <p>(2) サイン・看板</p> <p>① 店舗の常設デザイン(デザインは各自のもの)は、東京都屋外広告物条例を遵守のうえ、壁面に馴染むようにアクセント的に設ける。設置場所及びサイズは、利用区域内で豊島区と協議の上決定する。</p> <p>② 常設サイン以外の演出のためのサインは、カフェ・レストランと一体的に設けること。</p> |
|--|---|

「豊島区立南池袋公園カフェ・レストラン設置管理運営業務事業者募集要項」の一部を抜粋(豊島区提供)

○運営の仕組み

- ・税金に頼らない公園運営の仕組みづくりを当初から計画し、実施している。
- ・具体的には、公園の維持管理費は東京電力変電所の地下占有料と東京メトロ有楽町線の地下占有料に加え、カフェ・レストラン事業者の建物使用料を資金源としている。
- ・カフェ・レストランの建物使用料については、固定分とは別に一定金額以上の売り上げが発生した場合には歩合分で10%を徴収する仕組みである。
- ・「南池袋公園をよくする会」の財源は、カフェ等の売り上げの0.5%の寄付によるものである。

## ■上位計画

### ○「豊島区都市づくりビジョン」（2015年、豊島区）

- ・「豊島区都市づくりビジョン」では、南池袋公園は人々が憩う空間であると共に、一時的な退避空間や災害情報の伝達機能、救援物資の備蓄機能を備えることとされている。

## ■事業効果

- ・平常時・イベント時双方で賑わう公園となった。ただし、空間の利用を希望するイベント事業者が多いことに対して、芝生の維持管理上全ての要望を満たすことはできず、イベント数を絞らざるを得ないという状況となっている。



利活用の様子  
(豊島区提供)

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

- ・地域住民との協議の結果、事業対象地の空間コンセプト及びその実現に向けた整備内容を抽出することができたため、その後のデザインの方針が大きく変化することはなかった。
- ・また地域住民からの強い反対を受け、行政内部でインハウスを部分的に導入した時期があったことで、主体的な取組や有識者の適切な選定が可能となった。

### ○実現方策①-1：能力の高い計画・設計者を継続して選定する

- ・区の状況を深く理解していた設計者に随意契約で発注できたことで、優れたデザインを実現する枠組みは十分に整っていた。

### ○実現方策①-1：管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する

- ・通常3年程度で担当者が異動することが行政内部では一般的であるが、当時の担当職員は継続して事業に関与しており、ノウハウ等が継承されたことが適切な管理運営に寄与している。
- ・また「南池袋公園をよくする会」には設計者が継続的に関与しており、管理運営時においても調整する役割をもつ者が確保されていた。

## 事例 12. とおり町 Street Garden

### ■施設の基本情報

立地：広島県福山市今町

事業主体：福山本通商店街振興組合

福山本通船町商店街振興組合

（上記2つの組合を合わせて、以下では商店街振興組合という）

福山市

実施期間：2011年（構想期間）

2011年4月～2015年3月（設計期間）

2015年4月～2015年12月（アーケード撤去・改修工事）

2014年8月～2016年7月（道路美装化工事）

設計費：約2,700万円（アーケード設計）、約500万円（道路設計）

施工費：約2億2,000万円（アーケード部分）、約2億3,000万円（道路美装化工事）

施設の基本情報：

□延長：435m

□幅員：8m

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 優秀賞（2017年）

グッドデザイン賞 グッドデザイン金賞（2017年）



福山市本通・船町商店街アーケード  
((C) Koji Fujii/Nacasa&Partners.Inc)

## ■事業の経緯と位置づけ

---

### ○経緯の概要と地域のビジョン

- ・ JR 福山駅の東側約 500m に位置する商店街であり、江戸時代から続く本通・本通船町商店街に 30 年前につくられたアーケードの改修プロジェクトである。
- ・ 1970 年、市の急激な人口増加と大型商業施設の駅前進出に対応するため商店街振興組合が設立された。それ以来、福山の中心商店街としての地位を確立してきた一方、1990 年代以降は百貨店出店や郊外型店舗の急増により駅前中心市街地の優位性が低下し、商店街振興組合の空き店舗率が一時 30%を超えた。
- ・ 商店街振興組合は再生方針として「地域コミュニティの活用」を掲げ、地域交流型施設や、市民参加型コミュニティ店舗、若者を対象としたコミュニティ施設を次々に開設した。

### ○商店街が抱えていた課題と設計者との出会い

- ・ 商店街に設置されていたアーケードに対しては年間 100 万円程度の維持管理費がかかっていた。電柱の撤去が商店街振興組合内で検討されたが、電柱・電線が露わになることから無電柱化の案が出た。
- ・ しかしながら、無電柱化の実施には長期の時間を要することから本整備では見送ることとした。
- ・ そのため、アーケードを撤去しながら電線・電柱の存在感を隠すため、樹木からなるガーデンストリートのコンセプトを考えた。
- ・ 商店街振興組合がコンセプトに沿う設計士を探していたところ、市内外で魅力的な建築設計を行っている前田氏（UID 一級建築士事務所）と出会い、相談することとした。

## ■整備内容

---

### ○計画コンセプト

「日光も雨風も感じるアーケード」

### ○整備範囲について

- ・ アーケード改修は商店街振興組合による事業であり、道路美装化と植栽及び道路照明が市による事業である。

### ○天蓋部分について

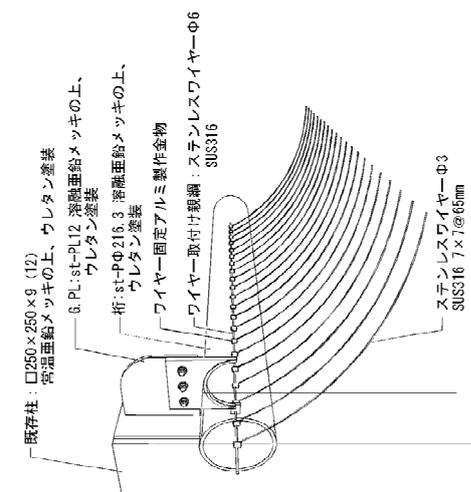
- ・ 軒を連ねる商店街の連帯感を新たな形式で生み出すため、天蓋部分は撤去している。一方でアーケードとしての歴史に誇りや愛着を感じている沿道住民もいたことから、既存の柱を活かしながら約 7,000 本のステンレスワイヤーを架け渡し、公園的な雰囲気を出した。
- ・ ワイヤーという素材を選択したのはコストや維持管理面からであり、様々な国内外のサンプルを試しながら、メンテナンスフリーのステンレスワイヤーを前田氏が選定した。

### ○植栽計画について

- ・ 植栽計画については、樹種を設計者でリストアップしたうえで、道路管理者や地域住民の要望を踏まえながら配置等を検討した。
- ・ また、商店主が学びながら植栽を維持管理していくグリーンパトロール隊なる仕組みも提案し持続可能な環境を構築した。



敷地周辺図



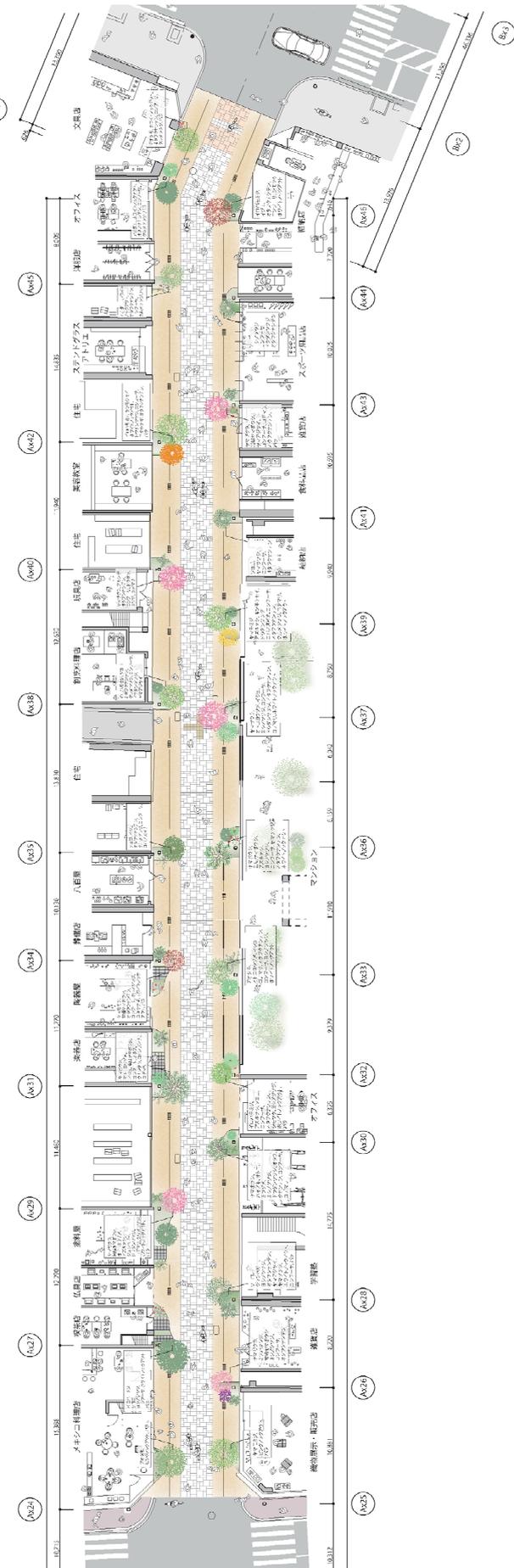
ワイヤー取付部詳細図



整備前

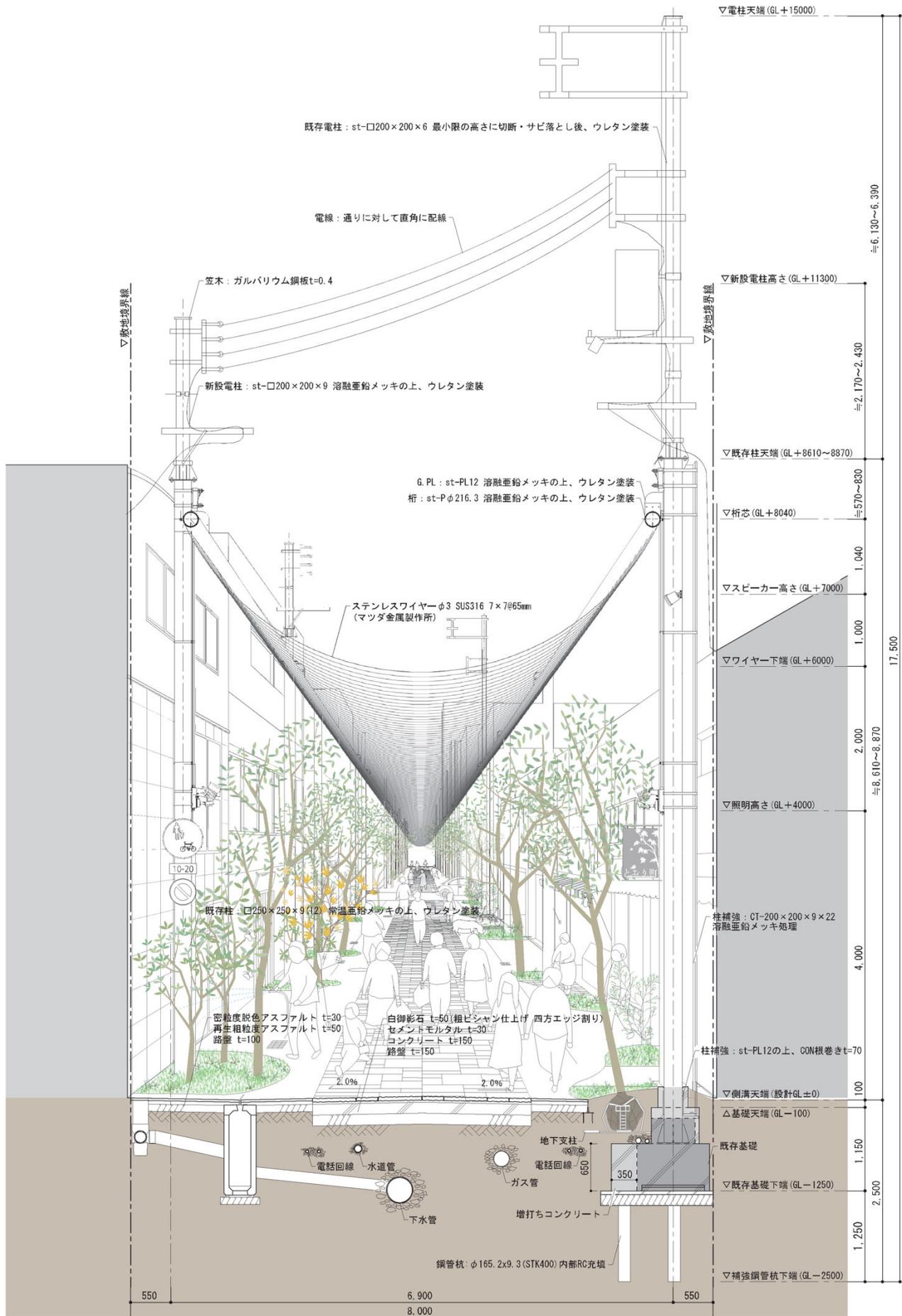


天蓋解体時



平面図

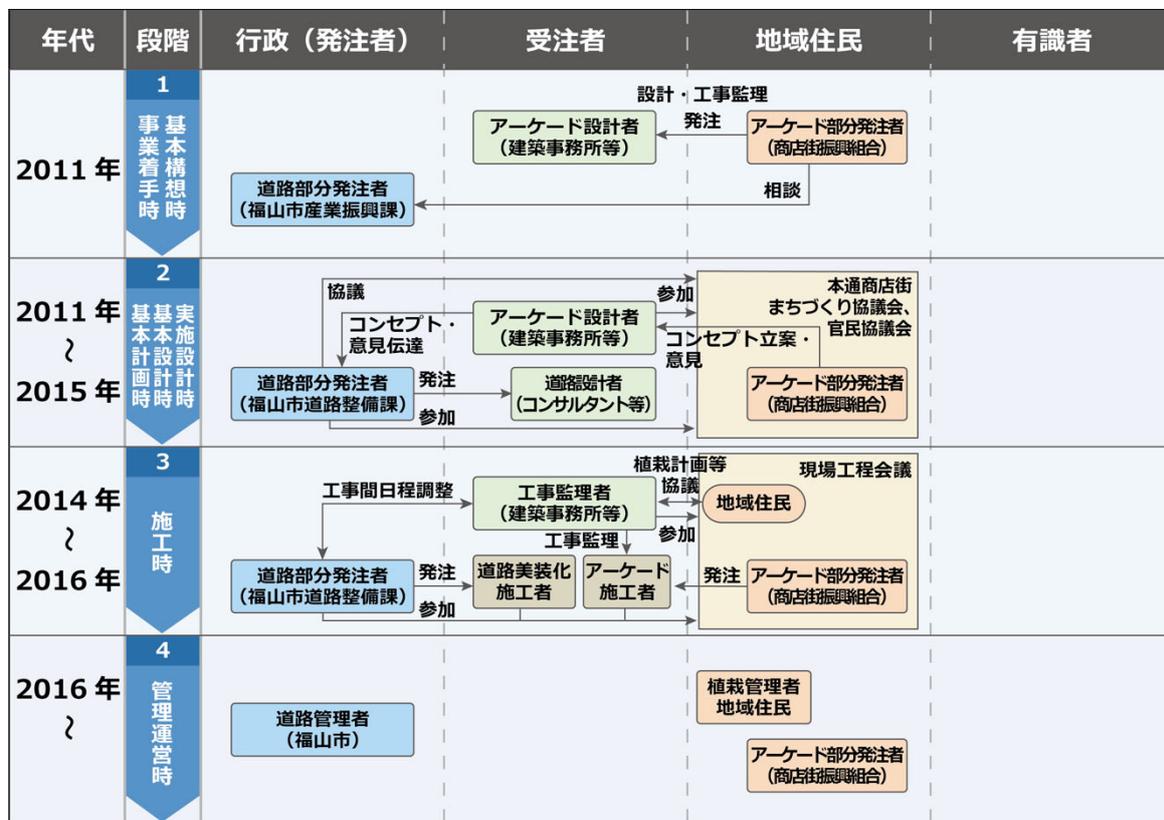
※本頁の図版は全てUID一級建築士事務所提供



断面パース図 (UID 一級建築士事務所提供)

■組織体制

- 事業主体：福山市、商店街振興組合
- 施設運営者：福山市（道路部分）、商店街振興組合（アーケード部分）
- 委員会：本通商店街まちづくり協議会、官民協議会
  - ・本通商店街まちづくり協議会は、商店街振興組合と商工会議所が中心となった協議会であり、改修内容や予算等について協議を行っていた。
  - ・官民協議会は商店街振興組合と福山市関係各課が中心となった協議会であり、アーケード整備と道路整備に関わる課題等について協議を行っていた。
- 設計者：（アーケード部分）
  - ・代表設計者：UID 一級建築士事務所
  - ・設計協力者：小西泰孝建築構造設計



体制変遷図

■発注方式

- ・アーケード改修工事は公共事業ではなく商店街振興組合による事業のため、前述した経緯にて前田氏に設計を委託した。
- ・市による事業である道路美化と植栽及び道路照明に関しては、一般競争入札で発注された。
- ・福山市は市制 100 周年のタイミングでもあったことから、道路美化事業を記念事業の1つ「胡町船町線道路美化工事」として行った。

## ■設計仕様

---

### ○アーケード撤去・改修（商店街振興組合発注）

- ・前田氏への依頼は、設計から工事監理業務まで一括で発注していた。

## ■上位計画

---

### ○福山駅周辺地区中心市街地の活性化に関する基本方針（2012年、福山市）

### ○本通商店街再生計画（2011年、福山本通商店街振興組合）

### ○本通地域「とおり町ストリートガーデン計画」推進事業

（2014年、福山本通商店街振興組合・福山本通船町商店街振興組合）

- ・市の「福山駅周辺地区中心市街地の活性化に関する基本方針」において、本通商店街を暮らしに身近な商業ゾーンとして位置づけていたことから、アーケード整備も進めやすい状況であった。
- ・商店街振興組合はまちづくり計画を作成し、認可を受けて経済産業省中国経済産業局からアーケード改修の補助金を受けた。
- ・その際、商店街振興組合はアーケード改修にソフト面の事業を加えて商店街活性化事業計画（福山らしさを発信する本通地域「とおり町ストリートガーデン計画」推進事業）を作成している。

## ■事業効果

---

- ・再生事業開始当時、空き店舗は15店舗あったが、2017年6月時点では5店舗まで減少し、現在も空き物件に対し月に数件の問い合わせがある。
- ・一方で、商店街全体の売上高は11%増とまだ目標達成には至っておらず、さらなる工夫が求められている。近年では近隣商店街との連絡協議会が発足した。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

---

### ○実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

- ・商店街振興組合内に設置された街づくり事業部が、商店街再生のための活性化計画を作成したことが事業の発端である。その過程において、経済産業省中国経済産業局に地域商店街活性化事業の位置づけとする旨を相談し、当局の助言をもとに800サンプルの市民アンケートを実施した。その結果、環境整備事業におけるハード事業としてアーケード改修を行うという方向性を得た。
- ・計画のたたき台をもとに地域住民や福山市、有識者を交えワークショップ形式で協議することで、地域が目指す方向性や設計依頼内容を明確なものとしたうえで前田氏へ設計を依頼し、優れた公共デザインを実現させた。
- ・また植栽について、商店街振興組合で維持管理グリーンパトロール計画を立てて地域で日常的な管理をしている。

### ○実現方策②-3：複数の施設や事業で部局間や行政間を超える関係性を築く

- ・福山市は商店街振興組合からのデザイン等についての要望を受け、魅力的な空間になるようアーケード部分と道路部分の調和を図った。

### ○実現方策③-1：能力の高い計画・設計者を継続して選定する

- ・アーケード部分については、商店街振興組合が設計から工事監理業務まで一括で前田氏に依頼したことで設計者の継続関与が可能となった。

## 事例 13. 佐賀城公園ころろざしのもり

### ■施設の基本情報

立地：佐賀県佐賀市城内

事業主体：佐賀県

実施期間：2016年～（構想期間）

2016年11月～2018年1月（設計期間）

2017年8月～2018年3月（施工期間）

設計費：－

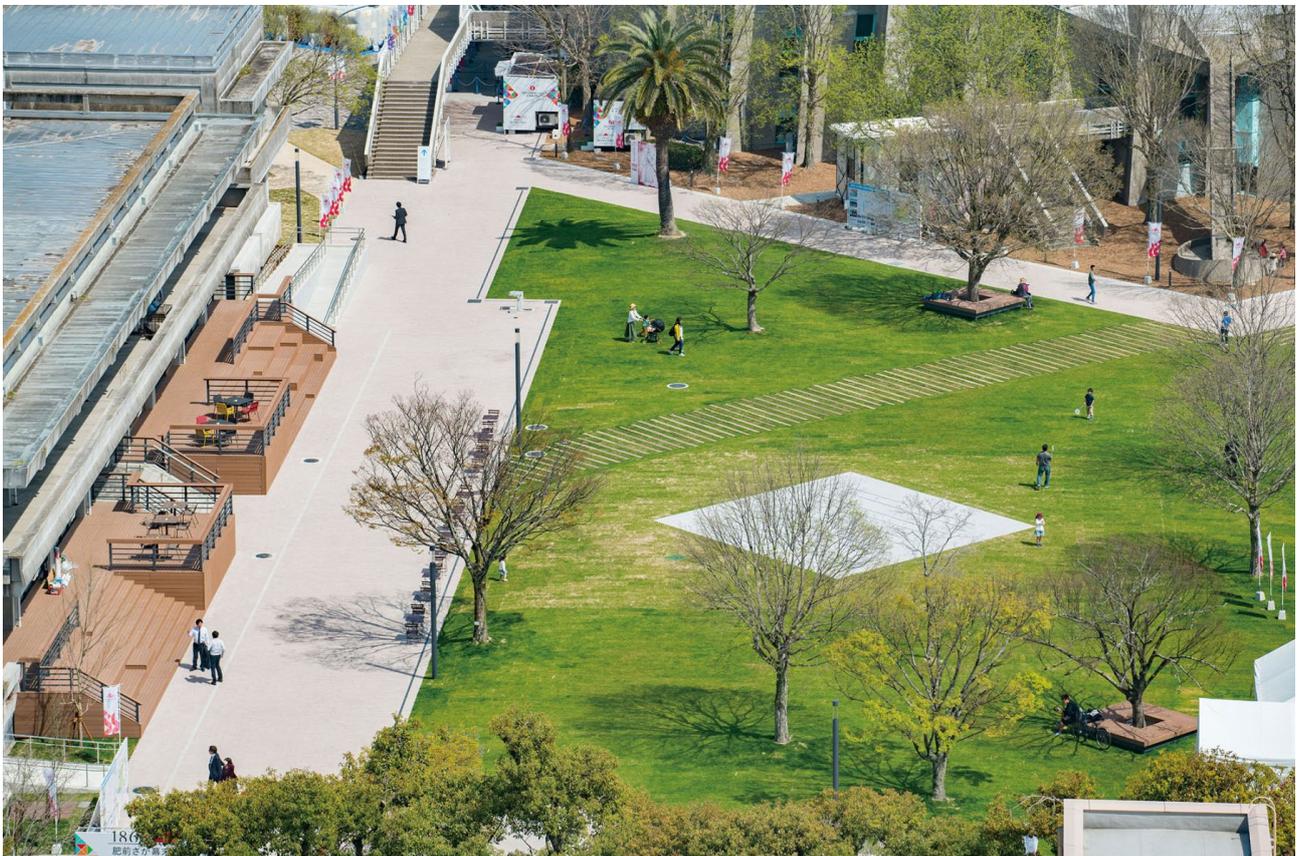
施工費：約3億8,000万円（設計費等含む総事業費）

施設の基本情報：

□面積：約0.8ha

□主要施設：階段デッキ、園路、噴水、ベンチ

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 奨励賞（2019年）



佐賀城公園ころろざしのもりを鳥瞰から望む  
（佐賀県提供）

■事業の経緯と位置づけ

○経緯の概要

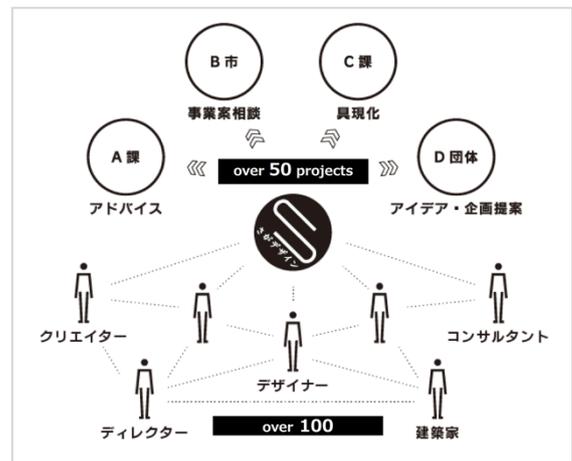
- ・佐賀県では「総合計画 2015」の基本理念「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を実現するため、施策を推進する上で佐賀らしさを磨く視点の1つとして「さがデザイン」という取組を行っている。
- ・「さがデザイン」とは、政策立案にデザインの視点を導入するために新たに県庁内に設けられた組織であり、且つ仕組みでもある。
- ・一般的な行政の仕組みや意思決定（組織の縦割りや担当者の異動、ピラミッド的な意思決定）では、通常プロモーションやコミュニケーションを伴う事業や施策について統一性や一貫性の担保は難しく、また画一的なものとなってしまう可能性があるが、県庁内の部局を越えた「さがデザイン」の仕組みを通して、事業構想の段階からデザインの視点を加えることにより独創性のある事業や施策を創出している。
- ・政策課さがデザイン担当が、佐賀に縁のあるクリエイター等とのネットワークを構築し、事業・施策の相談窓口として福祉、教育、産業等あらゆる部局にわたるプロジェクトにデザインの視点を導入している。

○勝手にプレゼン FES

- ・さがデザインの創設をきっかけに、「勝手にプレゼン FES」という年1回のイベントが佐賀県内で開催されるようになっていく。
- ・主催者・参加者は佐賀に縁のあるクリエイターとなっており、彼らが知事に対し、持ち時間1人5分で自由なアイデアの提案を行う。
- ・実績として、これまでに複数のプレゼン内容が県内で実際に事業化していたり、形を変えながら実現が模索されたりしている。

○事業の位置づけ

- ・2016年7月15日、「勝手にプレゼン FES」において、(株)OpenA 馬場氏が佐賀城公園のリノベーションについてプレゼンを行い、実際に事業化された。
- ・なお、(株)OpenA は本リノベーション事業に係る監修を行っていた。



さがデザインが担う役割  
(佐賀県提供)

■整備内容

○設計コンセプト

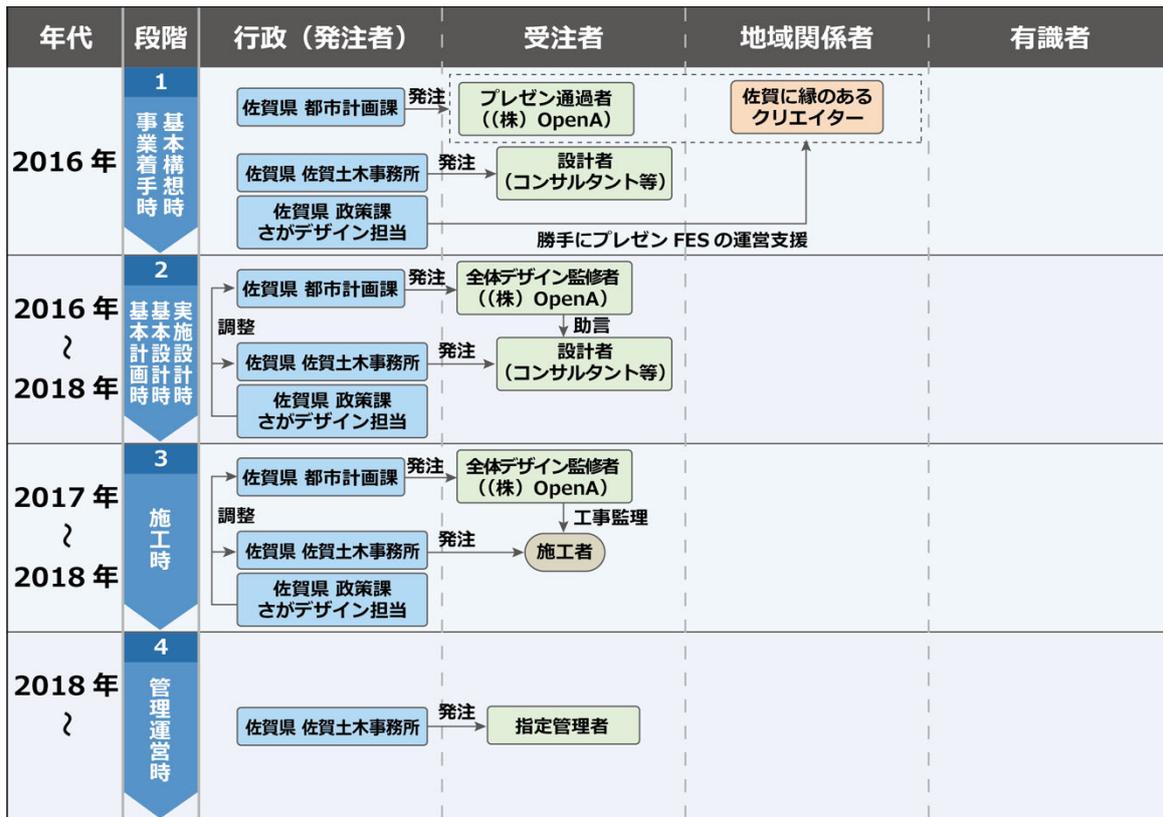
- ・「居心地の良い日常の図書館公園」
- ・県内外から多くの方々が集う賑わいの空間を創出するため、県立図書館と公園をつなぐ快適な動線及び視界の確保を行い、カフェで飲み物を買ってデッキでくつろぐことや、子どもが走り回ることができる場とするための設計、整備を行った。



佐賀城公園ころざしのもり改修平面図（佐賀県提供）

■組織体制

- 事業主体：佐賀県
- 施設運営者：指定管理者
- 設計者：
  - ・（株）オープン・エー（OpenA）（全体デザイン監修）
  - ・（株）アルセッド建築研究所（図書館デッキ接続部デザイン監修）
  - ・サンコーコンサルタント（株）佐賀営業所
  - ・（株）協和コンサルタンツ佐賀営業所



体制変遷図

## ■発注方式

### ○基本設計時の発注方式

- ・基本設計時には佐賀城公園周辺の全体ディレクション（ビジョン検討から各エリアのデザイン監修）業務が（株）OpenA に随意契約で発注された。

### ○詳細設計時の発注方式

- ・詳細設計は一般競争入札で行われた。
- ・詳細設計では、（株）OpenA と都市計画課、土木事務所、設計者4者で協議が行われた。
- ・なお2018年の「肥前さが幕末維新博覧会」に向けて円滑に事業を進めることが求められた背景もあり、政策課さがデザイン担当が横断的に上記協議の調整を行った。

## ■設計仕様

- ・以下に（株）OpenA に委託されたディレクション業務の仕様書を記載する。

|  |  |
|--|--|
| <p>別紙1「仕様書」</p> <p>1. 目的<br/>佐賀城内エリアに点在する公共施設の改修と合わせ、エリア内を周遊したくなるよう面的にリノベーションすることで、来訪者が佐賀の魅力を確認する佐賀「再興」の拠点となるエリアに再構築させる。</p> <p>2. 概要<br/>本仕様書は、業務委託契約書第2条に規定する業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものももちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、甲と乙が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行にあたらなければならない。</p> <p>3. 業務内容<br/>業務内容は下記の項目のとおりとする。</p> <p>1) 城内エリアのエリアデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①城内エリアのビジョン検討・方針の決定             <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア全体の将来像、各エリアの位置付け</li> </ul> </li> <li>②城内エリアのデザイン方針の検討・方針の策定             <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア全体のデザイントーン&amp;マナーの調整</li> </ul> </li> <li>③城内エリアの運営方針の検討・監修             <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア全体の運営手法、運営主体、公募方針</li> </ul> </li> <li>④城内エリアのイメージ戦略の検討・監修             <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア全体のプロモーション、サインデザイン</li> </ul> </li> </ul> <p>2) プロジェクトのトータルディレクション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全体定例会議への参加・アドバイス             <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の部局調整会議</li> </ul> </li> <li>②定例会議（分科会）への参加・アドバイス             <ul style="list-style-type: none"> <li>・隔週でのスカイプ会議</li> </ul> </li> </ul> <p>3) 図書館南エリアデザインの監修及びアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①図書館南エリアのデザインの検討・監修             <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインに関する現場調整</li> </ul> </li> <li>②図書館南エリアの運営手法の検討・監修             <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体・指定管理者・行政間の役割、運営方法</li> </ul> </li> <li>③図書館南エリアのプロモーション手法の検討・監修             <ul style="list-style-type: none"> <li>・集客、コンテンツ、プロモーション</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>4) 博物館・美術館エリアの基本構想・デザイン監修             <ul style="list-style-type: none"> <li>①博物館・美術館エリアの基本構想の検討・方針の策定                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的な整備方針の立案</li> </ul> </li> <li>②博物館・美術館エリアのデザインの検討・監修                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインに関する現場調整</li> </ul> </li> <li>③博物館・美術館エリアの運営手法の検討・監修                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体・指定管理者・行政間の役割、運営方法</li> </ul> </li> <li>④博物館・美術館エリアのプロモーション手法の検討・監修                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・集客、コンテンツ、プロモーション</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>5) 城内エリア関連施設計画に対するディレクション             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地方創生拠点整備交付金事業に関するデザイン監修                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生拠点整備交付金事業関連施設整備について</li> </ul> </li> <li>②外構デザインに関する整合性の監修                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁前道路・照明整備のデザイン・コンセプトの整合</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4. 業務成果<br/>業務成果については、上記業務内容の各項目を、一式の成果品として納品することとする。</li> <li>5. 一般仕様             <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 乙は、業務の実施に当たって県職員との連絡を密にし、遺漏のないようにすること。</li> <li>2) 乙が業務をおこなうにあたり必要となる旅費は、委託料に含めるものとする。</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|

「トータルディレクション業務」委託仕様書より抜粋  
(佐賀県提供)

## ■上位計画

### ○「佐賀県総合計画 2019」（2019年7月）

- ・佐賀城公園に限らず、「適正な土地利用や道路・公園といった都市施設のユニバーサルデザイン化を含めた整備等により、良好な都市環境の形成を進める必要がある」ことが明記されている。
- ・また地域再生計画に基づく佐賀城周辺エリアリノベーション事業があり、当事業で実施したエリアだけでなく他部局が行う事業とも連携を行い、佐賀城周辺の面的なエリアの活性化を目指している。

## ■事業効果

- ・ターゲットとして想定していた親子の利用者も多くみられ、賑わいを生んでいる。



利活用の様子  
(左：(株) OpenA 提供、右：佐賀県提供)

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策◎-2：庁内組織全体で設計意図を共有する

- ・「さがデザイン」が画期的な点として、クリエイターが行政の政策立案の初動から実行までの全体に一貫して関わり続けることのできる仕組みであることである。
- ・大規模な事業の場合、計画を策定し、事業を実施するまでに関係者委員会等を設置することが一般的であるが、政策課さがデザイン担当が他部局やクリエイターと調整を密に図ることで、庁内組織全体で設計意図を共有し、円滑な委員会の設置等を実現させた。

### ○実現方策◎-2：デザイン監修業務を発注する

- ・トータルディレクション業務によって、施工時まで監修することで、デザイン・設計意図が施工者へ適切に伝達され、良質な空間が創出された。
- ・県立図書館の改修事業では、内部（読み聞かせエリア）と公園（デッキ）が繋がるように調整を行う等、連坦する事業との調整を行い、全体で良質なデザインが創出された。

## 事例 14. 中尊寺通り

### ■施設の基本情報

立地：岩手県平泉町

事業主体：岩手県

実施期間：2003年～2010年（構想期間）

2010年～2013年（設計期間）

2013年～（施工期間）

設計費：－

施工費：－

施設の基本情報：

延長：約1.4km

幅員：7～9m

主要施設：道路、小公園、照明等附属施設

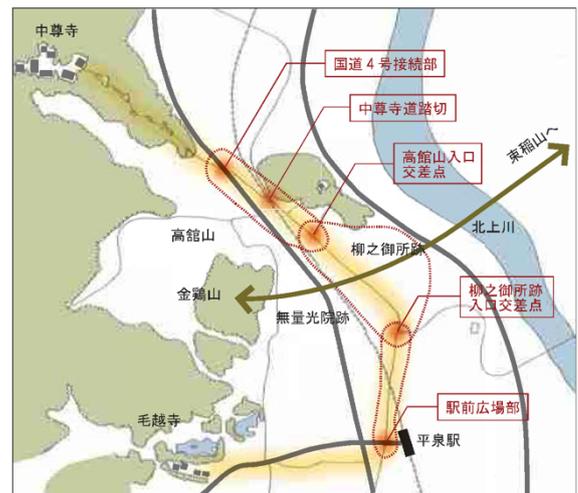


中尊寺通りのイメージパース  
（「中尊寺通り全体意匠及び景観設計管理業務委託検討概要書」（2011年3月）より、岩手県提供）

■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・ 県道平泉停車場中尊寺線（以下中尊寺通り）は JR 平泉駅と中尊寺を結ぶ延長 1.4km、幅員 7～9m 程度で、複数の歴史的資源を接続する世界遺産として観光上重要な道路であると共に、沿道住民の生活道路である。
- ・ 2003 年度に策定された「平泉町都市計画マスタープラン」において、中尊寺通りは観光回遊のための主要ルートとして位置づけられ、コミュニティモールとして整備することとなった。
- ・ 2008 年に現国道 4 号が整備されたことで通過交通の主要経路が転換され、幅員再構成及び無電柱化が事業化された。



位置図（「中尊寺通り全体意匠及び景観設計管理業務委託検討概要書」（2011 年 3 月）より、岩手県提供）

○デザイン及び事業実施上の課題

- ・ 中尊寺通りは、以下のような事項に対してデザイン上配慮することが求められた。
  - ①東北有数の観光資源である地域に対して、高度な道路デザインへの要求
  - ②特別史跡内での整備であるため、電線共同溝の設置と地下遺構の保存の両立
  - ③中尊寺通りの歴史の蓄積や機能を考慮したデザイン
  - ④歩行者の安全確保
  - ⑤並木敷の回復を見越した長期的視野に立ったデザイン

■整備内容

○計画コンセプト

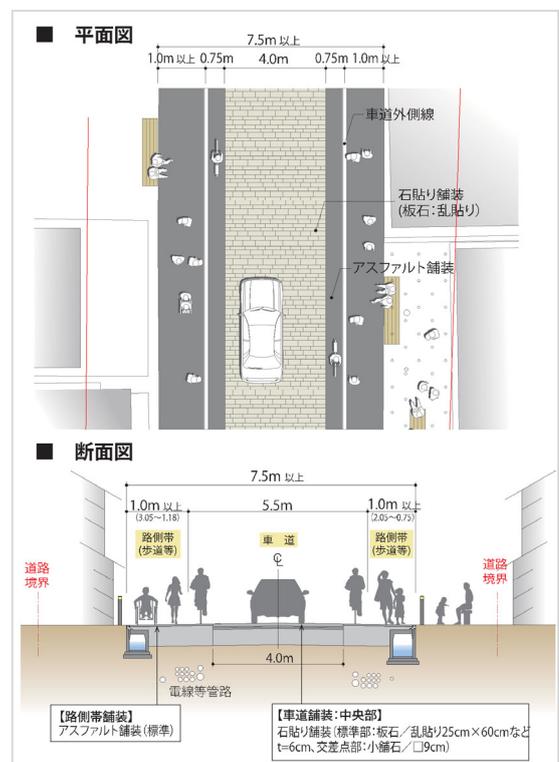
「平泉の遺構を紡ぎ、  
時と人がゆるりと流れる日常へ」

○道路幅員の再構成

- ・ フラットな路面構成としたと共に、道路交通法の基準を満たす路側帯を両側に確保している。
- ・ 車道は両側と異なる素材を適用し、幅員を狭く見せる視覚的効果を持たせている。

○舗装デザイン

- ・ これまでの道路は、車道に走りやすいアスファルト舗装、歩道に歩きにくいブロック張り等が用いられていたため、舗装構成を逆転させたデザインとしている。
- ・ 歩道部には共同溝が設置され、将来的に掘削による美観劣化が危惧されたこともアスファルトを採用した要因となっている。

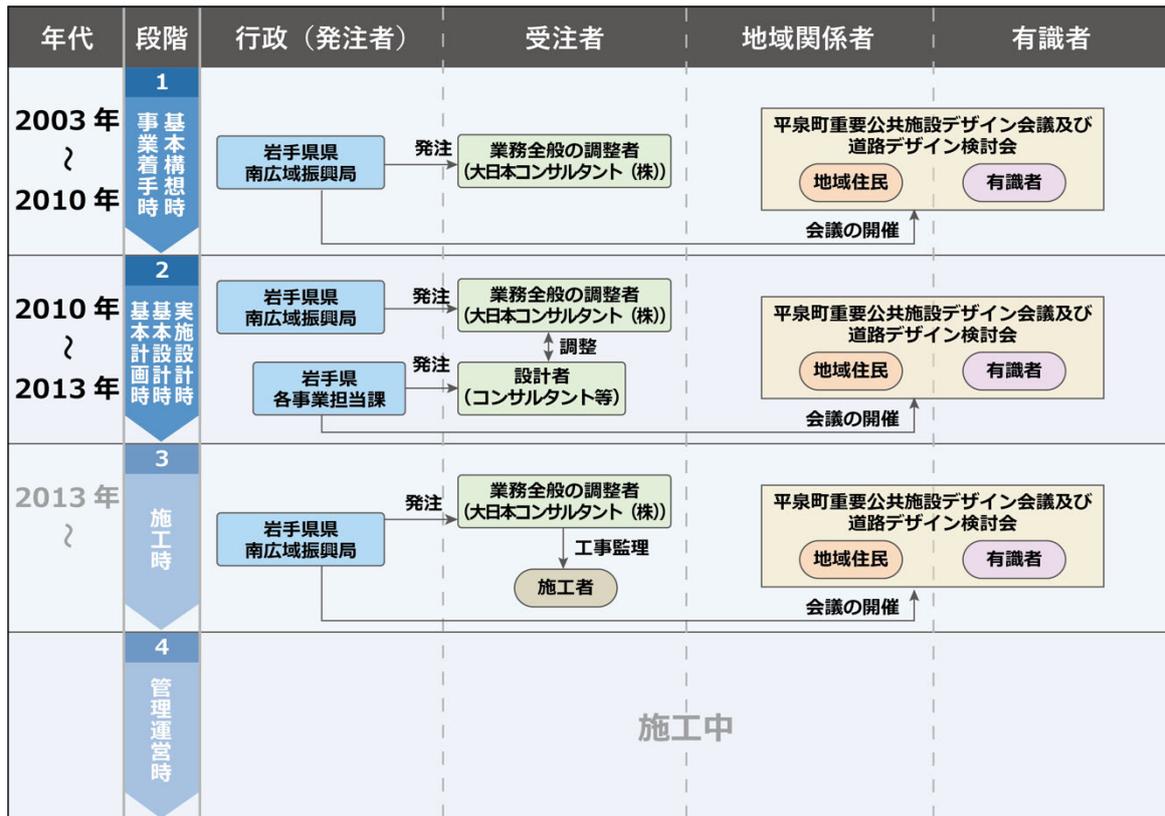


中尊寺通り商店街地区の平面・断面イメージ図（「中尊寺通り全体意匠及び景観設計管理業務委託検討概要書」（2011 年 3 月）より、岩手県提供）



■組織体制

- 事業主体：平泉町
- 施設運営者：平泉町（予定）
- 委員会：平泉町重要公共施設デザイン会議、道路デザイン検討会
- 設計者：
  - ・代表設計者：大日本コンサルタント（株）
  - ・設計協力者：（株）ワークヴィジョンズ



体制変遷図

■発注方式

○プロポーザルによる事業者選定体制

- ・簡易公募型プロポーザル方式により行い、選定のため「県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）全体意匠及び景観設計管理業務委託建設コンサルタント選定委員会」を設置した。
- ・選定委員会は、景観デザインに関する有識者2名、中尊寺要職、平泉町、県（県土整備部、教育委員会）の6名で構成することとし、デザイン能力等を審査する体制を整えた。
- ・なお、岩手県がプロポーザル形式として発注することは当時異例であったということから、中尊寺通りが重要な場所ということが行政内部に認識されていたことを示している。

○契約金額

- ・上記により選定された設計者（コンサルタント業務）への委託費は3,500万円であった。

■設計仕様

○配置予定技術者の資格要件

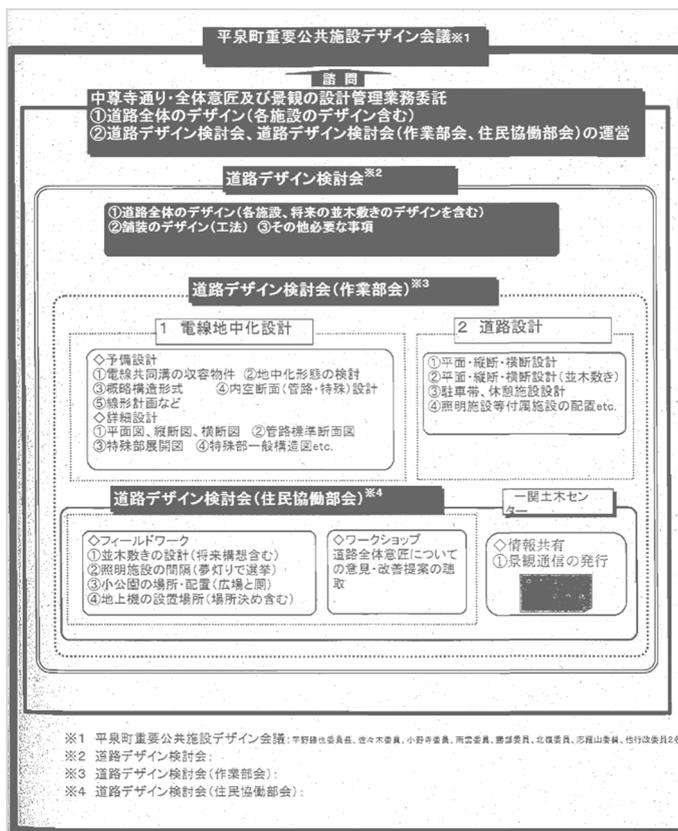
- ・管理技術者は共同企業体（JV）の場合は代表構成員に所属し、デザインを統括する十分な能力と実績を有していることとして、技術士資格だけでなく景観分野における過去の実績・受賞歴を求めた。
- ・公募の際には、全てのJV構成員が建設コンサルタント登録する必要は無いこととし、デザイン事務所も公式に参画できる仕組みとした。

○提案書作成時の工夫

- ・技術提案は、技術提案全体のコンセプトをA3用紙1枚に集約したものと、中尊寺通りにおける3つのゾーンについてのイメージパースをA3用紙各1枚ずつの提出により行った。
- ・また技術提案全体のコンセプトの中には景観に配慮すべき事項を5つ以上列挙することとした。

○継続的な業務関与の仕組み

- ・中尊寺通りの道路工事において、デザイン設計案の確実な施工を担保する仕組みとして、設計者が随意契約により継続的にデザイン監理に関与できる仕様となっていた。



取組体制  
 「一般県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）  
 全体意匠及び景観設計管理業務委託」  
 特記仕様書より、岩手県提供

**第1条 適用範囲**  
 この特記仕様書は、一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区道路景観デザイン設計監理業務委託に適用する。  
 本特記仕様書に記載のない事項については、『委託業務共通書（設計業務等編）』（平成22年10月1日以降に適用 岩手県土木整備部）による。

**第2条 目的**  
 本業務は、一般県道平泉停車場中尊寺線西磐井郡平泉町志羅山地区において、平成22年度に実施した一般県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）全体意匠及び景観設計管理業務委託（以下「昨年度業務」という。）の成果に基づき、次の業務を行うものである。

- 1 道路照明デザイン設計
- 2 道路景観デザイン監理
- 3 電気設備設計
- 4 遺産影響説明資料の作成
- 5 道路設計

**第3条 貸与資料**  
 本業務の実施に当たり、次の資料を貸与する。

- 1 平成22年度一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区道路詳細設計業務委託成果品
- 2 平成22年度一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区電線共同溝予備設計業務委託成果品

**第4条 業務内容**  
 本業務の目的を達成するために、以下の項目について実施するものである。

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 1 道路照明デザイン設計                         | 1式    |
| 2 電気設備設計                             | 1式    |
| 3 景観デザイン監理（道路休憩施設（トイレを除く）、電線共同溝詳細設計） | 1式    |
| 4 景観デザイン監理（トイレ設計分）                   | 1式    |
| 5 協議資料作成                             | 1式    |
| 6 委員会運営補助                            | 1式    |
| 7 遺産影響説明資料作成                         | 1式    |
| 8 報告書作成                              | 1式    |
| 9 報告書作成（電気設備設計・トイレ設計監理）              | 1式    |
| 10 道路詳細修正設計                          | 1.4km |
| 11 交差点詳細設計                           | 1箇所   |

**第5条 別途発注業務との調整**  
 本業務の実施に当たっては、別途発注している次の業務との調整を図ること。

- 1 一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区電線共同溝詳細設計
- 2 一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区道路休憩施設測量設計業務委託
- 3 一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区踏切測量予備設計業務委託
- 4 一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区電線地中化（踏切部）詳細設計業務委託

随意契約による継続業務の仕様書  
 「一般県道平泉停車場中尊寺線志羅山地区  
 道路景観デザイン設計監理業務委託」  
 特記仕様書より、岩手県提供

## ■上位計画

### ○「平泉町都市計画マスタープラン」（2003年度当時、随時更新）

### ○「中尊寺通りまちなみの方向性」（2009年度）

- ・2009年度に行われた平泉町及び中尊寺通りまちなみ整備検討会作業部会により、沿道空間のデザインコードである「中尊寺通りまちなみの方向性」が決定された。
- ・方向性を踏まえ、デザイン上難易度が高い課題が多かったことから、本事業に関する業務が発注され、上記デザインコードからなる空間を地域住民と協議しながら実現することが求められた。

## ■事業効果

- ・現在事業進捗中であるため、事業効果は未検証である。
- ・なお中尊寺通りの事業の一環として、3ヶ所の小公園を設置する予定である。中尊寺通りのデザインプロセスと同様に、2010年から地域住民等と協議しながら機能等を決定した。
- ・それぞれの愛称も一般公募され、「高館小公園」と名付けられた公園が2015年4月1日に開園した。



完成した高館小公園  
（「平泉・中尊寺通り通信」  
（2015年2月、第7号）より）

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策⑧-2：計画・設計者をコンペティション方式やプロポーザル方式で選定する

- ・デザイン及びマネジメント業務を発注する段階で、県としては異例のプロポーザル形式を採用し、またその公募要件も技術士に加えて RCCM 等の資格でも参加可能とすることで門戸を広げ、優れた設計者を選定することが可能となった。
- ・実際の空間の質に影響する、デザイン監理を行うことができる発注方式であるため、良好な空間が創出されると見込まれている。

### ○実現方策⑨-2：庁内組織全体で設計意図を共有する

- ・短期間でデザイン方針（検討概要書）をまとめ上げたことで、各事業担当課が迅速にその内容を把握し、本事業の初期より一貫した方針で空間を創出することが可能となっている。

### ○実現方策⑩-4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する

- ・地域住民が別途部会を立ち上げ、フィールドワーク等を行い設計者と連携することで、地域特性や利活用が反映されやすいデザインプロセスとなっている。

## 事例 15. あそべるとよたプロジェクト・ 豊田市都心地区空間デザイン基本計画

### ■施設の基本情報

立地：愛知県豊田市

事業主体：あそべるとよた推進協議会（あそべるとよたプロジェクト）  
豊田市（豊田市都心地区空間デザイン基本計画）

実施期間：2015年4月～（あそべるとよたプロジェクト）  
2016年4月～（豊田市都心地区空間デザイン基本計画）

設計費：－

施工費：－

施設の基本情報：

□検討対象地：豊田市駅周辺の7エリアにおける公共・民間の広場や空地（あそべるとよたプロジェクト）  
豊田市駅及び新豊田駅周辺の公共の都市施設（豊田市都心地区空間デザイン基本計画）

□主要事業：広場等の利活用（あそべるとよたプロジェクト）  
広場等の利活用を踏まえた再整備（豊田市都心地区空間デザイン基本計画）

□主な受賞歴：まちなか広場賞 奨励賞（2015年）



新豊田駅東口駅前広場の第1期工事完了後の活用状況の様子（豊田市提供）

■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・1988年10月に完成した豊田市駅の西口にあるペDESTリアンデッキは、現在通勤・通学者等で約2万2千人／日の通行量がある。しかし利用者のほとんどが、ペDESTリアンデッキを豊田市駅と愛知環状鉄道の新豊田駅間の移動にしか利用していないため、空間が十分に活用（「つかう」）されておらず、まちへ回遊することがない等の課題があった。
- ・そのため市は、まちの賑わい創出と商業活性化のため、豊田市中心市街地活性化基本計画に「ペDESTリアンデッキ活用事業」を示した。また市民や来訪者等にとって魅力的なエリアとなっていくためには、豊田市駅の東口についても使いやすく、行きやすく、憩いたくなる新たなまちの顔を創出（「つくる」）することで、東西をつなぎ、回遊性を高めることが求められた。
- ・そこで、豊田市はデザイン監修を民間企業に委託し、まちの賑わい創出と商業活性化のため、「つかう」と「つくる」が両輪となって、駅東口・西口双方の検討を進めている。
- ・ここでは特に「あそべるとよたプロジェクト」について概要を紹介する。「豊田市都心地区空間デザイン基本計画」の取組については、第II章「c. 監理業務委託」の事例にて記載しているため参考にされたい。

○あそべるとよた推進協議会の設立

- ・計画を受けて、道路（公共空間）を活用する「あそべるとよたプロジェクト」の最初の取組として、「すわれるデッキ WEEK」、「あそべるデッキ DAYS」を行った。
- ・これらの取組の検証結果をもとに、豊田市ではデッキの余剰空間であった 385 m<sup>2</sup>を道路区域から除外して広場化することを決定し、関係機関と協議を行い、2015年9月、「ペDESTリアンデッキ広場（以下、デッキ広場）」を開設した。
- ・また都心地区にあるデッキ広場等の官民の公共空間9ヶ所を、同時かつ一体的に活用する組織として、「あそべるとよた推進協議会準備会」（2016年4月以降は「あそべるとよた推進協議会」）を設立した。
- ・本協議会設立の背景として、管理者が異なり独自の管理運営ルールを有していることから、利用者からすれば公物管理法による規制や利用料金の差異があるため使いづらい状況であり、統一した枠組みを設ける必要があったことである。



取組の構想（豊田市提供）

■整備内容

○「すわれるデッキ WEEK」によるペDESTリアンデッキ広場の開設

- ・「あそべるとよたプロジェクト」を立ち上げる前段階として、2015年5月から6月に行った社会実験「すわれるデッキ WEEK」では、デッキ上にイスとテーブルを設置し、滞留行動の誘発実験を行った。デッキに一定の滞留行動を生み出すことに成功した一方、法律上道路に位置づけられるため、座具等の設備が一時的な設置しか認められない等の課題もあがった。
- ・そのため、デッキの中央（約 400 m<sup>2</sup>）を道路区域から除外して普通財産とし、ベルトパーテーションで区切ること、デッキ広場を開設し、広場の運用基準に基づいて管理している。また、社会実験を通して、給排水の設備や Wi-Fi、防犯カメラ等の必要性も把握することができたため、これらも整備した。

○「あそべるとよた DAYS」による活用の体制づくり

- ・2015年秋の取組として同年10月から11月の約1ヶ月間、「あそべるとよた推進協議会準備会」の主催により「あそべるとよた DAYS」を開催した。この取組は、都心の公共空間9ヶ所を対象に、広場の使用者・プログラムを公募し実践してもらうもので、期間中31団体がさまざまなプログラムを実施した。
- ・特にデッキ広場ではカフェ・バーが設置されたほか、朝ヨガやフラダンスの披露、ストリートサッカーの大会等が行われ、これまで単なる歩行空間だった場所が、憩いやにぎわい創出の空間となった。
- ・また「あそべるとよた DAYS」も期間を5か月に拡大して、「あそべるとよた DAYS 2016」として7月22日から11月30日まで実施し、さらに広場の使い手を増やすこととなった。
- ・期間中はそれぞれの広場の受付窓口・広場使用料を統一し、広場を使いやすい仕組みを整えた。
- ・広場使用料は、平日・休日・時間等で細かく設定されており、例えば休日に営利の活動を1日全面で実施すると使用料は10,000円である。使用者は「あそべるとよた推進協議会」事務局である豊田市商業観光課に使用申請する仕組みになっている。

○「都心の未来デザインブック」の作成

- ・「つかう」に加え、「つくる」のデザインの考え方・ポイントを整理した「都心の未来デザインブック」が作成され、まちなかに生まれる新しい風景としての詳細な整備内容が示されている。



今後の整備予定が示された「都心の未来デザインブック」  
(豊田市提供)

■組織体制

■主に「つかう」の組織体制

○公共空間の管理体制

- ・ 9つの公共空間は、以下の内訳となっている。  
 行政管理の空間：5ヶ所  
 （道路区域3ヶ所、都市公園1ヶ所、市有地1ヶ所）  
 民間の再開発公社が管理する商業施設等に隣接する空間：4ヶ所（公開空地等）



○委員会：あそべるとよた推進協議会

利用できる広場位置図（2020年現在、豊田市提供）

- ・ 民間広場管理者：豊田市駅前開発（株）、豊田市駅前通り南開発（株）、豊田市駅東開発（株）、豊田まちづくり（株）、豊田喜多町開発（株）
- ・ 地域組織：（一社）TCCM（豊田市中心市街地活性化協議会）、崇化館地区区長会会長
- ・ 行政：豊田市土木管理課、公園緑地管理課、都市整備課
- ・ 事務局：豊田市商業観光課

■主に「つくる」の組織体制

- 行政：豊田市都市整備課
- 設計者：コンサルタント等（設計種別により異なる）
- 設計監修者：（株）日建設計シビル

■「つかう」「つくる」双方のアドバイザー

- 有識者（空間デザインアドバイザー）：小林正美（明治大学教授）、星卓志（工学院大学教授）、星野裕司（熊本大学准教授）

| 年代                  | 段階                  | 行政（発注者）                                    | 受注者   | 地域関係者  | 有識者 |
|---------------------|---------------------|--|---|--|-----|
| 2015年<br>～<br>2016年 | 1<br>基本構想時<br>事業着手時 | 豊田市 都市整備課                                  | 発注 → 利活用検討業務の受注者（(有)ハートビートプラン）  | 開催 → あそべるとよたプロジェクト推進協議会  |     |
| 2016年<br>～<br>2017年 | 2<br>基本設計時<br>実施設計時 | 豊田市 商業観光課<br>2017年4月～商業観光課 発注<br>豊田市 都市整備課 | 発注 → 利活用検討業務の受注者（(有)ハートビートプラン）<br>設計者（コンサルタント等）<br>事業全体の調整者（(株)日建設計シビル） | 開催 → あそべるとよたプロジェクト推進協議会<br>市民WS（地域住民）<br>報告 → 推進会議<br>助言 → 有識者（空間デザインアドバイザー） |     |
| 2018年<br>～<br>2019年 | 3<br>施工時            | 豊田市 都市整備課                                  | 発注 → 施工者  |  |     |
| 2019年<br>～          | 4<br>管理運営時          | 豊田市 都市整備課                                  |   |  |     |

※新豊田駅東口駅前広場のみ整備完了

体制変遷図

## ■発注方式

---

### ○基本計画

- ・2015年に「豊田市まちなか広場基本計画策定業務委託」をプロポーザル方式で発注して以降、2016年と2017年は（有）ハートビートプランと随意契約している。
- ・設計監修者の（株）日建設計シビルへは、「豊田市都心地区空間デザイン検討業務委託」を2015年にプロポーザルにて発注して以降、随意契約している。

### ○管理運営

- ・2018年は調査や管理運営方法が確立してきたことや、事業規模も縮小してきたことから、地元の都市再生法人である（一社）TCCMと随意契約をした。

## ■設計仕様

---

### ○業務内容

- ・2015年に出された「豊田市まちなか広場基本計画策定業務」の業務内容は以下の通りである。
- ・まちなか広場の基本計画を策定すると共に、関係者合意形成の場のプラットフォーム設置や担い手発掘のためのプロジェクト企画等といった業務が盛り込まれた仕様となっていた。

(1) まちなか広場機能配置計画・活用計画の策定

- ・ポテンシャル及び課題の設定
- ・活用方針、機能配置、活用方策の検討
- ・評価指標、評価方法の検討
- ・計画策定のためのプラットフォーム運営支援

(2) まちなか広場活用の担い手発掘育成に係るプロジェクトの企画運営

- ・プロジェクト設置の企画概要提案
- ・各プロジェクトの企画、運営支援

(3) まちなか広場基本計画の策定

- ・段階的事業計画、運営計画の策定

「豊田市まちなか広場基本計画策定業務」の主な業務内容（豊田市提供）

## ■上位計画

---

### ○「都心環境計画」（2016年3月、豊田市）

### ○「第8次豊田市総合計画」（2017年3月、豊田市）

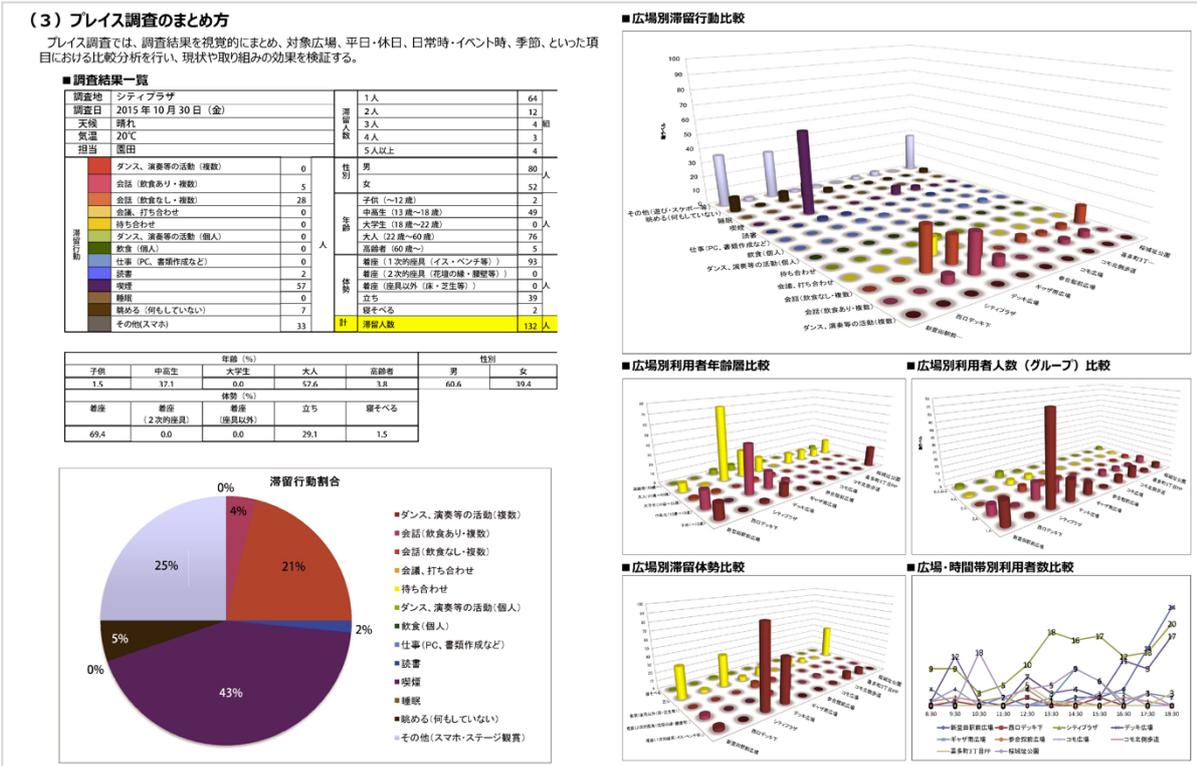
### ○「第3期豊田市中心市街地活性化基本計画」（2018年4月、豊田市）

- ・「都心環境計画」及び「第8次豊田市総合計画」は事業を進める際の事業費取得の根拠となった。
- ・「第3期豊田市中心市街地活性化基本計画」にはデッキ活用や広場活用等が重要課題として位置づけられていた。

■事業効果

○実証実験による効果

- ・2015年度の「あそべるとよた DAYS」の期間中11月1～3日のデッキに隣接している商業施設、T-FACEへの入店者数が、前年比42.2%大幅増となった。
- ・また、2016年4～6月のデッキの通行量が、前年比5.6%増となった。
- ・社会実験以前は「1つの広場での喫煙行為のみ」であったアクティビティが、実験後は複数の空間でのアクティビティを観測することができた。



社会実験の結果概要（「豊田市都心地区公共空間活用推進業務委託」報告書より、豊田市提供）

■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

○実現方策③-3：能力の高い計画・設計者を見極める目利きを確保する

- ・豊田市の場合、外部有識者を選定者の中に入れることが一般的であるため、豊田市都心地区空間デザイン基本計画の際は、小林正美氏（明治大学教授）、星野裕司氏（熊本大学准教授）等が含まれていた。
- ・事業に適合する有識者を選定するため、事業担当者自らが探索・発掘したことが効果的であった。

○実現方策③-4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する

- ・実証実験を重ねることで、利活用に必要な設備（ハード）がわかっただけでなく、運用面（ソフト）での課題を認識することもでき、制度を整えながら利活用しやすい体制をつくっている。
- ・利用者の観点から設計者とも調整を図ることで、今後利用者のニーズに合った優れた公共空間が生まれると考えられる。
- ・管理者が違う広場を一括で管理し、利用者に貸し出しやすい体制をつくったことで、活用ニーズを掘り起こし、広場活用の担い手を見つけやすくなった。

○実現方策④-2：前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する

- ・第II章・実現方策④-2-③で示すように、「都心の未来デザインブック」と呼ばれる資料にて「つかう」「つくる」の考え方が示されており、引継ぎの際の有効なツールとなっている。

## 事例 16. 新川千本桜沿川地区

### ■施設の基本情報

立地：東京都江戸川区

事業主体：江戸川区

実施期間：2002年～2006年（構想期間）

2006年4月～2014年9月（設計期間）

2006年12月～2015年3月（施工期間）

設計費：－

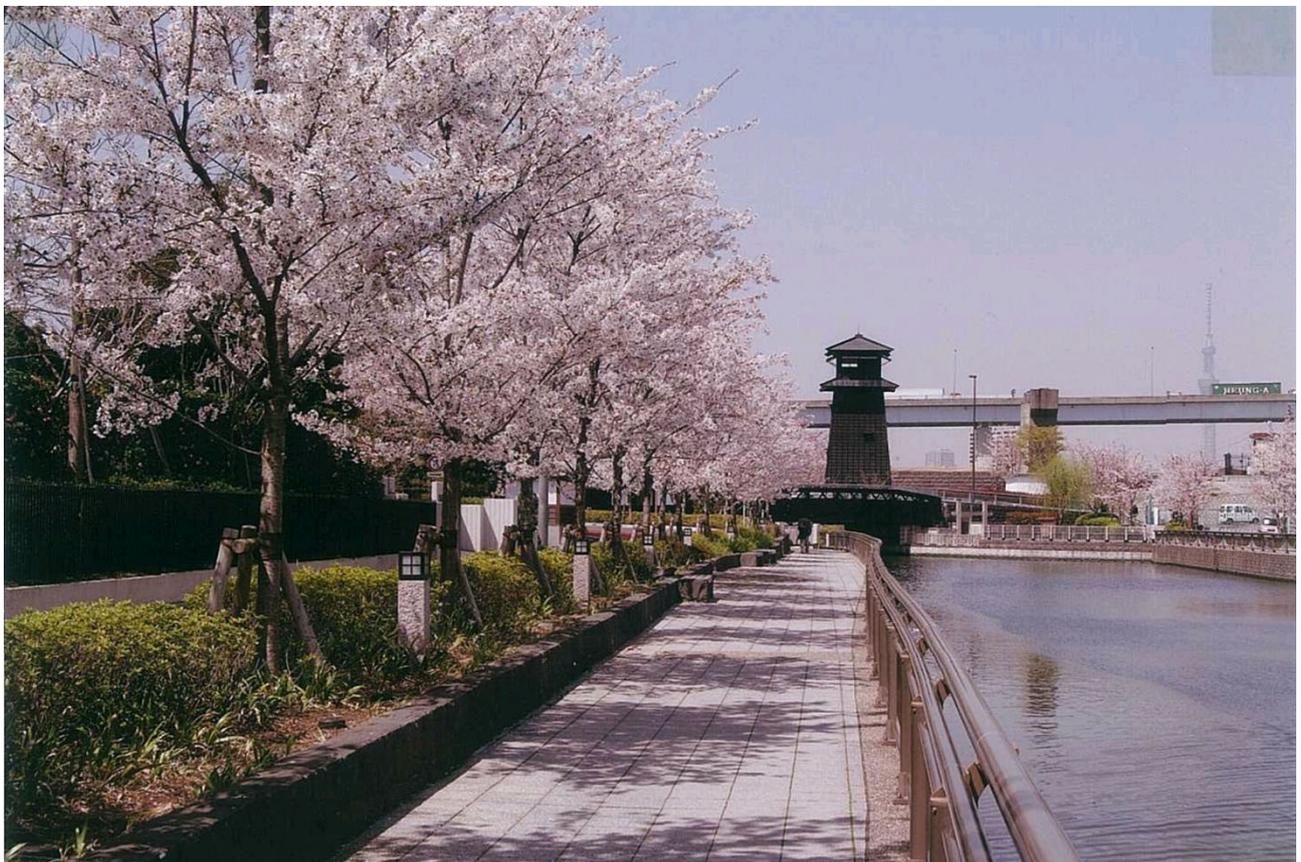
施工費：約72億円（人道橋の設計費含む）

施設の基本情報：

延長：約3km

主要施設（主要事業）：耐震護岸整備、緑道整備（桜等の植栽、街路灯・園路灯設置、遊歩道整備）、西水門広場整備（広場整備、火の見櫓、手洗所）、人道橋整備、広場橋整備、新川さくら館建設、船堀グリーンロード地中化等整備

主な受賞歴：土木学会デザイン賞 優秀賞（2016年）



## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・新川は江戸川区の南部に位置し、旧江戸川と中川の間を東西に結ぶ一級河川である。江戸時代から行徳の塩を江戸に廻送する「塩の道」として活用される等、古くから重要な水上輸送路として、地域の人々の生活に深く関わってきた歴史ある河川である。
- ・しかし高度成長期の地下水の汲み上げによる地盤沈下が起こり、そのために繰り返しコンクリート護岸の嵩上げが実施されたことや都市化による雑排水等の流入により、新川は地域の人々の生活から隔てられ、川を挟んだ南北地域の交流が疎遠になってしまった。その後、下水道整備による水質改善及び水位低下が可能となり、さらに1993年から東京都による護岸の耐震補強工事が開始し、街と川を隔てていた旧護岸の撤去が始まった。
- ・そのような周辺状況が整ったことや、2006年の葛西地区町会自治会長と区長の意見交換時に「新川に桜の名所を作る」という議論があったことが契機となり、地域住民と江戸川区の協働による新川千本桜事業として、江戸情緒を醸し出す桜並木や遊歩道、西水門広場や新川さくら館等の環境整備を行った。

## ■整備内容

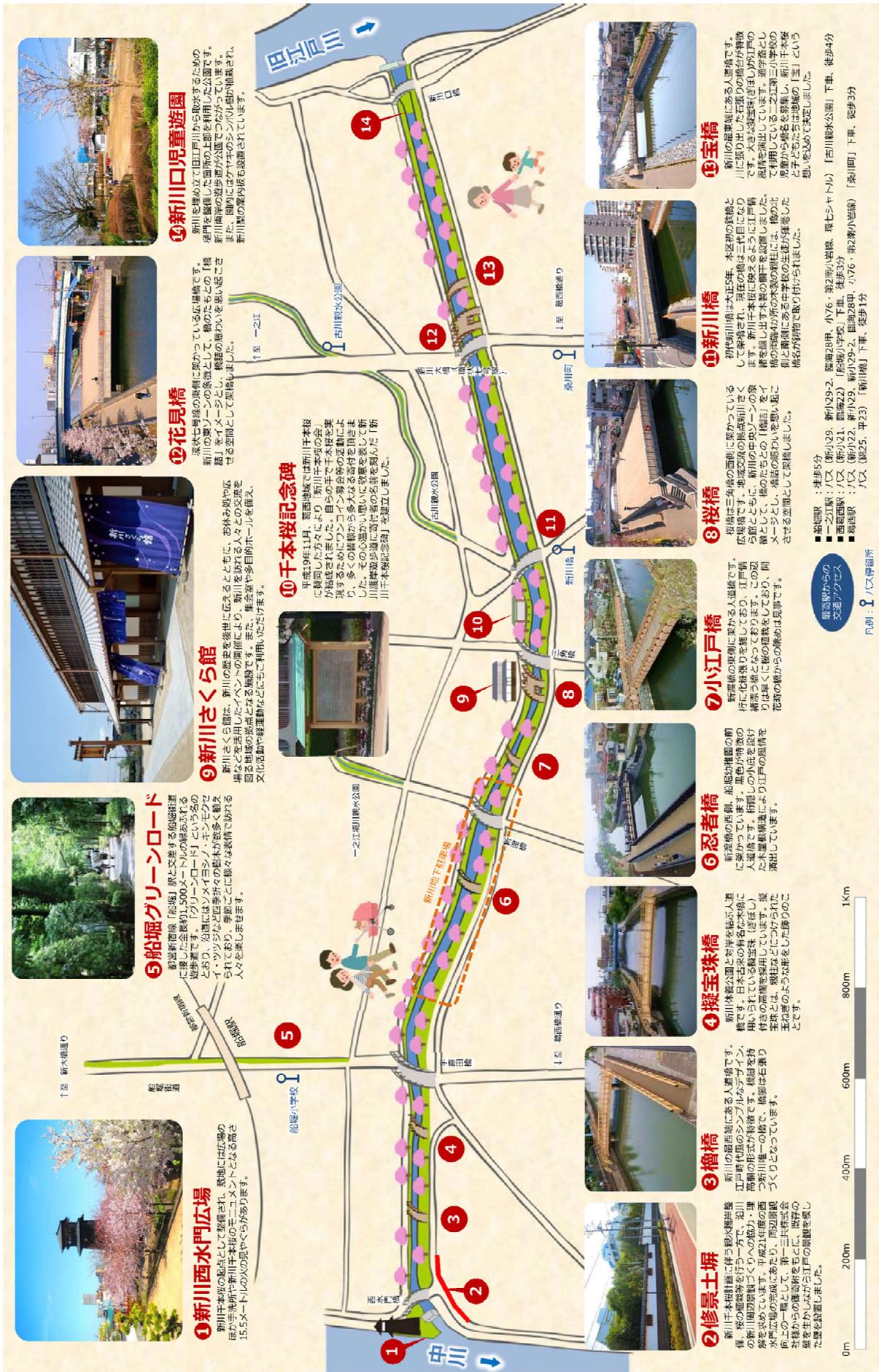
---

### ○整備概要

- ・整備にあたっては、様々な桜を愛でることができるよう20種、718本を植樹した。また、新川千本桜を軸として沿川約3km全体が賑わいあるエリアとなるよう、新川遊歩道の回遊性を高める5橋の人道橋及び地域まつり等のイベントが可能な2橋の広場橋を配置した。
- ・江戸時代の蔵と大店（おおだな）をイメージした新川さくら館は、集会室・多目的ホールを兼ね備え、地域の活動交流拠点として活用されている。新川さくら館前には広場橋と船着場を配置し、地域まつりでは町会模擬店が連なり、水辺では和船が行き交う等、施設と水辺環境が一体化した区の新しい名所となっている。

### ○デザイン及び時代考証について

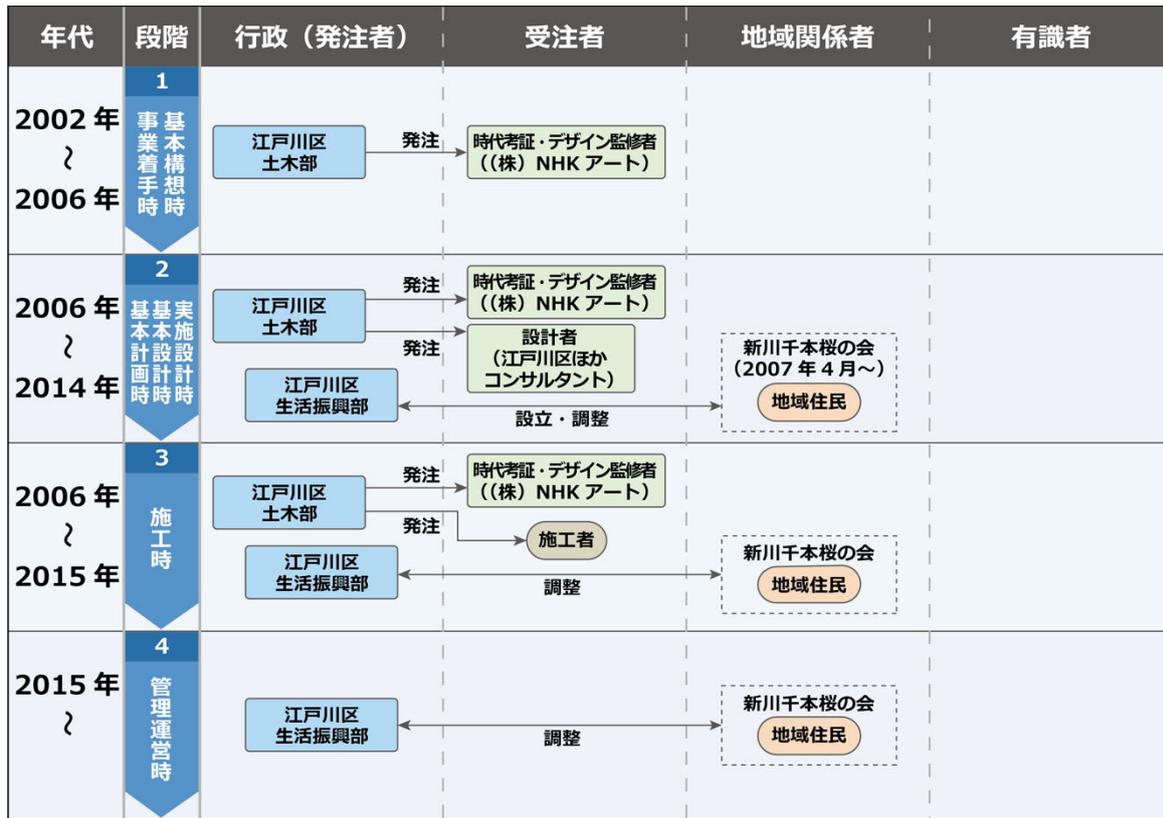
- ・江戸情緒あふれる川辺づくりとするために、木橋及び木製高欄の形状、橋台における護岸等や西水門広場の火の見櫓のデザイン並びに時代考証について、NHK大河ドラマ等の製作に関わっている（株）NHKアートに監修委託を行い、新川全体の統一した江戸情緒豊かな景観を目指した。
- ・木橋整備では、道路空間内での供用実績が無かったため、高欄における縦・横桟間隔、耐久性向上としての木材防腐処理、橋取付け部のスロープ動線等、江戸期の時代考証とユニバーサルデザインを考慮し、江戸時代と現代とを融合させた木橋群とした。



新川千本桜沿川地区整備一覧 (江戸川区提供)

■組織体制

- 事業主体：江戸川区土木部街路橋梁課
- 施設運営者：江戸川区（緑道）、指定管理者（新川さくら館）
- 地域組織：新川千本桜の会
- 設計者：江戸川区ほかコンサルタント
- 時代検証・デザイン監修者：（株）NHKアート



体制変遷図

■発注方式

○人道橋整備について

- ・人道橋の整備は、公募提案による設計・施工一括発注方式を採用した。
- ・江戸風情並びに桜並木に映える木製とし、評価視点は下記とした。
  - ①景観性
  - ②環境に配慮した材料選定、工法
  - ③強度、耐用年数
  - ④経済性及びコスト縮減
  - ⑤維持管理計画

○その他整備について

- ・緑道を含むその他の整備に関しては一般競争入札を行った。

## ■設計仕様

- ・以下に緑道整備工事の仕様書のうち、業務内容及び留意点の部分を抜粋する。
- ・上位計画「新川千本桜計画」に基づいた景観整備となるよう、土工・木工・修景整備工について細かく記載されていることが特徴である。

|  |  |
|--|--|
| <p>2. 本工事区間は「新川千本桜計画」に基づき江戸情緒を漂う景観整備を目的として設計を行っている。自然石緑石等について、細部にわたる取り合い等十分に配慮すること。</p> <p>新川沿川の整備状況と設計図書を十分確認の上、同等以上の完成度を指し、区と十分に協議しながら工事を進めること。詳細については、監督員の指示によるものとする。</p> <p>① 石工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石工事については「やわらかい」雰囲気が出るように心がけること。</li> <li>・割肌仕上の石材は、凸凹の少ない材（石を一回割った時に出る面が望ましい、凸面は0～30mm程度、凹面が極力少ないもの）を極力選定すること。</li> <li>・歩行者に対する安全を考慮し、緑道出入り口部の両側に設置する緑石や植樹帯内に設置する緑道直角方向緑石については、角をとること。</li> </ul> <p>② 木工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木部については酸化亜鉛含浸処理（加圧注入処理）を行い、補償期間は10年以上とし、保証書を提出すること。なお、施工完了後は木部の維持管理計画書を提出すること。詳細は監督員の指示によること。</li> </ul> | <p>3. 修景整備工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 目地等から裏込めモルタル等現代的な部位が見えないように施工すること。また、コンクリート面や、石材の切削面などが表に出ないように端部等の施工を留意すること。</li> <li>② ロープ柵は、既設整備部と同等以上とする。</li> <li>③ ベンチ・スツールの設置位置の詳細は、監督員の指示によること。</li> <li>④ 脱色アスファルト舗装の施工は、景観性を配慮した出来栄え及び品質を十分確保するものとし、プラントの体制、現場の体制、フィニッシャ等の舗装用機械の清掃等、施工管理について入念に検討し、詳細な施工計画書を作成の上、監督員と協議すること。</li> <li>⑤ 擁壁塗装（目地入り自然石調仕上げ）については、新川沿川の既設整備に馴染むものとし、使用材料については予め試験施工を行い、監督員と協議し決定すること。</li> <li>⑥ 石張り工にて使用する材料（安山岩）は、江戸川区上篠崎四丁目にある江戸川区役所土木部の管理する置き場より調達すること。</li> </ol> |
|--|--|

「特記仕様書（緑道整備工事）」より抜粋（江戸川区提供）

## ■上位計画

- 「江戸川区街づくり基本プラン（都市マスタープラン）」（1999年2月、江戸川区）
- 「えどがわ新世紀デザイン（江戸川区長期計画）」（2002年7月、江戸川区）
- 「新川千本桜計画」（2012年、江戸川区）

- ・「えどがわ新世紀デザイン（江戸川区長期計画）」で新川は、「美しさと安らぎある水辺に誰もが近づける親水性のある空間として、また、人々のふれあいを生み出す地域コミュニティの場として、整備を進めます。」として位置づけられていた。
- ・「新川千本桜計画」では整備の全体像が示されており、設計・施工時の指針となっていた。
- ・これらの上位計画が、江戸情緒あふれる川辺づくりについての合意形成に寄与していた。



江戸情緒あふれる川辺づくり（江戸川区提供）

## ■事業効果

### ○地域組織を中心とした地域の関わり

- ・新川千本桜の整備に合わせ地域の町会・自治会、各種団体等で結成された「新川千本桜の会」は、新川沿川の保全活動として遊歩道及び水面の清掃を行っており、2015年から毎年新川千本桜まつりを開催し、新しい江戸川区の桜の名所としてアピールしている。
- ・また整備の際にも地域住民自らの手で新川千本桜を実現させる取組としてワンコイン募金の活動等を実施し、桜の植栽費用として江戸川区に寄付等、継続的な様々な支援活動を行った。
- ・その他にもボランティア団体により清掃活動、朝市、和船の運航が行われると共に新川近隣の小学校では、地域学習の場として新川が利用される等、新川千本桜は地域の核として地域力の向上に大きく寄与している。
- ・加えて、遊歩道では年間を通じて散策やジョギングを楽しむ多くの方が行き交う等、新川を中心とした地域コミュニティが生まれ、この地区に賑わいをもたらしている。
- ・新たに架橋した人道橋4橋、広場橋2橋は、親しみを持って利用してもらう目的として橋名を一般公募したところ約4,400件の応募があり、新川千本桜の会において決定された。また、人道橋5橋目の宝橋は、唯一通学路として利用している小学生が名づけ親となった。
- ・それぞれの橋名板の書画は地域の小学生、中学生に依頼する等、地域愛を育む機会となっている。

### ○周辺景観について

- ・本事業にあわせて、沿川の企業や個人家屋でも整備主旨に賛同し、江戸風情の景観に配慮した環境創造が進められている。
- ・「江戸川区景観計画」では新川沿川の両岸50mの範囲を「親水河川景観軸」に指定し、一定規模以上の建築物等に対して、事前協議による景観誘導を行い、新川と調和した街並みづくりを行っている。
- ・一方で沿川の街並みについては、一部企業や個人の方が景観に配慮した整備を行ったが、今後どのように景観を誘導していくかが課題である。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策①-1：地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する

- ・区には当初から江戸情緒あふれる川づくりというビジョンがあり、そのビジョンを担保するため他事例の視察を実施した上で自主的に監修者を発掘し、設計者へ実際の設計業務を委託する前に専門的知見を有する（株）NHKアートへ監修委託を行った。
- ・このことで、歴史的な街並み形成及びユニバーサルデザインを考慮した空間とすることができた。具体的には、（株）NHKアートに細かいとりあいも含めて図面を提出してもらったうえで、それをもとにコンサルタントに設計してもらっていた。なお時代考証は博物館等の学芸員にも個別で相談を行うなど様々な角度から行った。

### ○実現方策②-1：管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する

- ・地域組織との調整窓口を、江戸川区では設計・施工を担当する部局とは別に設けている。地域組織の活動としては、募金活動や清掃活動、地域コミュニティを醸成するその他のイベントが積極的に実施されており、地域に親しまれる空間となっている。

## 事例 17. グランモール公園

### ■施設の基本情報

立地：神奈川県横浜市西区みなとみらい

事業主体：横浜市

実施期間：2012年～（構想期間）

2012年10月～2015年3月（計画・設計期間）

2015年4月～2016年3月（第1期施工期間）

2016年4月～2017年1月（第2期施工期間）

設計費：約4,500万円

施工費：約26億8,500万円（施工業務）

約600万円（デザイン監理業務）

約1,900万円（熱環境等に関する効果測定業務）

施設の基本情報：

□面積：23,102㎡

□主要施設：広場、噴水・水盤、植栽、芝生、ベンチ、サインほか

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 奨励賞（2018年）

グッドデザイン賞（2018年）



グランモール公園の全景  
（撮影：フォワードストローク、横浜市提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

### ○整備前の経緯

- ・グランモール公園は、まず 1989 年の横浜博覧会の開催に合わせて横浜美術館と共に公園の中心的広場である「美術の広場」の供用が開始された。
- ・その後段階的に整備が実施され、1999 年 11 月に全面開園した。

### ○地域のビジョンにおける事業の位置づけ

- ・開園以降は、横浜の 2 つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区をつなぐ主要な歩行者軸となっていたが、近年は設備等の公園施設の老朽化や、隣接敷地の開発が進んだことで周辺土地利用が変化し、改修が求められた。
- ・また、「横浜みどりアップ計画」や「環境未来都市計画」等の横浜市の取組への対応等、公園に求められる役割の変化や賑わいづくり等の公園の魅力向上が求められている状況から、公園の再整備事業が実施されることとなった。

## ■整備内容

### ○計画コンセプト

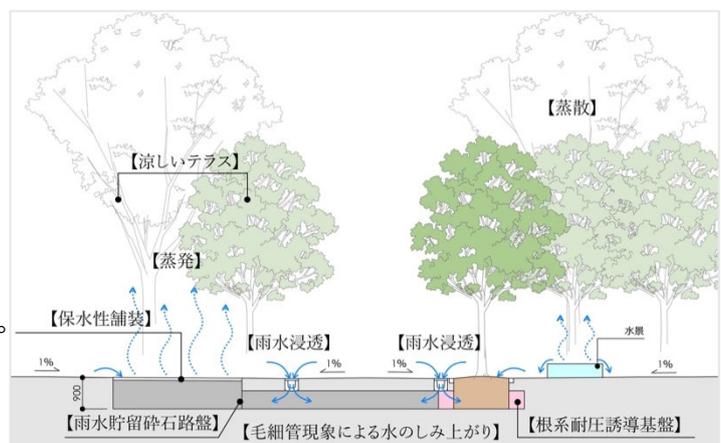
「Rambling Park ～歩行者軸を超え、憩いと賑わいのあふれる公園へ～」

### ○整備されたグランモール広場の空間構成

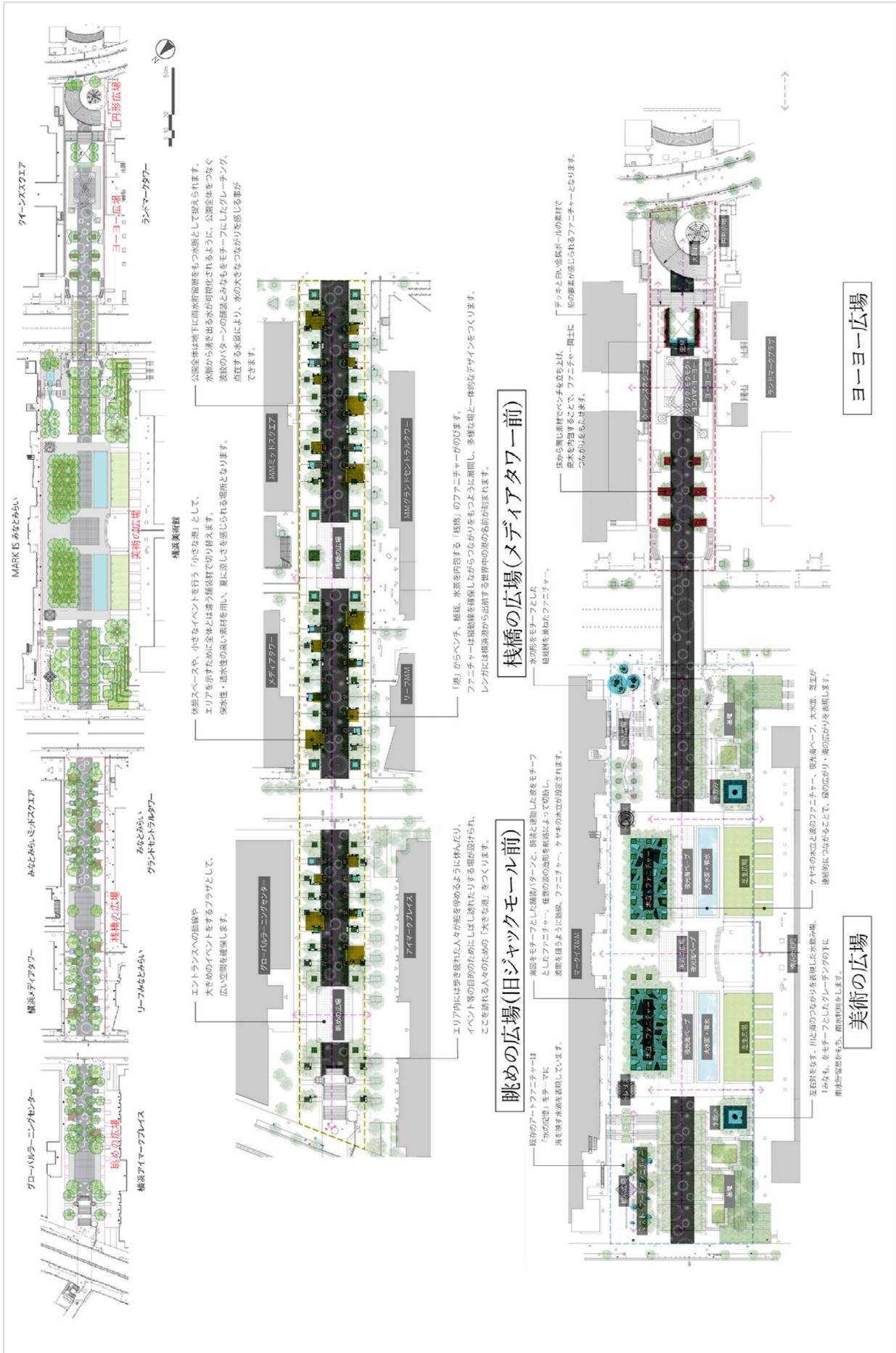
- ・当公園の特徴は、約 700m の全長にわたって様々な用途の建築敷地に接していることである。
- ・そのため計画にあたっては、パブリック領域（公園）とプライベート領域（隣接敷地）の接点に中間領域として「テラス」を設定するという基本構成を採用した。
- ・当初整備においても「水・緑・光」をテーマに、またファニチャー類には「海」をテーマデザインされていたが、公園内の各広場の整備年次が異なったこと等から、公園としての一体感が不足していた。
- ・再整備にあたっては、公園を一体的に見せる設えとして、各広場の中心で地区内歩行者ネットワークとの結節点を「プラザ」、公園を貫く中央の主動線を「モール」と設定し、舗装のパターン等に共通のデザインを導入することで公園のイメージ統一を図った。

### ○グリーンインフラの導入

- ・雨水貯留砕石路盤の導入に保水性舗装や水景施設を組み合わせ、大きな水循環の仕組みを公園の中に構築した。
- ・雨水は浸透側溝から雨水貯留砕石路盤に保水され、舗装や植物から蒸発散されるという大きな水循環が生み出されている。



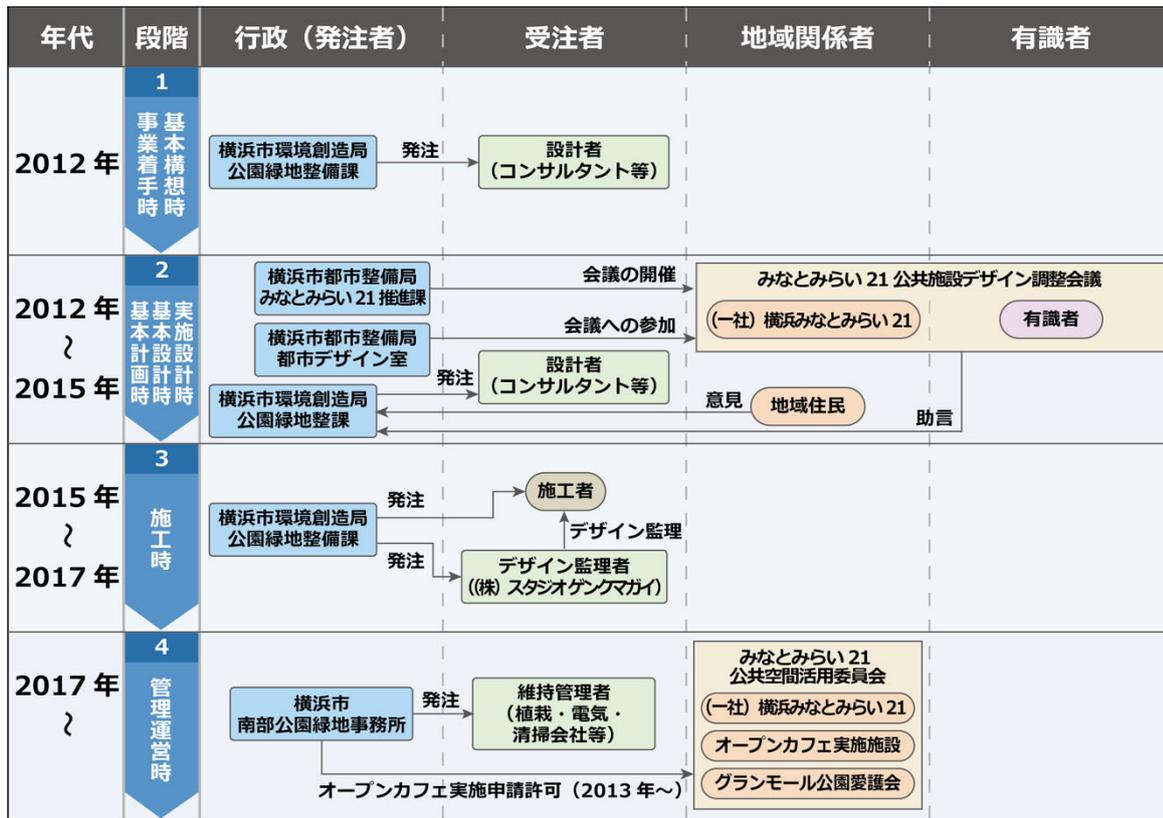
断面イメージ図  
(横浜市提供)



平面イメージ図 (横浜市提供)

■組織体制

- 事業主体：横浜市環境創造局公園緑地整備課
- 施設運営者：横浜市
- 委員会：みなとみらい 21 公共施設デザイン調整会議
- 設計者：
  - ・代表設計者：（株）三菱地所設計
  - ・設計協力者：（株）スタジオゲンクマガイ  
（株）トミタ・ライティングデザイン・オフィス



体制変遷図

■発注方式

○基本計画時の発注方式

- ・基本計画はプロポーザル形式で発注された。  
（「グランモール公園再整備基本計画業務委託」）

○基本設計・実施設計・デザイン監理時の発注方式

- ・基本設計、実施設計、デザイン監理は随意契約で行った。

■設計仕様

・以下にデザイン監理業務の特記仕様書を抜粋して示す。

|  |  |
|--|--|
| <p><b>4. 業務内容</b></p> <p><b>(1) 工事監理計画</b></p> <p>業務の目的を把握した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、土木設計業務共通仕様書（横浜市）に記載されている内容に準じて、業務概要・監理方針・業務工程・業務組織計画、打合せ計画等を記載した工事監理業務計画書を作成する。</p> <p><b>(2) 工事監理</b></p> <p><b>①設計図書の内容の把握及び工事請負者との打合せ</b></p> <p>a) 設計図書の把握<br/>設計図書の内容の把握を行う。設計図書には、関連する機械設備工事、電気設備工事の内容を含む。設計図書の相違等があった場合は、その対応を協議する。</p> <p>b) 工事請負者との打合せ<br/>設計内容を工事請負者に正確に伝えるために、工事請負者と打合せを行う。</p> <p>c) 図面等の作成<br/>必要に応じて工事請負者に設計図書の内容の補足説明を行うための詳細図等を作成し、工事請負者が工事を円滑に遂行するために必要な時期に、監督員に提出する。</p> <p><b>②施工計画の確認</b><br/>工事請負者が提出する施工計画書の実施工程、施工方法、品質管理方法等について内容を確認する。</p> <p><b>③施工図等の検討</b><br/>工事請負者が提出する施工図・割付図等が、設計図書の内容に適合しているか検討する。</p> <p><b>④材料及び仕上見本等の検討</b><br/>工事請負者が提出する工事材料及び仕上見本等が、設計図書の内容に適合しているか検討する。</p> <p><b>⑤工事の確認・検査</b></p> <p>a) 工事請負者の行う工事が設計図書の内容に適合しているか否かについて、現地確認及び必要に応じて施工段階ごとに検査を行い、結果を監督員に報告する。また、工事施工後、外部から確認できない箇所は工事請負者に写真を撮るよう指示する。</p> <p>b) 適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事請負者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。</p> <p>c) 工事請負者が必要な補修を行った場合、これを確認し、その内容を監督員に報告する。</p> <p>d) 前項の確認の結果、補修が適切になされていないと認められる場合には、前項に準じて取り扱う。</p> <p>e) 工事請負者の行った工事が、設計図書の内容に適合しないと認められる相当の理由がある場合には、速やかに監督員に報告する。また破壊検査の必要性があると認められる場合には、その理由と検査すべき範囲を監督員に報告する。</p> <p>f) 工事の確認・検査の頻度<br/>定期的（週1回）に行う予定であるが、施工状況に応じて、監督員と協議のうえ、適宜確認・検査を行うものとする。また、必要に応じて、事前に製品検査を行う。</p> <p>g) 工事の確認・検査後、遅滞なく打合せ議事録を作成し、提出する。</p> <p style="text-align: center;">2</p> | <p>⑥主な工事監理項目（施工管理、品質管理、材料検査）として以下を想定している。</p> <p>a) ファニチャー（ベンチA・B・C・D・E）<br/>：施工図、材料及び仕上見本等の検討、工事の確認・検査</p> <p>b) 舗装（石張舗装C・D、保水性舗装）<br/>：割付図、材料及び仕上見本等の検討、工事の確認・検査</p> <p>c) 施設（水飲み、オリジナルグリーチング蓋、サイン）<br/>：施工図、材料及び仕上見本等、サイン平面等の検討、工事の確認・検査</p> <p>d) 照明施設（夜光海べープ、照明器具）<br/>：夜光海べープのレイアウト、材料及び仕上見本等の検討、工事の確認・検査</p> <p>e) 水景施設（大水面、池（南橋詰））<br/>：割付図、材料及び仕上見本等の検討、噴水演出の検討、工事の確認・検査</p> <p><b>(3) 工事監理報告書の作成</b><br/>工事監理の結果のとりまとめを行い、報告書を作成する。</p> <p><b>(4) 打合せ協議</b><br/>業務の履行にあたって実施する打合せ協議は、工事監理に伴う打合せとは別に、業務の主たる対象工事である「グランモール公園再整備工事（修景施設等）」及び「グランモール公園再整備工事（園地整備）」の工事請負者との間で各々の工事監理着手時、工事監理完了時の計4回行うものとするが、中間打合せについては協議の上、実施する。<br/>なお、受託者は、打合せ協議後、遅滞なく打合せ議事録を作成し、提出する。</p> <p><b>5. 業務体制</b><br/>管理技術者は、横浜市土木設計業務共通仕様書の通りとする。ただし、グランモール公園再整備実施設計業務委託における協力担当者として選定され、設計内容を十分理解している技術者であり、現場での工事監理を行う能力と経験を有する技術者とする。なお、委託者に通知する際に、業務実績書を提出すること。</p> <p><b>6. 安全管理</b><br/>受託者は、工事履行中の監理業務においては、工事区域の統括安全衛生管理義務者である工事請負者の指導に従い、安全管理に努めるものとする。</p> <p><b>7. 資料の貸与</b><br/>本業務に必要な資料は、委託者から貸与するが、管理については十分注意すること。<br/>・貸与資料（PDF、CAD データ）</p> <p>① グランモール公園再整備実施設計業務委託報告書（平成26年度）<br/>② グランモール公園再整備工事（修景施設等）設計図書（平成26年度）<br/>③ グランモール公園再整備工事（園地整備）設計図書（平成26年度）<br/>④ グランモール公園再整備工事（電気設備その1）設計図書（平成26年度）<br/>⑤ グランモール公園再整備工事（機械設備その1）設計図書（平成26年度）<br/>⑥ グランモール公園高圧受配電設備工事設計図書（平成26年度）</p> <p style="text-align: center;">3</p> |
|--|--|

「グランモール公園再整備工事監理業務委託」仕様書より（横浜市提供）

■上位計画

○「環境未来都市計画」（2012年5月）

・国から選定された「環境未来都市」として、先進的なまちづくりを進めるという位置づけができ、環境に配慮した公園づくりについて、地域住民や企業・団体等の理解を得やすかった。

○「横浜みどりアップ計画」（2014年4月）

- ・本計画の3つの取組の柱の1つ「市民が実感できる緑をつくる」に位置づけられており、実感できる緑量の増加、緑花による賑わいづくりや街の魅力形成等が事業目的の1つであり、事業についての地域住民や企業・団体等の理解を得やすかった。
- ・通常の公園整備よりも高規格の高木や一年草（花壇）を植栽するための事業費の確保や庁内関係者（維持管理部局等）の承諾を得やすかった。
- ・隣接街区の施設管理者から、建物のファサード（店舗サイン等）の視認性の確保や街の賑わい形成についての要望が多かったが、本計画の理念や目的、緑花による賑わいづくりの実績等を説明することができたため、理解を得やすかった。

### ○「みなとみらい 2050 プロジェクト アクションプラン」(2015年3月)

- ・本地区の企業が会員となっている（一社）横浜みなとみらい 21 も委員となった審議会からの答申を踏まえて策定された計画であり、再整備事業も「快適な環境を次世代に継承するグリーン」という取組に位置づけられたことから、特に工事の影響を受ける隣接街区の施設管理者からの理解を得やすかった。
- ・国から選定された「環境未来都市 横浜」のリーディングプロジェクトの1つである「みなとみらい 2050 プロジェクト」のアクションプランに位置づけられたことにより、先進的なまちづくりや環境に配慮した公園づくりを導入する上で理解を得やすかった。
- ・再整備事業が街の魅力形成につながるという地域住民や企業・団体等の期待も高く、事業を進める上での後押しとなった。

## ■事業効果

---

### ○利活用への貢献

- ・2017年に開催された全国都市緑化よこはまフェアに合わせて再整備を完了し、フェア時に会場として使用した。
- ・「美術の広場」では、ケヤキのテラス、芝生広場、舗装面とフラットになる大水面のスペースが多彩なイベント空間として利用されている。
- ・公園内にオープンカフェを展開できる施策「SOTO CAFÉ MM（ソトカフェみなとみらい）」がみなとみらい 21 公共空間活用委員会によって実施されている。
- ・（一社）横浜みなとみらい 21 によって、イルミネーションが展開されている（11月～2月頃）。

### ○維持管理コストの低減

- ・グリーンインフラを整備したことで、芝生広場にはスプリンクラー等は設けておらず、バックアップとして散水栓を設けているが、散水せずに芝生管理を行っている。また 2020年現在も散水栓は一年草の水やりを使用している程度であり、維持管理コストの削減に寄与している。

### ○微気象の緩和

- ・グリーンインフラを活用した「みず循環回廊」の仕組みにより、微気象の緩和や雨水貯留浸透等の効果が確認されている。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

---

### ○実現方策⑩-1：能力の高い計画・設計者を継続して選定する

- ・基本計画時の実績に伴い、その後の業務を随意契約にて発注したことが、優れた公共デザインの実現に寄与していた。

### ○実現方策⑩-2：前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する

- ・事業担当者の異動時期が適切であったことから、適切に計画・設計意図が継承されていた。

### ○実現方策⑩-2：デザイン監修業務を発注する

- ・実現方策⑩-1と同様、デザイン監修業務を継続して発注していた。横浜市では、事業担当者のみで施工監理を行うことが通例であるが、事業の質を担保するためにデザイン監修を発注するとともに、その役割のすみ分けについても明快であった事例である。

## 事例 18. 出島表門橋及び出島表門橋公園

### ■施設の基本情報

立地：長崎県長崎市出島町

事業主体：長崎市

実施期間：1982年～2013年（構想期間）

2013年12月～2015年11月（橋梁及び公園の設計期間）

2016年1月～2017年11月（橋梁及び公園の施工期間）

設計費：約5,000万円（設計業務）

約3,000万円（工事監理業務）

約400万円（広報業務）

施工費：約6億円（橋梁及び公園含む）

施設の基本情報：

□橋長：38.5m

□全幅：4.7m

□構造：上部工：2径間鋼連続鈹桁橋 骨造（床版：栗材 手摺：ドゥッシー材）

下部工：カウンターウェイト橋台＋杭基礎

□敷地面積（公園）：約3,500㎡

□主要施設（公園）：トイレ、キャノピー

□主な受賞歴：グッドデザイン賞（2018年）



出島表門橋及び出島表門橋公園  
（撮影：牛木信行）

■事業の経緯や位置づけ

○出島の復元整備事業（地域のビジョン）について

- ・長崎市では 1951 年より出島整備事業に着手し、その後 1982 年に策定された復元整備構想の答申において、出島を象徴する橋を復元することが記載された。1996 年 3 月に策定された出島復元整備計画の中においても、「旧出島橋」の復元は計画の 1 つとして検討されていた。
- ・2008 年には庁内で実現可能な構造形態を提案し、出島史跡整備審議会、文化庁と協議を行った。2010 年に、橋の名称を「（仮）表門橋」とした表門橋整備小委員会を設置し、史跡内での架橋における河川法等の諸条件や遺構の保存を踏まえた基本的構造（案）の検討や橋の形態・意匠の検討を行うこととし協議を開始したところ、文化庁より「旧出島橋の歴史的考証を行ったうえで新たな橋の計画を進めること」という指摘を受けた。
- ・また復元事業として出島に再び橋が架かることを知った長崎市民の多くは、鎖国当時と同様の橋が復元されることを望んだが、明治以降に行われた中島川変流工事により出島の敷地が縮小しており、出島と対岸（江戸町）の間隔は約 30m となっていた。この距離は、鎖国当時の 6 倍であったため、同様の橋を復元することは現実的ではなかった。
- ・さらにもう 1 つの大きな壁となったのは、工事制約である。出島側は国指定史跡であるため、遺構保存の観点から橋台を設置することができなかった。そのため長崎市は、橋の復元事業を実現するには高度な専門知識と豊富な実績をもつ設計者からの提案が必要不可欠だと判断し、プロポーザル方式で選定することを決定した。
- ・発注時点で庁内に部局を超えて検討できる体制が整っていたこともあり、公園と橋梁の設計業務が一括発注できた。

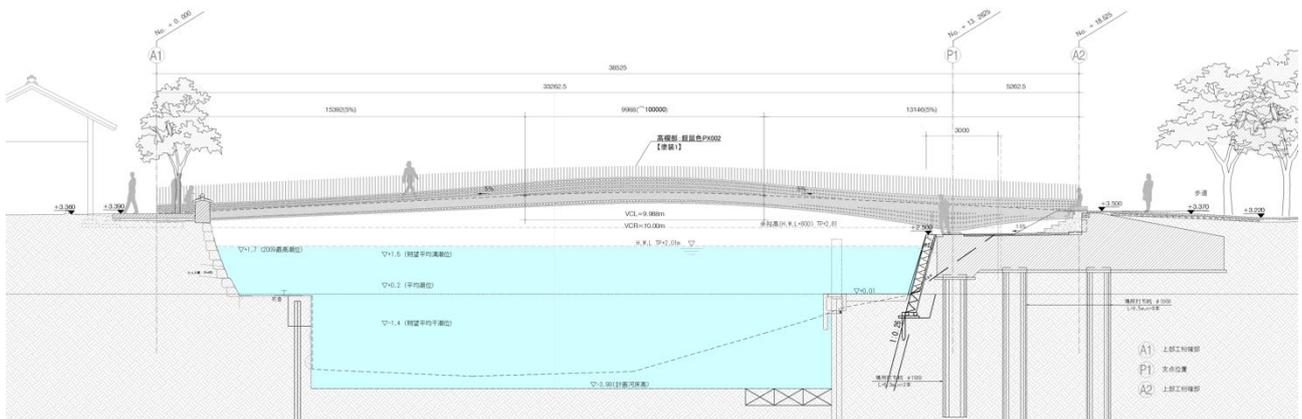
■整備内容

○出島表門橋

- ・史跡保護等の条件から、力をバランスさせて片側で 33.3m を支えるという構造である。
- ・遠景からは歴史の風景と調和し、人が触れるディテールにも注力してデザインされた。

○出島表門橋公園

- ・中島川沿岸の公園も橋梁と同様のコンセプトで一体的に整備された。整備されたのは広場、キャノピー、トイレ等であり、デザインの際には昔の護岸線を活かす等、橋梁と同様に歴史性を重んじており、地域のお祭りやイベント等で活用されることを考慮したうえで検討を行った。

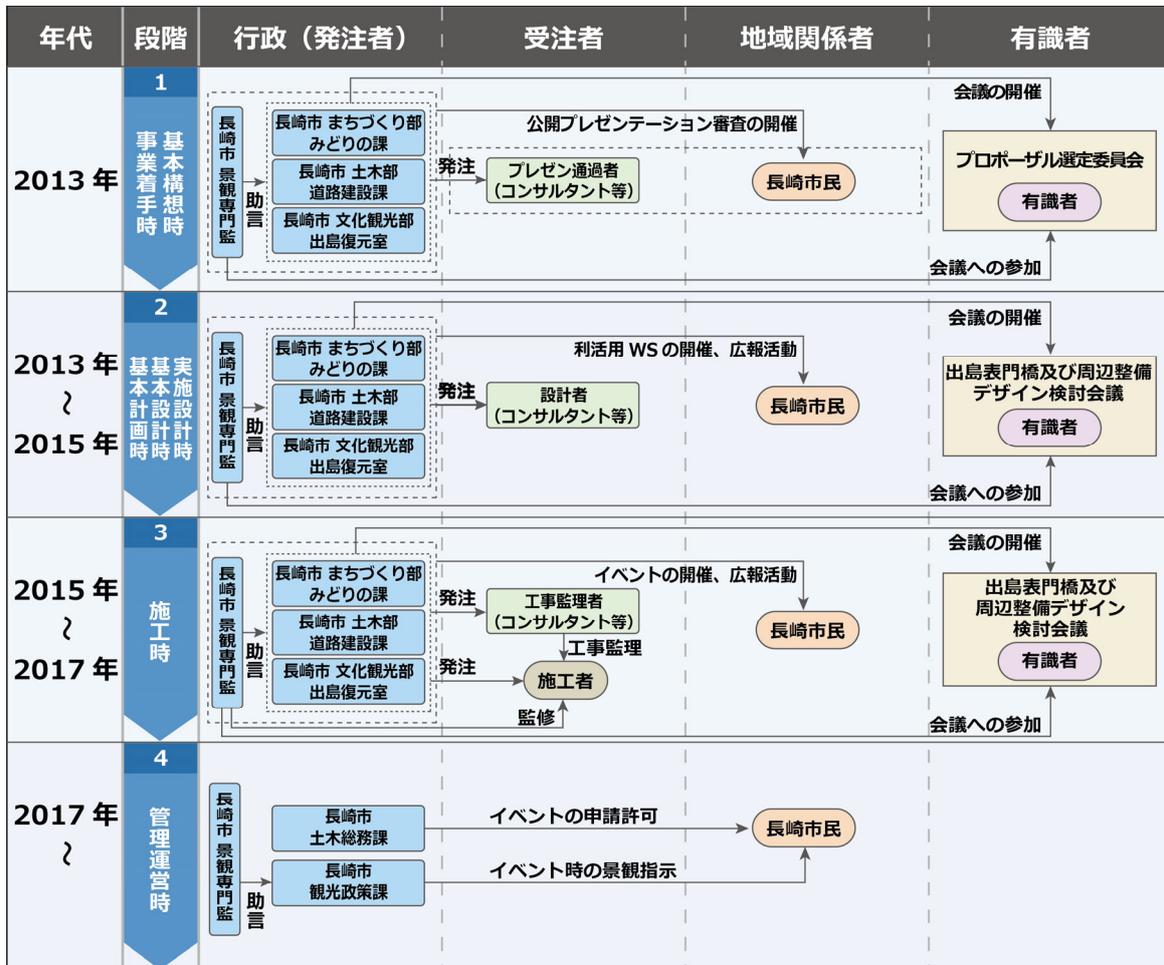


出島表門橋一般図（長崎市提供）



■組織体制

- 事業主体：長崎市
- 施設運営者：長崎市
- 委員会：出島表門橋及び周辺整備デザイン検討会議
- 設計者：
  - ・代表設計者：九州オリент測量設計（株）  
（当時・現（株）オリエンティアエヌジー）（全体監修）
  - ・設計協力者：（株）ネイ&パートナーズジャパン（橋梁、公園のキャノピー）  
（株）オリエンタルコンサルタンツ（全体監修、橋梁の下部構造）  
（株）イー・エー・ユー（公園）  
（株）文化財保存計画協会（歴史考証）  
一級建築士事務所 KUAA.（公園のトイレ）  
（株）ダイアグラム（公園のサイン）



体制変遷図

（図は公募時からの変遷を示す）

■発注方式

- ・基本設計時にプロポーザル形式で発注された。実施設計も含む発注形態であった（業務名：出島表門橋及び周辺整備設計業務委託）。
- ・基本計画、基本設計、実施設計の各段階で個別に発注した場合、今回のような特殊な制約条件に対する理解をその都度受注者と共有する時間的な損失が生じること、および一貫性のある設計成果へと到達することができなくなってしまうリスクを回避し、円滑で優れた空間・施設を創出することを目的として24ヶ月の一括発注（基本計画・基本設計・実施設計）が採用された。

■設計仕様

- ・設計の仕様を決定するに際して、局長・景観専門監・担当する3つの課で詳細な条件（発注方式の選定、一体的に検討できる体制の構築、設計条件の設定等）が時間を掛けて議論され、市として求める事業のビジョンへと繋がる重要な項目を仕様書に的確に記載することができた。実際に、受注者による実施設計時の業務成果は、プロポーザルの段階で提案された内容から大きく変更する必要がなかった。
- ・プロポーザル時の評価項目において、参加要件として受賞歴を加えることや、考え方や提案に対する評価点数の配分を高くする等の工夫をしており、またそのことが募集時に公開されていた。
- ・プロポーザル審査委員会は公開であり、市民参加のプログラムが審査時点から始まっていた。
- ・また、「出島表門橋及び周辺整備設計業務委託」とは別途、市民ワークショップの運営等の広報支援業務も発注されていた。
- ・以下にプロポーザル時の説明書のうち配点に関する部分、及び設計時の仕様書のうちデザイン基本計画部分の抜粋を示す。

3 技術点

(1) 技術点の配点は一人110満点とし、各委員の合計点数により評価する。

| 評価項目                    | 評価の着目点  |
|-------------------------|---|
| 1 予定技術者<br>(30点)        | ・管理技術者の業務実施能力について、次の着目点により評価する。<br>① 管理技術者が有する技術者資格   |
|                         | ・照査技術者の業務実施能力について、次の着目点により評価する。<br>① 照査技術者が有する技術者資格   |
|                         | ・橋梁担当技術者の経験及び業務実施能力について、次の着目点により評価する。<br>① 橋梁担当技術者が有する技術者資格<br>② 橋梁担当技術者の同種・類似業務の内容   |
|                         | ・公園、文化財及び景観担当技術者の経験並びに業務実施能力について、次の着目点により評価する。<br>① 担当技術者の同種・類似業務の内容  |
| 2 業務実施体制<br>(20点)       | ・予定技術者の適正配置及び土木学会デザイン賞などの受賞歴について評価する。   |
| 3 業務実施方針及び実施手法<br>(60点) | ・次の着目点により評価する。<br>① 出島の歴史的価値、復元の意義、活用の基本的な考え方を把握しているか。<br>② 出島、出島表門橋、中島川公園を中心とした空間デザインの的確性・獨創性・現実性が認められるか<br>③ デザイン基本計画の考え方<br>④ 公園設計（隣接道路等を含む）の考え方<br>⑤ 橋梁設計の考え方 |

「出島表門橋及び周辺整備設計業務委託に係る公募型プロポーザル説明書」より抜粋（長崎市提供）

| 第6条（業務内容）   |
|---|
| (1) デザイン基本計画  |
| ① 基本的な考え方   |
| 表門橋は、出島の復元年代における出島への「人」の動線を再現するとともに、出島復元事業の中でも象徴的な施設となるものである。また、表門橋は、出島を訪れる人にとって、出島への誘導路であるとともに、中島川や中島川公園、隣接する道路等を含む一帯を見渡す視点場ともなるものである。そのため、表門橋と中島川公園の設計全体を通して、出島の歴史を彷彿とさせる趣きを残し、また出島、中島川、中島川公園及びその周辺が空間としても優れた景観となるよう検討する。 |
| ② 現状把握  |
| 出島及び旧表門橋の歴史的考証結果、周辺地域の歴史的背景、表門橋・中島川・中島川公園に関する既往の資料、現在における当該地域の役割、当該地域周辺の環境、出島の利用状況及び将来計画を把握し、景観設計において考慮すべき点を整理する。   |
| ③ 敷地分析  |
| 敷地への法規制、面積、形状、地形の変遷、地質の分布について整理を行う。   |
| ④ デザイン基本計画  |
| 1) デザイン基本計画については、上記の基本的な考えに基づき、出島、表門橋及び中島川公園の文化的資産、観光施設としての活用、周辺環境との調和、来訪者の動線・規模等を考慮して、全体の空間デザイン計画を策定する。  |
| 2) 配置計画図、基本動線図、整備計画図の作成   |
| 1) の検討結果に基づき、配置計画図、基本動線図、整備計画図を作成する。  |
| 3) デザイン基本計画説明書の作成   |
| デザイン基本計画の策定根拠等について、説明書として取りまとめる。  |
| (2) 基本設計  |
| 基本設計は、デザイン基本計画に基づき、出島、表門橋及び中島川公園の相互に關係する部分を調整したうえで、それぞれに行う。   |
| ① 表門橋   |
| 1) 現地踏査   |
| デザイン基本計画を踏まえて、橋梁予備設計を行うための現地踏査を行う。  |
| 2) 橋梁予備設計   |
| 橋梁予備設計は、文化財保護法や河川法による規制の内容確認、設計と条件の確認、基本事項の検討を行ったうえで、3案以上の橋梁形式（木橋を含む）の比較を行うものとする。なお、比較に際しては、各案については、概略的な構造計算を行い、旧表門橋の歴史的  |

特記-2

「出島表門橋及び周辺整備設計業務委託」仕様書より抜粋（長崎市提供）

## ■上位計画

---

### ○「史跡『出島和蘭商館跡』復元整備計画」（1996年、長崎市）

- ・当計画の中において、「旧出島橋」の復元は計画の1つとして検討され、短中期復元整備計画において現代橋または仮設橋として、長期計画においては近代橋の部分を架替工事することとしていた。

## ■事業効果

---

### ○橋梁架設や架設後のイベント

- ・橋梁の一括架設時には、平日の午前中にもかかわらず、約4,000人の市民が集まり、TV・新聞・雑誌等の多数メディアへ掲載された。橋梁に関する映像上映会やプロジェクションマッピング等のイベント利用を通じて、事業について多くの人々に共有していると共に、公共事業のイメージ改善に寄与している。

### ○出島和蘭商館跡への入場者数の増加

- ・出島表門橋及び出島表門橋公園が供用開始したことで、整備前後で出島和蘭商館跡への入場者数が約2～4割増加している。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

---

### ○実現方策④-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

- ・事業発注時の体制として、景観専門監が行政組織内に属すると共に、プロポーザル選定委員会により外部有識者が参画しており、役割が明確な体制構築がなされていた。外部有識者はその後出島表門橋及び周辺整備デザイン検討会議へ参画することで、継続して関与した。
- ・市民への使用用途の説明等が非常に重要である「出島史跡整備基金」を用いて、プロポーザル選定時に公開プレゼンテーションを行う等、事業の早期から市民への情報公開や広報活動を積極的に実施していた。

### ○実現方策⑤-1：能力の高い計画・設計者を継続して選定する

- ・事業の特性に合わせて24ヶ月の発注を行っており、設計者が継続的に関与することができた。
- ・また事業担当者は、プロポーザル発注時から供用開始まで一貫して関与しており、行政組織内で情報やノウハウが消失することが無く事業が推進された。

### ○実現方策⑥-2：改修・利活用等の際にも適切に計画・設計意図を継承する

- ・基本的な管理・運営・広報は長崎市が直接行っているが、清掃活動やイベントの開催等、多数の市民団体が利活用に関わっている。設計チームが中心となり設計時に結成された市民団体も、継続して関与している。
- ・また、行政組織内の景観専門監が継続して関与していることで、利活用の際にも設計意図を確認できる体制となっている。例えば、「ランタンフェスティバル」におけるランタンについても、観光政策課から景観専門監が相談を受け、設置場所を協議のうえ、イベント運営者に意見を提出しており、利活用の際にも橋の美観を損ねないよう留意されている。

## 事例 19. 花園町通り

### ■施設の基本情報

立地：愛媛県松山市花園町

事業主体：松山市

実施期間：2010年～2012年（構想期間）

2012年6月～2015年3月（設計期間）

2014年8月～2017年9月（施工期間）

設計費：約5,000万円

施工費：約12億円

施設の基本情報：

□街路延長：約250m

□幅員：約40m

□主要事業：車線の縮小、歩行者空間の拡幅、自転車道の新設、電線類の地中化

□主な受賞歴：グッドデザイン賞（2018年）

土木学会デザイン賞 最優秀賞（2019年）



花園町通りの鳥瞰  
(Photo by Norihito Yamauchi)

■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・愛媛県松山市の中心市街地に位置する花園町通りは空き店舗が目立ち始め、自動車交通量は30年前に比べ半減していた。本事業はこのような背景を踏まえ、沿道に賑わいを取り戻すべく地域の暮らしを育む「町の庭」として街路空間を再生するための街路改修事業であり、交通量調査やシミュレーション、地域住民との協議を踏まえ、道路を6車線から2車線へ低減させた。

○事業の位置づけ

- ・市長をリーダーとする「まちづくり懇談会」において、花園町通りは重点整備プロジェクトとして位置づけられた。
- ・具体的には、2010年に第6期の無電柱化推進計画の合意区間に選定されたと共に、2011年3月には都市計画マスタープランで、花園町通りの道路空間再配分を計画した。また2011年7月には、「みんなで歩いて暮らせるまちづくりフォーラム」で市長が花園町通りの空間の新たな使い方を提案した。このような経緯を踏まえ、上位計画にも花園町通りの道路空間再配分が位置づけられた。
- ・2012年4月からは、月1回のペースで花園町通りの空間改変事業懇談会を開き、市や警察、有識者、商店街役員、交通事業者、関係団体の間で使い方に関する協議が行われた。さらに並行して、地域住民を中心としたワークショップを開催した。

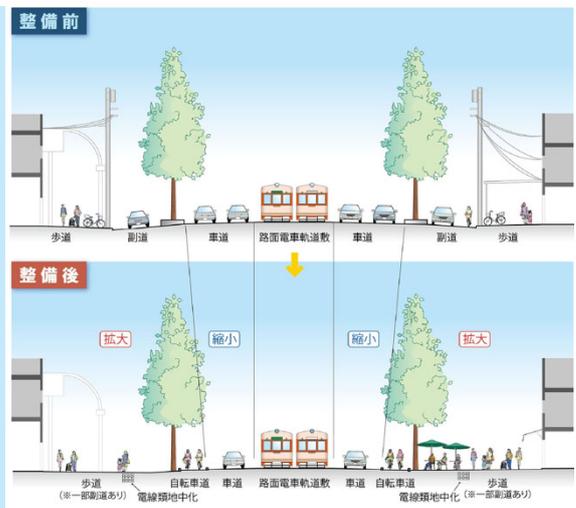
○地域住民との協議

- ・改修を実施するにあたり、地域住民との協議が始まったが、渋滞への不安や、「事業の趣旨がわからない」といった意見が多かったため、交通の状況や道路の使い方を確認する社会実験を行った。
- ・沿道へのアクセス確保と一体的な公共空間活用を図るため、沿道の民地所有者にそれぞれ説明・意見聴取に回り、その声をきめ細かく設計に反映した。
- ・本事例においては市や設計者、有識者が中心となりワークショップや社会実験といったプロセスを通じて事前協議を重ねたことで、地域住民からも認められた公共空間が創出されたといえる。
- ・利活用の検討段階（実施設計～施工期間）においては、地域の要望を積極的に取り入れ、要望が多かった電源設備や給排水の設備を整備する等、地域の声を反映させることで、住民が利用しやすい空間づくりに努めた。

リニューアルまでの経過

- ▼平成23年 3月 松山市都市計画マスタープランの策定  
(都心地域のまちづくり方針に「花園町通りの道路空間再配分と無電柱化」を盛り込む)
- ▼平成23年12月 地元説明(花園町通りの空間の在り方に関する対話開始)
- ▼平成24年 3月 検討組織「花園町通り空間改変事業懇談会」の設置  
(花園町通りの空間の在り方に関する議論開始)
- ▼平成24年10月 交通社会実験の実施  
(車道の片側1車線化と自転車専用レーンの設置など)
- ▼平成26年 3月 道路整備計画のとりまとめ
- ▼平成26年 8月 工事着手
- ▼平成27年 8月 花園町東通り景観まちづくりデザインガイドラインの策定  
(地元主体で沿道建物の景観整備に関するルール等を作成)
- ▼平成28年 7月 東通りの建物景観(ファサード)整備が完成
- ▼平成29年 9月 花園町通りのリニューアル  
(地元主催による「お城下マルシェ花園」の初開催)

花園町通り空間改変事業懇談会の様子  
社会実験の様子  
リニューアル記念式典(記念植樹)



事業経緯及び断面図の整備前後の変化  
(花園町通りパンフレットより、松山市提供)

■整備内容

**1 歩行者・自転車への配慮**  
歩きやすさ、車両のしやすさを重視した空間づくりを行いました。



照明灯・フラットライトの設置



路上駐輪場(木製レシート)

**2 「自然素材」の使用**  
自然石、鉄などの本物の素材を使用しています。



歩道は自然石



自転車道は湧出コンクリート

**3 「建物」「道路」が一体となった景観の形成**  
地元が中心となった建物のファサード整備が行われました。



外壁や看板・テントなどのデザインを統一





**4 人の活動の促進**  
イベント等が可能な空間と設備を配置しました。



黒漆木材を使用したウッドデッキベンチ



電源設備(イベント等夜間可能)



芝生広場

**5 歴史と文化を感じる空間**  
正岡子規の生誕地にちなんだ様々な仕掛けを行いました。



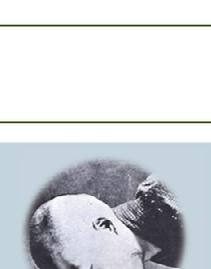
子規ゆかりの雑草・雑草サイン



子規の遺筆を採用した照明灯



子規誕生地跡(石物)



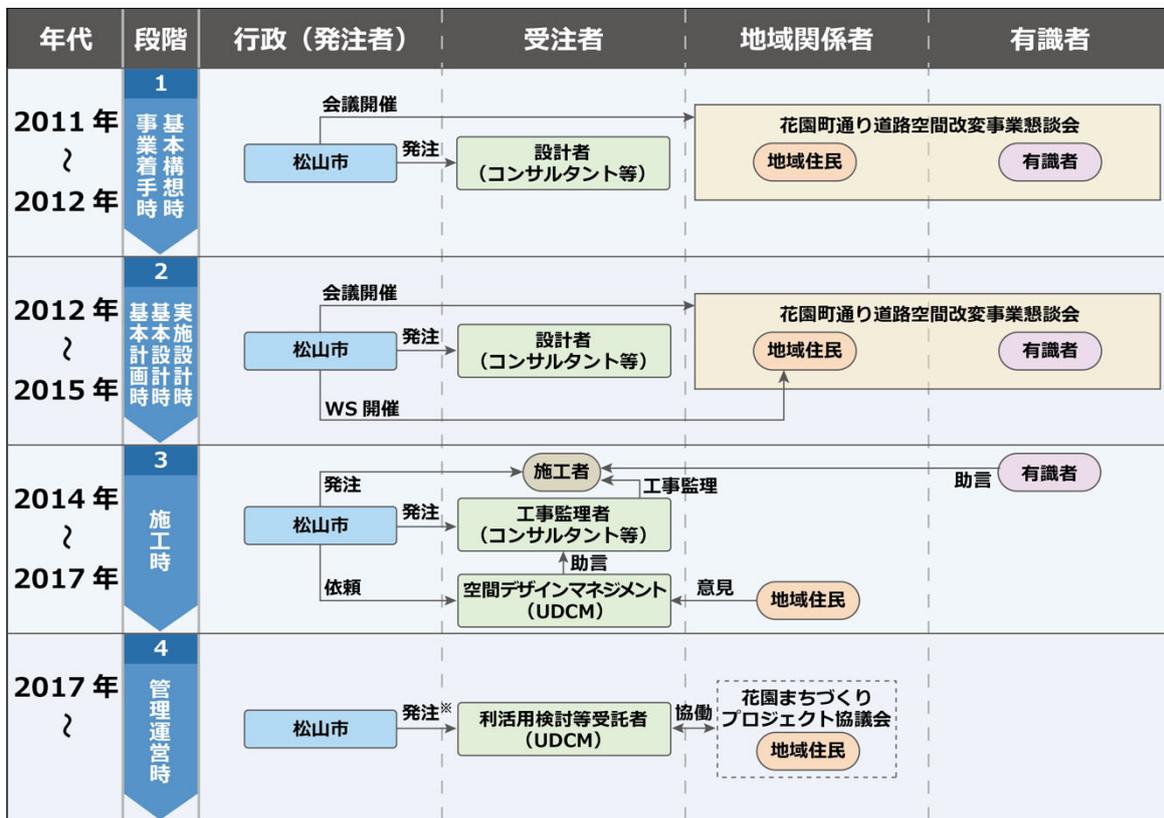
俳人正岡子規

通りにある様々な「宝」を活用しています。

平面図（花園町通りパンフレット、松山市提供）

■組織体制

- 事業者：松山市
- 道路管理者：松山市
- 地域組織：花園まちづくりプロジェクト協議会
- 設計者：(株) 設計領域
  - ナグモデザイン事務所
  - 復建調査設計（株）
  - (株) 親和技術コンサルタント
- 有識者：柏谷増男（愛媛大学名誉教授）
  - 羽藤英二（東京大学教授）
  - 野原卓（横浜国立大学准教授）
- 主体間連携まちづくり推進組織：松山アーバンデザインセンター（UDCM）



体制変遷図

※管理運営時の松山市から UDCM への発注は 2019 年度のみ

## ■発注方式

---

### ○基本設計時の発注方式

- ・発注方式はプロポーザル方式であった（「市道花園町線道路空間再配分・活用調査検討業務委託」（2011年度））。

### ○詳細設計時の発注方式

- ・基本設計時と同様に、プロポーザル形式で発注した（「市道花園町線路景観設計業務委託」（2013年度））。
- ・なお詳細設計は現地での測量等も含まれていたために、地元の設計者である（株）親和技術コンサルタントも参画した。

### ○施工時の発注方式

- ・工事監理としての業務は発注していないが、工事発注の仕様書の中に、設計者・施工者・発注者の三者会議を行うことを義務づけており、設計者にかかる負担費用（旅費、人件費）は工事発注の予算の中に含まれていた。

## ■設計仕様

---

- ・2011年度発注の業務においては、主に交通量のシミュレーションや地域住民へのアンケートを踏まえた、道路空間再配分の計画を行っていると共に、計画時からプログラムを想定することが仕様書上に明記されている。具体的には、「街路及び沿道空間を活用したプログラム及びプログラムレイアウト、運営方法、ストリートファニチャーや植栽等の素材、付属構造物のデザインについて検討し、基本デザインをまとめる」と明記されていた。

## ■上位計画

---

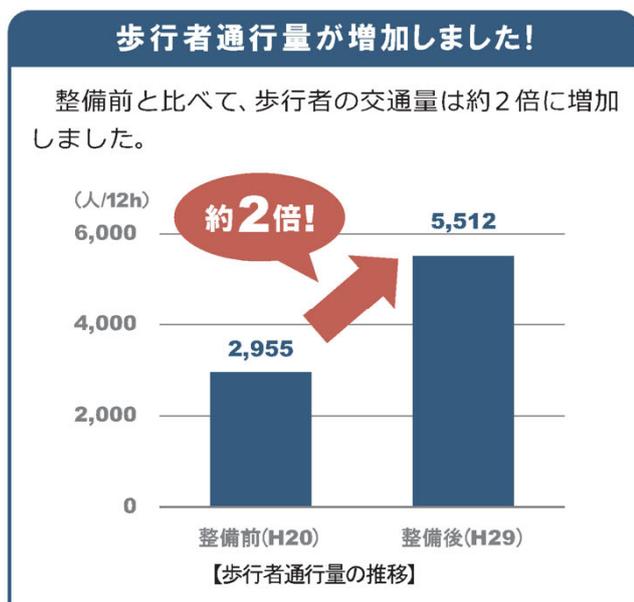
### ○「松山市総合交通戦略」（2010年、松山市）

### ○「松山市都市計画マスタープラン」（2011年、松山市）

- ・「松山市総合交通戦略」においては、花園町通りは「道路空間の再配分、自転車ネットワークの形成」の施策に位置づけられていた。
- ・「松山市都市計画マスタープラン」においては、都心地域のまちづくり方針に「花園町通りの道路空間再配分と無電柱化」が位置づけられていた。

## ■事業効果

- ・「花園町通りパンフレット」によれば、歩行者通行量が約2倍になったと共に、毎月第3日曜日にマルシェ等のイベントが開催されている。
- ・日常的には、最大 10m まで広がった歩道にて、芝生広場で遊ぶ子ども達や子育て世代がデッキで食事し語らう姿が見られる。



事業効果（「花園町通りパンフレット」より、松山市提供）

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策⑥-1：管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する

- ・管理運営時には「花園まちづくりプロジェクト協議会」（花園町東通り商店街組合、花園町西通り商店街振興組合）が利活用に関して松山市と議論・協働しながら企画・調整を行っている。
- ・なお事業の計画段階ではまだ松山アーバンデザインセンター（UDCM）は設立されておらず、設計段階に設立された。UDCM は管理運営時では、地元のファサードデザインガイドライン作成・運用の技術的支援に加え、道路利活用の取組に対する助言や活動支援を行っている。

## 事例 20. OM TERRACE

### ■施設の基本情報

立地：埼玉県さいたま市大宮区大門町

事業主体：さいたま市

実施期間：2014年～2016年（構想期間）

2016年1月～7月（公有地有効利用検討・設計期間）

2016年12月～2017年4月（施工期間）

設計費：約300万円（公有地有効利用検討業務）

約400万円（設計業務）

施工費：約1億1,700万円

施設の基本情報：

□敷地面積：240.61 m<sup>2</sup>

□建築面積：173.00 m<sup>2</sup>

□延床面積：179.25 m<sup>2</sup>

□広場部分面積：134.32 m<sup>2</sup>

□階数：地上1階

□構造：鉄骨造

□基礎：杭基礎

□主な受賞歴：グッドデザイン賞 グッドデザイン・ベスト100（2017年）



OM TERRACE ((株) アール・エフ・エー提供)

■事業の経緯と位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・「OM TERRACE」は駅前再開発用地の積極的な暫定利活用事業の1つであり、大宮駅東口駅前のロータリーに面して建つ公共の多目的複合施設である。
- ・事業の背景としては、2020年の「東京オリンピック・パラリンピック」の開催に伴い、大宮駅周辺「おもてなし機能」を強化しようという気運が盛り上がり、さいたま市によって駐輪場として暫定利用されていた駅前広場整備に備えた市有地を、より積極的に利活用することが企画された。
- ・2013年9月に誘致が決定した「第8回世界盆栽大会 in さいたま」の2017年4月末開催までに「おもてなし機能」として供用することを目指し、迅速な整備が求められた。

**大宮駅周辺地域が目指すまちづくり** ～大宮駅周辺地域の将来像～

**将来像**

**東日本の顔となるまち**

東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方と連携し、多様な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市として、また、さいたま市の「顔」として、市民が誇りに思えるまちをつくります。



**おもてなし、あふれるまち**

大宮らしさを感じさせる様々な場所の個性を活かした「おもてなし」にあふれる地域として、初めて訪れた人も、通勤や通学で毎日通っている人も、住んでいる人も、楽しめるまちをつくります。

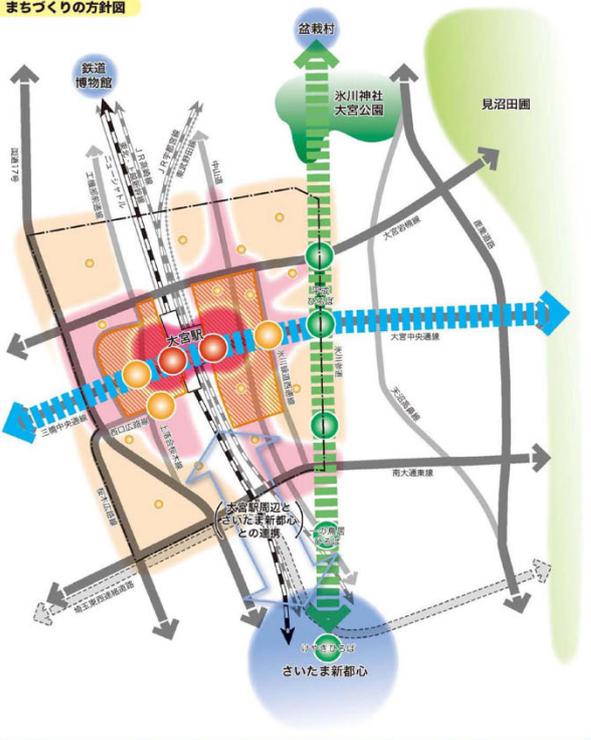


**氷川の杜、継ぐまち**

豊かな都市生活を守り、育て、継承していく地域として、氷川の杜に象徴される地域資源の活用、環境負荷の低減や高齢化社会への対応、次世代の育成などに取り組みまちをつくります。



**まちづくりの方針**



**まちづくりの方針**

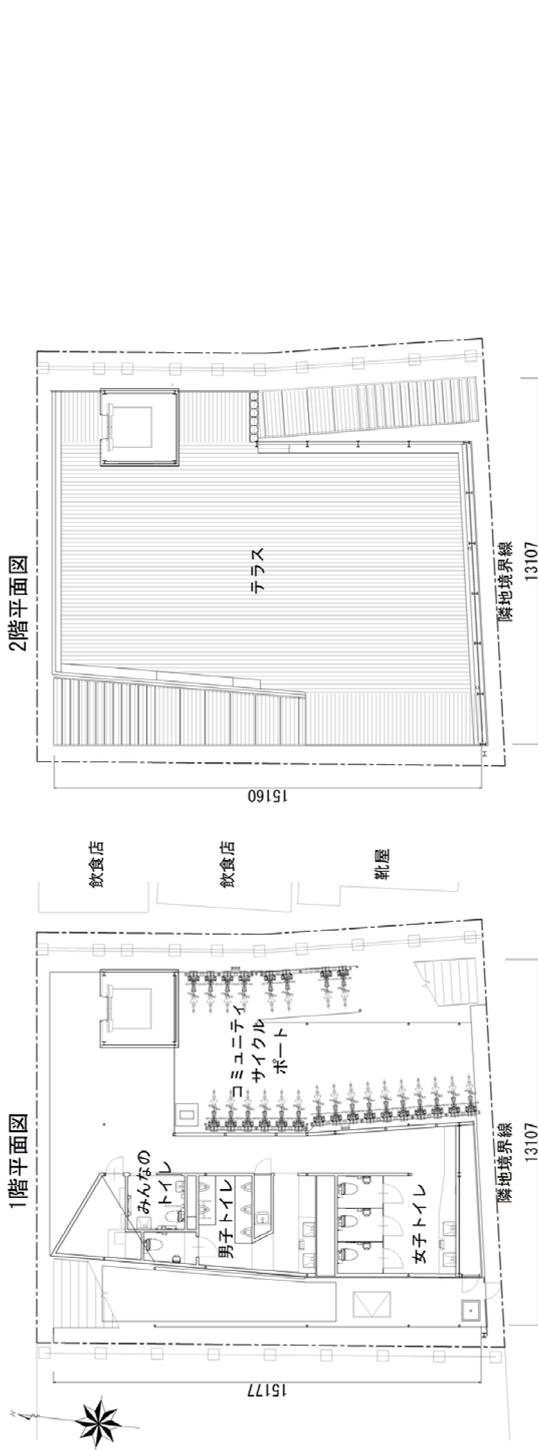
- おもてなし都市ゾーン
  - 大宮駅とその周辺街区が一体となり、交通の要衝、まちの玄関としての機能強化を図ります。
  - 既存の商業・業務集積エリアを中心に、多様性のある商業機能や高次業務機能などのおもてなし機能を展開します。
  - 地域の周縁部では、都心生活を豊かに享受できる住宅・商業・業務機能が適切に複合する市街地を形成します。
- シンボル都市軸
  - 地域の中心を東西につなぐシンボル軸を形成し、都心の多様な活動を支えるとともに、駅からの眺望を確保しつつ、沿道整備を行います。
  - 氷川参道沿道では、氷川の歴史・文化を継承するため、沿道環境の保全と適切な空間活用を図ります。
- おもてなし体感空間
  - あらゆる人が街を楽しみながら、快適に、安全に、安心して過ごさせる歩行空間を面的に創出します。
  - 都心での多様な活動を支える機能や、都市の安全性や環境向上に資する機能を備えたひろば空間を創出します。
- 都心活動を支える交通基盤
  - 通過交通と公共交通を含む地域アクセスの役割分担を図り、おもてなしのまちづくりを支えます。

「将来像」を実現するため、「まちづくりの方針」に沿って  
**まちづくり戦略** **交通戦略** **推進戦略** を構築し、まちづくりに取り組みます

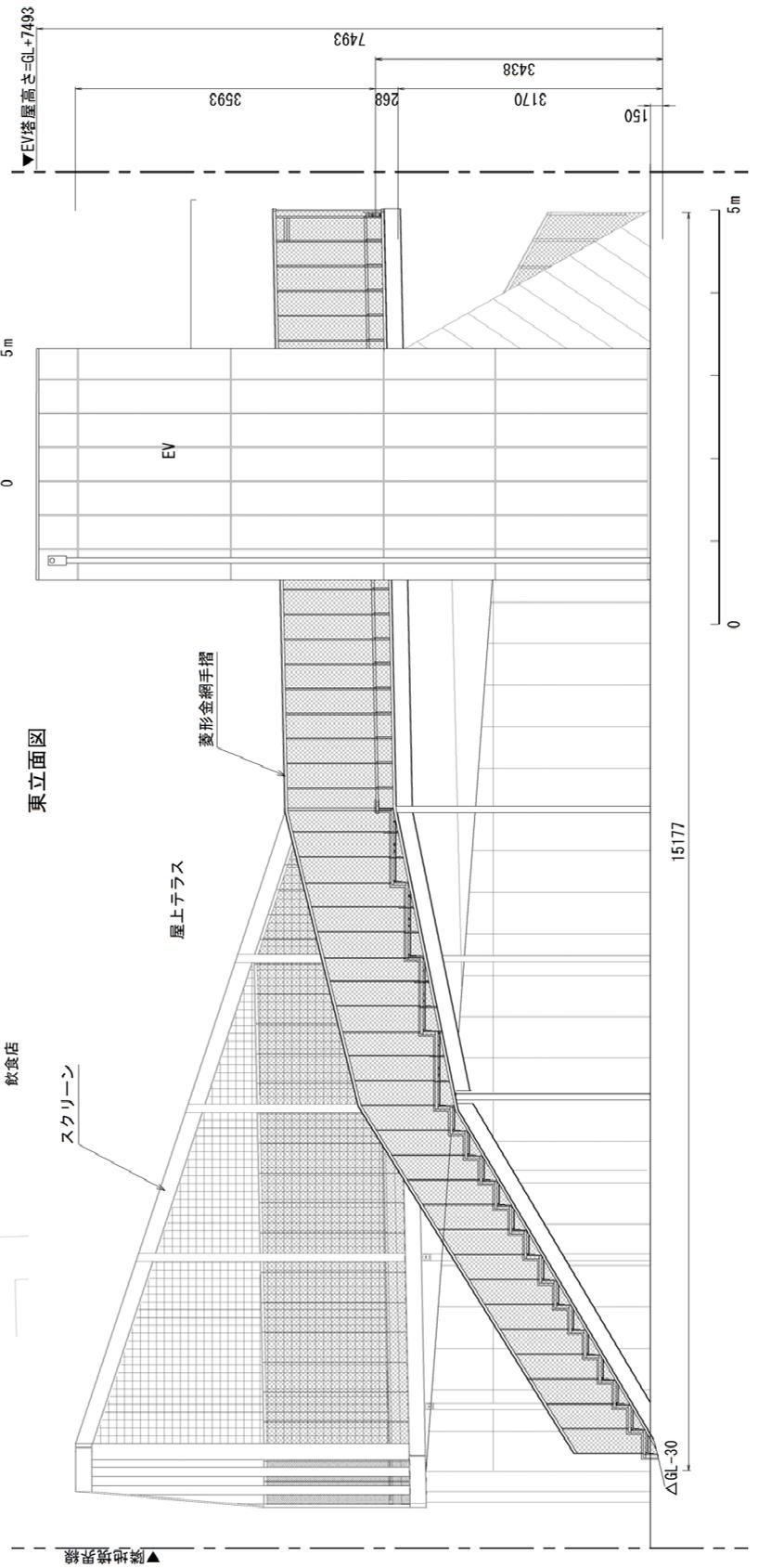
大宮駅周辺地域戦略ビジョン（さいたま市提供）

■整備内容

- ・1階には従前から地域住民より要望が挙がっていた公共トイレとコミュニティサイクルの駐輪場を設け、屋上は待ち合わせや休憩、イベント開催時に利用できるテラスを整備した。
- ・テラスについては、「おもてなし機能」という与件に対して、設計業務の前段階で行われた「公有地有効利用検討業務」にて意見交換会やアンケート調査を実施した上で決定した。



平面図（さいたま市提供）



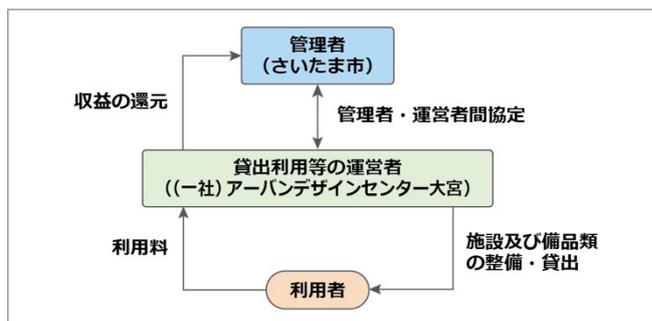
東立面図（さいたま市提供）

■組織体制

- 事業者：さいたま市
  - 施設管理者：さいたま市（日常時）、  
（一社）アーバンデザインセンター大宮（イベント時等）
  - 設計者：
    - ・代表設計者：(株) アール・エフ・エー
    - ・設計協力者：小西泰孝建築構造設計（構造）、(株) 環境エンジニアリング（設備）  
ツクライティングオフィス（照明）、(株) ネウシトラ（サイン）
  - 利活用運営者（屋上部分）：アーバンデザインセンター大宮（UDCO）
- ※アーバンデザインセンター大宮（UDCO）は、（一社）アーバンデザインセンター大宮が運営している任意団体である。市は、（一社）アーバンデザインセンター大宮を都市再生推進法人に指定している。

| 年代                  | 段階                  | 行政（発注者）                                 | 受注者                                     | 地域関係者             | 有識者 |
|---------------------|---------------------|---|---|-------------------|-----|
| 2014年<br>～<br>2016年 | 1<br>基本構想時<br>事業着手時 | さいたま市都市局<br>都心整備部<br>大宮駅東口まちづくり事務所      | 発注 → 設計者<br>((株)アール・エフ・エー)              |                   |     |
| 2016年               | 2<br>基本設計時<br>実施設計時 | さいたま市都市局<br>都心整備部<br>大宮駅東口まちづくり事務所      | 発注 → 設計者<br>((株)アール・エフ・エー)              | 基本方針提示 → 地域住民     |     |
| 2016年<br>～<br>2017年 | 3<br>施工時            | さいたま市都市局<br>都心整備部<br>大宮駅東口まちづくり事務所      | 発注 → 施工者                                | 地域住民              |     |
| 2017年<br>～          | 4<br>管理運営時          | 管理運営者<br>さいたま市都市局都心整備部<br>大宮駅東口まちづくり事務所 | 調整 ← 利活用運営者<br>((一社)アーバン<br>デザインセンター大宮) | イベント<br>企画 ← 地域住民 |     |

体制変遷図



管理運営のスキーム

## ■発注方式

- ・公有地有効利用検討業務、実施設計（（仮称）大宮駅東口駅前おもてなし公共施設実施設計業務）を（株）アール・エフ・イーに随意契約で委託した。公有地有効利用検討業務は、設計に着手する前に「おもてなし機能」の具体化を行ったものであり、その仕様書を以下に示す。

### 1. 目的

大宮駅東口では、平成22年5月に公表された「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」で掲げるおもてなしあるふれる東日本の顔となるまちづくりの実現を目指し、「民・官・学」が一体となったまちづくりを推進しています。

一方、さいたま市では「世界盆栽大会 in さいたま」や「東京オリンピック・パラリンピック2020」の会場となることが決定し、これらのイベントによって多くの来街者や観光客が見込まれています。

しかし、大宮駅周辺では歩行者空間が不足していることや、「みんなのトイレ」が無いなどトイレ施設も脆弱なため、世界的なイベントによる多くの来街者・観光客の受け入れが困難な状況であり、「みんなのトイレ」の設置を含めたバリアフリー対応のトイレ施設の更新・強化や、おもてなし機能の確保は急務とされています。

本業務では、大宮駅東口駅前の公有地について、世界的イベントに向け、老朽化した駅前トイレ機能の更新・強化することや、歩行者空間の拡充など大宮駅東口駅前の公有地の有効利用を検討するものです。

### 2. 委託内容

#### (1) イベントに向けた必要な機能・規模の検討

「世界盆栽大会 in さいたま 2017」及び「東京オリンピック・パラリンピック2020」の開催に向け、既存の施設利用状況を踏まえ、大宮駅東口駅前の公有地の有効利用について検討を行う。バリアフリーなどの利用面の機能に加え、衛生面や治安面などの社会性、情報発信機能等、求められる機能について、最小限のスペースで実現するための建築面からの技術的な検討を行う。

#### (2) 基本プランの検討

上記(1)を踏まえ、駅前公有地の有効利用について、以下の項目についての検討を行う。

- a) 基本レイアウトの作成（数案）
- b) イメージ図の作成（スケッチ又はパース図等、模型も可とする）
- c) 概算工事費の算出、事業費縮小に向けた検討

#### (3) 関係者との合意形成支援

駅前公有地の土地利用の変更にあたり、市民意見の導入や適切な情報発信・PRを行うことは重要であり、周辺の権利者や関係者との合意形成に必要な各種資料作成及び会議等の運営支援を行う。

「大宮駅東口駅前公有地有効利用検討業務」仕様書より抜粋（さいたま市提供）

## ■設計仕様

- ・実施設計業務は「さいたま市建築工事設計業務委託特記仕様書」に基づいていた。

## ■上位計画

### ○「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」（2010年、さいたま市）

- ・本計画の推進戦略に基づき、市民ワークショップ等に基づいた「おもてなし機能」の具体化や設計業務を通じて「OM TERRACE」が整備された。

## ■事業効果

### ○多様な使い方の提供

- ・きれいなトイレが整備されたことに加え、座れる場所が駅周辺に少なかった中で、待ち合わせや休憩等の多様な使われ方をする場所となっている。

### ○屋上テラスの利活用

- ・テラスの利活用に関しては、都市利便増進協定を（一社）アーバンデザインセンター大宮と結んで「OM TERRACE 屋上利用ガイドライン（試験運用版）」を作成し、試験運用期間中に「より自由な OM TERRACE 屋上利用に向けた安心・安全な利用実績」を積み重ねることを目指している。これまで、飲食、マルシェ、トークイベント、映画上映等の利活用がなされ、定期利活用主体も現れ始めている。一定の収益化も見据え、更なる利活用促進を図っている。

### ○OM TERRACE の利活用

- ・（一社）アーバンデザインセンター大宮は、都市再生推進法人としてさいたま市と協定を結び、「OM TERRACE」の屋上等を都市利便増進施設とすることとし、屋上を活用したイベント等が行えるようになった。
- ・具体的には、（一社）アーバンデザインセンター大宮が運営者となり利用申請受付・許可等を行っている。



左：映画イベント 右：物販音楽イベント  
（（一社）アーバンデザインセンター大宮提供）

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する

- ・「おもてなし機能」という抽象的な要件を、公有地有効利用検討業務に行ったワークショップやアンケート等を通じて明確化したことで、地域住民の意見も汲み取りながら事業を進めることができ、屋上テラスが上述した様々な利活用に対応できる空間となった。
- ・利活用時の運営は都市再生推進法人である UDCO が担うことで、継続的に駅前空間の賑わい創出に寄与することができている。

### ○実現方策①-1：能力の高い計画・設計者を継続して選定する

- ・過年度の経緯を良く把握している優れた設計者と随意契約を行ったことで、約半年という短期間で設計を行うことが可能になった。

## 事例 21. 柏の葉アクアテラス

### ■施設の基本情報

立地：千葉県柏市若柴

事業主体：千葉県・柏市・三井不動産（株）

実施期間：2012年（調整池設計期間）

2014年～2015年（構想期間）

2015年1月～2016年3月（親水施設設計期間）

2016年3月～2016年11月（施工期間）

設計費：－

施工費：－

施設の基本情報：

□面積：272.90ha

（調整池 敷地面積：23,753㎡

貯留容量：73,721㎡

外周：約800m）

□主要施設（主要事業）：外周道路・歩道（ジョギンググループ）、見晴らしデッキ、三角広場、親水テラス、親水ステージ、親水ブリッジ、見晴らし階段、せせらぎ階段、法面ベンチ、池底遊歩道等

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 優秀賞（2018年）

グッドデザイン賞（2018年）



柏の葉アクアテラス（UDCK 提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・ 柏の葉エリアでは、まちづくりの最上位計画である「柏の葉国際キャンパスタウン構想」に基づき（一社）柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）が事務局を担う形で 2008 年度から現在まで継続的に「空間デザイン部会」を設置・開催し、地区全体のアーバンデザインについて、様々な提言や助言・調整を進めている。
- ・ 本事業は、土地区画整理事業で整備が必要となった調整池を、地域の土地利用価値を向上させる水辺のパブリックスペースと捉えなおし、公共（土地区画整理事業者：千葉県、管理者：柏市）と民間の連携により高質化を図ったプロジェクトである。
- ・ 開発が具体化した 2013 年度以降、調整池の修景整備の検討・協議が開始された。当初は市が事業主体となることを前提としており、計画高水位（HWL）以上の整備（展望デッキ整備・外周フェンス再整備・周辺植栽等）にとどめ、中に人を入れる計画はなかった。しかし、2014 年度から当エリアのアーバンデザインに関する議論が本格化し、隣接地へ「柏の葉 T-SITE」の出店が決定したこと等を背景に、県による池底工事の前倒し及び三井不動産（株）より高質化費用を民間で負担する旨を提案され、空間の親水性が前面に出る計画へと変更された。

### ○管理体制の構築

- ・ HWL 以下の開放は通常の行政管理では困難であり、開放を前提とする計画・設計には地域が主体となった管理体制の構築が求められた。UDCK が池の開放を含む日常の管理主体となることで関係者の合意を行ったことで開放が実現し、法面を活かしたテラスや水辺のイベントスペース等、水辺空間を最大限に生かした新たなパブリックスペースの創出が可能となった。
- ・ 柏市と UDCK が管理協定を締結している。基本的な役割分担としては、アクアテラスの治水施設（調整池）は柏市が、テラス等の親水施設は UDCK が管理している。

## ■整備内容

---

### ○計画コンセプト

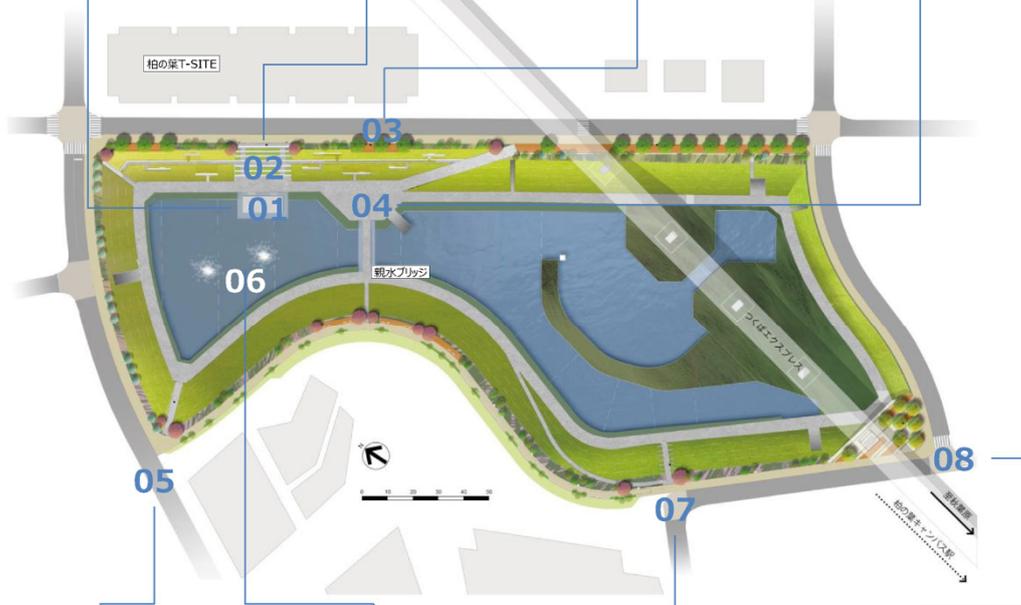
「見るだけの池から触れ合える水辺へ」

### ○調整池及びその周辺について

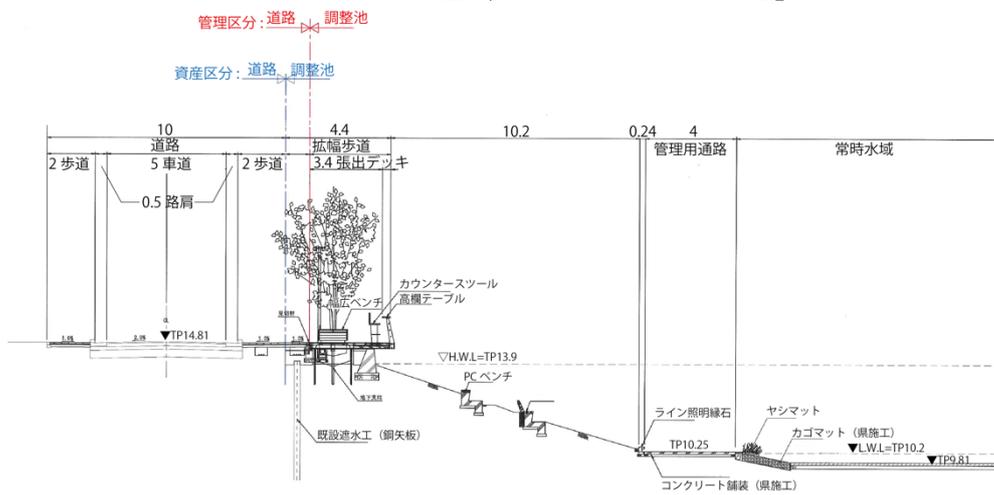
- ・ 調整池としての貯留容量を保持するため、テラスやベンチ等の施設を日照条件の良い北側斜面に集約し、HWL 以下は法面の切土やスロープによる切削によって容量の均衡をとった。
- ・ また街と池の一体性を高めるため、アクセス性・回遊性を重視した動線計画を行い、手摺の意匠も極力軽やかにする等、賑わいを視覚的・物理的に池底へ繋げることを狙っている。
- ・ 水際にどれだけ降りられるようにするか（柵をつくるかどうか等）は、調整池の類似事例や水難事故の事例を慎重に調査し、決定された。

### ○休憩施設や照明等の付属施設について

- ・ HWL 以上のベンチの座面や手摺の笠木など人が触れる部位には温かみのある木を採用し、HWL 以下には植栽に映える白系のプレキャストコンクリートや石を採用する等して、街路、法面、池底それぞれの高さで素材や形状に係る共通のコードを決め、景観に統一感を与えると共に、シャープで先進的なサインや照明デザインを掛け合わせることでイノベーションキャンパスらしさを表現した。水際にどれだけ降りられるようにするか（柵をつくるかどうか等）は、調整池の類似事例や水難事故の事例を慎重に調査し、決定された。

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <p><b>01. 親水ステージ</b></p> <p>水面間際まで親水空間を楽しめるステージです。様々なイベントにご活用いただけます。</p>  | <p><b>02. 親水テラス</b></p> <p>傾斜を利用したくろぎベンチは、親水ステージで行うイベントの観客席としてご利用いただけます。</p>  | <p><b>03. 見晴らしデッキ</b></p> <p>バーカウンター、バースツール、縁台からアクアテラスの眺望を楽しむことのできるマルチスペースです。</p>                                      | <p><b>04. 水辺広場</b></p> <p>親水ブリッジに繋がる広場です。スロープから車の乗り入れ可能な広いスペースのため、様々なイベントにご活用いただけます。</p>               |
|   |  |  |   |
| <p><b>05. せせらぎ階段</b></p> <p>井戸水からポンプアップしている水の流れを階段と一体で整備しています。</p>      | <p><b>06. 水質浄化施設(噴水)</b></p> <p>水質浄化施設としての機能も持つ噴水が、視覚・聴覚両面で水辺を演出します。</p>    | <p><b>07. 見晴らしゲート</b></p> <p>ゲートスクエアおよび、パークシティ柏の葉キャンパス ザ・ゲートタワー/パークシティ柏の葉キャンパス 二番街からの動線が交わり、多様なアクティビティに利用が可能です。</p>  | <p><b>08. 三角広場</b></p> <p>柏の葉キャンパス駅からの歩行ルートの玄関口。イノベーションキャンパスゾーンを行き来する動線が交わり、多様なアクティビティに利用が可能です。</p>  |

平面イメージ図（「アクアテラス利用規程」より、UDCK 提供）



断面イメージ図 (UDCK 提供)

■組織体制

- 事業主体：千葉県・柏市・三井不動産（株）
- 施設運営者：UDCK（（一社）UDCK タウンマネジメント）
- 委員会：アーバンデザイン調整会議（座長・出口敦／UDCK）
- 設計者：
  - ・代表設計者：（株）オオバ
  - ・設計協力者：（株）日建設計（デザイン監修）  
リップルデザイン（照明デザイン）  
（株）6D-K（サインデザイン）

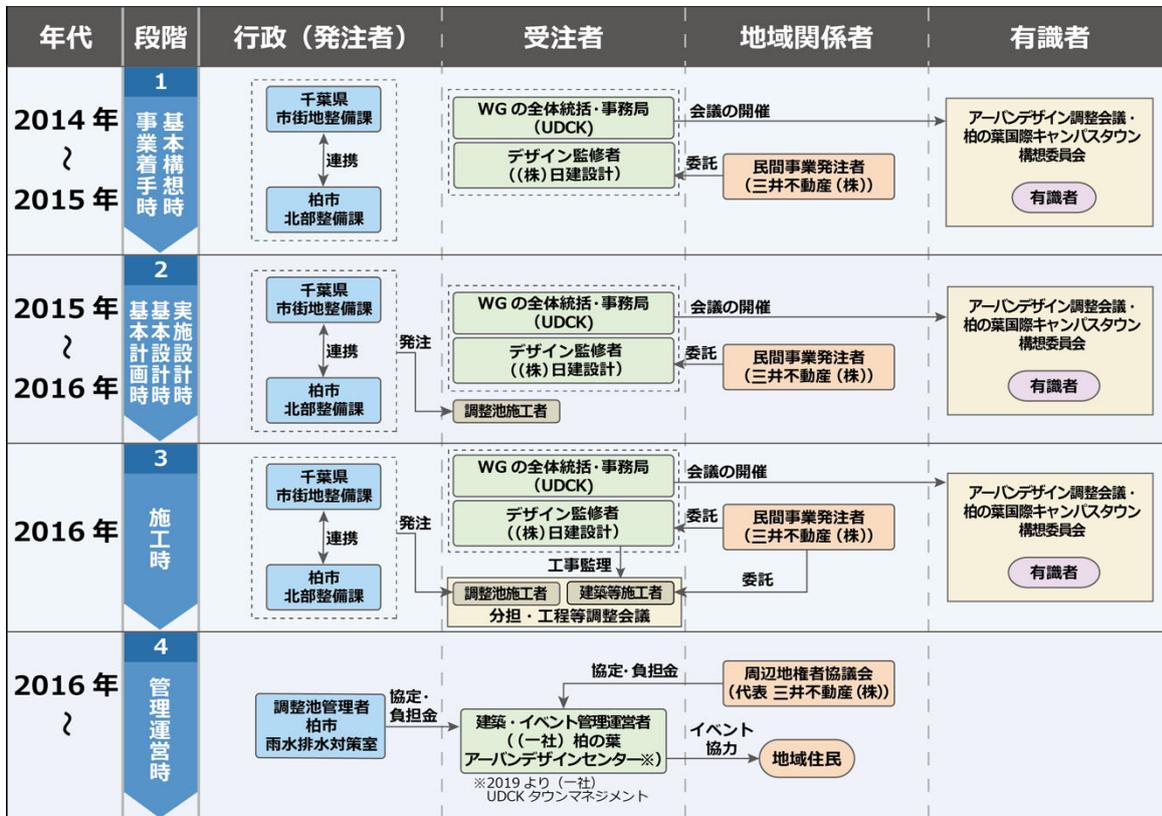
※主にアクアテラスを中心とした組織体制を示しており、「柏の葉 T-SITE」設計・工事の関係者の一分は含まれていない。

※UDCK は、土地区画整理事業に伴う公共事業のデザイン調整を行うほか、駅周辺エリア（市が定める景観重点地区）における建築物や屋外広告物の事前協議も担っている。

※調整のプロセスは、ワーキンググループを行った後、アーバンデザイン調整会議に諮り、その後中核地区戦略部に報告するという流れである。

※UDCK は、任意団体（協議のプラットフォーム）を母体に、2つの法人格を有している。その1つである（一社）UDCK タウンマネジメントがアクアテラスの管理を担う。

※調整池の基本設計及び実施設計は2012年に千葉県市街地整備課からコンサルタント等に発注されているが、前述の通り現空間のベースとなった計画・設計は2013年度以降の取組みであることから、下記の体制変遷図には含めていない。



体制変遷図

■発注の特徴

○発注のタイミング

- ・池の底打ちや管理用通路が未整備の暫定整備状態だった調整池を仕上げる段階で、調整池自体の本整備（千葉県）と、池の高質化整備（三井不動産（株））を同時期に行うこととした。
- ・事業のタイミングについては、県と三井不動産（株）で調整し決定した。

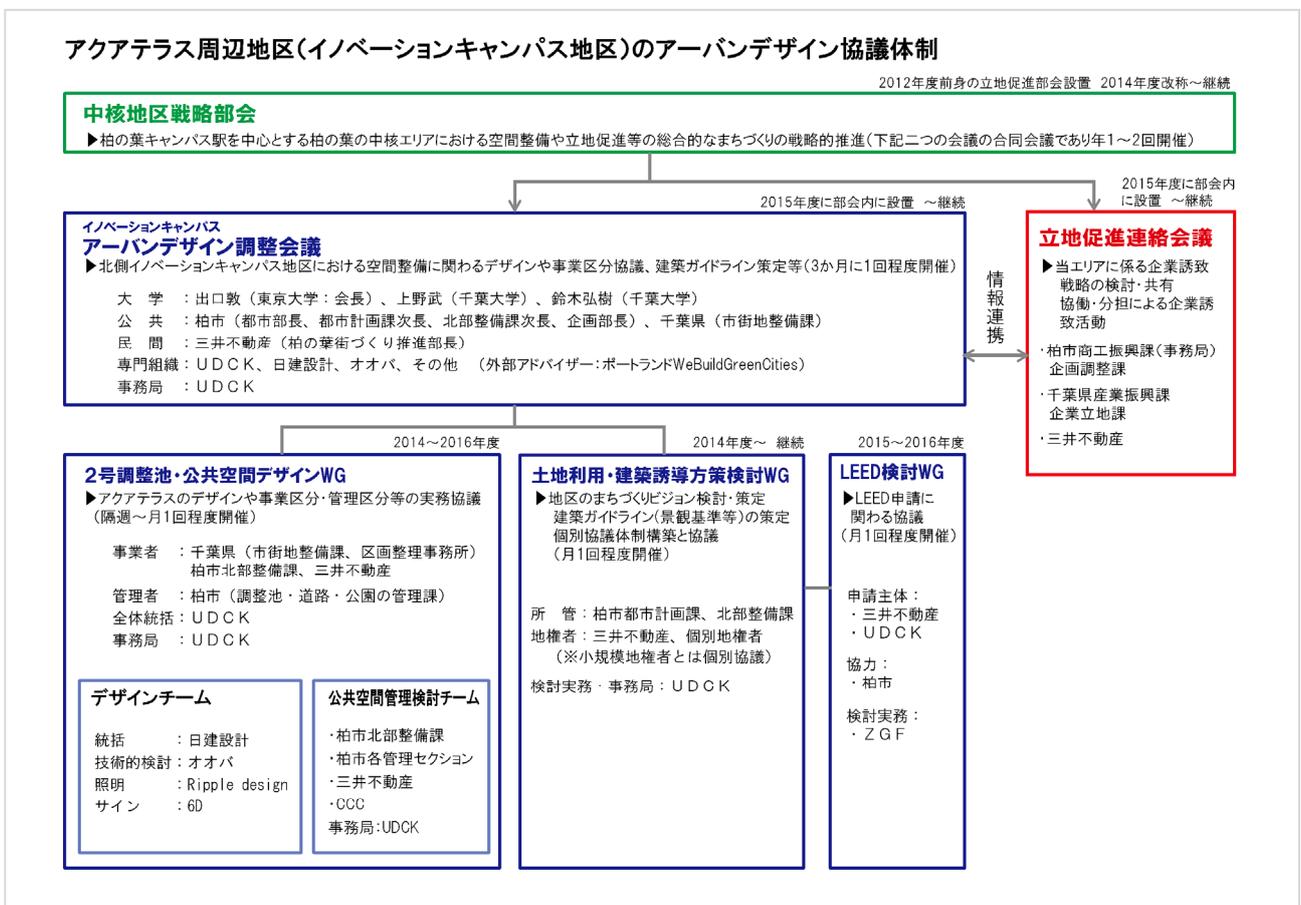
○アクアテラスの発注主体

- ・アクアテラスの整備工事は三井不動産（株）から発注された。
- ・アクアテラス整備に係る調整業務はUDCKの運営委託費内に含まれているため、別途行政から発注されてはいない。

■設計に関する協議の体制

○関係者間の調整方法

- ・ワーキンググループでは、毎週定例会を開催し、各関係者が集まって協議を行った。
- ・建築と池の関係については、建築部分を担った（株）日本設計と、アクアテラスを担った（株）日建設計が、1cm単位で調整を行った。
- ・建築部分の敷地は、三井不動産（株）の敷地を借地しているため、設計に関する進捗も連絡が届くようになっていた。



会議等の関係図 (UDCK 提供)

## ■上位計画

### ○「イノベーションキャンパス構想」（2013年、千葉県・柏市・東京大学・千葉大学・三井不動産（株））

- ・調整池を含む地区のまちづくり基本方針として定められたもの。もともと住宅用として計画されていた当地区を「イノベーションキャンパス」と位置づけ、複合用途型の地区へと計画を転換する方針を打ち出し、その中で地区の中心に位置する調整池の重要性が示された。具体的には、「重点エリアの中心に位置する2号調整池を活用し、自然共生型の親水空間として整備」とされた。

### ○「イノベーションキャンパス地区まちづくりビジョン」

（2015年（その後随時更新）、千葉県・柏市・東京大学・千葉大学・三井不動産（株））

- ・アクアテラスの設計と並行して、周辺地区のアーバンデザインに係る具体的な方針を策定したものである。アクアテラス単独での公共施設高質化ではなく、周辺敷地の建築物の景観形成基準や駐車場配置等も含めた地区全体のアーバンデザインを示している。具体的には、基本理念の1つである「環境共生都市」の中で「アクアテラスを中心とする豊かな水・緑の環境と都市の共生」として方針が示されている。

## ■事業効果

- ・隣接する柏の葉 T-SITE では外部サインを極力省き、アクアテラスとのつながりを意識した開放感のある外構デザインが行われている。また、イベント連携等によって居住者・来街者・ワーカー等の賑わいが形成されており、池に面した周辺敷地の土地利用も進みつつある。このように、周辺環境が公共空間に合わせてデザインされることやイベントの実施による賑わいの創出などは、アクアテラスが生み出した事業効果の一例だといえる。
- ・アクアテラスの運用開始から1年後、上記の効果発現に合わせてデッキへのパラソル設置や池底の整備等が追加で実施され、より居心地の良い安全な空間となるための整備促進にも繋がっている。



左：イベント時の様子 右：日常的な使われ方の様子（UDCK 提供）

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策◎-1：計画・設計時に調整できる役割をもつ者を確保する

- ・関係者が多い事業であったことから、UDCK が調整役として円滑な事業進捗に貢献していたことと共に、UDCK を中心に継続的に関係主体が集い、既存の計画だけに縛られず、より魅力的な街づくりに向けた議論を重ねる場が形成されていた。
- ・加えて、長期的に民間事業者がまちづくりへ関与していくためには、通常よりも多くの時間を必要とすることが一般的である。民間事業者もまた、今回の事業がそのような状況下にあることを理解し、関係者（行政・UDCK 等）と調整を行うために主体的に参加していたことで、細かな事項について調整を図ることが可能であった。

## 事例 22. 木津川遊歩空間トコトコダンダン

### ■施設の基本情報

立地：大阪府大阪市西区立売堀～新町

事業主体：大阪府

実施期間：2011年～2012年（構想期間）

2012年9月～2017年3月（設計期間）

2014年1月～2017年3月（施工期間）

設計費：約2,000万円

施工費：約4億2,000万円

施設の基本情報：

□面積（延長）：4,300㎡（延長：240m）

（木津川左岸（松島橋～大渉橋）の区間、川沿い遊歩道部分）

□主要施設：河川敷地内の遊歩道、広場空間他

□主な受賞歴：土木学会デザイン賞 奨励賞（2018年、2019年）

グッドデザイン賞 グッドデザイン金賞（2018年）



トコトコダンダンを鳥瞰から望む  
（大阪府西大阪治水事務所提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

---

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・トコトコダンは、大阪市内中心部の西側を南北に流れる木津川において、水都大阪再生事業の一環として回遊性向上のために取り組まれた遊歩道整備事業のうちの1つである。
- ・周辺は高潮対策のために整備された直立式のコンクリートであり、いわゆるカミソリ堤防により安全性を高めている一方で水辺とまちが分断されてしまったエリアであった。そのため水辺のポテンシャルを最大限活かし、かつ、まちの魅力を高めるためのデザインを取り入れていくことが求められた。
- ・行政としては、本事業の空間はカミソリ堤防で水辺とまちが分断されていること、他の遊歩道と異なり広場があるためデザイン如何では利活用の可能性が高まること、そして大阪港の玄関口として栄えた歴史的価値があること、といった3点が特徴であると認識していた。
- ・2011年1月、都市整備部・西大阪治水事務所と府民文化部・文化課が連携し、木津川遊歩道の整備ルートを決定し、伯楽橋～松島橋右岸の遊歩道整備案をコンペティション（以下、コンペ）方式により選定した。しかし、維持管理予算の確保が困難であったことや、伯楽橋～松島橋右岸で進めたコンペ案が諸事情により中断せざるを得ない状態となり、新たな手法を検討する必要が生じた。

### ○コンペの実施

- ・2012年4月から、大渉橋～松島橋左岸をあらためて事業箇所とし、都市整備部・西大阪治水事務所と府民文化部・文化課が部局横断で連携し、府民文化部の「プラットフォーム形成支援事業」を活用することとした。
- ・その後文化課所管の大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）がプラットフォーム形成支援事業を通じて、誰でも応募可能で実現性の高いデザインコンペスキームの構築、地域ワークショップの運営、利活用の促進等の制度設計補助業務を行い、西大阪治水事務所が設計・工事の発注や監督を行った。
- ・このコンペでは岩瀬諒子氏の“だんだん畑でハマベをつくる”が最優秀賞となった。

## ■整備の考え方

---

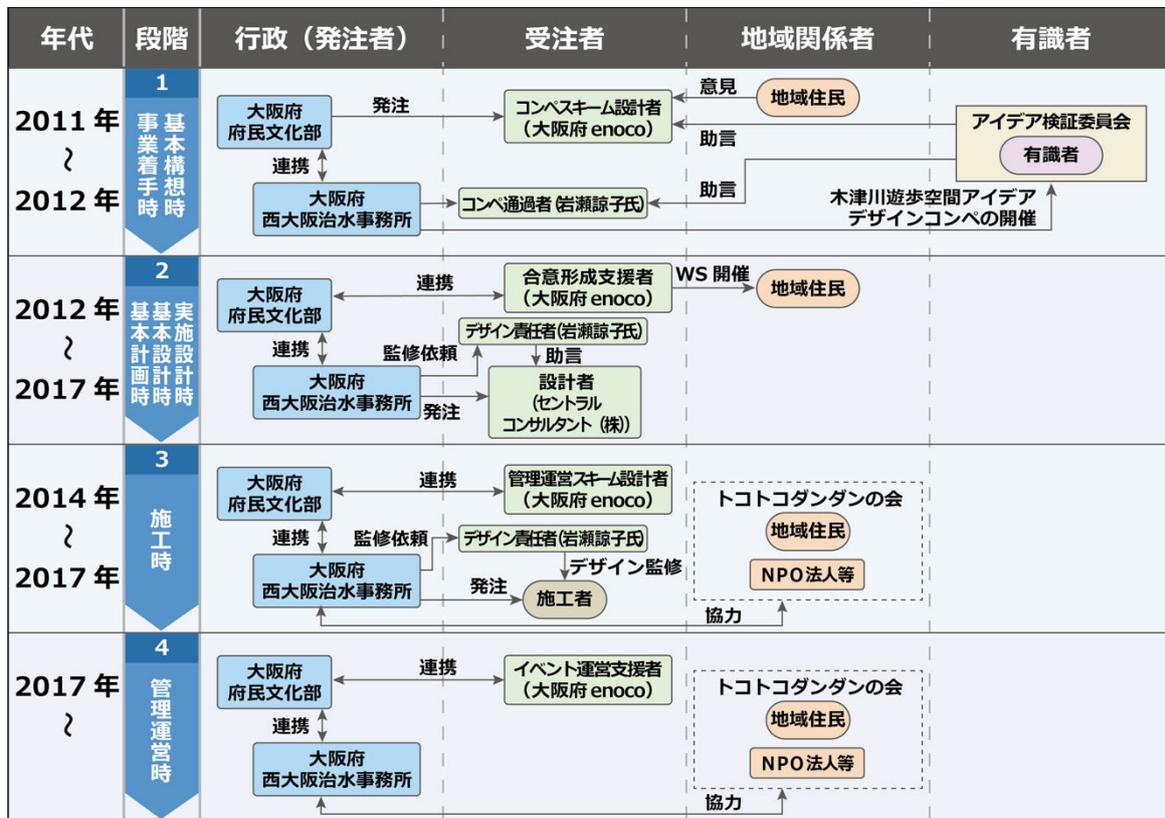
- ・堤防に張出しスラブを設けて拡幅し雑壇状にした護岸にストライプ状の花壇を配したことで、水辺環境とまちをゆるやかに繋ぎ、人々の暮らしを豊かにするランドスケープを創出した。
- ・設計から施工まで一貫してデザイナーが責任をもって監修することとし、完成まで随時設計を検証・更新し、ディテールまで関与しながらデザインを統合している。
- ・空間だけではなく、コンペ、地域住民との合意形成、利活用や管理運営など多岐にわたるスキームのデザインに積極的に取り組んでいる。



トコトコダングンのコンペ時の提案内容（大阪府西大阪治水事務所提供、©ryoko iwase）

■組織体制

- 事業主体：大阪府都市整備部西大阪治水事務所  
大阪府府民文化部都市魅力創造局文化課
- 施設運営者：大阪府、トコトコダンダンの会（ボランティアによる美観維持）
- 委員会：アイデア検証委員会
- 設計者：
  - ・代表設計者：岩瀬諒子設計事務所
  - ・設計協力者：セントラルコンサルタント（株）  
（株）復建技術コンサルタント  
（株）エルクコンサルタント  
東京製網（株）  
（株）佐藤渡辺  
太平洋プレコン工業（株）  
大光電機（株）  
小岩金網（株）  
東京藝術大学美術学部デザイン科
- 主体間連携まちづくり推進組織：大阪府立江之子島文化芸術創造センター（enoco）

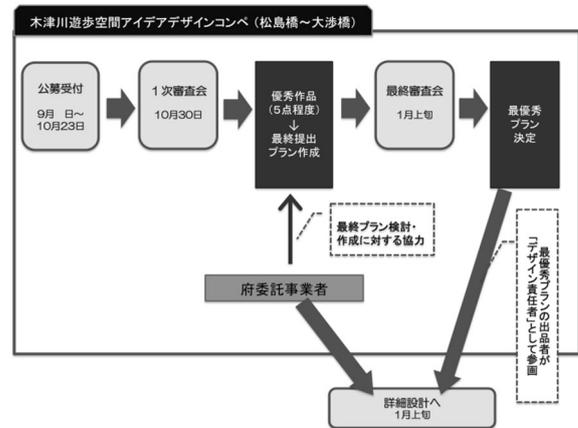


体制変遷図

■発注方式

○基本設計時の発注方式

- ・大阪府府民文化局が実施するプラットフォーム形成支援事業を利用し、enoco によってアイデアデザインコンペが実施された。
- ・デザインコンペは2段階式であり、1次審査を通った作品5点が河川構造物として成立するように、2次審査に向けコンサルタントが各デザイナーをサポートする体制であった（右図）。



コンペティションのフロー  
（大阪府西大阪治水事務所提供）

○実施設計時の発注方式

- ・実施設計は競争入札方式で行われたが、コンペで選定されたデザイナーはデザイン責任者として、詳細設計にも参画するように位置づけられていた。

■設計仕様

○コンペ参加者におけるデザイン責任者としての役割

- ・コンペの最終審査にて最優秀プランに選定されたデザイナーはデザイン責任者として業務に遂行する必要があることが明記されていた。

○設計者とデザイナーの関係

- ・設計業務の受注者はコンペの1次審査にて選定された提案についてデザイナーと協議しながら構造的な観点から補助すると共に、最優秀プランに選定された提案についてデザイナーと協議しながら実施設計を行うことが求められた。右図に仕様書の一部を示す。

○施工者とデザイナーの関係

- ・施工者にもデザイナーによる監修を義務づけており、施工計画・使用材料・施工内容について図面、見本、現地立会等により確認を行うものとし、承認を得たうえで施工を実施することとしていた。

2. 業務内容  
2-1. 業務内容  
業務内容については、以下のとおりである。

【遊歩空間基本事項検討】

- 1) コンペ1次審査通過者側との打合せ  
コンペ1次審査通過作品について当該作品の応募者と河川施設として適切な構造となるよう検討を行う。一次審査通過作品は5作品を想定し、打合せ回数は、25回（5回/作品×5作品）とする。各作品において検討する内容について、一切他の応募者にはわからないよう留意する。
- 2) 構造検討  
各デザインについて、標準断面箇所の構造の安全性等の検討を行う。実施にあたっては、デザインをできる限り実現することを優先し、コンペ1次審査通過者の意見を尊重しながら検討を行うこと。そのため、審査通過者と密に連絡を取りながら実施する必要がある。
- 3) 図面作成  
各作品について、コンペ最終審査で必要となる平面図、断面図（3断面）を作成する。
- 4) 検討結果の整理  
各作品について、実現性の観点から構造検討した結果のデザイン変更点等を整理する。
- 5) 概算費用算出  
各作品について、工事費の概算費用を算出する。
- 6) 照査  
各作品について、検討結果の整理等の確認を行う。
- 7) パース作成  
各作品について、一次審査でのパースを基本事項検討での変更点を修正したパースを最終審査用資料として2枚作成する。
- 8) 発注者との打合せ  
業務着手時1回、基本事項検討終了時1回及び中間打合せ4回とする。中間打合せの実施時期は、各コンペ1次審査通過者との打合せの進捗に合せて行う。

【遊歩空間詳細設計】

- 1) 設計計画  
基本事項検討内容を含んだ業務概要、実施方針、業務工程、組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

「木津川遊歩空間整備設計委託（松島橋～大渉橋左岸）」仕様書より抜粋（大阪府西大阪治水事務所提供）

## ■上位計画

### ○「水都大阪 水と光のまちづくり構想」（2011年8月、大阪府）

- ・「水都大阪 水と光のまちづくり構想」には、木津川沿いの「遊歩道整備や護岸修景」が位置づけられていた。
- ・上記のほか、木津川では府民文化部の「おおさかカンヴァス推進事業」も実施されており、都市整備部と府民文化部が連携する下地があったことも、本事業における体制構築の背景となっていた。

## ■事業効果

### ○親水空間の創出

- ・堤防としての防災機能を担保しながらも、雛壇状の立体的な形態の堤防として整備したことで、まちと水辺をつなぐ新たな親水空間が創出された。
- ・また、雛壇が階段やイス、机といった家具の寸法体系で作られているため、人々が堤防をリビングのように自由に使いこなすことができ、日常の舞台として使われている。



遊歩道の使われ方  
(大阪府西大阪治水事務所提供)

### ○周辺住民による利活用の促進

- ・2016年より現在にかけて、地域自治会、NPO法人、各種法人等による“トコトコダダンの会”が結成され、月1回の緑化・清掃活動や、その他イベントを実施している。
- ・今後はさらなる活性化と適切な維持管理に向けて、地域活動との協働や周辺施設との連携等を検討中である。
- ・また関連書籍にトコトコダダンが掲載されたり、周辺マンションの不動産情報ページに紹介される等、多くのメディアから関心を引く整備となり、利活用を促進している。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○実現方策①-1：地域のビジョンや事業の進め方を相談できる役割をもつ者を確保する

- ・府民文化部のプラットフォーム形成支援事業を活用し、事業の枠組み等を相談・構築できる enoco と連携したことで、ノウハウを活かしてアイデアデザインコンペが実施できた。
- ・またコンペ実施中も2段階の審査の間に、各提案に対してコンサルタントが協力する枠組みをつくることで、河川構造物としての機能を備えた提案に成熟させることができた。
- ・加えて、選定されたデザイナーがデザイン責任者として実施設計及び施工時にデザイン監修する枠組みを当初から構築したことで一貫したデザインの思想を繋げることができている。

### ○実現方策②-3：能力の高い計画・設計者を見極める目利きを確保する

- ・デザインコンペ時の公開プレゼンテーションでは、以下示すアイデア検証委員会の検証委員である6名の有識者が審査員を務めた。嘉名光市氏(大阪市立大学大学院准教授)、忽那裕樹氏((株)E-DESIGN)、久保田善明氏(京都大学大学院准教授)、篠原修氏(東京大学名誉教授)、芹沢高志氏(P3 art and environment)、曾我部昌史氏(神奈川大学教授、みかんぐみ)

# 第V章.

## 事例集（海外編）

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 掲載事例について .....                       | 236 |
| 事例集の読み方 .....                        | 237 |
| 1. Chicago Riverwalk Expansion ..... | 241 |
| 2. Uptown Normal Roundabout .....    | 253 |
| 3. Levy Park .....                   | 265 |
| 4. Wynyard Quarter .....             | 277 |
| 5. Dakpark .....                     | 289 |
| 6. Water Square Benthemplein .....   | 301 |



生物の営みがある水辺（Delft）

## 本章について

本章では、国内事例と異なる体制やアプローチを用いた上で、優れた公共デザインを進める際のポイントを実現している海外の先進事例を紹介する。第I章～第IV章の内容と併せて参考にされたい。

### （1）掲載事例について

本章で紹介する事例は、「優れた公共デザイン」を実現している以下の6事例となる。今回紹介する6事例は公共事業を実施する上での法制度が国内事例と大きく異なるため、優れた公共デザインを進める際のポイントや取組体制の観点において、日本へ適用することが難しい内容も含まれている。しかしながら、日本においても参考となる工夫や、海外で事業を実施する上で重要視されている観点など、示唆に富む内容を本調査によって把握することができたため、本章にて紹介するものである。

なお、選定した事例は国内事例と同様の事業種別とし、事業関係者へのヒアリング調査を行った上で取りまとめている。取りまとめの項目については、対象となる事例の概要などを加え、かつ最終項目の「公共デザインの質を高めることへと繋がる工夫」中で「日本へ適用するための留意事項」を加えるなど、国内事例との差異を読み取りやすくすることができるように努めている。

海外事例の事例集の構成については、具体的に次頁に示すような内容となっている。

| No. | 所在地（国/都市）         | 事業名                         | 事業種別 |
|-----|-------------------|-----------------------------|------|
| 事例1 | アメリカ / シカゴ        | Chicago Riverwalk Expansion | 水辺空間 |
| 事例2 | アメリカ / ノーマル       | Uptown Normal Roundabout    | 道路   |
| 事例3 | アメリカ / ヒューストン     | Levy Park                   | 公園   |
| 事例4 | ニュージーランド / オークランド | Wynyard Quarter             | 港湾   |
| 事例5 | オランダ / ロッテルダム     | Dakpark                     | 公園   |
| 事例6 | オランダ / ロッテルダム     | Water Square Benthemplein   | 広場   |

第V章で紹介する6事例

(2) 事例集の読み方

事例集はそれぞれ以下のような内容で整理した。

地域の課題や社会背景を記載。

第V 事例集 (海外編)

### 事例 1. Chicago Riverwalk Expansion

**■事業の概要**  
 所在地 (国/都市) : アメリカ/シカゴ  
 事業主体 : The Chicago Department of Transportation (CDOT, シカゴ運輸局)  
 事業期間 : 1992~2001年/フェーズ1、2001~2009年/フェーズ2・3 (構想期間)  
 2001~2004年/フェーズ1、2011~2013年/フェーズ2・3 (設計期間)  
 2005~2009年/フェーズ1、2014~2016年/フェーズ2・3 (施工期間)  
 設計費 : 約680万ドル (設計費、フェーズ2・3)  
 施工費 : 約9,800万ドル (施工費、フェーズ2・3)  
 約800万ドル (施工監理費、フェーズ2・3)

**施設の基本情報**  
敷地面積 : 3.5 acre (約1.4ha)  
主要施設 (主要事業) : 河川沿い遊歩道  
主な受賞歴 : American Society of Landscape Architecture  
概要 : 本事業は、シカゴにおいて水質改善と歩行空間の向上といった市のビジョンを実現する親水空間を設計し、2016年に供用開始した。遊歩道と広場からなる親水空間は、従来の護岸から7.5m程度河川へと張り出すと共に、周辺の地盤高さを下げ、利用者がより親水性を高いと感じることができる空間整備となっている。本事業対象地は橋梁によって空間が区分されており、各区分(ルーム)は歴史や環境、親水性等といった異なるコンセプトで設計されている。この事業によって、河川に生育する生物の増加、周辺地区の開発促進といった事業効果が確認されており、2021年現在ではリバーウォークを延伸する計画が検討されている。



左 : 整備前 右 : 整備後の MARINA (出典 : Landscape Performance Series HP)

**整備年や整備内容が判別できる概要を明記。**

第V 事例集 (海外編)

**■事業の経緯や位置づけ**  
**○経緯の概要や地域のビジョン**  
 ・1909年、建築家ダニエル・バーナムがシカゴ川沿いの遊歩道を構想したが実現には至らず、1920年代には立体道路(ワッカー・ドライブ)が建設されたことで、人々がアクセスできない河川空間となってしまった。  
 ・1970年代後半、シカゴ川の水質や水生生物の回復・維持管理のために地域団体である「Friends of the Chicago River」(FOCR)が設立した。また、別途1980~90年代初頭にかけて市長、シカゴ市運輸局、計画開発局がシカゴ川の価値を再認識し、フィージビリティスタディ(実現可能性調査)が開始された。  
 ・改善すべき課題として、水質や水生生物の回復・維持管理と河川空間へのアクセスが認識される中、1999年にはマスタープランである「Chicago River Development plan」が策定、2001年にワッカー・ドライブの地下化が決定・着手された。同時期、新たな事業を開始する財源が確保されたため、従来からサポートが運行していたWABASH PLAZA(シカゴ・ベトナム退役軍人記念広場)が2000年代にフェーズ1として整備された。



対象地及びフェーズの区分 (出典 : Chicago Riverwalk Phase 2 & 3)

・2000年代後半には新たな財源が確保され、2007年にはリバーウォーク開発委員会を市長が結成。「Chicago Riverwalk Expansion」が構想され、2010年代に整備が開始された。なお、本事業は施工期間が2段階に分かれていたため、フェーズ2と3に分類されているが、計画・設計は同一期間・同一主体によって行われた。

第V 事例集 (海外編)

**○事業の経緯**

| 年      | 事業  | 背景   |
|--------|---|--|
| 1909年  |   | ・建築家のダニエル・バーナムとエドワード・H・ベネットは、シカゴの都市デザインを構想した。その構想内に、シカゴリバーウォークが含まれていた。                                 |
| 1955年  |   | ・リチャード・J・デイリー市長(1955~1976年)が選出。  |
| 1979年  |   | ・シカゴ川の水質や水生生物の回復・維持管理を支援するために「Friends of the Chicago River」(FOCR)が設立。                                  |
| 1989年  |   | ・リチャード・M・デイリー市長(1989年~2011年)が選出。   |
| 1990年代 |   | ・シカゴ川の歩行者のアクセス改善と沿川開発の方法について、調査・計画・ガイドライン作成が開始。  |
| 1992年  |   | ・「Chicago Riverwalk Feasibility」の策定。   |
| 1995年  |   | ・「Main Branch Guidelines」の策定。  |
| 1999年  |   | ・公共開発プロセスを通じて命案されたリバーウォークプロジェクト全体の建設計画「Chicago River Development plan」の策定。                             |
| 2001年  | ・ロス・バーニー・アーキテツがシカゴ市運輸局とリバーウォークのフェーズ1工事の検討を開始。市運輸局が国の運輸局に、河川拡張工事に関する計画を提出。 | ・立体道路ワッカー・ドライブの地下化のために開拓財政(TIF)地区を創設し、工事を開始。   |
| 2002年  |   | ・「Chicago River Masterplan」の策定。  |
| 2005年  |   | ・「Chicago Riverwalk agenda」の策定。  |
| 2007年  |   | ・「Action plan for the river」の策定。<br>・市の Riverwalk 開発委員会を通じて作成された「Chicago riverwalk framework plan」を策定。 |
| 2009年  | ・マコーミック・ブリッジハウス美術館を含む、フェーズ1の第2区間が完成。<br>・これは、増設融資を通じて資金提供された。             |  |
| 2011年  | ・Sasaki Associates Inc.等からなる設計チームが選定。<br>・資金は TIFIA プログラムにて調達された。         | ・ラム・エマニュエル市長(2011年~2021年現在)が選出。  |
| 2013年  |   | ・市は、フェーズ2・3の建設のための交通インフラストラクチャ金融及びイノベーション法による98,660,000ドルの融資を承認される。                                    |
| 2014年  |   | ・フェーズ2・3の工事開始。   |
| 2015年  |   | ・フェーズ2 出口開始。   |
| 2016年  |   | ・フェーズ3 出口開始。   |

**年表による経緯の表現。**

第V 事例集 (海外編)

**■整備内容**  
**○コンセプトや考え方**  
 ・本事業におけるビジョンは以下のコンセプトと基本方針が明記されている。  
 ・コンセプトは水質改善や河川へのアクセス性を確保した「シカゴ川の南岸に沿った歩行者用のウォークフロントを確立すること」であり、コンセプトに基づく6つの基本方針は以下のように「CHICAGO RIVERWALK MAIN BRANCH FRAMEWORK PLAN」にて示されている。

- ① 河川に人々を集めること
- ② 誰もが簡単に河川へアクセスできること
- ③ シカゴの歴史を尊重すること
- ④ 独創性のある場所を河川沿いに創出すること
- ⑤ 新たな経済活動を創出すること
- ⑥ 河川沿いの商業活動を活性化すること



6つの基本方針 (出典 : CHICAGO RIVERWALK MAIN BRANCH FRAMEWORK PLAN)

**○整備された施設や機能、使われ方**  
**●フェーズ1**  
 ・フェーズ1においては、次々頁に示した平面図のミシガン通りからステート通りまでの最東端の区間に沿って川沿いの遊歩道と広場が整備された。  
**▼WABASH PLAZA**  
 ・シカゴ・ベトナム退役軍人記念広場を含む State St~Wabash Ave 間の広場である。  
**▼McCormick Bridgehouse & Chicago River Museum PLAZA**  
 ・年間数万人が訪れる、橋梁や河川を中心にシカゴの歴史を学ぶことができる美術館を含む、Wabash Ave~Michigan Ave 間の広場である。  
**▼Michigan Avenue PLAZA**  
 ・主にクルーズ船の発着場所となっている。



WABASH PLAZAの鳥瞰 (出典 : ...)

**コンセプトや整備内容の記載**

第V 事例集（海外編）

●フェーズ2・3

- ・フェーズ2・3では、シカゴ川の本流が北支流と南支流に合流する地点までの区間（6つのブロック）を追加してリバーウォークを完成させた。
- ・遊歩道にはポート・カヤック乗り場、釣り桟橋、レストラン等の様々な機能があり、各機能が配置されているフェーズ2・3の各ブロックは「ルーム（部屋、room）」として位置づけられていた。各ルームの特徴を以下に示す。

▼MARINA PLAZA

- ・このルームにはワインバーがあり、シカゴ川を眺めることができる空間設計など、利用者の滞在が最も期待されるデザインとなっている。また、ワインバーの収益は一部リバーウォークの管理にも充てられている。

▼COVE

- ・全ルームの中で地盤が一番低く設計しており、カヤックのレンタルや飲食等が可能である。

▼RIVER THEATER

- ・劇場の観覧席を模したデザインが施され、イベントや河川を眺めることが可能である。

▼WATER PLAZA

- ・川遊びの雰囲気を感じることが可能である。なお、水質の問題で直接水辺へアクセスすることは推奨されていない。

▼JETTY

- ・シカゴ川の環境改善の一環として、川の中に生息している生物を観察することが可能である。

▼RIVERBANK

- ・広い芝生と道路からなる堤防となっており、周辺の開発計画と合わせて様々なアクティビティを将来的に許容できる自由な空間として設計されている。

○予算や資金の確保

- ・フェーズ1は市の財源から調達されたが、フェーズ2・3は外部の資金源を必要とし、その大部分は連邦政府の交通インフラ財務革新法（Federal Transportation Infrastructure Finance Innovation Act (TIFIA)、TIFIA）プログラムを通じた35年間のローンによる調達であり、約9,800万ドルである。ほか6団体から資金を調達し、合計の整備費は約1億1,000万ドルであった。（右図）

| TABLE 1: DEVELOPMENT SOURCES AND USES   |                   |
|---|-------------------|
| <b>SOURCES</b>  |                   |
| US Department of Transportation "Transportation Infrastructure Finance and Innovation Act loan"         | \$98,690,000      |
| Illinois State Only Chicago Commitment  | \$10,000,000      |
| City of Chicago   | \$4,284,843       |
| Wacker Drive reconstruction project funding*  | \$2,100,000       |
| Federal earmark - Safe, Accountable, Flexible, Efficient, Transportation Equity Act: A Legacy for Users | \$433,929         |
| Federal Fish and Wildlife Foundation grant  | \$136,865         |
| Local match for federal earmark   | \$119,579         |
| <b>Total</b>  | <b>17,048,363</b> |
| <b>USES</b>   |                   |
| Construction  | \$98,811,653      |
| Construction management   | \$8,113,663       |
| Design and engineering  | \$6,812,893       |
| Mitigation  | \$796,000         |
| <b>Total</b>  | <b>17,048,363</b> |

TIFIAを除く6団体の額を合算した値

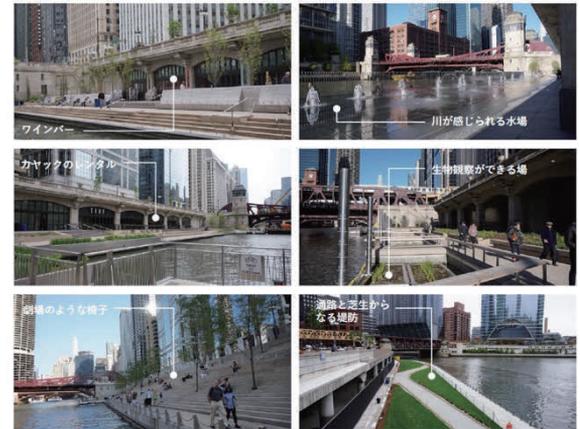
資金源と実際の整備費  
（出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3）

第V 事例集（海外編）



平面図（出典：Abitare HP）

写真や図面等による整備内容の補足。



ルームの様子（左上から下へ向かって、MARINAPLAZA、COVE、RIVER THEATER、WATERPLAZA、JETTY、RIVERBANK）  
（出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3）

第V 事例集（海外編）

■事業実施の体制

- 事業主体：City of Chicago Department of Transportation (CDOT、シカゴ市運輸局)

City of Chicago Department of Fleet and Facility Management (2FM、シカゴ市管理局)

⇒2FMは、運営・維持管理・テナント契約等を管理している部署である。

- 設計者：フェーズ1/ross Barney Architects（代表設計者）

Collins Engineering and Jacobs Ryan Associates

フェーズ2・3/Sasaki Associates Inc.（代表設計者）

Collins Engineering and Jacobs Ryan Associates

Ross Barney Architects 等

- 施工者：フェーズ2・3/Walsh Construction Company（フェーズ1は不明）

●発注について

- ・フェーズ1の「基本計画時・基本設計時・実施設計時」においては、シカゴ市運輸局から代表設計者である ross Barney Architects への発注が行われ、代表設計者からサブコンサルタント（下請けのコンサルタント）へ発注を行っていた。
- ・フェーズ2・3も同様に、代表設計者である Sasaki Associates Inc への発注はシカゴ市運輸局から行われており、Sasaki からサブコンサルタントへ発注を行っていた。
- ・フェーズ2・3の市の発注は RFP (Request for Proposal) にて公募された。選定委員会は市運輸局のエンジニア部署が設置し、委員は外部の有識者はおらず、市の職員のみであった。選定の視点は、提案の質、海又は河川に関する業務実績、公園整備における業務実績、そして事業に貢献できるビジョンを有しているか等であった。

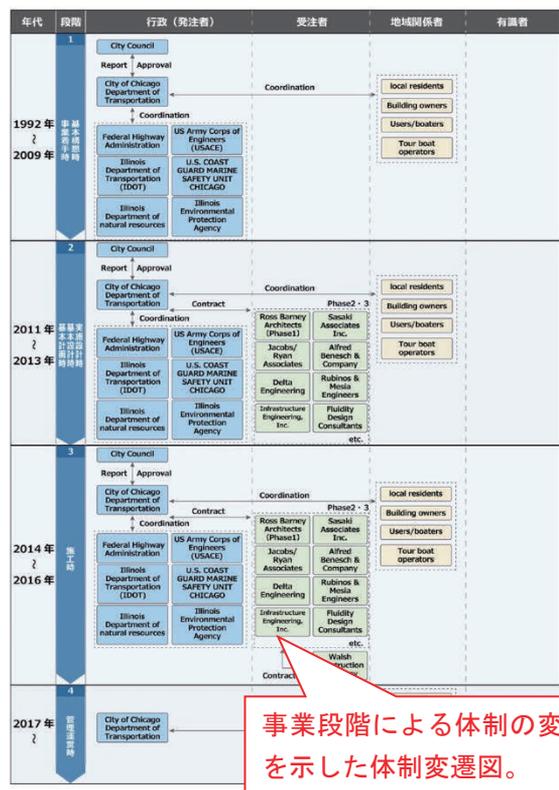
●行政の体制について

- ・1990年代の「基本構想時・事業着手時」にて行ったフィージビリティスタディは、市運輸局が民間計画・設計者へ発注することなく、必要に応じて専門技術者を民間から雇用しながら庁内独自で検討・策定を行っていた。本事業に限らず、民間技術者を雇用しながらフィージビリティスタディを行うことはシカゴ市では一般的とされている。
- ・フェーズ2・3の「基本計画時・基本設計時・実施設計時」においては、設計の審査・チェックは市運輸局のエンジニア部署が行っていた。本事業に限らずシカゴ市では、エンジニア部署のプロジェクトマネージャーが各事業に配置される仕組みとなっており、その人物がデザインを含む全てを監督する役割を担う。
- ・本事業でもプロジェクトマネージャーは、行政上の政令等の法律面、仕様・図面といった技術面の審査を行っていた。ただし構造や景観等の個別技術の審査が必要な場合は、庁内の個別技術を有する職員にて審査を行っていた。

事業の体制や特徴を記載。

運営を行っており、地域住民・団体やテナントと連携し、River) は河川の生態系を、シカゴ建築財団 (Chicago Riverwalk Trust) が運営を行っている。

第V 事例集（海外編）



事業段階による体制の変化を示した体制変遷図。

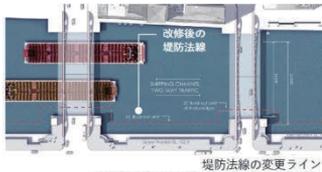
第V 事例集 (海外編)

■技術的な工夫

- ・誰もが簡単に河川へアクセスでき、独特性のある場所を河川沿いに創出すること等が地域の重要なビジョンであったことから、河川沿いを快適に歩けること、また河川へより近づくことがデザイン・設計上の課題であった。そのため特にフェーズ2・3では堤防法線の変更による幅員確保、及び河川沿いの敷地の地盤を下げることに着目し、その詳細を以下に示す。

○堤防法線の変更による遊歩道の確保

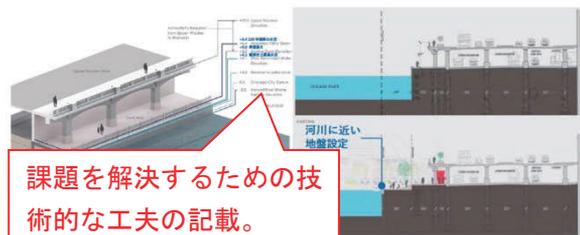
- ・従来のシカゴ川沿いの遊歩道は幅員が狭く、橋梁の下を通過することができないために不連続な遊歩道空間となっていた。
- ・河川へのアクセス性向上のため、堤防法線を25フィート(約7.5m)延長することを議会にかけた上で決定した。



(出典: Chicago Riverwalk Phase 2 & 3)

○河川へのアクセス性と安全性の両立

- ・利用者が河川沿いにいるということを感じられるよう、特にフェーズ2・3においては河川の水面とほぼ同じレベルまで各ルームの地盤を下げる設計としている。
- ・一方、地盤レベルを下げることによる浸水対策として、年に一度の浸水被害を想定した空間設計を施している。そのため重要な機器・設備、例としてポンプ等は洪水時の水位よりも高い位置に配置している。また舗装・壁面材等には水への耐性が高く、綺麗に清掃しやすい表面素材を採用している。
- ・本事業の設計に際して、地域住民・団体より河川に落ちてしまう事などが危惧されたが、シカゴ川からミシガン湖までの水辺・海辺では遊歩道などに柵を設けられていないことや、万が一シカゴ川へと落ちた場合においても、水面との高低差が小さいためリバーウォークの歩道へすぐに戻ることができる設計となっていることを説明し、合意形成を行った。ただし地域住民・団体の意見を加味し、一部の安全性を確保すべき場所には柵等を設けている。



課題を解決するための技術的な工夫の記載。

(出典: Chicago Riverwalk Phase 2 & 3) (出典: Chicago magazine HP)

第V 事例集 (海外編)

■上位計画計画

- ・1992年から2009年にかけて多くの研究がシカゴ市によって実施され、本事業の構想・整備につながった。
- ・このうち、フェーズ1は「Chicago River Corridor Development Plan」、フェーズ2・3は「CHICAGO RIVERWALK MAINBRANCH FRAMEWORK PLAN」と最も関連性が強いことから、以下に概要を示す。<sup>※12</sup>

|   | ECONOMIC | RECREATIONAL | CULTURAL | ENVIRONMENTAL |
|---|----------|--------------|----------|---------------|
| Chicago Riverwalk Feasibility Study, 1992                 |          |              |          |               |
| Main Branch Guidelines, 1993                              |          |              |          |               |
| Chicago River Development Plan, 1999                      |          |              |          |               |
| Chicago Riverwalk Program and Development, MRA, 1999      |          |              |          |               |
| Volpe Analysis, IACOE, 2001                               |          |              |          |               |
| Chicago River Master Plan, Chicago Area District, 2002    |          |              |          |               |
| Chicago Riverwalk Agenda, Mayor's Office, 2003            |          |              |          |               |
| Chicago RiverMarket, November 13-14, 2004                 |          |              |          |               |
| Action Plan for the River, People of the River, 2007      |          |              |          |               |
| OWP Riverwalk Study, Mayor's Office, 2008                 |          |              |          |               |
| Central Area Action Plan, November, 2008                  |          |              |          |               |
| Chicago Riverwalk Framework Plan, November 10, 2008, 2009 |          |              |          |               |

上位計画一覧 (出典: Chicago Riverwalk Phase 2 & 3)

○Chicago River Development Plan (資料名: Chicago River Corridor Development Plan)

- ・1999年、シカゴ市計画開発局 (Department of Planning and Development) は、行政・計画者・非営利団体からなるチームを結成し、川の魅力を高めるアイデアをまとめた計画を策定した。
- ・リバーウォークの名称や、その玄関口となる場所 (現在の Riverbank) の提案が当計画の中で取りまわされている。

○Chicago Riverwalk Framework Plan

- ・市運輸局 (Department of Transportation) とゾーニング・計画局 (Department of Zoning and Planning) が中心となって作成した計画であり、作られたのはシカゴ・リバーウォーク開発委員会 (Chicago Riverwalk Development Commission) 及び実現可能性調査に基づいていた。なお当計画には Skidmore, Owings & Merrill が参加している。
- ・本計画では、ビジョンを示した上で、川沿いの整備計画が示されている。

事業の背景となっていた上位計画の記載。

第V 事例集 (海外編)

■事業効果

○生態環境の改善

- ・1970年代のシカゴ川に生息する水生生物はわずか7種のみであったが、整備後は75種へと増えており、生態系の保全の観点で大きな改善が図られている。このような生態環境に伴い、JETTY ルームの設置が促されている。

確認されている事業効果を記載。

■公共デザインの質を高めることと繋がる工夫

○地域のビジョンを共有できるフィージビリティスタディ

- ・シカゴ市では、フィージビリティスタディを実施した上で地域ビジョンを策定し、事業計画の立案、業務発注を行うことが一般的である。シカゴ市で実施されたフィージビリティスタディは、事業の採算性を問うものではなく、技術や地域との合意形成といった観点から、どのような事業や空間を実現させることが可能であるのかを議論・検討するための調査である。本事業はシカゴ市において特に大規模なものであったため、議会の承認を受けるためにフィージビリティスタディを行った側面もあるが、一方でこの調査を実施したことで、地域の課題やビジョンを市内・地域住民等と共有・調整することができた。これは本事業を通してどのような課題を解決すべきなのかを明確にし、同時にデザイン・設計の必要性・要件を決定づけることとなった。加えて、その後の適正な予算確保や設計者選定時の評価項目などにも寄与しているといえる。(実現方策①-2: 地域住民を含めて地域ビジョンを共有する)

【日本へ応用するための留意事項】

- ・日本の場合、基本計画や基本設計が完了することが大半であるが、事業期間に余裕がある場合、実現可能性を確認する業務を発注し、又、調査を実施し、計画や設計に必要な要件を明確化することが望ましい。

各事例の工夫と、日本へ適用するための留意点を記載。

○長期的な事業に一貫して関与する

- ・本事業は事業構想時からフェーズ1からフェーズ2・3へ移行する際に引き継がれた。このことにより、地域のビジョンや設計の意図が過剰なく継承され、質の高い公共デザインを実現することに大きく寄与しているといえる。(実現方策①-2: 前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する)

【日本へ応用するための留意事項】

- ・2~3年程度で異動となる日本の行政において同様の仕組みとすることは難しいが、本事業や例えば第II章の横浜市の事例のように、事業の段階によって異動時期をコントロールすることが可能であれば、ビジョンや計画・設計意図の適切な継承に寄与すると思われる。

第V 事例集 (海外編)

主な参考資料

- ・ Abitare HP: <https://www.abitare.it/en/habitat-en/urban-design-en/2017/07/08/chicago-waterfront-ross-barney-architects/>
- ・ Chicago Department of Zoning and Planning, Chicago Department of Transportation: CHICAGO RIVERWALK MAIN BRANCH FRAMEWORK PLAN
- ・ Chicago magazine HP: <https://www.chicagomag.com/city-life/february-2013/the-chicago-riverwalk-a-transportation-corridor-and-home-for-food-trucks/#slide1>
- ・ City of Chicago HP: [https://www.chicago.gov/city/en/depts/cdot/supp\\_info/chicago\\_riverwalk.html](https://www.chicago.gov/city/en/depts/cdot/supp_info/chicago_riverwalk.html)
- ・ City of Chicago より受領: Chicago Riverwalk Phases 2&3
- ・ City of Chicago より受領: Riverwalk Presentation 02152021
- ・ Jacobs/Ryan Associates HP: <http://www.jacobsryan.com/New%20Pages%202013/503%20-%20Urban%20Design%20People%20Places%20-%20Veterans%20Memorial%20Webash%20Plaza.html>
- ・ Landscape Performance Series HP: <https://www.landscapeperformance.org/case-study-briefs/chicago-riverwalk>
- ・ Ross Barney Architects HP: <https://www.r-bar.com/work/chicago-riverwalk>
- ・ Sasaki Associates Inc. HP: <https://www.sasaki.com/projects/chicago-riverwalk/>

ヒアリング記録 (ヒアリング相手: ヒアリング実施日)

- ・ Sasaki Associates Inc.: 2021年1月28日に実施。
- ・ City of Chicago: 2021年2月10日に実施。

主な参考資料とヒアリング記録を記載。



# 事例 1. Chicago Riverwalk Expansion

## ■事業の概要

所在地（国／都市）：アメリカ／シカゴ

事業主体：The Chicago Department of Transportation（CDOT、シカゴ運輸省）

事業期間：1992～2001年／フェーズ1、2001～2009年／フェーズ2・3（構想期間）

2001～2004年／フェーズ1、2011～2013年／フェーズ2・3（設計期間）

2005～2009年／フェーズ1、2014～2016年／フェーズ2・3（施工期間）

設計費：約680万ドル（設計費、フェーズ2・3）

施工費：約9,800万ドル（施工費、フェーズ2・3）

約800万ドル（施工監理費、フェーズ2・3）

施設の基本情報：

□敷地面積：3.5 acre（約1.4ha）

□主要施設（主要事業）：河川沿い遊歩道、広場

□主な受賞歴：American Society of Landscape Architects, Honor Award for General Design

□概要：本事業は、シカゴにおいて水質改善と河川へのアクセス性向上といった市のビジョンを実現する親水空間を設計し、2016年に供用開始したものである。遊歩道と広場からなる親水空間は、従来の護岸から7.5m程度河川へと張り出すと共に、川沿いの地盤高さを下げ、利用者がより親水性を高いと感じることができる空間整備となっている。本事業対象地は橋梁によって空間が6ブロックに分けられており、各ブロック（ルーム）は歴史や環境、親水性等といった異なるコンセプトで設計されている。この事業によって、河川に生育する生物の増加、周辺地区の開発促進といった事業効果が確認されており、2021年現在ではリバーウォークを延伸する計画が検討されている。



左：整備前 右：整備後の MARINA（出典：Landscape Performance Series HP）

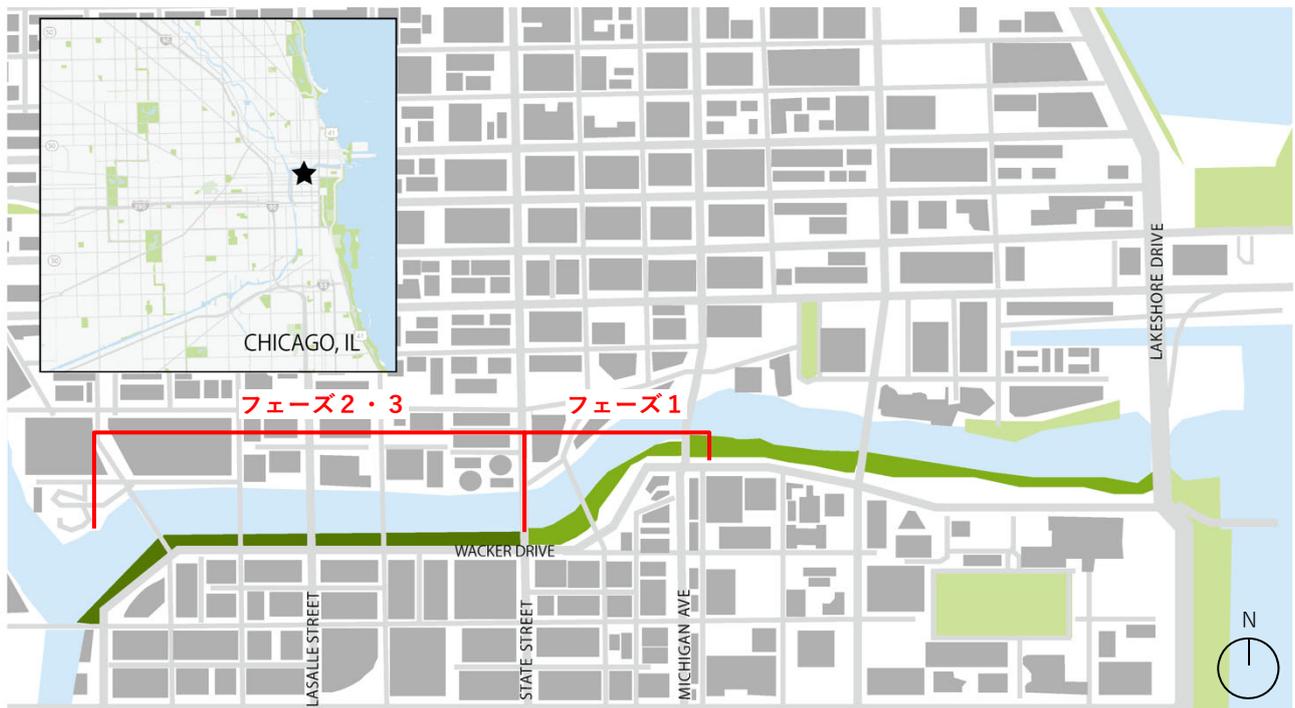
■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・1909年、建築家ダニエル・バーナムがシカゴ川沿いの遊歩道を構想したが実現には至らず、1920年代には立体道路（ワッカー・ドライブ）が建設されたことで、人々がアクセスできない河川空間となってしまった。
- ・1970年代後半、シカゴ川の水質や水生生物の回復・維持管理のために地域団体である「Friends of the Chicago River」(FOCR)が設立した。また、別途1980～90年代初頭にかけて市長、シカゴ市運輸局、計画・開発局がシカゴ川の価値を再認識し、フィージビリティスタディ（実現可能性調査）が開始された。
- ・改善すべき課題として、水質や水生生物の回復・維持管理と河川空間へのアクセスが認識される中、1999年にはマスタープランである「Chicago River Development plan」が策定、2001年にワッカー・ドライブの地下化が決定・着手された。同時期、新たな事業を開始する財源が確保されたため、従来からツアーボートが運行していたWABASH PLAZA（シカゴ・ベトナム退役軍人記念広場）が2000年代にフェーズ1として整備された。



1920年代のワッカー・ドライブ  
 (出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3)



対象地及びフェーズの区分（出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3）

- ・2000年代後半には新たな財源が確保され、2007年にはリバーウォーク開発委員会を市長が結成。「Chicago Riverwalk Expansion」が構想され、2010年代に整備が開始された。なお、本事業は施工期間が2段階に分かれていたため、フェーズ2と3に分類されているが、計画・設計は同一期間・同一主体によって行われた。

## ○事業の経緯

| 年代     | 事業   | 背景   |
|--------|--|--|
| 1909年  |  | ・建築家のダニエル・バーナムとエドワードH.ベネットは、シカゴの都市デザインを構想した。その構想内に、シカゴリバーウォークが含まれていた。      |
| 1955年  |  | ・リチャード・J・デイリー市長（1955～1976年）が選出。  |
| 1979年  |  | ・シカゴ川の水質や水生生物の回復・維持管理を支援するために「Friends of the Chicago River」（FOCR）が設立。      |
| 1989年  |  | ・リチャード・M・デイリー市長（1989年～2011年）が選出。   |
| 1990年代 |  | ・シカゴ川の歩行者のアクセス改善と沿川開発の方法について、調査・計画・ガイドライン作成が開始。                            |
| 1992年  |  | ・「Chicago Riverwalk Feasibility」の策定。                                       |
| 1995年  |  | ・「Main Branch Guidelines」の策定。  |
| 1999年  |  | ・公共開発プロセスを通じて合意されたリバーウォークプロジェクト全体の建設計画「Chicago River Development plan」の策定。 |
| 2001年  | ・ロス・バーニー・アーキテクツがシカゴ市運輸局とリバーウォークのフェーズ1工事の検討を開始。市運輸局が国の運輸局に、河川拡張工事に関する計画を提出。 | ・立体道路ワッカー・ドライブの地下化のために増税財政(TIF)地区を創設し、工事を開始。                               |
| 2002年  |  | ・「Chicago River Masterplan」の策定。  |
| 2005年  | ・ベトナム退役軍人記念広場等、リバーウォークフェーズ1の第1区間が完成。                                       | ・「Chicago Riverwalk agenda」の策定。  |
| 2007年  |  | ・「Action plan for the river」の策定。   |
| 2009年  | ・マコーミック・ブリッジハウス美術館を含む、フェーズ1の第2区間が完成。<br>・これは、増税融資を通じて資金提供された               | ・市のRiverwalk開発委員会を通じて作成された「Chicago riverwalk framework plan」を策定。           |
| 2011年  | ・Sasaki Associates Inc.等からなる設計チームが選定。<br>・資金はTIFIAプログラムにて調達された。            | ・ラーム・エマニュエル市長（2011年～2021年現在）が選出。   |
| 2013年  |  | ・市は、フェーズ2・3の建設のための交通インフラストラクチャ金融及びイノベーション法による98,660,000ドルの融資を承認される。        |
| 2014年  | ・フェーズ2・3の工事開始。   |  |
| 2015年  | ・フェーズ2供用開始。  |  |
| 2016年  | ・フェーズ3供用開始。  |  |

## ■整備内容

### ○コンセプトや考え方

- ・本事業におけるビジョンは以下のコンセプトと基本方針が明記されている。
- ・コンセプトは水質改善や河川へのアクセス性を確保した「シカゴ川の南岸に沿った歩行者用のウォーターフロントを確立すること」であり、コンセプトに基づく6つの基本方針は以下のよう「CHICAGO RIVERWALK MAIN BRANCH FRAMEWORK PLAN」にて示されている。

- ①河川に人々を集めること
- ②誰もが簡単に河川へアクセスできること
- ③シカゴの歴史を尊重すること
- ④独創性ある場所を河川沿いに創出すること
- ⑤新たな経済活動を創出すること
- ⑥河川沿いの商業活動を活性化すること



6つの基本方針（出典：CHICAGO RIVERWALK MAIN BRANCH FRAMEWORK PLAN）

### ○整備された施設や機能、使われ方

#### ●フェーズ1

- ・フェーズ1においては、次々頁に示した平面図のミシガン通りからステート通りまでの最東端の区間に沿って川沿いの遊歩道と広場が整備された。

#### ▼WABASH PLAZA

- ・シカゴ・ベトナム退役軍人記念広場を含む State St～Wabash Ave 間の広場である。

#### ▼McCormick Bridgehouse & Chicago River Museum PLAZA

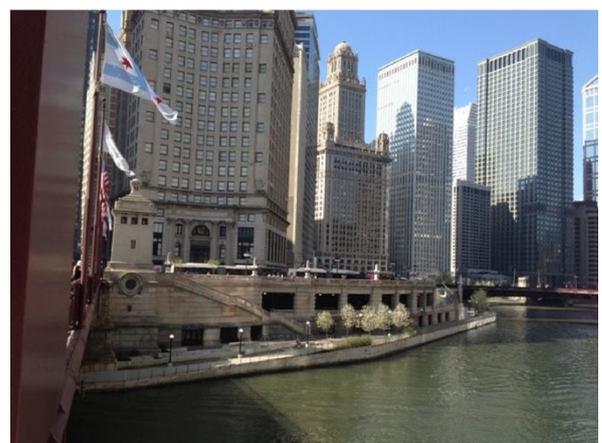
- ・年間数万人が訪れる、橋梁や河川を中心にシカゴの歴史を学ぶことができる美術館を含む、Wabash Ave～Michigan Ave 間の広場である。

#### ▼Michigan Avenue PLAZA

- ・主にクルーズ船の発着場所となっている。



WABASH PLAZA の鳥瞰（出典：Abitare HP）



McCormick Bridgehouse & Chicago River Museum PLAZA の鳥瞰（出典：Abitare HP）

●フェーズ2・3

- ・フェーズ2・3では、シカゴ川の本流が北支流と南支流に合流する地点までの区間（6つのブロック）を追加してリバーウォークを完成させた。
- ・遊歩道にはボート・カヤック乗り場、釣り桟橋、レストラン等の様々な機能があり、各機能が配置されているフェーズ2・3の各ブロックは「ルーム（部屋、room）」として位置づけられていた。各ルームの特徴を以下に示す。

▼MARINA PLAZA

- ・このルームにはワインバーがあり、シカゴ川を眺めることができる空間設計など、利用者の滞留が最も期待されるデザインとなっている。また、ワインバーの収益は一部リバーウォークの管理にも充てられている。

▼COVE

- ・全ルームの中で地盤を一番低く設計しており、カヤックのレンタルや飲食等が可能である。

▼RIVER THEATER

- ・劇場の観覧席を模したデザインが施され、イベントや河川を眺めることが可能である。

▼WATER PLAZA

- ・川遊びの雰囲気を感じることが可能である。なお、水質の問題で直接水辺へアクセスすることは推奨されていない。

▼JETTY

- ・シカゴ川の環境改善の一環として、川の中に生息している生物を観察することが可能である。

▼RIVERBANK

- ・広い芝生と通路からなる堤防となっており、周辺の開発計画と合わせて様々なアクティビティを将来的に許容できる自由な空間として設計されている。

○予算や資金の確保

- ・フェーズ1は市の財源から調達されたが、フェーズ2・3は外部の資金源を必要とし、その大部分は連邦政府の交通インフラ財務革新法（federal Transportation Infrastructure Finance Innovation Act (TIFIA)、TIFIA）プログラムを通じた35年間のローンによる調達であり、約9,800万ドルである。ほか6団体から資金を調達し、合計の整備費は約1億1,000万ドルであった。（右図）

TIFIAを除く6団体の額を合算した値

資金源と実際の整備費  
（出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3）

TABLE 1: DEVELOPMENT SOURCES AND USES

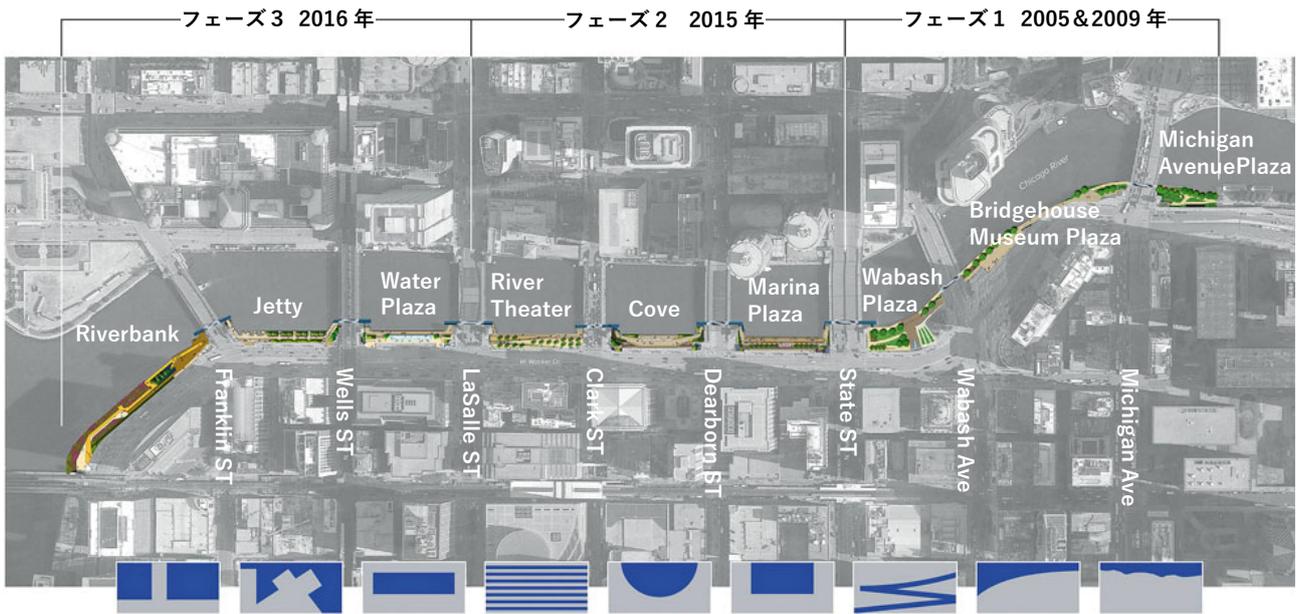
SOURCES

|   |                   |
|---|-------------------|
| US Department of Transportation - Transportation Infrastructure Finance and Innovation Act loan*        | \$98,660,000      |
| Illinois State Only Chicago Commitment  | \$10,000,000      |
| City of Chicago   | \$4,284,843       |
| Wacker Drive reconstruction project funding*  | \$2,100,000       |
| Federal earmark - Safe, Accountable, Flexible, Efficient, Transportation Equity Act: A Legacy for Users | \$433,529         |
| Federal Fish and Wildlife Foundation grant  | \$136,865         |
| Local match for federal earmark   | \$119,579         |
| <b>Total</b>  | <b>17,048,363</b> |

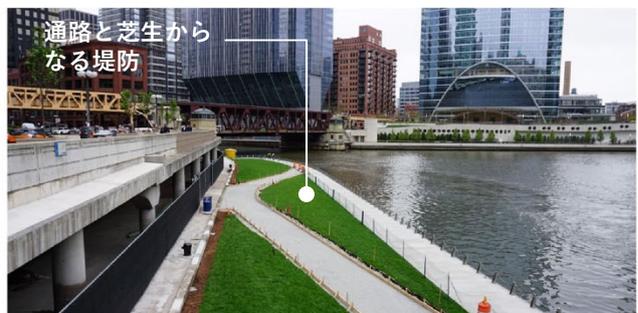
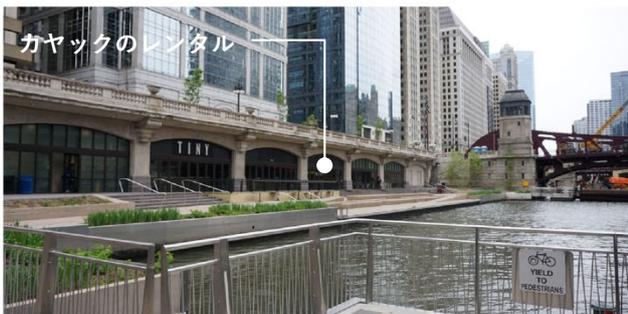
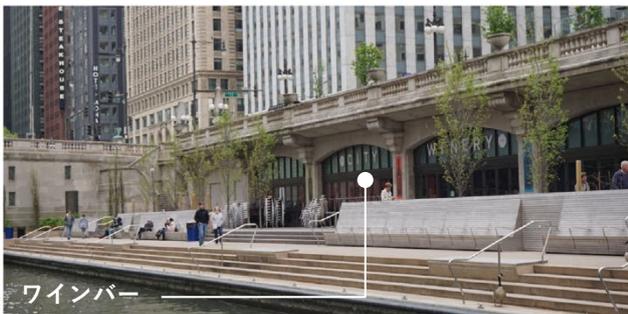
USES

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| Construction            | \$98,811,653      |
| Construction management | \$8,113,663       |
| Design and engineering  | \$6,812,893       |
| Mitigation              | \$796,000         |
| <b>Total</b>            | <b>17,048,363</b> |

\*Allocated funding.



平面図（出典：Abitare HP）



ルームの様子（左上から下へ向かって、MARINAPLAZA、COVE、RIVER THEATER、WATERPLAZA、JETTY、RIVERBANK）  
（出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3）

## ■事業実施の体制

---

- 事業主体：City of Chicago Department of Transportation（CDOT、シカゴ市運輸局）  
City of Chicago Department of Fleet and Facility Management（2FM、シカゴ市管理局）  
⇒2FMは、運営・維持管理・テナント契約等を管理している部署である。
- 設計者：フェーズ1／ross Barney Architects（代表設計者）  
Collins Engineering and Jacobs Ryan Associates  
フェーズ2・3／Sasaki Associates Inc.（代表設計者）  
Collins Engineering and Jacobs Ryan Associates  
Ross Barney Architects 等
- 施工者：フェーズ2・3／Walsh Construction Company（フェーズ1は不明）

### ●発注について

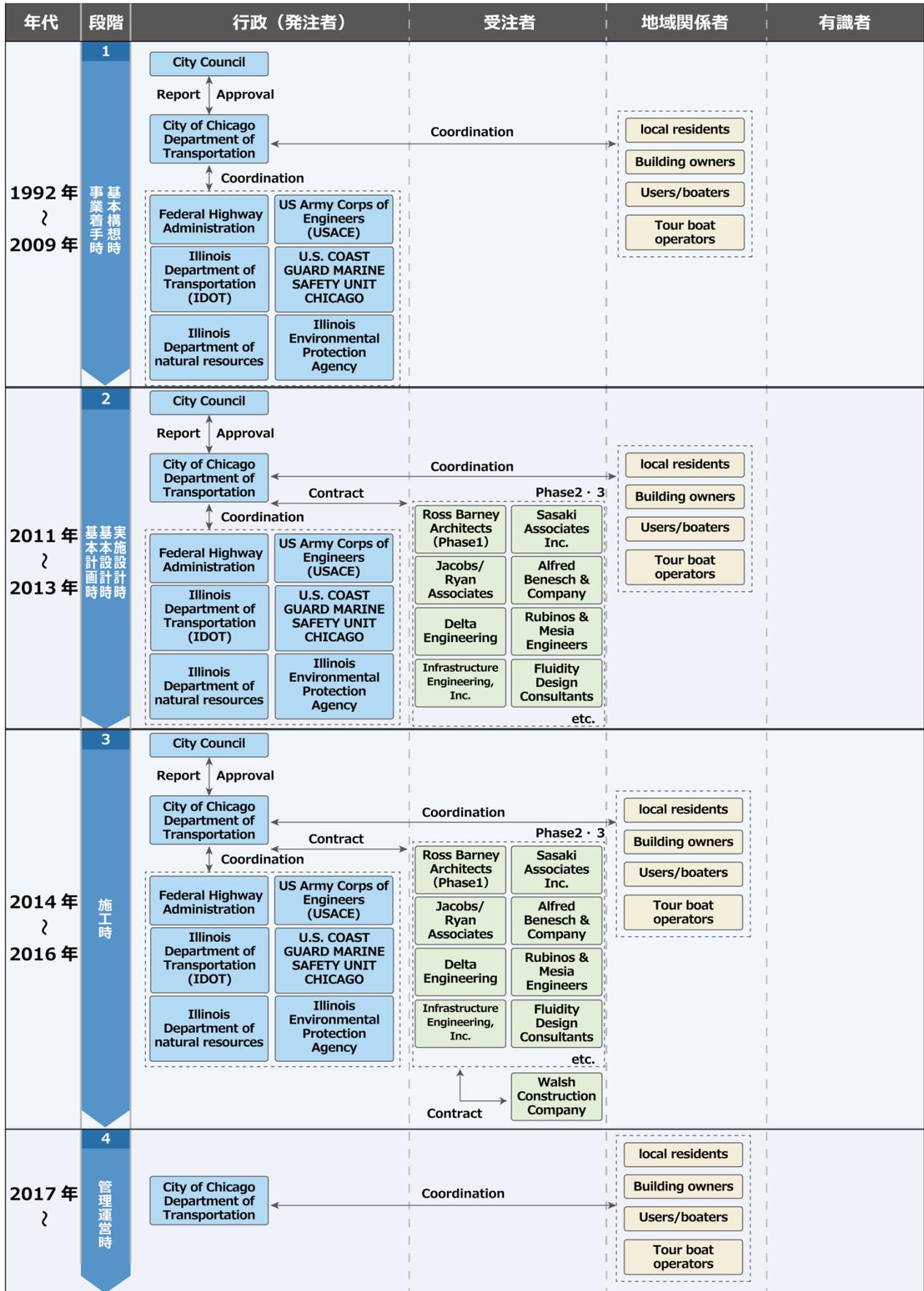
- ・フェーズ1の「基本計画時・基本設計時・実施設計時」においては、シカゴ市運輸局から代表設計者である Ross Barney Architects への発注が行われ、代表設計者からサブコンサルタント（下請けのコンサルタント）へ発注を行っていた。
- ・フェーズ2・3も同様に、代表設計者である Sasaki Associates Inc への発注はシカゴ市運輸局から行われており、Sasaki からサブコンサルタントへ発注を行っていた。
- ・フェーズ2・3の市からの発注は RFP（Request for Proposal）にて公募された。選定委員会は市運輸局のエンジニア部署が設置し、そこに外部の有識者は入らず、市の職員のみで構成された。選定の観点は、提案の質、海又は河川に関する業務実績、公園整備における業務実績、そして事業に貢献できるビジョンを有しているか等であった。

### ●行政の体制について

- ・1990年代の「基本構想時・事業着手時」にて行ったフィージビリティスタディは、市運輸局が民間計画・設計者へ発注することなく、必要に応じて専門技術者を民間から雇用しながら庁内独自で検討・策定を行っていた。本事業に限らず、民間技術者を雇用しながらフィージビリティスタディを行うことはシカゴ市では一般的とされている。
- ・フェーズ2・3の「基本計画時・基本設計時・実施設計時」においては、設計の審査・チェックは市運輸局のエンジニア部署が行っていた。本事業に限らずシカゴ市では、エンジニア部署のプロジェクトマネージャーが各事業に配置される仕組みとなっており、その人物がデザインを含む全てを監督する役割を担う。
- ・本事業でもプロジェクトマネージャーは、行政上の政令等の法律面、仕様・図面といった技術面の審査を行っていた。ただし構造や景観等の個別技術の審査が必要な場合は、庁内の個別技術を有する職員にて審査を行っていた。

### ●運営について

- ・現在は市管理局がリバーウォークの維持管理・運営を行っており、地域住民・団体やテナントとの調整も行っている。
- ・またシカゴ川の会（Friends of the Chicago River）は河川の生態系を、シカゴ建築財団（Chicago Architecture Foundation）は建築に焦点を当てたツアーを行っている。



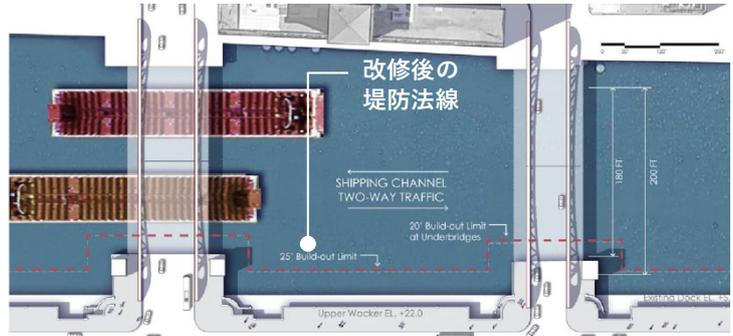
体制変遷図（フェーズ2・3）

■技術的な工夫

- ・誰もが簡単に河川へアクセスでき、独創性のある場所を河川沿いに創出すること等が地域の重要なビジョンであったことから、河川沿いを快適に歩けること、また河川へより近づけることがデザイン・設計上の課題であった。そのため特にフェーズ2・3では堤防法線の変更による幅員確保、及び河川沿いの敷地の地盤を下げることによる親水性の向上を行っており、その詳細を以下に示す。

○堤防法線の変更による遊歩道の確保

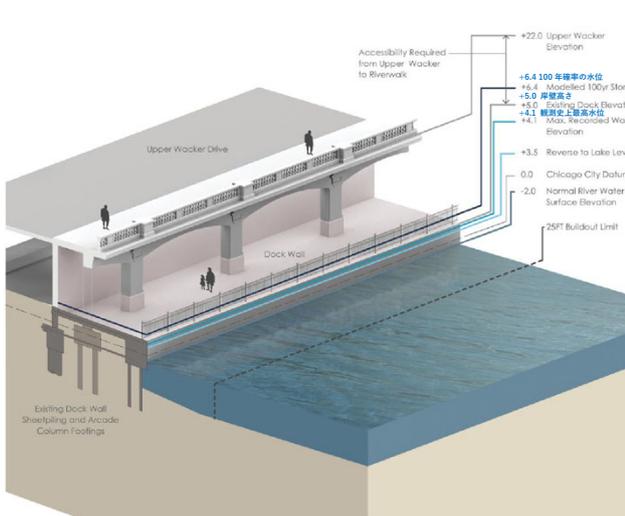
- ・従来のシカゴ川沿いの遊歩道は幅員が狭く、橋梁の下を通過することができないために不連続な遊歩道空間となっていた。
- ・河川へのアクセス性向上のため、堤防法線を25フィート（約7.5m）延長することを議会にかけた上で決定した。



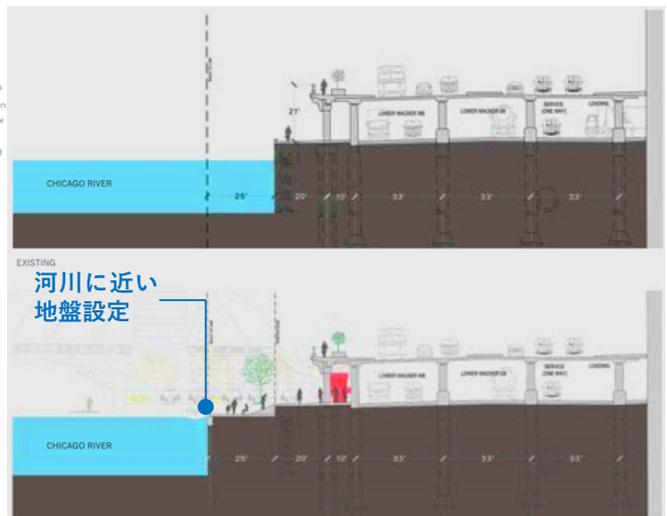
堤防法線の変更ライン  
(出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3)

○河川へのアクセス性と安全性の両立

- ・利用者が河川沿いにいるという感じられるよう、特にフェーズ2・3においては河川の水面とほぼ同じレベルまで各ルームの地盤を下げる設計としている。
- ・一方、地盤レベルを下げることによる浸水対策として、年に一度の浸水被害を想定した空間設計を施している。そのため重要な機器・設備、例としてポンプ等は洪水時の水位よりも高い位置に配置している。また舗装・壁面材等には水への耐性が高く、綺麗に清掃しやすい表面素材を採用している。
- ・本事業の設計に際して、地域住民・団体より河川に落ちてしまう事などが危惧されたが、シカゴ川からミシガン湖までの水辺・海辺では遊歩道などに柵を設けられていないことや、万が一にシカゴ川へと落ちた場合においても、水面との高低差が小さいためリバーウォークの歩道へすぐに戻ることができる設計となっていることを説明し、合意形成を行った。ただし地域住民・団体の意見を加味し、一部の安全性を確保すべき場所には柵等を設けている。



堤防高さの設定  
(出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3)



整備前後の断面図（上：整備前、下：整備後）  
(出典：Chicago magazine HP)

■上位関連計画

- ・1992年から2009年にかけて多くの研究がシカゴ市によって実施され、本事業の構想・整備につながった。
- ・このうち、フェーズ1は「Chicago River Corridor Development Plan」、フェーズ2・3は「CHICAGO RIVERWALK MAINBRANCH FRAMEWORK PLAN」と最も関連性が強いことから、以下に概要を示す。※H2

|   | ECONOMIC                        |                                |                              |                                     | RECREATIONAL                       |                              |                                     |                                | CULTURAL                        |                                  |                            | ENVIRONMENTAL          |                         |                               |                           |                                     |
|---|---------------------------------|--------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
|   | Maximize Leasable Opportunities | Activate Space along the River | Improve Perception of Safety | Support Commercial Boating Activity | Create a Continuous Public Walkway | Improve vertical circulation | Increase recreational boat activity | Provide more public river uses | Create Diverse Gathering Spaces | Celebrate the River's Uniqueness | Embrace the Site's History | Enhance Community Life | Restore Aquatic Habitat | Cultivate Terrestrial Habitat | Improve the water quality | Use sustainable building strategies |
| Chicago Riverwalk Feasibility<br>CDOT, 1992                 |                                 |                                | ●                            |                                     | ●                                  | ●                            |                                     |                                |                                 | ●                                |                            | ●                      |                         |                               |                           |                                     |
| Main Branch Guidelines<br>1995                              |                                 |                                |                              |                                     | ●                                  | ●                            |                                     |                                |                                 |                                  |                            |                        | ●                       | ●                             | ●                         |                                     |
| Chicago River Development Plan<br>Planning, 1999            |                                 |                                |                              |                                     |                                    |                              |                                     |                                |                                 |                                  | ●                          | ●                      | ●                       | ●                             |                           |                                     |
| Chicago Riverwalk Program and Development, MRA, 1999        | ●                               | ●                              | ●                            | ●                                   | ●                                  | ●                            | ●                                   |                                | ●                               | ●                                | ●                          | ●                      |                         |                               |                           |                                     |
| Volpe Analysis<br>US ACOE, 2001                             |                                 |                                | ●                            | ●                                   |                                    |                              |                                     |                                |                                 |                                  |                            |                        |                         |                               |                           |                                     |
| Chicago River Master Plan<br>Chicago Parks District, 2002   |                                 |                                |                              |                                     | ●                                  | ●                            | ●                                   | ●                              |                                 | ●                                | ●                          | ●                      | ●                       | ●                             | ●                         | ●                                   |
| Chicago Riverwalk Agenda<br>Mayor's Office, 2005            | ●                               | ●                              |                              | ●                                   | ●                                  | ●                            | ●                                   | ●                              | ●                               | ●                                | ●                          | ●                      | ●                       | ●                             | ●                         | ●                                   |
| Chicago RiverMarket<br>Planning (w/ VOA), 2006              | ●                               | ●                              |                              | ●                                   | ●                                  |                              | ●                                   | ●                              |                                 |                                  |                            |                        |                         |                               |                           |                                     |
| Action Plan for the River<br>Friends of the River, 2007     |                                 |                                |                              |                                     | ●                                  |                              | ●                                   | ●                              |                                 |                                  | ●                          |                        | ●                       | ●                             | ●                         | ●                                   |
| OWPP Riverwalk Study<br>Mayor's Office, 2008                |                                 |                                |                              |                                     | ●                                  |                              |                                     | ●                              | ●                               |                                  | ●                          |                        |                         |                               |                           |                                     |
| Central Area Action Plan<br>Planning, 2009                  |                                 | ●                              |                              | ●                                   | ●                                  | ●                            |                                     | ●                              |                                 | ●                                |                            |                        |                         |                               |                           |                                     |
| Chicago Riverwalk Framework Plan<br>Planning (w/ SOM), 2009 | ●                               | ●                              |                              | ●                                   | ●                                  | ●                            | ●                                   | ●                              | ●                               | ●                                | ●                          |                        |                         |                               |                           |                                     |

上位計画一覧（出典：Chicago Riverwalk Phase 2 & 3）

○Chicago River Development Plan（資料名：Chicago River Corridor Development Plan）

- ・1999年、シカゴ市計画開発局（Department of Planning and Development）は、行政・計画者・非営利団体からなるチームを結成し、川の魅力を高めるアイデアをまとめた計画を策定した。
- ・リバーウォークの名称や、その玄関口となる場所（現在の Riverbank）の提案が当計画の中で取りまとめられている。

○Chicago Riverwalk Framework Plan

（資料名：CHICAGO RIVERWALK MAINBRANCH FRAMEWORK PLAN）

- ・市運輸局（Department of Transportation）とゾーニング・計画局（Department of Zoning and Planning）が中心となって作成した計画であり、作成に当たってはシカゴ・リバーウォーク開発委員会（Chicago Riverwalk Development Committee）の支援及び実現可能性調査に基づいていた。なお当計画には Skidmore、Owings and Merrill LLP 等の設計者も関与した。
- ・本計画では、ビジョンを示した上で、川沿いへのアクセスや歴史的資源の活用方法等が取りまとめられている。

## ■事業効果

### ○生態環境の改善

- ・1970年代のシカゴ川に生息する水生生物はわずか7種のみであったが、整備後は75種へと増えており、生態系の保全の観点で大きな成果が出ている。このような生態環境に伴い、JETTY ルームでは河川固有の生態系について学ぶための野外教室が開催されている。

### ○周辺の土地利用の活性化

- ・リバーウォークの整備により周辺エリアの価値が向上しており、レストランの増加や、河川北側の商業施設及び公共空間の開発も進捗している。
- ・2017年の初めには、リバーウォークに近接するダウンタウンで8,000戸以上の新築賃貸ビルが23棟建設中であり、2005年比で150%の増加となる。

## ■公共デザインの質を高めることへと繋がる工夫

### ○地域のビジョンを共有できるフィージビリティスタディ

- ・シカゴ市では、フィージビリティスタディを実施した上で地域のビジョンを策定し、事業計画の立案、業務発注を行うことが一般的である。シカゴ市で実施されたフィージビリティスタディは、事業の採算性を問うものではなく、技術や地域との合意形成といった観点から、どのような事業や空間を実現させることが可能であるのかを議論・検討するための調査である。本事業はシカゴ市において特に大規模なものであったため、議会の承認を受けるためにフィージビリティスタディを行った側面もあるが、一方でこの調査を実施したことで、地域の課題やビジョンを市内・地域住民等と共有・調整することができた。これは本事業を通してどのような課題を解決すべきなのかを明確にし、同時にデザイン・設計の必要性・要件を決定づけることとなった。加えて、その後の適正な予算確保や設計者選定時の評価項目などにも寄与しているといえる。（実現方策①-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する）

#### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・日本の場合、基本計画や基本設計から着手することが大半であるが、事業期間に余裕がある場合、実現可能性を確認する業務を発注、又は市内職員で調査を実施し、計画や設計に必要な要件を明確化することが望ましい。

### ○長期的な事業に一貫して関与する事業担当者の重要性

- ・本事業は事業構想時からフェーズ2・3の整備まで約25年を要している。しかしながら、その間に市運輸局のプロジェクトマネージャーはわずか1度しか交代（異動）をしていないことが特徴である。具体的には、フェーズ1からフェーズ2・3へ移行する際に引き継がれた。このことによって、地域のビジョンや設計の意図が過怠なく継承され、質の高い公共デザインを実現することに大きく寄与しているといえる。（実現方策②-2：前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する）

#### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・2～3年程度で異動となる日本の行政において同様の仕組みとすることは難しいが、本事業や例えば第II章の横浜市の事例のように、事業の段階によって異動時期をコントロールすることが可能であれば、ビジョンや計画・設計意図の適切な継承に寄与すると思われる。

### 主な参考資料

- ・ Abitare HP : <https://www.abitare.it/en/habitat-en/urban-design-en/2017/07/08/chicago-waterfront-ross-barney-architects/>
- ・ Chicago Department of Zoning and Planning, Chicago Department of Transportation : CHICAGO RIVERWALK MAIN BRANCH FRAMEWORK PLAN
- ・ Chicago magazine HP : <https://www.chicagomag.com/city-life/february-2013/the-chicago-riverwalk-a-transportation-corridor-and-home-for-food-trucks/#slide1>
- ・ City of Chicago HP : [https://www.chicago.gov/city/en/depts/cdot/supp\\_info/chicago\\_riverwalk.html](https://www.chicago.gov/city/en/depts/cdot/supp_info/chicago_riverwalk.html)
- ・ City of Chicago より受領 : Chicago Riverwalk Phases 2&3
- ・ City of Chicago より受領 : Riverwalk Presentation 02152021
- ・ Jacobs/Ryan Associates HP : <http://www.jacobsryan.com/New%20Pages%202013/503%20-%20Urban%20Design%20People%20Places%20-%20Veterans%20Memorial%20Wabash%20Plaza.html>
- ・ Landscape Performance Series HP : <https://www.landscapeperformance.org/case-study-briefs/chicago-riverwalk>
- ・ Ross Barney Architects HP : <https://www.r-barc.com/work/chicago-riverwalk>
- ・ Sasaki Associates Inc. HP : <https://www.sasaki.com/projects/chicago-riverwalk/>

### ヒアリング記録（ヒアリング相手：ヒアリング実施日）

- ・ Sasaki Associates Inc. : 2021 年 1 月 28 日に実施。
- ・ City of Chicago : 2021 年 2 月 10 日に実施。

## 事例 2. Uptown Normal Roundabout

### ■事業の概要

所在地（国／都市）：アメリカ／ノーマル

事業主体：Town of Normal

事業期間：1999～2001年（構想期間）

2001～2009年（設計期間）

2008～2012年（施工期間）

設計費：－

施工費：900万ドル（設計費を含まない）

施設の基本情報：

□敷地面積：19,700m<sup>2</sup>

□主要施設（主要事業）：環状交差点、広場、グリーンインフラ等

□主な受賞歴：EPA's 2011 National Award for Smart Growth Achievement in the category of Civic Places

2012 Transportation Planning Excellence Award for Uptown Circle

□概要：ノーマルでは、経済の活性化と老朽化したインフラの更新が課題となっており、本事業対象地の整備を中心としたマスタープランが2000年に策定された。地区全体がリニューアルされる中で、本事業「Uptown Normal Roundabout」には賑わいと環境配慮の機能が求められた。綿密な住民との合意形成を経て、外径約50mの環状交差点としての交通機能を有しつつ、内側には人々が滞留し、賑わうことのできる広場として2012年に供用開始された。環境配慮の面では、ストームウォーターマネジメントの概念に基づき、雨水貯留・浸透機能を有する基盤・貯留槽等が広場下に整備されている。



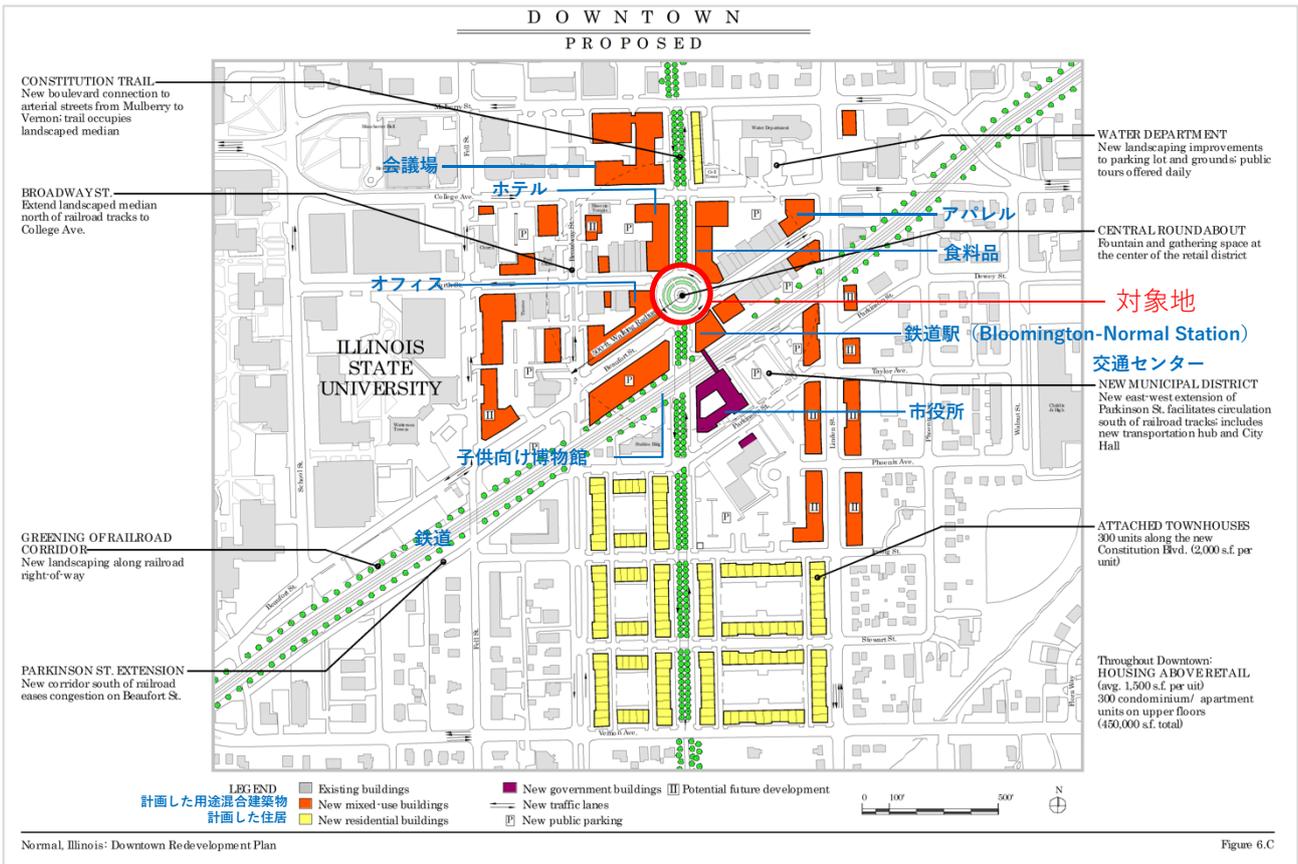
上：整備前の鳥瞰，下：整備後の鳥瞰  
（Town of Normal 提供）

供用後の様子  
（出典：Uptown Normal Circle、撮影：Scott Shigley）

■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・イリノイ州ノーマル町にはイリノイ州立大学が位置し、ビジネス等の活動が活発に行われて土地の資産価値も高い都市であったが、1990年代終盤以降は徐々に衰退していた。そのため、ノーマル町議会は、民間の計画・設計者からこの現状を改善するための「まちの構想」を募った。
- ・コンペティションによって提案された複数案の中から、最終的に Doug Farr (Farr Associate) の案が選定された。他社は比較的シンプルな提案であったが、Farr Associate の提案は、町の中心部分に円形の広場を設け、周辺にホテル、会議場等を建設する内容であった。



2000年に策定されたマスタープラン（出典：Downtown Renewal Plan）

- ・その後、ノーマル町と Farr Associate は都心部諮問委員会（Downtown Advisory Commission）を組織し、住民や事業者、物件所有者とコミュニケーションをとり、計画が支持されるよう、進捗状況の報告や事業の継続可能性等について頻繁に協議を行った。
- ・対象地（Uptown Normal Roundabout）は交通センター、子供向け博物館、ホテル・会議場の建設等を含む再開発計画の一部であった。また地区全体の上下水道が老朽化して改修が迫られていたことも踏まえ、上下水道の設備の更新も併せて実施されることとなった。
- ・このような協議や検討を経て2000年にマスタープラン（Downtown Renewal Plan）が策定され、その後に事業実施段階へと移行し、各種インフラ施設（道路・地下構造物）の設計のため、ラウンドアバウトに関するランドスケープデザイナー、土木・建築設計事務所等への公募が行われ、設計段階へ移行した。公募要項ではマスタープランに基づき、交通安全性や持続可能性、シビックスペースの創出といったビジョンが明記された。

○事業の経緯

| 年代         | 事業   | 背景  |
|------------|--|---|
| ～1945年     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマルの町は、2つの鉄道路線が交差した空間を中心として発展してきた。</li> <li>・初期の建物はこれらの線路に面していたが、時が経つにつれ、ノーマルの小さなビジネス街は2階建てのメインストリートへと発展し、第二次世界大戦の頃にはその規模や高さの拡大は止まった。</li> </ul>   |
| 1960～1970年 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1960年代から70年代にかけて建設された州間高速道路によってイリノイ州立大学の入学者は増加したが、大学と町が十分に連携していなかったため、町の発展には繋がらなかった。</li> </ul>   |
| 1970～1999年 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の郊外にモールが位置し、日常的な移動を車で行うことが一般的なアメリカの地方都市に対して、ノーマルでは徒歩で移動できる範囲内に小売店やオフィス、住居などが収まるコンパクトな都市構造であることが特徴であった。</li> <li>・そのような都市構造のノーマルに全米鉄道旅客公社（アムトラック）とイリノイ州交通局は再開発の関心を示し、ビジネスとレジャーの旅行者が訪れる町とすることを目的に、ダウンタウンの再開発を検討していた。</li> </ul>           |
| 1999～2001年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シカゴのFarr Associatesと協力して、セントラル・ビジネス・ディストリクトのリニューアルに取り組んだ。</li> <li>・このプロジェクトでは、複数回の担当者間の会議および数十回の公開会議によって、リニューアル計画についての情報提供と意見交換を実施した。また、プロジェクトの計画立案に際して、交通状況や駐車場の現状調査、ホテル・会議センターや複合交通施設の実現可能性を評価するために、複数のコンサルティング会社を雇用。</li> <li>・計画に基づき、議会は2000年に基本計画（Downtown Renewal Plan）を採択。</li> <li>・町は基本計画に基づき、交通機能に加え、地域住民が集まることのできるスペースを創出することを計画。</li> </ul> |   |
| 2001～2002年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザルの公示、選定。この時点で3つのコンセプトが要項内で提示。</li> </ul>  |   |
| 2002～2003年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計は2月に開始され、4月に予備設計が完了し、9月までに最終設計が提出。</li> <li>・2002年7月、2003年7月、11月とデザインレビューを実施。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2003年秋までに高速鉄道システムが導入。</li> </ul>  |
| 2003～2009年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計期間</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年に事業対象地を含む周辺エリアの名称を「ダウンタウン」から「アップタウン」へと変更。</li> </ul>   |
| 2009～2010年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了。</li> </ul>   |   |
| 2010年～     |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公道や歩道を除く公共空間のほとんどが公園敷地となっているノーマルにおいて、近年では以下3つの傾向をもって公共空間を開発・管理している。</li> <li>a. Natural areas restoration(自然地域の復元)</li> <li>b. Stream bank management（堤防管理）</li> <li>c. Accessibility for people with disabilities（ユニバーサルデザイン）</li> </ul> |

■整備内容

○コンセプトや考え方

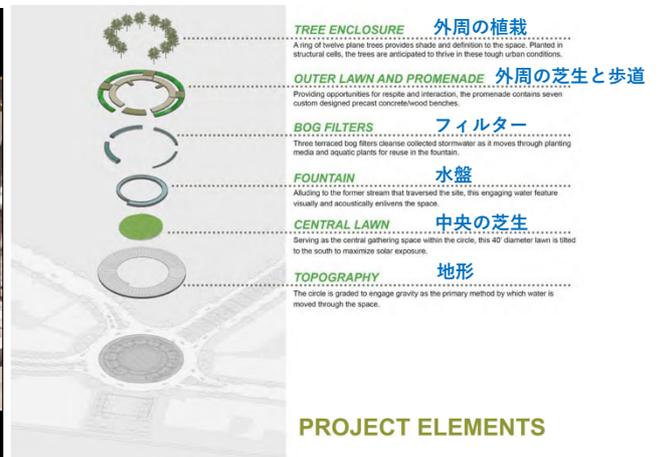
- ・ 2001～2002 年に行われたプロポーザルの要項では以下の3点がコンセプトとして示されている。
  1. 新しい道路を安全かつ効率的に編入すること（交通安全性）
  2. リニューアルするダウンタウンに魅力的な「中心」の創出（シビックスペースの創出）
  3. ダウンタウンの環境に配慮したデザイン（持続可能性）
- \*（）内は加筆している

○整備された施設や機能、使われ方

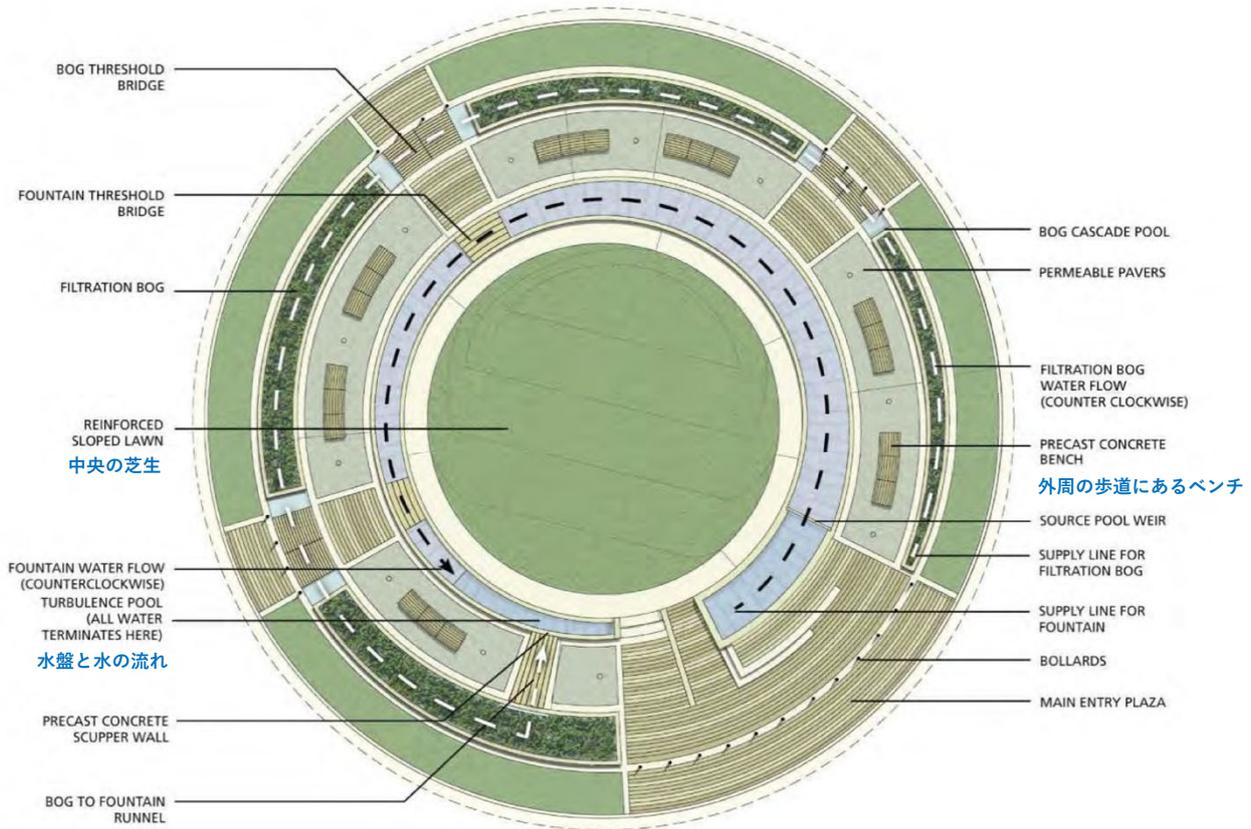
- ・ プロポーザルの要件に基づき、環状交差点としての交通機能を有し、且つ中央部分に人々が集まることのできる広場が整備された（次頁の図：DETAILE PLAN 参照）。
- ・ この広場の周辺には大学やオフィス、ホテル、小売り店、鉄道駅などが位置している。そのため、広場では様々なアクティビティ（食事・休憩・パフォーマンス等）を行うことが想定された空間設計となっている。
- ・ また広場の創出と併せて地域の上下水道設備の更新を行っており、この場所の地下に下水道として通過していたコンクリート管を存置させ、雨水貯留槽として活用すると共に、植栽への導水や噴水への水の循環を行っている。この水の循環は広場内にも顕れており、子供たちが遊ぶことのできる空間として創出されることで、地域の人々の利用促進と共に環境への配慮を意図していることを伝えるデザインとなっている（次頁の図：DETAILE PLAN 参照）。
- ・ 整備された広場の構成要素は次に示す6つである。
  - 外周の植栽：12本の木の列植が、空間に日陰と明瞭さを提供
  - 外周の芝生と歩道：休息等の機会を提供するため、遊歩道にはコンクリート製のベンチを設置
  - フィルター：3つの段状のフィルターは、集められた雨水を浄化し、植栽や水生植物を通して噴水で再利用
  - 水盤：敷地を横切っていたかつての小川に因んで設置された水の空間
  - 中央の芝生：芝生を南に傾斜させ、日射を最大限に利用
  - 地形：重力に沿って水が循環するような円形の地形



コンセプト（出典：Uptown Normal Circle）

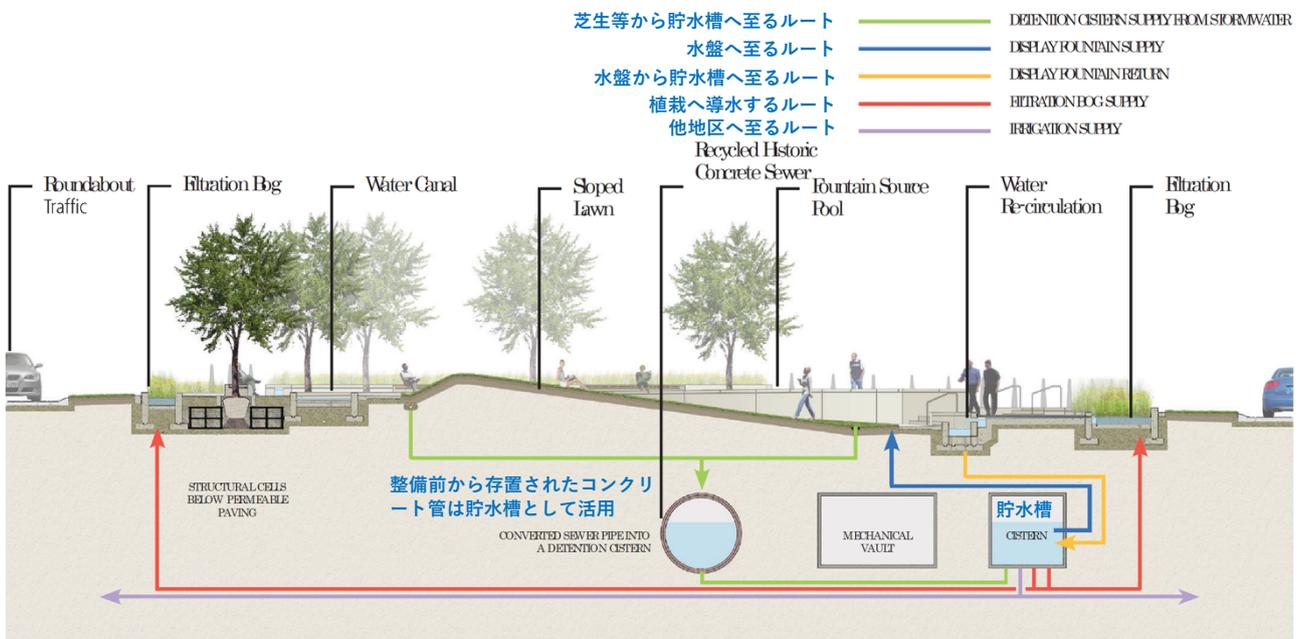


構成要素（出典：Uptown Normal Circle）



## DETAIL PLAN

平面図（出典：Uptown Normal Circle）



断面図と水の循環（Town of Normal 提供）

## ■事業実施の体制

---

- 事業主体：Uptown of Normal（ノーマル町）
  - 開発部局（Uptown Development）
  - コミュニティ開発部局（Community Development）
- 設計者：Hoerr Schaudt（代表設計者、ランドスケープ）
  - Hey & Associates/Arboriculture Urban Trees & Soils（生態系）
  - Clark Dietz, Inc.（土木設計・道路設計・交通エンジニア）
  - CMS Collaborative（噴水）
  - Charter Sills（照明）
  - Jeffrey L. Bruce & Co.（芝生）
  - Consultant Landtech（灌漑）
  - Farnsworth Group（地下構造物）
  - Farr Associates（マスタープラン）
- 委員会：都心部諮問委員会（Downtown Advisory Commission）
- 施工者：Stark Excavating

### ●行政の体制について

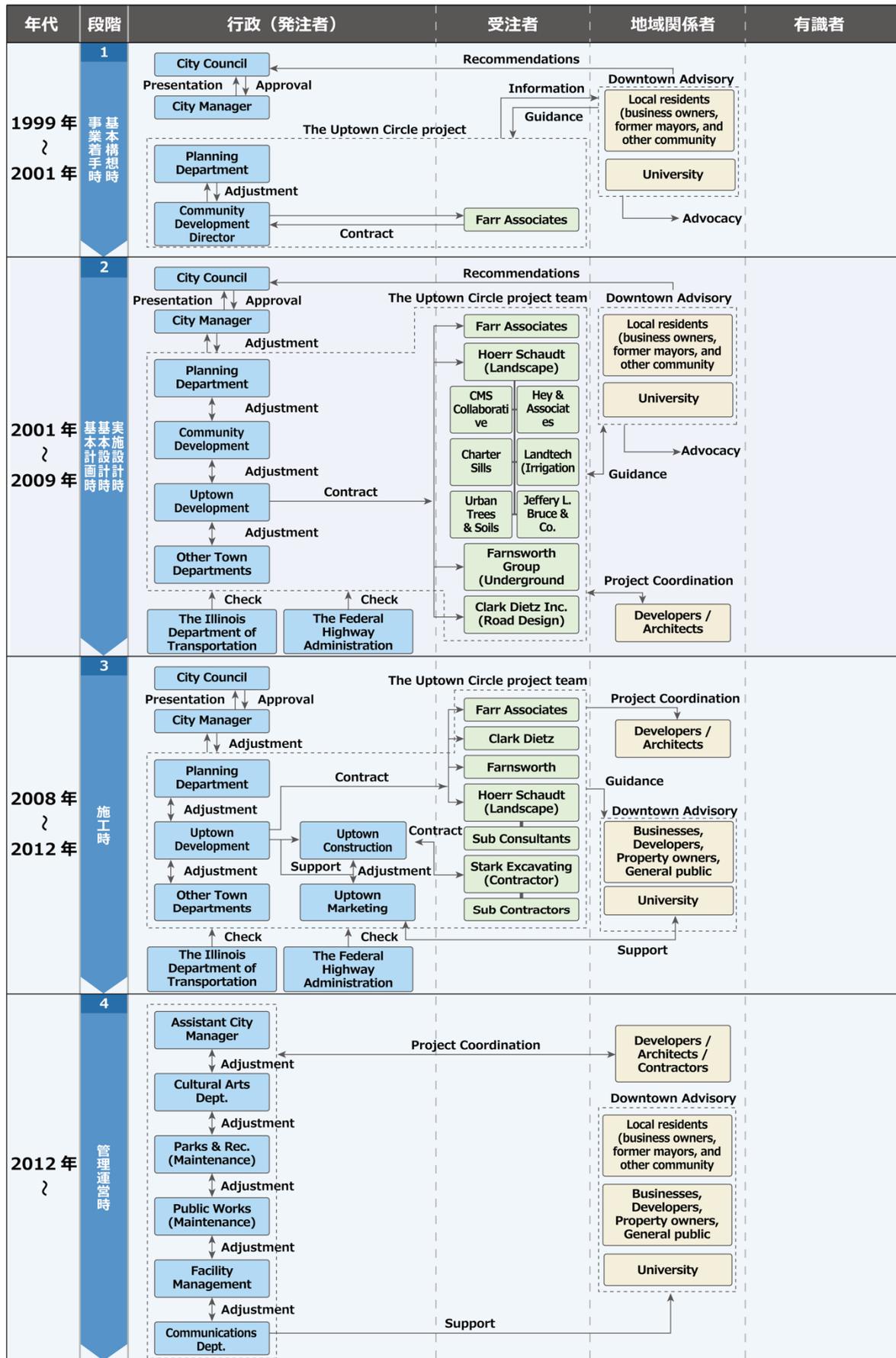
- ・主に市の開発部局が本事業に関わる市の他部署やコンサルタント、建築・設計事務所等を統括し、法律、予算面の管理も行っていった。また本事例のような公的事業だけではなく、周辺で進んでいた民間の開発事業（子供向け博物館、ホテル、会議場、交通センターの設計等）との調整も全て担当していた。
- ・体制変遷図における「基本計画時・基本設計時・実施設計時」から市の Wayne Aldrich 氏が開発責任者（Uptown Development Director）に任命され、全再開発事業を統括し、異動もせず一貫して事業に関与した。
- ・また行政内の体制として、コミュニティ開発部局は主に構想段階で住民との合意形成を主導していた。
- ・「管理運営時」では維持管理部局等の多数の部局が連携し、民間事業者や地域住民との調整を行っている。

### ●プロジェクトマネジメントについて

- ・多くの事業の場合、マネジメントを担うコンサルタントを雇用して設計事務所の管理も任せるが、上述したように開発部局が事業全体を一貫して初期段階から完成まで市が管理したことが成功要因の1つであった。

### ●専門家の関わり方について

- ・都心部諮問委員会は地域コミュニティのリーダー、事業者、大学関係者等によって構成されており、本事業の計画・設計内容に対して意見を出す組織である（事業に対する権限は有していない）。またイリノイ州立大学は地域経済にとって重要な存在であることから、大学関係者の計画に対する支持を得ることは重要であった。ただし、都心部諮問委員会に参加していた大学関係者は主に管理部門の職員であり、有識者（研究者）ではない。



体制変遷図

## ■技術的な工夫

- ・本事業では交通安全性と持続可能性の確保、シビックスペースの創出が地域のビジョンであった一方、ラウンドアバウトの中心にシビックスペースを設けることには制度・地域との合意形成の観点から工夫が必要であった。
- ・そのため以下のように、制度及び合意形成の側面から工夫を示すと共に、持続可能性の観点からストームウォーターマネジメントの工夫について示す。

## ○広場を有するラウンドアバウト

- ・中心部に広場を作るのは新たな試みであった。歩行者の安全を確保しつつ、車両、自転車等の通行も妨げないよう設計者が配慮し、現在までに大きな事故も発生せず、問題なくうまく機能している。
- ・経緯として、まずは道路設計者にこの場所にラウンドアバウトを設置することが適切かどうかを確認した。本事業は連邦道路庁（The Federal Highway Administration）のガイドラインに沿って設計されたが、「Uptown Normal Roundabout」のような広場としての機能を有するラウンドアバウトは前例がなく、ガイドラインにも基準が示されていなかった。そのため、Uptown Development Director を含む事業担当者やランドスケープデザイナーは、州の交通局や運輸省と複数回協議した上で設計案の承認を得た。
- ・本事業は先駆的な空間設計案となったことから、「パイロット」プロジェクトとしての位置づけをもってアメリカ運輸省連邦高速道路局より承認された。最終的に、本事業は交通上のラウンドアバウトではなく環状交差点としての位置づけを得て事業を実施することとなった。

## ○合意形成の進め方

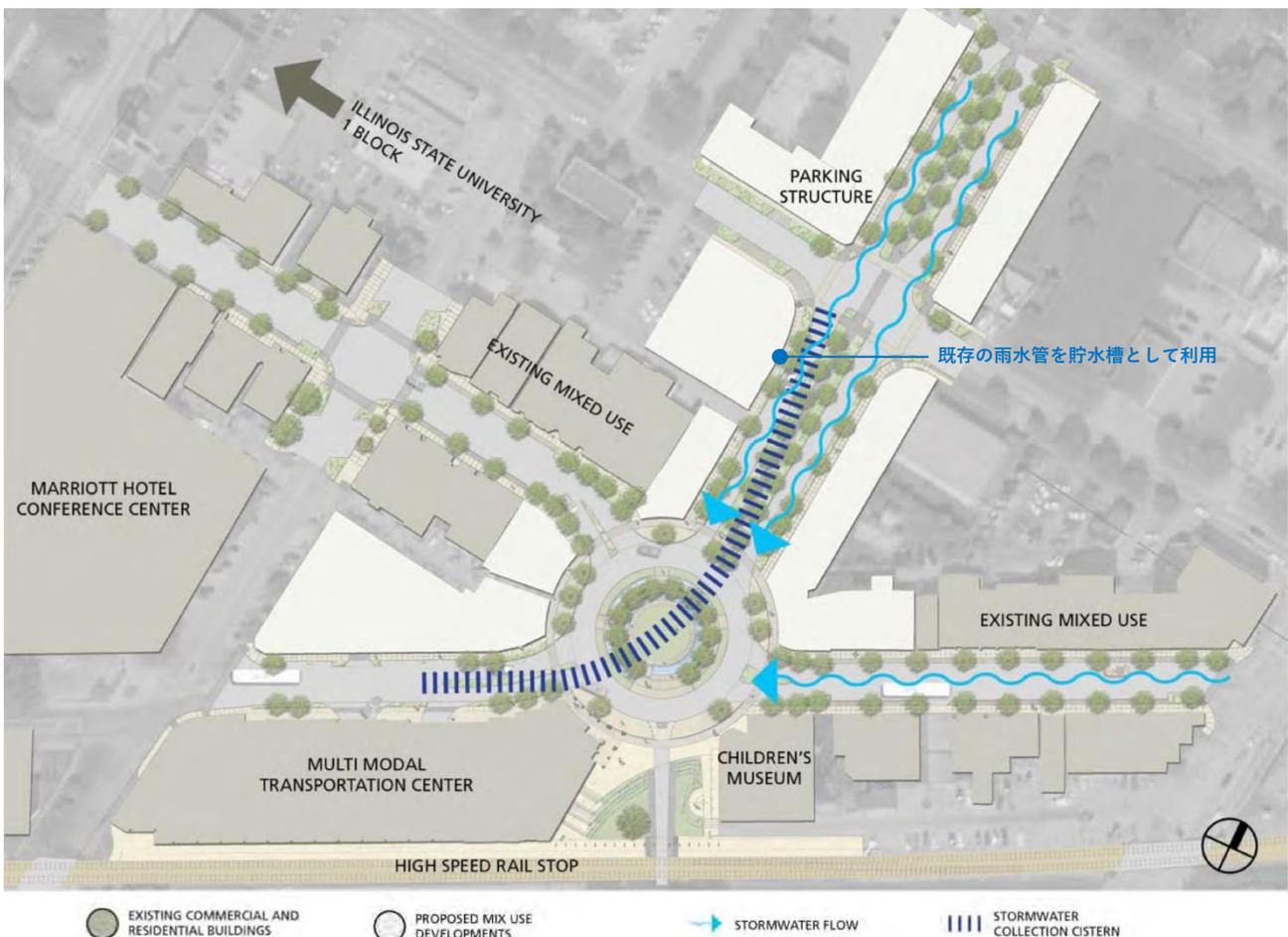
- ・2002年10月にラウンドアバウトについて、地域住民の意見を確認するプロセスを踏んでいる。具体的には以下の3案を提示し、メールや説明会等を通して意見収集を行った結果 B 案が採用されることとなった。
  - A 案：英国的なフォーマルデザイン
  - B 案：水場や彫刻などを配置した子供も遊べるデザイン
  - C 案：インフォーマルでフレキシブルなデザイン



パブリックミーティングで提示された3案（左からA案、B案、C案）  
（Town of Normal 提供、デザイン：Peter Lindsay Shaudt）

### ○上下水設備の更新に伴うストームウォーターマネジメント

- ・ストームウォーターマネジメントの概念に基づき、地域の上下水設備が更新されている。ストームウォーターマネジメントは諸説あるが、主に米国で提唱されている概念であり、都市の雨水は汚染物質を含んでいることから、下水道システムにて河川・海へ流すのではなく、地域の中で循環すべきであるという考え方のことである。
- ・特に本事業で特徴的であるのは、雨水管を更新している一方、下図のように、かつて使用されていた 60 インチの雨水管を貯水槽として再利用している。また周辺道路からの雨水排水も含めて広場に集水するシステムとなっており、広場では 76,000 ガロンの水を貯めることができ、地域の雨水貯留に貢献している。



周辺道路からの集水システム（出典：Uptown Normal Circle）



広場の貯留システムの一部（出典：Uptown Normal Circle）

## ■上位関連計画

---

### ○Downtown Renewal Plan（2000年6月）

- ・ダウンタウン再開発のために Farr Associates が構想し、2000年6月に採択された計画である。この計画では、新しい道路やインフラの枠組みだけでなく、「事業の経緯や位置づけ」の図で示したような公共及び民間の将来的にあるべき開発事業等を、交通や地域との合意形成、商圈調査といった多様な観点から検討・想定している。
- ・そのマスタープランの中で、本事業対象地が「Central roundabout」として、人々が集まる広場を有するものとして位置づけられていた。

### ○Uptown Normal Master Plan Update（2015年10月）

- ・2015年6月にアップデートされたマスタープランである。なお、名称も「Downtown Renewal Plan」から「Uptown Normal Master Plan Update」と、より具体的な表現へと変更されている。
- ・このアップデートによって、マスタープランへ具体的な事業内容が組み入れられており、今後10年から15年にわたるアップタウンの開発の指針となる計画を策定することである。

※ほか、以下のようなラウンドアバウトに関するガイドラインがある。

#### ●ガイドライン等：

- ・BDE Manual（州）
- ・Local Roads Guide（州）（イリノイ州における道路設計のガイドライン）
- ・Roundabouts Guide（国）

#### ●基準等：

- ・PROWAG guidelines（Public Right-Of-way Accessibility Guidelines）アメリカにおいて道路空間設計の際に参考にされるガイドライン
- ・NCHRP Report 672 Roundabouts: An Informational Guide Second Edition（国、アメリカ運輸省連邦高速道路局）

#### ●国によるラウンドアバウトの設計基準、法令等：

- ・Americans With Disabilities Act 州の建築基準法に組み込まれている ADA 法

## ■事業効果

---

### ○カーボンマネジメント

- ・104本の新しい樹木が植栽されたことにより、年間10,790ポンドの炭素固定量が見込まれている。

### ○交通安全性の向上

- ・従来の交差点形式からラウンドアバウトとすることで、交通事故を35%削減できると設計段階では期待され、竣工後、現在までに大きな事故は発生していない。

## ■公共デザインの質を高めることへと繋がる工夫

### ○地域のビジョンを構築できる計画・設計者の重要性

- ・本事業では、コンペティションで選定された Farr Associate と共に策定した 2000 年の「Downtown Renewal Plan」が明確なビジョンとなった。Farr Associate はその後の設計業務にも関与し、地域のビジョンを構築した計画・設計者が関わり続けたことで、地域との合意形成や空間設計が円滑かつ質の高い内容になったといえる。
- ・なお Farr Associates は 2015 年に改定した「Uptown Normal Master Plan Update」にも関与しており、アップタウンの一貫した計画策定に関わっている。（実現方策①-1：地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する）

#### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・「Downtown Renewal Plan」のような地域計画を地域住民と調整しながら事業初期に構築することで、地域のビジョンが明確となり、その後の設計や施工、維持管理などを円滑に進めることが期待できることから、地域計画を立案することや、コンペティションなどを通じて行政の求める能力を有する民間事業者を発掘し、事業初期から協働することが望ましい。

### ○長期的な事業に一貫して関与し、かつ技術的職能を有する事業担当者の重要性

- ・本事業では、市の開発部局ディレクターでありエンジニアとしての経験も持つ Wayne Aldrich 氏が複数のコンサルタントや他行政との調整を担っていた点が特徴であり、委員会や大学の有識者等による調整は行われていなかったとされている。また、Wayne Aldrich 氏は、周辺の開発事業との調整および本事業の実施過程において異動等も無く一貫してディレクターとして関与し続けた。このように、事業に一貫して関与すること、および技術的判断・調整の役割が可能なディレクターを市内部に配置することは、円滑な合意形成を可能にするとともに、地域のビジョンを継承して質の高い公共デザインを実現させることに寄与しているといえる。（実現方策③-1：計画・設計時に調整できる役割をもつ者を確保する）

#### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・本事業は日本における景観専門監やプロジェクトチームの体制と近く、インハウスに調整機能を持たせる手法である。ただし自治体が抱える多くの事業を監修する景観専門監と異なり、本事業の開発部局はある特定の地域・事業の技術的判断・調整を行っている。この点においてプロジェクトチームの体制と類似しているが、本事業のように専門性が高い事業の場合は、市内部に専門性を有する技術職を雇用・配置することを検討することが有効であるといえる。なお技術職を雇用・配置する場合、ビジョンの継承や高品質化に繋がるよう、可能な限り一貫して事業に関与できるよう配慮することが望ましい。

### 主な参考資料

- ・ Federal Highway Administration : NATIONAL COOPERATIVE HIGHWAY RESEARCH PROGRAM
- ・ Federal Highway Administration : 2012 Transportation Planning Excellence Award for Uptown Circle
- ・ Federal Highway Administration : ROUNDABOUTS: AN INFORMATIONAL GUIDE
- ・ Illinois Department of Transportation : BUREAU OF LOCAL ROADS AND STREETS MANUAL
- ・ LANDSCAPE PERFORMANCE SERIES : <https://www.landscapeperformance.org/case-study-briefs/uptown-normal-circle-and-streetscape>
- ・ Town of Normal : Uptown Normal Master Plan Update
- ・ Town of Normal より受領 : Downtown Renewal Plan
- ・ Town of Normal より受領 : Uptown Normal Circle
- ・ Town of Normal より受領 : REQUEST FOR PROPOSALS

### ヒアリング記録（ヒアリング相手：ヒアリング実施日）

- ・ Town of Normal : 2020年12月9日に実施。

## 事例3. Levy Park

### ■事業の概要

所在地（国／都市）：アメリカ／ヒューストン

事業主体：Upper Kirby Redevelopment Authority

事業期間：1997～2012年（構想期間）

2013～2015年（設計期間）

2016～2017年（施工期間）

設計費：－

施工費：1500万ドル（設計費を含むかは不明）

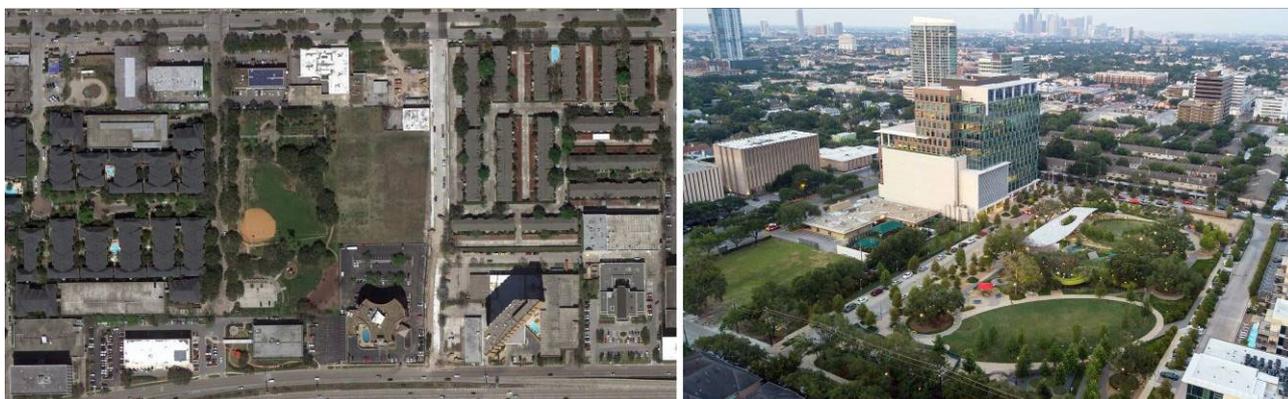
施設の基本情報：

□敷地面積：5.9acres（2.4ha）

□主要施設（主要事業）：公園、キャノピー、カフェ・レストラン

□主な受賞歴：Landezine International Landscape Award

□概要：本事業は、周辺住民に僅かしか利用されていなかった公園敷地を改修することで、治安の向上、水害対策、環境改善、多世代交流を可能とする空間を創出した事例である。整備後に細かくエリア分けされた公園敷地では、スポーツやゲーム、芸術活動、ウォーキングなど、全ての時間帯や年代、目的に応じたアクティビティを実施することが可能となっている。2017年の供用開始後、利用者数は従前と比較して130倍以上となっており、これは周辺地価の向上などの波及的な効果を創出している。



左：整備前の鳥瞰 右：整備後の鳥瞰（OJB Landscape Architecture 提供）

## ■事業の経緯や位置づけ

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・ Levy Park を含む下図のエリアはテキサス州ハリス郡（Harris County）に位置し、ヒューストン市のダウンタウンから少し離れた旧市街地である。
- ・ 1997年、テキサス州の制度に基づき対象地を含む地区が「Upper Kirby District」と命名され、運営組織「Harris County Improvement District NO.3」（HCID3）が設立した（下図参照）。
- ・ この「Improvement District」とは日本でいうエリアマネジメントのような位置づけであり、特に公共空間の維持管理や改善を特定の地区を対象に行う仕組みである。
- ・ 1997年ごろ、HCID3はヒューストン市から公園の維持管理等の委託を受けたことをきっかけに、小規模な整備、具体的にはLevy Parkの一部をドッグパークや歩道として整備するなどを2006年ごろまで市と共に続けていた。<sup>※H2</sup>
- ・ 1999年、当地区において実質的な活動を行う「Upper Kirby Redevelopment Authority」（UKRA）が設立される。UKRAは州のTIRZ（Tax Increment Reinvestment Zones）制度に基づく執行機関であり、HCID3の下部組織となる。UKRAは地域のインフラ等を改善し、固定資産税等を増加させ、その収益で更なる地区の改善を図ることを目的とする機関であり、公園の改修が地域の価値向上に寄与すると判断した。そのため2002年、UKRAはLevy Parkに近接した土地を取得し、2007年頃から敷地を開発することを意図したマスタープランの策定に取り組んだ。



対象地位置及び Upper Kirby District 範囲図（Upper Kirby District 提供）

- ・ 2010年、民間企業のプロジェクト・フォー・パブリックスペースが、従来の「開発」をベースとした視点から、「公園の利活用」という視点へと切り替えることをUKRAに提案した。この提案を受け入れたUKRAは、敷地内に新しく建設する施設の検討から公園の利活用プログラムの作成へと計画の主眼を移した。
- ・ 本事業の整備・管理運営費は全てUKRAが拠出している。

○事業の経緯

| 年代             | 事業   | 背景   |
|----------------|--|--|
| 1941～<br>1994年 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・商家の子孫であったレオン・レヴィがヒューストン市に土地を譲渡して公園となったが、その後の周辺開発により公園への動線は限定され、利用者は僅かであった。</li> <li>・公園では野球やソフトボールの試合も行われていたが、1990年代半ばには浮浪者が観覧席の下で生活するようになっていた。</li> </ul> |
| 2002年          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Upper Kirby District Foundation（UKDF、UKRAの上位組織）による隣接敷地の取得。</li> </ul>  |
| 2004年          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築家 Bricker+Cannady Architects と UKRA によるマスタープランの作成。</li> </ul>  |
| 2006年          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と UKDF によるドッグパーク、樹木、遊歩道、照明、排水設備の整備。</li> </ul>  |
| 2007年          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築家 Ziegler Cooper Architects と UKRA によるマスタープランの更新。</li> </ul>   |
| 2009～<br>2011年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年、UKRA が主導し地域とのワークショップが実施。地区の関係者60名が参加。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・UKRA による公園東側敷地等、隣接敷地の取得。</li> </ul>  |
| 2012年          |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接敷地の複合用途開発のためのディベロッパーをRFQ（request for qualifications）で公募し、特定されたミッドウェイ・デベロップメント社との間で99年間の土地賃貸借契約を締結。</li> </ul>  |
| 2012年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・UKRA が公園の設計者をRFQで公募、OJB Landscape Architecture が特定。</li> <li>・OJB、ミッドウェイ社、UKRA が協力してマスタープランを策定。</li> </ul> |  |
| 2013～<br>2016年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計期間。</li> <li>・2014年までに地域との対話が2回開催。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園敷地を動線の関係上東西方向の長方形とするため、市とUKDFの土地の交換が成立。</li> </ul>   |
| 2016～<br>2017年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工期間。</li> </ul>   |  |
| 2017年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月25日に供用開始。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園南側のマンションが春に完成。</li> </ul>  |

## ■整備内容

### ○コンセプトや考え方

- ・Levy Park 周辺には住宅地や学校、商業施設、オフィス、ホテルなどの様々な施設が位置しており、それらの関係者・利用者がどの時間帯どの曜日においても楽しく利用することができる公園を整備し、それによって地域の価値を向上させることが本事業のビジョンとして共有されていた。



周辺の土地利用（Upper Kirby District 提供）

### ○整備された施設や機能、使われ方

- ・本事業によって2.4haの公園空間が新たに創出された。この公園は芝生、ゲームエリア、プレイエリア、レインガーデン、キャノピー等、多様なエリアや施設が戦略的に配置されており、各エリアの説明は後述の通りである。
- ・特に公園の中央には、樹齢85年のカシの木を活かし、周辺住民の家族層を惹きつけるため、様々な活動ができる2つの芝生エリアや子供向けの遊び場（プレイエリア）を整備した。
- ・デザインコードに丸型のモチーフが起用されており、敷石や舗装のパターンも準じている。

#### ▼芝生

- ・芝生エリアは大きく2種類存在しており、イベント用の芝生は様々なイベント、音楽、ダンス、演劇等が行われる場となっている。一方で活動用の芝生は利用者がピクニックや散歩等で思い思いに利用することができるオープンスペースとなっている。

#### ▼ゲームエリア

- ・チェス、卓球等で遊ぶことができる、日陰のあるエリアである。サッカーボールや卓球ラケット、ゴルフのパター等も無料で貸し出している。

#### ▼プレイエリア

- ・公園の中心に位置し、彫刻や噴水、ツリーハウス等からなり、様々な遊びを取り入れ、あらゆる年代の利用者に対応できるよう設計された。



平面図 (OBJ Landscape Architecture 提供)



鳥瞰及び利活用の様子  
 (1/南方からの鳥瞰、2/円形のモチーフの舗装、  
 3/イベント用芝生、4・5/プレイエリア、6/ゲームエリア)  
 (OBJ Landscape Architecture 提供)

## ■事業実施の体制

○事業主体：Upper Kirby Redevelopment Authority（UKRA）

○設計者：OBJ Landscape Architecture（代表設計者）

Natalye Appel + Associates（建築）

Ward, Getz & Associates（土木）

Matrix Structural Engineers（構造）

Wylie Consulting Engineers（設備）

Fountain Source（水景）

Biederman Redevelopment Ventures（プレイスメイキング）

4b Technology（セキュリティ・WIFI）

Minor Design（サイン）

Dirt N Turf（土壌・地質）

○施工者：Burton Construction（代表施工者）

B&D Contractors（造園他）

### ●背景となる体制・制度について

- ・当公園の所有はヒューストン市であるが、一方でエリアマネジメント範囲 HCID 3「Harris County Improvement District NO.3」と増加税収再投資区画（Tax Increment Reinvestment Zones（TIRZ））の地区内でもある。
- ・本事業の場合、HCID 3 及び TIRZ の地区が「Upper Kirby District」であるが、Upper Kirby District には3つの組織 HCID 3、TIRZ/UKRA、UKDF があり、Upper Kirby District における住民の生活の質の向上に取り組んでいる。以下それぞれの制度・組織の概要を示す。

### ▼HCID 3（Harris County Improvement District NO.3）

- ・アメリカ国内でも業務改善自治地区（Business Improvement District）や公共改善地区（Public Improvement District）として普及しているエリアマネジメントと同様の取組であり、1997年に設立された。また、TIRZ と UKRA が資金源となっている。
- ・HCID 3 は州によって設立された組織であるため、市との組織上の繋がりはない。HCID 3 は地域内の事業者、資産家、商業施設等が、自主的に納付する税金（voluntary tax）を財源に、地域の維持管理、治安管理、計画、マーケティング、ブランディング、広報等の活動を行っている。

### ▼UKRA（Upper Kirby Redevelopment Authority、TIRZ による組織）

- ・UKRA は行政の拡張組織であり、TIRZ による資金を行使している。TIRZ は HCID 3 の働きかけにより市議会に認可された後、1999年に設立された。市には1999年時点の価値をもとに設定された金額を上限とした税収が毎年納められており、TIRZ は開発等により増加する固定資産税や事業税等の税収を財源とし、必要な改善事業を実施するための資金を調達するシステムである。TIRZ、UKRA は市の改善計画に基づいて運営している。
- ・TIRZ は2040年に消滅し、それ以降は増加税収分も市に納められる予定であるが、UKRA には活動期限がない。そのため、2040年以降はUKRA が Levy Park に隣接する2物件の家主としてリース料を財源とした維持管理業務を行うこととなっている。
- ・本事業の場合は土地の取得が契機となり、継続的に関与していたUKRA が2007年ごろから主

導的に事業に関与し始めた。

- ・なお UKRA の理事の 1 人は地域住民が務めており、また UKRA の事務所は公園北側に隣接していることも関係し、UKRA は地域住民との対話を継続して行ってきた。

#### ▼UKDF (Upper Kirby District Foundation)

- ・UKDF は米国の内国歳入法第 501 条 C 項 3 号に基づく免税非営利団体で、公共事業や慈善活動を行っている。UKDF は行政と関連のない NPO 組織であり、UKRA が強く関与し始める 2007 年までは計画を主導していた。その後は UKRA が事業を主導し、UKDF はアッパー・カービー地区財団 (The Levy Park Conservancy) と協力しながら供用後の公園運営等に関与している。

#### ○行政の体制について

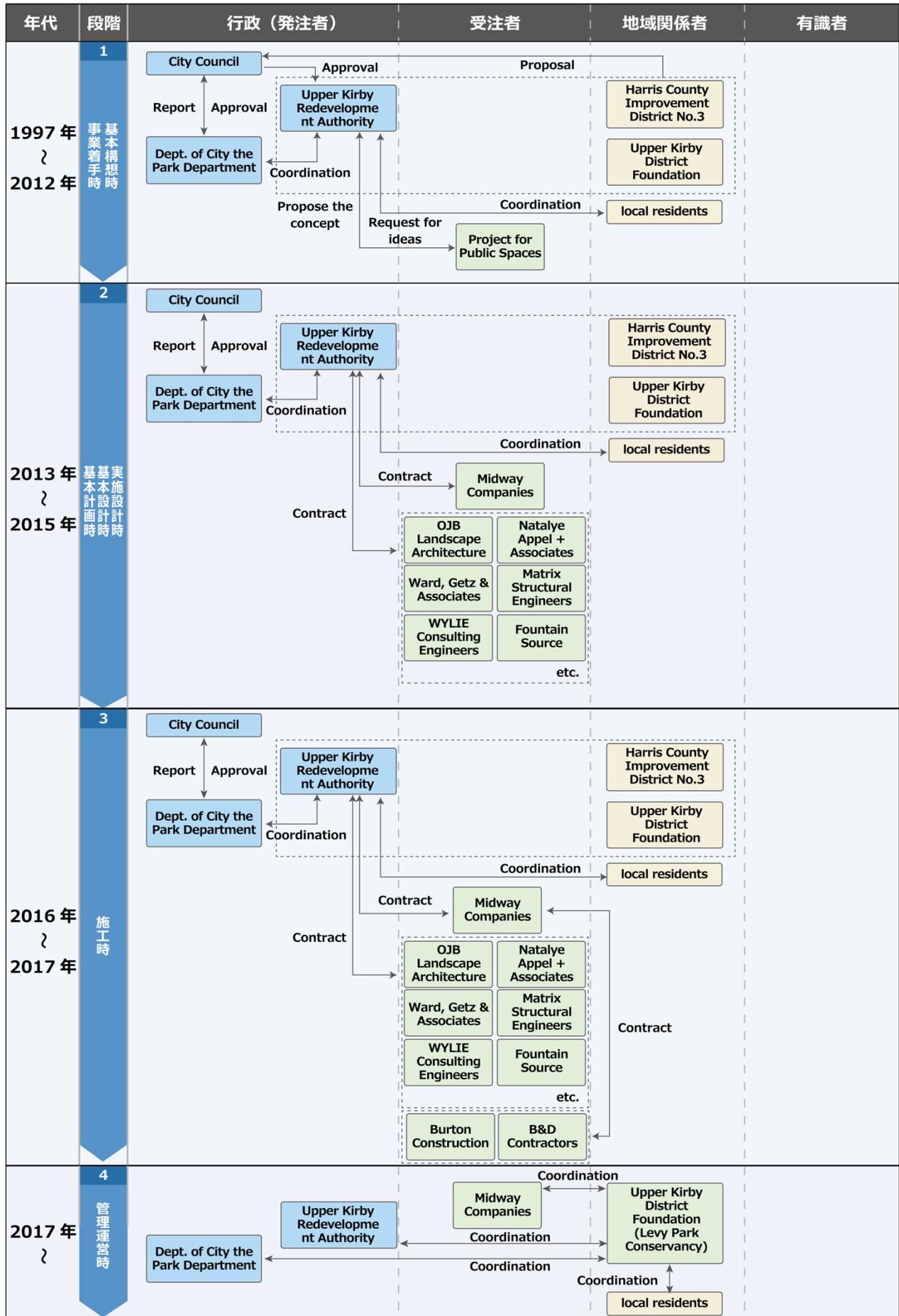
- ・UKRA と市の公園部局 (Park Department) は「基本構想時・事業着手時」から綿密な情報交換を行っており、特に再開発の整備や長期的な維持管理についての資金調達については数年間の期間をかけて検討された。この段階では UKRA が主導的に計画を作成し、市が相談を受けるという関係であった。
- ・「基本計画時・基本設計時・実施設計時」では、UKRA 及び設計者の設計成果に対し、市・公園部局が審査を行っていた。例えば地区・州の法律・法令との照合、また駐車場が設けられていなければならないといった公園の機能性についての審査を行った。
- ・雨水浸透 (ストームウォーターマネジメント) に関しては、市の管理部局 (Public works department) が審査を行った。当部局は上水・雨水・下水等や、道路・橋といった公共設備の管理を行っており、また公共・民間問わず新設・改修時には審査機関となり、許可をする役割も担っている。

#### ○予算や資金の確保

- ・レビー・パークに隣接する UKRA 所有の土地は、ディベロッパーであるミッドウェイ社と 99 年間の地上賃貸契約となっている。すなわち、ミッドウェイ社が契約した賃貸料から得られる収益を公園運営の資金源としており、市からの管理運営費の拠出は無い。
- ・また UKRA 側は公園側のプログラムやアメニティを充実させ、民間側は公園に接した部分のオフィススペース等を整備することで、公園を活性化させることに成功している。このことで、公園内のレストランやカフェの収益を増加させ、管理運営費に補填している。
- ・実際の公園管理は UKRA がアッパー・カービー地区財団 (The Levy Park Conservancy、米国の内国歳入法第 501 条 C 項 3 号に基づく免税非営利団体) と契約し、公園の維持管理、運営、利活用を行っている。

#### ○発注について

- ・2012 年に UKRA は、RFQ (Request for Qualification) にて公園の設計者を公募した。米国で良く用いられる入札制度は RFQ と RFP (Request for Proposal) であり、概要を以下に示す。
- ・RFQ は設計候補者が有する実績を重視するものであり、実績等を発注者へ提出後、業務価格を発注者・候補者間で調整する手法である。本事業の場合は、類似の公園設計実績を UKRA が重視したことから、RFQ にて発注された。
- ・RFP は日本のプロポーザル方式と類似しており、提案書を設計者から提出し、選定委員会による評価を経て受注者が決定される方式である。一般的に業務価格は公募時に概ね決定している。



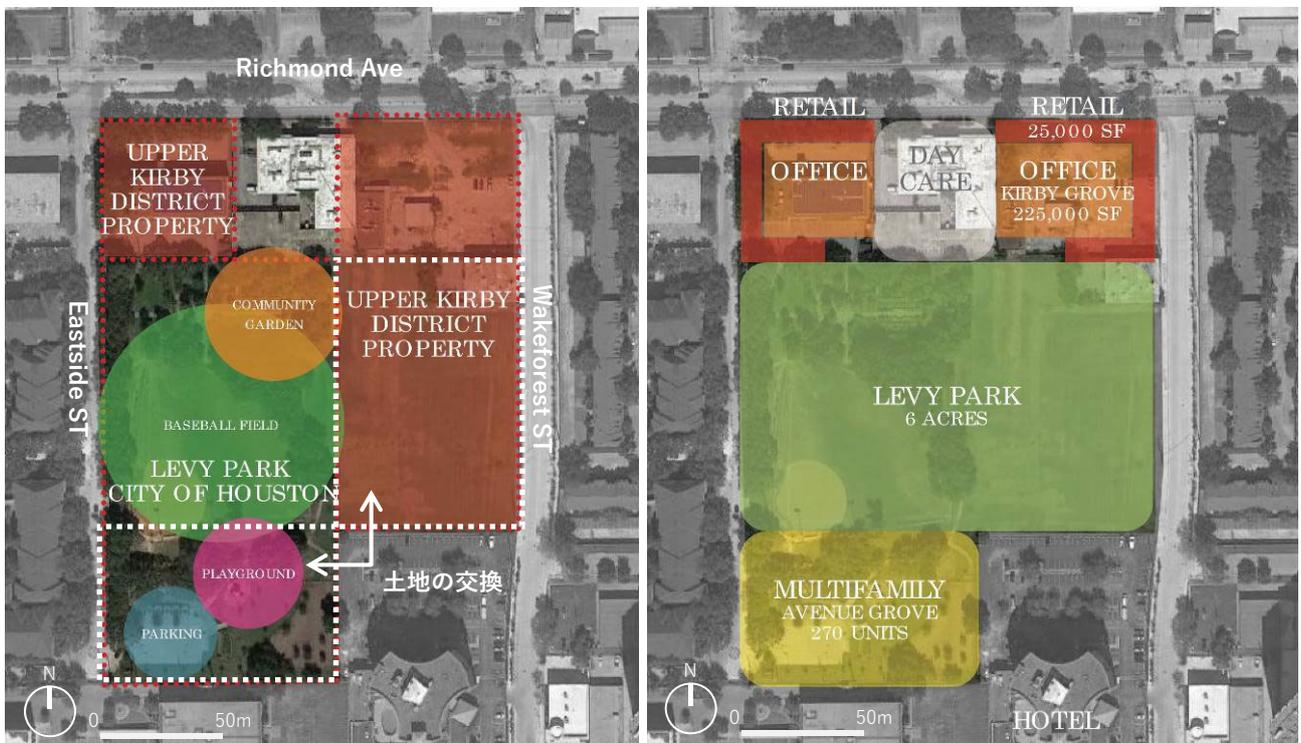
体制変遷図

■技術的な工夫

- ・整備前の公園は周辺からのアクセス路が限定的であり、それも地域の人々に利用される機会を損失している原因だと考えられていた。また、ヒューストン市は豪雨による水害にも悩まされており、治水状の課題も抱えていた。以下に、これら2つの視点を解決するために公園空間に施された技術的工夫を示す。

○土地交換によるアクセス性の改善

- ・当公園への出入口は西方で敷地と接する Eastside ST のみと限定されており、このアクセス性の悪さが公園利用率の低さの主な要因となっており、また公園の価値を向上させるための大きな課題となっていた。そのため本事業の最初の段階で検討されたのは、東方で敷地と接する Wakeforest ST と接続し、そのことで北側の主要な街路である Richmond Ave との接続性を高めることであった。
- ・具体的に、UKRA が所有していた東側の土地を市へ提供し、代わりに南西側の土地を市から UKD へ提供する土地交換が行われた。このことで、元々5.5 エーカーであった当公園は 6.0 エーカーとなり、南北のアクセス性が改善された。
- ・加えて具体的な設計において、公園の外周にフードトラックやゲームエリア、移動可能な家具で構成した遊歩道を設けたことで、周辺地域と公園内の様々な機能間の連携を促進し、相乗効果が発揮されるよう配慮がされている。



土地所有の変遷（左：2010年頃、右：2021年現在）（OBJ Landscape Architecture 提供）

## ○ストームウォーターマネジメント

- ・公園の価値を高めるという UKRA のビジョンに加え、ヒューストン市は頻繁に豪雨による水害が生じるという課題を抱えている。そのため市では、例えば芝生の種別、雨水排水設備、駐車場の舗装構造等の雨水排水に関する基準（City of Houston Design Manual, Chapter 13, STORMWATER QUALITY DESIGN REQUIREMENTS）がある。また、雨水を貯留させず市の下水管に直接接続すると負荷がかかるため、Water detention system（排水を一度貯留する仕組み）が定められている。
- ・このような基準を満たし課題を解決するために、当公園では 3.3 acre（約 1.4ha）を透水性舗装とすると共に、7,500ft<sup>2</sup>（約 700m<sup>2</sup>）のレインガーデンとコミュニティ・ガーデンを設け、合計で 80,000 ガロンの雨水の流出を阻止している。
- ・特にレインガーデンに周辺エリアから雨水が集まるよう工夫しており、レインガーデンに植栽された吸収する水分量の多い植物が雨水を濾過し、土壌へ浸透するようにしている。



## ■上位関連計画

### ○Parks Master Plan

- ・ヒューストン市は、2015年に公園マスタープラン（Parks Master Plan）を策定し、市内を21の地区に分けて、各地区の公園の評価を行っている。
- ・Levy Parkのある地区はSector14であり、この地区は遊び場やサッカー場が不足していると評価されていた。また、2014年の世論調査では住民から、自転車・歩行者用道路、広場・自然空間、段差のないレクリエーション施設等の要望が挙げられていた。

## ■事業効果

### ○来場者数の増加

- ・整備前は75人／週のみの方来訪者数であったのが、現在では毎週1万人以上の人々が公園を訪れている。

### ○資産価値の向上

- ・本事業の実施により、地域の資産価値が上昇した。具体的には平方フィートあたりの価格で、西側では81ドルから140ドル（170%以上）、北側では92ドル（200%）に変化した。

### ○カーボンマネジメント

- ・カシの樹木等の既存樹木に加え、138本の新しい在来種が植えられたことで、憩いと日陰を提供していると共に、年間19,200ポンドの炭素固定量がある。

## ■事業の質を担保する工夫と実践上の留意点

### ○魅力的な空間と利活用で地域の価値を高める

- ・本事業の目的は、公園敷地を活用して地域の価値を高めることで固定資産税等の増収を図り、持続可能な地域運営を行うことであった。そのため執行機関であるUKRAは、魅力的な空間創出を行うことができる設計者をRFQにて選定していると共に（実現方策⑩-2：計画・設計をコンペティション方式やプロポーザル方式で選定する）、公園の利活用プログラムを構想段階から検討し、現在もUKRAの関連組織が一貫して維持管理・運営を行っていることで、事業の質を担保している。（実現方策⑨-1：管理運営時に調整する役割をもつ者を確保する）
- ・またUKRAは行政の拡張組織であるが、日本のように異動等が無く、事業構想時から管理運営時まで一貫して事業に関与できることも質を担保している一因である。（実現方策⑩-2：前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する）
- ・資金面而言えば、約1500万ドルという市が拠出できない高額な整備費及びその後の管理運営費を、TIRZ制度及び隣接敷地の賃貸借料で確保したことが、比較的高コストと思われる独創的な遊び場等の創出に繋がっている。（実現方策⑩-1：デザインや景観を含めた十分な予算を確保する）

### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・一般的には、地域のビジョンをマスタープランとして策定し、そのうちの1つの拠点として公園等を整備することが多いことに対し、本事業は地域全体の明確なマスタープランは無く、1つの公園の再整備を通じて地域全体の価値を高める仕組みとなっている。このような仕組みを構築し、成功させるためには、マスタープランのような全体計画がない代わりに、「事業着手時・基本構想時」から「管理運営時」まで地域のビジョンを一貫して把握し、その意図を空間に落とし込むことのできる役割を持つ主体（本事業におけるUKRA）の存在が重要であることに留意されたい。

### 主な参考資料

- ・ City of Houston HP : <https://houston.granicus.com/boards/w/b44c131b5903a652/boards/14152>
- ・ Kirby Grove HP : <https://kirbygrove.com/about/news/levy-park-renovation-the-next-project-for-kirby-grove-2>
- ・ Levy Park HP : <https://www.levyparkhouston.org/about/>
- ・ OJB LANDSCAPE ARCHITECTURE HP : <https://www.ojb.com/work/levy-park/>
- ・ OJB LANDSCAPE ARCHITECTURE より受領 : Levy Park - Portrait v2
- ・ OJB LANDSCAPE ARCHITECTURE より受領 : Parks and Gardens Presentation Japan
- ・ OJB LANDSCAPE ARCHITECTURE より受領 : Park Tour Handout v2
- ・ Upper Kirby Redevelopment Authority より受領 : Historical Overview of Levy Park Development Update 2017
- ・ Upper Kirby District HP : <http://www.upperkirbydistrict.org/index.php/about/organizations/hcid-3>
- ・ Upper Kirby Redevelopment Authority より受領 : Levy Park Drawings Sorted
- ・ Upper Kirby Redevelopment Authority より受領 : Levy\_Park\_ULI\_Submission\_2017

### ヒアリング記録（ヒアリング相手：ヒアリング実施日）

- ・ OJB LANDSCAPE ARCHITECTURE : 2020年12月22日に実施。
- ・ Upper Kirby District : 2021年1月29日に実施。
- ・ City of Houston : 2021年2月12日に実施。

## 事例 4. Wynyard Quarter

### ■事業の概要

所在地（国／都市）：ニュージーランド／オークランド

事業主体：Panuku Development Auckland

事業期間：2002～2008年（構想期間）

2008～2010年（設計期間）

2010～2011年（施工期間）

設計費：－

施工費：84億円（設計費を含むかは不明。2011年までの整備費）

施設の基本情報：

□敷地面積：8.4acres（3.4ha、2011年までの整備範囲）

□主要施設（主要事業）：港湾沿いの広場、既存倉庫の改修

□主な受賞歴：2014 Rosa Barba Prize

□概要：2040年までにオークランド市を世界で最も住みやすい都市にすることを目標に、中心市街地に隣接したウォーターフロントであるWynyard地区を再開発した事業である。Wynyard地区は「人々を街や海と結びつける豊かな個性と活動に満ちたエリアとなること」がビジョンとして共有され、ラグビーワールドカップの開催に合わせて2011年に一部区間が整備された。整備された空間は広場、既存倉庫の改修、ガントリークレーン等のかつての歴史遺産の再利用等からなり、多くの来訪者に加えて、当地区での就業者が増加する等の経済効果も確認されている。なお再開発事業自体は2040年まで継続する予定である。



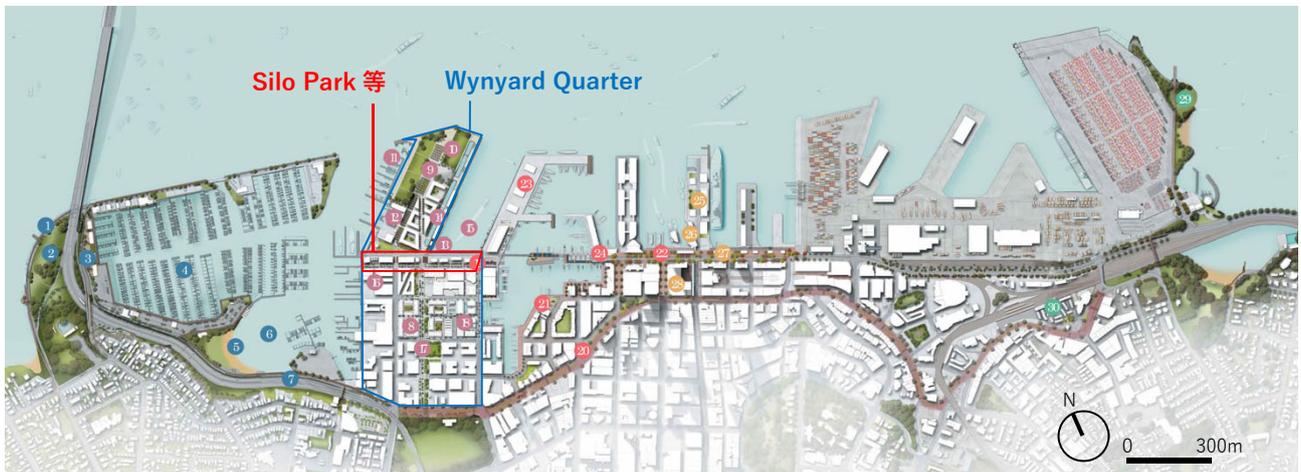
左：整備前の鳥瞰 右：整備後の鳥瞰  
（出典：Auckland waterfront vision 2040）

整備後の様子  
（Taylor Cullity Lethlean より提供）

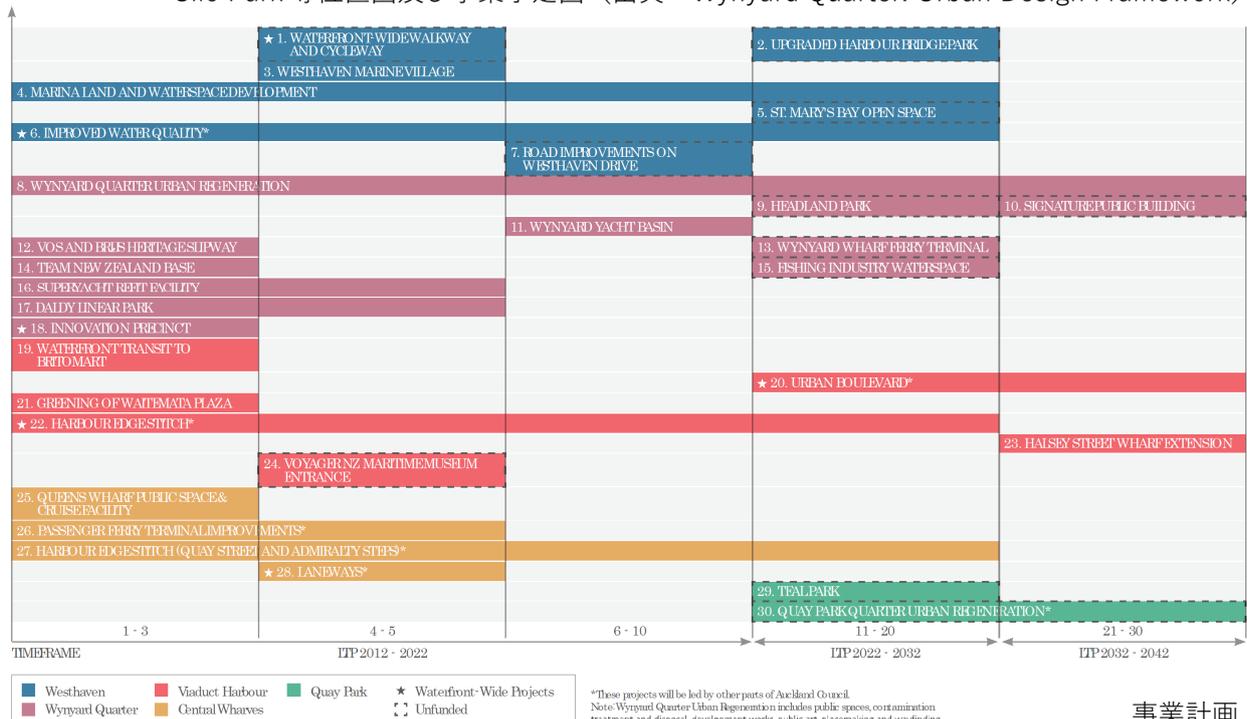
■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・ワイヤード（Wynyard）地区は 1930 年代までに埋め立てによって形成され、従来から木材貿易に使用されていたが、1930 年代には石油化学製品の貯蔵に使用されるようになった。
- ・2005 年ごろ、石油化学製品の貯蔵及び運搬場所が移転したため、土地の転用が可能となった。最初のコンセプトプランは 2005 年に策定され、多様な活動が行われるよう住居・商業・産業等がミックスされた空間を創出し、気軽に利用者が訪れ、暮らすことが目指された。
- ・2007 年には、オークランド市議会とオークランド地域評議会によってワイヤード地区の開発を推進・監督するために Sea+City Projects が設立され、またワイヤード地区の開発の大枠を定めた「ワイヤード・クォーター・アーバンデザインフレームワーク 2007」（Wynyard Quarter Urban Design Framework 2007）が策定された。
- ・2011 年のラグビーワールドカップ開催に合わせるため、「Silo Park」等が先行して整備された。その後の開発は 2040 年頃まで継続して予定されており、下図に対象地等を示す。



Silo Park 等位置図及び事業予定図（出典：Wynyard Quarter: Urban Design Framework）



事業計画（出典：Wynyard Quarter: Urban Design Framework）

## ○事業の経緯

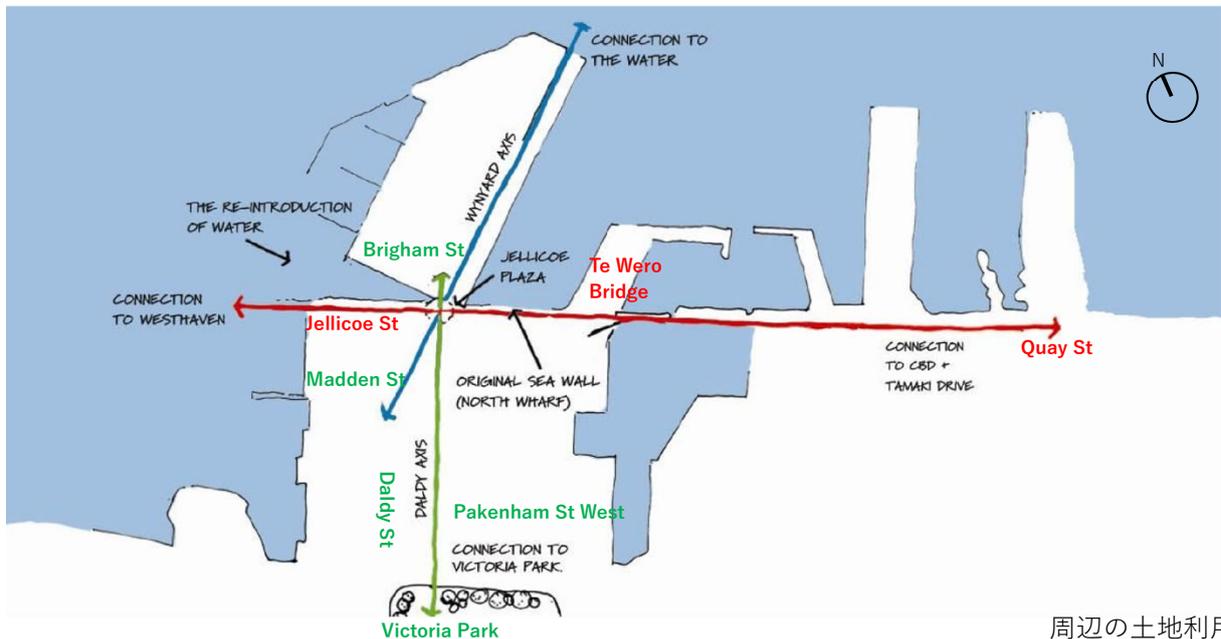
| 年代            | 事業  | 背景   |
|---------------|---|--|
| 1930年<br>ごろ～  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Wynyard 地区の埋め立ては主に石油化学製品の輸入、貯蔵、流通を支援するために行われた。</li> </ul>   |
| 2002年         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>The Auckland Waterfront Advisory Group (AWAG)が地域のビジョンの作成を任務として設立。</li> <li>6人の地元建築家や都市計画家、著名なデザイナーであるピーター・ウォーカー氏からなるコアグループが設立され、AWAGと協力し、ビジョンとマスタープランの策定を行った。</li> </ul>                                    |
| 2005年<br>2～8月 |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「Linking people, city and sea」というビジョンの草案が発表。</li> <li>これに伴い、公開会議、利害関係者との会議、2500人の住民への郵送、市内14万世帯への計画の配布等が行われた。</li> </ul>  |
| 2005年<br>9月   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Wynyard Quarterの将来の設計コンセプトを定めた「Blue Book」を発表。</li> </ul>  |
| 2005年<br>11月  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「Auckland Waterfront Vision 2040」が策定。ビジョン及び8つの原則が示される。</li> </ul>   |
| 2007年         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Wynyard Quarterの将来のビジョンの確立、公共空間のためのデザインフレームワークの提供、提案が評価される基準となる都市デザインの原則を定義するためのものである「Wynyard Quarter Urban Design Framework 2007」が策定。</li> <li>オークランド市は再開発を推進する組織である Sea+City Projects Ltd.を設立。</li> </ul> |
| 2008年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>ステージ1の設計者が選定。</li> </ul>                           |  |
| 2009年         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「Auckland Waterfront Masterplan 2009」を策定。「Auckland Waterfront Vision 2040」の原則に詳細な定義を与えることを目的としたもの。</li> </ul>   |
| 2010年         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Waterfront Council Controlled Organisation (WCCO、後に Waterfront Auckland と改名)が開発を管理する評議会管理組織として設立。</li> <li>公的機関が所有していたすべての資産（土地、建物、水域）は、WCCOに移管された。</li> </ul>  |
| 2011年         | <ul style="list-style-type: none"> <li>ステージ1で約84億円をかけた公園、広場、イベントスペース、歩道橋が完成した。</li> </ul> |  |
| 2012年         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「The Waterfront Plan」が Waterfront Auckland（後の PANUKU）により公開。</li> </ul>  |
| 2014年         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>「Wynyard Quarter Urban Design Framework 2007」を更新するものとして、検討を反映した「Wynyard Precinct: Urban Design Framework」が公開。</li> </ul>  |
| 2015年         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>Waterfront AucklandがPanukuとして組織改編。</li> </ul>   |
| ～2040         |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>2040年までには、ウォーターフロントの再開発はオークランド経済に42.9億ドルの貢献をすると予想されている。</li> </ul>  |

■整備内容

○コンセプトや考え方

●空間のコンセプト

- ・ 2005年9月、先行して空間のコンセプト（3本の軸）が「Blue Book」にて示された。以下に各軸線の特徴と概要を図とともに示す。
- ・ 赤の軸は、Quay StreetとJellicoe Streetを結ぶウォーターフロントのプロムナード軸である。Te Wero Bridgeは利用者のアクセス性を高め、地域全体の活力を高めるよう計画されている。
- ・ 緑の軸は、Victoria ParkとBrigham Streetを結ぶ緑地のネットワークを示す軸である。このコンセプトの象徴として、Daldy Streetには並木を形成する計画である。
- ・ 青の軸は南北の土地を一体として捉え、物理・視覚的な繋がりを創出するものである。



周辺の土地利用

(出典：The Wynyard Quarter Project - Transforming Auckland's Waterfront)

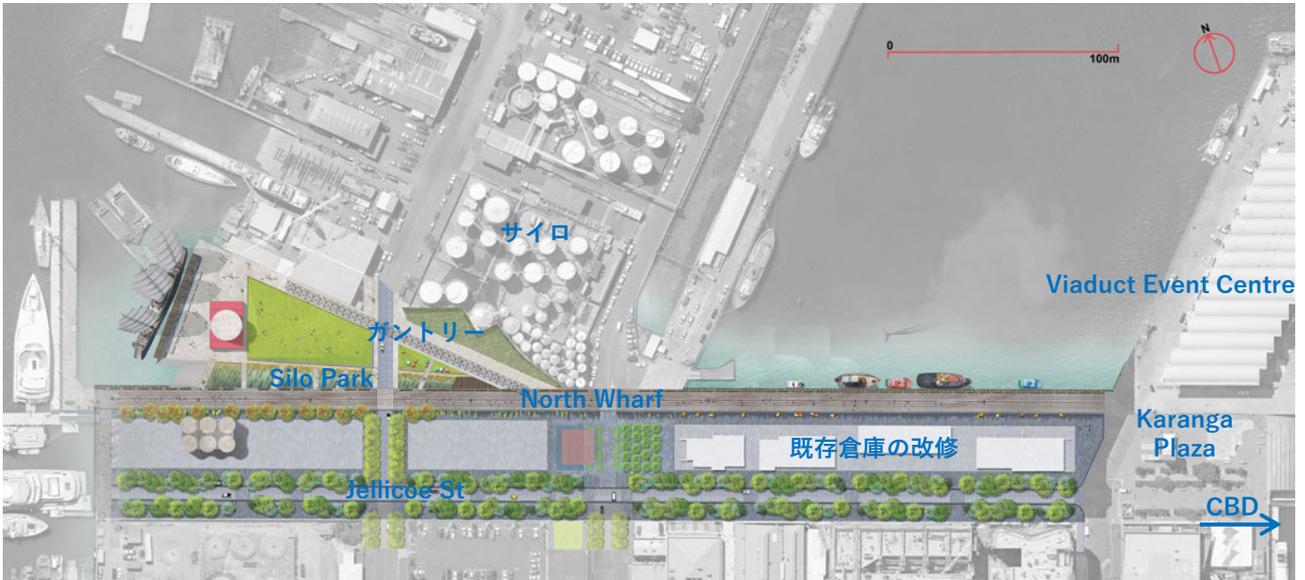
●ビジョンと原則

- ・ 空間のコンセプトを踏まえた上、「Auckland waterfront vision 2040」ではウォーターフロントのビジョンとして「五感を刺激し、海を愛する太平洋の文化と海洋の歴史を称える世界クラスの目的地となる」こと、及び「革新的なビジネスを創出し、すべての人々のための場所となり、人々を街や海と結びつける豊かな個性と活動に満ちたエリアとなる」が示された。
- ・ 加えて以下の8つの原則とメッセージが上記計画にて示されている。

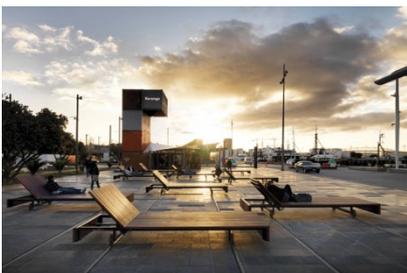
- ①海辺の目的地 "It is easy to get to open space on the water's edge"
- ②眺望 "The views from the waterfront are breathtaking"
- ③環境への取り組み "The waterfront is a clean and healthy place"
- ④遺産と地域性 "Local heritage and character is respected and celebrated"
- ⑤交通機関との連携 "It is easy and safe to get to the waterfront and I can choose how I get there"
- ⑥用途と活動のミックス  
"There is a mix of things to do at the waterfront, making it a great place to live, work and play"
- ⑦水辺で働く "Auckland's working waterfront plays a key economic role and it also reflects our maritime history"
- ⑧レクリエーション "Marinas on Auckland's waterfront are world-class and provide an ideal facility for boats"

○整備された施設や機能、使い方

- ・本事例では、2011年までに整備された事業（ステージ1）について述べる。
- ・ステージ1で整備された場所は Silo Park、North Wharf、Jellicoe St、Karanga Plaza といったオープンスペース、及び Viaduct Event Centre と既存の倉庫を改修した建築である。
- ・敷地東側に central business district (CBD)が位置することからも、玄関口は東端の Viaduct Event Centre に隣接した Karanga Plaza である。Karanga Plaza の設計概念は「hardstands」（多機能スペース）と「slip」（水辺との接続）であり、多目的に使用できる広場と水辺の階段から空間が構成されている。
- ・Karanga Plaza から西側へ至ると North Wharf に沿って既存の倉庫を改修した建築群がある。このエリアは、貨物輸送用のレールの溝や巨大なプレキャストブロックの壁、係留ボラードや漁船のための鋳鉄製の航海用家具等、港湾としてのかつての歴史を示すデザインが施されている。当初のマスタープランかつ法定計画である「Blue Book」では全ての施設を新規に整備する計画となっていたが、設計者が上記のような歴史的痕跡を残すことを提案し、法定計画の変更手続きを経て承認された。
- ・南方の通りである Jellicoe St は並木から形成され、並木の足元に設置されたバイオ・リテンション・ガーデンは雨水を集めてろ過している。
- ・西端が Silo Park であり、名前の通りかつてのサイロやガントリークレーンの一部が保存され、フォトスポットとなっていると共に、ガントリーの南側は遊具等があるプレイグラウンドとなっている。



平面図（出典：WRAIGHT+ASSOCIATES HP）



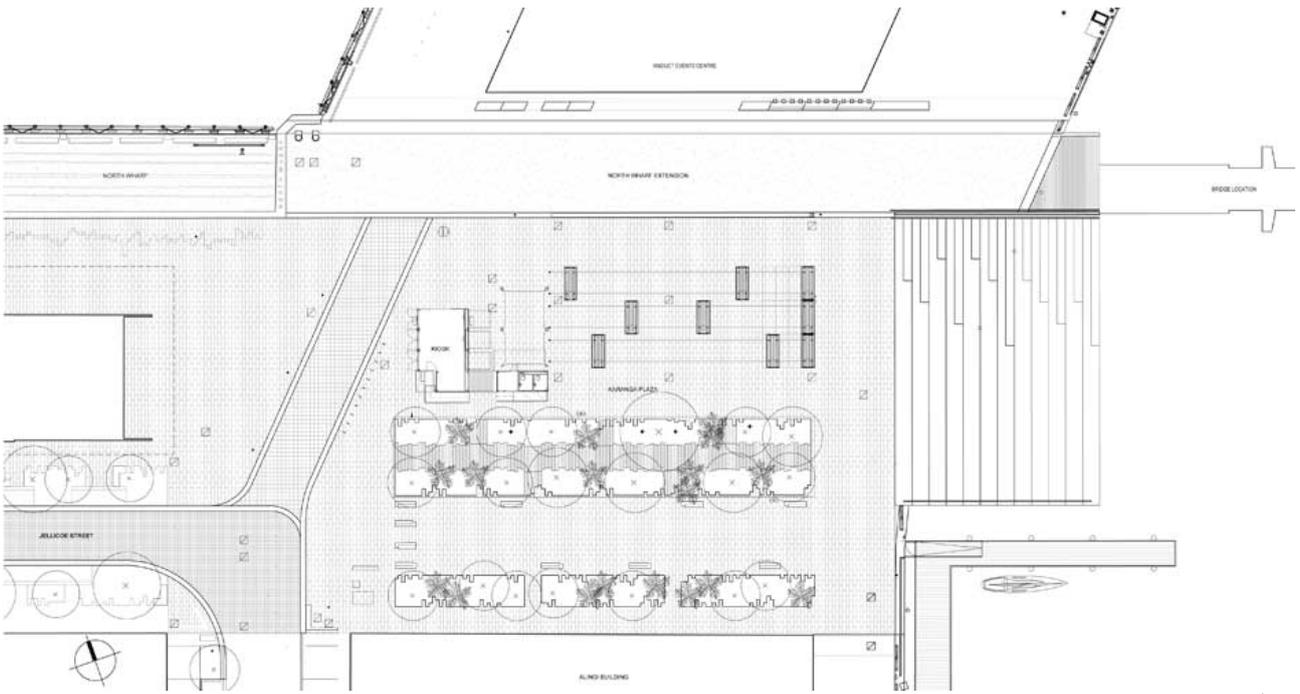
Karanga Plaza  
（出典：architectus HP）



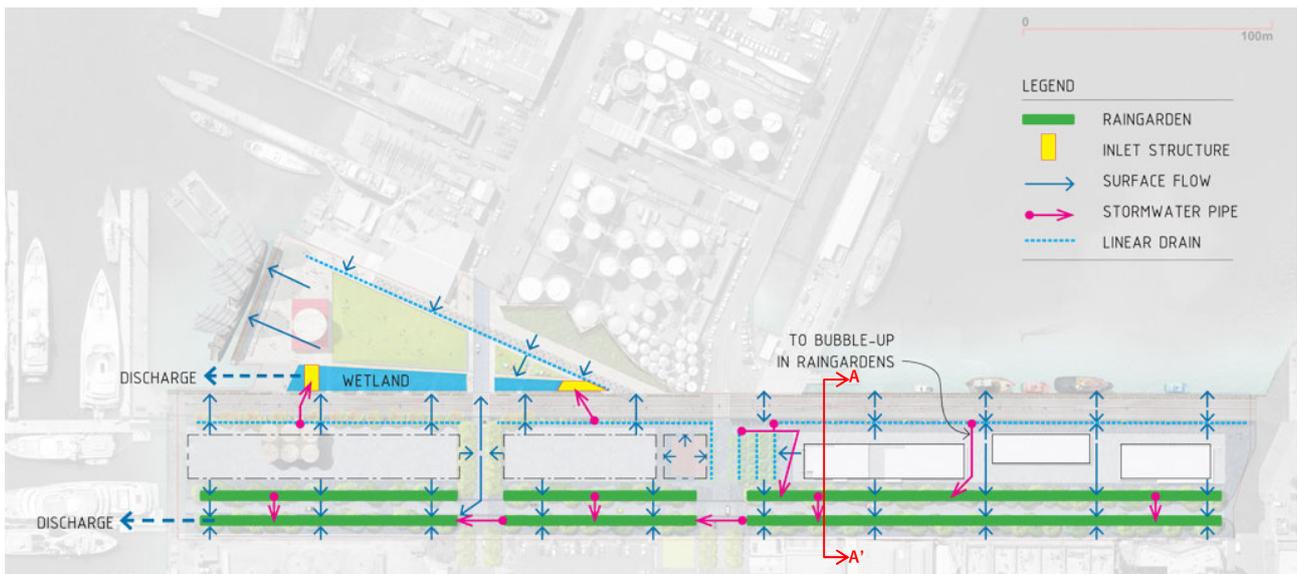
倉庫  
（出典：Fearon Hay Architects HP）



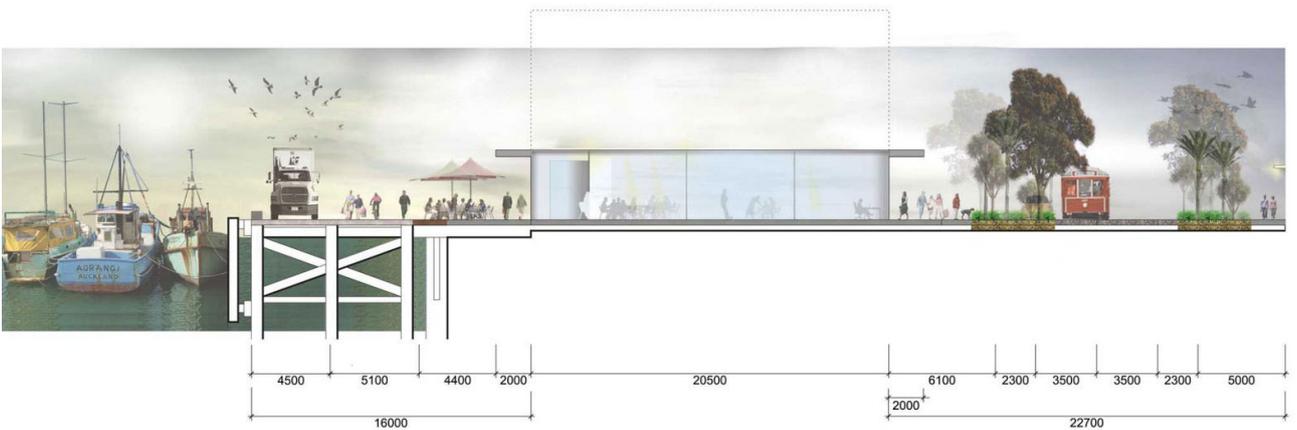
Silo Park（出典：LANDSCAPE AUSTRALIA HP）



Karanga Plaza 平面図（出典：architectus HP）



動線と土地利用のダイアグラム（出典：WRIGHT+ASSOCIATES HP）



A-A'断面図（出典：ArchDaily HP）

## ■事業実施の体制

---

- 事業主体：Panuku Development Auckland
  - ⇒ Auckland Council の管理下で都市再生事業を自治体、NPO 等と行う統括組織  
（前身が Waterfront Auckland、前々身が Sea + City）
  - Watercare
    - ⇒ Auckland Council の管理下で上下水道事業を行う有限責任会社
  - Auckland Transport
    - ⇒ 主に南部の地域を担当
- 設計者：Taylor Cullity Lethlean and Wraight + Associates（ランドスケープ、代表設計者）
  - MPM（プロジェクト管理）
  - Beca（構造）
  - Buller George Turkington（特殊構造）
  - eCubed Building Workshop Ltd（電気設備）
  - Stantiall Studio（イラストレーション）
  - Architectus（ランドスケープ、Karanga Plaza 設計者）
  - Fearon Hay Architects（既存倉庫改修）
  - Moller Architects（Viaduct Event Centre）
- 施工者：Dominion Constructors
  - Panuku Development Auckland（以下、Panuku）について
    - ・本事業における Panuku は、日本に類似の無い組織形態であるため、その概要を下記に記す。
    - ・Panuku の前身となる組織 WCCO は 2010 年 11 月にオークランド評議会の設立に伴い、評議会が管理する組織として設立された。この機関の使命はウォーターフロントにおける開発整備事業を実施することであり、2015 年に Panuku に名称変更された。
    - ・Panuku は Wynyard Quarter のような再開発事業と市の不動産管理業務を行っている。不動産管理業務は、公園や図書館以外の公共用途の不動産や土地を管理すると共に、必要に応じてこれらの財産を売却し、その収益を市へと還元している。
    - ・再開発事業には、プロジェクトマネージャー、開発マネージャー、プランナー、デザイナー、コミュニケーション、エンゲージメント、プレイスメイキング担当者等が従事しており、外部のコンサルタントへ依頼した際にも、必ず Panuku 内の技術者が詳細にチェックを行う体制となっている。
    - ・自治体管轄下の行政組織であり、市や関連組織と共に活動している。実態としては、市から特定エリアの計画、開発を命じられた後、例えばマスタープランを策定する際には Panuku がコンサルタントと共に主導的に行う。そして市に案を提出し、承認を得るプロセスを経ている。
    - ・マスタープランを策定する際は民間のコンサルタントと協働するが、Panuku 内のデザインチームが自治体、専門家、政治家、コミュニティとの調整も担っている。
    - ・また、Panuku が新たに整備する公園やオープンスペースは将来的には市の資産となるため、自治体の中の公園管理部局等とも品質や将来の維持管理等について確認を行うことが多い。
    - ・運営資金は市が拠出しており、3 年に一度、市と協議して必要な予算を確保している。

### ●レビュー機関について

- ・ Panuku には技術者は多数所属している一方で、特定の専門的知見が必要な際には別途コンサルタント又は「TAG：Technical Advisory Group）のレビューを受けることも可能である。
- ・ 現在の TAG のメンバーは以下の通りであり、本事業においては 2007 年からアドバイスを受けている。TAG は事業のレビューやマスタープランに従って開発されているかどうかといったチェックを行っている。

※2019 年現在の TAG members present:

Rachel de Lambert (Landscape Architect)

John Hunt (University of Auckland)

Gavin Lister (Landscape Architect)

Graeme McIndoe (Urban Design)

Gordon Moller (Architects)

Rebecca Skidmore (Urban Design)

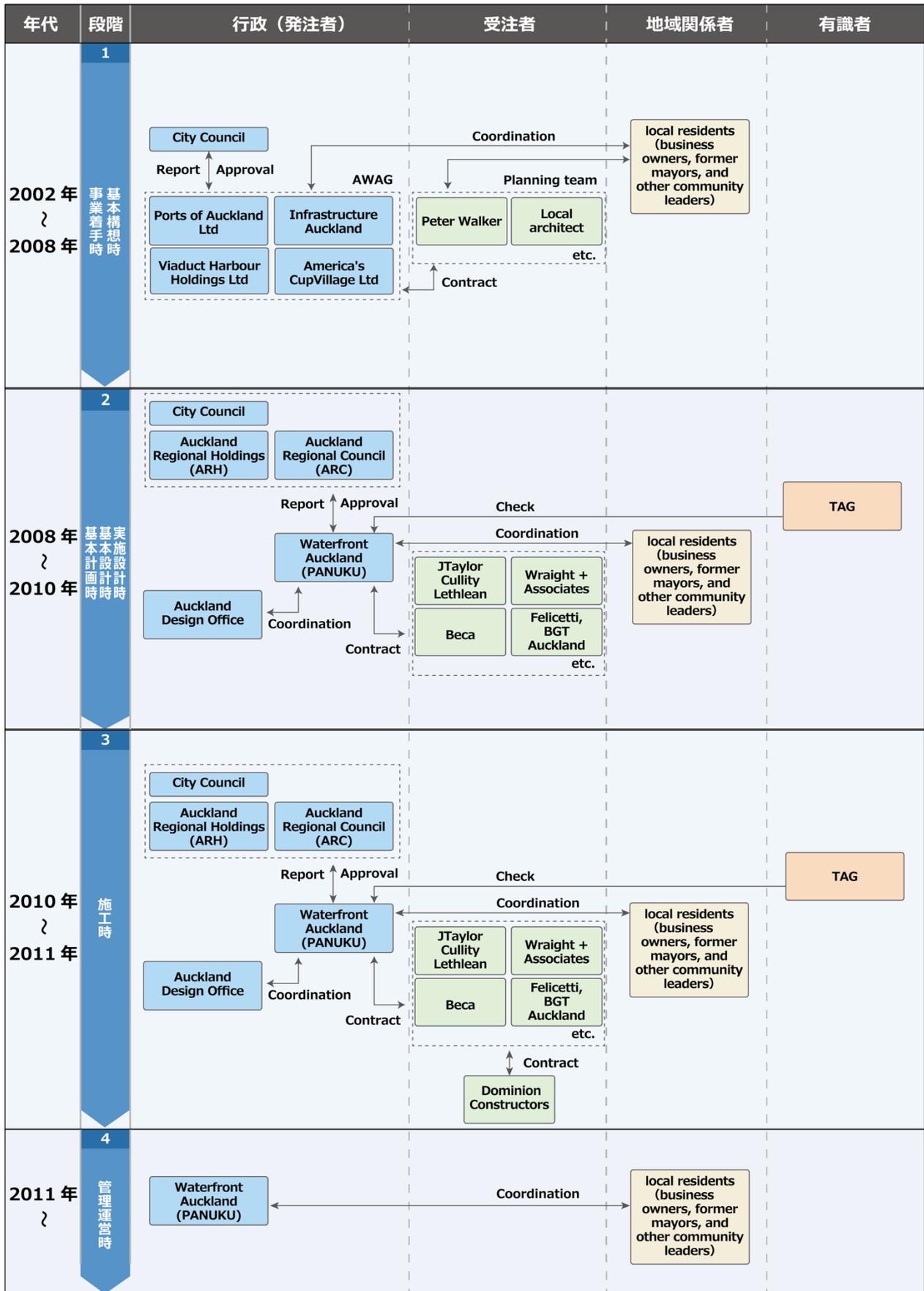
### ●行政内のデザイン部局について

- ・ オークランド市は市内にデザイン部局を組織している。本事業にこのデザイン部局は直接的には関与していないが、示唆に富む情報であるため、参考情報としてデザイン部局の業容を 3 つに大別して以下に示す。

1：市の中心エリアで街並みの美化や公園の改善事業などを担当する。

2：Auckland Design Manual を開設し、デザインに関する指針などをオンライン上に公開する。  
(URL：<http://www.aucklanddesignmanual.co.nz/>)

3：市内の開発計画が市の法律や条例などに反していないかをレビューする。この点において、Wynyard Quarter のマスタープラン策定時においても、部分的に市のデザイン部局によるレビューが実施されたが、本プランのレビューは TAG が主導しており、その内容を受けて Panuku が策定するという体制であった。なお、本部局の業容としてこのレビューが最も重要な役割であると認識されている。



体制変遷図

## ■技術的な工夫

- ・オークランド市の中心市街地と隣接した重要な地区を対象とする本事業には、地域住民や港湾関係者、政治家等の多数のステークホルダーが関与しており、継続した合意形成が必要であった。2010年頃までの10年間でステークホルダーとの調整に時間を割いたことは、開発事業が本格化した2010年以降の円滑な事業実施に大きく貢献したと考えられる。なお、本事業対象地 Wynyard Quarter は、従前には港湾関係者しか訪れないエリアであったため、地域住民がこの空間にどのような機能やデザインを求めているのかを把握することは特に重要であった。そのため、以下に事業初期の「基本構想時・事業着手時」において、地域住民の意見聴取および合意形成における調整の例を示す。

## ○地域住民との合意形成

### ●2005年2月の公開会議

- ・具体的には2005年2月にビジョンの素案が公開され、公開会議が行われた。論点となったのはビジョンの主要な要素・テーマについてであり、地域住民からの意見を得ることに重点が置かれた。
- ・公開会議に合わせて、現地でのオープンハウス、特定の地域関係者との会議、2,500人の地域住民へのアンケートの郵送、オークランド市内14万世帯への概要配布等が行われた。
- ・ビジョン素案に対する意見には例えば以下のようなものがあった。
  - 公共交通機関、歩道と自転車道、駐車場等を複合的に利用し、アクセスしやすい場所となつてほしいという多くの要望
  - 開放的な空間や水質改善の必要性に関する要望
  - これまでの産業の歴史の保全や、新たな利活用が出来る場所に関する要望

### ●2005年8月、9月の公開会議

- ・第1回目の公開会議より詳細な意見交換の機会を提供することに焦点が当てられ、ウォーターフロント全体での利活用に関する議論や、地域の地図を使ったアイデアの発表等が行われた。
- ・結果として公開会議には200人以上が参加しており、ワークショップで議論された主な課題は以下の通りである。
  - 観光客の目的地としてのウォーターフロントの創出
  - 公共のオープンスペースの量と配置、交通網との関係
  - 開発の資金調達と管理のあり方

## ■上位関連計画

### ○Auckland Plan

- ・オークランド計画は、2040年までにオークランドを世界で最も住みやすい都市にするという市のビジョンを達成するために、地域の成長と発展を導くための戦略的方向性を定めたものである。
- ・当計画内では、本事業含むウォーターフロントは将来の都市における重要な部分として位置づけ、ウォーターフロントの可能性のための長期的な戦略を詳述している。

### ○The Waterfront Plan

- ・Panuku が策定したウォーターフロントの再開発のための、非法定計画である。長期的な開発のためのビジョンと目標、及び今後30年間の戦略を設定している。
- ・当計画が現在実行中のマスタープランであり、計画が終了するまで継続するものである。

## ■事業効果

### ○経済効果

- ・本事業の効果は「Wynyard Quarter Smart」というHPで誰でも確認することができるように公開されている。このHPでは総就業者数や海洋関連産業の就業者数、空き住宅や商業施設の床面積、再開発されたウォーターフロントに対する市民の満足度等、経済の活性化に関する目標を設定している。効果として、例えば経済効果に関しては、オークランド経済に42.9億ドルの貢献をするものと見込まれている。その他にも環境や交通の改善に関する効果などが記述されている。



2021年時点での経済効果（出典：Wynyard Quarter HP）

## ■公共デザインの質を高めることへと繋がる工夫

### ○事業着手時に明確な地域のビジョンを構想できる設計者と、ビジョンを継続できる執行機関の確保

- ・本事業は事業着手時、ピーター・ウォーカー氏等の豊富な実績と能力を有するデザイナーが関与し、「Blue Book」と呼ばれるビジョンが作成された。このビジョンはのちの整備まで引き継がれており、事業着手時に明確な地域のビジョンを示すことができる計画・設計者を確保することが非常に有効である。（実現方策①-1：地域のビジョンや事業の進め方等を相談できる役割をもつ者を確保する）
- ・加えて、本事業では上記「Blue Book」のゾーニングや軸線の骨格は残しながら、具体の施設デザ

インは歴史的痕跡を残すよう設計者が提案し、より質の高い計画へと修正された。このように、設計の段階においても必要に応じて、前段階で決定された内容をアップデートすることができる意思決定の場と体制が構築されていたことで、より質の高い計画と空間の実現に寄与している。

- ・長期事業では地域住民の反対等で円滑に事業が進捗しない場合があるが、本事業では地域のビジョンを事業着手時に地域住民と綿密に協議していることでリスクを低減し、円滑な事業遂行に寄与している。（実現方策A-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する）
- ・行政の執行機関である Panuku は、組織名が変更されながらも体制の変更および職員の異動などなく事業を一貫して主導し、管理運営段階まで関与したことで、当初のビジョンを継承する一因となっている。（実現方策C-4：管理運営の手法や担い手まで想定し、計画・設計に反映する）

### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・本事業のようにマスタープラン作成時に、事業着手時に地域住民と地域のビジョンを共有することは重要である。自治体の中に地域のビジョン策定や地域住民との共有方法に関するノウハウが少ない場合、豊富な実績を要するデザイナーに委託するなどの工夫が有効だといえる。
- ・Panuku には多数の技術職員が所属しており、それによって当初から事業の実現性を担保し、且つ専門性の高い内容を定めることができたと評価できる。同様の体制を日本に直接導入することは難しいが、国内事例で確認されているアーバンデザインセンターの体制でも同様の機能・効果を発揮することが期待できる（第三章を参照）。

### 主な参考資料

- ・ Auckland Regional Council and Auckland City : Auckland waterfront vision 2040
- ・ Whynyard Quarter HP : <https://www.wynyard-quarter.co.nz/wqsmart/>
- ・ Taylor Cullity Lethlean より提供 : Wynyard Quarter
- ・ Sea+City Projects Ltd., Auckland City Council : Wynyard Quarter: Urban Design Framework
- ・ Nick Roberts, John Duguid : The Wynyard Quarter Project - Transforming Auckland's Waterfront
- ・ WRAIGHT+ASSOCIATES HP : <http://www.waal.co.nz/wsud/jellicoe-street-north-wharf-silo-park/>
- ・ architectus HP : <https://architectus.co.nz/work/karanga-plaza-wynyard-quarter/>
- ・ Fearon Hay Architects HP : <https://www.fearonhay.com/north-wharf>
- ・ LANDSCAPE AUSTRALIA HP : <https://landscapeaustralia.com/articles/down-by-the-water-1/#>
- ・ ArchDaily HP : <https://www.archdaily.com/239250/jellicoe-harbour-and-silo-park-taylor-cullity-lethlean-wright-associates>
- ・ Waterfront Auckland : The Waterfront Plan 2012
- ・ Waterfront Auckland : Sustainable development framework 2013
- ・ Taylor Cullity Lethlean HP : <https://tcl.net.au/projects-item/auckland-waterfront/>
- ・ Panuku HP : <https://www.panuku.co.nz/projects/wynyard-quarter/chapter/regenerating-wynyard-quarter>
- ・ Taylor Cullity Lethlean より提供 : TCL\_Auckland Waterfront Summary

### ヒアリング記録（ヒアリング相手：ヒアリング実施日）

- ・ Panuku Development Auckland : 2021 年 1 月 27 日に実施。
- ・ Taylor Cullity Lethlean : 2021 年 2 月 19 日に実施。

## 事例 5. Dakpark

### ■事業の概要

所在地（国／都市）：オランダ／ロッテルダム

事業主体：City of Rotterdam

事業期間：1998～2003年（構想期間）

2003～2009年（設計期間）

2009～2014年（施工期間）

設計費：200万ユーロ（土地取得費）

750万ユーロ（公園設計費）

施工費：550万ユーロ（地盤改良及び基礎構造）

870万ユーロ（建築費等）

施設の基本情報：

□敷地面積：85,000m<sup>2</sup>

□主要施設（主要事業）：公園、商業店舗、堤防

□主な受賞歴：VHG Groenprijs 2017

□概要：使われなくなった鉄道敷地に商業施設を建設し、隣接する堤防敷地と併せて上部空間を公園として整備した事例である。事業実施の背景として、地域の治安向上や緑地の創出、経済活動の活性化、雇用の創出などが意図されていた。公園空間にはコミュニティガーデンや温室、水路、プレイグラウンド等が配置されており、2014年の供用開始後は地域のエリアイメージが大きく改善され、実際に新たな雇用が生まれると共に周辺の住宅地開発も活発化するなど、高い効果を確認することができる。



完成後の Dakpark（Buro Sant en co 提供）



左：整備前 右：整備後  
（出典：Dakpark Foundation HP）

## ■事業の経緯や位置づけ

### ○経緯の概要や地域のビジョン

- ・対象地は鉄道敷地の跡地であり、かつてこの場所に走行していた鉄道はドイツの港と接続し、工業地帯への物資輸送において重要な役割を果たしていた。一方で近隣地域は治安が悪く、緑地や賑わいが少ないという課題を抱えていた。
- ・1998年、鉄道敷地の一部が空地となったことから、市庁内の有志が当該敷地を対象に設計コンペへ応募し、佳作を受賞したことを契機として計画が開始された。当コンペで応募された計画は、地域の要望でもあった公園と商業施設、そして治水上必要とされた堤防機能が一体となった空間であり、現在の整備内容と類似したものであった。その後には事業は開始されることとなるが、数年間は地域住民や市議会との調整、土地の取得が必要であった。
- ・2000年、市は商業施設の建設およびその屋上に公園を整備することを決定し、それらの開発事業者を選定するコンペが市主導で行われた。ただし、公園整備事業はこの開発事業から切り離されて実施されており、2003年に公園設計者が市主導のコンペで実施・選定された。



対象地の整備イメージとその周辺（Buro Sant en co 提供）

○事業の経緯

| 年代             | 事業   | 背景   |
|----------------|--|--|
| 1997年<br>以前    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地はかつてのロッテルダム・ウエストの鉄道駅であり、治安の悪い地域であった。</li> <li>具体的には周辺地域は重工業、犯罪、低所得者向け住宅が多く、店舗や緑地はほとんど無かった。</li> </ul> |
| 1998年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>1998年、鉄道敷地の一部が空き地になる。地権者である港湾管理者（port authority）は、そこに店舗等を建設したいと考えた。一方地域住民は、近所に公園を作るチャンスがあると感じていた。</li> <li>市の都市計画・公園部局は、地域の人々が安心して暮らせる地域を創出したいという意図があり、地域に不足していた公園を整備したいと考えていた。</li> <li>市の有志が Dakpark の原案となるデザイン案を国のアイデアコンペに提出。佳作を受賞し、国から事業費の補助獲得の一助となった。</li> </ul> |  |
| 1998～<br>2000年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民、水道局、市議会との調整に数年間が必要であった。</li> <li>整備にあたり、市は港湾管理者から土地を購入した。対象地は土壌改良等の対応が必要であったため低価格であった。</li> </ul>  |  |
| 2000年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>市による土地の購入を決定した際、開発事業者選定のためのコンペを実施し、4社の提案の中から Dura Vermeer が選定された。Dura Vermeer とは計画から施工までを一括で契約した。</li> </ul>  |  |
| 2003年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>市は屋上公園部分の設計を改めてコンペを実施し、ランドスケープデザイン事務所の Buro Sant en Co が選定。</li> </ul>  |  |
| 2003～<br>2007年 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域とのワークショップ等を経て意見を聴取した上で空間を設計。</li> </ul>   |  |
| 2008年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>実施設計が議会にて承認。</li> </ul>   |  |
| 2009年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業着工。</li> </ul>  |  |
| 2013年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>暫定供用開始。</li> <li>住民が主導して「ダクパーク財団」（Dakpark Foundation）を設立。</li> </ul>  |  |
| 2014年          | <ul style="list-style-type: none"> <li>全区間供用開始。</li> </ul>   |  |

■整備内容

○コンセプトや考え方

- ・本事業によって創出される公園や商業施設が、緑地の充足や賑わいの創出といった課題解決に寄与することに加え、将来的な地域一帯の再整備の触媒となり、治安や生活の質を改善・向上させることが本事業の目的であり地域のビジョンであった。
- ・地域一帯の再整備とは、周辺の住宅地開発を促進することと共に、新たに整備される商業施設によって雇用創出することを意図していた。

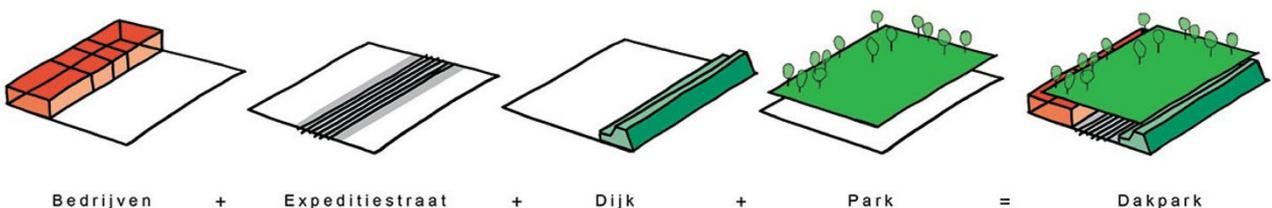
○整備された施設や機能、使われ方

- ・本事業は公園、商業施設、堤防の3つの施設から構成されている。
- ・公園は商業施設の屋上に整備されており、通りの高さから9m程度の高さに位置し、長さは1200m、幅は85mの細長い敷地となっている。公園の大部分は芝生と樹木で構成され、回遊動線が園内に設けられている。また風が強いため、各施設の周囲には防風林が植栽されている。
- ・公園内には芝生や緑地のほか、次々頁の平面図のように庭園、プレイグラウンド、コミュニティガーデンの3つの特徴的な位置づけを持つエリアが配置されている。
- ・庭園は、地域住民の約半数がアフリカ北部やヨーロッパ南部出身者であることから、地中海式の庭園としてデザインされた。また隣接して温室が整備されている。
- ・プレイグラウンドは小さなロッジ、階段、遊具から構成される高低差ある遊び場であり、背後の住宅地からアクセスしやすいよう法尻に施設が配置されている。
- ・コミュニティガーデンは野菜の栽培や動物（鶏、羊等）の飼育等、地域住民が自ら利用方法を決定できる自由度の高いエリアとなっている。



断面イメージ図（City of Rotterdam 提供）

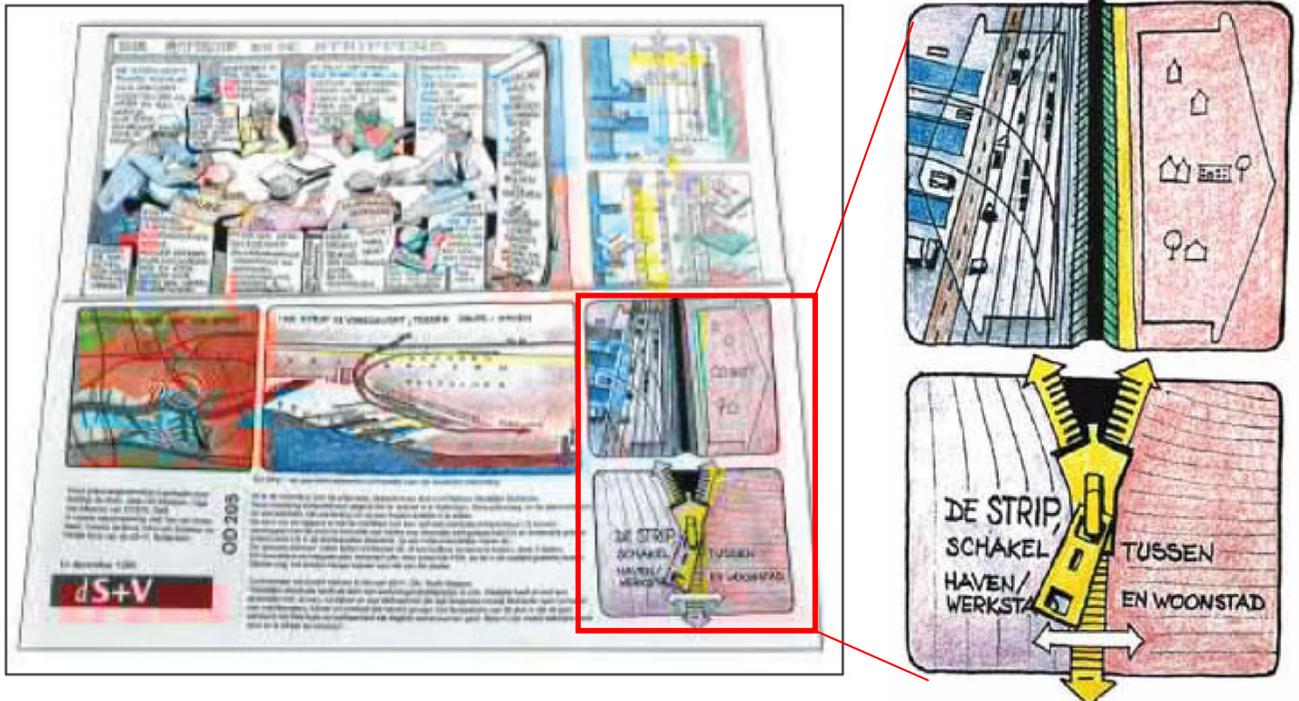
- ・なお「基本計画時・基本設計時・実施設計時」の初期には、鉄道事業はほぼ実施されていなかったものの、鉄道事業者の意向で鉄道線路が残ることとなっていたが、計画変更を設計者から提案し、住民、自治体、政治家と協力して鉄道事業者と協議し撤去が認められた。
- ・撤去の提案を行った理由は、公園敷地に線路が残ることで堤防部分と市街地部分が空間的に分断されてしまう可能性があり、それ故に住民の利便性が損なわれてしまうことを懸念したものであった。



当初の概念図（Buro Sant en co 提供）

### ○予算や資金の確保

- ・1998年、オランダ政府によって今後の土地活用のアイデアコンペが実施された。そのコンペに市の建築部局の職員が有志で参加し、Dakparkの原案となるコミック形式のデザイン案を提出し、佳作を受賞した（下図参照）。
- ・当コンペには賞金や補助金の確約があったわけではないが、佳作の受賞による優れたアイデアであることが市や政府に認識されたことは、結果的に補助金を得る際の大きな利点になったと捉えられている。

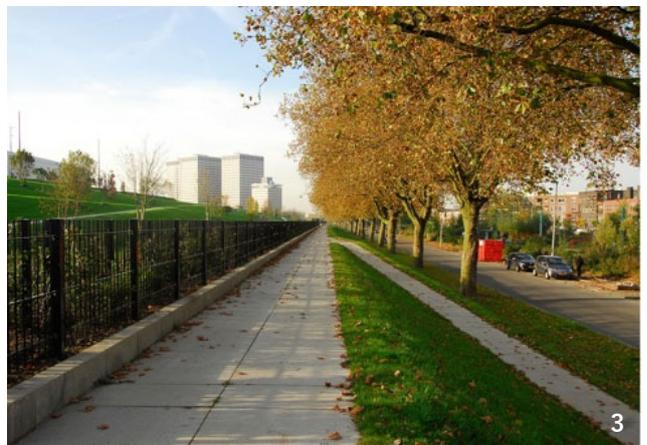
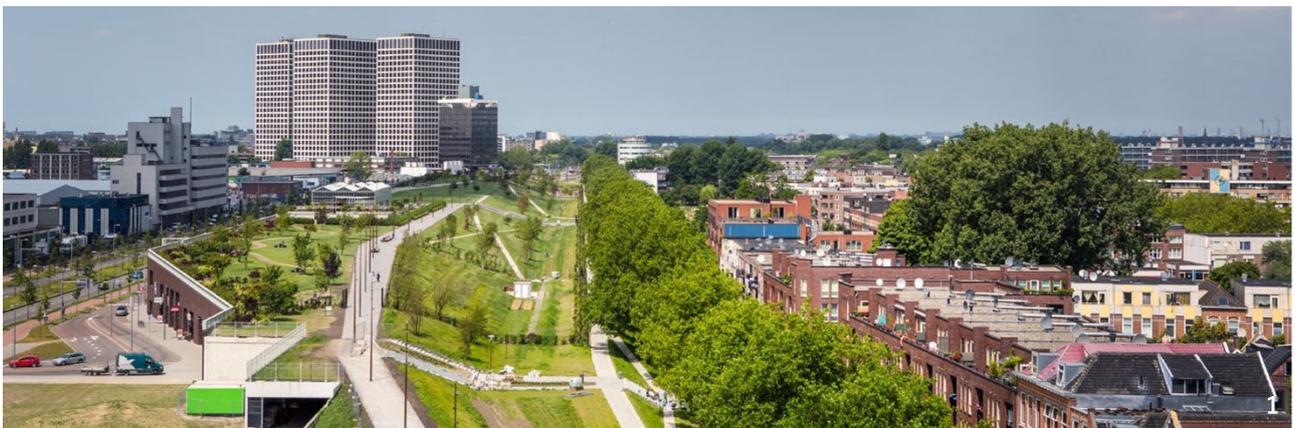


コンペ提出時のプラン  
(City of Rotterdam 提供)

両側の敷地を接続する  
「ジッパー」を表現した図  
(City of Rotterdam 提供)



平面図（Buro Sant en co 提供）



1/鳥瞰（東方から望む）2/水路（階段部）3/住宅街側の道路  
4/温室とコミュニティガーデン 5/港湾地区側の道路  
（Buro Sant en co 提供）

## ■事業実施の体制

---

- 事業主体：City of Rotterdam（ロッテルダム市）
- 設計者：Buro Sant en Co（公園の予備設計）  
City of Rotterdam Afdeling R&W Planologie & Landschap（公園の予備設計・実施設計、DS+V から改名）  
Butzelaar CS（建築設計、開発事業者から発注）
- 監修者：Wytze Patijn
- ファシリテーター：De Werkplaats
- 開発事業者（デベロッパー、施工者）：Dura Vermeer
- 運営管理者：City of Rotterdam（ロッテルダム市）、Dakpark Foundation

### ●行政の体制について

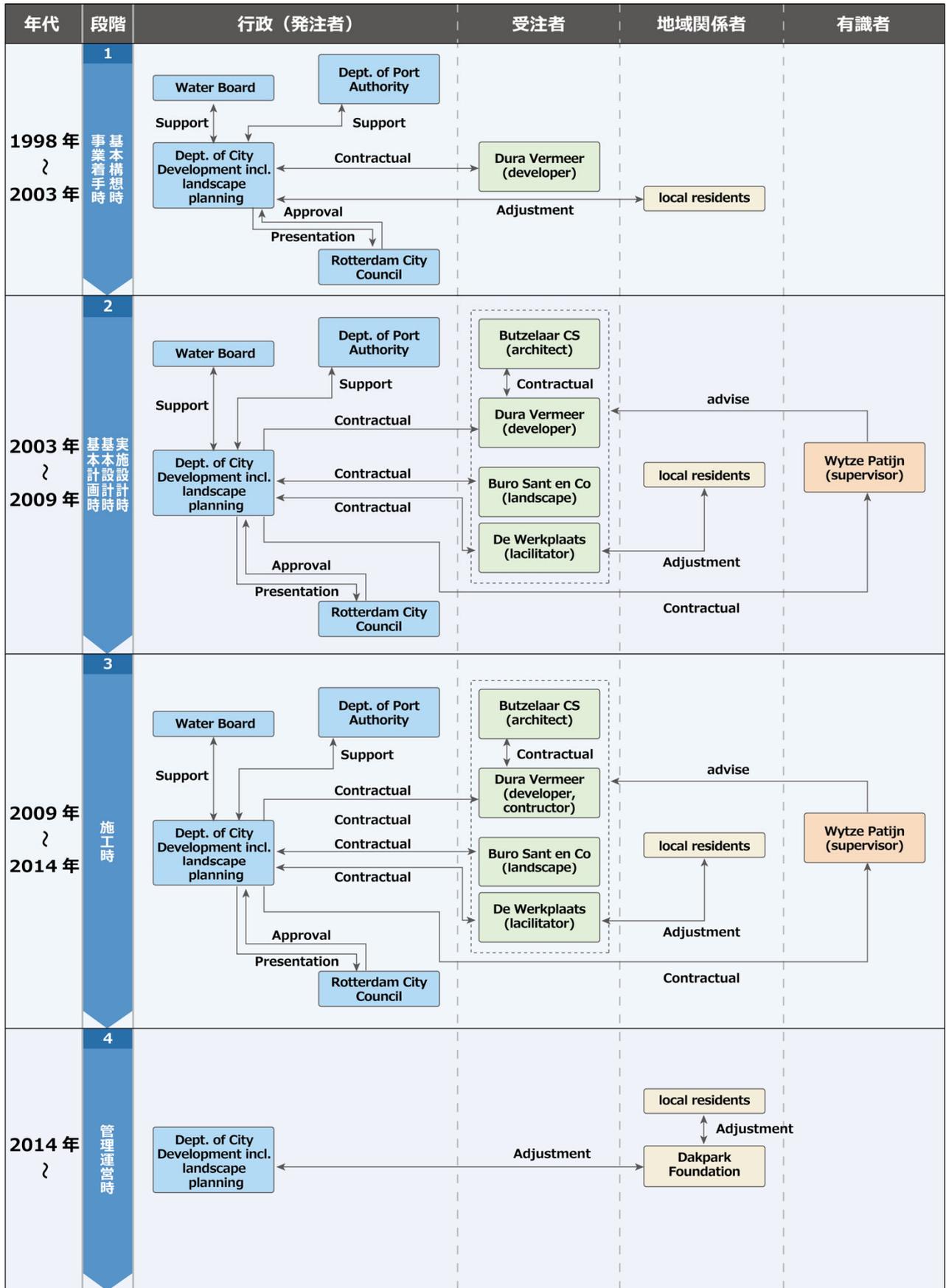
- ・本事業では実施設計を行政が担当していた点が特徴である。ロッテルダム市では 85～90%程度の事業は市内部の建築部局によって設計（予備設計・実施設計）が行われている。
- ・他方、本事例のような大規模事業では、設計業務を民間事業者へ委託することが多い。しかしながら、本事例は実施設計の段階において市と設計者の予算調整がつかない事態へと陥ってしまったため、業務途中で民間事業者のデザイン（予備設計）をベースに、市の建築部局が実施設計を担当し、地域住民と調整しながら2年間で完成させた。

### ●プロジェクトチームについて

- ・「基本計画時・基本設計時・実施設計時」では、地域住民とのワークショップに関する豊富な経験を有する民間企業である De Werkplaats がファシリテーターを務め、地域住民や港湾管理者等の関係者に対して市の担当者や設計者が計画・設計内容の説明を行った。De Werkplaats は住民の意見をとりまとめる役割を担った。

### ●専門家の関わり方について

- ・公園事業は市からの発注であるが、商業施設の建設に関する事業は市から開発事業者へ設計施工で発注され、実際の建築設計は開発事業者から建築設計者へ再委託されていた。そのため市や公園・建築双方の設計者間での調整を常に行う必要があった。その際、開発事業者及び建築設計者は収益を重視し、設計者はデザイン性に富む公園を設計し、地域住民は機能性のよい公園を求め、市は質の高い公園を整備したかった。このように4者4様で思い描く公園があり、度々意見の相違が生じていたため、市は監修業務（Supervisor）を委託した。
- ・監修業務は都市計画事務所を運営しつつ、大学で教鞭をとっている Wytze Patijn 氏が務めた。
- ・監修業務の例として、開発事業者は換気口や避難経路を商業店舗と公園を直接接続することを提案し、市は同意したが地域住民が反対した場合など、議論で解決できないような意見の相違があった際に Wytze Patijn が総合的に判断することとなっていた。なお、本検討事項の場合は換気口等を直接接続しないこととするといった決定を下した。



体制変遷図

## ■技術的な工夫

---

- ・本事業は公園、商業施設、堤防といった異なる役割の施設を統合して一体的な空間を整備する必要があった。その中で、本事例で着目する公園部分については、治安向上や緑地の増加といった効果を創出させることを狙っていたため、地域住民との整備や運営に関する合意形成が重要だと認識されていた。以下に、本事業において地域住民とビジョンを共有するために行った工夫を示す。

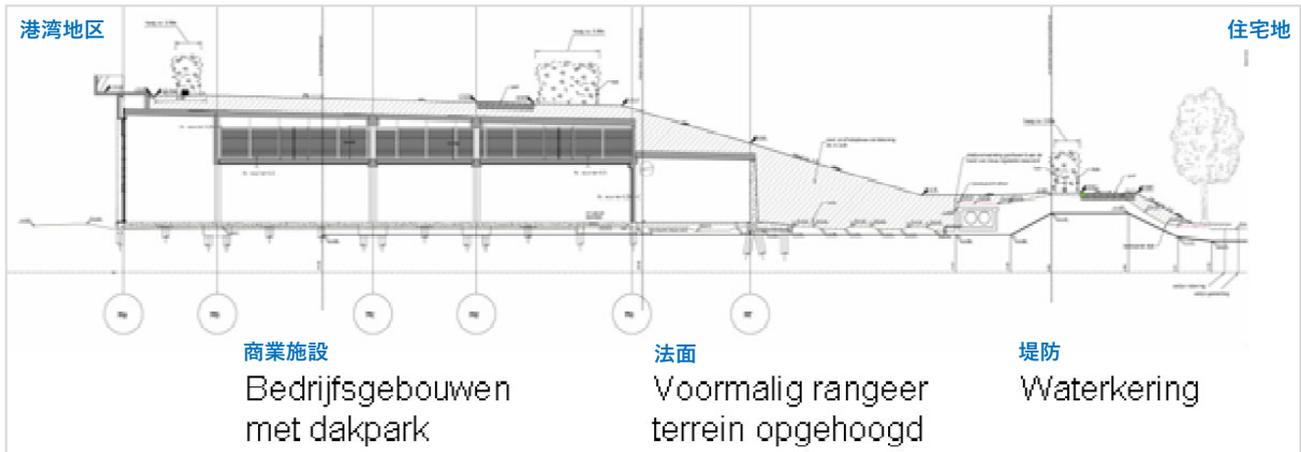
### ○地域の要望や安全性の確保

- ・2003年に設計者が選定された直後、地域住民や政治家と共にパリへ視察を行い、関係者間で優良事例に対する意見交換を実施した。地域住民はこのような事例やその後のワークショップ等を通じて、地域としての8つの要望を以下のように表明した。
  1. 公園内に高い建物がないこと
  2. 公園内には樹木が植えられ、緑豊かな外観になっていること
  3. 一年中魅力的な公園として利用可能であること
  4. 園内の警備・管理に関連し、施錠可能であること
  5. 公園と周辺地域との良好な接続が必要であり、特に「Schiemond district」（シーモンド地区）と確実な接続が必要であること
  6. 障害者のために住宅街及び港湾地区双方からアクセスできるようにする必要があること
  7. 公園内の建築が、公園のデザインと調和していること
  8. 実用的な面から欠陥がないこと
- ・このような地域を巻き込んだプロセスは、地元の政治家が政治に対して不信感を抱く人々の支持を取り戻そうとしていたという背景もあった。背景として、ロッテルダム市では一般的に30～40%の地域住民が政府発案の計画に反対することがあると認識されていた。このような地域状況も踏まえ、地域住民と共にアイデアを育てていくこと、また様々なアプローチで事業に関係するステークホルダー同士が議論することのできる場所を整えることに工夫を施していた。

■上位関連計画

OBESTEMMINGSPLAN VIERHAVENSTRAAT EN OMGEVING（土地利用計画）

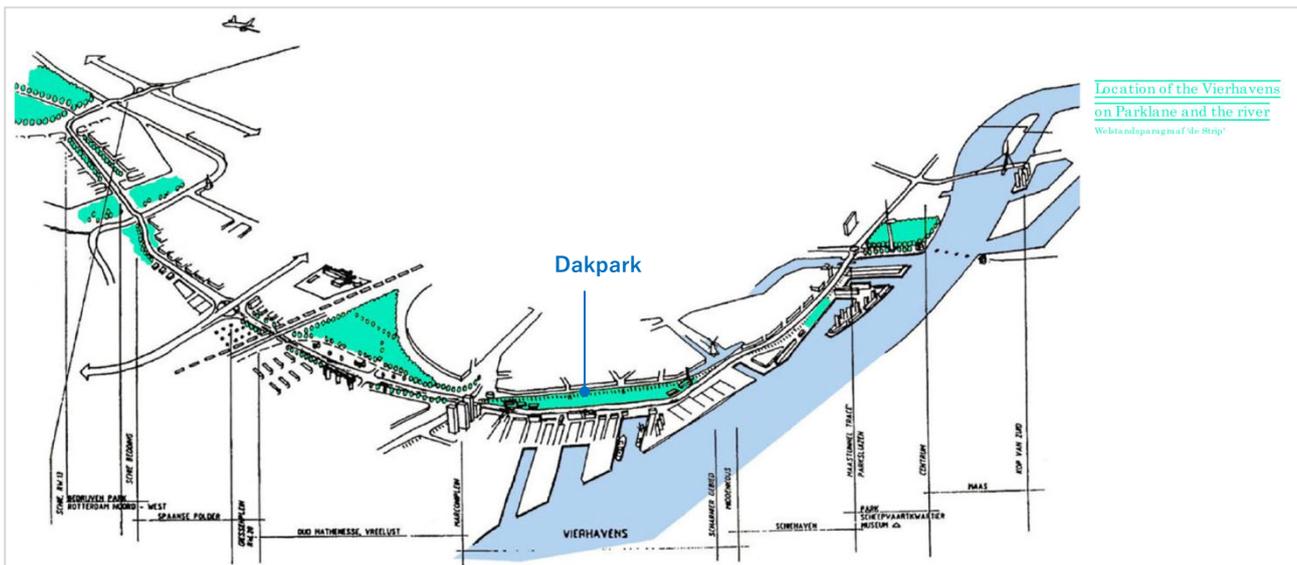
- ・オランダの空間計画法（Wet Ruimtelijke Ordening。空間整序法とも呼ばれる。）に基づく「BESTEMMINGSPLAN」のうち、対象地周辺の範囲に関して策定された土地利用計画である。「BESTEMMINGSPLAN」は市街化区域外のみで策定することとなっている。
- ・事業の計画・設計内容に合わせて「BESTEMMINGSPLAN」は随時更新され、本事例では設計が完了した2009年に最終更新されている。内容は上位関連計画や歴史、環境、地域住民の参加に加え、堤防高の設計上の制約や標準断面図等が記載されている。



標準断面図（出典：BESTEMMINGSPLAN VIERHAVENSTRAAT EN OMGEVING）

OParklane

- ・パークレーンのコンセプトは、1987年にある地区の研究の一環として導入され、その後市の地域交通計画（Vervoersplan）に反映されている。パークレーンは交通工学的な側面だけでなく、都市の外縁に豊かな環境を構築し、地域の開発を促進する重要な役割を果たす概念である。本事業は港湾地区側の Vierhavensstraat（フィールファーベンス通り）がパークレーンに該当し、実際に緑地帯を含む道路が創出されている（■整備内容における平面図参照）。



パークレーンの概念図（出典：Synergy between Productive Forces）

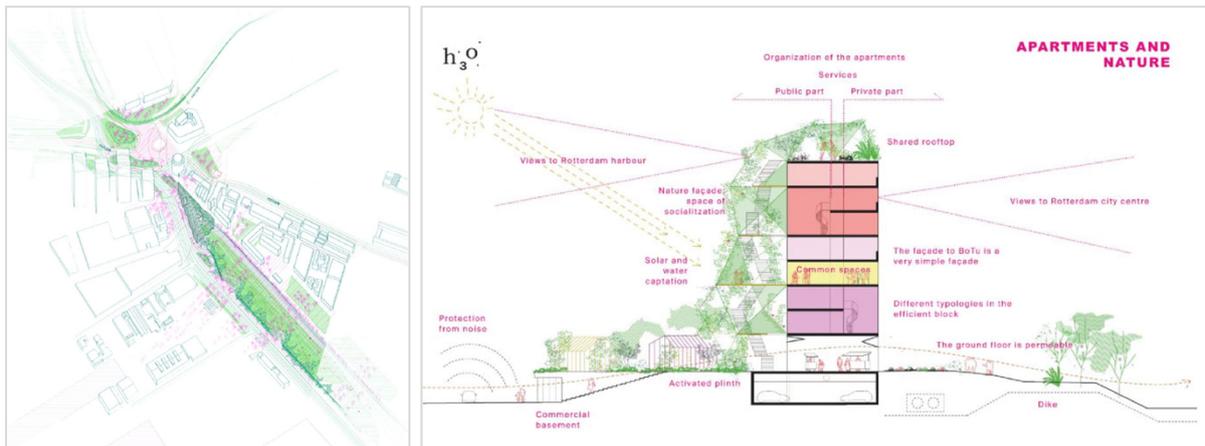
## ■事業効果

### ○雇用創出

- ・本事業では開発事業者が商業店舗の建設時、及び運営時に地域住民を雇用するように市が求めていた。雇用方法や雇用数の設定は市が事業ごとに決めており、ロッテルダム市では一般的な手法だとされている。行政は建物を建設するだけでなく、社会的な効果、近隣住民への貢献も考慮しているためであり、本事業では竣工後に 600 人の新規雇用が創出された。

### ○周辺の住宅開発

- ・当初から市が想定していたように、周辺の住宅開発が現在進行中である。当初、本事業の住宅地側（北側）は公団（social house）が管理しており、また公団は公共空間の価値を向上させる役割を有していることから本事業に協力的であった。事実、公団は公園敷地に隣接した土地を Dakpark の事業期間中に市へ提供していた。本事業完成後、市は提供されていた土地を他の開発事業者住宅開発に向けた売り込みを行い、周辺の住宅開発を誘引した。
- ・加えて、本事業に隣接した敷地では公共スペースを含む共同住宅のコンペが上記の住宅開発とは別事業として行われるなど、開発が波及している。



Dakpark に隣接した場所における共同住宅等コンペ時の平面・断面図  
 （出典：European 15 Rotterdam HP, Design：Hybrid Parliament Team）

## ■公共デザインの質を高めることへと繋がる工夫

### ○地域のビジョンを庁内や地域住民と様々な手法で共有する

- ・本事業は市の有志がアイデアをコンペに提出して受賞したことが契機となり、1998～2000 年の間に事業に関する調整が庁内や地域で行われた。具体的には、コンペの結果が公開されたことで地域住民が事業のもととなる構想を把握し対話が始まった。また当期間は事業スキームも構築しており、コンペを受賞したことにより、補助金の申請を行いやすくなった側面もある。（実現方策⑧-1：デザインや景観を含めた十分な予算を確保する）
- ・併せて 2003 年に公園の設計者が選定された後、地域住民と優良事例の視察を行い、その後のワークショップを通じて 8 つのルールを作成している。
- ・このように、コンペ、視察、ワークショップ等様々な手段で、「事業着手時・基本構想時」及び「基本計画時・基本設計時・実施設計時」に庁内や地域、国などと調整を行うことが、ビジョン

の共有や資金調達面で有効であることが示唆される事業である。（実現方策④-2：地域住民を含めて地域のビジョンを共有する）

### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・本事業のように、「事業着手時・基本構想時」に市内や地域、また県・国と地域のビジョンや資金調達について調整を行うことは重要である。なお、「■整備内容 ○予算や資金の確保」にて記述したように、本事業ではコミック形式と比較的簡易な方法でアイデアやビジョン伝達していることから、必ずしも精緻な図面・パース等の絵が無くとも、事業早期に調整を始めることは可能である。

### ○事業を継続できる技術者を市内に確保する

- ・この規模の事業としては異例ではあるが、本事業では実施設計を市内部で行っている。すなわち、能力のある設計者がなんらかの理由で事業から外れた場合でも、事業を継続できる技術力とマンパワーが市内部に備わっていた。このことで、再度コンペやプロポーザルを行うことなく、また市の事業担当者も継続して関与したため設計意図を十分に継承し、質の高い整備を行うことができた。

### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・ロッテルダム市には 600 人程度の技術者がおり、同様の体制を国内で整備することは容易ではない。ただし、例えば都市再生法人に指定されたアーバンデザインセンターのような組織体であれば、必要に応じて技術者を随意契約で雇用することが可能であるため、本事業のようリスクに対応することが可能だといえる。（第III章「e. 主体間連携まちづくり推進組織（常設）」参照）

### 主な参考資料

- ・Buro Sant en co 提供：Dak park
- ・City of Rotterdam：BESTEMMINGSPAN VIERHAVENSTRAAT EN OMGEVING
- ・City of Rotterdam より受領：Dakpark Rotterdam, deel van de Parklane
- ・City of Rotterdam より受領：Dakpark Rotterdam, mediterrane tuin
- ・City of Rotterdam より受領：Dakpark Rotterdam, parkontwerp
- ・City of Rotterdam より受領：Dakpark Rotterdam, stedenbouwkundig plan
- ・City of Rotterdam より受領：Roof Park Rotterdam
- ・Dakpark Foundation HP：<https://www.dakparkrotterdam.nl/over-ons/>
- ・European 15 Rotterdam：Synergy between Productive Forces
- ・European 15 Rotterdam HP：<https://e15rotterdam.nl/hybrid-parliament-winner-kop-dakpark/>
- ・LANDZINE HP：<http://landezine.com/index.php/2014/12/four-harbour-roof-park-by-buro-sant-en-co/>
- ・Nikoletta Evangelidou：Nature-Based Solutions：The anticipated vs. real social impact in the case of Dakpark, Rotterdam. (Master thesis, Universiteit Van Amsterdam)

### ヒアリング記録（ヒアリング相手：ヒアリング実施日）

- ・Buro Sant en co：2020 年 11 月 20 日に実施。
- ・City of Rotterdam：2020 年 12 月 18 日に実施。

## 事例 6. Water Square Benthemplein

### ■事業の概要

所在地（国／都市）：オランダ／ロッテルダム

事業主体：City of Rotterdam、Schieland en de Krimpenerwaard、Rotterdam Climate Initiative

事業期間：2006～2010年（構想期間）

2011～2012年（設計期間）

2012～2013年（施工期間）

設計費：－

施工費：400万ユーロ（設計費を含むかは不明）

施設の基本情報：

□敷地面積：9,000m<sup>2</sup>

□主要施設（主要事業）：雨水貯留地、スケートパーク等

□主な受賞歴：European Prize for Urban PublicSpace(CCCB)

□概要：ロッテルダムでは、近年の洪水リスクの高まりを危惧し、「治水」と「市民による利用増進」の両機能を持つ広場を設計し、2013年に供用開始した。整備された空間は植栽と3つの窪みを有する小広場で構成され、日常的には計画段階から関わった地域住民や隣接する教育機関の関係者、教会利用者等に広く利用されている。降雨時には舗装及び周辺の建物屋上からの雨水を貯留する機能を有しており、3つの小広場と地下に埋設されている貯留槽によって雨水を一時的に貯留し、ポンプにて排水するシステムとなっている。



左：整備前の鳥瞰 右：整備後の鳥瞰（出典：Public Space HP）

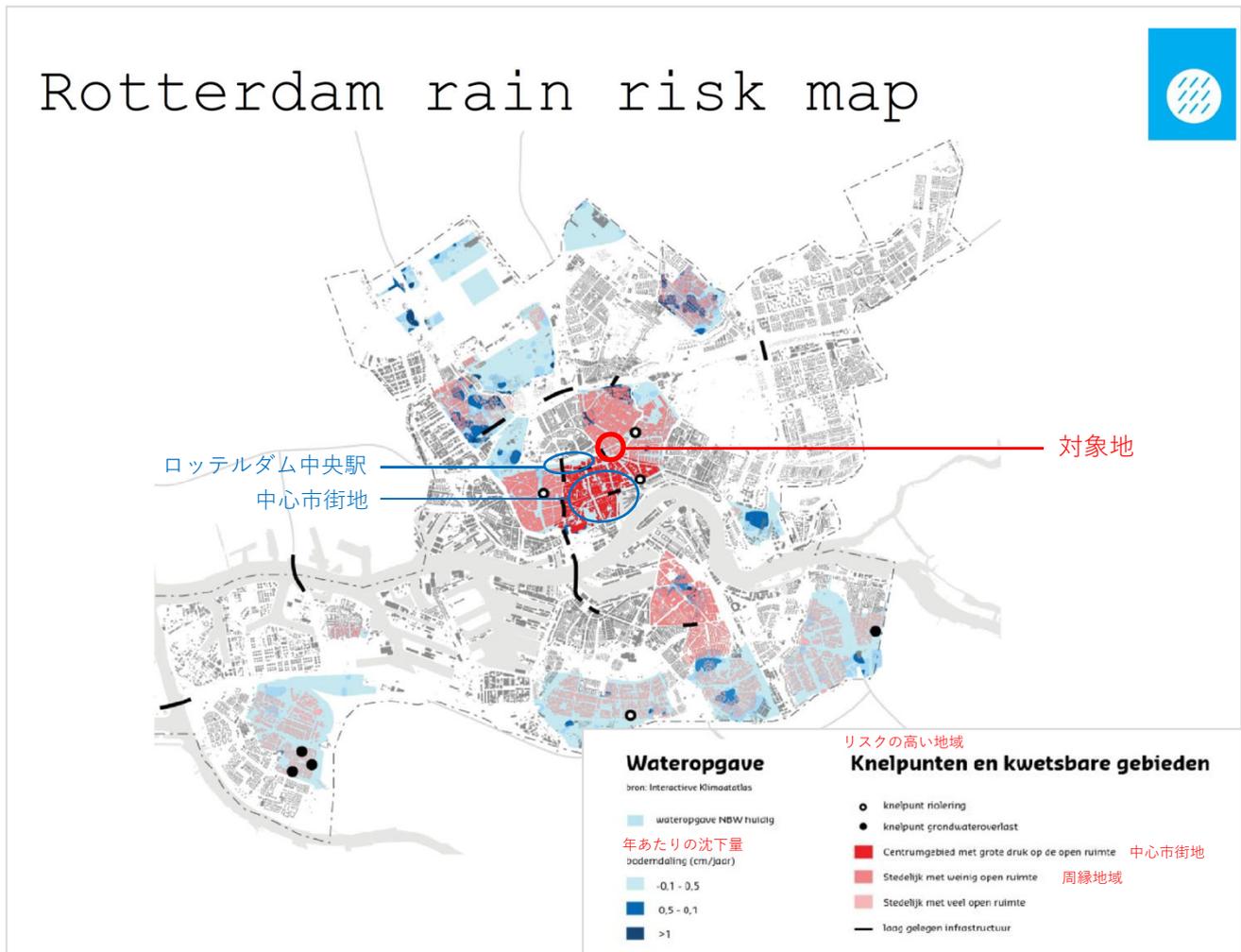


整備後の利活用や降雨時の様子（De Urbanisten 提供）

■事業の経緯や位置づけ

○経緯の概要や地域のビジョン

- ・2000年代前半、近隣国のデンマーク・コペンハーゲンで豪雨による地下鉄の浸水被害等が発生しており、ロッテルダム市でも、運河の氾濫などの小規模水害の発生や将来的な降雨量の増加などが予測されていたことから、迅速な水害対策が必要だと認識されていた。
- ・市としては、大規模な下水道整備よりも、緑地や市民の憩いの場の整備と治水対策を両立したいと考えていた。



ロッテルダム市の洪水リスクマップ（De Urbanisten 提供）

- ・そこで本事業の上位計画である「WaterPlan1」に目的や理念をまとめた上で、ビエンナーレ（展覧会）を市の主催によって開催し、治水管理のアイデアを世界中から募ったところ、後に「水の広場」と呼ばれる貯水機能を兼ね備えた広場のアイデアが生まれた（結果的にビエンナーレにはオランダ国内からの参加者による提案が多くを占めた）。
- ・その後「WaterPlan 2」にて、本事例のベースとなる「水の広場」等のアイデアが都市政策として公式に位置づけられたのち、そのアイデアを実現するための対象地選定が行われ、広場整備が望まれていた Benthemplein が場所として選定された。
- ・Benthemplein（上図における「対象地」）は中心市街地から少し離れた場所に位置しており、同場所はリスクの高い周縁地域に位置づけられている。

○事業の経緯

| 年代         | 事業   | 背景   |
|------------|--|--|
| 2001年      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「Waterplan1」が策定。</li> </ul>  |
| 2001～2005年 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・数年にわたり地下タンクの建設が推進されてきたが、高価である一方で、地下埋設物であるために納税者から整備の進捗や事業の有効性が伝わりづらいという問題もあった。</li> </ul>  |
| 2005年      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッテルダム市で「洪水」をテーマとしたビエンナーレ International Architecture Biennale Rotterdam (IABR) を開催。様々なアイデアが提案され、同時に、提案内容より実現可能なウォータースクエアの類型を整理した。</li> <li>・このビエンナーレで DE URBANISTEN が貯水機能を兼ね備えた「水の広場」のアイデアを提案。</li> <li>・当該ビエンナーレで Rotterdam Water City 2035 が提唱され、その後、Rotterdam Waterstad 2030 に統合された。</li> </ul> |
| 2006-2007年 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DE URBANISTEN によって水広場に関するデザインの類型研究が実施された。</li> </ul>   |
| 2007年      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「Waterplan2」中に、ロッテルダム市には60万m<sup>3</sup>の貯水機能が必要であり、それは80ヘクタール相当の湖や運河の増設が必要であることを示していた。加えて、当機能のインフラ施設を建設するには欧州の要求事項 (the European Framework Directive on Water) を満たさなければならないことが示された。</li> <li>・また「水の広場」だけでなく、「緑の屋根」等の代替的な貯水方法が必要であることが示され、それらを実現することは公式政策となった。</li> </ul>                          |
| 2008-2009年 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「水の広場」実現に向けたパイロット研究が市役所とDE URBANISTEN の協働で実施される。</li> <li>・パイロット研究の結果、当初はロッテルダムの南にあるBloemenhofの広場での実施を検討したが、近所住民の理解が得られず、実現には至らなかった。その後、周辺を学校に囲まれており、かねてより生徒から市に広場を活用できるよう改善が要請されていたBenthempleinに着目し、事業が進められた。</li> </ul>  |
| 2010年      |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水に関するアイデアを取りまとめたグラフィックノベル「De Urbanisten and the Wondrous Water Square」を010, Rotterdam から出版。</li> </ul>  |
| 2011年      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の雨水貯留システムの建設に450万ユーロが計上。</li> <li>・De Urbanisten と契約。予備設計と3回のWSが実施された。</li> </ul> |  |
| 2012年      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・De Urbanisten が最終設計を実施。同年に施工開始。</li> </ul>   |  |
| 2013年      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月4日供用開始</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Rotterdam Waterplan 2 再校正。</li> <li>・ロッテルダム適応戦略 (RAS) 発表。</li> </ul>   |

■整備内容

○コンセプトや考え方

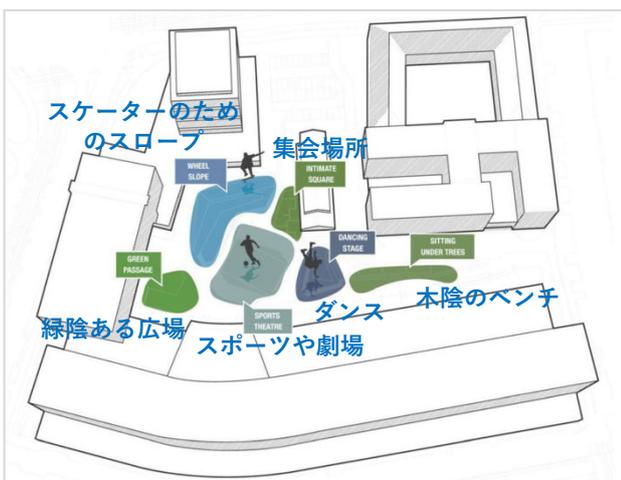
- ・豪雨水害などから街を守り、かつ水資源を確保する機能を都市に埋め込む「Sponge city（スポンジシティ）」が設計者より提唱される。本事業はその代表的な取組として「Water Square Benthemplein（水の広場）」として位置づけられた。

○整備された施設や機能、使われ方

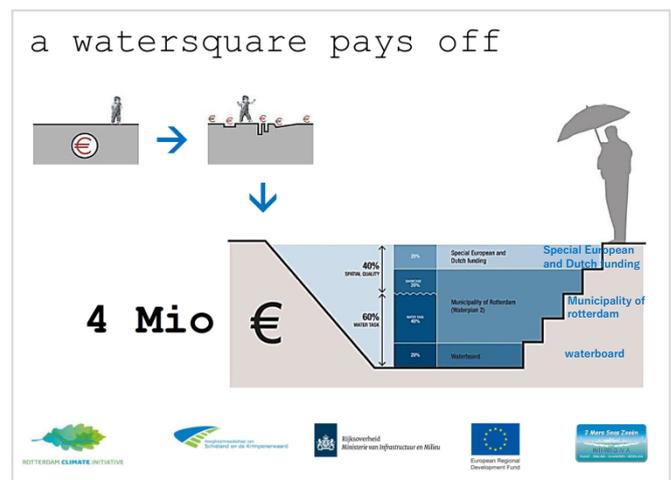
- ・降雨時の貯留機能と日常的な憩いの場という2つの機能を有した広場（水の広場）が整備された。広場は小さな窪みを有する3つの小広場と、それらを接続する通路・植栽から構成される。当施設の設計については、「雨の恵みを称え、人々が水を楽しめる空間」がデザインコンセプトとして考えられていた。
- ・降雨時には、雨水（約180万リットル）を3つの小広場で24時間貯留することができる。
- ・日常的における広場の利用者は大部分が学生であり、昼休みの時間帯で様々なアクティビティを確認することができる。例として、スケーターは広場のスロープを楽しみ、小さな広場空間（下図左上及び次頁図）は少人数の集会や劇場用に使われ、一番大きな広場（下図右上及び次頁図）は教会の儀式に使われている。

○予算や資金の確保

- ・上位計画である「WaterPlan 2」では、気候変動に適用した新しい排水施設が求められていた。「水の広場」の整備事業はそれに応えることが可能であったため、EU やオランダ政府などの様々な主体から資金を調達することができた。
- ・具体的には、総コスト400万ユーロのうち、6割が治水管理予算、4割が公共スペースの整備予算で賄われた。革新的な事業として、EUからの補助金も獲得することができた。



想定される利活用やゾーンについて  
(De Urbanisten 提供)



予算の割合  
(De Urbanisten 提供)

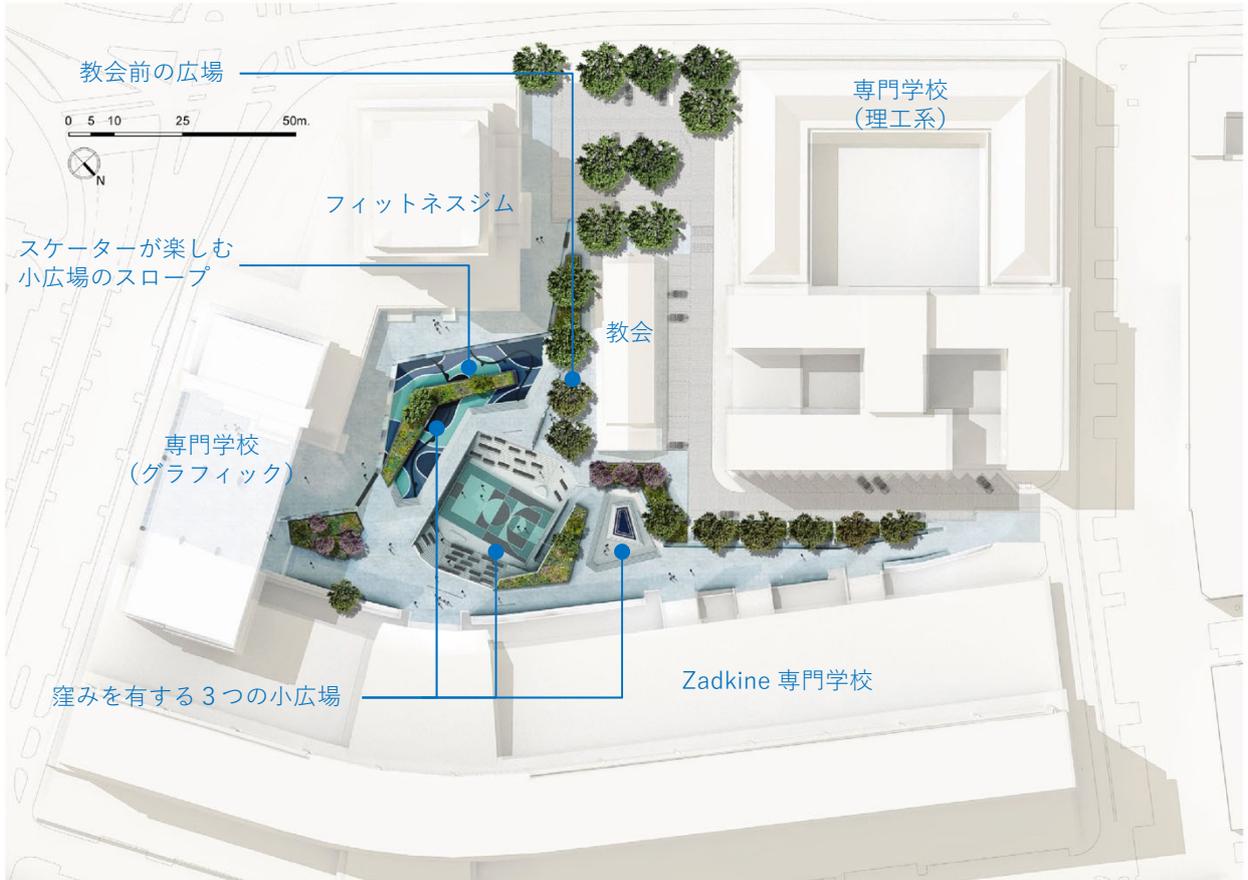


July 2010, before the intervention



January 2014, after the intervention

上：整備前、下：整備後（De Urbanisten 提供）



平面図（De Urbanisten 提供）

Water square Bentemplein Plan



the water square on a dry day



the water square after the rain



Rendering of the water square during a serious cloudburst

空間の活用イメージ（左から日常時の様子・降雨後の様子・豪雨時の様子）  
（De Urbanisten 提供）

## ■事業実施の体制

○事業主体：City of Rotterdam（ロッテルダム市）

Schieland en de Krimpenerwaard（水道局、ロッテルダム市のパートナー）

Rotterdam Climate Initiative

⇒Rotterdam Climate Initiative（ロッテルダム気候イニシアティブ）は政府や民間企業、市民が協力してCO2排出量を50%削減すると共に、ロッテルダム地域の経済を促進するための運動を行っている。本事業においては、温暖化対策に関する住民の意見聴取等の活動を行っていた。

○設計者：DE URBANISTEN（代表設計者）

Annet Posthumus（色彩検討）

Anouk Vogel（オブジェのデザイナー）

○施工者：Wallaard

### ●行政の体制について

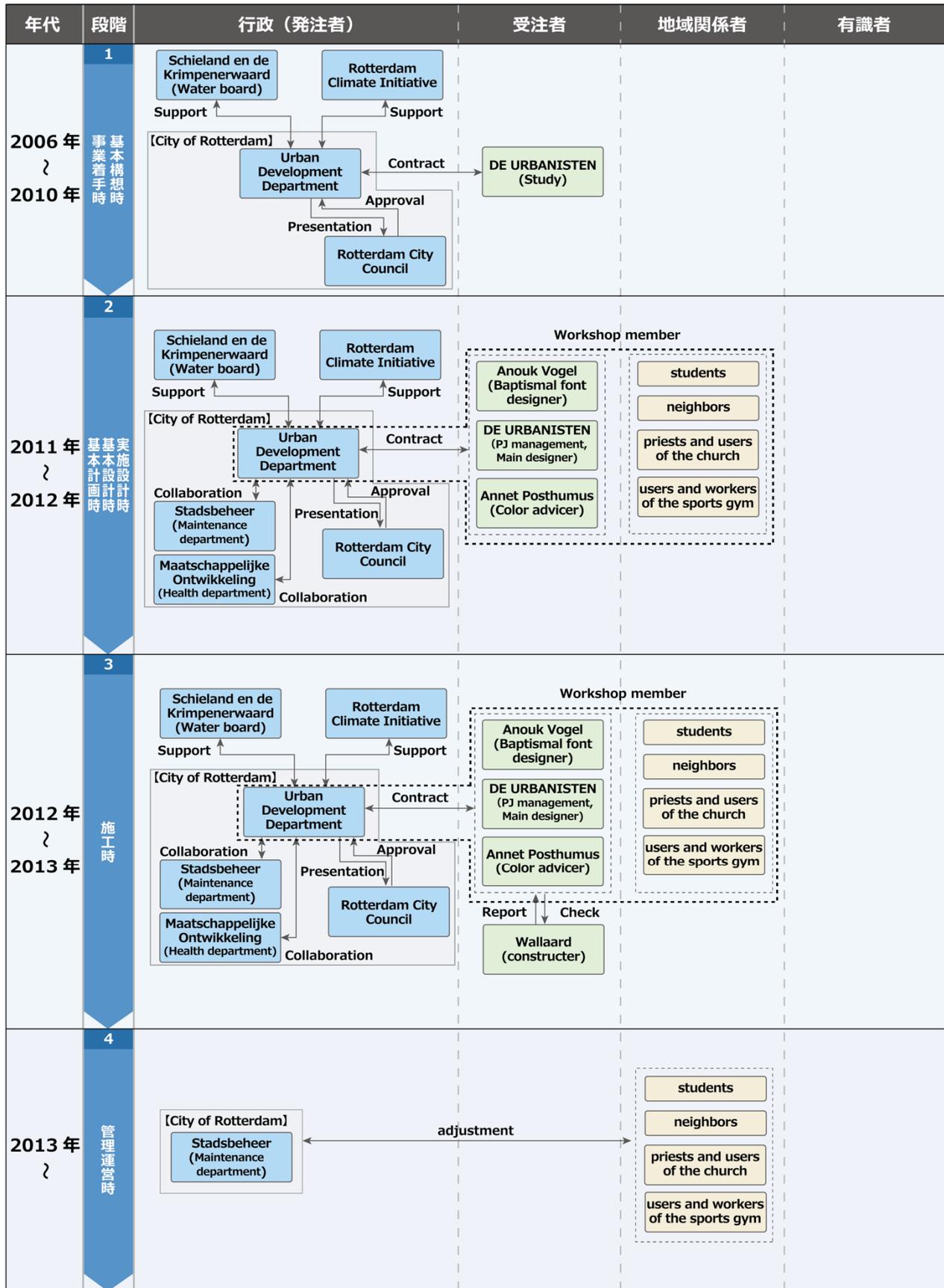
- ・関係する行政の主体として、前述の Schieland en de Krimpenerwaard（水道局）に加えて、ロッテルダム市では、主にマネジメントやエンジニアリングの部局である Urban Development Department と、維持管理に関する部局である Stadsbeheer（Maintenance Department）、衛生面などに関する部局である Maatschappelijke Ontwikkeling（Health Department）が参加していた。ロッテルダム市では、プロジェクトマネージャーが担当事業ごとに必要な部署（能力）を選定し、選定された部署から適宜適切な人員が担当者として関与することによって実施体制が構築される。そのため、本事業のような庁内連携のもとで事業を実施することは一般的とされている。
- ・なお排水処理の技術的な検討は、Urban Development Department の部署の1つである Engineering Bureau に所属するエンジニアが担当し、別途の業務発注は行っていない。

### ●プロジェクトチームについて

- ・次頁に示す「基本計画時・基本設計時・実施設計時」はロッテルダム市が統括した。治水管理機能を備えた公共スペースの整備事業は前例がなかったため、あらゆる関連部署の人員（治水管理、建設、衛生、緑化、維持管理等）よりチームを編成し、事業開始当時から統合的に取り組んだ。

### ●専門家の関わり方について

- ・本事業を遂行する上で必要な職能は前述の通り市内部の職員と設計者（De Urbanisten）で対応可能であったため、大学関係者などの外部有識者は関与していない。
- ・なお一般的に、政策、長期ビジョン等を策定する「事業着手時・基本構想時」に外部有識者（大学教授など）の協力を求めることがある。しかし、デザイン案の作成や設計業務においては、ロッテルダム市内部に約600人のエンジニア（建築・土木・造園分野）がいるため、事業実施段階のノウハウは十分蓄積されていると認識されている。これが、ロッテルダム市の事業で外部有識者に依頼することが少ない最も大きな理由である。



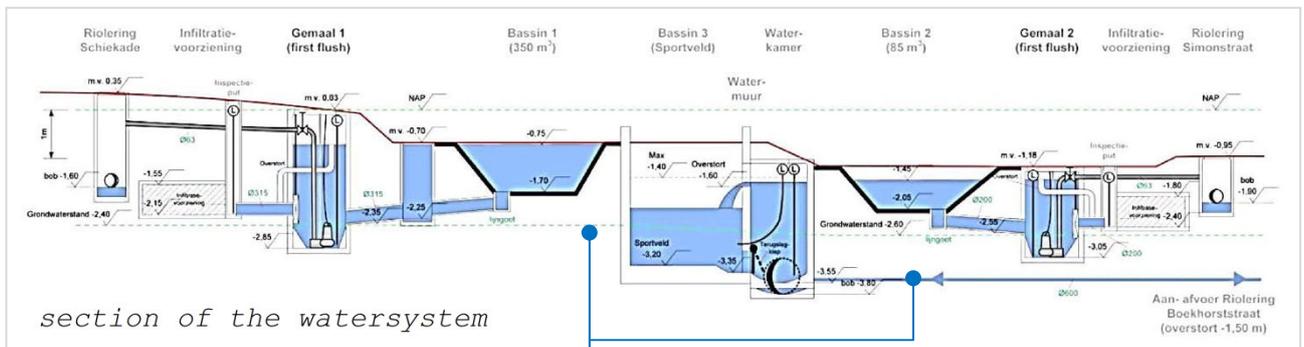
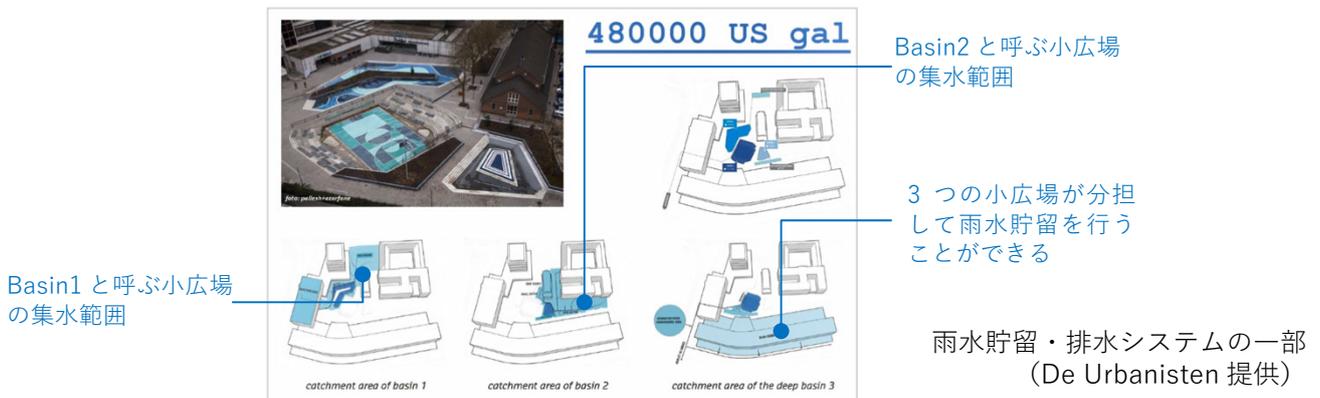
体制変遷図

■技術的な工夫

- ・本事業のビジョンは「治水」と「市民による利用増進」の両機能を有する広場を創出することであった。また、従来のような地下タンクなどの埋設物による治水機能向上を行った場合、地域住民にその性能や事業効果を示すことが難しいため、それらの機能を地上空間において実装することを試みた。そのため、「治水」については貯留機能やそのシステムに関して、「市民による利用増進」は設計プロセスの中で行われたワークショップに関して、それぞれの工夫を以下に示す。

○貯留機能による安全性の確保

- ・貯留するシステムとして、広場の舗装の雨水だけでなく、周辺の建物の屋上とも接続しており、広場だけでなく建築の雨水も貯留することが特徴的である。
- ・本事業は、通常の下水道整備よりも多額のコストを要しているが、ロッテルダム市がコスト削減よりも広場空間の有効活用と水害対策を両立した新しい公共空間のあり方を実現させることを重視していたため、事業実現に至ることができた。
- ・またこの貯留機能には周辺の建築物からも雨水が進入する関係上、水質のコントロールが困難であり、例として汚水が混入してしまった場合にそのまま 36 時間放置される可能性があるなど、水質管理の側面で課題が残っている。
- ・本事業規模の水の広場は、ロッテルダム市では Benthemplein が唯一の事例である。同様の概念（水害対策と公共空間の利活用）を導入した小規模な水の広場は他にも市内で整備されたが、当事業のように他の場所に流出させるのではなく、一時的に雨水を貯留し、徐々に土壤に浸透させていく作りとするなど、異なる貯留機能のシステムで実装されている。

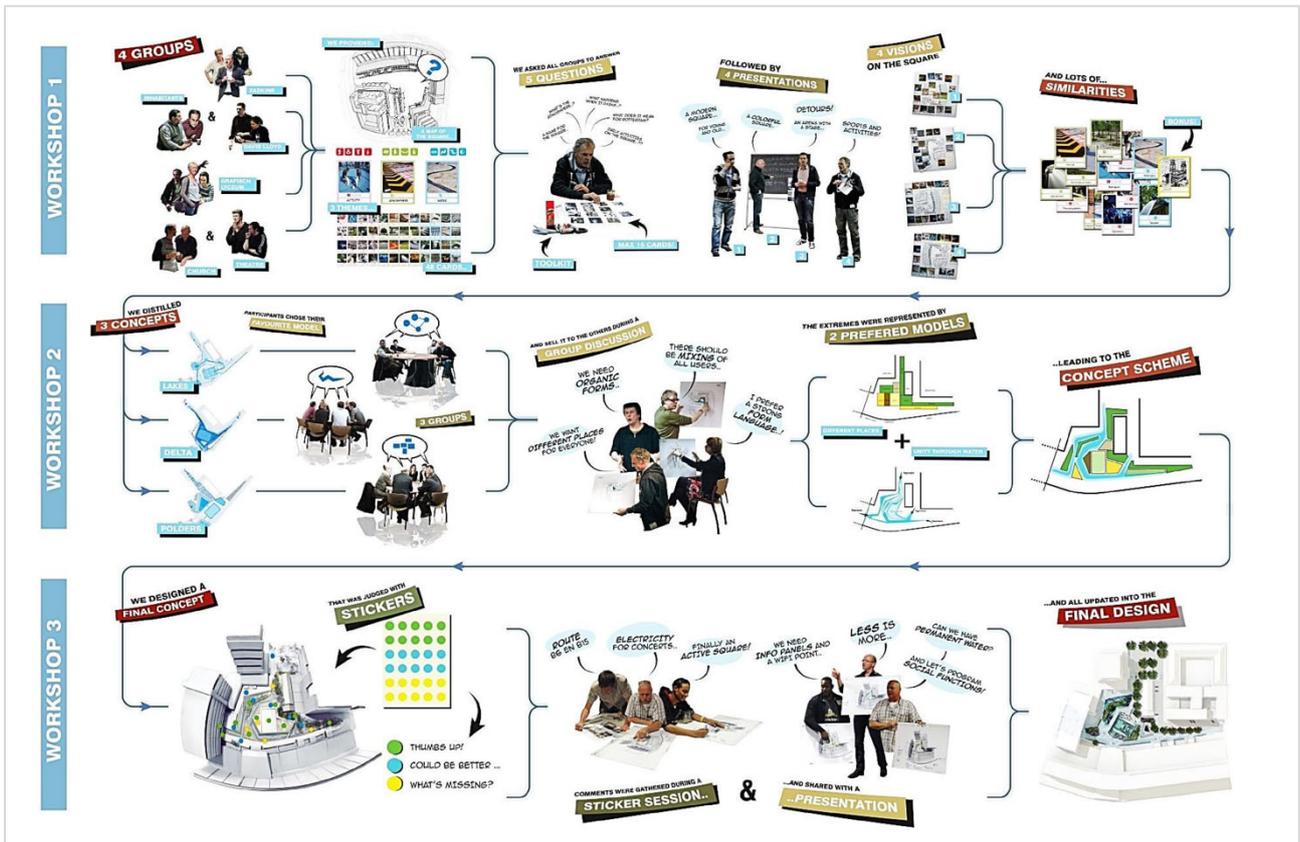


各小広場で貯留した水が地下で接続され、埋設されたポンプシステムで排出される仕組み

雨水貯留・排水システムの断面図 (De Urbanisten 提供)

### ○ワークショップによる合意形成・空間創出

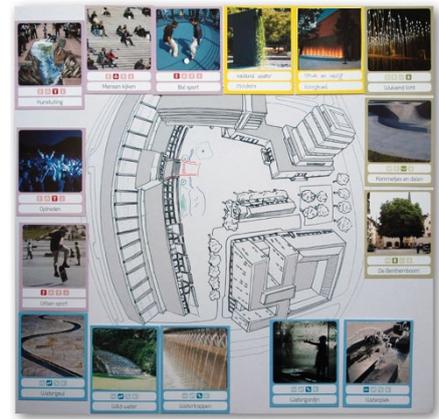
- ・広場はワークショップ（WS）による合意形成を経て創出されている。WS は3回開催され、想定される全ての利用者層（学生、住民、教会関係者、スポーツクラブ関係者など）が参加した。
- ・行政および設計者は具体的な設計案を最初から提示することはなく、ゼロベースでアイデアを集めることが第1回WSの目的であった。第2回WSでは第1回のWSで集まった意見を集約し、意見交換のベースとなる3つの空間デザインが用意された。第3回WSではそれまでの意見を踏まえた最終案が提示され、地域との合意形成がなされた。
- ・次頁以降に、ワークショップの手法として特徴的であった第1回・第2回WSの詳細を示す。



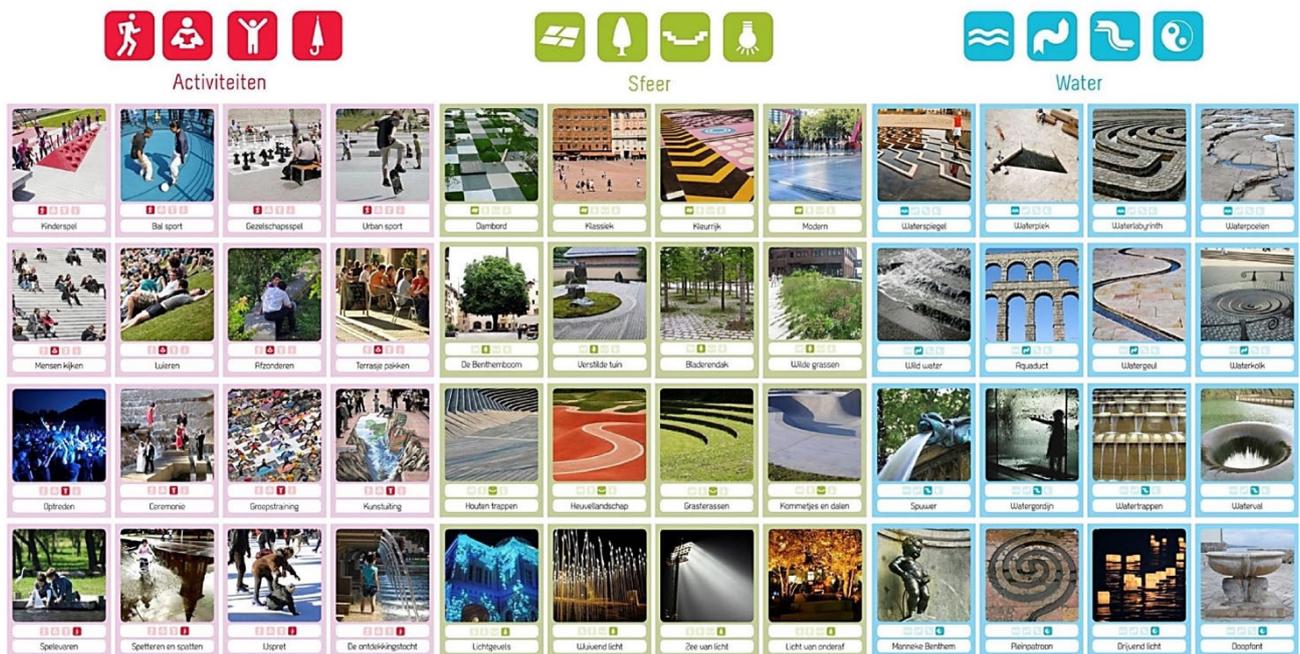
実施された3回のWSの流れ  
(De Urbanisten 提供)

●第1回 WS：2011年2月

- ・WSでは、前提条件として、市と自治区が抱える貯水の課題解決のために、「水の広場」の機能が必要であることが説明された。また本段階で具体的な空間設計案は決定されていないことも併せて説明された。
- ・参加者を4グループに分けてWSが実施され、活動や水のあり方等が異なる48枚のカードから各グループが12枚を選択し、それぞれでパネルを作成・発表した。
- ・48枚のカードは、活動、雰囲気、水の3つのジャンルから構成されている。また白紙のカードも用意されており、参加者が自らのアイデアを書き込むことが可能であった。この第1回WSでは、限られた空間において全てのアクティビティを入れ込むことはできないため、参加者同士で実現させたい「雰囲気」や「活動」を議論し、アイデアを共有するプロセスを体験させることが意図されていた。



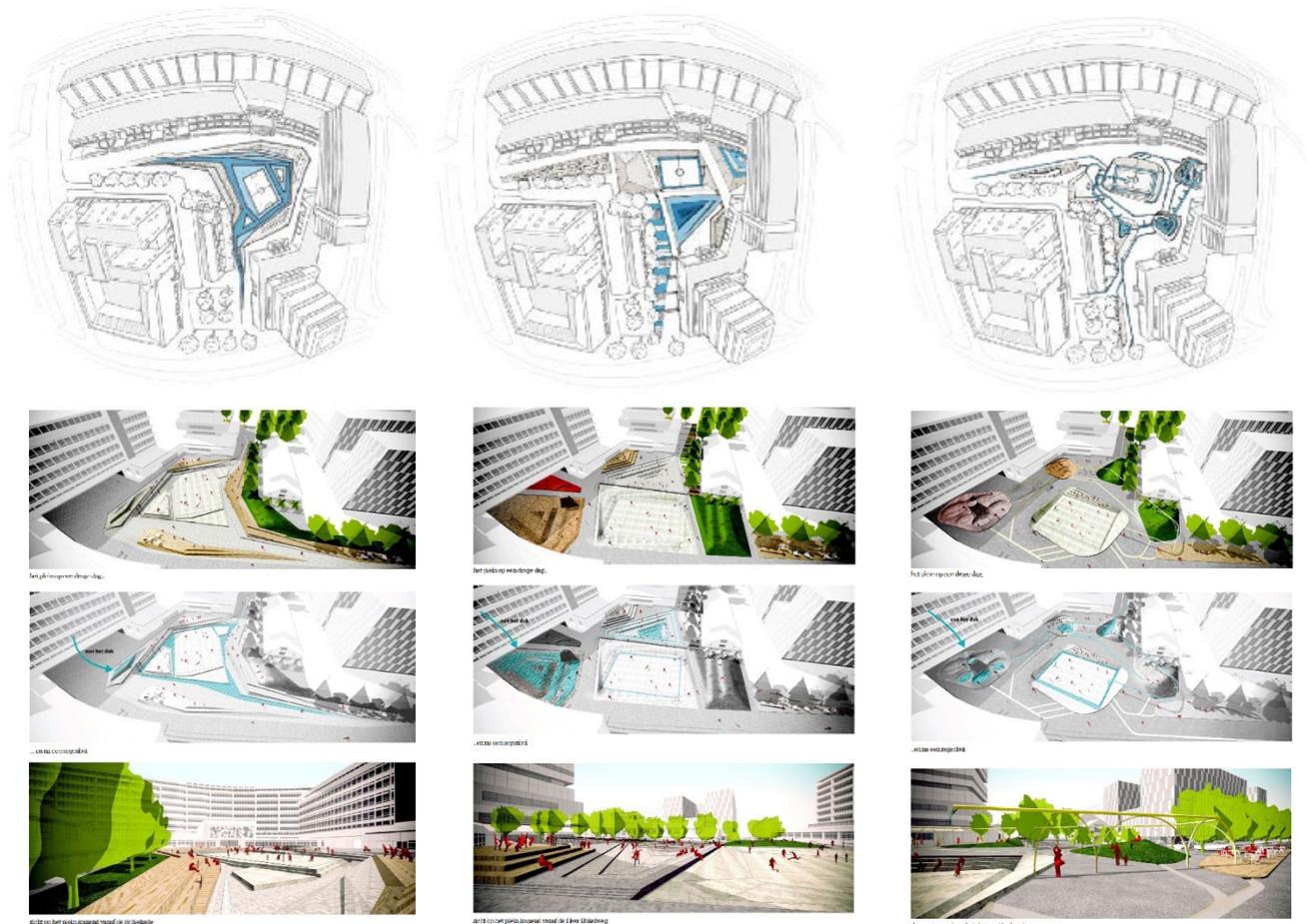
第1回WSでの成果物の一部  
(City of Rotterdam 提供)



第1回WSで使用された48枚のカード  
(City of Rotterdam 提供)

●第2回 WS：2011年3月

- ・第2回 WS では、第1回 WS で出されたアイデアを組み合わせ、設計者が3つの空間案を作成し、提示した。なお、各設計案については、特定の場所に直接関連している活動（教会の儀式利用など）等の要望も考慮された。
- ・設計された3案は、中心に大きな広場が配置された案（Delta：三角州）、活動ごとに利用する場所を分割する案（Polder：干拓地）、その中間の案（Meren：湿原地）となった。そして、WS 参加者に3案から選んでもらうとともに、その理由もお互いに説明し合うことが試みられた。
- ・Delta 案は中央の広場が活動の中心となっているプランであり、他方で Polder 案は複数の活動を小さな広場で分割することができるプランである。Meren 案はその中間的な案であり、小さな沼を川で繋いでいくプランとなっていた。
- ・参加者により議論された結果、参加者が推奨する案は、数としては Delta が6名、Polder が6名、Meren が3名であった。
- ・結果として、多くの活動が分割した空間で行うことができる「Polder」がベースとなることが議論された一方、主要な広場が中心に位置する「Delta」も支持者が多かったことから、第3回 WS では「Polder」と「Delta」をベースに中央の多目的スペースと小規模のスペースを作る案を設計者が提示することとなった。



WS で提示された案（左から Delta、Polder、Meren）  
（City of Rotterdam 提供）

## ■上位関連計画

### ○Rotterdam Waterplan 2

- ・市と水道局が今後の水問題にどのように対処していくかをまとめた計画であり、2030年までを見据えたビジョンが示されている。
- ・この計画の背景として、以下の課題があった。
  - 海面上昇による水位の上昇
  - 降雨量の増加による洪水（約60万m<sup>3</sup>の貯水量が不足）
  - 水質の改善（水に関する欧州の枠組みの指令：the European Framework Directive on Waterを満たすことが必要であった。枠組みは2000年に制定され、EU域内の河川、湖沼、沿岸水域等を良好な状態とすることを目標としている。良好な状態とは、生物・化学等の観点から定義されている。）
- ・課題解決の1手法として水の広場（water squares）が例示され、他の手法として緑の屋根（green roofs）等が挙げられている。ロッテルダムにおける緑の屋根事業は、雨水貯留を促進するという側面が強く、一般的に見られるエネルギー創出・二酸化炭素の吸収といった側面は副次的である。建築物の屋根であれば所有者（公共・民間）を問わず設置を推進しており、市は100万m<sup>2</sup>の屋根の緑化を目標に事業を推進している。

## ■事業効果

### ○治水技術の広報

- ・アメリカ国内の複数地域からそれぞれ視察団が訪れるなど、本事業の概念・技術力の高さが独創的かつ有用なものであったと評価されている。また、こうした視察やインタビューによって治水管理の知識（オランダの治水技術の高さ）を世界に広報することができている。

## ■公共デザインの質を高めることへと繋がる工夫

### ○都市の課題に対して、ビエンナーレ等を通じて実験的に取り組む

- ・ロッテルダム市では都市の課題に対してビエンナーレ等の展覧会を行い、多くのアイデアを募ることが一般的である。ただし本事業が市の中でも特徴的であったのは、優れたアイデアと設計者を確保した上で、上位関連計画をアップデートしつつ、それをある地域に実験的に当てはめるというプロセスであった。
- ・予算の観点では、上位関連計画の「Waterplan」（のちの「Waterplan 2」）で示されたビジョンが明快であり、かつそれがビエンナーレ、補助金の申請を通じて市内及び欧州に共有されていたことで、通常よりもコストがかかる整備であっても「公共スペースの有効活用と水害対策」を実現することができた。（実現方策⑨-1：デザインや景観を含めた十分な予算を確保する）
- ・また体制の観点では、合意形成の技術とデザイン力を有した優れた設計者の存在もこのようなプロセスを成立させていた大きな要因であった。具体的には本事業の設計者であるDe Urbanistenはビエンナーレで優れたアイデアを提示した技術者でありながら、ワークショップにて48枚のカードを使い効率的に意見を抽出し、また相反する意見を調整しながらデザイン案を提示することができた。（実現方策⑩-1：能力の高い計画・設計者を継続して選定する）

### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・日本においても各地でビエンナーレや芸術祭が開催されていることから、本事業を参考とし、地域の課題解決に寄与するよう工夫することが考えられる。一般的にビエンナーレ等は文化・芸術・美術的側面が強いものであるが、地域が抱える課題やビジョンが事前に具体化されていれば、課題解決に効果的なアイデアが提示される可能性がある。
- ・また本事業のように合意形成やデザインの能力を有する役割を確保できていれば、アイデアをもとに、より具体的に地域のビジョンを達成するための事業遂行が可能となる。なお合意形成とデザインの能力を有する役割は、本事業では同一技術者であったが、異なる技術者によるコラボレーションでも実施可能である。

### ○長期的な事業に一貫して関与する事業担当者の重要性

- ・ロッテルダム市では本事業に限らず、プロジェクトマネージャーが構築した体制で事業の計画・設計・施工までを担当することが一般的である（※担当者の意向次第ではメンバーが変更となることもある）。そのため、職員の異動などがなく一貫して各分野の担当者が事業に関わることで、地域のビジョン策定の経緯や合意形成の経緯などを全員が理解し、質の高い公共空間を実現することへ大きく貢献したといえる。（実現方策⑩-2：前任担当者の異動等の際にも適切に計画・設計意図を継承する）

### 【日本へ適用するための留意事項】

- ・法律や制度の異なる日本では同様の体制をすぐに実現することは難しい。一方で、本事業にみる体制構築は、日本の行政での異動等に伴い生じるデメリット、例えば新しい事業担当者が経緯を十分に把握できず、その結果発注の遅延に伴って設計期間が短くなってしまったり、これまでの決定事項を再確認する時間が追加で必要となるようなことは全く危惧されていなかった。このようなメリットに焦点を当てて、特定の事業で試験的に導入し、その結果を評価することなどは有効だといえる。

### 主な参考資料

- ・ City of Rotterdam より受領：Verslag Workshop 1 Benthemplein
- ・ City of Rotterdam より受領：Verslag Workshop 2 Benthemplein
- ・ DE URBANISTEN HP： [http://www.urbanisten.nl/wp/?page\\_id=47](http://www.urbanisten.nl/wp/?page_id=47)
- ・ DE URBANISTEN より受領：Benthemplein-brochure160923
- ・ DE URBANISTEN より受領：Pres\_Watersquare-13012021
- ・ International Architecture Biennale Rotterdam： <https://www.iabr.nl/en/projectatelier/iabr-and-water>
- ・ Public Space HP： <https://www.publicspace.org/about-the-prize>
- ・ Waterplan2： <https://www.rotterdam.nl/wonen-leven/waterplan-2/>

### ヒアリング記録（ヒアリング相手：ヒアリング実施日）

- ・ City of Rotterdam：2021年1月12日に実施。
- ・ De Urbanisten：2021年1月13日に実施。

-----

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of N I L I M

N o . 1203

March 2022

-----

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675